明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年六月四日

○第二百四回国会 参議院会議録第二十八号（その一）

令和三年六月四日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十八号
令和三年六月四日
午前十時開議
第一　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（趣旨説明）
第二　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第四　国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第五　自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆議院提出）
第六　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　地方公務員法の一部を改正する法律案（第二百一回国会内閣提出、第二百四回国会衆議院送付）
第一〇　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第一〇まで
一、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、国際経済・外交に関する調査の中間報告
一、国民生活・経済に関する調査の中間報告
一、原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告

○議長（山東昭子君）　これより会議を開きます。

日程第一　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（趣旨説明）

本案について提出者の趣旨説明を求めます。小此木八郎国務大臣。

○国務大臣（小此木八郎君）　ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案につきまして、趣旨を御説明いたします。

（国務大臣小此木八郎君登壇、拍手）

この法律案は、近年、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境が不確実性を増している状況に鑑み、我が国の安全保障等に寄与することを目的として、防衛関係施設、海上保安庁の施設等の周辺並びに国境離島及びその周辺の有人離島の区域内にある土地等の利用状況を調査するとともに、当該土地等がこれらの機能を阻害する行為の用に供されることを防止するための措置について定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めることとしております。

第二に、内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね一千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設又は当該国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを注視区域として指定することができることとし、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときに、当該利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないこと等を勧告するとともに、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命令することができることとしております。

第四に、内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設又は国境離島等について、その機能が特に重要であり、又はその機能を阻害することが容易であって、他の重要施設又は国境離島等による代替が困難である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとし、特別注視区域内にある一定面積以上の土地等について、所有権等の移転等をする契約を締結する場合には、原則として、その当事者があらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないこととしております。

第五に、内閣府に、土地等利用状況審議会を設置することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。和田政宗さん。

（和田政宗君登壇、拍手）

○和田政宗君　自由民主党の和田政宗です。

自由民主党・国民の声を代表し、ただいま議題となりました重要土地等調査法案について、小此木担当大臣に質問いたします。

ここ十数年、自衛隊基地周辺などで外国資本による土地の購入が明らかになっています。長崎県対馬市の海上自衛隊基地や北海道の航空自衛隊基地周辺の土地や森林が外国資本に購入され、国境離島でも、外国企業による利用計画が不明な土地購入に、地元から憂慮の声が上がっています。

これまでの法体系では、誰が何の目的で購入したのか、国として調査することができない状況でした。しかし、我が国の安全保障上重要な施設の周辺から、有事の際、直接的な妨害活動のみならず、電波による妨害行為がなされるだけでも、国防上致命的な状況に陥りかねません。気が付いたときにはもう手遅れで、我が国の存続や国民の生命が重大な危機にさらされるという事態は避けなければなりません。

このような状況では、我が国と国民を守り抜くことはできないと危惧し、こうした脅威に対する法律を整備しなくてはならないと、私は同僚議員とともに訴えてきました。

政府から提出された本法案をこの参議院本会議で議論できることに、ようやくここまで来たかという思いです。同時に、施行の状況を踏まえて、今回講じられる措置の実効性を確認し、更なる対応についても検討していかなければならないと考えています。

そこで、長い間の議論を踏まえ、防衛関係施設、海上保安庁の施設や重要インフラ、そして国境離島等を守り、日本の安全保障環境への脅威を取り除いていくという大臣の決意をお伺いします。

米国やオーストラリアなどでは、安全保障上重要な土地の所有等に一定の規制や制限を掛ける法律を制定しています。安全保障にとって重要な施設や土地の周辺での土地買収や利用に対して何らかの措置を講じていくことは、厳しさを増す国際環境からも国と国民を守るための世界的な常識です。この点について、大臣の見解を伺います。

今回の法案により、重要施設周辺の私権、私の権利が厳しく制限されるという意見がありますが、そうではないと考えます。

事前届出は、一般の土地関係法令でも求められることがあります。そして、本法案における利用状況調査において、罰則規定がある土地利用者等からの報告徴収も、現況調査を行い、行政機関や地方公共団体等に対して既に保有している情報の提供を求めた結果、なお必要があるときと限定されています。さらに、勧告や命令において、機能を阻害する利用や行為が何であるかについても、具体的に示されることとなります。

このように、私権の制限は必要最小限度かつこれまでの法体系ともバランスが取れているものであり、一般の住民の皆様の平穏な生活や営みに支障はないと考えていますが、大臣の見解を伺います。

土地関係法令による規制は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明として、契約の前に説明を受けることとなります。本法案による事前届出についても、重要事項説明の中に位置付けて、義務の説明を確実に当事者に伝えるなど、関係行政庁の協力を得て、この規定の実効性を高めるべきと考えます。この点について、大臣にお尋ねします。

今回の法案により、各省庁や地方公共団体が所有している公簿等の収集、土地等の利用者等からの報告徴収を行うことができるようになり、より正確かつ具体的な土地及び建物の利用状況の把握が可能となります。これらの情報は、個人情報保護の観点から適切に管理されることになると考えていますが、大臣の御所見をお聞かせください。

本法案では、勧告、さらには命令、それにも違反した場合に罰則が規定されています。しかし、それでも機能阻害行為が排除されないおそれがあります。その際、我が国の安全保障を守るために、売買契約の無効や政府による強制的な買収等の措置も検討する必要があるのではないかと考えますが、この点について大臣の考えをお尋ねして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣小此木八郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小此木八郎君）　和田議員から六問の御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、私の本法案に臨む決意について御質問をいただきました。

我が国の防衛関係施設等の周辺や国境離島等において外国資本が土地を買収していることは、安全保障の観点から長年問題視されてきた課題です。

我が国の安全保障をめぐる内外情勢は、近年厳しさを増しています。安全保障を確保するためには、土地の管理を含め、万全の対策を講ずる必要があると考えます。

本課題については、国会や地方議会でも議論されてきたほか、全国各地の地方公共団体からは、安全保障の観点から土地の管理を求める意見書が提出されています。

本法案は、土地に関する安全保障上の懸念が現実のものとなることのないよう、土地等を利用した重要施設等の機能阻害行為を未然に防ぐために必要なものであり、本国会で御審議の上、是非とも成立させていただきたいと考えております。

その上で、法案成立の暁には、私が先頭に立って、施行に向けた準備を確実に進め、国民生活の基盤の維持、我が国の領海等の保全、そして安全保障の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、諸外国の対応との比較について御質問をいただきました。

世界の主要国では、従来から軍事施設周辺の土地、建物の利用、取得を規制しています。これに加え、近年、米国、豪州及び英国は、安全保障上重要な土地等に関し、それらの取引規制にまで踏み込んだ法改正を行いました。それらの取組の背景、経緯や運用の詳細は、安全保障上の機微情報を含むため開示されておりませんが、それぞれの法改正は、個別具体的な事案ではなく、安全保障上のリスクを念頭に置いて行われたものと承知しております。

こうした状況の下、我が国としても、安全保障上の懸念が現実のものとなる前に、土地等を利用した安全保障の観点から重要な施設等の機能を阻害する行為については、その利用を適切に規制する必要があります。本法案は、こうした基本認識に立って取りまとめて、この通常国会に提出しているものであります。

次に、私権制限との関係等について御質問をいただきました。

安全保障の確保という大義の下、過度に私権を制限することはあってはなりません。本法案は、我が国の安全保障と自由な経済活動との両立を図るとの基本的な考え方に立って取りまとめたものであります。

本法案は、公簿の収集等によって安全保障上の重要な土地等の利用状況の調査を行った上で、防衛施設等の機能を阻害する土地等の利用が明らかになった場合に限って、その利用の中止を勧告、命令する等の措置を行うことができる枠組みとしております。このため、本法案に基づく措置は、国民の皆様の平穏な日常生活や経済活動を妨げることはないものと考えています。

次に、本法案に基づく事前届出と宅地建物取引業法の重要事項説明の関係について御質問をいただきました。

宅地建物取引業法においては、宅地建物取引業者に対し、契約締結の判断に大きな影響を与える重要事項について、売買契約成立までの間に買主に説明することを義務付けていると承知しています。本法案との関係では、特別注視区域において一定規模以上の土地等の買主等に義務付けられる事前届出について、重要事項説明の対象とすることを検討しています。

また、地方公共団体や不動産業関連団体等にも御協力をいただき、制度の趣旨、求められる対応等について分かりやすく周知広報に努めてまいります。

次に、個人情報の保護について御質問をいただきました。

本法案に基づく調査では、不動産登記簿や住民基本台帳等の公簿の収集等を通じて個人情報を取り扱います。このため、第三条において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法令にのっとり、その保護、管理に万全を期すことを確認的に定めています。

調査によって収集する個人情報は、内閣府に新設する予定の部局が責任を持って管理します。具体的には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、例えば、目的外使用は行わない、情報漏えい対策を講じるなど、厳格な管理を徹底してまいります。

最後に、取引制限や強制的な買収等の検討についての御質問をいただきました。

本法案は、重要施設等の機能を阻害する行為を防止するため、土地等の利用状況を調査した上で、必要に応じ土地等の利用について規制を行おうとするものであります。

一方、そうした機能阻害行為としての土地等の利用を防止するために土地等の取引を規制する、あるいは収用によって所有を規制するといった私権制限の程度が強い措置を設けることについては、昨年開催した国土利用の実態把握等に関する有識者会議においても御議論いただきました。その結果、有識者会議の提言では、今般の制度的枠組みの実施状況、有効性等を見極めた上で、安全保障をめぐる国際情勢、諸外国の取組等も踏まえ、慎重に検討していくべきとされたところであります。

こうした提言を踏まえ、本法案では、当面、土地等の利用状況の調査及び利用規制の枠組みで対応することとしました。その上で、御指摘のあった強制的な買収等の措置については、附則第二条に規定する五年後の見直しにおいて、更なる政策対応の在り方について検討してまいります。

以上です。（拍手）

○議長（山東昭子君）　木戸口英司さん。

〔木戸口英司君登壇、拍手〕

○木戸口英司君　立憲民主・社民の木戸口英司です。

ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言は、東京都、大阪府など五月末とした期限が六月二十日まで延長され、沖縄県も含め十都道府県で継続されることとなりました。菅総理が短期集中をうたって四月二十五日に始まった宣言は、週末ごとに対象地域の追加と延長を繰り返し、宣言の効果への疑念と総理の言葉への不信感は、国民の協力へのモチベーションを著しく低下させているのではないでしょうか。

急速に置き換わる変異ウイルスの拡大を抑え込み、二十日に宣言解除できるのか。影響がとりわけ大きい飲食業等、事業者は持ちこたえられるのか。菅総理の七月末までにワクチンの高齢者接種を終わらせるとの大号令は実効性があるのか。多くの国民の懸念や不安を置き去りに突き進む東京オリンピック・パラリンピックは本当に開催できるのか。

この局面で、六月十六日、国会を閉じるのでしょうか。専門家や自治体との意思疎通と役割分担がいまだ不安定な政府に一任し、国会を延長しないとすれば、国会の存在意義そのものが問われます。

今回の土地規制法案について、防衛施設の保安を徹底するのは当然であり、外資による土地買収への懸念も理解できます。しかし、本法案は私権制限を伴い、懲役を含む刑罰が科せられます。このような重要法案をなぜ会期末ぎりぎりになって参議院に送ってきたのか。恣意的な運用がなされるおそれをそのままに、政府に白紙一任することはできません。

衆議院内閣委員会において、立憲民主党は、私権制限に歯止めを掛けつつ法の実効性を高めるよう慎重審議を求めてまいりましたが、審議僅か十二時間、委員長職権で打ち切られたことは言語道断です。参議院での審議時間の確保を理由としたようですが、会期末まで二週間を切る中で、審議不十分の生煮え法案を安易に送ってこないでいただきたい。

規制される行為も、政府による調査の範囲も、その詳細は明示されないまま、安全保障を盾に政府は説明責任を忌避していると言わざるを得ません。参議院では、法案の不備を明らかにするまで、十分な審査をいたしましょう。参考人質疑も連合審査も当然必要です。時間が足りなければ、国会を延長しましょう。

これまで、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有、利用をめぐって安全保障上の懸念が指摘され、二〇一〇年、和歌山県議会から国に対し、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むことを求める意見書が出されて以来、複数の自治体議会から同様の意見書が提出されています。また、二〇一三年の長崎県対馬市議会、二〇一四年の北海道千歳市議会において、各市に所在する自衛隊基地等の周辺土地が外国資本に取得されていることが問題提起されてきました。政府は、二〇一三年、国家安全保障戦略を閣議決定し、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の把握、状況に努め、土地利用等の在り方について検討するとの方針を示しています。

本法律案提出まで時間を要した経緯について、小此木大臣に伺います。

また、外資による土地取得が問題視されてきた水源地周辺は調査、規制の対象外となりますが、地方の要請に応える法案となっているのか、所見を伺います。

衆議院内閣委員会の質疑において、本法律案の立法事実について、小此木大臣からは、我が国の安全保障をめぐる内外情勢が近年厳しさを増しているとの答弁がありました。この認識は我々も共有するところですが、国家安全保障戦略による方針が打ち出されて八年が経過し、この間、同様の認識が政府から繰り返される一方で、本法律案は、骨太の方針二〇二〇で方針が出されてから、昨年末のたった三回の有識者会議、窮屈な日程の中での国会提出と、拙速感が否めません。

現在の我が国を取り巻く安全保障環境に対し、本法律案の果たす意義と実効性について、岸防衛大臣の説明を求めます。

防衛省は、国家安全保障戦略の方針を受け、二〇一三年から四年間、約六百五十の防衛施設の隣接地について、不動産登記簿等の一般に入手可能な資料により調査を実施しております。登記簿上の名義人が外国籍の者である土地が認められたとしながら、実態上の所有者と登記記録上の所有者の不一致や、不動産登記簿の地目以上の利用実態までは把握できないなど、調査に限界があるとの指摘がされてきました。

当時の調査の総括について、防衛大臣に伺います。

本法律案による調査には、第六条の現地・現況調査、第七条の公簿収集、第八条の報告徴収と、第十三条の特別注視区域における事前届出制度に加え、重要施設を所管又は運営する関係省庁、事業者や地域住民の方々から機能阻害行為に関する情報を提供いただく仕組みも今後検討すると答弁しています。第二十二条では、内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるとあります。

内閣官房から示された防衛関係施設における注視・特別注視区域の候補は、注視区域で約四百数十か所、特別注視区域で約百数十か所に上っています。これら区域の調査に当たり、関係行政機関は防衛省・自衛隊であり、自衛隊による住民に対する直接的調査への協力要請が行われる懸念があります。このような現地・現況調査が行われるとすれば、自衛隊法においてどの規定によることになるのでしょうか。

本法律案の目的の達成のための自衛隊による住民への直接の調査がどの範囲まで許されると考えるのか、防衛大臣の見解を求めます。

本法律案は、法案中の懸念や定義が一義的ではなく曖昧であり、政府の裁量の幅が大きくなっている点が問題です。

法案では、重要施設や国境離島等への機能阻害行為に対して、行為の中止を勧告し、正当な理由がなく勧告に従わない場合には命令をすることができ、命令に従わない場合の罰則も規定されています。しかし、どういった行為が機能阻害行為に当たるかは、法律には明記されていません。

政府は、閣議決定をする基本方針に機能阻害行為を例示する考えを示していますが、本法律案が国民の権利を制約する内容を含んでいることからすれば、少なくとも政府が答弁している機能阻害行為については例示として法律に盛り込むべきと考えますが、小此木大臣の見解を伺います。

重要施設等の機能の阻害に使用されている物件に対し撤去など実効性ある措置をとることはあり得るのか、また、どのような規定によるか、伺います。

本法律案で定義する重要施設の三類型の一つに生活関連施設があります。この生活関連施設は、国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるものとされており、具体的な施設の指定は政令に委任されています。

政府は、原子力関係施設と自衛隊が共用する空港を生活関連施設として政令で定めることを検討しているとしています。

本法律案が国民の権利を制約する内容を含んでいることからすれば、機能阻害行為の例示の必要性と同様に、指定の基準を明確にするため、少なくとも政府が答弁している施設については例示として法律に盛り込むべきではないかと考えますが、小此木大臣の見解を伺います。

本法律案では、国民の権利と自由に及ぼす影響が懸念されています。

例えば、沖縄県は県土そのものが有人国境離島である上に、多くの在日米軍基地を抱えています。大多数の沖縄県民が本法律案に基づく調査や規制の対象となり、本法律案の曖昧な定義や基準のために県民が知らぬ間に監視下に置かれてしまうこともあり得ます。本法律案には、土地等の所有者や利用者の利用状況を調査するため、利用者その他の関係者に情報提供を求める規定があり、従わなければ処罰されます。基地等の監視活動や抗議活動をする知人や協力者の個人情報の提供を迫られることで、地域や市民が分断されることとなり、市民運動や住民運動の自己抑制、萎縮につながりかねません。

本法律案の規定による措置の実施に当たっては、憲法が保障する思想や表現の自由、団結権、団体行動権といった国民の権利と自由が不当に制限されるようなことがあってはならないと考えますが、小此木大臣の見解を伺います。

第八条では、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができることとし、報告若しくは資料の提出をしなかった場合の罰則規定が設けられています。

罰則が規定されている以上、関係者としてどのような者がその対象となり得るのか法律上明確でなければ、国民に対する罰則の告知として不明確であり、また、行政による恣意的な処罰のおそれが排除できない点で、罪刑法定主義に反するのではないでしょうか。どのような者が該当し得るのか法律に例示列挙を規定する考えはありませんか。小此木大臣の見解を伺います。

また、報告徴収についての罰則規定は削除すべきと考えますが、小此木大臣の見解を伺います。

注視区域及び特別注視区域は、内閣総理大臣が指定し、官報で公示することとされています。具体的にはどこが該当するのでしょうか。衆議院において、防衛省からは、該当する自衛隊施設のリストは作成したとしつつ、内閣委員会理事会には、全体像の分かる資料は提出されませんでした。防衛省の答弁によれば、このリストを公表した場合、我が国の防衛戦略構想の一端を示すことにもなりかねないとし、安全保障上の懸念を理由とされています。

本法成立後、官報で公示される区域リストについて、安全保障上の懸念から法案審査の段階で公表できないとすることに合理的理由は見出せません。充実した審議のためにも施設リストを示すべきと考えますが、提示しない理由と併せ小此木大臣の見解を求めます。

本法律案では、注視区域及び特別注視区域の指定について、経済的社会的観点から留意すべき事項を基本方針に定めるとしています。この経済的社会的観点から留意すべき事項とは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

市ケ谷の防衛省を特別注視区域の対象から除外するとの報道について、答弁では、決定した事実はないとしています。法定された指定の要件、すなわち重要施設機能の阻害の容易性や代替困難性などが認められるにもかかわらず、基本方針に定められた留意事項によって結局指定されないことがあり得るのであれば、法律も国会での議論も骨抜きにできてしまいます。恣意的な運用のおそれのある経済的社会的観点から留意すべき事項の文言は削除すべきと考えますが、小此木大臣の見解を求めます。

第十三条は、特別注視区域内にある土地の売買契約などにより所有権等が移転する場合に、契約に先立ち内閣総理大臣に届け出ることを義務付けています。この義務に違反し、事前届出をしないで売買契約を締結した場合について、罰則規定が設けられています。このような事前届出制度は、所有権の自由な移転を妨げるものであり、私権に対する重大な制約となります。

私権制限を正当化する理由として、国家の安全保障という漠然とした保護法益を挙げることで説明ができているのでしょうか。事前届出制による制限を正当化する十分な根拠が示されないとすれば、届出義務に違反した場合の罰則規定は削除すべきではないでしょうか。小此木大臣の見解を伺います。

また、国家の安全保障という抽象的な法益を保護するためであれば、事後の届出を要求することでその目的は達成できるのではないでしょうか。事後届出制に改める考えはないか、小此木大臣の見解を伺います。

有識者会議の提言では、土地の所有、利用に関する情報を一元的に把握、管理する組織、体制を整備すること、全国各地の土地等の所有、利用に係る情報を収集するに当たっては、公簿等の収集を始め膨大な業務量が想定されるとし、必要な人員、体制や予算を確保し、万全の備えを行うことを要請しています。この法律により新たに生じる膨大な業務の実地体制をどのように確保するのでしょうか。我が国の安全保障に関わる本法律案の性質上、また、個人情報保護の観点からも調査の民間委託などは慎重にすべきと考えますが、小此木大臣の見解を伺います。

法案の根幹の詳細は成立後の基本方針で示すとするのでは、議論の前提が成り立たず、立法府としての責任が果たせません。政府には誠意ある答弁を求め、改めて委員会での十分な審議時間確保を要求し、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣小此木八郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小此木八郎君）　木戸口議員から十問御質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、本法律案提出に時間を要した経緯及び地方の要請に応えているかを御質問いただきました。

御指摘のとおり、我が国の防衛関係施設等の周辺や国境離島等において外国資本が土地を買収していることは、安全保障の観点から長年問題視されてきた課題です。

政府は、御指摘の二〇一三年の国家安全保障戦略を踏まえ、防衛施設の隣接地や国境離島の領海基線の近傍の土地について所有状況等の調査を行いました。しかしながら、これらの調査は不動産登記簿等の資料の確認にとどまり、土地利用の実態を十分に把握するには至りませんでした。

こうした状況を踏まえ、政府は、令和二年七月の骨太方針二〇二〇において、安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用、管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる方針を閣議決定し、国土利用の実態把握等に関する有識者会議を開催して、いかなる対応が適切か検討を行い、本法案を取りまとめたところであります。

また、全国各地において、外資による水源地周辺の土地の取得に懸念が示され、適切な管理体制を構築するための法整備を求める意見書が出されてきたことは承知しております。一方、水源を涵養する森林や農地については、現行の森林法や農地法において、既に土地取得の際の許可や届出等といった措置が講じられております。

有識者会議の提言においても、既存の措置があることを踏まえ、これらの土地を対象とすることについては慎重に検討していくべきとされ、防衛関係施設の周辺や国境離島の土地は、最優先で制度的枠組みの対象とすべきとされたところであります。これらを踏まえ、本法案において、水源地については対象としないとしたところであります。

次に、機能阻害行為について御質問いただきました。

機能阻害行為について、例えば、重要施設の機能に支障を来す構造物の設置、領海基線の根拠となる低潮線に影響を及ぼすおそれがあるその近傍の土地の形質変更などが該当し得るものと考えています。

機能阻害行為として具体的に想定している行為については、安全保障をめぐる内外情勢や施設の特性等に応じて様々な態様が想定されます。このため、特定の行為を普遍的、代表的な機能阻害行為として法案に例示することは必ずしも適当ではないものと考えています。

いずれにせよ、閣議決定される基本方針において、可能な限り具体的に機能阻害行為の例示をお示ししたいと考えています。

次に、機能阻害行為に対する措置について御質問をいただきました。

本法案においては、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、勧告に関わる措置をとらなかったときは、その措置をとるべくことを命令することができるほか、命令に違反した者には罰則が科せられることとしています。

また、例えば、施設機能を阻害する構築物の撤去等を命令した場合において、その命令が履行されないときは、行政代執行法に基づき、内閣総理大臣が自ら構築物を撤去する形で代執行を行うことができるものと考えています。

本法案の目的を達成し得るよう、重要施設等の機能を阻害する行為が認められた場合には、これを是正するために本法案に基づく措置を適切に実施してまいります。

次に、生活関連施設について御質問いただきました。

生活関連施設に関してどのような施設を対象とするかについては、国際情勢の変化、技術の進歩、運用状況等に応じ、柔軟かつ迅速に検討を続けていく必要があります。

このため、政府の責任において、迅速かつ適切に具体的な生活関連施設の類型を定められるよう、法律の規定として、その機能を阻害する行為が行われた場合に、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるものという範囲を設けた上で、政令で定める仕組みとしたものであります。

次に、本法案に基づく措置と国民の権利や自由との関係について御質問いただきました。

本法案は、安全保障等の観点から、防衛関係施設等の周辺や国境離島等の土地等の利用状況を調査し、必要に応じてそれらの機能を阻害する利用を規制しようとするものであります。

このため、御指摘のあった基地等の監視活動や抗議活動に参加している方々について、そうした活動への参加を理由に、本法案に基づく調査を行うことやその行動を制限することはありません。

また、本法案に基づく措置は、機能阻害行為に利用されることを防止するために必要な最小限度のものとなるように実施する旨を明記しています。

いずれにせよ、本法案に基づく措置により、憲法で保障された国民の権利や自由が不当に侵害されることはないものと考えております。

次に、第八条の報告徴収について御質問いただきました。

第八条の報告徴収等は、土地等の利用状況を把握するために行うものであり、その対象者としては、土地等の利用状況を知り得る者が該当します。

具体的には、報告徴収等の対象となるその他の関係者については、条文上で例示されている土地等の利用者のほか、土地等の利用状況を知り得る者として、例えば、土地等の利用者が法人である場合その役員、土地等の利用者との契約等により、当該土地等における作業、工事等に従事している下請業者等を想定しております。

対象となる土地等の利用状況を知り得る者は、個々のケースによって様々であると考えられ、その他の関係者について具体的に例示することは必ずしも適当ではないと考えています。

また、御指摘のあった報告徴収に関する罰則規定は、報告徴収の実効性を担保し、必要な情報を確実に収集されるために必要なものであります。この罰則については、他の類例も参考としつつ定めたものであり、削除することは考えていません。

次に、区域指定と対象施設のリストの開示について御質問いただきました。

御指摘のあった防衛関係施設の候補リストは、自衛隊の各施設の役割とその重要性の評価をうかがい知る手掛かりとなり得るものであり、我が国の安全保障上、開示することが適切でないと考えております。

具体的な区域の指定については、法施行後に、個々の重要施設の周辺や離島ごとに法律の要件や基本方針の内容に照らして評価し、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、必要最小限の原則を踏まえ、判断することとしています。

次に、基本方針に定める経済的社会的観点から留意すべき事項について御質問いただきました。

注視区域又は特別注視区域の指定は、指定に伴う社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があると考えます。閣議決定する基本方針において、そうした考えを明らかにするため、御指摘のあった法第四条第二項第二号に規定する経済的社会的観点から留意すべき事項を示すこととしたところであります。

その具体的な内容について、例えば、重要施設の周辺に密集市街地が形成されている場合、その区域における社会経済活動への影響、施設機能の阻害行為の兆候等の把握が困難であるかどうかといった重要施設の周辺の実情、重要施設自体の形状や周辺区域における地形、国有地の所在状況などを考慮し、区域指定の要否、区分、範囲を判断するという考え方を明らかにすることを想定しております。

具体的な区域の指定については、先ほど申し上げたとおり、法施行後に、個々の重要施設の周辺や離島ごとに法律の要件や基本方針の内容に照らして評価をし、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、必要最小限の原則を踏まえ、判断することとしています。

こうした枠組みの下、御指摘のような恣意的な運用のおそれはないものと考えており、その文言を削除する必要はないと考えております。

次に、特別注視区域における事前届出制度について御質問いただきました。

本法案では、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを踏まえ、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する行為の防止に資する措置として、特別注視区域における事前届出制度を導入することとしております。

特別注視区域にある土地等については、機能阻害行為の兆候を可能な限り早い段階で発見し、適切に対応する必要性が特に高いと考えられます。

機能阻害行為を未然に防止する観点からは、土地等の所有状況を逐次把握し、機能阻害行為の着手、実行が可能となる契約締結時から、空白期間を設けることなく、本法案に基づく措置を適時適切に講じられるようにする必要があると考えております。

仮に、御指摘のあった事後届出制とした場合には、機能阻害行為に着手、実行した後で届出がなされ、本法案に基づく措置を講ずる機会を逸するおそれもあることから、適当ではないと考えています。

また、御指摘のあった事前届に関する罰則規定は、事前届出制度の実効性を担保し、必要な情報を確実に収集するために必要なものであります。この罰則については、他の類例も参考としつつ定めたものであり、削除することは考えておりません。

最後に、執行体制の整備について御質問いただきました。

本法案に基づく調査や利用規制等は、内閣府に新設する部局が行うこととしております。法案成立後、関係省庁とも調整しながら、必要となる体制の在り方について検討を進めていく考えです。

なお、不動産登記簿の収集などに際して、効率性の観点から、外部委託を活用することも考えられます。その場合であっても、当然のことながら、委託契約において秘密の保持に関する条項を設けるなどして、情報の管理をしっかりと行ってまいります。

私からは以上です。（拍手）

〔国務大臣岸信夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（岸信夫君）　木戸口英司議員にお答えをいたします。

まず、我が国の安全保障環境に対する本法律案の意義及び実効性についてお尋ねがありました。

本法案は、土地等の利用により、安全保障上重要な施設に対する機能阻害行為が行われるというリスクに対応することを目的としているものと承知をしています。

我が国を取り巻く安全保障環境が不確実性を増している状況に鑑みれば、こうしたリスクがあるものと考えており、事後的な対応では安全保障上、取り返しの付かない事態となるおそれがあるものと認識をしています。

この点、本法案による各種措置は、安全保障上のリスクとなる機能阻害行為を未然に防止できるものであり、防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点からも意義があるものと考えています。

次に、隣接地調査の総括についてお尋ねがありました。

防衛省は、二〇一三年十二月に策定された国家安全保障戦略により、防衛施設の隣接地調査を継続的に行っています。

この調査は、不動産登記簿等の一般の方でも入手可能な資料のみにより登記名義人の氏名及び住所等を確認する手法で隣接地の所有者を把握しているところ、実態上の所有者と登記記録上の所有者とが一致しない場合もあるなど、土地の所有者を把握するには一定の限界があるものと認識をしています。

その上で、本法案は、防衛省が行っている調査と比較して、対象及び手法の両面で大きく充実するものであり、防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点から意義があるものと考えています。

最後に、防衛省が本法案における調査に協力する場合の法的根拠及びその範囲についてお尋ねがありました。

一般論として、防衛省設置法第四条第一項第三十四号において、法律に基づき防衛省に属された事務が所掌事務として定められており、これを根拠として防衛省・自衛隊が他の法律に定められた事務を実施することはあり得るものと考えています。

その上で、本法案に基づく現地・現況調査の具体的な協力の在り方について、内閣官房において検討中であり、防衛省としての具体的な協力の体制は決まっていません。

したがって、本法案における調査に防衛省が協力する場合の範囲について現時点でお示しすることは困難ですが、本法案第三条において、本法案に基づく措置は必要な最小限度のものとなるようにしなければならない旨定められており、本法案に基づく調査についても当然適用されるものと認識しております。

以上です。（拍手）

○議長（山東昭子君）　三浦信祐さん。

〔三浦信祐君登壇、拍手〕

○三浦信祐君　公明党の三浦信祐です。

ただいま議題となりました重要土地等調査法案について、公明党を代表して質問いたします。

近年、厳しさを増す安全保障環境下で、国民の皆様の生命と財産を守るために必要な法整備と体制の確保を図ることは政治の責任です。

ワクチン接種が進む世界では経済回復軌道が鮮明になる中、日本の土地や不動産で割安感が生じ、世界資本の投資が集中する状況も想定されます。経済回復を図ることは当然ですが、自由経済の日本にあって、経済安全保障上、国土保全上、抑止力としての役割を果たす必要な対策を講じることが今こそ重要です。

我が国の国境離島や安全保障上重要な防衛施設周辺等における土地の所有と利用について、国民の皆様の懸念や不安を取り除く必要性が増しています。本法案は我が国の安全を阻害する行為を防止することを目的とし、政府による土地所有と利用状況を把握できる法的根拠の整備であり、公明党は安全保障上重要な法整備として成立を期すべきと考えております。

一方で、安全保障と経済活動のバランスは重要で、両立させなければなりません。極度に経済活動等を萎縮させるような過度な調査や過剰な私権制限を抑制することも必要です。そこで、両立を実現するために、小此木担当大臣に質問いたします。

まず、公明党の主張により、総則の第三条に、本法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、必要最小限度のものになるようにしなければならないと義務規定が明記されました。法解釈、基本方針への反映、運用への指針となるため、重要な意味を持ちます。第三条の目的と意義、運用の在り方、加えて、調査により得られる個人情報の管理の考え方について、小此木担当大臣に伺います。

次に、本法案では、重要施設等の周辺における土地等の利用状況を調査することとしています。土地取引の大半は金融機関、ファンド等が融資を行い、その際、借入れ目的を把握していると承知しております。本法案との関係において、不要な経済活動の阻害を避ける視点で、金融機関等は借入れ目的の把握について新たな責務を負うことはないと考えます。金融機関に借入れの目的の徹底や政府への情報提供などの義務を課すことはないことを明確にすべきですが、小此木担当大臣の御見解を伺います。

調査、規制の対象区域として注視区域と特に重要なものを特別注視区域と設定しています。第四条に基本方針を定めるとしている中、類型に該当すれば自動的に全て指定することがないよう、経済的社会的観点から留意するとの規定を公明党として求め、当初案から追加をされました。この追加した意義と基本方針に与える効果、運用へ及ぼす考え方について、小此木担当大臣に伺います。

土地利用者が報告や資料提出に応じない、また、特別注視区域内での土地取引での事前届出をしない、さらに、土地利用の中止命令に違反した場合、第七章に基づく罰則を科すとしています。何が罰則に該当するかの明確さと適切な量刑であることが重要です。今回の罰則規定の内容の程度とその合理性について、小此木担当大臣に伺います。

最後に、安全保障上必要以上の情報公開は求めるべきではないものの、本法案は罰則を伴う経済活動の規制を持つことから、運用に際して可能な限り透明性の確保が必要です。本法律に基づく措置の趣旨、内容の周知広報を図るとともに、運用実績を公表するなど透明性確保へ向けた政府の取組について、小此木担当大臣の御所見を伺います。

基本方針を適切に作成し、実効性ある運用による抑止力の効果を発現することで、国民の皆様の安全、安心を確保できるよう政府に求め、質問といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣小此木八郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小此木八郎君）　三浦議員から五問の御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、法第三条の意義や個人情報の管理等について御質問をいただきました。

第一章総則の第三条には、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならないとする、本法案全体に通じる基本的な考え方を規定しております。

すなわち、本法案の運用は、法の目的である重要施設等の機能を阻害する行為を防止するために真に必要な範囲で行い、国民の日常生活や事業者の経済活動に与える影響を最小限にとどめるという政府の方針を明らかにしています。

この方針に沿って、例えば、土地等の利用状況の調査に当たっては、内閣府に新設する予定の部局による公簿の収集を中心とし、土地等の利用者にとって負担となる報告徴収は限定的に行います。

また、本法案に基づく調査や利用規制の対象となる区域の設定に当たっても、その指定に伴う社会経済活動への影響を勘案し、安全保障の観点から適切な対応が求められる区域、範囲に限定します。

そして、調査の過程で取り扱う不動産登記簿等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法令にのっとり、その保護、管理に万全を期してまいります。

次に、本法案における金融機関等の責務について御質問をいただきました。

本法案は、重要施設の周辺等の土地等の利用実態を調査し、重要施設等の機能を阻害する行為が認められる場合に、その土地等の利用者に対し、当該行為の中止の勧告、命令を行うこと等を定めるものであります。

本法案に基づく調査等の対象となる土地等の取得、取引には、資金提供の形で金融機関等が関わるケースも想定されますが、本法案は、そうした立場にある金融機関等に特段の責務や対応を求めるものではありません。

一般論として申し上げれば、金融機関等は土地等に係る融資の可否を判断するため、その資金使途を確認しているものと承知しています。しかしながら、本法案は、金融機関等に新たな責務や対応を求めるものではありません。仮に、融資の対象となった土地等が、融資判断の際に確認した使途とは異なり、機能阻害行為のために利用されたことが明らかになったとしても、そのことについて本法案との関係で金融機関の対応が問題になることはありません。

次に、経済的社会的観点に係る規定の意義と運用について御質問をいただきました。

本法案は、安全保障と自由な経済活動の両立を図ることを大前提としています。このため、注視区域又は特別注視区域の指定は、指定に伴う社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があると考えます。閣議決定する基本方針において、そうした考えを明らかにするため、御指摘のあった法第四条第二項第二号に規定する経済的社会的観点から留意すべき事項を示すこととしたところであります。

その具体的な内容は基本方針で定める予定ですが、現時点では、例えば、重要施設の周辺に密集市街地が形成されている場合、その区域における社会経済活動への影響、施設機能の阻害行為の兆候等の把握が困難であるかどうかといった重要施設の周辺の実情、重要施設自体の形状や周辺区域における地形、周辺区域における地形、国有地の所在状況などを考慮し、区域指定の要否、区分、範囲を判断するという考え方を明らかにすることを想定しています。

この経済的社会的観点から留意すべき事項を踏まえて評価した結果として、土地等の取引に関する事前届出が必要となる特別注視区域の指定では、法定するその要件に該当する区域であっても、注視区域として指定することがあり得るものと考えています。

いずれにせよ、具体的な区域の指定については、法施行後に、個々の重要施設の周辺や離島ごとに法律の要件や基本方針の内容に照らして評価し、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、必要最小限の原則を踏まえ、適切に判断してまいります。

次に、罰則規定の内容、合理性等について御質問をいただきました。

本法案に基づく罰則としては、第一に、重要施設等の機能を阻害する土地等の利用の中止命令を受けてなおこれに応じなかったときには、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること、第二に、土地等の取引の契約に先立つ届出、すなわち事前届出を行わなかったとき又は虚偽の内容を届け出たときには、六か月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること、第三に、土地等の利用に関する報告等の求めに応じなかったとき又は虚偽の報告を行ったときには、三十万円以下の罰金に処することを定めています。

これらは、いずれも本法案に基づく措置の実効性を担保し、法目的を達成するために必要な措置です。そして、それらの内容は、類似する他法令の前例を踏まえ、慎重に検討を行った上で決定しており、過度な水準になってはいないと考えています。

最後に、本法案の措置に、その周知広報及び運用の透明性確保に向けた取組について御質問いただきました。

本法案において、土地等の利用者が政府の措置に対し罰則に担保される形で求められる対応は、第一に、機能阻害行為としての土地等の利用に対する中止の命令への対応、第二に、特別注視区域における土地等の取引に係る事前届出、第三に、土地等の利用に関する報告等の求めに対する対応です。

まず、法施行までに、それらの措置の趣旨、考え方、対応の手続等について、広く国民や事業者の皆様はもとより、地方公共団体、不動産業関係団体等に対しても周知広報を徹底してまいります。

その上で、区域内で平穏な日常生活を送る住民の方々、あるいは通常の経済活動を行う事業者の方々も対象となり得る特別注視区域における事前届出については、行政関係の手続に不慣れな方であっても円滑に事前届出を行っていただけるよう、届出書類の簡素化、記載マニュアルの作成、内閣府における相談体制の整備などに向けた検討を進めてまいります。

また、不動産取引を仲介する事業者の方々に御協力をいただき、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明として、対象となる土地等の買手に対し、事前届出の手続について説明していただくことも検討してまいります。

加えて、本法案に基づく措置の実施状況について、政府としてしっかり説明責任を果たしていくことは極めて重要であると考えます。このため、本法案の運用の透明性を確保する観点から、毎年、本法案に基づく措置の実施状況の概要を取りまとめ、国会を含め、広く国民の皆様に対して公表することとし、その旨を閣議決定する基本方針において明らかにする方向で検討してまいります。

以上でございます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　柴田巧さん。

（柴田巧君登壇、拍手）

○柴田巧君　日本維新の会の柴田巧です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案について、小此木大臣に質問します。

自衛隊や海上保安庁の施設、原発など重要インフラ施設の周辺や国境離島といった安全保障上重要な土地を敵対的な国家や勢力等から守ることは、世界では当たり前のことです。ところが、我が国では土地取得を規制する法律がなかったために、安全保障上の要衝地が外国資本や外国人等に野方図に買い荒らされてきました。

このため、日本維新の会は、政府・与党に先駆けて、平成二十八年の秋の臨時国会を最初に、今国会を含む五国会にわたり、国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案を参議院に提出をしてきました。我が党は、このようにどこの党よりも早く、そして強い問題意識を持ってこの問題に取り組み、しかも、本法律案以上に厳しい措置を含む法案を提出し続けてきました。

そこで、まず、これまでの我が党の取組と提出した法案の率直な評価を求めるとともに、今回の法制の生命線である実効性について、政府法案と維新提出法案の内容を比較し、どちらがより担保されると考えるか、併せて小此木大臣にお伺いをします。

さて、政府・与党も重い腰を上げ、今般ようやく法案を提出しました。一歩前進です。しかし、幾つも懸念があります。その一つは、特に重要度の高い土地、つまり特別注視区域の取引について、事前審査制度はなく、取引自体は自由にできてしまうことです。

法案では、事後に瑕疵が判明すれば是正措置がとられますが、取引成立から問題判明までの空白の時間に、我が国の重要な施設、土地をめぐって、悪意の土地取得者の背後に存在するであろう国家やテロ組織が何か仕掛けてきたら、後の祭りです。法案は事前届出を義務付けてはいますが、あくまでも届出にすぎず、取引後に実態について調査することになっています。

これでは、安全保障上重大な懸念や問題を惹起しかねない取引を未然に防げません。事前届出を義務付けるとともに、問題がある場合は、取引前に変更、中止の勧告や命令を出し、事前に防いでこそ意味があるのではありませんか。大臣にお尋ねをします。

法案では、調査方法として現地・現況調査を認めることとしていますが、土地及び建物の内部に立ち入って調査を行える権限までは与えられていません。これで本当に敷地内や建物内で重要施設の機能を阻害する行為がなされる事態を事前に察知し、未然に防ぐことができますか。

土地等利用状況調査を実効性あるものにするには、立入調査等、強制力のある調査を可能とすべきです。今後、法改正を検討する考えはありますか。併せて大臣の見解を求めます。

さて、法案においては、事前届出を受けて取引前に不審な購入予定者が判明した場合や、取引後に問題が分かったケースなど、国が必要に応じて当該物件を買い取る制度が盛り込まれています。

しかし、買取りのお願い、提案を所有者にできるにすぎず、加えて、その諾否についても所有者の任意であり、強制力はありません。例えば、取引前に悪意の購入予定者への所有権移転を阻止するために所有者に国への売却をお願いしても、買値は適正価格の提示となり、悪意の購入予定者が値をつり上げ、国による介入の妨害阻止に動くことは察しが付きます。取引後に所有者、物件に瑕疵が発覚した場合も同様です。今回の法施行前に外国資本等に既に購入されている重要施設周辺の土地についても、所有者に国への売却を求めることはできますが、所有者には応じる義務はなく、断られて万事休すです。

このように、勧告や命令に従わない者から土地等に関する権利の買入れができない場合、重要施設の施設又は国境離島等の機能を維持することは困難となります。

そこで、実効性を担保するため、国家安全保障上特に重要であり、国が直接管理すべき場合には、強制力がある収用、使用を可能にすべきではありませんか。お伺いをいたします。

ところで、法案により網が掛けられるのは新規取引のみであり、既に外資等に押さえられてしまっている要衝地については、現状変更のためには国が所有者に買取りをお願いできるだけで、断られてしまったら終わりです。そこで、法施行前の取引についても、強い権限で調査、是正を可能にするスキームが必要ではありませんか。お尋ねをします。

次に、法案に基づく土地利用規制の国際法上の根拠についてお聞きをいたします。

我が国は、ＷＴＯ、世界貿易機関のサービス貿易に関する一般協定、ＧＡＴＳに署名する際、外国人等による土地取引については留保条件を付けなかったため、ＧＡＴＳ第十七条により、外国人等に対して内国民待遇を与えなければならない義務を負っているとされています。一方で、ＧＡＴＳ第十四条の二では、安全保障上の必要があれば、外国人等への差別的待遇を例外的に認めています。

小此木大臣は、衆議院の質疑において、法案はＧＡＴＳに整合的なものとなっていると答弁をしていますが、これはあくまで国際法上の根拠としては、内外無差別原則を規定している同十七条を踏まえたものであり、同十四条の二の規定に基づくものではないということですか。安全保障上のリスクに対応するという意味では、同十四条の二の規定を根拠とすべきとも考えられますが、大臣の御見解をお伺いをします。

法案の提出に至る経緯として、政府は、外国資本による土地の取得について、地域住民の不安が広がり、法整備などを求める意見書の提出があったことなどを挙げています。

一方、法案第五条第五項及び第十二条第五項では、内閣総理大臣は、注視区域や特別注視区域の指定後速やかに関係地方公共団体の長に通知する規定は置かれていますが、内閣総理大臣が指定する際に関係地方公共団体から意見を聴取する規定は置かれておらず、適正な手続が定められているとは言えません。

地域の実情を正確に把握しているのは当該地域の地方公共団体であることから、指定する際には、関係地方公共団体の長からあらかじめ意見を聴取することをしっかりと法律上位置付けるべきではありませんか。

この点について、衆議院の質疑では、政府は、指定を行う前に関係地方公共団体と意見交換を行うことを基本方針に明記する方向で考えていると答弁をしていますが、法律に規定した上で手続の適正性を確保すべきではないでしょうか。大臣の見解をお伺いをします。

ところで、衆議院の質疑において小此木大臣は、現時点において市ケ谷の防衛省や海上保安庁の施設、原発などの重要インフラの周辺について特別注視区域の対象から除外することを決定した事実はないとした上で、法案に基づく注視区域又は特別注視区域の指定に当たっては、指定に伴う社会経済活動への影響も勘案しつつ、個々の区域ごとに指定の要否、区分等を慎重に判断すると答弁をしました。これでは、政府自ら特別注視区域に該当し得る要件として挙げている、その機能が特に重要であり、他の重要施設による機能の代替が困難であるものを対象から外すこともあり得るということになってしまいます。そういう判断は、法案の趣旨、目的に本当に合致しますか。小此木大臣の見解を求めます。

次に、附則にある検討についてお聞きをします。

法案では、法の施行後五年経過時に施行の状況に検討を加え、必要に応じて見直しを行うとしています。しかし、悠長に構えて現状を五年も放置していていいわけがなく、その間に外国資本等があの手この手で日本の要衝地を買い続けることになりかねません。また、法が施行されたとしても即座に効力を発揮するわけではありません。特別注視区域の個別指定、告示は煩雑な作業となり、半年から一年ほどの時間を要するとされています。したがって、不備が明らかになれば迅速に法改正等を行うべきではありませんか。大臣にお尋ねをいたします。

最後に申し上げます。

静かなる国土への侵攻を見逃してはなりません。我が国は、今まで余りにもお花畑全開でした。日本の平和と安全を確保するため、今こそ毅然と行動していくときです。

日本維新の会は、引き続き、そういう考えに基づき提案、提言をし続けていくことをお誓いし、私の質問といたします。

ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣小此木八郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小此木八郎君）　柴田議員から九問の御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、日本維新の会の提出法案と本法案の比較等について御質問いただきました。

日本維新の会が、平成二十八年以降、累次にわたり安全保障上重要な土地等の取引規制に関する法案を提出されていることは承知しております。

日本維新の会の法案は、今般の法案に先立ち、安全保障の観点から土地等を管理する法的枠組みを導入しようとするものであり、このことは私として大変意欲的な取組であると認識しております。

その内容は、防衛施設等の周辺や国境離島に所在する土地等の取引を規制するものとなっており、防衛関係施設等の重要施設や国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を規制する本法案とは措置の内容が異なります。

このため、両者の実効性について一概に比較することは困難でありますが、本法案では、安全保障の観点からリスクのある土地等の利用状況を調査した上で、機能阻害行為としての土地等の利用に対し中止等の勧告、命令を行います。さらに、特にリスクが高い特別注視区域内の土地等の取引を随時に把握するための事前届出を義務付けること等の措置を講ずることとしており、全体として十分な実効性が確保されているものと考えます。

次に、土地等の取引規制について御質問をいただきました。

土地等の取引に関する事前審査及び規制について、昨年開催した国土利用の実態把握等に関する有識者会議での提言では、あらかじめ規制の基準や要件を明確に定めることが困難であり、慎重に検討すべきとされたところであります。

この提言を踏まえ、本法案では、土地等の取引の事前審査及び規制を行ういわゆる取引規制は導入しないこととし、重要施設等の機能を阻害する土地等の利用が判明した場合、その利用の中止等の勧告、命令を行う利用規制の枠組みを採用することといたしました。

また、特別注視区域では、取引の事前届出を通じて土地等の所有状況を逐次把握し、利用状況に関する追加的な調査を行うとともに、必要に応じて国がその土地等の買取りに努める措置も設けております。これらの措置を的確かつ機動的に実施することによって、安全保障上のリスクとなる重要施設等の機能を阻害する行為の防止に万全を期してまいります。

次に、本法案に基づく調査の在り方について御質問をいただきました。

まず、御指摘の立入調査については、有識者会議の提言において、対象となる者の負担が大きいことから、調査の手法としては、現地・現況調査や公簿の収集等までの対応とすることが適当とされたことを踏まえ、本法案では導入しないこととしたいたしました。

一方、本法案に基づく調査では、不動産登記簿や住民基本台帳等の公簿収集、現地・現況調査に加えて、土地等の利用者等からの報告徴収を行うこととしております。

また、防衛関係施設等の重要施設を所管する関係省庁や当該施設を管理する事業者等から、機能阻害行為の兆候等に係る情報提供を受けることも想定しているところであります。

このように、多様な方法を通じて具体的な実態把握を行った上で、適時適切に利用規制を実施することによって重要施設等に対する機能阻害行為の防止に努めてまいります。

なお、本法案の附則第二条には、五年後の見直しに係る規定を置いております。その過程では、本法案の執行状況や安全保障をめぐる内外情勢などを勘案しつつ、御指摘の点を含め、更なる政策対応の在り方について検討してまいります。

次に、国による収用、使用について御質問をいただきました。

御指摘のあった強制力がある収用等の措置については、有識者会議の提言において、今般の制度的枠組みの実施状況、有効性等を見極めた上で、安全保障をめぐる国際情勢、諸外国の取組等も踏まえ、慎重に検討していくべきとされました。

このため、本法案では、そうした強制力のある収用は導入しないこととし、重要施設等の機能を阻害する土地等の利用に対し中止等の命令等を行う利用規制の枠組みを採用したところであります。

政府としては、土地等の利用状況の調査と利用規制を柱とする本法案によって、安全保障上のリスクとなる重要施設等の機能阻害行為の防止に努めてまいります。その上で、附則第二条に基づく五年後の見直しの中で、御指摘の措置の要否を含め、更なる政策対応の在り方について検討してまいります。

次に、法施行前の取引への対応について御質問いただきました。

本法案に基づく調査及び利用規制は、法施行前に取引が行われた土地等を含め、重要施設等の周辺又は国境離島等の対象区域に含まれる全ての土地等が対象となります。

本法案の第二十三条に規定する国による土地等の買取り等は、国の努力義務であり、国からの申出に対する諾否は土地所有者等の判断に委ねられます。

御指摘のあった立入調査や強制力のある収用は、先ほどお答えしたとおり本法案では導入しておりませんが、附則第二条に基づく見直しの過程では、それらの要否を含め、検討してまいります。

次に、本法案とＷＴＯ・ＧＡＴＳの関係について御質問をいただきました。

重要施設等の機能を阻害する行為については、その主体が外国人、外国法人であるか、又は日本人、日本法人であるかにかかわらず、適切に対処することが必要であります。このため、本法案は、調査や利用規制の対象を外国人、外国法人の利用者に限定しない内外無差別の枠組みとしております。

その結果、ＷＴＯのＧＡＴＳ第十七条が規定する内国民待遇義務に整合的な制度となっており、御指摘の同第十四条の二の規定する安全保障のための例外を援用する必要はございません。

次に、区域指定に係る地方公共団体との意見交換について御質問をいただきました。

我が国の安全保障のための措置は、国が責任を持って判断し、実施することが必要です。

このため、注視区域等の指定については、政府として、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、指定の要否、範囲等について慎重かつ適切に判断、決定することとしており、法律上、関係する地方公共団体との意見交換の手続については規定しておりません。

一方、本法案に基づく措置を実施するに当たり、地域住民に身近な地方公共団体の理解、協力を得ていくことは重要であります。このため、区域指定を行う前に、十分な時間的余裕を持って、関係する地方公共団体としっかり意見交換を行っていく考えであります。

次に、区域指定について御質問をいただきました。

注視区域又は特別注視区域の指定に当たっては、指定に伴う区域の社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があると考えております。

実際の区域指定については、法施行後に、個々の重要施設の周辺や離島ごとに法律の要件や基本方針の内容に照らして評価いたします。そして、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、重要施設等の機能阻害行為を防止するという法目的の確実な達成を前提として、それぞれの指定の要否、区分等について慎重かつ適切に判断してまいります。

最後に、五年経過時の見直しの規定について御質問をいただきました。

本法案附則第二条では、新法である本法案に基づく土地等の利用状況の調査や、利用規制としての勧告、命令、特別注視区域における事前届出等について、それぞれの実施状況、効果、社会経済活動への影響等を検証するために要する期間を考慮して、法律施行後五年経過時に見直しを行うこととしております。

政府として、本法案に不備があるとは考えておりませんが、一般論として、法案検討時に前提としていた状況が大きく変わった場合には、この見直し規定の期間にかかわらず、必要な見直しをすることはあり得ると考えております。（拍手）

○議長（山東昭子君）　大塚耕平さん。

〔大塚耕平君登壇、拍手〕

○大塚耕平君　国民民主党・新緑風会の大塚耕平です。

会派を代表して、ただいま議題となりました重要土地等調査法案について、小此木担当大臣に質問します。

この法案を政府が提出しなければならないのは、日本の土地売買規制が甘く、土地の所有や利用に関する情報が適切に収集、管理されていないからと言えます。

そこで、まず、日本の国土のうち地籍調査未了地、所有者不明土地、外国人所有地の面積及び全体に占める割合を伺います。

日本はＷＴＯに加盟しており、不動産取引は内外無差別が原則です。しかし、諸外国には土地私有を認めない国もあります。当該国で日本の国民や企業が土地私有を認められない一方で、日本では当該国の国民や企業による土地私有が可能であるという非対称性、非相互主義を前提としています。政府は、この点についてどのような認識に基づいて今回の法案を提出しているのか、担当大臣に伺います。

なお、非対称性、非相互主義についてＷＴＯは何も規定しておらず、しかも、非対称性、非相互主義を前提とする国がＷＴＯ内の影響力を増していることは大きな問題であることを指摘しておきます。

外国資本、外国人が日本の土地を取得する動機として、営利、投機のほか、資産隠し等の目的も増えています。

日本は不動産取得情報の秘匿が相対的に容易で、保有コストが低く、海外ペーパーカンパニーや日本のダミー法人を介することで、本国税務当局に捕捉されずに保有することが可能だからです。こうした状況は看過できません。

さらに、日本の防衛・海保施設、米軍基地、原発等の周辺土地を実質的に外国資本、外国人が保有する場合には、別の意図があり得ることにも留意が必要です。

それらの点について、どのような基本認識で法案を提出したのか、担当大臣に伺います。

法案は、国境離島等と重要施設周辺の土地を扱っています。法案要件に該当する国境離島等は約五百七十と推定しますが、うち第二条三項一号に定める基線を有する離島数及びそのうち土地取引が行われる可能性がある離島数をお答えください。

自衛隊施設、海保施設、米軍基地以外の重要施設については、同条二項三号に規定されています。条文上の国民生活に関連を有する施設、その機能を阻害する行為及び国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるものの定義を伺います。

政府は、既に一定の調査結果を蓄積していると聞きます。法案要件に該当する土地所有及び所有予定事例が全国で何件ぐらいあるのか、伺います。

日銀に勤務していた経験上、中央銀行や民間金融機関のシステムセンターも重要施設に該当すると考えますが、担当大臣の認識を伺います。

法案に定める特別注視区域における事前届出等の国による対応が遅きに失したため、既に多くの道府県で届出を課す独自の条例が制定されています。

水源地である森林、ソーラー用地、産廃用地等の外国人による買収が特に問題になっています。これらは法案第一条の法目的に掲げる国民生活の基盤に該当する土地と考えるか否か、担当大臣の認識を伺います。

また、条例制定済みの道府県数と具体名、及び条例の内容と今回の法案の内容のどこが同じでどこが異なるのか、お答えください。

これらの道府県条例制定の背景は、国土利用計画法第二十三条第一項の届出制では、水源地を含む森林等の外国資本による所有対策として十分な効果がないためです。今回の法案で条例をカバーし切れない、すなわち、引き続き条例に頼らざるを得ない部分が残ることは、今回の法案は内容的に不十分ということではないでしょうか。所見を伺います。

また、対象土地の利用規制にとどめ、取得規制に踏み込まなかった理由についても伺います。

第四条に定める基本方針について伺います。二項二号から五号では、注視区域及び特別注視区域指定や調査、勧告及び命令等に関する基本的な事項を定めるとしていますが、一号だけは重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地利用防止の基本的な方向を定めるとしています。基本的な事項と基本的な方向を使い分ける理由及びその定義を伺います。

二号では、経済的社会的観点から留意すべき事項を含むとの括弧書きが付されています。その趣旨とともに、法目的と経済的社会的観点の調整をどのように行うのか、伺います。

第十条では、勧告等に従うことで損失を被る土地所有者への補償を規定していますが、同条第一項ただし書ではこの限りではない、すなわち補償しないと定めています。どのような場合には補償しないのか、国民の皆さんに分かりやすく事例を示して説明してください。

第二十一条では、内閣総理大臣が施設機能、離島機能の阻害行為防止のために他の法律に基づく措置が必要と認める場合、所掌大臣に当該措置の速やかな実施を求め、実施状況の報告を求めることができると定められています。なぜ命令することができるではないのでしょうか。そもそも、こういう規定がないと所掌大臣が措置を講じない場合があるということでしょうか。条文の意味及び背景について伺います。

第二十三条では、施設機能、離島機能の阻害行為防止のために国が適切な管理を行う必要がある場合に、国は土地の買取り等の必要な措置を講ずるように努めるものとすると、努力規定になっています。なぜ、措置を講じなければならないとの義務規定にしていないのか、その理由を伺います。

次に、参議院情報監視審査会との関係を伺います。

審査会規程第一条において、情報監視審査会は、行政における特定秘密の運用を常時監視するための組織と定められています。

同審査会が取り扱う特定秘密とは、特定秘密保護法第三条第一項に規定するものであり、その内容は同法別表に明示されています。別表には、防衛、外交、特定有害活動防止及びテロリズム防止に関する事項の四つが掲げられ、二十三項目に細分化されています。

今回の法案が想定する情報は、参議院情報監視審査会の対象、すなわち特定秘密保護法の対象である特定秘密に該当すると考えてよいか、担当大臣に伺います。併せて、特定秘密保護法別表のどの項目に該当するのか、お答えください。

以上の質問に対する答弁を踏まえた上で、法施行後は、情報監視審査会に対して、どのような情報を、どのようなタイミングで、どのように報告するのか、伺います。

法案では、内閣法、内閣府設置法も所要の改正を行い、内閣府内に担当部署を置くこととしています。具体的な規模と人材拠出の省庁、国家安全保障局との関係等、現時点で想定していることをお答えください。

アジアには、日本の競争相手、安全保障上緊張関係にある国、相手がいなかった高度成長期、バブル時代の幻想から目覚め、国民に対する説明責任を果たしつつ、現実を直視した有効な経済安全保障体制を構築することを求め、質問といたします。（拍手）

〔国務大臣小此木八郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小此木八郎君）　大塚議員からいただいた御質問に順次お答えいたします。

まず、地籍調査未了地、所有者不明土地、外国人所有地の面積及び割合について御質問をいただきました。

我が国の国土のうち、国有林等を除いた地籍調査の対象地に占める地籍調査が未了の土地は、令和元年度末時点において約四八％、約十四万平方キロメートルであると承知しています。

また、所有者不明土地については、その総面積や割合は政府として把握できていないと承知していますが、平成二十九年度に実施した地籍調査対象となる筆数ベースで申し上げれば、不動産登記簿から直ちに所有者の所在が判明しなかった土地が約二二％、市町村の調査の結果、最終的に所有者の所在が判明しなかった土地が約〇・四％であると承知しています。

なお、現行制度においては、国は土地の所有者の国籍を調査する法律上の権限を有しておらず、国土全体において外国人が所有する土地の面積やそれが全体に占める割合を把握しておりません。

次に、土地の所有に関する相互主義等に関して御質問をいただきました。

安全保障の観点から、国として、土地を管轄する制度の在り方に関し、御指摘のような相互主義に関わる議論、指摘があることは承知しております。

一方、防衛関係施設等の重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為については、その主体が外国人、外国法人であるか、又は日本人、日本法人であるかにかかわらず適切に対処することが必要であるとの考えに立ち、本法案は内外無差別の枠組みとしております。

なお、国土利用の実態把握等に関する有識者会議の提言においては、我が国の法律に基づいて設立された会社であっても、実質的な所有者や支配者が日本人ではないケースもあり、土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でないとされたところであります。

次に、外国資本等による重要施設等の周辺土地の取得に関する基本認識について御質問いただきました。

安全保障をめぐる内外情勢は厳しさを増しており、御指摘のあったような防衛関係施設等、安全保障上重要な施設の周辺の土地を利用し、それらの施設の機能を阻害する行為が行われるリスクは高まっているものと認識しております。

また、外国資本による防衛関係施設等の周辺の土地の買収は、国会や地方議会でも議論されてきたほか、全国の地方公共団体から、安全保障の観点からこの土地の管理を求める意見書が提出されており、対応の必要性は広く議論されてきたところであります。

安全保障の確保は国の重大な責務です。本法案は、土地等を利用した重要施設等の機能阻害行為を未然に防ぎ、安全保障上のリスクを回避することを目的として取りまとめたものであります。

次に、本法案の対象となる国境離島等について御質問をいただきました。

本法案における国境離島等としては、第二条第三項において、領海基線を有する離島である国境離島に加え、有人国境離島法に基づく有人国境離島地域を構成する離島である有人国境離島地域離島を規定しています。第二条第三項第一号に規定する国境離島のうち、我が国が現に保全、管理を行っているものは四百八十四島あります。このうち、例えば無人であって民有地が所在するものは四十島あります。

一方、御指摘のあった土地取引が行われる可能性がある離島については、土地取引は所有者の意向によりますので、政府としてその規模感をお答えすることは困難であります。

次に、第二条第二項第三号の規定について御質問をいただきました。

まず、本法案第二条第二項第三号の国民生活に関連を有する施設とは、日常生活に必要なインフラを提供するなど、国民生活に必要な施設を指しております。また、その機能を阻害する行為とは、生活関連施設が有する国民生活の基盤としての機能の正常な発揮に支障を来し得る行為を指しております。さらに、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるものとは、その施設が有する機能に照らして、機能の正常な発揮に支障が生じた場合に、国民の生命、身体又は財産に広範又は甚大な被害が生ずるおそれがある施設を指しております。

次に、政府の過去に行った調査と法案の要件に該当する土地の所有事例について御質問をいただきました。

まず、政府として、これまでに、重要施設の周辺及び国境離島等を対象として、重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の状況に関する包括的な調査は行っておりません。一方、防衛省や内閣府は、従来、防衛施設の隣接地や国境離島の領海基線の近傍の土地について所有状況等の調査を行っております。ただし、それらの調査は、不動産登記簿等の一般に入手可能な資料による確認など限られた情報の把握にとどまっており、詳細な利用実態までは把握できなかったものと承知しております。

本法案に基づく調査等の対象となる具体的な区域の指定については、法定する手続に沿って指定の要否、範囲等を判断していくこととしております。このため、現時点において対象となる土地等の規模感をお答えすることは困難であります。

次に、中央銀行や民間金融機関のシステムセンターの取扱いについて御質問をいただきました。

本法案では、重要施設として、防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設の三つの類型を掲げております。このうち、生活関連施設については、その具体的な施設の類型を政令で定めることとしており、現時点では、原子力関係施設及び自衛隊が共用する空港を指定することを想定しております。

生活関連施設の類型については、国際情勢の変化や技術の進歩等に応じ、検討を続けていく必要があると考えておりますが、現時点において、御指摘のあった中央銀行及び民間金融機関のシステムセンターを政令で指定することは想定しておりません。

次に、国民生活の基盤について御質問をいただきました。

御指摘のあった水源地である森林、ソーラー用地、産廃用地については、個々の土地によって状況が異なるため、本法案における位置付けについて一概にお答えすることは困難ですが、その所在状況によっては、第一条に規定する国民生活の基盤に該当し得るものと考えております。一方、本法案に基づく措置の対象は、安全保障に直接関係する防衛関係施設、生活関連施設等の重要施設の周辺や国境離島等としているところであります。

次に、土地取引の事前届出に関する条例を定めている道府県について御質問をいただきました。

水資源の保全等を目的として、水源地域における森林等の土地取引について事前届出義務を課すこと等を内容とする条例を定めている道府県は、令和二年十月末時点において、政府として把握しているものとして十八道府県であります。具体的には、北海道、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、徳島県、宮崎県であると承知しています。

次に、条例と本法案との違いについて御質問をいただきました。

本法案は、安全保障の観点から、防衛関係施設等の重要施設や国境離島等が有する重要な機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的として、土地等の利用状況を調査した上で、機能阻害行為として土地等の利用が判明した場合に中止等の勧告、命令を行うこととしています。

条約の内容は道府県ごとに異なっており、失礼、条例の内容は道府県ごとに異なっており、それらと本法案の違いについて一概にお答えすることは困難ですが、条例には、例えば、水資源の保全等を目的として、水資源、水源地域における森林等の土地取引の事前届出義務のほか、水源地域内における開発行為の事前届出、取水に係る許可制度等を定めているものがあると承知しております。

次に、本法案と条例の関係について御質問をいただきました。

水源涵養機能を有する森林については、現行の森林法において、国土の保全等を目的として、土地取得の際の事後届出、大規模な開発行為に係る許可制度等の措置が講じられています。御指摘の条例は、こうした制度を前提とした上で、地域の特性に応じて水源となる森林等の保全を図るための独自の取組であると考えております。

有識者会議の提言においては、森林法のような既存の措置があることを踏まえ、水源地の取扱いについては、これらの土地を対象とすることについては慎重に検討していくべきとされました。また、防衛関係施設の周辺や国境離島の土地は、まず最優先で制度的枠組みの対象とすべきとされたところであります。

本法案は、こうした状況を踏まえ、安全保障に直接関係する防衛関係施設等の周辺や国境離島等を対象として必要な調査、利用規制を行うものであり、内容に不十分な点があるとは考えていません。

次に、取得規制を導入しなかった理由について御質問をいただきました。

御指摘のあった取得規制とは、一般に、土地等の取引を事前に審査し、安全保障の観点からリスクがあると認められる土地等の取得を規制する枠組みであると認識しております。

こうした取得規制について、有識者会議の提言では、あらかじめ規制の基準や要件を明確に定めることが困難であり、慎重に検討すべきとされたところであります。政府としては、この提言を踏まえ、本法案では取得規制は導入しないこととしたしました。

次に、基本方針の内容について御質問をいただきました。

御指摘のあった第四条第二項の基本的な事項と基本的な方向は、いずれも基本方針に定めるべき事項として規定しているものであり、この点で、それらが異なる意義を有するものではありません。

第四条第二項第一号の重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向としては、我が国の安全保障をめぐる内外情勢について記述した上で、本法案に基づく措置の趣旨、必要性、措置を行うに当たっての基本的な考え方を示すことを考えております。

次に、第四条第二項第二号に規定する経済的社会的観点から留意すべき事項の趣旨について御質問をいただきました。

本法案に基づく区域指定に当たっては、我が国の安全保障と自由な経済活動の両立を図る観点から、指定に伴う社会経済活動への影響を勘案することが必要であると考えます。

このため、基本方針には、御指摘のあった第四条第二項第二号の規定を踏まえ、重要施設の周辺における密集市街地の形成状況等の地理的特性など、区域の指定に関し、経済的社会的観点から留意すべき事項を盛り込むこととしております。

次に、法目的と経済的社会的観点の関係について御質問をいただきました。

第四条第二項第二号に規定する経済的社会的観点から留意すべき事項は、先ほどお答えしたとおり、対象区域の指定に当たって、指定に伴う社会経済活動への影響を勘案する趣旨を定めたものであります。

具体的な区域の指定の過程では、重要施設等の機能阻害行為を防止するという安全保障上の必要性と経済的社会的観点から留意すべき事項を総合的に勘案します。そして、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で、法目的を確実に達成することを前提として、指定の要否、範囲等について慎重かつ適切に判断してまいります。

次に、損失補償を行わない事例について御質問をいただきました。

本法案第十条は、内閣総理大臣の勧告、命令によって受けた損失に対する補償について規定したものでありますが、そのただし書において、損失補償の対象とならない場合について規定しております。

具体的には、他法令に基づく許可の申請が必要な行為について、その申請が却下されたにもかかわらず、その行為を行い、本法案に基づく勧告、命令の対象となった場合等に、勧告等に従ったことによって損失を受けたとしても損失補償の対象としない旨を規定しています。これは、そうした場合には補償を行う必要性が乏しいと考えられることによるものであります。

例えば、国境離島の低潮線保全区域において、低潮線保全法に基づく許可申請が却下される場合における海底の掘削行為が本法案に基づく勧告、命令の対象となるケースが想定されます。

次に、第二十一条の規定の意義について御質問をいただきました。

第二十一条では、内閣総理大臣が、機能阻害行為を防止するため、関係大臣に対し関係法令に基づく措置の実施を要請すること、その実施について報告を求めることができることとしております。

仮に第二十一条の規定がなくても、本法案に基づく事務を所掌する内閣総理大臣が、各行政機関の長に対し、その所掌事務の範囲内で事実上の要請を行うことは可能です。しかしながら、第二十一条の規定のように法令上の特別の定めがない場合には、この事実上の要請を行った後の対応は各行政機関の裁量に委ねられることになります。そこで、第二十一条の規定を設け、機能阻害行為を防止するために関係大臣が実施すべき措置について内閣総理大臣が関与できるようにしたところであります。

次に、第二十三条の土地の買取り等について御質問をいただきました。

本法案では、国が土地等を義務的、強制的に買い取る制度は設けておりません。これは、有識者会議の提言において、土地等の収用など、私権制限の程度が強い措置を設けることについて慎重に検討していくべきとされたことを踏まえたことによります。

一方、有識者会議の提言では、安全保障の観点から、政府として、リスク顕在化への備えとして前広に対応することが求められるとして、土地の買取りを申し出る措置を設けておくべきとされました。

こうした経緯を踏まえ、御指摘のあった第二十三条においては、強制性のない努力規定として、国による土地の買取り等の措置を盛り込んだところであります。

次に、本法案の運用に当たって取り扱う情報に関し、特定秘密との関係等について、それぞれ御質問をいただきました。

まず、特定秘密は、特定秘密の保護に関する法律において、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものと定義されています。

一方、本法案に基づく調査では、土地等の利用者等の個人情報や土地等の利用状況に関する情報などを取り扱うことを想定していますが、それらの情報は、いずれも先ほど申し上げた特定秘密には該当しないものと考えております。

このため、本法案に基づき取り扱う情報に関して、御指摘のあった情報監視審査会に報告する事項はないものと考えております。

最後に、執行体制について御質問をいただきました。

本法案に基づく調査や利用規制等は、内閣府に新設する部局が行うこととしております。御指摘のあった担当部局の規模や、いずれの省庁から人材を集めるのかといった執行体制に関する点については、法案成立後、関係省庁とも連携、調整しながら、必要となる体制の在り方について検討を進めていく考えであります。

また、本法案の運用のベースとなる基本方針の策定については、我が国の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえて定める必要がございます。このため、その策定は、国家安全保障局と内閣府に新設する部局が連携してその任に当たることとしております。（拍手）

○議長（山東昭子君）　田村智子さん。

（田村智子君登壇、拍手）

○田村智子君　私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案について質問いたします。

本法案は、政府が安全保障上重要とする全国の米軍基地、自衛隊基地、海上保安庁の施設、原発などの周囲約一キロメートル、また国境離島を注視区域、特別注視区域に指定し、区域内の土地、建物の所有や利用に関する調査、利用の制限、特別注視区域内の不動産取引の事前届出の義務付けなどを行うものです。

日本国憲法は、自由に居住地を選択し、土地や建物を所有する権利を保障しています。この基本的な権利を、国家が安全保障の名の下に直接制限する違憲立法であることを冒頭、指摘しなければなりません。拙速な議論は断じて許されないことを強調するものです。

まず、立法事実についてお聞きします。

衆議院の審議で、政府は、自治体からの不安の声があるとして十六件の意見書を根拠としましたが、それらは、森林や水源地などが外国資本に買収され乱開発されるのではないかという危惧、また過疎地域での人口減少の下での不安であり、本法案の根拠となり得ないことは明らかです。

そもそも、外国資本による土地所有は、観光立国、インバウンドなどの経済政策の結果です。この法案は、外国からの投資の呼び込みという政府の経済政策の転換を目的としているのでしょうか。

また、地方自治体の意見書に、基地周辺や国境離島の住民を対象に、土地、建物の利用状況を監視してほしいという要望があるのでしょうか。漠とした不安に乗じて、国家が国民監視のフリーハンドを得るための立法ではありませんか。小此木大臣の答弁を求めます。

法案では、内閣総理大臣は、特別注視区域を含む注視区域の土地、建物の利用状況について調査を行うとし、所有権、賃借権を持つ者に加え、その他関係者も情報収集の対象としています。一体、誰を対象とした調査なのでしょうか。

例えば、防衛省の周辺一キロメートルには、住宅、商業施設、大学、教会などもあります。所有者だけでなく、居住者、商業施設の従業員、大学の教員、学生、教会に礼拝に訪れる方などは含まれますか。私が例示したうち、調査の対象とならないことが法文上明らかとなる者はいるのでしょうか。

調査のために内閣総理大臣が自治体や国の行政機関に情報提供を要請した場合、自治体等は、氏名、住所などを提供するものとするとしていますが、これは義務規定でしょうか。また、その他政令で定めるものとはどのような情報が想定されるのでしょうか。

衆議院の審議で、小此木大臣は戸籍簿が含まれると答弁していますが、戸籍簿は身分関係を公証する書類です。土地所有者や賃借権者の親類縁者まで情報収集の対象とするのですか。

調査の目的は、重要施設等の機能を阻害する行為、そのおそれのある行為を目的とした土地等の利用をやめさせることだとしています。

行為の調査は、日常的な行動監視が必須ではありませんか。内閣府には地方組織は存在しません。実際には、警察や公安調査庁、自衛隊が収集する情報を活用するのですか。その際、重要施設等に設置された監視カメラでの顔認証による行動監視もできるのでしょうか。小此木大臣及び岸防衛大臣の明確な答弁を求めます。

このように収集された情報は、内閣府で管理され、個人ごとのデータベース、個人情報ファイルとして分析の対象とするのではありませんか。本人から個人情報の開示、訂正、削除要求があった場合、応じますか。

調査に基づき、土地等の利用目的が重要施設の機能を阻害する行為、そのおそれのある行為であると内閣総理大臣が認める場合、利用をやめるよう勧告及び命令することができるとしています。これは特定の行為への措置に限定されるのか、それとも土地、建物の利用そのものをやめるよう求めることも含まれるのでしょうか。

阻害する行為、そのおそれのある行為とは何か。例えば、米軍基地に飛来する戦闘機やヘリコプターの撮影は、騒音や低空飛行など基地被害の把握のために市民団体や報道機関が現に行っています。部屋の窓にカメラを設置していることをもって阻害あるいはそのおそれと判断されることはありませんか。

勧告に従わなかった利用者は懲役二年以下又は二百万円以下の罰金という刑事罰が科せられますが、不服申立ての規定がないのはなぜでしょうか。阻害行為ではないと主張する場合、どのような救済の仕組みがあるのでしょうか。

勧告等による措置で損失が発生した場合、補償するとしていますが、その損失補償は当事者と内閣総理大臣との協議とされ、協議が調わない場合、双方が収用委員会に損失補償の裁決を申請できるとしています。不服申立ても第三者機関によるあっせんさえも条文上規定せず、一方的に国が損失の額まで決められることになれば、国家権力による一方的な私有財産の利用制限も可能となります。憲法が規定する財産権の保障との関係はどのように検討されたのか、以上、小此木大臣、お答えください。

特別注視区域内の土地、建物の売買等契約について、契約当事者は内閣総理大臣に氏名、住所、売買物件の所在地、面積、利用目的などの情報をあらかじめ届け出ることを義務付けています。届出を怠っただけで、懲役六か月以下又は百万円以下の罰金という刑事罰まで科しています。

我が国の土地、建物の売買は自由取引が原則であり、土地、建物を取得した場合の登記も、法的には義務付けられていません。

では、特別注視区域に指定されると、なぜ売買契約の事前届出が義務付けられるのでしょうか。また、土地の所在地であり都市計画などの主体である自治体への届出ではなく、内閣総理大臣への届出とするのはなぜか、区域指定の要件、指定の期間はどのように定めるのか、事前届出を要する土地、建物の規模をどのように想定しているのか、そして、事前届出を怠っただけで懲役刑まで科さなければならないほどの問題とは何か、以上、小此木大臣の具体的かつ明確な答弁を求めます。

私有財産の売買及び利用について、これほど厳しい規制を行おうというのに、その対象区域がどこになるのか、いまだ明確な答弁がありません。

防衛省は、候補リストを作成しているが、安全保障上の懸念があるとして提示せず、公表する場合にも、一覧性のある公表にならないように配慮すると衆議院で答弁しました。法案では、注視区域、特別注視区域は官報によって公示するとしています。この規定と矛盾するのではありませんか。

米軍基地や自衛隊基地周辺に居住する国民にとって、私有財産や日常生活にも重大な影響を与えることになります。速やかに候補リストを提示すべきではありませんか。防衛大臣の答弁を求めます。

また、機能が阻害された場合、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められる生活関連施設について、原子力発電所を挙げていますが、鉄道、ダムなどの水源地、電気、通信、水道、ガスなどの施設へと拡大することはないのか、小此木大臣、お答えください。

戦前戦中、要塞地帯法や軍機保護法などにより、軍事施設や軍需工場などの周辺で写真撮影やスケッチをしただけで、国民はスパイ扱いされ罰せられました。また、国民の不安をあおり利用することで民主主義が壊される歴史は国内外で繰り返されています。この法案はまさに不安に乗じた国民監視法であり、廃案にするために全力を尽くす決意を述べ、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣小此木八郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小此木八郎君）　田村議員からいただいた御質問に対し、順次お答え申し上げます。

まず、本法案は外国からの投資の呼び込みという政策の転換を目的としているのかという点について御質問をいただきました。

経済活動のグローバル化が進展する中、外国資本による対内投資は、イノベーションを生み出す技術やノウハウをもたらすとともに、地域の雇用機会創出にも寄与するものであり、我が国経済の持続的成長に資するものと考えています。

他方、本法案は、安全保障の観点から、重要施設の周辺等の土地の利用状況を調査し、重要施設等の機能を阻害する行為が認められる場合に利用規制を行うものであり、海外からの投資を規制することを目的としたものではありません。（発言する者あり）ありません。したがって、本法案は、外国資本による対内投資の促進といった政府の経済政策の転換を図ろうとするものではありません。

次に、自治体の意見書における要望等について御質問をいただきました。

御指摘のような基地周辺や国境離島の住民を対象に監視をすることを求める要望はありませんが、全国各地の地方公共団体からは、安全保障の観点から土地の管理を求める意見書が提出されております。

本法案は、そうした社会的な要請も踏まえ、安全保障の観点から重要施設の周辺等の土地等の利用実態を調査し、重要施設等の機能を阻害する行為が認められた場合に土地等の利用規制を行うものとして取りまとめたものであり、御指摘のあった住民の方々を監視するものではありません。

第三条には、本法案に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、土地等が重要施設等の機能阻害行為に利用されることを防止するために必要最小限度のものとなるようにしなければならないと定めております。政府として、本法案の目的を逸脱して住民の方々の情報を収集することはありません。

また、制度運用の適正さを確保する観点から、生活関連施設に関する政令の改廃、対象区域の指定、勧告の実施などについては、土地等利用状況審議会の意見を伺った上で判断することとしております。

したがって、国民監視のフリーハンドを得るための立法という御指摘は当たらないものと考えています。

次に、土地等利用状況調査の対象者について御質問をいただきました。

本法案に基づく調査は土地等の利用状況を把握するために行うこととしており、所有権、賃借権といった権原に基づく利用者の情報やその利用状況を把握することとしております。

御指摘のあった住宅の居住者については、所有権、賃借権といった権原を有していなければ、その者が権原に基づく利用者と共同して機能阻害行為を行っている場合等を除き、調査の対象とはなりません。また、商業施設の従業員、大学の教員、学生、教会に礼拝に訪れる方についても同様に、土地等について権原を有していなければ、原則として調査の対象とはなりません。このような調査の対象者の範囲については、法案第六条から第八条までで規定しております。

次に、利用者等に関する情報の提供について御質問をいただきました。

本法案に基づく調査では、不動産登記簿、住民基本台帳、戸籍簿など、複数の公簿を収集し、土地等の利用者等を正確に把握することとしております。

調査の一環として行う公簿の収集の実効性を確保するため、第七条第二項の規定により、内閣総理大臣からの情報提供の求めを受けた関係地方公共団体等に対し情報提供を義務付けております。御指摘のあった第七条第一項の政令で定めるものとしては、本籍、国籍、生年月日、連絡先等を規定することを検討しております。御指摘のあった戸籍簿については、例えば、不動産登記簿上の所有権の登記名義人が死亡していることが判明したときに、相続人を把握するために提供を求める場合もあると考えております。

次に、本法案に基づく調査の内容及び手法について御質問をいただきました。

本法案に基づく調査としては、不動産登記簿等の公簿等の収集、土地等の利用者等からの報告徴収、現地・現況調査がありますが、これらの調査は、いずれも内閣総理大臣、具体的には内閣府に新設する部局が行うこととしております。

この調査は、注視区域内にある土地等の利用状況を把握するためのものであり、御指摘のあった日常的な行動監視を行うものではありません。その上で、本法案に基づく調査において、警察や公安調査庁が保有する情報を活用することや、それらの機関に情報の収集を依頼することは考えていません。

次に、防衛関係施設を所管する防衛省については、例えば、機能阻害行為の兆候等に係る情報提供をいただくことや、現地・現況調査において必要に応じて防衛省及びその地方支分部局に協力を依頼することが考えられます。防衛省を含め、関係省庁等の協力の在り方など、具体的な調査の進め方については、法案成立後、施行に向けた準備を行う中で検討してまいります。

なお、御指摘のあった、重要施設等に設置する監視カメラでの顔認証によって行動監視を行うことは考えていません。

次に、本法案に基づく調査によって収集された個人情報の分析と開示請求等への対応について御質問いただきました。

本法案に基づき収集した土地等の利用者等に関する情報については、内閣府に新設する部局が管理し、本法案の目的を達成するために必要な分析を行います。

また、調査によって収集した個人情報について、本人から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、開示、訂正又は削除の請求がなされた場合には、同法の関連規定に定めるところにより開示等が行われることとなります。

次に、勧告及び命令の内容について御質問をいただきました。

本法案に基づく勧告及び命令は、土地等が重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために特定の行為の中止等の対応を取ることを求めるものであります。

機能阻害行為は、安全保障をめぐる内外情勢や施設の特性等に応じて様々な類型が想定されることから、勧告及び命令の内容について一概にお答えすることは困難ですが、例えば、一般的な日常生活や事業活動の場として土地等を平穏に利用すること自体は、勧告及び命令の対象にならないと考えております。

次に、重要施設の機能を阻害する行為について御質問をいただきました。

重要施設に対する機能阻害行為については、安全保障をめぐる内外情勢や施設の特性等に応じて様々な態様が想定されるため、想定する行為の類型を網羅的にお示しすることは困難ですが、例えば、重要施設の機能に支障を来す構造物の設置が該当し得るものと考えております。

御指摘のあった注視区域内にある土地等において単に戦闘機やヘリコプターを撮影する行為であれば、機能阻害行為として本法案に基づく勧告、命令の対象にはならないと考えております。

次に、勧告、命令の対象者に対する救済の仕組みについて御質問いただきました。

本法案では、重要施設等の機能を阻害する行為としての土地等の利用に対し、中止等の勧告を行った上で、勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合に命令を行うこととしております。この勧告には、罰則は設けておりません。また、行政処分にも該当しないことから、不服申立て等の対象にはなりません。

一方で、命令については、不利益処分に当たることから、本法案に特別の規定は置いておりませんが、一般法である行政手続法に基づき、命令の相手方となる者に対してあらかじめ弁明の機会を付与した上で、その命令を行うことの当否を判断することとなります。その上で、命令に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を行うことが可能であり、それらの枠組みによって対応することとなります。

次に、損失補償、財産権との関係等について御質問をいただきました。

本法案では、勧告や命令を受けた者が勧告等に係る措置をとったことにより損失を受けた場合に、通常生ずべき損失を補償することとしております。

この損失補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議を行い、また、協議が成立しない場合には、第三者機関である収用委員会による裁決を申請することも可能としております。このため、一方的に国が補償の額を決めるとの御指摘は当たらないものと考えております。そして、本法案に基づく損失補償は、憲法第二十九条第三項とも適合するものであると考えております。

次に、事前届出についての御質問をいただきました。

安全保障の観点から特にリスクが高い特別注視区域にある土地等については、機能阻害行為の兆候を可能な限り早い段階で把握し、適切に対応する必要性が大きいものと考えます。

このため、特別注視区域では、取引の事前届出を通じて土地等の所有状況を逐次把握し、機能阻害行為の着手、実行が可能となる契約締結時から、空白期間を設けることなく、本法案に基づく措置を適時適切に講じられるようにする必要があると考えます。

我が国の安全保障のための措置は、国が責任を持って判断をし、実施することが必要であることから、この事前届出の受理を含め、本法案に基づく措置は内閣総理大臣が行うこととしております。

特別注視区域の指定については、重要施設又は国境離島等のうち、その機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設や国境離島等による機能の代替が困難であるものについて行うこととしております。その指定に当たり、期間を定めることは想定しておりません。

事前届出の対象となる土地等の規模については、第十三条第一項において、二百平方メートルを下回らない範囲で政令で定める規模以上のものとしております。政令で定める具体的な面積要件については、今後検討し、法施行までに決定する予定であります。

事前届出を通じて必要な情報を確実に収集するため、届出義務に違反した場合には懲役刑又は罰金刑を科すこととしております。この罰則は、先ほどお答えした意義を有する事前届出の実効性を担保するために必要不可欠なものであると考えます。

最後に、生活関連施設の対象となる施設の類型について御質問をいただきました。

第二条第二項第三号に規定する生活関連施設については、具体的な施設の類型を政令で定めることとしております。

現時点においては、原子力関係施設及び自衛隊が共用する空港を政令で指定することを想定しており、御指摘のあった鉄道施設、ダムなどの水源地、原子力発電所以外の発電所、通信施設、水道施設、ガス施設を指定することは想定しておりません。

政令で指定する施設の類型については、安全保障をめぐる内外情勢等に応じ、引き続き検討してまいります。

以上です。（拍手）

〔国務大臣岸信夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（岸信夫君）　田村智子議員にお答えいたします。

まず、重要施設等の機能を阻害する行為の調査についてお尋ねがありました。

本法案に基づく調査としては、不動産登記簿等の公簿の収集、土地等の利用者等からの報告徴収、現地・現況調査がありますが、これらの調査については、内閣総理大臣の権限として行われ、内閣府に新設する部局が一元的に実施する予定と承知しております。

これらの調査のうち、現地・現況調査に際しては、必要に応じて重要施設等の所管省庁及びその地方支分部局が協力することも想定されますが、具体的な協力の在り方については内閣官房において検討中と承知をしています。

防衛省としては、本法案は、防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点から有意義なものと、意義があるものと考えており、必要に応じて内閣官房、内閣府と適切に連携してまいります。

最後に、注視区域及び特別注視区域に該当する自衛隊施設のリストの提示についてお尋ねがありました。

注視区域及び特別注視区域に該当する自衛隊施設のリストは、周囲からの機能阻害行為を特に防止する必要があるとの防衛省としての評価を踏まえて、列挙した施設が一覧性をもって把握できるものとなります。

このため、このリストを公表した場合、防衛省が特に守りたい自衛隊の施設の数や配置が総体的に把握され、自衛隊の能力をより容易に推察することが可能となるものであり、かつ、防衛省が全国で特に守りたい重要な施設の現時点の配置を示せば、我が国の防衛戦略構想の一端を示すことにもなりかねません。

したがって、これら安全保障上の懸念を踏まえ、現時点の自衛隊施設の注視区域及び特別注視区域の候補リストを公にすることは差し控えます。

また、御指摘の官報による公示との関係については、区域の指定に当たり、周囲からの機能阻害行為を防止し得るだけでなく、一覧性のある施設の公表にならないよう配慮するなど、適切に対応してまいります。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（山東昭子君）　**日程第二　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**

日程第三　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四　国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長峯誠さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔長峯誠君登壇、拍手〕

○長峯誠君　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、英国との原子力協定改正議定書は、英国による欧州原子力共同体からの脱退に伴い、英国において適用される保障措置が変更されること等を踏まえ、現行協定を改め、英国で新たに適用される保障措置等について定めるものであります。

次に、大西洋まぐろ類保存条約改正議定書は、同条約の対象にサメ、エイ類等の板さい類を追加し、紛争解決及び漁業主体に関する規定を追加すること等を定めるものであります。

最後に、国際航路標識機関条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、英国における保障措置の実施体制、原子力協定改正議定書により日英の原子力協力が促進される懸念、マグロ類の地域漁業管理機関における台湾の地位、国際航路標識協会の国際機関化に当たり議論となった点等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、英国との原子力協定改正議定書に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、英国との原子力協定改正議定書は多数をもって、大西洋まぐろ類保存条約改正議定書及び国際航路標識機関条約はいずれも全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

まず、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

（拍手）

次に、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　**日程第五　自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆議院提出）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長新妻秀規さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔新妻秀規君登壇、拍手〕

○**新妻秀規君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自然災害義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら同義援金を使用することができるよう、その差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（山東昭子君）**　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（山東昭子君）**　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　日程第六　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔森屋宏君登壇、拍手〕

○**森屋宏君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員の定年を段階的に六十五歳に引き上げるとともに、役職定年による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、六十歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、定年引上げに伴う定員管理の在り方、本法律案と民間の取組との関係、役職定年制の意義及び課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会の柴田委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（山東昭子君）**　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（山東昭子君）**　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　日程第七　航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長江崎孝さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔江崎孝君登壇、拍手〕

○**江崎孝君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国土交通大臣による航空運送事業の基盤強化に関する方針の策定及び必要な支援の実施、危険物等所持制限区域に立ち入る旅客等に対する保安検査の受検の義務付け、無人航空機の機体の安全性の確保及び操縦を行おうとする者について行う技能証明に係る制度の創設、運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等の原因を究明するための調査の実施等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、航空ネットワーク確保に資する支援の在り方、航空保安体制の実効性の確保、無人航空機の安全な利活用の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して武田良介委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（山東昭子君）**　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（山東昭子君）**　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　日程第八　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長長浜博行さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔長浜博行君登壇、拍手〕

○**長浜博行君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化及び事業者による自主回収、再資源化の促進のための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、ワンウエープラスチック製品の使用の合理化の在り方、プラスチック使用製品の削減を進める必要性、一括回収の市町村への影響と支援策の在り方、再生素材や代替素材の利用促進を支援する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（山東昭子君）**　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（山東昭子君）**　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　日程第九　地方公務員法の一部を改正する法律案（第二百一回国会内閣提出、第二百四回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長浜田昌良さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○浜田昌良君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を令和四年四月一日から令和五年四月一日に改めること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、定年を段階的に引き上げる理由、役職定年制により降任等をした職員の職務内容、全ての地方公共団体において遅滞なく定年引上げを行う必要性、定年の引上げ期間中における新規採用及び定員管理の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　日程第一〇　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○小川克巳君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し及び保健事業における健康診断等の情報の活用促進、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、後期高齢者の窓口負担割合の在り方、健診結果等の個人情報保護方策、医療扶助におけるオンライン資格確認の運用の在り方、現役世代に対する更なる負担増を抑制する必要性等について、菅内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して打越さく良委員より反対、国民民主党・新緑風会を代表して田村まみ委員より賛成、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。打越さく良さん。

〔打越さく良君登壇、拍手〕

○打越さく良君　立憲民主・社民の打越さく良です。

私は、会派を代表し、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

討論に先立ち、感染症禍において東京オリンピック・パラリンピック開催に突き進む菅総理及び菅内閣の姿勢について苦言を呈します。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は、開催するとしても、何のために開催するのか明確なストーリーとリスクの最小化をパッケージで話さないと一般の人は協力しようと思わないと述べられ、国民の理解が必要との認識を示されています。

ところが、菅首相は、過日の厚生労働委員会で国民の命と健康を守ることより五輪を優先させることはないと私に答弁されましたが、そのリスク評価を行うことについて明言せず、尾身会長の御懸念には答えていません。

また、総理は平和の祭典であるとの認識を示されていますが、選手にはワクチン接種がなされても、国民にはまだワクチンが行き渡っていない状況で開会を迎えるオリンピック・パラリンピックは、むしろ分断と格差の象徴になりかねません。

多くの報道で指摘されているように、五輪成功による熱狂の余韻冷めやらぬうちに衆院解散を打って勝利し、その後の自民党総裁選は無投票で乗り切るというシナリオがあるとすれば、国民の納得は決して得られないでしょう。

さて、反対の理由の第一は、本法律案が全世代対応型をうたい、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの構造を見直すとしながらも、その実態は、現役世代の負担増を抑制するとの名目の下、後期高齢者のみに七百二十億円もの負担増を押し付けることばかりが突出した、その場しのぎのびほう策にすぎないからです。

一方、限界に近づいているとされる現役世代の本人負担は僅か月額三十円の減であり、負担軽減には全く寄与していません。その反面、公費負担は九百八十億円もの減少が見込まれています。国の財政事情を優先させた、全世代対応型とは名ばかりの看板倒れ法案と言わざるを得ません。また、財政影響に係る将来推計が二〇二五年までしか考慮されていないこともその場しのぎであることを証明しています。

なお、そもそも現役世代への給付が少ないのは、医療に対する需要の違いからして当たり前であり、これを世代間対立のように捉えることは適当ではありません。

反対の理由の第二は、本法律案が後期高齢者の受診抑制による財政縮減効果を見込んだ法案であるということです。

本法律案では、長瀬効果による受診抑制効果が九百億円と見積もられています。しかし、窓口負担が高いためや償還払いなどを嫌って高齢者が受

診をためらったりすれば、必要な医療が受けられないことになります。また、そのために症状が悪化したり慢性化したりすれば、医療費がかさむばかりでなく、高齢者のクオリティー・オブ・ライフをも阻害することになるのです。

厚生労働省が巨額化、複雑化する健康保険財政の指標に九十年近くも前の二次関数式をいまだに使用しているのは、高齢者を標的とした医療費抑制を強調するためだけであり、高齢者いじめそのものでありましょう。また、厚生労働省が医療費の効率化に資する実証的な研究を怠っていることは無責任としか言いようがありません。

反対の理由の第三は、医療扶助におけるオンライン資格確認について、福祉事務所やケースワーカーの方々から導入が拙速ではないかとの懸念があることです。

マイナンバーカードが普及しない中での事実上の強制が行われれば、マイナンバーカードの取得の支援も行わなくてはいけない上、マイナンバーカードを持たない方には旧来のやり方を併存しなくてはならないので、仕事はむしろ増えるという御指摘や、精神疾患をお持ちの方や認知症の方などに頻回受診対策は一律には当てはまらないなど、現場の実態を無視しているとの声が上がっています。ケースワーカーの負担軽減やその前提となる増員もないままでは、現場が混乱することは必至です。

反対の理由の第四は、本法案が将来的な見通しや抜本改革への視点を全く欠いていることです。

抜本改革の必要性は、制度改正ごとに指摘されてきました。ところが、本法律案は、附則において、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるなどと言い訳めいた言及があるばかりです。本法案は抜本改革先送りの欠陥法案であると断ぜざるを得ません。

田村厚生労働大臣は、国民の理解を得るには時間が掛かるとの答弁を行っていますが、法案提出そのものが時期尚早であったことを正直に吐露されたものと考えます。

反対の理由の第五は、立法府での議論が不十分なことであります。

衆議院において、野党が十分な質疑時間の確保を求める中、五月七日の厚生労働委員会で、突如、質疑終局、討論省略、直ちに採決との動議が自民党から出され、あろうことか委員長がこれを認めてしまったために可決された経過があります。このことによって、立憲民主党が提出し、審議中であった高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、採決もされないまま衆議院にとどめ置かれたままです。

立憲案は、保険料の賦課限度額を引き上げ、後期高齢者の中で特に高所得の方に負担をお願いすることによって、公費の投入と併せ、政府案の見込みと同程度、現役世代の負担を軽減することを目的としたものでした。これは、政府案で懸念される高齢者の受診抑制による重症化などを防止するために必要な改正であり、与党側からも傾聴に値するものと評価が得られておりました。したがって、立憲案を可決の上、本院で審議が行われるべきものでありました。審議時間、また審議内容とも不十分なままの政府提出法案を可決する前提はないのです。

このように、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案は、財政的な側面に主眼を置いた小粒で場当たり的なものにすぎません。

菅総理は、六月一日の本院厚生労働委員会で、世界に冠たる我が国の社会保障制度、この制度を次の世代に引き継いでいくことは私たち世代の極めて重要な役割であると述べられました。確かに、我が国の保険証一枚で誰でも、いつでも、どこでも医療機関にフリーアクセスが可能な国民皆保険制度は世界に誇り得る制度です。

しかし、本法律案は、このフリーアクセスを実質的に抑制し、必要な医療の提供を怠るものであり、必ずや将来に禍根を残すことになるでしょう。

国民本位、患者本位の医療の実現のためには、医療のみならず社会保障全般にわたる制度横断的な一体改革を行うことが不可欠です。そのための長い目こそが政治に求められています。

抜本改革の名に値する国民本位の健康保険制度実現のため、賢明な議員各位におかれましては、何とぞ本法律案に反対されることをお願いして、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　倉林明子さん。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君　私は、日本共産党を代表して、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

初めに、オリンピック開催は、感染爆発を招く大きなリスクがあるとともに、医師、看護師の派遣、特別な病床の確保など、コロナ封じ込めと命を守る医療への多大な負荷となるものです。

ＩＯＣバッハ会長は、誰もが幾らかの犠牲を払わないといけないと発言しましたが、五輪を強行するために失ってよい命などありません。

総理は、責任回避はやめ、専門家の警告を聞くべきです。開催国の政府として、国民の命に責任を負う立場から、直ちに中止を決断し、あらゆる力をコロナ収束に集中させることを求めるものです。

本法案に反対する最大の理由は、七十五歳以上の高齢者へ医療費窓口二割負担を導入することです。

対象となる方々からは、年金は減るのに心細くて仕方ない、年七万円の医療費が倍になれば受診控えも考えなあかん、長くない人生なのにひどい仕打ちなど、不安と憤りの声が寄せられています。

高齢者の負担は医療費の窓口負担だけではありません。全世代型社会保障の名の下に、年金は減らされ、医療も介護も次々と負担が増やされました。

後期高齢者医療の保険料は、二〇〇八年の制度実施以来値上げが続き、一人当たり年七万六千七百六十四円にもなります。低所得者への軽減措置も廃止、縮小され、生活を圧迫しています。滞納者は二十二万人、短期証二万二千人、滞納による差押えは年間七千四百件にもなっています。

介護保険料は、発足時の二倍以上になり、利用料も二割負担、三割負担が導入されました。今年八月からは施設に入所する低所得者の食費等の負担が増えることになります。

政府は、二割負担による受診抑制により医療給付費が一千五十億円減ると試算しています。年を重ねるほどに複数の病気を抱える高齢者にとって、通院や薬を減らすことは病状悪化に直結します。必要な医療が受けられなくなることを前提に、容赦なく負担増を強いることは、高齢者の命を削り、尊厳を脅かすものであり、断じて許されません。二割負担導入は断固撤回すべきです。

政府は、負担の二倍化を正当化する口実に、現役世代の保険料負担の軽減を強調します。しかし、今回の高齢者の負担増によって現役世代の負担が減るのは一人当たりに換算すれば月三十円にすぎません。

最も削減されるのは、国、自治体の公費一千百四十億円です。現役世代の負担減を口実にして、公的な社会保障費の削減を推進するものにほかなりません。この間、減らしてきた高齢者医療の国庫負担割合を元に戻すことこそ急務です。

厚労大臣は、委員会審議の中で、現役世代の負担軽減策を問われ、安定的な制度にするためにはびほう策では難しいと答えられました。二割負担、三割負担の対象の拡大や、医療費負担の在り方に預貯金など金融資産を勘案することを含め、限りない負担増と給付抑制を宣言するものです。高齢者の人権をこれ以上侵害することは断じて容認できません。

大企業、富裕層への行き過ぎた減税が貧富の格差を広げ、社会保障や医療の財源を損なったことでパンデミックに弱い社会になっていたとの批判、反省の下、企業や富裕層に応分の負担を求める動きが今各国で広がりつつあります。負担能力に応じた負担というなら、減税と株高でコロナ禍でも莫大な利益を得ている大企業や大資産家に応分の負担を求め、高齢者を始め全ての世代の社会保障の大幅拡充に踏み出すことを求めるものです。

第二に、国民健康保険の都道府県運営方針に法定外繰入れの解消、保険料水準の統一を記載させることは、国保料の値上げ圧力を法定化するものにほかならないからです。

国民健康保険は、高齢者や疾病を抱えた方が多く、医療費が増加する一方、無職、非正規労働者など低所得で保険料の負担能力の弱い方たちの加入が増え、構造的な問題を抱えています。加入者は、ただでさえ被用者保険より極めて高い保険料負担を強いられてきました。だからこそ、国民皆保険の最後のとりでとして、自治体は様々な負担軽減策や法定外の繰入れにより保険料の値上げを抑える努力をしてきました。それを国が禁じれば、保険料は更に高騰し、現役世代を含めた住民の命と健康、暮らしを脅かすことは必至です。地方自治体が住民の福祉のために行う施策に対し国が廃止しろと強制することは、自治権を侵害するものです。

第三に、生活保護利用者が医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認を原則とすることです。医療保険におけるオンライン資格確認は任意であり、生活保護利用者にだけ強制し、自己決定を否定することは、権利侵害にほかなりません。

厚労省は、審議の中で、利用者を説得するとしながらも、要件ではないので強制ではないと明言しました。であるなら、強制ではなく、利用者の同意がなければ医療券は使えること、利用者の意思に反した説得はすべきでないこと等を生活保護手帳等に明示するなどの徹底を求めるものです。

厚労省は、生活保護の申請は権利です、ためらわず自治体に相談をと呼びかけています。それでも、住まいを失い、所持金が数百円になっても、生活保護だけは受けたくないという方たちがたくさんいます。生活保護の要件ではない扶養照会や、無料低額宿泊所や施設入所の強要が利用を遠ざけています。

マイナンバーカードに対する忌避感情は当然のものです。マイナンバーカード所持の強要が生活保護のハードルを更に高くするものになってはなりません。

生活保護利用者に対し新たに差別的な措置を導入することには断固反対するものです。今必要なのは、限界を超えている自助の強要をやめ、権利にふさわしい利用者本位の制度に見直すことです。

第四に、保険者が求めた場合、事業主に労働安全衛生法による健康診断情報の提供を義務付けることです。健診情報という機微な個人情報であるにもかかわらず、本人同意の担保はなく、自己情報のコントロール権が阻害されかねません。

EUでは、個人の権利として本人が同意を撤回した場合などのデータの消去権、いわゆる忘れられる権利が規定されているだけでなく、取扱いを制限させる権利、プロファイリングを含め、取扱いに異議を申し立てる権利などが保障されています。こうした基本的な権利規定なしに、情報収集が先行することは重大な問題です。

コロナ禍、雇用状況は悪化を続け、高齢者も、その生活を支える家族、現役世代も厳しい生活を余儀なくされています。今やるべきは、思い切った負担軽減、生活への手厚い支援であることを求め、討論といたします。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　この際、日程に追加して、**国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山東昭子君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長水落敏栄さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　この際、国際経済・外交に関する調査会長から、**国際経済・外交に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山東昭子君）　御異議ないと認めます。国際経済・外交に関する調査会長鶴保庸介さん。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君　国際経済・外交に関する調査会における中間報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、三年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」とし、活動の二年目においては、三つの具体的な調査項目、すなわち「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、相互の関連性に留意しながら調査を進めてまいりました。この間、十七名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、委員間の意見交換を行い、これらを中間報告書として取りまとめ、去る二日、議長に提出したところであります。

以下、議論の主な内容を御報告いたします。

まず、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方のうち、極域をめぐる諸課題への取組については、北極における国際的秩序及び学術分野での取組、極域における環境問題、北極海航路の展望と開発支援の在り方などの議論が、また、海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組については、生物多様性分野等における我が国の国際貢献の在り方、生物多様性に関連する政策の評価及び課題、持続可能な海洋をめぐる取組などの議論がなされました。

次に、海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割のうち、洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題については、我が国の洋上風力発電の普及及び産業育成強化に向けた取組、洋上風力発電事業の採算性及びコスト、ゼロエミッション船開発及び我が国造船業の今後の戦略などの議論が行われました。

続いて、海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方のうち、海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応については、海洋プラスチックごみ問題をめぐる取組、船舶による海洋環境汚染問題、海洋気象観測システムに関する課題などの議論が交わされました。

さらに、我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割のうち、海洋の安全確保等に向けた課題と取組については、国連海洋法条約に基づく海洋法秩序をめぐる現状、中国海警法や尖閣諸島、東シナ海、南シナ海をめぐる問題の対応策、海洋人材の確保と活用に向けた方策などの議論が、また、海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題については、日本人船員及び女性船員の育成、確保に向けた取組、学習指導要領等における海洋教育の充実策、海洋教育の実践における連携の在り方などの議論が繰り広げられました。

最後に、委員間の意見交換においては、今後の調査に向け、基本的な考え方のほか、海洋安全保障・法の支配と外交、海洋環境保全、海洋再生可能エネルギー、海洋人材の育成、確保、北極海等に関し、取り組むべき課題等について所見が述べられました。

今後、活動の三年目においては、こうした意見等に留意しながら、最終報告に向け、広範多岐にわたる海の諸課題における相互の関連性を踏まえつつ、現場の声にも耳を傾け、更に充実した調査を進めてまいる所存であります。

なお、今般のコロナ禍のため、本調査会の活動に制約が生じており、オンラインの活用による調査の可能性も指摘されているところですが、この点に関しましては、本院における検討の進展に期待をしたいと思います。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　この際、国民生活・経済に関する調査会長から、**国民生活・経済に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山東昭子君）　御異議ないと認めます。国民生活・経済に関する調査会長芝博一さん。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

○芝博一君　国民生活・経済に関する調査会における中間報告について御報告を申し上げます。

本調査会は、第二百回国会の令和元年十月四日に設置され、三年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定し、鋭意調査を進めております。

二年目は、調査会のテーマのうち、「困難を抱える人々への対応」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる課題」、「外国人をめぐる課題」、さらには「新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響」、「社会的孤立をめぐる課題」及び「生活基盤の安定に向けた課題」について参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。その後、委員間の意見交換を行い、今般、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む報告書を取りまとめ、去る六月二日、これを議長に提出をいたしました。

以下、主要論点を中心に御報告を申し上げます。

まず、子どもをめぐる課題について、特別支援教育の体制整備及び就学先を選択するに当たっての相談の充実、性被害を防ぐための取組と性教育の充実などに関する意見がありました。

次に、外国人をめぐる課題については、多文化共生社会の実現、外国人の子供の教育機会を確保するための就学の義務化、外国人労働者の受入れ制度の在り方などに関する意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響については、商店街、中小小売商業者に対する支援の在り方、働き方の多様化に即した社会保障制度の見直し、普遍主義的な社会保障制度の検討などに関する意見がありました。

続いて、社会的孤立をめぐる課題については、高齢者が社会参加できる場をつくることの重要性、引きこもり及びヤングケアラーへの支援の在り方などに関する意見がありました。

最後に、生活基盤の安定に向けた課題については、一人親世帯の養育費確保に向けた国の関与の在り方、女性の就労支援と多様な働き方ができる環境の整備、子供の自殺対策として早急に求められる取組などに関する意見がありました。

コロナ禍により、弱い立場に置かれている人々がますます厳しい状況に追い詰められており、更なる対応を早急に進める必要があります。

本調査会といたしましても、これまでの議論を踏まえ、誰もが安心できる社会を実現するために、最終取りまとめに向けて引き続き調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　この際、資源エネルギーに関する調査会長から、**原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山東昭子君）　御異議ないと認めます。資源エネルギーに関する調査会長宮沢洋一さん。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔宮沢洋一君登壇、拍手〕

○宮沢洋一君　資源エネルギーに関する調査会の中間報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、三年間の調査テーマである「資源エネルギーの安定供給」のうち、二年目は「資源の安定供給等」について調査を行い、中間報告書として取りまとめ、去る六月二日、議長に提出いたしました。

その内容は、地域偏在など資源をめぐる国際動向、資源開発の新たな可能性、コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換、そしてこれらの議論の主要論点別の整理でございます。

主要論点の主な内容は、次のとおりです。

第一に、鉱物資源の安定供給等については、鉱物資源をめぐる国際動向、鉱物資源の安定供給確保、海洋鉱物資源、鉱物資源と環境、鉱物資源リ

サイクル、鉱物資源の技術開発、そして、資源の確保及び資源分野における人材育成を取り上げております。

第二に、気候変動とカーボンニュートラルについては、カーボンニュートラルに向けた取組、原子力発電、再エネ、省エネ、火力発電と技術開発、カーボンニュートラルと経済社会、国際動向と国際協力を取り上げております。

本調査会といたしましては、以上を踏まえ、更に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席者は左のとおり。

議　長　山東　昭子君
副議長　小川　敏夫君

議　員

伊藤　岳君　武田　良介君　柳ヶ瀬裕文君　大門実紀史君　田村　智子君　紙　智子君　山下　芳生君　清水　貴之君　小池　晃君　松沢　成文君　音喜多　駿君　梅村みずほ君　高木かおり君　下野　六太君　塩田　博昭君　梅村　聡君　三浦　信祐君　柴田　巧君　岩渕　友君　吉良よし子君　山添　拓君　片山　大介君　倉林　明子君　浅田　均君　井上　哲士君　東　徹君　石井　章君　鈴木　宗男君　熊野　正士君　宮崎　勝君　高橋　光男君　石井　苗子君　竹内　真二君　高瀬　弘美君　伊藤　孝江君　里見　隆治君　佐々木さやか君　杉　久武君　平木　大作君　若松　謙維君　横山　信一君　山本　博司君　竹谷とし子君　中西　健治君　谷合　正明君　西田　実仁君　岡田　直樹君　元榮太一郎君　佐藤　啓君　小野田紀美君　こやり隆史君　山田　太郎君　三木　亨君　宮本　周司君　舞立　昇治君　藤川　政人君　石井　正弘君　中西　祐介君　大家　敏志君　山谷えり子君　藤井　基之君　松村　祥史君　磯﨑　仁彦君　三原じゅん子君　渡辺　猛之君　増子　輝彦君　丸川　珠代君　松山　政司君　髙良　鉄美君　安達　澄君　岩本　剛人君　清水　真人君　徳茂　雅之君　山田　修路君　河野　義博君　矢倉　克夫君　新妻　秀規君　石川　博崇君　片山虎之助君　浜田　昌良君　山本　香苗君　秋野　公造君　江島　潔君　山口那津男君　松川　るい君　中西　哲君　橋本　聖子君　朝日健太郎君　三浦　靖君　宮島　喜文君　三宅　伸吾君　森屋　宏君　堀井　巌君　羽生田　俊君　赤池　誠章君　石田　昌宏君　高階恵美子君　上野　通子君　宮沢　洋一君　野村　哲郎君　磯﨑　仁彦君　宇都　隆史君　有村　治子君　櫻井　充君　野上浩太郎君　須藤　元気君　平山佐知子君　寺田　静君　加田　裕之君　藤木　眞也君　進藤金日子君　吉川ゆうみ君　阿達　雅志君　長峯　誠君　豊田　俊郎君　大野　泰正君　太田　房江君　石井　浩郎君　山田　俊男君　西田　昌司君　水落　敏栄君　二之湯　智君　世耕　弘成君　岡田　広君　浜田　聡君　ながえ孝子君　高橋はるみ君　本田　顕子君　小川　克巳君　山田　宏君　足立　敏之君　柘植　芳文君　滝沢　求君　古賀友一郎君　酒井　庸行君　佐藤　正久君　藤末　健三君　松下　新平君　片山さつき君　牧山ひろえ君　鶴保　庸介君　林　芳正君　尾辻　秀久君　宮口　治子君　小沼　巧君　塩村あやか君　石垣のりこ君　横沢　高徳君　打越さく良君　熊谷　裕人君　そのだ修光君　山下　雄平君　堂故　茂君　高橋　克法君　北村　経夫君　長谷川　岳君　森　まさこ君　石井　準一君　末松　信介君　牧野たかお君　中川　雅治君　関口　昌一君　伊波　洋一君　渡辺　喜美君　宮崎　雅夫君　自見はなこ君　青山　繁晴君　和田　政宗君　今井絵理子君　滝波　宏文君　高野光二郎君　上月　良祐君　古川　俊治君　佐藤　信秋君　山本　順三君　猪口　邦子君　福岡　資麿君　金子原二郎君　衛藤　晟一君　芝　博一君　中曽根弘文君　羽田　次郎君　田島麻衣子君　岸　真紀子君　石川　大我君　森屋　隆君　小沢　雅仁君

国務大臣

総　務　大　臣　勝部　賢志君
外　務　大　臣　古賀　之士君
厚生労働大臣　吉田　忠智君
国土交通大臣　斎藤　嘉隆君
環　境　大　臣　徳永　エリ君
防　衛　大　臣　江崎　孝君
国　務　大　臣　田名部匡代君
（内閣府特命担当大臣（防災））　吉川　沙織君
国　務　大　臣　川田　龍平君
蓮　　舫君
青木　愛君
水岡　俊一君
白　眞勲君
福山　哲郎君
郡司　彰君
鉢呂　吉雄君
伊藤　孝恵君
矢田わか子君
舟山　康江君
上田　清司君
浜野　喜史君
榛葉賀津也君
足立　信也君
有田　芳生君
小林　正夫君
木村　英子君

副大臣

内閣府副大臣　木戸口英司君　杉尾　秀哉君　真山　勇一君　森本　真治君　江崎　孝君　難波　奨二君　川田　龍平君　青木　愛君　森　ゆうこ君　那谷屋正義君　福島みずほ君　長浜　博行君　田村　まみ君　芳賀　道也君　浜口　誠君　礒﨑　哲史君　宮沢　由佳君　川合　孝典君　小西　洋之君　大塚　耕平君　野田　国義君　柳田　稔君　舩後　靖彦君

内閣府副大臣　武田　良太君　茂木　敏充君　田村　憲久君　赤羽　一嘉君　小泉進次郎君　岸　信夫君　小此木八郎君　河野　太郎君　赤澤　亮正君

議長の報告事項

一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　高木かおり君

補欠　音喜多　駿君

総務委員

辞任　三浦　靖君　下野　六太君

補欠　青木　一彦君　山口那津男君

法務委員

辞任　豊田　俊郎君　中川　雅治君　山下　雄平君

補欠　島村　大君　松山　政司君　牧野たかお君

外交防衛委員

辞任　中西　祐介君　福山　哲郎君　山口那津男君

補欠　宮島　喜文君　宮口　治子君　下野　六太君

財政金融委員

辞任　宮島　喜文君　宮口　治子君　横山　信一君　音喜多　駿君

補欠　中西　祐介君　福山　哲郎君　西田　実仁君　高木かおり君

文教科学委員

辞任　横沢　高徳君

補欠　石橋　通宏君

厚生労働委員

辞任　清水　真人君　石橋　通宏君

補欠　豊田　俊郎君　横沢　高徳君

経済産業委員

辞任　青木　一彦君

補欠　三浦　靖君

国土交通委員

辞任　島村　大君　牧野たかお君　松山　政司君　丸川　珠代君　西田　実仁君

補欠　清水　真人君　山下　雄平君　馬場　成志君　岩本　剛人君　横山　信一君

環境委員

辞任　岩本　剛人君　馬場　成志君

補欠　丸川　珠代君　中川　雅治君

国家基本政策委員

辞任　武見　敬三君

補欠　中川　雅治君

懲罰委員

辞任　中川　雅治君

補欠　武見　敬三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　本田　顕子君

補欠　滝沢　求君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任　里見　隆治君

補欠　宮崎　勝君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任　森屋　宏君

補欠　島村　大君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　衛藤　晟一君　山田　太郎君　下野　六太君　高橋　光男君

補欠　清水　真人君　徳茂　雅之君　安江　伸夫君　平木　大作君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事　倉林　明子君（倉林明子君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

水循環基本法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第二五号）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第二六号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第一八号）審査報告書

国際経済・外交に関する調査報告書（中間報告）

国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）（第七九号）

政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のＳＮＳ等における見解に関する質問主意書（白眞勲君提出）（第八〇号）

新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問主意書（蓮舫君提出）（第八一号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書（ながえ孝子君提出）（第七四号）

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　音喜多　駿君　市田　忠義君

補欠　高木かおり君　山添　拓君

総務委員

辞任　青木　一彦君　山口那津男君

補欠　三浦　靖君　下野　六太君

法務委員

辞任　島村　大君　牧野たかお君　松山　政司君

補欠　豊田　俊郎君　山下　雄平君　中川　雅治君

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

清水　貴之君
山添　拓君

外交防衛委員
辞任
宮島　喜文君
宮口　治子君
下野　六太君

財政金融委員
辞任
武見　敬三君
藤川　政人君
福山　哲郎君
西田　実仁君
髙木かおり君

文教科学委員
辞任
石橋　通宏君

厚生労働委員
辞任
豊田　俊郎君
横沢　高徳君

農林水産委員
辞任
宮崎　雅夫君

経済産業委員
辞任
三浦　靖君

国土交通委員
辞任
山下　雄平君
横山　信一君
室井　邦彦君

環境委員
辞任
中川　雅治君
丸川　珠代君

（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）

室井　邦彦君
市田　忠義君

補欠
武見　敬三君
福山　哲郎君
山口那津男君

補欠
青木　一彦君
松山　政司君
宮口　治子君
横山　信一君
音喜多　駿君

補欠
横沢　高徳君

補欠
宮崎　雅夫君
石橋　通宏君

補欠
島村　大君

補欠
宮島　喜文君

補欠
牧野たかお君
西田　実仁君
清水　貴之君

補欠
藤川　政人君
磯﨑　仁彦君

（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

予算委員
辞任
磯﨑　仁彦君

補欠
丸川　珠代君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員
辞任
堀井　巌君
安江　伸夫君
松沢　成文君

補欠
今井絵理子君
髙橋　光男君
梅村みずほ君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員
辞任
宮崎　勝君

補欠
里見　隆治君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任
清水　真人君
徳茂　雅之君

補欠
衛藤　晟一君
古賀友一郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。

水循環基本法の一部を改正する法律案（衆第二五号）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二一号）

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案（衆第二八号）

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（衆第二三号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外一名提出）（衆第二七号）

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第二八号）

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆第二四号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第六三号）審査報告書

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）審査報告書

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（閣法第六一号）審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案（第二百一回国会閣法第五三号）審査報告書

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆第二四号）審査報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和三年六月四日

○第二百四回国会 参議院会議録第二十八号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

外交防衛委員長　長峯　誠

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定について、英国において適用される保障措置の変更を反映し、我が国政府と欧州原子力共同体との間の原子力協定の一部の規定と同旨の規定を加え、また、核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映する内容の改正を行うものである。この議定書の締結により、日英両国間において原子力の平和的利用のための適切な法的枠組みが引き続き確保されると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十八日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及び国際原子力機関が二千十八年六月七日に核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定及び同協定の追加議定書に署名したことを認識し、

千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中「（以下「不拡散条約」という。）」を削り、「認識し、」を「認識して、」に改め、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、」を削る。

第二条

協定第一条1(c)中「及び設備」を「、設備及び技術」に改める。

第三条

1　協定第二条(a)中「千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定」を「千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）」に改める。

2　協定第二条(b)中「千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定」を「二千十八年六月七日に作成された追加議定書により補足された同日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定（以下「英国に関する保障措置協定」という。）」に改める。

第四条

協定第三条中「及び設備」を「、設備及び技術、技術に基づく設備」に改め、同条を同条2とし、同条に次の1を加える。

1　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

第五条

1　協定第四条1(a)中「第二条(a)に規定する協定」を「日本国に関する保障措置協定」に改め、同条1(b)(i)中「(1)第二条(b)に規定する協定」を「英国に関する保障措置協定」に、「同協定」を「英国に関する保障措置協定」に改め、「並びに(2)千九百五十七年三月二十五日に署名されたユーラトムを設立する条約に基づくユーラトムの保障措置」を削る。

2　協定第四条2中「又はユーラトム」を削る。

第六条

協定第五条を同条1とし、同条に次の2を加える。

2　日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、この協定の実施に当たり、千九百七十九年十月二十六日に採択され、二千五年七月八日に改正された核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するように行動する。

第七条

1　協定第六条1中「及び設備」を「、設備及び技術、技術に基づく設備」に改める。

2　協定第六条2中「次に掲げるもの」を「次に掲げる技術、設備及び核物質」に改め、同条2(a)中「設備」を「技術又は設備」に改める。

第八条

1　協定第七条1中「及び設備」を「、設備及び技術」に、「品目」を「資材、核物質、設備又は技術」に改める。

2　協定第七条2中「及び設備」を「、設備及び技術」に改め、同条2(a)中「これらの品目」を「そのような資材、核物質又は設備」に改め、同条2(b)中「当該品目」を「そのような資材、核物質、設備又は技術」に改める。

第九条

協定第七条の次に次の四条を加える。

第七条のA

両締約国政府は、相互の間又はそれぞれの政府機関の間で、第一条に規定するところに従い、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させる。両締約国政府又はそれらの政府機関は、適当な場合には、大学、実験施設、民間部門その他の全ての研究部門の研究者及び組織が当該協力に参加することを認めることができる。両締約国政府は、また、この分野におけるそれぞれの管轄の下にある者の間の当該協力を容易にする。

第七条のB

1　この協定の規定は、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における原子力活動を妨げ、若しくは遅延させること又は当該原子力活動に対して不当に干渉することを回避するような態様により、また、当該原子力活動の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様により、誠実に実施される。

2　この協定の規定は、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、いずれか一方の締約国政府若しくはその管轄の下にある者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために、いずれか一方の締約国政府の原子力政策に干渉するために又は原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために利用してはならない。

3　転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受けている核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができる。

4　日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年九月二十日に作成された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。

第七条のC

両締約国政府は、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の双方が当事国である関連する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従い、この協定の下での協力から生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術の適切かつ効果的な保護を確保する。

第七条のD

両締約国政府は、この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第十条

協定第十一条中「時点において、」の下に「(a)」を加え、「又は第十条」を「若しくは前条」に改め、「従わない場合」の下に「又は(b)第二条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、若しくはこれに対する重大な違反をする場合」を加え、「この協定を停止し又は」を「この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を」に、「核物質であって」を「資材、核物質及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、」に、「ことができる」を「権利を有する」に改め、同条を同条1とし、同条に次の2及び3を加える。

2　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国がこの協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利及び返還を要求する権利であって、1に規定するものと同じ権利を有する。

3　日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利及び返還を要求する権利であって、1に規定するものと同じ権利を有する。

第十一条

協定第十二条中(f)を削り、(g)を(l)とし、(e)の次に次の(f)から(k)までを加える。

(f)　「技術」とは、資材、核物質又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(g)　(f)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(h)　(f)及び(g)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の資材若しくは核物質を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(i)　(f)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(j)　「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(k)　「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i)　この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii)　この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii)　この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

第十二条

協定第十四条4中「この協定の停止又は」を「この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の」に、「及び」を「、第七条のB3及び4並びに」に改める。

第十三条

協定の附属書AのA部中15を16とし、11から14までを12から15までとし、10の次に次の11を加える。

11　外部熱遮蔽体　熱損失の削減及び格納容器の保護のため、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作された外部熱遮蔽体

第十四条

協定の附属書C中「移転され又は再移転される品目」を「この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、移転され又は再移転されるもの」に改める。

第十五条

1　この議定書は、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換により両締約国政府が合意する日時に効力を生ずる。ただし、千九百五十七年三月二十五日に作成された欧州原子力共同体を設立する条約がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国に対し及び同国において適用されなくなった後に限る。

2　この議定書は、改正後の協定第十四条4の規定に従うことを条件として、協定が効力を失う時に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十年十二月十六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　長嶺安政
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために
　クワシィ・クワーテン

審査報告書

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日
　外交防衛委員長　長峯　誠

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約について、その対象をまぐろ類からICCAT種（まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類）に拡大し、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等により、同条約の円滑な運用を促進するためのものである。我が国がこの議定書を締結することは、大西洋のまぐろ漁業に関する国際協調の促進及び我が国のまぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十八日
　衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書

千九百六十六年五月十四日にリオデジャネイロで作成された大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の締約国は、

条約の改正を行うために作業部会を設置する旨の大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告（勧告第十号（二千十二年））及び当該作業部会によって作成された改正のための提案の案を想起し、

改正後の条約に基づく漁業主体の参加に関する大西洋まぐろ類保存国際委員会の決議（決議第十三号（二千十九年））並びにまぐろ類又は海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類と認められる魚類に関する大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告（勧告第一号（二千十九年））（これらは、改正のための提案の不可分の構成要素であり、この議定書の確定に際し大西洋まぐろ類保存国際委員会によって採択された。）に留意し、

この議定書に定める条約の改正のための提案が新たな義務を含むことを考慮し、

この議定書ができる限り速やかに全ての締約国について効力を生ずることができるようそれぞれの国内の受諾手続を速やかに完了させることの重要性を強調して、

次のとおり協定した。

第一条

条約前文を次のように改める。

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類の資源に関する共通の関心を考慮するので、また、食用その他の目的のためのこれらの魚類の長期的な保存及び持続可能な利用を可能にする水準にこれらの魚類の資源を維持することについて協力することを希望するので、これらの資源の保存のための条約を締結することを決意して、このため、次のとおり協定した。

第二条

条約第二条及び第三条を次のように改める。

第二条

この条約のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約は、国際法と適合するように解釈し、及び適用する。

第三条

1　締約国は、大西洋まぐろ類保存国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持することに合意する。委員会は、この条約に定める目的を遂行するものと

する。各締約国は、委員会の構成員となる。

2　委員会の各構成員は、委員会に三人以下の代表を出すものとする。これらの代表は、専門家及び顧問の補佐を受けることができる。

3　委員会の決定は、原則としてコンセンサス方式によつて行う。コンセンサスに達することができない場合には、当該決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行う委員会の構成員の三分の二以上の多数による議決で行うものとし、委員会の各構成員は、一個の投票権を有する。定足数は、委員会の全ての構成員の三分の二をもつて構成する。

4　委員会は、二年に一回通常会議を開催する。特別会議は、委員会の全ての構成員の過半数の要請又は第六条の規定に基づいて設置される理事会の決定により、随時招集することができる。

5　委員会は、その第一回会議において、及びその後は各通常会議において、締約国のうちから議長一人、第一副議長一人及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続いて二回以上再選されないものとする。

6　委員会及びその補助機関の会議は、委員会が別段の決定をしない限り、公開とする。

7　委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。

8　委員会は、その任務の遂行に必要な手続規則及び会計規則を採択する権限を有する。

9　委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに委員会の構成員に提出し、また、この条約の目的に関係のある事項について、委員会のいずれかの構成員の要請があつた場合には、その構成員に情報を提供する。

第三条

条約第三条の次に次の新たな第四条を加える。

第四条

委員会及びその構成員は、この条約に基づく業務を行うに当たり、次のことを行うために行動する。

(a)　関連する国際的に合意される基準並びに適当な場合には、勧告される方式及び手続に従い、予防的な取組方法及び漁業管理のために生態系を重視する取組方法を適用すること。

(b)　入手可能な最良の科学的な証拠を利用すること。

(c)　海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(d)　意思決定過程（漁獲の可能性の配分に関するものを含む。）その他の活動において公平性及び透明性を確保すること。

(e)　この条約に基づく自己の義務を履行し、及び自己の漁業を発展させるとの開発途上にある委員会の構成員の特別な要請（国際法に従つた自己の能力の開発のニーズを含む。）を十分に認識すること。

第四条

条約第四条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、次のように改める。

第五条

1　この条約の目的を遂行するため、

(a)　委員会は、他の関連する国際的な漁業に関する機関又は漁業に関する枠組みの業務を考慮しつつ、条約区域におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類（以下「ＩＣＣＡＴ種」という。）の資源並びにその他の種で条約区域のＩＣＣＡＴ種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有する。この研究は、これらの種に関する調査、その環境に関する海洋学上の調査並びにその豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に関する調査を含む。委員会は、ＩＣＣＡＴ種と同一の生態系に属するＩＣＣＡＴ種に依存し、若しくは関連するＩＣＣＡＴ種についても研究することができる。

(b)　委員会は、(a)に規定する責任を遂行するに当たり、委員会の構成員の官公署及びその行政区画の技術的及び科学的役務並びに情報をできる限り利用するものとし、かつ、望ましい場合には、公私の団体若しくは機関又は個人から得ることができる役務及び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の予算の範囲内において、かつ、委員会の関係する構成員の協力を得て、いずれかの国の政府若しくは団体又は他の国際機関により行われている調査を補足するため、独自の調査を行うことができる。

(c)　委員会は、(b)に規定する団体若しくは機関又は個人から受領した情報が質及び客観性に関する確立された科学的な基準に合致することを確保する。

2　1の規定の実施は、次のことを含む。

(a)　条約区域のＩＣＣＡＴ種の現在における状態及び傾向に関する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b)　条約区域のＩＣＣＡＴ種の資源を最大持続生産量を実現することが可能であり、かつ、この生産量に合致するようなＩＣＣＡＴ種の効果的な利用を確保する水準以上に維持するための方法に関する情報を研究し、及び評価すること。

(c)　研究及び調査を委員会の構成員に勧告すること。

(d)　委員会の調査結果の報告及び条約区域のＩＣＣＡＴ種に関する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

第六条

1　委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事会を設置する。理事会に代表を出す締約国は、委員会の各通常会議において選出される。もつとも、締約国数が四十を超えた場合には、委員会は、理事会に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事会に選出されないものとする。委員会は、理事会の構成員の選出に当たつては、締約国の地理的利益、そのまぐろ漁業及びまぐろ加工業の利益並びに理事会に代表を出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払うものとする。

2　理事会は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間において少なくとも一回会合する。委員会の会議と次の会議との間において、理事会は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行い、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事会の決定は、委員会が定める規則に従つて行う。

第七条

委員会は、この条約の目的を遂行するため、種別若しくは種群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

(a)　その担当する種若しくは種群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに関係のある科学的情報その他の情報を収集することについて責任を有する。

(b)　科学的調査を基礎として、委員会の構成員がとるべき共同措置に関する勧告を委員会に提案することができる。

(c)　当該種若しくは種群又は地域に関係のあ

る情報を得るために必要な研究及び調査並びに委員会の構成員の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。

第八条

事務局長は、委員会が任命し、その任期は、委員会が定める。事務局長は、委員会が定める規則及び手続に従うことを条件として、委員会の職員の選任及び管理に関する権限を有する。事務局長は、また、特に、次の任務のうち委員会が与えるものを遂行する。

(a) 第五条及び前条の規定に従つて行われる調査計画を調整すること。

(b) 委員会の検討を受けるために予算見積書を作成すること。

(c) 委員会の予算に従つて資金の支出を許可すること。

(d) 委員会の資金の会計を行うこと。

(e) 第十三条に定める機関との協力について取り決めること。

(f) この条約の目的を遂行するために必要な資料、特にＩＣＣＡＴ種の資源の現在の生産量及び最大持続生産量に関する資料の収集及び分析の準備を行うこと。

(g) 委員会の承認を得るため、委員会及びその補助機関の学術上、管理上その他の報告を作成すること。

第九条

1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、次のことを目的とする勧告を行うことができる。これらの勧告は、2及び3に定める条件に従つて委員会の構成員について効力を生ずる。

(i) 条約区域において、ＩＣＣＡＴ種の資源の豊度を最大持続生産量を実現することが可能である水準以上に維持し、又は回復することにより、ＩＣＣＡＴ種の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。

(ii) 必要な場合には、ＩＣＣＡＴ種に依存し、又は関連する他の種の個体数をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、当該他の種の保存を促進すること。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行われる。

(i) 適当な小委員会が設置されていない場合には、委員会の発議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているが、その小委員会が提案を承認していない場合には、委員会の全ての構成員の少なくとも三分の二の承認を得た委員会の発議による。

(iii) 適当な小委員会が承認した提案による。

(iv) 当該勧告が二以上の地域又は種若しくは種群に関連する場合には、これらの適当な小委員会が承認した提案による。

2 1の規定に基づいて行われた勧告は、その勧告が採択された際に委員会が別段の合意をする場合及び3に規定する場合を除き、その勧告を委員会の構成員に伝達する委員会の通告の日の後四箇月で委員会の全ての構成員について効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、勧告が三箇月未満で効力を生ずることはないものとする。

3 (a) 1(b)(i)又は(ii)の規定に基づいて行われた勧告の場合には委員会のいずれかの構成員が、1(b)(iii)又は(iv)の規定に基づいて行われた勧告の場合には当該小委員会の構成員たる委員会のいずれかの構成員が、2に定める期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、その異議を申し立てた委員会の構成員については、効力を生じない。

(b) 委員会の構成員の過半数が2に定める期間内に異議を申し立てた場合には、その勧告は、委員会のいずれの構成員についても効力を生じない。

(c) (a)の規定に従つて異議を申し立てる委員会の構成員は、その異議を申し立てる時に、委員会に対し、その異議の理由を書面により提出する。その異議の理由は、次の一又は二以上の理由に基づくものとする。

(i) その勧告がこの条約又は国際法の他の関連規則に適合しないため。

(ii) その勧告が異議を申し立てる委員会の構成員を法律上又は事実上不当に差別するものであるため。

(iii) 委員会の構成員が、保存及び持続可能な管理のために異なる取組方法を採用したため又はその勧告を実施するための技術的な能力を有していないため、実行可能性の観点からその勧告を遵守することができないため。

(iv) その結果として異議を申し立てる委員会の構成員がその勧告を実施し、又は遵守することができない安全保障上の制約のため。

(d) この条の規定に従つて異議を申し立てる委員会の各構成員は、実行可能な限り、保存管理措置の代替案の説明を委員会に提供する。当該代替案は、異議を申し立てている勧告と少なくとも同様に効果的なものとする。

4 勧告に対して異議を申し立てた委員会の構成員は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それが既に効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その構成員について効力を生ずる。

5 事務局長は、委員会の全ての構成員に対し、この条に従つて受領した異議及び説明の詳細並びにその異議の撤回を速やかに送付し、及び勧告が効力を生ずる時期を通告する。

第五条

条約の新たな第九条の次に次の新たな第十条を加える。

第十条

1 委員会においては、紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、いずれの紛争の当事者も、この条約に関する紛争を友好的な方法によつて、かつ、できる限り速やかに解決するため、相互に協議する。

2 紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場合には、紛争当事者は、委員会が採択する手続に従つて設置される特別の専門家委員会に当該紛争を共同で付託することができる。当該専門家委員会は、紛争当事者と協議するものとし、拘束力を有する手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。

3 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国の間に紛争が生ずる場合には、当該紛争が平和的手段によつて解決されるよう最善の努力が払われるものとする。

4 1から3までに規定する手段を通じて解決されない紛争は、解決のため、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。紛争当事者は、仲裁を共同で要請する前に、紛争の範囲に合意すべきである。紛争当事者は、仲裁裁判所を構成し、及び仲裁を行うことについて、この条約の附属書Ⅰによること又は紛争当事者が相互の合意によつて適用することを決定する他の手続によることを合意することができる。当該仲裁裁判所は、この条約、国際法及び海洋生物資源の保存に関する関連の

基準であつて紛争当事者が認めるものに従つてその決定を行う。

5　この条に定める紛争解決のための制度は、この条の規定が効力を生ずる日の後に発生する行為、事実又は事態に関する紛争についてのみ適用する。

6　この条のいかなる規定も、この条に定める紛争解決に代えて、紛争当事者が締結している他の条約又は国際約束の要件に従い、当該他の条約又は国際約束に基づく紛争解決を追求する紛争当事者の能力に影響を及ぼすものではない。

第六条

条約第九条から第十一条までを二条ずつ繰り下げ、次のように改める。

第十一条

1　委員会の構成員は、この条約の実施を確保するために必要な全ての措置をとることに同意する。委員会の各構成員は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自らがとつた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

2　委員会の構成員は、次のことに同意する。

(a)　委員会の要求があつた場合には、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

(b)　委員会の構成員の官公署が前記の情報を得られず、かつ、それを提供することができない場合には、委員会が、委員会の構成員を通じて、会社及び個々の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。

3　委員会の構成員は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置をとる目的で相互に協力するものとする。

4　締約国は、条約区域（領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く。）に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

第十二条

1　委員会は、各通常会議に続く二年の期間の委員会の共同経費の予算を採択する。

2(a)　委員会の構成員は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に従つて算出された金額を拠出する。委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、委員会の各構成員について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量（未処理の形態における重量とする。）及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

(b)　会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票する委員会の全ての構成員の合意によつてのみ決定され又は変更されるものとし、委員会の構成員は、その案について九十日前に通報を受ける。

3　理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した総予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行うことができる。

4　委員会の事務局長は、委員会の各構成員に各年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

5　二年の期間の予算のための分担金は、委員会が決定する通貨により支払うものとする。

6　委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を委員会の各構成員に送付する。

7　その後は、いずれかの二年の期間に先立つて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細表の案を委員会の各構成員に提出する。

8　委員会は、委員会のいずれかの構成員の分担金の延滞額が当該年度に先立つ二年間に支払うべき分担金の額以上になる場合には、その構成員の投票権を停止することができる。

9　委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費を賄うため及び委員会が定めるその他の目的のため、運転資本基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金の額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。

10　委員会は、委員会の会計について、毎年、独立の監査が行われるように取り計らう。この監査報告は、委員会によつて、又は委員会の通常会議が開かれない年には理事会によつて、審査され、かつ、承認されなければならない。

11　委員会は、その業務の遂行のため、2に規定する分担金のほか、寄附を受けることができる。

第十三条

1　締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならないことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行うものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事務局長が委員会及びその補助機関の全ての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2　委員会の構成員は、委員会と委員会の業務に寄与することができる他の国際漁業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行われなければならないことに同意する。委員会は、そのような国際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3　委員会は、適当な国際機関又は国際連合若しくは国際連合専門機関の加盟国の政府で委員会の構成員でないものに対し、委員会及びその補助機関の会議にオブザーバーを送るように招請することができる。

第七条

条約第十二条を新たな第十四条とし、同条2を次のように改める。

2　この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、いずれの締約国も、十年目の年又はその後のいずれかの年の十二月三十一日に、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長に宛てた書面による脱退の通告を行うことによつて、この条約から脱退することができる。

第八条

条約第十三条を新たな第十五条とし、同条1を次のように改める。

1(a)　委員会は、いずれかの締約国又は委員会の発議により、この条約に対する改正を提案することができる。その提案は、コンセンサス方式によつて行う。

(b)　国際連合食糧農業機関の事務局長は、改正案の認証謄本を全ての締約国に送付する。

(c)　新たな義務を含まない改正は、締約国の

四分の三による受諾の後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

(d)　新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日に効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従い効力を生ずる。

(e)　この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

第九条

条約の新たな第十五条の次に次の新たな第十六条を加える。

第十六条

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

第十条

条約第十四条から第十六条までを三条ずつ繰り下げ、次のように改める。

第十七条

1　この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放しておく。このような政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2　この条約は、署名国によりその憲法の規定に従い批准され、又は承認されなければならない。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託する。

3　この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後に批准書、承認書又は加入書を寄託する政府については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

4　この条約は、政府間経済統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限（これらの事項に関する条約を締結する権限を含む。）を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5　4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第十一条4において「国」並びに前文及び第十五条1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6　4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

第十八条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定める全ての政府及び同条4に定める全ての機関に通告する。

第十九条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十七条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

第十一条

条約に次の二の附属書を加える。

附属書Ⅰ　紛争解決手続

1　第十条4に規定する仲裁裁判所は、適当な場合には、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成すべきである。

(a)　一の紛争当事者は、他の紛争当事者に対して仲裁人の氏名を通報すべきであり、また、当該他の紛争当事者は、その通報の後四十日以内に第二の仲裁人の氏名を通報すべきである。委員会の二を超える構成員の間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事者は、共同で一人の仲裁人を任命すべきである。紛争当事者は、第二の仲裁人の任命の後六十日以内に第三の仲裁人を任命すべきである。第三の仲裁人は、委員会のいずれの構成員の国民でもなく、かつ、最初の二人の仲裁人の国籍を有しないものとする。第三の仲裁人が仲裁裁判所を主宰すべきである。

(b)　第二の仲裁人が所定の期間内に任命されない場合又は紛争当事者が所定の期間内に第三の仲裁人の任命に同意することができない場合には、当該第二の仲裁人又は当該第三の仲裁人は、紛争当事者の要請により、当該要請の受領の日から二箇月以内に委員会の議長によつて任命されることができる。

2　仲裁裁判所の決定は、その構成員の多数決により行うべきである。仲裁裁判所の構成員は、投票に際し棄権すべきでない。

3　仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束するものとする。紛争当事者は、直ちにその決定に従うべきである。仲裁裁判所は、一の紛争当事者の要請により、決定について解釈を行うことができる。

附属書Ⅱ　漁業主体

1　二千十九年十一月十八日に採択されたこの条約に対する改正の効力発生の後、委員会が定める手続に従つて二千十三年七月十日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であつて、この附属書と並行して採択された決議第十三号（二千十九年）に反映されているもののみが、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。当該約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面による通告を行うことにより、当該約束を撤回することができる。その撤回は、一層遅い日が通告に明記される場合を除くほか、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。

2　第十五条の規定に従つてこの条約に対して行われるその後の改正の場合には、1に規定する漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、改正後の条約に定める条件に従う旨及び当該改正後の条約に従つて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。漁業主体によるこの約束は、同条の規定に定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　委員会の事務局長は、次のことを行う。締約国に対し、1及び2に規定する約束又は通告を受領したことを通告すること。その通告を締約国に利用可能なものとすること。この条約及びその改正の批准及び承認並びにこれらへの加入並びにこれらの効力発生の通告を含め、締約国からの通告を漁業主体に提供すること。漁業主体と事務局長との間で送付される書類を安全に保管すること。

4　1及び2に規定する書面の送付により、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確た

る約束を表明した1に規定する漁業主体は、委員会の関連する業務（意思決定を含む。）に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条から第十三条までに定めるものを有する。

5　この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従つて表明した1に規定する漁業主体が関係する紛争が友好的な方法によつて解決されない場合には、当該紛争は、紛争当事者の合意により、場合に応じて、特別の専門家委員会に、又は紛争の範囲に合意するよう努めた後、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

6　1に規定する漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

7　二千十三年七月十日後に協力的な地位を獲得したいずれの非締約国、団体及び漁業主体も、この附属書の適用上、漁業主体とはみなされないものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条から第十三条までに定めるものを有しない。

第十二条

英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、二千十九年十一月二十日にスペインのパルマデマヨルカにおいて、その後は二千二十年十一月二十日までローマにおいて署名のために開放しておく。この議定書に署名しなかつた条約の締約国は、いつでも、承認書、批准書又は受諾書を寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証謄本を条約の締約国に送付する。

第十三条

この議定書は、条約の締約国の四分の三が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後九十日目の日にこの議定書を締結した条約の締約国について効力を生じ、その後は、条約の他の締約国について、それぞれによる承認、批准又は受諾の日に効力を生ずる。この議定書が前条の規定に従つて署名のために開放された後に条約の締約国となる政府は、この議定書を受諾したものとみなす。

第十四条

この議定書が条約の締約国の四分の三（承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託したもの）について効力を生じた後、承認書、批准書又は受諾書を寄託していない条約の締約国は、引き続き委員会の構成員となる。委員会は、この議定書が条約の全ての締約国について効力を生ずる時まで、その秩序ある機能を確保するための措置を採用する。この議定書がいまだ効力を生じていない条約の締約国の場合においても、これらの改正を暫定的に実施することを選択することができるものとし、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に通告することができる。

二千十九年十一月十八日にスペインのパルマデマヨルカで作成した。

審査報告書

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

外交防衛委員長　長峯　誠

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、国際航路標識協会において我が国が確立してきた航路標識分野における指導的地位を引き続き維持し、我が国企業が有する技術の国際標準化等を推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

この条約の締結により、国際航路標識機関の運営のための経費として分担金を支払う義務を負う。

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十八日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件

国際航路標識機関条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際航路標識機関条約

前文

この条約の締約国は、

千九百五十七年七月一日に国際灯台協会が設立され、千九百九十八年に国際航路標識協会へと名称を改めたことを想起し、

海事界の利益及び環境の保護のための安全で経済的かつ能率的な船舶の移動を目的とする航路標識の改善及び継続的な調和における国際航路標識協会の役割を認識し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約及び改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の規定を考慮し、

さらに、海事界の利益及び環境の保護のために航路標識を開発し、改善し、及び調和させることについては、国際機関によって最も調整が図られることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　設立

1　この条約により、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。

2　機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。

3　機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。

4　機関の運営に関する細目は、一般規則で定める。一般規則は、この条約の規定に従うが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則その他の機関の管理に関する基本文書とが抵触する場合には、この条約が優先する。

第二条　定義

この条約の適用上、

1　「航路標識」とは、安全かつ能率的な個々の船舶の航行及び船舶交通を促進するために設計され、又は運用される船舶外の装置、設備又はサービスをいう。この定義には、機関の運用上、船舶交通サービスを含む。

2　「加盟国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、この条約が効力を生じている国をいう。

3　「準加盟国」とは、領域又は領域の集合であつてその国際関係について加盟国が責任を有し、かつ、当該加盟国が加盟を要請し、その加盟が総会によって承認されたもの及び附属書5の規定に基づく国際航路標識協会の国家会員のうち加盟国以外の国のものをいう。

4　「賛助加盟員」とは、販売のための航路標識の設備の製造者若しくは流通業者又は契約に基づき航路標識のサービス若しくは技術上の助言を提供する組織その他航路標識に関心を有する組織若しくは科学機関であって、加盟を申請し、理事会によって承認されたものをいう。

第三条　目的

機関は、次の目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。

(a)　海事界の利益及び海洋環境の保護のために、世界的な航路標識の改善及び調和を通じて、安全かつ能率的な船舶の移動を促進すること。

(b)　航路標識に関する専門知識及び科学技術の開発及び移転に関する全ての事項についての技術協力及び能力開発の機会を促進すること。

(c)　航路標識に関する事項についての実行可能な最高基準が一般に採用されることを奨励し、及び促進すること。

(d)　機関が審議している事項についての情報の交換を可能にすること。

第四条　任務

機関が前条に定める目的を達成するための任務は、次のとおりとする。

(a)　非義務的な基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を策定し、及び提供すること。

(b)　加盟国、準加盟国若しくは賛助加盟員により、国際連合のいずれかの機関若しくは専門機関により、又は他の政府間機関により機関に付託された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書について審議し、及び勧告すること。

(c)　協議及び情報の交換（特に、近年の進展並びに加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の活動に関するもの）のための仕組みを提供すること。

(d)　加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で緊密な業務上の関係及び支援を促進することにより、国際協力を進展させること。

(e)　航路標識に関する支援を要請する政府、事業者及び他の組織に対する支援（技術上、制度上又は訓練上のいずれであるかを問わない。）を円滑にすること。

(f)　会議、シンポジウム、セミナー、研究集会その他の行事を開催すること。

(g)　適当な場合には専門的な助言を提供しつつ、関連する国際機関及びその他の組織と連絡を保ち、及び協力すること。

第五条　構成

1　機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。

2　領域又は領域の集合の国際関係について責任を有する加盟国は、事務局長に対し書面による通告を行うことにより、当該領域又は領域の集合の準加盟国の地位を要請することができる。

3　賛助加盟員の地位の申請については、申請者がその活動を行っている一若しくは二以上の加盟国又は申請者が業務を行う主たる場所若しくは登録された事務所が所在する一若しくは二以上の加盟国により当該申請の側面が審査されるよう、理事会は要求し、又は加盟国は要請することができる。理事会は、賛助加盟員の地位について決定するに当たり、審査を要請した加盟国及び審査を行った加盟国の見解を考慮する。

第六条　組織

1　機関は、次の諸組織を有する。

(a)　総会

(b)　理事会

(c)　機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織

(d)　事務局

2　機関に、一の議長国及び一の副議長国を置く。議長国（議長国が不在である場合には、副議長国）は、総会及び理事会の議長となる。

3　一般規則及び財政規則には、各組織に適用され、かつ、機関の日々の管理を規律する手続規則を詳細に定めるものとする。

第七条　総会

1　総会は、機関の基本的な意思決定機関であり、及びこの条約に別段の定めがある場合を除くほか、機関の全ての権限を有する。

2　総会は、加盟国のみで構成する。出席は、準加盟国及び賛助加盟員にも開放する。

3　各加盟国は、自国の代表の一人を総会の首席代表として指定する。

4　総会の通常会期は、三年ごとに一回開催される。

5　総会の臨時会期は、加盟国の三分の一が会期の招集を希望する旨を事務局長に通報したとき又は理事会が必要と認めたときはいつでも、九十日の予告をもって招集される。

6　総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

7　総会は、次のことを行う。

(a)　一般規則に従い、加盟国のうちから議長国及び副議長国を選出すること。

(b)　機関の全般的な政策及び戦略的な展望を決定すること。

(c)　機関の一般規則及び財政規則を審査し、及び承認すること。

(d)　次条の規定に従い、加盟国（議長国及び副議長国を除く。）のうちから理事会の理事国を選出すること。

(e)　一般規則に従い、加盟国の国民の中から事務局長を選出すること。

(f)　委員会及び補助組織を設置し、又は廃止し、並びにこれらの付託事項を審査し、及び承認すること。

(g)　機関の財政上の措置（その後の三年間の予算の概要並びに加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費の額を含む。）を審査し、及び承認すること。

(h)　加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した報告及び提案を審議すること。

(i)　基準を承認すること。

(j)　準加盟国の地位について決定すること。

(k)　一又は二以上の加盟国が要請する場合には、賛助加盟員の地位について裁定を下すこと。

(l)　機関の目的の範囲内の事項について加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対して勧告すること。

(m)　国又は国際機関との協定を承認すること。

(n)　機関の目的の範囲内のその他の事項について決定すること。

第八条　理事会

1　理事会は、機関の執行機関であり、及び機関の活動の指揮について責任を有する。

2　理事会は、議長国及び副議長国並びに二十三の他の加盟国で構成する。

3　理事国は、一般規則に従い、総会の各通常会期において、投票によって選出される。理事国は、世界全体が代表されることを達成するため、原則として世界の各地域から選定されるべきである。

4　加盟国は、可能な限り、理事会において、自国の航路標識の規制、提供、維持又は運用について責任を有する国内当局の代表一名によって代表される。

5　理事会の会合の定足数は、十七の理事会の構成国（少なくとも議長国又は副議長国のいずれかが含まれなければならない。）とする。

6　理事会は、少なくとも年一回会合する。

7　理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の会合に参加することができるが、投票権を有しな

い。

8　理事会は、次のことを行う。

(a)　総会が委任する任務を遂行すること。

(b)　総会が決定する全般的な政策、戦略的な展望及び予算の概要の範囲内で機関の活動を調整すること。

(c)　財政報告（年次予算を含む。）を審査し、及び承認すること。

(d)　賛助加盟員の地位について決定すること。

(e)　総会を招集すること。

(f)　機関の事業について総会に報告すること。

(g)　一般規則に従って理事会に提出される文書を審査すること。

(h)　総会の決定が必要な全ての事項について総会に付託すること。

(i)　勧告、指針、手引その他の有用な文書を承認すること。

(j)　他の組織に提出されるものを承認すること。

(k)　委員会及び補助組織の議長及び副議長を任命し、並びにこれらの事業計画を審査し、及び承認すること。

(l)　一般規則に定めるところにより機関の会議及びシンポジウムの場所及び実施年を決定すること。

(m)　職員規則を承認すること。

9　理事国は、議長国及び事務局長に通報した後、賛助加盟員に対し、運用上及び技術上の事項についての助言及び支援を提供するために技術顧問として理事会の会合に参加するよう招請することができる。

第九条　委員会及び補助組織

1　委員会及び補助組織は、機関の目的を支援する。

2　委員会は、次のことを行う。

(a)　事業計画において特定された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を作成し、及び見直すこと。

(b)　航路標識の分野における進展を把握すること。

(c)　加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で専門知識及び経験の共有を円滑にすること。

(d)　理事会が決定するその他の任務を遂行すること。

第十条　事務局

1　機関の常設の事務局は、事務局長及び機関の事業に必要な職員（承認された予算の範囲内に限る。）で構成する。

2　事務局長の任期は、三年とする。事務局長は、最初の任期に連続する二の任期（それぞれ三年間）まで再選されることができる。

3　事務局長は、総会又は理事会が発出する指導に従うことを条件として、機関の日々の管理について責任を有する。

4　事務局長は、第七条7(m)の規定に基づく総会の承認を条件として、国又は国際機関との協定の締結について責任を有する。

5　事務局の職員は、事務局長が決定する条件により、及び事務局長が決定する職務を遂行するために、職員規則に従って事務局長によって任命される。

6　事務局は、次のことを行う。

(a)　機関の事業が効率的に遂行されるために必要な記録を保管すること並びに必要な書類を準備し、収集し、及び配布すること。

(b)　一般規則に従い、理事会の指揮の下で、機関の財政を管理すること。

(c)　財政上の措置及び財政報告を準備すること。

(d)　機関の活動について、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員並びに他の組織に常時通報すること。

(e)　総会、理事会、委員会及び補助組織の会合を開催し、及び支援すること。

(f)　理事会が承認した会議及びシンポジウムを開催し、及び支援すること。

(g)　セミナー、研究集会その他の行事を開催し、及び支援すること。

(h)　この条約、一般規則、総会又は理事会が委任するその他の任務を遂行すること。

7　事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たりこれらの者に影響を及ぼさないことを約束する。

第十一条　投票

1　総会及び理事会が加盟国間でコンセンサス方式による決定を採択するため、あらゆる努力が払われるものとする。

2　総会又は理事会による決定がコンセンサス方式により採択できない場合には、当該決定は、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3　加盟国のみが投票権を有する。第十三条4に規定する場合を除くほか、各加盟国は、一の票を有する。

4　議長国、副議長国及び事務局長の選出は、一般規則に従い、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行う。

5　理事会の理事国の選出は、一般規則に従い、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の最も多数の票による議決で行う。

第十二条　言語

機関の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

第十三条　財政

1　機関の運営のための経費は、次の財源によって支弁する。

(a)　加盟国の分担金

(b)　準加盟国及び賛助加盟員の会費

(c)　寄付金、遺贈、補助金、贈与その他事務局長の勧告に基づき理事会が承認する財源

2　各加盟国は、第七条7(g)の規定に従って決定された額の分担金を機関に毎年支払い、並びに各準加盟国及び賛助加盟員は、同条7(g)の規定に従って決定された額の会費を機関に毎年支払うものとする。当該分担金は、各加盟国について同額とする。

3　加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費については、財政規則に従ってその支払の義務が生ずる。

4　分担金の支払が二年間延滞している加盟国は、総会がこの規定の適用を除外する場合を除くほか、事務局長の書面による通告の後、財政規則に従い当該分担金を支払う時まで、投票権及び理事会に選出される権利を認められない。

5　監査済みの機関の財政報告は、理事会の承認を得た後、年次報告書によって、全ての加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に配布する。

第十四条　法人格、特権及び免除

1　機関は、国際法上の法人格を有し、及び次の能力を有する。

(a)　政府、組織又は他の団体と契約を行い、又は協定を締結すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴えを提起すること。

2　機関は、加盟国の領域において、当該加盟国との協定に定める範囲内で、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。

3　いずれの加盟国、準加盟国又は賛助加盟員も、機関における地位又は機関への参加を理由として、機関の行為、不作為又は義務につき責任を負うものではない。

第十五条　改正

1　いずれの加盟国も、事務局長に対し書面によりこの条約の改正を提案することができる。

2　事務局長は、総会によるその審議の少なくとも六箇月前までに、機関の公用語による改正案を全ての加盟国に配布する。

3　改正案は、総会の投票によって採択する。

4　3の規定に従って採択された改正は、事務局長が寄託者に送付する。寄託者は、全ての加盟国に対し当該改正の採択を通報する。

5　改正は、寄託者が加盟国の三分の二から受諾についての書面による通告を受領した後六箇月で、全ての加盟国について効力を生ずる。ただし、当該改正の効力発生前に、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨を寄託者に通告した加盟国については、この限りでない。

6　5の規定にかかわらず、総会は、寄託者が加盟国の三分の二から受諾についての書面による通告を受領した後六箇月で改正が全ての加盟国について効力を生ずることをコンセンサス方式によって決定することができる。当該六箇月の期間内に加盟国が改正を理由として機関からの脱退を通告した場合には、その脱退は、第二十一条の規定にかかわらず、当該改正が効力を生ずる日に、効力を生ずる。

7　寄託者は、加盟国及び事務局長に対し、効力発生の日を明示して、改正の効力発生を通報する。

第十六条　留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第十七条　解釈及び紛争

加盟国は、この条約の解釈又は適用についての紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、また、平和的手段（相互の協議及び交渉並びに紛争当事国の間で合意する他の手段を含めることができる。）によって紛争を解決するために最善の努力を払う。

第十八条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この条約は、二千二十一年一月二十七日から二千二十二年一月二十六日までパリにおいて、国際連合の加盟国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3　この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、国際連合の加盟国であってこの条約に署名しなかったものによる加入のために開放しておく。

4　批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、これらの文書を自己に寄託した全ての国及び事務局長に対し、その旨を通告する。

第十九条　寄託者

フランス共和国は、この条約の寄託者を務める。この条約は、寄託者が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

第二十条　効力発生

1　この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、その効力発生の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　この条約の効力発生の時から適用する経過措置は、附属書に規定する。

第二十一条　脱退

1　いずれの加盟国も、少なくとも十二箇月前までに寄託者に対し書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、寄託者は、全ての加盟国及び事務局長に対し直ちにその通告について通報する。

2　脱退の通告は、この条約が効力を生じた日から六箇月が経過した後、いつでも寄託することができる。

3　脱退は、脱退の通告が寄託された年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずる。

第二十二条　終了

1　この条約は、その投票の少なくとも六箇月前までに予告を行った後、総会の投票によって終了させることができる。

2　終了の日は、1に規定する投票による決定の日の後十二箇月を経過した日とするものとし、その間の期間において、理事会は、一般規則に従い機関の清算について責任を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年一月二十七日にパリで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、全ての署名政府及び加入政府並びに機関の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

審査報告書

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月二日

災害対策特別委員長　新妻　秀規

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自然災害義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年五月二十五日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、自然災害義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押禁止等について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「自然災害義援金」と

は、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。附則第二項において同じ。）の被災者又はその遺族（以下この条において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

（差押禁止等）

第三条　自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、令和三年一月一日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

審査報告書

国家公務員法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

内閣委員長　森屋　宏

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三十年八月十日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　高齢期の職員の活躍の場を確保する定年の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知を結集し情熱を持って職務に従事することを可能とするとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、リモートワークの推進等の国家公務員の働き方改革を一層強力に推進すること。

二　段階的に定年を引き上げる期間において職員の年齢構成が偏ることがないよう、必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員を確保するなどの措置を講ずること。また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策により明らかとなった公務組織の脆弱性を解消するとともに、業務の合理化や国から地方への権限移譲により人員体制の適正化を図り、国家公務員の超過勤務の縮減に資するなど、定員について必要な見直しを行うこと。あわせて、高齢期も含む職員に対し、最新の知見や技術を習得するための必要な研修を実施する等、若年及び中堅層の長時間労働の是正等に資するよう必要な措置を講ずること。

三　本法附則第十六条第二項に基づき、給与制度について順次必要な検討・措置を行うに当たっては、人事院は、労働基本権制約の代償機関としての責務を確実に果たすとともに、職員団体等の関係者の納得を得る努力を最大限に行うこと。その際、できるだけ早期に検討・措置のスケジュール等を示すとともに、特に高齢期の職員が自らの知識、技術、経験等を遺憾なく発揮し、その貢献が処遇に的確に反映されるよう必要な措置を併せて講ずること。

四　管理監督職勤務上限年齢制により降任等となった職員について、その培ってきた知識、技術、経験等を十分に発揮できる職務を明確に付与するよう努めること。また、職員が役割の変化を十分理解して職務に当たることができるよう、意識改革のために必要な研修を実施する等、職員が定年まで意欲を持って安心して職務に従事できる職場環境等を整えること。

五　定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう必要な措置を講ずること。

六　定年の引上げとともに、高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること。あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること。

七　高年齢者雇用安定法等の改正による六十五歳以降の就業機会の確保及び就業の促進を踏まえ、政府及び人事院において国家公務員における六十五歳以降の就業の在り方について必要な検討を行うこと。

八　定年の引上げの実施に伴い生じる諸課題について、職員団体等の関係者との協議を行い、円滑な実施を図ること。

九　新型コロナウイルス感染症対策について、国民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務が遂行できるよう環境整備に努めること。特に、妊娠している職員に対する業務軽減や感染防止について、より厳格な措置の検討と具体化を速やかに行うこと。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月二十七日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員法等の一部を改正する法律

（国家公務員法の一部改正）

第一条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の二」に、「第二目　定年（第八十一条の二―第八十一条の六）」を「第二目　管理監督職勤務上限年齢による降任等（第八十一条の二―第八十一条の六）　第三目　定年による退職等（第八十一条の七―第八十一条の八）」に改める。

第五十九条の見出しを「（条件付任用）」に改め、同条第一項中「一般職に属するすべての官職に対する」を削り、「又は」を「及び」に、「すべて条件附」を「職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、人事院規則で定める者を採用する場合その他人事院規則で定める場合を除き、条件付」に、「その職員」を「職員」に、「を下らない期間」を「の期間（六月の期間とすることが適当で

ないと認められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間」に改め、同条第二項中「条件附採用に」を「前項に定めるもののほか、条件付任用に」に改め、「又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」及び「これを」を削る。

第三章第二節第四款中第六十条の次に次の一条を加える。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第六十条の二　任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第八十二条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定により退職（自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊員が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職（第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの官職を「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第六十一条の二第一項中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削り、「以下この条」を「第二号及び次項」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次項各号列記以外の部分」を「第一項（第三号を除く。）」に改める。

第六十一条の四第一項中「転任及び降任」を「降任及び転任」に、「並びに」を「（第八十一条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。）並びに」に、「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「転任、降任」を「降任、転任」に改め、「免職（」の下に「第八十一条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。）を加える。

第七十五条第一項中「に定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「この法律又は人事院規則で」に改める。

第三章第六節第一款第二目の目名中「定年」の下に「による退職等」を加える。

第三章第六節第一款第二目中第八十一条の六を第八十一条の八とする。

第八十一条の四の前の見出し並びに同条及び第八十一条の五を削る。

第八十一条の三第一項中「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると認める」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一　前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二　前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

第八十一条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第八十一条の三を第八十一条の七とする。

第八十一条の二第一項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他

の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

第八十一条の二を第八十一条の六とする。

第三章第六節第一款第二目を同款第三目とし、同款第一目の次に次の一目を加える。

第二目　管理監督職勤務上限年齢による降任等

（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第八十一条の二　任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下この目及び第八十一条の七において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この目及び同条において同じ。）（第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十一条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一　国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職　年齢六十二年

二　前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職　六十年を超え六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下この目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（管理監督職への任用の制限）

第八十一条の三　任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（適用除外）

第八十一条の四　前二条の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第八十一条の五　任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二　当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があ

ると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第八十二条第一項中「、次」を「次」に、「においては、これに対し」を「には、当該職員に対し、」に改め、同条第二項中「これに対し」を「当該職員に対し、」に、「職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者」に、「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

第八十九条第一項中「降給し、降任し、休職し、免職し」を「降給（他の官職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をし」に、「これ」を「職員」に、「いちじるしく」を「著しく」に、「行おう」を「行おう」に、「その処分」を「当該処分」に、「その職員」を「当該職員」に、「処分」を「当該処分」に改め、同条第二項中「いちじるしく」を「著しく」に改める。

附則第一条第一項中「中附則第二条の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定」及び「これを」を削り、同条第二項を削る。

附則第二条を削る。

附則第三条中「にいう」及び「による」を「に規定する」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条から第十一条までを削る。

附則第十二条中「規定施行前」を「規定の施行前に」に改め、「、これを」を削り、同条を附則第三条とする。

附則第十三条中「一般職に属する」を削り、「基いて」を「基づいて」に、「においては」を「には」に、「以て、これ」を「もつて、当該特例」に改め、同条ただし書中「但し、その」を「ただし、当該」に改め、「この法律」を削り、同条を附則第四条とする。

附則第十四条中「各規定施行」を「各規定の施行」に、「、現に」を「現に」に、「ついて」を「当たり」に改め、「これを」を削り、同条を附則第五条とする。

附則第十五条を削る。

附則第十六条中「基いて発せられる」を「基づく」に改め、「第二条の一般職に属する」及び「、これを」を削り、同条を附則第六条とする。

附則第十七条を削る。

附則第十八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を附則第七条とする。

附則に次の二条を加える。

第八条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第八十一条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この条及び次条において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年

	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用について

は、第一項の規定にかかわらず、同条第二項中「、年齢六十五年」とあるのは「、六十年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「、年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	六十九年

第九条　任命権者は、当分の間、職員（臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員並びに令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員その他人事院規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢六十年（同項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この条において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間）において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、令和三年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる一般職の職員の給与に関する法律附則第八項から第十六項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項及び第八項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の二を削る。

第十二条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第一号及び次項において」に、「。以下」を「。第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第五項中「区域（以下」及び「施設（以下」の下に「この項において」を加え、「料金（以下」を「料金（第一号において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十六条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十九条の四第二項中「第十九条の七第二項」を「第十九条の七第二項第一号イ及び第二号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」」を削る。

第十九条の七第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤

務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

第十九条の八第三項中「第十条の四」を「第八条第四項から第十一項まで、第十条の四」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条第一項中「又は人事院の」を「又は人事院が」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「項に」を「規定に」に、「外、」を「ほか、」に改める。

附則第二項中「基いてなされた」を「基づいて行われた」に改める。

附則第三項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「但し、その者」を「ただし、当該未帰還職員」に改める。

附則第四項中「中」を「の規定中」に、「てい触する」を「抵触する」に改める。

附則第五項中「基き発せられた政令」を「基づく政令」に、「基き発せられたもの」を「基づく命令」に改める。

附則第六項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の九項を加える。

8　当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が六十歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第二号において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員　六十三歳

二　令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員　六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

9　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一　臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二　令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員

三　国家公務員法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により同法第八十一条の二第一項に規定する異動期間（同法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第八十一条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四　国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書に規定する職員

五　国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第八十一条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10　国家公務員法第八十一条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

11　前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

12　異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

13　附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

14　附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項（第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。

15　附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第七十五条第二項及び第八十九条第一項の規定の適用については、同法第七十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは一般職の職員の給与に関する法律附則第八項」と、同法第八十九条第一項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定による降給」とする。

16　附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第十項の規定による俸給その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

別表第一イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第一ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	210,100	240,800	283,300	315,400	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	205,700	231,700	279,400	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

別表第四イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

別表第四ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

別表第五イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700	463,700

別表第五ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

別表第六イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円
	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

別表第六ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円
	247,600	293,200	310,700

別表第七再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再用任期付短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	523,100

別表第八イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再用任期付短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第八ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再用任期付短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

別表第八ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再用任期付短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第九再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再用任期付短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

別表第十再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年再用任期付短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円
	324,400	425,600	480,400	615,700	

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項」に改め、「これらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに」を削る。

第三条第一項中「。以下」を「。次条から第六条の四までにおいて」に改め、同条第二項中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加え、「（昭和二十九年法律第百六十五号）」及び「（昭和二十二年法律第八十五号）」を削る。

第四条第一項第一号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改め、同条第二項中「以下」を「次条第二項及び第六条の四第一項において」に改める。

第五条第一項第一号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改め、同条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「（以下」の下に「この項及び第五項において」を加え、同条第四項第五号イ中「もの」を「者」に改め、同号ロ中「ある者」の下に「その他これに類する者として政令で定める者」を加える。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員等に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員等に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員等に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第一項中「因る」を「よる」に改める。

附則第二項から第十二項までを削る。

附則第十三項中「以下「五十六年法第一条施行日」を「次項において「昭和五十六年改正法第一条施行日」に、「（指定機関」を「（当該指定機関」に改め、「。以下」の下に「この項において」を加え、同項を附則第二項とする。

附則第十四項中「五十六年法第一条施行日」を「昭和五十六年改正法第一条施行日」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「同条

第五項」を「第七条第五項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第十五項中「法律第三十号」を「国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。次項から附則第八項までにおいて「昭和四十八年改正法」という。）」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第三項」に、「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十七項から第二十項までを削る。

附則第二十一項中「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第十六項まで」を加え、「附則第二十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十二項中「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、「第五条の二」の下に「及び附則第十五項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第二十三項中「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加え、「附則第二十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第二十四項を附則第九項とする。

附則第二十五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第二十六項中「附則第二十一項」を「附則第六項」に、「第二十六項」を「第十一項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則に次の五項を加える。

12　当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十二項」とする。

一　次に掲げる者　六十三歳

イ　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。ハにおいて「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法（次号イ及び附則第十四項第一号において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第二号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員

ロ　検事総長以外の検察官

ハ　令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（次号ロ及び附則第十四項第八号において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員

二　次に掲げる者　六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

イ　令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち、内閣官房令で定める職員

ロ　令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち、内閣官房令で定める隊員

13　当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（前項各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十三項」とする。

14　前二項の規定は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一　令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員及び同項第三号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち内閣官房令で定める職員

二　国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する職員

三　公正取引委員会の委員長及び委員

四　裁判官

五　検事総長

六　検査官

七　国会職員法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同法第一条に規定する国会職員

八　令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち内閣官房令で定める隊員

九　自衛隊法第四十四条の六第二項ただし書に規定する隊員

十　自衛隊法第四十五条第一項に規定する自衛官

十一　給与その他の処遇の状況が前各号に掲げる職員に類する職員として内閣官房令で定める職員

15　一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

16　当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは、「定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第九号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に

掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。」とする。

（検察庁法の一部改正）

第四条　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

法務大臣は、検事正の職を占める検事が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に他の職に補するものとする。

法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができない。

第十条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前条第二項及び第三項の規定は、上席検察官について準用する。

第十一条中「第九条第二項」を「第九条第四項」に改める。

第二十条中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に」を削り、同条に次の二項を加える。

検察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、適用しない。

法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に検事に任命するものとする。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「互に」を「互いに」に改め、同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十二条の二中「この法律」を削り、「乃至第二十条」を「から第二十条の二まで」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条」に、「（昭和二十二年法律第百二十号）附則第十三条」を「附則第四条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条を附則第一条とし、第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条から第四十二条までを削る。

附則に次の二条を加える。

第三条　令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条　法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第五条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九条」を「附則第三条」に改める。

第五条を附則第一条とし、第六条及び第七条を削る。

第八条中「の如何なる」を「（昭和二十二年法律第百二十号）のいかなる」に改め、同条を附則第二条とし、第九条を附則第三条とし、第十条を附則第四条とする。

附則に次の二条を加える。

第五条　検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2　検察庁法第二十二条第三項の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、当該任命の日（以下この項において「任命日」という。）以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と任命日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3　前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第六条　前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用については、検察庁法第二十五条中「前三条」とあるのは「前三条又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2　前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に

基づいて、同法の特例を定めたものとする。

（教育公務員特例法の一部改正）

第六条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（次条及び第三十五条において「研究施設」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章及び附則第八条において「研究施設研究教育職員」という。）に対する国家公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十一条の二第二項	年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に	文部科学省令で定めるところにより任命権者が
第八十一条の五第一項及び第三項	で当該	で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて当該
第八十一条の五第二項及び第四項	で延長された	で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて延長された
第八十一条の六第一項	定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日	定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日
第八十一条の六第二項	年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする	文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める
第八十一条の七第一項	期限を定め	文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期限をもつて
第八十一条の七第二項	範囲内で	範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて

2　前項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第八十一条の六第二項の規定により任命権者が研究施設研究教育職員の定年を定める場合における次に掲げる採用、昇任、降任及び転任に係る特例に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

一　国家公務員法第六十条の二第一項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びに同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任

二　国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任

附則に次の一条を加える。

（研究施設研究教育職員に関する特例）

第八条　研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国家公務員法	附則第八条第一項	第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）
		同項中	第八十一条の六第二項中
	附則第九条	年齢六十年（同項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この条において同じ。）	令和三年国家公務員法等改正法の施行の日の前日において令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	附則第八項	年齢六十年に	当該年齢に
		六十歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）	国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）の施行の日の前日において令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢
国家公務員退職手当法	附則第十二項	六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）	国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）の施行の日の前日において令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢
	附則第十三項	六十歳（前項各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）	同項又は同条第二項
		同条第一項又は第二項	同項又は同条第二項
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）附則第八条の規定により読み替えて適用する附則第十二項に規定する改正前定年	附則第十六項	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者にあつては、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第九号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）	改正前定年
			同項又は同条第二項

（警察法の一部改正）

第七条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

第五十六条の三の見出しを削り、同条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に、「以下単に」を「第三十八条の二第一項及び第六項第六号において単に」に改め、同条を第五十六条の五とする。

第五十六条の二の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第五十六条第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官については、国家公務員法第百六条の二の規定は、適用しない。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（特定地方警務官に係る地方公務員法の特例）

第五十六条の四　警視総監又は道府県警察本部長は、国家公務員法第八十一条の二第一項に

規定する管理監督職（以下この項において単に「管理監督職」という。）を占める特定地方警務官でその占める管理監督職に係る同条第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官について、国家公安委員会の同意を得て、同条第一項本文に規定する異動期間（第五十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において単に「異動期間」という。）に、当該特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命するものとする。ただし、異動期間に、同法の他の規定により当該特定地方警務官について同法第八十一条の二第一項に規定する他の官職への昇任、降任若しくは転任をされた場合又は同法第八十一条の七第一項の規定により当該特定地方警務官を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとされた場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定による任命を行うに当たつて警視総監又は道府県警察本部長が遵守すべき基準に関する事項その他の当該任命に関し必要な事項は、条例で定める。

第五十六条の次に次の見出し及び一条を加える。

（地方警務官等に係る国家公務員法の特例）

第五十六条の二　前条第一項の規定にかかわらず、退職時に特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）であつた者については、国家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

2　特定地方警務官は、第五十六条の四第一項の規定により任命されたときは、当該任命の時に一般職の国家公務員を退職する。

3　特定地方警務官に対する国家公務員法第八十一条の二及び第八十一条の七の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項ただし書中「異動期間」とあるのは「当該職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である場合又は異動期間」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同法第八十一条の七第一項ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する」とする。

4　第五十六条の四第一項の規定により任命された者に対する国家公務員法第八十一条の三の規定の適用については、同条中「（他の官職への降任等」とあるのは「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命」と、「職員」とあるのは「者」と、「当該他の官職への降任等」とあるのは「当該任命」とする。

5　国家公務員法第八十一条の五の規定は、特定地方警務官について準用する。この場合において、同条第一項中「他の官職への降任等を」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長が警察法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下この項及び第三項において「特定任命」という。）を」と、同項各号中「他の官職への降任等」とあるのは「特定任命に伴う退職」と、同条第三項中「他の官職への降任等を」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長が特定任命を」と、「他の官職への降任等に」とあるのは「特定任命に伴う退職に」と読み替えるものとする。

附則に次の二項を加える。

（国家公務員法附則第九条の規定の適用の特例）

38　特定地方警務官に対する国家公務員法附則第九条の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」と、「対し、人事院規則」とあるのは「対し、条例」とする。

（一般職の職員の給与に関する法律附則第九項の規定の適用の特例）

39　特定地方警務官に対する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第九項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「国家公務員法」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」と、「（同法」とあるのは「（警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」とする。

（自衛隊法の一部改正）

第八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第三十条の二第一項第二号中「（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）」を削る。

第三十一条の三第一項中「第三十一条の六」の下に「、第四十一条の二」を加え、「、第四十四条の三及び第四十四条の五」を「から第四十四条の七まで及び附則第十四項」に改め、同条第四項中「転任又は降任」を「降任又は転任」に改める。

第三十一条の四第一項中「転任及び降任」を「降任及び転任」に、「並びに」を「（第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。）並びに」に、「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「転任、降任」を「降任、転任」に改め、「免職（」の下に「第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。」を加える。

第三十四条中「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「同章」を「この章」に改める。

第四十一条の見出しを「（条件付採用）」に改め、同条第一項中「すべて条件附」を「隊員であつた者又はこれに準ずる者のうち、政令で定める者を採用する場合その他政令で定める場合を除き、条件付」に、「その隊員が」を「隊員が、」に、「を下らない期間」を「の期間（六月の期間とすることが適当でないと認められる隊員として防衛省令で定める隊員にあつては、防衛省令で定める期間）」に改め、同条第二項中「条件附採用に」を「前項に定めるもののほか、条件付採用に」に改め、「及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削る。

第五章第二節中第四十一条の次に次の一条を加える。

（定年前再任用短時間勤務隊員の任用）

第四十一条の二　任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。）をした隊員（以下この条及び第四十六条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に

達した日以後に国家公務員法の規定により退職（同法第八十一条の六第三項に規定する職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2　前項の規定により採用された隊員（次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

3　任命権者は、年齢六十年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務隊員のうち当該定年前再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員以外の隊員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

4　任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第四十二条中「及び」を「、第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び」に改める。

第四十四条の四の前の見出し並びに同条及び第四十四条の五を削る。

第四十四条の三第一項中「当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した隊員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている隊員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて防衛大臣の定める場合に限るものとし、当該期限は、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一　前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の退職により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二　前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の退職により、当該隊員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

第四十四条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「ところにより、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する隊員にあつては、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の三を第四十四条の七とする。

第四十四条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「次条及び第四十四条の四」を「次条第一項及び第二項ただし書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める隊員として政令で定める隊員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢とする。

第四十四条の二を第四十四条の六とし、同条の前に見出しとして「（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）」を付する。

第四十四条の次に次の四条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第四十四条の二　任命権者は、管理監督職（防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として政令で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院等に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定める官職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める隊員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している隊員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（第四十四条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（俸給月額の引下げを伴う転任に限

る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該隊員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第四十四条の七第一項の規定により当該隊員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2　前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める隊員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一　防衛省の事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち政令で定める管理監督職　年齢六十二年

二　前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として政令で定める管理監督職　六十年を超え六十四年を超えない範囲内で政令で定める年齢

3　第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、政令で定める。

（管理監督職への任用の制限）

第四十四条の三　任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた隊員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（適用除外）

第四十四条の四　前二条の規定は、臨時的に任用された隊員及び法律により任期を定めて任用された隊員には適用しない。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第四十四条の五　任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める隊員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日がある隊員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める隊員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二　当該隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

2　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日がある隊員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3　任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として政令で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める隊員について、当該隊員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由があると認めるときは、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている隊員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該隊員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4　任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る隊員の降任又は転任に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条第一項中「これに対し」を「当該隊員に対し、」に改め、同条第二項中「これに対し」を「当該隊員に対し、」に、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」を「第四十一条の二第一項又は前条第一項」に、「第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者」を「年齢六十年以上退職者となつた日若しくは第四十五条第一項の規定により退職した者若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者」に、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項」を「第四十一条の二第一項若しくは前条第一項」に改める。

第六十五条の二第二項第一号イ中「六十年」を

「六十五年」に改め、「自衛官」の下に「（防衛省職員給与法別表第一の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の㈠欄又は㈡欄の適用を受ける自衛官を除く。）」を加え、同号ハ中「六十年」を「六十五年」に改め、「もの」の下に「（定年に達した日の翌日に防衛省職員給与法別表第一の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の㈠欄又は㈡欄の適用を受ける自衛官を除く。）」を加える。

第百十六条の二第一項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」を「防衛省職員給与法」に改め、同条第二項中「附近」に、「前項の」を「同項の規定の」に改める。

附則第六項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則中第七項から第九項までを削り、第十項を第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第四十四条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

9　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項ただし書の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

10　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

附則中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とする。

附則第十三項中「防衛省の職員の給与等に関する法律」を「防衛省職員給与法」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十二項を附則第十六項とする。

附則第十一項中「なお、」を「なお」に改め、同項を附則第十五項とし、同項の前に次の四項を加える。

11　令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、同条第二項中「、年齢六十五年」とあるのは「、六十年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

12　令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「、年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十九年

13　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第六十五条の二第二項第一号イ及びハの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号イ及びハ中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年		
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年		
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年		
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年		

14　任命権者は、当分の間、隊員（臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員並びに令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員その他政令で定める隊員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に隊員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員にあつては、政令で定める期間）において、当該隊員に対し、政令で定めるところにより、令和三年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該隊員が当該退職をした日に第四十四条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第九条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「、自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに同法」に、「（次条第二項」に、「。以下「」を「。第九条及び別表第二において「」に改め、同条第二項中「（昭和二十七年法律第二百六十六号）」を削り、同条第四項中「第八条第二項」を「第九条」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条　定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条　再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

第十条第一項ただし書中「又は」を「、又は」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは」を「即日定年前再任用短時間勤務職員となつたとき、若しくは自衛隊法」に改め、同条第三項中「掲げる場合（自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）」を「掲げる場合」に、「離職した場合（自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「離職した場合（即日定年前再任用短時間勤務職員となつた場合及び自衛隊法」に改める。

第十八条の二第一項中「同項」を「同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の三十五」とする」と、同条第五項に、「第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ」を「第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十五」とあるのは「、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五（特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五」を加える。

第二十二条の二第五項中「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

第二十七条の二中「（第二十七条の八」を「（同条」に、「者（以下」を「者（第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において」に改め、同条第一号中「第四十四条の二第二項本文」を「第四十四条の六第二項本文」に改め、「。以下」の下に「この条及び第二十七条の十四第一項において」を加え、同条第二号に次のように加える。

ハ　その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で

定めるもの

附則中第六項を第十七項とし、第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の十二項を加える。

5　当分の間、事務官等の俸給月額は、その者が六十歳（次の各号に掲げる事務官等にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第七項において「特定日」という。）以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級並びに第五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項の規定によりその者の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）第八条の規定による改正前の自衛隊法（次号及び次項第二号において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等　六十三歳

二　令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち、政令で定める事務官等　六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で政令で定める年齢

6　前項の規定は、次に掲げる事務官等には適用しない。

一　自衛隊法第四十四条の六第三項第一号又は第二号に掲げる隊員である事務官等

二　令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する事務官等及び同項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政令で定める事務官等

三　自衛隊法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間（同法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第四十四条の二第一項に規定する管理監督職を占める事務官等

四　自衛隊法第四十四条の六第二項ただし書に規定する隊員

五　自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務している事務官等（同法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた事務官等を除く。）

7　自衛隊法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた事務官等であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける事務官等のうち、特定日に附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる事務官等（政令で定める事務官等を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

8　前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される事務官等の受ける俸給月額との合計額が第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額とその者の受ける俸給月額」とする。

9　異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける事務官等（附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に限り、附則第七項に規定する事務官等を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

10　附則第七項又は前項の規定による俸給を支給される事務官等以外の附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

11　附則第七項又は前二項の規定による俸給を支給される事務官等に対する第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項、第九項又は第十項の規定による俸給の額との合計額」とする。

12　当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一号	規定する定年（	規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間である場合においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。
第二十七条の三第一項	二回に	退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から年齢六十年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「前期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に
	第一回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（以下単に「第一回目の給付金」という。）

	第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）支給し、年齢六十年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「後期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に分割し、防衛省令で定める月であつてその者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来するものに後期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（同項及び第三項において「第三回目の給付金」という。）を、その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（次項及び第三項において「第四回目の給付金」という。）をそれぞれ支給する
第二十七条の三第二項	次条において	以下
	算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）	前期算定基礎期間
	算定基礎期間の得た額とする	前期算定基礎期間の得た額とし、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第三回目の給付金にあつては一・三八を、第四回目の給付金にあつては二・〇七をそれぞれ乗じて得た額に、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の支給される時期並びに後期算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ後期算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする
第二十七条の三第三項	第二回目の給付金	第二回目の給付金並びに第三回目の給付金及び第四回目の給付金

13　当分の間、定年が年齢六十年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一号	規定する定年（	規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間である場合においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。
第二十七条の三第二項	一・七一四	一・三八
	四・二八六	二・〇七
第二十七条の四第一項	六	三・四五
	一・七一四	一・三八

14　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四第一項及び第三項、第二十七条の六第二項及び第三項並びに第二十七条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の四第一項	第二回目の給付金の額は、これら	第二回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第二回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第二十七条の四第三項	第一回目の給付金	第一回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第一回目の給付金をいう。以下同じ。）

第二十七条の六第二項	及び	、第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第三回目の給付金をいう。）、第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。）並びに前期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。次項において同じ。）及び後期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。次項において同じ。）に係る
第二十七条の六第三項	前条第一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る前条第一項
	次条第一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る次条第一項
第二十七条の七第一項	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年

15　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の七まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の四第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	「退職の翌年	「六十一歳の年
	退職の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで
	六	三・四五
	一・七一四	一・三八
	第二回目の給付金の額は、これら	第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
	第二回目の給付金の額に	第四回目の給付金の額に
	退職の翌年に	六十一歳の年に
第二十七条の四第二項	退職の翌年	六十一歳の年
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の四第三項	第一回目の給付金の支給	第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。）の支給
	退職の翌年	六十一歳の年
	第一回目の給付金の額	第三回目の給付金の額
第二十七条の四第四項	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の五第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十七条の五第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の五第三項	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の六第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の六第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の七第一項	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の七第二項	退職の翌年	六十一歳の年
	第一回目の給付金	第三回目の給付金

	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の九第一項及び第五項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の十一第一項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	退職の翌年	六十一歳の年
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の十一第二項第一号	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十七条の十一第二項第二号	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の十一第四項	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の十一第六項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の十一第七項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二十七条の十一第八項	退職の翌年	六十一歳の年
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の十一第十項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	退職の翌年	六十一歳の年
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金

16　附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項の規定による俸給月額、附則第七項の規定による俸給その他附則第五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		
	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円
	274,300	331,100

別表第二中「第八条」を「第九条」に改める。

（会計検査院法の一部改正）

第十条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「七年」を「五年」に改め、同条第三項中「満六十五才」を「満七十歳」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）の規定による職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下この項及び次項並びに次条から附則第六条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

2　任命権者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する職員（当該職員が占める官職に係る第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である職員に限る。）に対し、新国家公務員法附則第九条の規定の例により、同条に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

3　特定地方警務官（第七条の規定による改正後の警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。附則第六条第十一項及び第十一条第九項において同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」と、「対し、」とあるのは「対し、第七条の規定による改正後の警察法附則第三十八項の規定により読み

替えて適用する」とする。

4　第四条の規定による改正後の検察庁法（次項及び附則第十六条第一項において「新検察庁法」という。）の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

5　法務大臣は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十三年に達する検察官（検事総長を除く。）に対し、新検察庁法附則第四条の規定の例により、同条に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6　第八条の規定による改正後の自衛隊法（以下「新自衛隊法」という。）の規定による隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。以下この項及び次項並びに附則第八条から第十一条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、防衛大臣は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

7　任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する隊員（当該隊員が占める官職に係る第八条の規定による改正前の自衛隊法（以下「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である隊員に限る。）に対し、新自衛隊法附則第十四項の規定の例により、同項に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　新国家公務員法第六十条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者（次項において「新国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）及び同条第一項に規定する自衛隊法による年齢六十年以上退職者（次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）について適用する。

2　任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年相当年齢（新国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であって同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下この条及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の官職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新国家公務員法定年相当年齢が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の人事院規則で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新国家公務員法による年齢六十年以上退職者又は新自衛隊法による年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める者）を、新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用することができず、新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十二条第一項及び第三項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3　平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4　暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5　施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧国家公務員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国家公務員法第八十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法

第八十一条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。

8　新国家公務員法第八十一条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

9　任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新国家公務員法定年が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国家公務員法第八十一条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）に達している職員（当該人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

10　第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。）附則第八項から第十六項までの規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

11　第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12　研究施設研究教育職員（第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六条第九項及び第十項において同じ。）については、第二項及び第九項の規定は、適用しない。

第四条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。）に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢）に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一　施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者

二　旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

四　施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者（旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項及び附則第八条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。）のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法定年に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一　施行日以後に新国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者

二　施行日以後に新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日以後に新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四　施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

五　施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

3　前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条　任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢）をいう。）に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3　前二項の規定により採用された職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条　施行日前に旧国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧国家公務員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　旧国家公務員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　任命権者は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4　任命権者は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5　前二条の規定が適用される場合における新国家公務員法第六十条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第五条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項に規定する定年（令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）をいう。）に達している職員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している職員」とする。

6　任命権者は、基準日（前二条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の官職にあっては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職（以下この項において「新国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している者（当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国家公務員法定年引上げ官職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している職員（当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国家公務員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第六十条の二第三項の規定を適用する。

7　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8　平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

9　研究施設研究教育職員への採用についての前二条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、附則第四条第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

10　附則第四条第二項又は前条第二項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びにこれらの規定により採用された研究施設研究教育職員

の昇任、降任及び転任に関し必要な経過措置は、第六項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める。

11　検察官及び退職時に特定地方警務官であった者については、前二条の規定は、適用しない。

第七条　暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。第九項及び附則第十二条において「育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3　暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二条第二項、第十六条第二項及び第二十二条第一項の規定を適用する。

5　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。

6　新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7　附則第二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。附則第十二条第五項において「新寒冷地手当法」という。）の規定並びに一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二並びに第十四条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8　暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは「、自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

9　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（附則第十二条において「新育児休業法」という。）第二十六条第一項並びに附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。

10　前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　新自衛隊法第四十一条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者（次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）及び同条第一項に規定する国家公務員法による年齢六十年以上退職者（次項において「新国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）について適用する。

2　任命権者は、附則第三条第二項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であって同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第十一条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第十一条第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。）を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十年以上退職者又は新国家公務員法による年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（当該政令で定める短時間勤務の官職にあっては、政令で定める者）を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員（以下「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務隊員（当該政令で定める短時間勤務の官職にあっては、政令で定める定年前再任用短時

間勤務隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3　平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務隊員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

4　暫定再任用隊員（次条第一項若しくは第二項又は附則第十条第一項若しくは第二項の規定により採用された隊員をいう。附則第十一条及び第十二条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務隊員に対する新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

5　施行日前に旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧自衛隊法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する隊員（次項において「旧自衛隊法勤務延長隊員」という。）に係る当該旧自衛隊法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新自衛隊法第四十四条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　任命権者は、旧自衛隊法勤務延長隊員について、旧自衛隊法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新自衛隊法第四十四条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧自衛隊法勤務延長隊員に係る旧自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7　新自衛隊法第四十四条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している隊員には適用しない。

8　任命権者は、附則第三条第九項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあっては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9　第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第十一条第四項において同じ。）に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一　施行日前に旧自衛隊法第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二　旧自衛隊法第四十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者（前二号及び第五号から第七号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

四　施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者（旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項及び附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。）のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五　施行日前に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

六　施行日前に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であって、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

七　施行日前に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新自衛隊法定年に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一　施行日以後に新自衛隊法第四十四条の六第一項の規定により退職した者

二　施行日以後に新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日以後に新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四　施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者（前三号及び第六号から第八号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五　施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

六　施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項の

規定により退職した者

七　施行日以後に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であって、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

八　施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

3　前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第十条　任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢）をいう。）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢）をいう。）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3　前二項の規定により採用された隊員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第十一条　施行日前に旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員（以下この項及び次項において「旧自衛隊法再任用隊員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める隊員は、施行日に、附則第九条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　旧自衛隊法再任用隊員のうち、この法律の施行の際現に旧自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　任命権者は、暫定再任用隊員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4　任命権者は、附則第九条第一項又は前条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める年齢）に達した隊員以外の隊員及び附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年に達した隊員以外の隊員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5　前二条の規定が適用される場合における新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項又は第十条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項に規定する定年（令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢）をいう。）に達している隊員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第二項又は第十条第二項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢）に達している隊員」とする。

6　任命権者は、附則第六条第六項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の官職にあっては、当該短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職（以下この項において「新自衛隊法定年引上げ官職」という。）に、附則第九条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している者（当該政令で定める官職にあっては、政令で定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新自衛隊法定年引上げ官職に、附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用された隊員のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している隊員（当該政令で定める官職にあっては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該隊員は当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

7　暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで若しくは第二項第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第八号までに掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

8　平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用隊員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務隊員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

9　退職時に特定地方警務官であった者については、前二条の規定は、適用しない。

第十二条　暫定再任用隊員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2　新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3　暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4　暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

5　新寒冷地手当法の規定並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）に係る部分に限る。）並びに新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。

6　暫定再任用隊員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは「、自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項」とする。

7　暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新育児休業法第二十七条第一項において準用する新育児休業法第二十六条第一項並びに自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。

8　前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用隊員の任用その他暫定再任用隊員に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　新防衛省職員給与法第二十七条の二及び附則第十二項から第十五項までの規定は、施行日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であって、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用し、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日前である同条に規定する若年定年退職者及び施行日前に退職した第九条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

（会計検査院法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行後最初に任命される検査官（任期中に欠けた検査官の後任として任命される検査官を除く。）の任期は、第十条の規定による改正後の会計検査院法（次項において「新会計検査院法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、四年とする。

2　この法律の施行の際現に在職する検査官の任期及び定年は、新会計検査院法第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第十六条　政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関連する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定によ

る改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3　政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第十七条　独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「第八十一条の二第二項各号」を「第八十一条の二第一項中「人事院規則で定める官職を」とあるのは「行政執行法人の長が定める官職を」と、同条第二項各号、同法第八十一条の五第一項各号及び第三項、第八十一条の六第二項並びに第八十一条の七第一項各号並びに同法附則第八条第三項及び第五項の表」に、「第八十一条の三第二項」を「第八十一条の五第二項及び第四項並びに第八十一条の七第二項」に改め、「ときは」と」の下に「、同条第一項中「延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得た」とあるのは「延長した」と」を加え、「とする」を「と、同法附則第八条第二項及び第四項中「として人事院規則で」とあるのは「として行政執行法人の長が」と、同項中「人事院規則で定める年齢」と、」とあるのは「行政執行法人の長が定める年齢」と、」と、同法附則第九条中「相当する職員として人事院規則で」とあるのは「相当する職員として行政執行法人の長が」と、「のうち人事院規則で」とあるのは「のうち行政執行法人の長が」と、「その他人事院規則で」とあるのは「その他行政執行法人の長が」とする」に改める。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第十八条　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「執行官について」の下に「第六十条の二、」を加え、「第八十一条の六まで」を「第八十一条の八まで並びに附則第八条及び第九条」に改め、本則第十号中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十九条　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第十二項の項を削り、同表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削る。

第十七条の表第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七条第二項、第十一条及び第十七条第一項第一号の項中「、第六条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三項」に改める。

第二十四条の表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十九条の八第三項の項中「第十条の四」を「第八条第四項から第十一項まで、第十条の四」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条の表第五条第一項の項中「の定める」を「で定める」に改め、同表第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項第一号並びに第二十三条の項中「第六条第一項及び第二項」を「第六条第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項中「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三項」に、「第四十四条の五第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同表前条第一項の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された職員」に改め、同条第二項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された」に改め、同条第三項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三条を加える。

（給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第二条　育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「つとする」とあるのは、「つに、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2　第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二条第一項」とする。

（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第三条　育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「つとする」とあるのは、「つに、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2　第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、同条中

「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第四条　第二十七条第一項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用については、同項中「⊃とする」とあるのは、「⊃に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2　第二十七条第一項において準用する第二十二条の規定による勤務をしている職員が防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける場合における第二十七条第一項の規定の適用については、同項の表第二十二条の項中「及び第二十七条第二項」とあるのは、「、第二十七条第二項及び附則第四条第一項」とする。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第二十条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項ただし書及び第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項及び第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第七条第二項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条、第十七条第一項第一号及び第二十三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「附則第十六条」を「附則第六条」に、「規定施行前になした」を「規定の施行前にした」に、「掲げる」を「規定する」に、「関する」を「対する」に改める。

（行政執行法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第二十二条　行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「附則第十六条」を「附則第六条」に改め、同条第二項中「附則第十三条」を「附則第四条」に改める。

（国家公務員宿舎法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

一　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号イ

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三項、第五項ただし書、第六項、第七項、第十二項、第十七項及び第二十九項

三　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第二条第一項

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第二十四条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く」を「限る」に改める。

第五条の表第一条の項中「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「限る」に、「自衛隊法」を「限り、自衛隊法」に改め、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を削り、「第四十五条の二第一項」の下に「の規定により採用された職員を除く」を加える。

（国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五条まで」の下に「又は附則第十二項若しくは第十三項」を、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第十六項まで」を加える。

附則第六項中「第五条の二」の下に「及び附則第十五項」を加える。

附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加える。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第二十六条　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十一項」を「附則第六項に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

附則第六条第一項中「附則第二十六項」を「附則第十一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「第九条」を「附則第三条」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

一　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第三項第一号

二　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十九条の二第四項第一号

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第三十一条　国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改める。

第十条の表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条　検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「附則第六条」を「附則第四条」に改める。

附則第二条中「（次条及び附則第四条において「特例期間」という。）」を削り、「第十条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中「前三条」を「前条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とする。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十三条　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条中「前条の規定による改正後の」を削り、「附則第二十四項」を「附則第九項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第四項中「係る」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十二年法律第百二十号」の下に「。以下この項において「旧国家公務員法」という。」を加え、「「国家公務員法」を「旧国家公務員法」に、「（国家公務員法」を「（旧国家公務員法」に、「及び国家公務員法」を「及び旧国家公務員法」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十五条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十条各号」を「第二十条第一項各号」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「前条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「新退職手当法」という。）」を削り、「新退職手当法附則第二十五項」を「同法附則第十項」に、「退職した国家公務員退職手当法」を「退職した同法」に、「あって国家公務員退職手当法」を「あって同法」に改め、同条第二項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に、「国家公務員退職手当法第十条第十一項」を「同条第十一項」に改める。

審査報告書

航空法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

国土交通委員長　江崎　孝

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における航空輸送及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機の航行の安全及び無人航空機の飛行の安全並びに航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、国土交通大臣による航空運送事業の基盤強化に関する方針の策定及び必要な支援の実施、危険物等所持制限区域に立ち入る旅客等に対する保安検査の受検の義務付け、無人航空機の機体の安全性の確保及び操縦を行おうとする者について行う技能証明に係る制度の創設、運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等の原因を究明するための調査の実施等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一　定期航空旅客運送事業者及び国管理空港運営権者への支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が長期化していることを踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう着実に実施すること。

二　危害行為防止基本方針においては、ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすものであることを明確に示すとともに、その責任を果たすよう努めること。また、危害行為防止基本方針の策定や変更に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえた上で検討すること。そのため、保安検査に関する有識者会議を継続し、関係者の議論の場を設定すること。

三　保安検査の実施に当たっては、保安検査の確実性と旅客の利便性との両立を図るため、保安検査員の処遇の改善及び保安検査の質の高度化等の保安対策強化に必要な措置を講じること。また、旅客等に対し、保安検査の受検の義務付け及び妨害行為等の場合の罰則について十分な周知を図ること。

四　保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。

五　保安検査の適正な費用負担の在り方について、旅客から徴収している保安料の意義や位置付け、水準の見直しの必要性も含めて、早期に見直しを検討すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進めること。

六　無人航空機の有人地帯での補助者なしの目視外飛行については、安全性を最大限確保する必要があることから、運航管理方法に係る許可を

行うに際し、飛行の方法及び場所に応じて生じるリスクを十分に審査した上で行うこと。

七　無人航空機は、物流等への幅広い活用や国民生活の利便性の向上に寄与することが期待されることから、技術革新等による機体の安全性や性能向上等を検証しつつ、無人航空機に係る規制については、適宜見直しを行うこと。

八　無人航空機に係る登録講習機関制度等の運用に当たっては、民間団体がこれまでに蓄積してきた知見を十分に活用するとともに、登録講習機関等が実施する講習が一定の教育水準を確保することができるよう、必要な助言・指導を行うこと。

九　ラジコン等模型飛行機の登録申請時の負担の発生等により、愛好者が減少し、そのものづくり、文化的価値の継承が困難となるような事態を避けるため、手続の在り方等について、関係者を交え、必要な検討を行うこと。

右決議する。

航空法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十八日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

航空法等の一部を改正する法律

航空法等の一部を改正する法律

（航空法の一部改正）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」を「第九章　危害行為の防止（第百三十二条の二―第百三十二条の三）　第十章　無人航空機（第百三十二条の四）」に、「第十章　雑則（第百三十三条―第百三十六条）」を「第十一章　雑則（第百三十三条―第百三十六条）」に改める。

第一節の節名を削る。

第百三十二条の二を第百三十二条の三とし、第百三十二条の次に次の節名を加える。

第一節　危害行為の防止

第百三十二条の二　国土交通大臣は、航空運送事業の実施に関連して必要となる空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項（以下「空港機能確保基本方針」という。）を定めなければならない。

2　空港機能確保基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　航空運送事業の実施に関連して必要となる空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

二　航空運送事業の基盤強化の目標

三　航空運送事業の実施に関連して必要となる空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

四　航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、政府が実施する具体的施策その他の定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　国土交通大臣は、当該甚大影響事態の推移により必要が生じたときは、航空運送事業基盤強化方針を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、航空運送事業基盤強化方針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

（航空運送事業基盤強化計画）

第百十一条の八　定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針が定められたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航空運送事業基盤強化方針を踏まえ、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化に関する計画（以下「航空運送事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に届け出なければならない。同条第五項の規定により航空運送事業基盤強化方針が変更されたときその他必要があると認める場合にこれを変更するときも、同様とする。

2　航空運送事業基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化の目標

二　当該定期航空旅客運送事業者による航空機の運航に関し必要な事項

三　当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の甚大影響事態における経営の状況を踏まえ、その継続を図るために必要な事項

四　当該定期航空旅客運送事業者による輸送の安全の確保に関し必要な事項

五　前各号に掲げるもののほか、当該定期航空旅客運送事業者が講ずる具体的措置その他の当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3　国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつた航空運送事業基盤強化計画が航空運送事業基盤強化方針に適合していないと認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

（航空運送事業基盤強化計画の実施状況の報告等）

第百十一条の九　定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定による届出をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る航空運送事業基盤強化計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、航空運送事業基盤強化方針に照らして必要があると認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な助言又は勧告をすることができる。

（運航計画等の変更の特例）

第百十一条の十　定期航空旅客運送事業者が、第百十一条の八第一項の規定による届出をしたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、第百七条の二第二項並びに第百九条第三項及び第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

第百四十九条の二の次に次の一条を加える。

（航空機内に爆発物等を持ち込む罪）

第百四十九条の三　第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百五十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第百五十七条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

（危害行為の防止に関する罪）

第百五十七条の三の二　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百三十一条の二の五第九項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二　第百三十一条の二の六第四項の規定による命令に違反したとき。

第百五十七条の三の三　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十一条の二の五第四項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保安検査を受けずに危険物等所持制限区域内に立ち入つたとき。

二　第百三十一条の二の五第六項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保安検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

第百五十九条第二号中「第百四十八条の二まで」の下に「、第百四十九条の三」を加え、「第百五十七条の三」を「第百五十七条の三の三」に改める。

第十一章を第十二章とする。

第百三十四条第一項中「、航空機使用事業」の下に「、危害行為の防止」を加え、同項中第十号を第十七号とし、第九号を第十六号とし、第八号の次に次の七号を加える。

九　航空旅客取扱施設の管理者

十　第百三十一条の二の二第二項第六号の国土交通省令で定める者

十一　危険物等所持制限区域の管理者

十二　保安検査を行う者

十三　保安検査業務受託者

十四　預入手荷物検査を行う者

十五　預入手荷物検査業務受託者

第百三十四条に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第一項第十三号又は第十五号に掲げる者に対し、同項の規定による報告を求め、又は第二項の規定による立入検査をするときは、あらかじめ、関係する都道府県公安委員会に協議しなければならない。

第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章　危害行為の防止

第一節　危害行為防止基本方針等

（危害行為防止基本方針）

第百三十一条の二の二　国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為（以下「危害行為」という。）の防止に関する施策の基本となるべき方針（以下「危害行為防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2　危害行為防止基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

二　危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

三　第百三十一条の二の五第七項に規定する保安検査に関する基本的な事項

四　第百三十一条の二の六第二項に規定する預入手荷物検査に関する基本的な事項

五　前二号の検査の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

六　前三号に掲げるもののほか、危害行為の防止のために、空港等の設置者、航空旅客取扱施設の管理者、航空運送事業を経営する者、第百三十一条の二の五第七項に規定する保安検査を行う者、同条第八項に規定する保安検査業務受託者、第百三十一条の二の六第二項に規定する預入手荷物検査を行う者、同条第三項に規定する預入手荷物検査業務受託者その他航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全を確保するための業務を行う者として国土交通省令で定めるもの（以下「空港等の設置者等」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

七　危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

八　前各号に掲げるもののほか、危害行為の防止に関する基本的な事項

3　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5　前二項の規定は、危害行為防止基本方針の変更について準用する。

（危害行為の防止のための措置）

第百三十一条の二の三　空港等の設置者等は、危害行為防止基本方針に基づき、危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　空港等の設置者等の職員（空港等の設置者その他国土交通省令で定める者が国土交通省令で定めるところにより指定した職員であつて、危害行為の防止に関連する職務に従事する者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、前項に規定する措置を適確に実施するため必要があると認めるときは、旅客その他の者に対し、当該措置の実施のために必要な行為をすること又は当該措置の実施を妨げる行為をしないことを指示することができる。

3　空港等の設置者等の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、旅客その他の者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。

4　旅客その他の者は、空港等の設置者等の職員から第二項の規定による指示があつたときは、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならない。

（指導及び助言）

第百三十一条の二の四　国土交通大臣は、危害行為の防止に関する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、空港等の設置者等に対し、危害行為の防止に関する措置の実

施について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節　保安検査等

（保安検査）

第百三十一条の二の五　空港等の設置者は、航空機の強取、破壊その他の航空機を利用した犯罪行為及び航空機の正常な運航を妨げる行為（以下「航空機強取行為等」という。）の防止を図るため、当該空港等の区域のうち、第八十六条第一項の物件（航空機強取行為等のために使用されるおそれがあるものに限る。第四項において同じ。）その他の航空機強取行為等の防止のために航空機内への持込みを制限することが必要な物件の所持を制限する必要があるものを、危険物等所持制限区域として指定することができる。この場合において、空港等の設置者は、併せて当該区域の管理者（第五項及び第百三十四条第一項第十一号において「危険物等所持制限区域の管理者」という。）を指定するものとする。

2　空港等の設置者は、前項の規定により危険物等所持制限区域を指定するときは、あらかじめ、危険物等所持制限区域が存することとなる施設を管理する者、航空運送事業を経営する者その他の関係者の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3　前二項の規定は、危険物等所持制限区域の変更について準用する。

4　何人も、第八十六条第一項の物件その他の航空機強取行為等の防止のために危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件として国土交通省令で定める物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入ってはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が危険物等所持制限区域内に立ち入る場合は、この限りでない。

5　危険物等所持制限区域の管理者は、前項の検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入ってはならない旨を、当該危険物等所持制限区域の入口に表示しなければならない。

6　何人も、第四項の物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、航空機に搭乗してはならない。ただし、同項の検査を受けた者又は航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が航空機に搭乗する場合は、この限りでない。

7　第四項又は前項の検査（以下「保安検査」という。）を行う者は、当該保安検査に関する業務を他の者に委託するときは、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

8　前項の規定により業務の委託を受けた者（次項及び第百三十四条第一項第十三号において「保安検査業務受託者」という。）は、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託を受けた業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

9　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針及び前二項の基準に照らして、保安検査を行う者又は保安検査業務受託者の保安検査に関する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、関係する都道府県公安委員会と協議の上、当該保安検査を行う者又は当該保安検査業務受託者に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（預入手荷物検査）

第百三十一条の二の六　航空運送事業を経営する者又は第百三十条の二の許可を受けた者は、旅客の手荷物（携行品その他航空機の客室内に持ち込まれるものを除く。以下この項において「預入手荷物」という。）に前条第四項の物件（爆発性又は易燃性を有する物件として国土交通省令で定めるものに限る。）が含まれていないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査がなされた後でなければ、当該預入手荷物を航空機内に積載してはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者の預入手荷物を航空機内に積載する場合は、この限りでない。

2　前項の検査（以下この項、第四項及び第百三十四条第一項第十四号において「預入手荷物検査」という。）を行う者は、当該預入手荷物検査に関する業務を他の者に委託するときは、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3　前項の規定により業務の委託を受けた者（次項及び第百三十四条第一項第十五号において「預入手荷物検査業務受託者」という。）は、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託を受けた業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針及び前二項の基準に照らして、預入手荷物検査を行う者又は預入手荷物検査業務受託者の預入手荷物検査に関する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、関係する都道府県公安委員会と協議の上、当該預入手荷物検査を行う者又は当該預入手荷物検査業務受託者に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（預入手荷物検査）

第百三十一条の二の六　航空運送事業を経営する者又は第百三十条の二の許可を受けた者は、旅客の手荷物（携行品その他航空機の客室内に持ち込まれるものを除く。以下この項において「預入手荷物」という。）に前条第四項の物件（爆発性又は易燃性を有する物件として国土交通省令で定めるものに限る。）が含まれていないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査がなされた後でなければ、当該預入手荷物を航空機内に積載してはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者の預入手荷物を航空機内に積載する場合は、この限りでない。

2　前項の検査（以下この項、第四項及び第百三十四条第一項第十四号において「預入手荷物検査」という。）を行う者は、当該預入手荷物検査に関する業務を他の者に委託するときは、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3　前項の規定により業務の委託を受けた者（次項及び第百三十四条第一項第十五号において「預入手荷物検査業務受託者」という。）は、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託を受けた業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針及び前二項の基準に照らして、預入手荷物検査を行う者又は預入手荷物検査業務受託者の預入手荷物検査に関する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、関係する都道府県公安委員会と協議の上、当該預入手荷物検査を行う者又は当該預入手荷物検査業務受託者に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項の前の見出しを削り、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「（経過規定）」を付し、附則第三項から第七項までを削り、附則第八項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を附則第三条とし、附則第九項から第十一項まで、附則第十二項の前の見出し及び同項から附則第十六項までを削り、附則第十七項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を附則第四条とし、附則に次の二条、見出し及び三条を加える。

（令和四年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例）

第五条　国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、令和四年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等（空港法第六条第一項に規定する滑走路等をいう。）の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度の料金減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態として認められ、同日までに第百十一条の七第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該航空運送事業基盤強化方針において、同条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　令和三年度の料金減免の内容に関する事項

二　令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

2　前項の場合における第百十一条の八第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び附則第五条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項」とする。

（共用空港における保安検査）

第六条　第百三十一条の二の五の規定は、当分の間、空港法附則第二条第一項に規定する共用空港について準用する。この場合において、第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（罰則）

第七条　前条において準用する第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　附則第六条において準用する第百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、保安検査を受けずに危険物等所持制限区域内に立ち入つたとき。

二　附則第六条において準用する第百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、保安検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

第九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二条　航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十一条の三―第百三十一条の十四」を「第百三十二条―第百三十二条の十二」に、「第二節　無人航空機の飛行（第百三十二条―第百三十二条の三）」を

「第二節　無人航空機体認証（第百三十二条の四―第百三十二条の五十六）
第一款　登録検査機関（第百三十二条の六十九―第百三十二条の八十五）
第二款　無人航空機操縦者技能証明等（第百三十二条の八十六―第百三十二条の九十）
第三節　無人航空機の飛行（第百三十二条の九十一―第百三十二条の百）
第一款　無人航空機の飛行（第百三十二条の九十一）
第二款　無人航空機の安全性証等（第百三十二条の十三―第百三十二条の二十三）
第三款　無人航空機の飛行（第百三十二条の二十四―第百三十二条の三十九）
第四節　無人航空機の登録（第百三十二条の四十―第百三十二条の四十三）」

に、「第百六十二条」を「第百六十三条」に改める。

第一条中「図ること等」を「図り、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ること」に改める。

第十三条の四中「航空事故等（」を削り、「をいう」を「（航空機に係るものに限る）」に改める。

第二十二条及び第二十三条中「以下」の下に「この章、第六章及び第八章において」を加える。

第百三十二条の三中「第百三十二条及び前条（第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。）」を「第百三十二条の八十五、第百三十二条の八十六（第一項を除く。）及び第百三十二条の八十七から第百三十二条の八十九まで」に改め、第十章第二節中同条を第百三十二条の九十二とする。

第百三十二条の二第一項第五号から第十号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2　無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならない。

一　日出から日没までの間において飛行させること。

二　当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三　当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四　祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五　当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六　地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

第百三十二条の二に次の三項を加える。

3　前項に規定する場合において、同項各号に掲げる方法のいずれか（立入管理措置を講じた上で無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる場合にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる方法のいずれか）によらずに無人航空機を飛行させる者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その運航の管理が適切に行われることについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させなければならない。

4　第二項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

5　前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

二　前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

（第三者が立ち入つた場合の措置）

第百三十二条の二を第百三十二条の八十六とし、同条の次に次の三条、見出し及び二条を加える。

第百三十二条の八十七　無人航空機を飛行させ

る者は、第百三十二条の八十五第一項各号に掲げる空域における飛行又は前条第二項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（以下「特定飛行」という。）を行う場合（立入管理措置を講ずることなく飛行を行う場合を除く。）において、当該特定飛行中の無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。

（飛行計画）

第百三十二条の八十八　無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、あらかじめ、当該特定飛行の日時、経路その他国土交通省令で定める事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならない。ただし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、特定飛行を開始した後でも、国土交通大臣に飛行計画を通報することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により通報された飛行計画に従い無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがあると認める場合には、無人航空機を飛行させる者に対して、特定飛行の日時又は経路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3　第一項の規定により飛行計画を通報した無人航空機を飛行させる者は、前項に規定する国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従つて特定飛行を行わなければならない。ただし、航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全を確保するためにやむを得ない場合は、この限りでない。

（飛行日誌）

第百三十二条の八十九　無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、飛行日誌を備えなければならない。

2　特定飛行を行う者は、無人航空機を航空の用に供し、又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく飛行日誌に国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

（事故等の場合の措置）

第百三十二条の九十　次に掲げる無人航空機に関する事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、直ちに当該無人航空機の飛行を中止し、負傷者を救護することその他の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一　無人航空機による人の死傷又は物件の損壊

二　航空機との衝突又は接触

三　その他国土交通省令で定める無人航空機に関する事故

2　前項各号に掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第百三十二条の九十一　無人航空機を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めたときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

第百三十二条第一項中「おいては」の下に「、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置（無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）でなければ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　何人も、前項第一号の空域又は同項第二号の空域（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させる場合又は立入管理措置を講じた上で国土交通省令で定める総重量を超える無人航空機を飛行させる場合に限る。）においては、同項に規定する場合に該当し、かつ、国土交通大臣がその運航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

第百三十二条に次の二項を加える。

3　第一項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第二号の空域において無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

4　前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合

二　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

第百三十二条を第百三十二条の八十五とする。

第十章第二節を同章第四節とする。

第十章第一節中第百三十一条の十四を第百三十二条の十二とし、同節の次に次の二節を加える。

第二節　無人航空機の安全性

第一款　機体認証等

（機体認証）

第百三十二条の十三　国土交通大臣は、申請により、無人航空機について機体認証を行う。

2　前項の機体認証（以下単に「機体認証」という。）は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める飛行を行うことを目的とする無人航空機について行う。

一　第一種機体認証　第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二　第二種機体認証　第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

3　国土交通大臣は、機体認証を行うときは、当該機体認証に係る無人航空機の使用の条件を、国土交通省令で定めるところにより指定する。

4　国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該無人航空機が国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準（以下「安全基準」という。）に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証をしなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、国土交通大臣

は、次に掲げる無人航空機については、第一種機体認証に係る同項の検査の一部を行わないことができる。

一　第百三十二条の十六第二項第一号の第一種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第一種機体認証を受けようとするものに限る。）

二　第一種機体認証を受けたことのある無人航空機

6　第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第二種機体認証に係る同項の検査の全部又は一部を行わないことができる。

一　第百三十二条の十六第二項第二号の第二種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第二種機体認証を受けようとするものに限る。）

二　第二種機体認証を受けたことのある無人航空機

7　機体認証は、申請者に機体認証書を交付することによつて行う。

8　国土交通大臣は、機体認証を行つたときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより当該無人航空機が機体認証を受けたことを識別するための措置が講じられる場合には、この限りでない。

9　何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、無人航空機に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

10　国土交通大臣は、機体認証の有効期間を定めるものとする。

（機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者等の義務）

第百三十二条の十四　機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者は、前条第三項の規定により指定された使用の条件（次条第二項の規定により変更された場合にあつては、その変更後の条件）の範囲内でなければ、第百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

2　機体認証を受けた無人航空機の使用者は、必要な整備をすることにより、当該無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければならない。

（整備命令、機体認証の効力の停止等）

第百三十二条の十五　国土交通大臣は、機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は第百三十二条の十三第十項の有効期間を経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該無人航空機の使用者に対し、安全基準に適合させるため、又は安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備その他の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　国土交通大臣は、機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は第百三十二条の十三第十項の有効期間を経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他無人航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該無人航空機の機体認証の効力を停止し、その有効期間を短縮し、又は第百三十二条の十三第三項の規定により指定した使用の条件を変更することができる。

（型式認証）

第百三十二条の十六　国土交通大臣は、申請により、無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証を行う。

2　前項の型式認証（以下単に「型式認証」という。）は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める飛行に資することを目的とする無人航空機の型式について行う。

一　第一種型式認証　第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二　第二種型式認証　第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

3　国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る型式の無人航空機が安全基準及び均一性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準（以下「均一性基準」という。）に適合することとなると認めるときは、型式認証をしなければならない。

4　型式認証は、申請者に型式認証書を交付することによつて行う。

5　国土交通大臣は、型式認証をするときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

6　国土交通大臣は、型式認証の有効期間を定めるものとする。

（設計又は製造過程の変更の承認）

第百三十二条の十七　型式認証を受けた者は、当該型式の無人航空機の設計又は製造過程の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。安全基準又は均一性基準の変更があつた場合において、型式認証を受けた型式の無人航空機が安全基準又は均一性基準に適合しなくなつたことにより当該型式の無人航空機の設計又は製造過程を変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計又は製造過程の変更後の型式の無人航空機が安全基準及び均一性基準に適合することとなると認めるときは、その承認をしなければならない。

3　前条第五項の規定は、国土交通大臣が第一項の承認をしようとする場合に準用する。

（無人航空機の製造、検査等）

第百三十二条の十八　型式認証又は前条第一項の承認（以下「型式認証等」という。）を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の製造をする場合においては、当該無人航空機がその型式認証等に係る型式に適合するようにしなければならない。

2　型式認証等を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、その製造に係る個別の無人航空機について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第百三十二条の十九　型式認証等を受けた者は、型式認証等を受けた型式の無人航空機について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならない。

2　何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、無人航空機に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（情報の提供）

第百三十二条の二十　型式認証等を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の使用者に対し、当該無人航空機の整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを提供しなければならない。

（報告の義務）

第百三十二条の二十一　型式認証等を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機について、国土交通省令で定めるところに

より、運輸安全委員会設置法第二条第二項に規定する航空事故等（無人航空機に係るものに限る。）その他の無人航空機が安全基準に適合せず、又は安全基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

（変更命令、型式認証等の取消し）

第百三十二条の二十二　国土交通大臣は、型式認証等を受けた型式の無人航空機が安全基準又は均一性基準に適合しないと認めるときは、当該型式認証等を受けた者に対し、安全基準又は均一性基準に適合させるために必要な設計又は製造過程の変更を命ずることができる。

2　国土交通大臣は、型式認証等を受けた者が前項の規定による命令に違反したときは、当該型式認証等を取り消すことができる。

（国土交通省令への委任）

第百三十二条の二十三　機体認証書及び型式認証書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他機体認証及び型式認証の実施細目は、国土交通省令で定める。

第二款　登録検査機関

（登録検査機関による無人航空機検査事務の実施）

第百三十二条の二十四　国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に、機体認証及び型式認証等に関する国土交通大臣の事務のうち、無人航空機が安全基準に適合するかどうかの検査及び型式認証等を受けようとする型式の無人航空機が均一性基準に適合するかどうかの検査（以下「無人航空機検査」という。）の実施に関する事務（以下「無人航空機検査事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

（登録）

第百三十二条の二十五　前条の登録は、無人航空機検査事務を行おうとする者の申請により行う。

（登録の要件等）

第百三十二条の二十六　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　無人航空機検査事務を実施する者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学に関する学科その他無人航空機に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上無人航空機の設計、製造過程及び検査に関する実務の経験を有するものであり、かつ、その人数が二名以上であること。

二　登録申請者が、無人航空機の製造又は輸入を業とする者（以下「無人航空機製造等事業者」という。）に支配されているものとして次のイからハまでのいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、無人航空機製造等事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める無人航空機製造等事業者の役員又は職員（過去二年間に当該無人航空機製造等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、無人航空機製造等事業者の役員又は職員（過去二年間に当該無人航空機製造等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第百三十二条の二十四の登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第百三十二条の三十六の規定により第百三十二条の二十四の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第百三十二条の二十四の登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が無人航空機検査事務を実施する事業所の名称及び所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第百三十二条の二十七　第百三十二条の二十四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（検査の義務）

第百三十二条の二十八　登録検査機関は、無人航空機検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、無人航空機検査を実施しなければならない。

2　登録検査機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により無人航空機検査を実施しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第百三十二条の二十九　登録検査機関は、第百三十二条の二十六第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（無人航空機検査事務規程）

第百三十二条の三十　登録検査機関は、無人航空機検査事務の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機検査事務の実施に関する規程（次項、第百三十二条の三十五第二項及び第百三十二条の三十六第二項第二号において「無人航空機検査事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　無人航空機検査事務規程には、無人航空機検査の実施方法、無人航空機検査に関する料金の算定方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（無人航空機検査事務の休廃止）

第百三十二条の三十一　登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、無人航空機

検査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第百三十二条の三十二　登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2　無人航空機製造等事業者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（秘密保持義務等）

第百三十二条の三十三　登録検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その無人航空機検査事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　無人航空機検査事務に従事する登録検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第百三十二条の三十四　国土交通大臣は、登録検査機関が第百三十二条の二十六第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第百三十二条の三十五　国土交通大臣は、登録検査機関が第百三十二条の二十八の規定に違反していると認めるときは、当該登録検査機関に対し、無人航空機検査を実施すべきこと又は無人航空機検査の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　国土交通大臣は、第百三十二条の三十第一項の認可をした無人航空機検査事務規程が無人航空機検査事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、当該無人航空機検査事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第百三十二条の三十六　国土交通大臣は、登録検査機関が第百三十二条の二十六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、第百三十二条の二十四の登録を取り消さなければならない。

2　国土交通大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第百三十二条の二十九から第百三十二条の三十一まで、第百三十二条の三十二第一項、第百三十二条の三十三第一項又は次条の規定に違反したとき。

二　第百三十二条の三十第一項の規定により認可を受けた無人航空機検査事務規程によらないで無人航空機検査事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第百三十二条の三十二第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第百三十二条の二十四の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第百三十二条の三十七　登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機検査事務に関し国土交通省令で定める事項を帳簿に記載し、これを保存しなければならない。

（国土交通大臣による無人航空機検査事務の実施等）

第百三十二条の三十八　国土交通大臣は、登録検査機関が第百三十二条の三十一の許可を受けてその無人航空機検査事務の全部若しくは一部を休止したとき、第百三十二条の三十六第二項の規定により登録検査機関に対し無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録検査機関が天災その他の事由によりその無人航空機検査事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その無人航空機検査事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣が前項の規定により無人航空機検査事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録検査機関が第百三十二条の三十一の許可を受けてその無人航空機検査事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は国土交通大臣が第百三十二条の三十六の規定により登録を取り消した場合における無人航空機検査事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（公示）

第百三十二条の三十九　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第百三十二条の二十四の登録をしたとき。

二　第百三十二条の二十九の規定による届出があつたとき。

三　第百三十二条の三十一の許可をしたとき。

四　第百三十二条の三十六の規定により登録を取り消し、又は同条第二項の規定により無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五　前条第一項の規定により国土交通大臣が無人航空機検査事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた無人航空機検査事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三節　無人航空機操縦者技能証明等

第一款　無人航空機操縦者技能証明

（技能証明の実施）

第百三十二条の四十　国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下この章において「技能証明」という。）を行う。

（技能証明書）

第百三十二条の四十一　技能証明は、前条の申請をした者に無人航空機操縦者技能証明書

（第百三十二条の五十四及び第百三十二条の五十五において「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

（資格）

第百三十二条の四十二　技能証明は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める無人航空機の飛行に必要な技能について行う。

一　一等無人航空機操縦士　第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二　二等無人航空機操縦士　第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

（技能証明の限定）

第百三十二条の四十三　国土交通大臣は、技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機の種類又は飛行の方法についての限定をすることができる。

2　前項の限定（以下この節において単に「限定」という。）をされた技能証明を受けた者は、その限定（第百三十二条の五十二第一項の規定により変更された場合にあつては、その変更後の限定）をされた種類の無人航空機又は飛行の方法でなければ、第百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

（技能証明の条件）

第百三十二条の四十四　国土交通大臣は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、技能証明に、その技能証明に係る者の身体の状態に応じ、無人航空機を飛行させるについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の規定により条件を付された技能証明を受けた者は、その条件の範囲内でなければ、第百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

（欠格事由）

第百三十二条の四十五　次の各号のいずれかに該当する者は、技能証明の申請をすることができない。

一　十六歳に満たない者

二　次条第一項ただし書（第一号から第三号までに係る部分を除く。以下この号において同じ。）の規定により技能証明を拒否された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項ただし書の規定により技能証明を保留されている者又は同条第三項の規定により技能証明を取り消された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項の規定により技能証明の効力を停止されている者

三　第百三十二条の五十三（第一号から第三号までに係る部分を除く。）の規定により技能証明を取り消された日から起算して二年を経過していない者又は同条の規定により技能証明の効力を停止されている者

（技能証明の拒否等）

第百三十二条の四十六　国土交通大臣は、次条第一項の試験に合格した者（当該試験に係る身体検査を受けた日から起算して国土交通省令で定める期間を経過していない者に限る。）に対し、技能証明を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、国土交通省令で定めるところにより、技能証明を行わず、又は六月以内において期間を定めて技能証明を保留することができる。

一　次に掲げる病気にかかつている者

イ　幻覚の症状を伴う精神病であつて国土交通省令で定めるもの

ロ　発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて国土交通省令で定めるもの

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気として国土交通省令で定めるもの

二　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三　第五項の規定による命令に違反した者

四　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反する行為をした者

五　無人航空機を飛行させるに当たり、非行又は重大な過失があつた者

2　国土交通大臣は、前項ただし書の規定により技能証明を拒否し、又は保留するときは、当該試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3　国土交通大臣は、技能証明を与えた後において、当該技能証明を受けた者が当該技能証明を受ける前に第一項第四号又は第五号に該当していたことが判明したときは、国土交通省令で定めるところにより、その者の技能証明を取り消し、又は六月以内において期間を定めて技能証明の効力を停止することができる。

4　第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第二項中「前項ただし書」とあるのは「次項」と、「拒否し、又は保留するとき」とあるのは「取り消し、又は効力を停止するとき」と読み替えるものとする。

5　国土交通大臣は、第一項第一号又は第二号に該当することを理由として同項ただし書の規定により技能証明を保留する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、国土交通大臣が指定する期日及び場所において身体検査を受け、又は国土交通大臣が指定する期限までに国土交通省令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

（試験の実施）

第百三十二条の四十七　国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、第百三十二条の四十の申請をした者が、その申請に係る資格について無人航空機を飛行させるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2　前項の試験は、身体検査、学科試験及び実地試験とする。

3　学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

（臨時身体検査等）

第百三十二条の四十八　国土交通大臣は、前条第一項の試験に合格した者が第百三十二条の四十六第一項第一号若しくは第二号のいずれかに該当する者であり、又は技能証明を受けた者が第百三十二条の五十三第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該試験に合格した者又は技能証明を受けた者につき、臨時に身体検査を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により身体検査を行う場合は、あらかじめ、身体検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該身体検

査の対象者に通知しなければならない。

3　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して身体検査を受けなければならない。ただし、当該通知を受けた者が、当該通知された期日までに国土交通省令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

4　前三項に定めるもののほか、第一項の規定による身体検査について必要な事項は、国土交通省令で定める。

（不正受験者の処分）

第百三十二条の四十九　第百三十二条の四十七第一項の試験に関して不正の行為があるとき又はあつたときは、国土交通大臣は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。

2　前項の場合において、国土交通大臣は、その者について二年以内において期間を定めて第百三十二条の四十七第一項の試験を受けさせないことができる。

（試験の免除）

第百三十二条の五十　国土交通大臣は、無人航空機を飛行させる者に対する講習（以下「無人航空機講習」という。）であつて第百三十二条の六十九の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行うものを修了した者について技能証明を行う場合には、第百三十二条の四十七の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実地試験の全部又は一部を行わないことができる。

（技能証明の有効期間）

第百三十二条の五十一　技能証明の有効期間は、三年とする。

2　前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による技能証明の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、その資格に応じ無人航空機を飛行させるのに必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（第百三十二条の八十二及び第百三十二条の八十三において「無人航空機更新講習」という。）であつて第百三十二条の八十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第百三十二条の八十三、第百三十二条の八十四第一項及び第百三十四条第一項第十九号において「登録更新講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、技能証明の有効期間の更新をしてはならない。

（技能証明の限定の変更）

第百三十二条の五十一　国土交通大臣は、限定に係る技能証明については、当該技能証明に係る無人航空機を飛行させる者の申請により、当該限定を変更することができる。

2　第百三十二条の四十七から第百三十二条の五十までの規定は、前項の規定により限定の変更を行う場合について準用する。

（技能証明の取消し等）

第百三十二条の五十三　国土交通大臣は、技能証明を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

一　次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき。

イ　幻覚の症状を伴う精神病であつて国土交通省令で定めるもの

ロ　発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて国土交通省令で定めるもの

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気として国土交通省令で定めるもの

二　無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として国土交通省令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

三　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。

四　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

五　無人航空機を飛行させるに当たり、非行又は重大な過失があつたとき。

（技能証明書の携帯義務）

第百三十二条の五十四　技能証明を受けた者は、第百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。

（国土交通省令への委任）

第百三十二条の五十五　技能証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明に関する細目的事項並びに第百三十二条の四十七第一項（第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

第二款　無人航空機操縦士試験機関

（指定試験機関の指定）

第百三十二条の五十六　国土交通大臣は、申請により指定する者に、第百三十二条の四十七第一項（第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定（以下この款において単に「指定」という。）を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、試験事務の実施に関し第百三十二条の四十九第一項（第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

3　国土交通大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）

第百三十二条の五十七　国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前号に定めるもののほか、試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五　その指定をすることによつて指定試験機関の当該申請に係る試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2　国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一　申請者が第百三十二条の六十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二　法人にあつては、その役員のうちにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

（指定の公示等）

第百三十二条の五十八　国土交通大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2　指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定の更新）

第百三十二条の五十九　指定試験機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第百三十二条の五十六及び第百三十二条の五十七の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（無人航空機操縦士試験員）

第百三十二条の六十　指定試験機関は、試験事務を行う場合において、無人航空機操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、無人航空機操縦士試験員に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、無人航空機操縦士試験員を国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、無人航空機操縦士試験員を選任したときは、その日から二週間以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4　国土交通大臣は、無人航空機操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、無人航空機操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5　前項の規定による命令により無人航空機操縦士試験員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、無人航空機操縦士試験員となることができない。

6　指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機操縦士試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

（試験事務規程）

第百三十二条の六十一　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

（予算等の提出）

第百三十二条の六十二　指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（秘密保持義務等）

第百三十二条の六十三　試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員（無人航空機操縦士試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　前項に規定する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（監督命令）

第百三十二条の六十四　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（試験事務の休廃止）

第百三十二条の六十五　指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3　国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百三十二条の六十六　国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第百三十二条の五十七第一項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二　第百三十二条の五十七第二項第二号に該当するに至つたとき。

三　第百三十二条の五十八第二項、第百三十二条の六十第一項から第三項まで若しくは第六項、第百三十二条の六十二又は第百三十二条の六十三第一項の規定に違反したとき。

四　第百三十二条の六十第四項、第百三十二条の六十一第二項又は第百三十二条の六十四の規定による命令に違反したとき。

五　第百三十二条の六十一第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六　不正の手段により指定を受けたとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（国土交通大臣による試験事務の実施）

第百三十二条の六十七　国土交通大臣は、指定試験機関が第百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務を自ら行うものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により試験事

務を行うものとし、又は同項の規定により行っている試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3　国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うものとし、第百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第百三十二条の六十八　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第三款　登録講習機関等

（登録講習機関の登録）

第百三十二条の六十九　無人航空機講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第百三十二条の七十　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る無人航空機講習が、次の表の上欄に掲げる講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師の条件に適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

講習機関	施設及び設備	講師の条件
一　一等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関	一　実習空域（実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。二の項中欄第一号において同じ。）	一　十八歳以上であること。
	二　実習用無人航空機（その講習を修了することにより受けることができる技能証明に応じたものに限る。二の項中欄第二号において同じ。）	二　過去二年間に第三項第四号に規定する無人航空機講習事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
	三　講習を行うため必要な建物その他の設備	三　一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	四　講習に必要な書籍その他の教材	
二　二等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関	一　実習空域	一　一の項下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。
	二　実習用無人航空機	二　二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	三　講習を行うため必要な建物その他の設備	
	四　講習に必要な書籍その他の教材	

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第百三十二条の七十九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第百三十二条の六十九の登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　無人航空機講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録講習機関の種類

四　無人航空機講習の実施に関する事務（以下「無人航空機講習事務」という。）を行う事務所の所在地

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第百三十二条の七十一　第百三十二条の六十九の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（無人航空機講習事務の実施に係る義務）

第百三十二条の七十二　登録講習機関は、公正に、かつ、第百三十二条の七十第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により無人航空機講習事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第百三十二条の七十三　登録講習機関は、第百三十二条の七十第三項第二号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（無人航空機講習事務規程）

第百三十二条の七十四　登録講習機関は、無人航空機講習事務の開始前に、無人航空機講習事務の実施に関する規程（次項において「無人航空機講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを

変更しようとするときも、同様とする。

2　無人航空機講習事務規程には、無人航空機講習の実施方法、無人航空機講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（無人航空機講習事務の休廃止）

第百三十二条の七十五　登録講習機関は、無人航空機講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第百三十二条の七十六　登録講習機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　無人航空機講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第百三十二条の七十七　国土交通大臣は、無人航空機講習が第百三十二条の七十第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第百三十二条の七十八　国土交通大臣は、登録講習機関が第百三十二条の七十二の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、同条の規定による無人航空機講習を行うべきこと又は無人航空機講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第百三十二条の七十九　国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第百三十二条の六十九の登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第百三十二条の七十第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第百三十二条の七十三から第百三十二条の七十五まで、第百三十二条の七十六第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第百三十二条の七十六第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第百三十二条の六十九の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第百三十二条の八十　登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機講習事務に関し国土交通省令で定める事項を帳簿に記載し、これを保存しなければならない。

（公示）

第百三十二条の八十一　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第百三十二条の六十九の登録をしたとき。

二　第百三十二条の七十三の規定による届出があつたとき。

三　第百三十二条の七十五の規定による届出があつたとき。

四　第百三十二条の七十九の規定により第百三十二条の六十九の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

（登録更新講習機関の登録）

第百三十二条の八十二　無人航空機更新講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（準用）

第百三十二条の八十三　第百三十二条の七十から第百三十二条の八十一までの規定は、前条の登録、無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務について準用する。

（国土交通大臣による無人航空機更新講習事務の実施等）

第百三十二条の八十四　国土交通大臣は、登録更新講習機関がいないとき、前条において準用する第百三十二条の七十五の規定による無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条において準用する第百三十二条の八十二の登録を取り消し、又は登録更新講習機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録更新講習機関が天災その他の事由により無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣が前項の規定により無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における無人航空機更新講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第百三十一条の十三第二項中「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改め、同条を第百三十二条の十一とする。

第百三十一条の十二第二号中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に、「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改め、同条を第百三十二条の十とする。

第百三十一条の十一第一号中「第百三十一条の五」を「第百三十二条の三」に改め、同条第二号中「第百三十一条の七第一項」を「第百三十二条の五第一項」に改め、同条を第百三十二条の九とする。

第百三十一条の十第一項中「第百三十一条の六第一項第五号」を「第百三十二条の四第一項第五号」に改め、同条を第百三十二条の八とする。

第百三十一条の九中「第百三十一条の五」を「第百三十二条の三」に、「第百三十一条の七第一項」を「第百三十二条の五第一項」に改め、同条を第百三十二条の七とする。

第百三十一条の八第一項中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に、同条第二項中「第百三十一条の六第二項」を「第百三十二条の四第二項」に改め、同条を第百三十二条の六とする。

第百三十一条の七第二項ただし書中「第百三十一条の四ただし書」を「第百三十二条の二ただし書」に改め、同条を第百三十二条の五とする。

第百三十一条の六を第百三十二条の四とし、第百三十一条の五を第百三十二条の三とし、第百三十一条の四を第百三十二条の二とし、第百三十一条の三を第百三十二条とする。

第百三十四条第一項中「若しくは改造又は」を「、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は」に改め、同項第十六号中「者又は」を「者、」に改め、「整備」の下に「、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備」を加え、同項中第十七号を第二十号とし、第十六号の次に次の三号を加える。

十七　指定試験機関

十八　登録講習機関

十九　登録更新講習機関

第百三十五条中「手数料を」の下に「国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に」を加え、同条第七号及び第八号中「技能証明」を「航空従事者技能証明」に改め、同条第十二号中「技能証明書」を「航空従事者技能証明書」に改め、同条第二十三号中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に改め、同条第二十四号中「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改め、同条に次の九号を加える。

二十五　第百三十二条の十三第一項の機体認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者

二十六　機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者

二十七　第百三十二条の十六第一項の型式認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者

二十八　第百三十二条の十七第一項の承認（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者

二十九　第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者

三十　無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者

三十一　第百三十二条の五十一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者

三十二　第百三十二条の五十一第三項の規定による無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新のための講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者

三十三　第百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者

第百三十五条に次の一項を加える。

2　前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第百三十五条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百五十条の見出し及び同条第四号中「技能証明書」を「航空従事者技能証明書」に改める。

第百五十七条の七中「第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第百三十二条の十三第九項の規定に違反して、表示を付したとき。

二　第百三十二条の十八第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

三　第百三十二条の十九第一項の規定に違反して、表示を付さなかつたとき。

四　第百三十二条の十九第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

五　第百三十二条の三十一の規定に違反して、許可を受けないで無人航空機検査事務の全部を廃止したとき。

六　第百三十二条の三十七の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七　第百三十二条の六十五第一項の規定に違反して、許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

八　第百三十二条の七十五（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

九　第百三十二条の八十（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十　第百三十二条の八十八第一項の規定に違反して、通報をしないで、特定飛行を行つたとき。

十一　第百三十二条の八十八第二項の規定による指示に従わないで、無人航空機を飛行させたとき。

十二　第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたとき。

第百五十七条の七に次の一項を加える。

2　第百三十二条の九十第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の七を第百五十七条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第百五十七条の十一　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十二条の五十四の規定に違反して、無人航空機操縦者技能証明書を携帯しないで特定飛行を行つたとき。

二　第百三十二条の八十九第一項の規定に違反して、飛行日誌を備えなかつたとき。

三　第百三十二条の八十九第二項の規定に違反して、飛行日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第百五十七条の六第一号中「第百三十一条の七第二項」を「第百三十二条の五第二項」に改め、同条第二号中「第百三十一条の十一」を「第百三十二条の九」に改め、同条第七号中「第百三十二条の二第一項第十号」を「第百三十二条の八十六第二項第六号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第六号中「第百三十二条の二第一項第九号」を「第百三十二条の八十六第二項第五号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第五号中「第百三十二条の二第一項第四号」を「第百三十二条の八十六第一項第四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

第百五十七条の六第四号中「第百三十二条の二第一項第二号、」を「第百三十二条の八十六第一項第二号又は」に改め、「又は第五号から第八

号まで」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第三号中「第百三十二条第一項」を「第百三十二条の八十五第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　第百三十二条の八十五第二項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十一　第百三十二条の八十五第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

第百五十七条の六第二号の次に次の六号を加える。

三　第百三十二条の十四第一項の規定に違反して、指定された使用の条件の範囲を超えて、特定飛行を行つたとき。

四　第百三十二条の十五第一項の規定による命令に違反して、特定飛行を行つたとき（第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合を除く。）。

五　第百三十二条の二十の規定に違反して、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供したとき。

六　第百三十二条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

七　第百三十二条の四十三第二項の規定に違反して、特定飛行を行つたとき。

八　第百三十二条の四十四第二項の規定に違反して、特定飛行を行つたとき。

第百五十七条の六に次の三号を加える。

十七　第百三十二条の八十六第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十八　第百三十二条の八十六第四項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十九　第百三十二条の八十七の規定に違反して、必要な措置を講じなかつたとき。

第百五十七条の六を第百五十七条の九とする。

第百五十七条の五中「第百三十二条の二第一項第一号」を「第百三十二条の八十六第一項第一号」に改め、同条を第百五十七条の八とする。

第百五十七条の四の前の見出しを削り、同条中「第百三十一条の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第百三十二条の二の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したとき。

二　第百三十二条の三十六第二項の規定による命令に違反したとき。

三　第百三十二条の六十六第一項の規定による命令に違反したとき。

四　第百三十二条の七十九（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第百五十七条の四に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十二条の三十三第一項の規定に違反して、無人航空機検査事務に関して知り得た秘密を漏らした者

二　第百三十二条の六十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第百五十七条の四を第百五十七条の七とし、第百五十七条の三の三を第百五十七条の五とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（無人航空機の飛行等に関する罪）

第百五十七条の六　第百三十二条の九十第一項の規定に違反して、危険を防止するために必要な措置を講じなかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の三の二の前の見出しを削り、同条を第百五十七条の四とし、同条の前に見出しとして「（危害行為の防止に関する罪）」を付する。

第百五十九条第二号中「第百五十七条の四まで及び第百五十七条の六から前条まで」を「第百五十七条の五まで、第百五十七条の七第一項、第百五十七条の九、第百五十七条の十第一項、第百五十七条の十一及び前条」に改める。

第百六十一条第四号中「第百三十一条の十第一項」を「第百三十二条の八第一項」に改め、同条第五号中「第百三十一条の十三第一項」を「第百三十二条の十一第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第百三十二条の二十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百六十二条を第百六十三条とし、第百六十一条の次に次の一条を加える。

第百六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第百三十二条の三十二第一項又は第百三十二条の七十六第一項（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二　正当な理由がないのに第百三十二条の三十二第二項又は第百三十二条の七十六第二項（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第三条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故

二　航空法第百三十二条の九十第一項各号に掲げる事故であつて、国土交通省令で定める重大なもの

第八条第四項第三号中「航空機の」を「無人航空機（以下この号並びに第十八条第二項第一号及び第四号において「航空機等」という。）若しくは航空機等の」に改める。

第十八条第二項第一号中「航空機の使用者、航空機設計者等（航空機又は航空機等の使用者、航空機等設計者等（航空機等又は航空機等」に改め、「乗り組んでいた者」の下に「、無人航空機の飛行を行つた者」を加え、「人命又は航空機」を「人命又は航空機等」に改め、同項第四号中「航空機の」を「航空機等の」に、「航空機設計者等」を「航空機等設計者等」に、「航空機」を「航空機等」に改める。

第二十条中「若しくは第七十六条の二」を「、第七十六条の二、第百三十二条の二十一、第百三十二条の九十第二項若しくは第百三十二条の九十一」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第四条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第七条第一項中「、第四十九条」の下に「、第五十条」を加え、「、「第四十九条」を「「第四十九条、第五十条並びに」と、「第五項並びに第百三十一条の二の五」とあるのは「第五項」に改め、同条第二項中「第四十七条の三まで」の下に「及び第百三十一条の二の五」を、「国管理空港運営権者が遵守すべき」の下に「と、同法第百

三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」を加え、同条第四項及び第五項中「までの規定及び」を「まで及び第百三十一条の二の五の規定並びに」に改める。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

（空港整備事業に係る資金の貸付け）

第九条の二　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針（航空法第百十一条の七第一項に規定する航空運送事業基盤強化方針をいう。）を定めた場合においては、当該航空運送事業基盤強化方針に基づき、予算の範囲内において、民間資金法第七十二条第一項の規定により、国管理空港運営権者に対し、当該国管理空港運営権者が実施する特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の三第二項に規定する空港整備事業（空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業に限る。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けるものとする。

第十二条第一項中「講ずべきこと」と」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と」を加える。

第二十条を第二十二条とする。

第十九条中「国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人」に、「前二条」を「第十七条から前条まで」に、「国管理空港運営権者に」を「法人又は人に」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第十七条　第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、同項の検査を受けずに同条第一項に規定する危険物等所持制限区域内に立ち入ったとき。

二　第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、同項の検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

附則第六条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に、「及び第四十七条の三」を「、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「及び第四十七条の三」を「、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

航空法附則第六条の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合については、適用しない。

附則第十九条を削り、附則第十八条を附則第二十条とする。

附則第十七条中「附則第十四条第十二項」を「附則第十六条第十二項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第十六条中「附則第十四条第二項第三号」を「附則第十六条第二項第三号」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十五条第一項中「附則第十四条第二項第三号」を「附則第十六条第二項第三号」に改め、「講ずべきこと」と」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と」を加え、同条を附則第十七条とし、附則第十四条を附則第十六条とし、附則第十三条を附則第十五条とし、附則第十二条を附則第十四条とする。

附則第十一条中「共用空港運営権者」を「法人の代表者又は職員がその共用空港運営権者」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人」に、「前二条」を「附則第九条から前条まで」に、「共用空港運営権者に」を「法人又は人に」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十条中「共用空港運営権者の役員又は職員」を「者」に改め、同条第一号及び第二号中「附則第六条第二項」を「附則第六条第三項」に改め、同条第一号中「附則第六条第一項」を「附則第六条第二項」に、「附則第六条第五項」に改め、同条第二号及び第三号中「附則第六条第一項」を「附則第六条第二項」に改め、同条第四号中「附則第六条第三項」を「附則第六条第四項」に改め、同条第五号中「附則第六条第四項」を「附則第六条第五項」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第八条の次に次の見出し及び二条を加える。

（罰則）

第九条　附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、同項の検査を受けずに同条第一項に規定する危険物等所持制限区域内に立ち入ったとき。

二　附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、同項の検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中航空法第百十一条の六の次に四条を加える改正規定及び同法附則の改正規定

（同法附則に二条、見出し及び三条を加える部分（同法附則第六条から第九条までに係る部分に限る。）を除く。）並びに第四条のうち民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律目次の改正規定（「第九条」を「第九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第二章中第九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条、第十九条及び第二十条（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。次条第二項において「設置管理法」という。）第三十一条第一項の改正規定中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める部分に限る。）の規定　公布の日

二　次条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第三条から第九条まで及び第十六条の規定　公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（危害行為の防止に関する準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、第一条の規定（前条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の航空法（以下この条において「第一条改正後航空法」という。）第百三十一条の二の二第三項の規定の例により、同条第一項に規定する危害行為防止基本方針の案について関係行政機関の長に協議することができる。

2　空港等の設置者（航空法第四十一条第一項に規定する空港等の設置者をいう。）、地方管理空港運営権者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下この項において「民活空港法」という。）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者をいう。）、特定地方管理空港運営者（民活空港法附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者をいう。）又は空港運営権者（設置管理法第二十九条第二項に規定する空港運営権者をいう。）は、施行日前においても、第一条改正後航空法第百三十一条の二の五第二項（第四条の規定（前条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の民活空港法（第四項において「新民活空港法」という。）第十二条第一項若しくは附則第十七条第一項の規定又は附則第二十条の規定による改正後の設置管理法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の例により、その指定しようとする第一条改正後航空法第百三十一条の二の五第一項に規定する危険物等所持制限区域について関係者の意見を聴き、及び国土交通大臣に協議しその同意を求めることができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による協議があった場合は、施行日前においても、第一条改正後航空法第百三十一条の二の五第二項の規定の例により、その同意をすることができる。この場合において、当該同意は、施行日以後は、同項の同意とみなす。

4　前二項の規定は、第一条改正後航空法第五十五条の二第三項若しくは附則第六条又は新民活空港法第七条第二項の規定において第一条改正後航空法第百三十一条の二の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

（登録検査機関の登録に関する準備行為）

第三条　第二条の規定による改正後の航空法（以下「第二条改正後航空法」という。）第百三十二条の二十四の登録を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の二十五の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の二十四及び第百三十二条の二十六並びに第百三十二条の三十九（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第四号施行日以後は、それぞれ第二条改正後航空法第百三十二条の二十四の登録及び第二条改正後航空法第百三十二条の三十九の規定による公示とみなす。

（登録検査機関の無人航空機検査事務規程に関する準備行為）

第四条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の三十の規定の例により、同条第一項に規定する無人航空機検査事務規程の認可の申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の三十の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。

（指定試験機関の指定に関する準備行為）

第五条　第二条改正後航空法第百三十二条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により指定の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の五十六第一項及び第百三十二条の五十七並びに第百三十二条の五十八第一項の規定の例により、その指定及び公示をすることができる。この場合において、当該指定及び公示は、第四号施行日以後は、それぞれ第二条改正後航空法第百三十二条の五十六第一項の規定による指定及び第二条改正後航空法第百三十二条の五十八第一項の規定による公示とみなす。

（指定試験機関の試験事務規程に関する準備行為）

第六条　前条第二項の規定により指定を受けた者は、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の六十一の規定の例により、同条第一項に規定する試験事務規程の認可の申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の六十一の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。

（登録講習機関の登録に関する準備行為）

第七条　第二条改正後航空法第百三十二条の六十九の登録を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の六十九及び第百三十二条の七十並びに第百三十二条の八十一（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第四号施行日以後は、それぞれ第二条改正後航空法第百三十二条の六十九の登録及び第二条改正後航空法第百三十二条の八十一の規定による公示とみなす。

（登録講習機関の無人航空機講習事務規程に関する準備行為）

第八条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の七十四の規定の例により、同条第一項に規定する無人航空機講習事務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

（飛行計画の通報に関する準備行為）

第九条　無人航空機を第四号施行日以後に飛行させる者は、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の八十八第一項の規定の例により、同項に規定する飛行計画の通報をすることができる。この場合において、当該通報は、第四号施行日以後は、同項の規定による通報とみなす。

2　国土交通大臣は、前項の規定により通報があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後航空法第百三十二条の八十八第二項の例により、同項の規定による指示をすることができる。この場合において、当該指示は、第四号施行日以後は、同項の規定による指示とみなす。

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「従事する者」の下に「及び同乗する者」を、「第百三十一条」の下に「、第百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、第二項の航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

第十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二項中「第百三十一条の四、第百三十一条の七、第百三十二条の二、第百三十二条の五、第百三十二条の八十五から第百三十二条の九十一まで」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十四条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「第九十条」の下に「、第百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及びその」を「並びにその」に改め、「従事する者」の下に「及び同乗する者」を加える。

附則中第十四項を第十五項とし、第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

第十五条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「第百三十一条の四、第百三十一条の七、第百三十二条、第百三十二条の二第一項第五号から第十号まで」を「第百三十二条の二、第百三十二条の五、第百三十二条の八十六（第一項を除く。）から第百三十二条の八十九まで」に改め、同条第三項中「第六章」の下に「及び第十章」を加え、同条第四項中「限る。）」の下に「、第百三十二条の九十、第百三十二条の九十一」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第十六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十八号の次に次のように加える。

百三十八の二　無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関の登録		
(一)　航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第三条第二項前段（登録検査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
(二)　航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第七条第二項前段（登録講習機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円

第十七条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三十)中「の航空従事者技能証明」の下に「、同法第百三十二条の四十（技能証明の実施）の無人航空機操縦者技能証明」を加え、同号(三十一)中カをヨとし、ワを カとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　一等無人航空機操縦士の技能証明（更新の技能証明を除く。）	技能証明の件数	一件につき三千円

別表第一第百三十八号の二を次のように改める。

百三十八の二　無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関若しくは登録更新講習機関の登録		
(一)　航空法第百三十二条の二十四（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二)　航空法第百三十二条の六十九（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三)　航空法第百三十二条の八十二（登録更新講習機関の登録）の登録更新講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に、「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に、「第百三十一条の十第一項」を「第百三十二条の八第一項」に、「第百三十一条の十三第一項」を「第百三十二条の十一第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

百十八の二　国土交通省又は航空法第百三十二条の五十六第二項に規定する指定試験機関	航空法による同法第百三十二条の四十七第一項（同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の三第五項第一号ト中「第九条」の下に「、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項」を加える。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第二十条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、「講ずべきこと」と」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と」を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ハ中「第百三十二条第一項各号」を「第百三十二条の八十五第一項各号」に改め、同号ニ中「第百三十二条の二第一項第五号から第十号まで」を「第百三十二条の八十六第二項各号」に改める。

第二十五条の五第一項中「第百三十二条第二項第二号」を「第百三十二条の八十五第四項第二号」に改め、同条第二項中「第百三十二条の二第二項第二号」を「第百三十二条の八十六第五項第二号」に改める。

（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、航空法目次の改正規定並びに同法第九章中第百三十二条の前に一節及び節名を加える改正規定中「第九章」を「第十章」に改め、同法第百三十四条第一項の改正規定中「、航空機使用事業」を「危害行為の防止」に、「同項第九号」を「同項第十六号」に改め、同法第百五十七条の三の次に見出し及び一条を加える改正規定並びに同法第百五十九条第二号の改正規定中「第百五十七条の三」を「第百五十七条の三の三」に改める。

附則第七条のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律第二項の改正規定中「第百三十一条」を「含む。）」に改める。

附則第八条のうち自衛隊法第百七条第一項の改正規定中「第九十条」を「含む。）」に改める。

審査報告書

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

環境委員長　長浜　博行

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品の廃棄物の排出の抑制等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、基本方針の制定に当たっては、二〇五〇年カーボンニュートラル及び海洋プラスチックごみによる新たな汚染を二〇五〇年までにゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと整合し、更に出来る限り前倒しで達成できるよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の大幅な削減及び熱回収の最小化に資するものとすること。

二、プラスチック使用製品設計指針の策定に当たっては、プラスチックの発生抑制に加えライフサイクル全体での環境負荷の観点からトップランナーの内容となるよう検討すること。あわせて、認定プラスチック使用製品に関して、実際の発生抑制の効果などを調査し、公表することを検討すること。

三、消費者が認定プラスチック使用製品であること及びプラスチック使用製品に使用されているプラスチックの環境負荷・成分・廃棄方法等について知ることができるような表示制度等の検討を行うこと。

四、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に過度な負担をもたらすことがないよう各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講じ、持続可能な体制を整備すること。

五、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。

六、発生量が大幅に削減されるよう取り組んだ上で、回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。

七、マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のため、必要な措置を早急に講ずること。

八、国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、再使用の体制整備やリサイクル設備の拡充に向けた支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。

九、代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的見地から検証を行うこと。

十、プラスチック使用製品やその代替品に含まれる有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないよう、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について義務付けも含め検討を行うこと。

十一、既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要かつ十分な財政上及び技術上の支援を講ずること。

十二、海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うとともに、地球規模の海洋プラスチックごみによる環境汚染を包括的に解決するため、国際的な連携強化に取り組むこと。

十三、漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減及び回収のため、漁具マーキングや報告体制の整備など必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を最大限軽減できる代替製品の研究開発に一層努めること。

十四、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。

十五、製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から再使用、再生利用までのライフサイクル全般にわたる責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

右決議する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月二十五日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第六条）
第三章　プラスチック使用製品設計指針（第七条―第二十七条）
第四章　特定プラスチック使用製品の使用の合理化（第二十八条―第三十条）
第五章　市町村の分別収集及び再商品化（第三十一条―第三十八条）
第六章　製造事業者等による自主回収及び再資源化（第三十九条―第四十三条）
第七章　排出事業者による排出の抑制及び再資源化等（第四十四条―第五十三条）
第八章　雑則（第五十四条―第五十九条）
第九章　罰則（第六十条―第六十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「プラスチック使用製品」とは、プラスチックが使用されている製品をいう。

2　この法律において「使用済プラスチック使用製品」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないものをいう。

3　この法律において「プラスチック使用製品廃棄物」とは、使用済プラスチック使用製品が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）となったものをいう。

4　この法律において「プラスチック副産物」とは、製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックであって、放射性物質によって汚染されていないものをいう。

5　この法律において「再資源化」とは、使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物（次項及び第四条第三項において「使用済プラスチック使用製品等」という。）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

6　この法律において「再資源化等」とは、再資源化及び使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。

7　この法律において「分別収集物」とは、市町村

がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること（第六条第一項及び第三十一条第一項において「分別収集」という。）により得られる物をいう。

8　この法律において「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一　分別収集物について、製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

二　分別収集物について、前号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

9　この法律において「排出事業者」とは、プラスチック使用製品廃棄物のうち廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）に該当するもの（分別収集物となったものを除く。）又はプラスチック副産物（以下「プラスチック使用製品産業廃棄物等」という。）を排出する事業者をいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

二　プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項

三　プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

四　分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項

五　プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品（分別収集物となったものを除く。以下同じ。）の自主回収（自ら回収し、又は他人に委託して回収させることをいう。第五十五条第五項において同じ。）及び再資源化の促進のための方策に関する事項

六　排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項

七　環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

3　基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）に協議しなければならない。

5　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（事業者及び消費者の責務）

第四条　事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

2　消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。

3　事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。

（国の責務）

第五条　国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　国は、教育活動、広報活動等を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第六条　市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。

3　都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　プラスチック使用製品設計指針

（プラスチック使用製品設計指針の策定等）

第七条　主務大臣は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る。）及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者（以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。）が設計するプラスチック使用製品についてプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針（以下「プラスチック使用製品設計指針」という。）を定めるものとする。

2　プラスチック使用製品設計指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫に関してプラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項

二　その他プラスチック使用製品製造事業者等がプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施について配慮すべき事項

3　主務大臣は、プラスチック使用製品設計指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

4　主務大臣は、プラスチック使用製品設計指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　プラスチック使用製品製造事業者等は、第一項の規定によりプラスチック使用製品設計指針が定められたときは、これに即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならない。

（プラスチック使用製品の設計の認定）

第八条　プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定（以下「設計認定」という。）を受け

ようとするプラスチック使用製品製造事業者等は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該プラスチック使用製品の名称及び用途

3　前項の申請書には、当該プラスチック使用製品の設計を記載した書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　主務大臣は、設計認定の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。

5　主務大臣は、設計認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。

6　主務大臣は、設計認定をしたときは、当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。

（変更の認定等）

第九条　設計認定を受けたプラスチック使用製品製造事業者等（以下「認定プラスチック使用製品製造事業者等」という。）は、当該設計認定に係る設計を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、設計の変更の内容を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

4　認定プラスチック使用製品製造事業者等は、前条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5　主務大臣は、設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、その改善を指示し、又は当該設計認定を取り消すことができる。

6　主務大臣は、前項の規定により設計認定を取り消したときは、その取消しに係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。

（認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等）

第十条　国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

2　事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。

（指定調査機関による調査）

第十一条　主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第八条第五項（第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する調査（以下「設計調査」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、設計認定又は第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、当該設計調査の全部又は一部については、第八条第二項及び第三項並びに第九条第二項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に設計調査の全部又は一部を行わせるときは、当該設計調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する設計調査の結果を考慮して設計認定又は第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。

3　主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に設計調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、設計認定又は第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、当該設計調査の全部又は一部については、第八条第二項及び第三項並びに第九条第二項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。

4　指定調査機関は、前項の規定による申請に係る設計調査を行ったときは、遅滞なく、当該設計調査の結果を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

（指定）

第十二条　前条第一項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、設計調査を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二　第二十二条第一項から第三項までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準等）

第十四条　主務大臣は、第十二条の規定により指定の申請をした者（第二号において「指定申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　設計調査を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。

二　プラスチック使用製品の設計、製造、輸入、販売その他の取扱いを業とする者（以下この号において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　指定申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　指定申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　指定申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員であること。

2　主務大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、指定調査機関の氏名又は名称及び住所並びに設計調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

（指定の更新）

第十五条　指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

3　第一項の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、第一項の指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　主務大臣は、第一項の指定の更新の申請が指定の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により指定が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（設計調査の実施）

第十六条　指定調査機関は、設計調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計調査を行わなければならない。

2　指定調査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により設計調査を行わなければならない。

（変更の届出）

第十七条　指定調査機関は、その氏名若しくは名称若しくは住所又は設計調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第十八条　指定調査機関は、設計調査の業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程には、設計調査の実施方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3　主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が設計調査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第十九条　指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　主務大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（適合命令）

第二十条　主務大臣は、指定調査機関が第十四条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十一条　主務大臣は、指定調査機関が第十六条の規定に違反していると認めるとき、又は指定調査機関が行う設計調査が適当でないと認めるときは、当該指定調査機関に対し、設計調査を行うべきこと又は設計調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第二十二条　主務大臣は、指定調査機関が第十三条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2　主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十一条第四項、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二　第十八条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

三　不正の手段により指定又はその更新を受けたとき。

3　主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、指定調査機関が、正当な理由がないのに、その指定を受けた日から一年を経過してもなおその指定に係る設計調査の業務を開始しないときは、その指定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載等）

第二十三条　指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務等）

第二十四条　指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項、第六十条及び第六十三条において同じ。）若しくは職員又はこれらの者であった者は、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　設計調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（主務大臣による設計調査の業務の実施）

第二十五条　主務大臣は、指定調査機関が第十九条第一項の規定により設計調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、第二十二条第二項の規定により指定調査機関に対し設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により設計調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十一条第二項の規定にかかわらず、設計調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　主務大臣は、前項の規定により設計調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている設計調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　主務大臣が、第一項の規定により設計調査の業務を行うこととし、第十九条第一項の規定により設計調査の業務の廃止を許可し、又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における設計調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

（手数料）

第二十六条　設計認定又は第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、主務大臣が第十一条第一項の規定により指定調査機関に設計調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。

2　指定調査機関が行う設計調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該指定調査機関に納めなければならない。

（審査請求）

第二十七条　この章の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに

第四十九条第三項の規定の適用については、当該指定調査機関の上級行政庁とみなす。

第四章　特定プラスチック使用製品の使用の合理化

（事業者の判断の基準となるべき事項）

第二十八条　主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、主務省令で、その事業において特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第一項に規定する容器包装を除く。）として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する事業者であって、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（定型的な約款による契約に基づき、当該業種に属する事業を行う者に特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者を含む。以下「特定プラスチック使用製品提供事業者」という。）が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、当該特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の状況、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3　主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

4　主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導及び助言）

第二十九条　主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十条　主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者であって、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」という。）の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が第二十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　前項に規定する特定プラスチック使用製品の量には、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が提供するときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定プラスチック使用製品多量提供事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定プラスチック使用製品多量提供事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第四十六条第五項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章　市町村の分別収集及び再商品化

（分別収集等）

第三十一条　市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一　当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定

二　前号に規定する分別の基準をプラスチック使用製品廃棄物を排出する者に周知させるための措置その他当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物が当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置

2　市町村が前項第一号に規定する分別の基準を定めたときは、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

（再商品化の委託）

第三十二条　市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。第三十六条において同じ。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（第三十六条において「指定法人」という。）に委託することができる。

（再商品化計画の認定）

第三十三条　市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第一号において「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2　再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　分別収集物の種類（分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。第三十五条において同じ。）が含まれる場合は、その種類を含む。第三号において同じ。）

二　分別収集物の再商品化を実施しようとする期間

三　各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み

四　分別収集物の再商品化の実施方法

五　分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳
六　分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。次項第四号ロ、第三十九条第三項第三号ロ及びハ並びに第四十八条第三項第三号ロ及びハを除き、以下同じ。）を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
七　分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設
八　分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
九　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再商品化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　再商品化計画の内容が、基本方針に照らして適切なものであり、かつ、プラスチック使用製品廃棄物の適正な処理及び分別収集物の再商品化の効率的な実施に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
二　前項第二号に規定する期間が主務省令で定める期間を超えないものであること。
三　前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
四　前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。
イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者
ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六十条及び第六十三条を除き、以下同じ。）を含む。第三十九条第三項第三号二及び第四十八条第三項第三号二において同じ。）がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
ホ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
ヘ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

（再商品化計画の変更等）
第三十四条　前条第三項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、同条第二項第一号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定市町村は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　認定市町村は、前条第二項第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。
一　認定市町村（前条第三項の認定に係る再商品化計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定再商品化計画」という。）に記載された同条第二項第六号に規定する者（以下「再商品化実施者」という。）を含む。第五十五条第四項において「認定市町村等」という。）が、認定再商品化計画に従って分別収集物の再商品化を実施していないとき。
二　認定市町村が、再商品化実施者以外の者に対して、認定再商品化計画に係る分別収集物の再商品化に必要な行為（収集、運搬又は処分に該当するものに限る。）を委託したとき。
三　再商品化実施者の能力又は認定再商品化計画に記載された前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
四　再商品化実施者が前条第三項第四号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（容器包装再商品化法の特例）
第三十五条　認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

（廃棄物処理法の特例）
第三十六条　第三十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）又は産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を実施する指定法人又は指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

2　廃棄物処理法第六条の二第二項の規定にかかわらず、第三十二条の規定により市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を指定法人に委託する場合の基準は、政令で定める。

3　指定法人は、市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を他人に再委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4　指定法人（市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する場合に限る。以下この条において同じ。）は、廃棄物処理法第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十

二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

5　指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者とみなす。

6　前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7　一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。第四十一条第七項において同じ。）に適合しない分別収集物（一般廃棄物であるものに限る。）の運搬又は処分（保管を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合において、指定法人が当該運搬若しくは処分を行った者に対して当該運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該運搬若しくは処分をすることを助けたときは、指定法人は、廃棄物処理法第十九条の四（廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

第三十七条　再商品化実施者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再商品化計画に従って行う分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。

2　廃棄物処理法第六条の二第二項の規定にかかわらず、認定市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を再商品化実施者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3　再商品化実施者は、廃棄物処理法第七条第十三項から第十六項まで及び第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十七項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

4　前項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

（適用除外）

第三十八条　この章の規定は、次に掲げる製品が廃棄物となったものについては、適用しない。

一　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器

二　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車

第六章　製造事業者等による自主回収及び再資源化

（自主回収・再資源化事業計画の認定）

第三十九条　自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品（当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。）が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項において「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2　自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　自主回収・再資源化事業の内容

五　使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

六　使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設

七　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

八　使用済プラスチック使用製品の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容

九　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る自主回収・再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　自主回収・再資源化事業の内容が、基本方針に照らして適切なものであり、かつ、使用済プラスチック使用製品の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者（前項第五号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号において同じ。）の能力並びに同項第六号に掲げる施設及び同項第七号に規定する施設が、自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

二　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

（自主回収・再資源化事業計画の変更等）

第四十条　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定自主回収・再資源化事業者」という。）は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定自主回収・再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　認定自主回収・再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る自主回収・再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定自主回収・再資源化事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定自主回収・再資源化事業者（認定自主回収・再資源化事業計画に前条第二項第五号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。）が、認定自主回収・再資源化事業計画に従って自主回収・再資源化事業を実施していないとき。

二　認定自主回収・再資源化事業者が、認定自主回収・再資源化事業計画に記載された前条第二項第五号に規定する者以外の者に対して、当該認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三　認定自主回収・再資源化事業者の能力又は前条第二項第六号に掲げる施設若しくは同項第七号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四　認定自主回収・再資源化事業者が前条第三項第三号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（廃棄物処理法の特例）

第四十一条　認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

2　認定自主回収・再資源化事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3　認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

4　認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

5　第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6　前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7　一般廃棄物処理基準に適合しない使用済プラスチック使用製品（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分（保管を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合において、認定自主回収・再資源化事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九条の四（廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

（指導及び助言）

第四十二条　主務大臣は、認定自主回収・再資源化事業者に対し、認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（適用除外）

第四十三条　この章の規定は、第三十八条各号に掲げる製品又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等に該当するプラスチック使用製品については、適用しない。

第七章　排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

（プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者の判断の基準となるべき事項）

第四十四条　主務大臣は、プラスチック使用製品

産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、主務省令で、排出事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者を除く。以下この項、次条、第四十六条及び第五十八条第一項第三号において同じ。）がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3　主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導及び助言）

第四十五条　主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第四十六条　主務大臣は、排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するもの（以下「多量排出事業者」という。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　前項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量には、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めであって主務省令で定めるものがあるものを行う排出事業者にあっては、加盟者がその事業において排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量を含むものとする。

3　第一項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量には、建設工事（廃棄物処理法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。）が数次の請負によって行われる場合における当該建設工事の元請業者（同条第一項に規定する元請業者をいう。）にあっては、当該建設工事に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量を含むものとする。

4　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該多量排出事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（適用除外）

第四十七条　前三条の規定は、第三十八条各号に掲げる製品が廃棄物となったものについては、適用しない。

（再資源化事業計画の認定）

第四十八条　次に掲げる者は、主務省令で定めるところにより、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業（以下「再資源化事業」という。）の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

一　自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする排出事業者（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）

二　複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）

2　再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　再資源化事業の内容

五　申請者が前項第二号に掲げる者である場合にあっては、同号の排出事業者の氏名又は名称

六　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分（申請者が前項第二号に掲げる者である場合にあっては、収集又は運搬。以下この号において同じ。）の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設

八　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九　プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容

十　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　再資源化事業の内容が、基本方針及び第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであり、かつ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者（前項第六号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号において同じ。）の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる

ものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

（再資源化事業計画の変更等）

第四十九条　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定再資源化事業者」という。）は、同条第二項第四号又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　認定再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第五号、第九号又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定再資源化事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定再資源化事業者（認定再資源化事業計画に前条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号、次条及び第五十一条を除き、以下同じ。）が、認定再資源化事業計画に従って再資源化事業を実施していないとき。

二　認定再資源化事業者が、認定再資源化事業計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三　認定再資源化事業者の能力又は前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四　認定再資源化事業者が前条第三項第三号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（廃棄物処理法の特例）

第五十条　認定再資源化事業者（第四十八条第一項第一号に掲げる者に限る。）の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

2　前項に規定する者は、廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十六項本文、第十四条の三の三並びに第十九条の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

第五十一条　認定再資源化事業者（第四十八条第一項第二号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。

2　認定再資源化事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。次項において同じ。）を認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3　認定再資源化事業者の委託を受けて第一項に規定する行為を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、第一項に規定する行為を業として実施することができる。

4　認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで、第十六項本文（産業廃棄物の処分に係る部分に限る。）及び第十七項、第十四条の三の三並びに第十九条の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

5　第三項に規定する者は、廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで、第十四条の三の三及び第十九条の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。

（指導及び助言）

第五十二条　主務大臣は、認定再資源化事業者に対し、認定再資源化事業計画に係る再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（適用除外）

第五十三条　第四十八条から前条までの規定は、第四十三条に規定するプラスチック使用製品が廃棄物となったものについては、適用しない。

第八章　雑則

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例）

第五十四条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げ

る業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　次に掲げる資金の借入れに係る債務を保証すること。

イ　認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造（その全部又は一部が産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

ロ　認定自主回収・再資源化事業者が認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

ハ　認定再資源化事業者が認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

二　次に掲げる資金に充てるための助成金を交付すること。

イ　認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品に関する研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金

ロ　認定自主回収・再資源化事業者が認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金

ハ　認定再資源化事業者が認定再資源化事業計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第　　号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第五十四条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及びプラスチック資源循環促進法第五十四条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあるのは「掲げる業務及びプラスチック資源循環促進法第五十四条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又はプラスチック資源循環促進法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又はプラスチック資源循環促進法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくはプラスチック資源循環促進法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（プラスチック資源循環促進法第五十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。

（報告の徴収）

第五十五条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、認定プラスチック使用製品の設計の業務の状況に関し報告させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、設計調査の業務の状況に関し報告させることができる。

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施の状況に関し報告させることができる。

4　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定市町村等に対し、分別収集物の再商品化の実施の状況に関し報告させることができる。

5　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定自主回収・再資源化事業者に対し、使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の実施の状況に関し報告させることができる。

6　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、多量排出事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の状況に関し報告させることができる。

7　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定再資源化事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化の実施の状況に関し報告させることができる。

（立入検査）

第五十六条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定プラスチック使用製品製造事業者等、再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係行政機関への照会等）

第五十七条　主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（主務大臣等）

第五十八条　この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び環境大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一　プラスチック使用製品設計指針に関する事項　経済産業大臣及びプラスチック使用製品設計指針に係るプラスチック使用製品の製造の事業を所管する大臣

二　特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する事項　経済産業大臣及び特定プラスチック使用製品提供事業者が行う事業を所管する大臣

三　第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項の策定及びその改定、第四十五条に規定する指導及び助言、第四十六条第一項に規定する勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による命令、第五十五条第六項の規定による報告の徴収並びに第五十六条第三項の規定（多量排出事業者に係

る部分に限る。）による立入検査　経済産業大臣、環境大臣及び排出事業者が行う事業を所管する大臣

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3　内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（経過措置）

第五十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章　罰則

第六十条　第二十二条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条　第二十四条第一項の規定に違反して、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条　第三十条第四項又は第四十六条第五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第一項の許可を受けないで設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二　第二十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第五十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第五十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条第一項、第四項（認定市町村に係る部分を除く。）、第五項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条第三項又は第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第五十六条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十二条、第六十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

3　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十六号の二の次に次のように加える。

百五十六の三　使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定	
(一)　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第　号）第三十九条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の規定による自主回収・再資源化事業計画の認定	認定件数　一件につき十五万円
(二)　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十八条第三項（再資源化事業計画の認定）の規定による再資源化事業計画の認定（同条第一項第二号に掲げる者が受けるものに限る。）	認定件数　一件につき十五万円

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

総務委員長　浜田　昌良

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされていることに鑑み、小規模団体を含む全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が、国家公務員の定年年齢の引上げの施行に断じて遅れることのないよう、制度設計に必要な情報を早期かつ十分に提供するなど、国として万全かつ厳格な対応を行うこと。

二、高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。

三、地方公共団体において段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。また、地方公共団体が大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策に極めて困難な行政運営を強いられている現状を踏まえ、地方公務員の超過勤務の縮減に資することを含め、定員の在り方に関し地方公共団体へ技術的助言等を行うこと。

四、管理監督職勤務上限年齢制の例外の適用については、各々の地方公共団体の実情に応じた自主的・主体的な判断に委ねること。また、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員について、当該職員が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、配慮すること。

五、定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう、必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、地方公共団体における定年前再任用短時間勤務にふさわしい職務の創設等に関して適切な助言と情報提供等を行うこと。

六、定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするため、関係条例の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な対応を行うこと。

七、民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進に係る措置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方について必要な検討を行うこと。

八、段階的に引上げとなる定年年齢が、施行日の修正により繰下げとなる職員について、当該職員の希望に基づく雇用と年金の接続が図られるよう、地方公共団体に対する助言等必要な措置を講じること。

九、地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。

十、今後とも職員の勤務条件に関することについては、地方公共団体は職員団体等の関係者と誠実に協議を行うこと。

十一、新型コロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方公共団体に必要な支援を行うこと。特に、妊娠中の職員に対する業務軽減や感染防止について、地方公共団体における、より厳格な措置を講じるための検討を速やかに行うこと。

右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案（第二百一回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

令和三年五月二十日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

（小字及び――は衆議院修正）

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の三」を「第二十二条の五」に改める。

第二十二条中「六月」の下に「の期間」を加え、「正式採用に」を「、正式のものと」に改め、「地方公共団体の規則」の下に「、第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ。」を加え、「一年に至るまで」を「一年を超えない範囲内で」に改める。

第二十二条の二第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第三章第二節中第二十二条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第二十二条の四　任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2　前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

3　第一項の規定により採用された職員（以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

4　任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5　任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

6　第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。

第二十二条の五　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2　地方公共団体の組合の任命権者は、前条第一

項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

3　前二項の場合においては、前条第一項ただし書及び第三項から第六項までの規定を準用する。

第二十六条の三第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して」を「休職され、又は」に改める。

第二十八条の四の前の見出し及び同条から第二十八条の六までを削る。

第二十八条の三第一項中「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二十八条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一　前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

二　前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

第二十八条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「より、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

第二十八条の三を第二十八条の七とする。

第二十八条の二第一項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条を第二十八条の六とする。

第二十八条の次に次の四条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第二十八条の二　任命権者は、管理監督職（地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ。）（第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第四項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第二十八条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2　前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。

3　管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たつては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

4　第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この節及び第四十九条第一項ただし書において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。

（管理監督職への任用の制限）

第二十八条の三　任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（適用除外）

第二十八条の四　前二条の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第二十八条の五　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

二　当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

2　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算

して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3　任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4　任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定める。

第二十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「においては、これに対し」を「には、当該職員に対し、」に改め、同項第一号中「これに基く」を「これらに基づく」に改め、同条第二項中「これ」を「当該職員」に改め、同条第三項中「職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員（第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。）が、条例年齢以上退職者」に、「これら」を「第二十二条の四第一項」に、「職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に、「一に」を「いずれかに」に、「これに」を「当該職員に」に改め、同条第四項中「特別の定」を「特別の定め」に、「外」を「ほか」に改める。

第三十八条の二第一項中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削る。

第四十九条第一項中「その職員に対し」を「当該職員に対し、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

附則に次の六項を加える。

21　令和四五年四月一日から令和十二三年三月三十一日までの間における第二十八条の六第二項の条例で定める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

22　第二十八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で別の定めをしている場合には、令和四五年四月一日から令和十二三年三月三十一日までの間における当該定年に関し、条例で特例を定めることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

23　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他この項の規定による情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

24　前項の情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとする。

25　附則第二十三項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

26　地方公務員法の一部を改正する法律（令和二三年法律第　号）による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合における第四十九条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は他の職への降任等に伴い降給をする場合」とあるのは、「、他の職への降任等に伴い降給をする場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和二三年法律第　号）による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）

第二条　この法律による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）の規定による職員（地方公務員法第三条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この項及び第三項並びに次条から附則第八条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行う

ものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

2　総務大臣は、新地方公務員法の規定による職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

3　任命権者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に条例で定める年齢に達する職員（当該職員が占める職に係るこの法律による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第二項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員に限る。）に対し、新地方公務員法附則第二十三項の規定の例により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

4　前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。次条及び附則第四条第四項において「令和二年国家公務員法等改正法」という。）附則第二条第二項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員等に関する経過措置）

第三条　新地方公務員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、施行日以後に退職した新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する条例年齢以上退職者について適用する。

2　前項に定めるもののほか、施行日から令和十三年三月三十一日までの間における新地方公務員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定の適用に関し必要な経過措置は、令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第二項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

3　平成十一年十月一日前に新地方公務員法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）について、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4　次条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第二項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新地方公務員法第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

5　施行日前に旧地方公務員法第二十八条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧地方公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧地方公務員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧地方公務員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新地方公務員法第二十八条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　任命権者は、旧地方公務員法勤務延長職員について、旧地方公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新地方公務員法第二十八条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧地方公務員法勤務延長職員に係る旧地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7　新地方公務員法第二十八条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

8　前三項に定めるもののほか、施行日から令和十三年三月三十一日までの間における新地方公務員法第二十八条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定による勤務に関し必要な経過措置は、令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第十一項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

9　第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第四条　任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢（第四項において「特定年齢」という。）に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則（地方公務員法第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会（以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一　施行日前に旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者

二　旧地方公務員法第二十八条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として条例で定める者

2　令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年（新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤

務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一　施行日以後に新地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者

二　施行日以後に新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日以後に新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された者のうち、同条第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四　施行日以後に新地方公務員法第二十二条の五第一項又は第二項の規定により採用された者のうち、同条第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五　施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前各号に掲げる者に準ずる者として条例で定める者

3　前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4　特定年齢は、国の職員につき定められている令和二年国家公務員法等改正法附則第四条第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

5　第一項及び第二項の規定による採用については、新地方公務員法第二十二条の規定は、適用しない。

第五条　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2　地方公共団体の組合の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3　令和十三年三月三十一日までの間、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則。第四項及び附則第七条において同じ。）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

4　令和十三年三月三十一日までの間、地方公共団体の組合の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

5　前各項の場合においては、前条第三項及び第五項の規定を準用する。

第六条　任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該任命権者の属する地方公共団体における附則第四条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。附則第八条第二項を除き、以下同じ。）に係る旧地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢）をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該任命権者の属する地方公共団体における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）に達している者（新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前二項の場合においては、附則第四条第三項及び第五項の規定を準用する。

第七条　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の組合における附則第四条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢に達している者を、条例で定めるところによ

り、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　地方公共団体の組合の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における附則第四条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢に達している者（新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　令和十三年三月三十一日までの間、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の組合における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢に達している者（新地方公務員法第二十二条の五第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

4　令和十三年三月三十一日までの間、地方公共団体の組合の任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体における附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢に達している者（新地方公務員法第二十二条の五第二項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

5　前各項の場合においては、附則第四条第三項及び第五項の規定を準用する。

第八条　施行日前に旧地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧地方公務員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定（旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者により採用された職員にあっては附則第五条第一項の規定、旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合の任命権者により採用された職員にあっては附則第五条第二項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、附則第四条第一項並びに第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日における旧地方公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　旧地方公務員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員は、施行日に、附則第六条第一項の規定（旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者により採用された職員にあっては前条第一項の規定、旧地方公務員法第二十八条の六第一項又は第二項の規定により採用された職員のうち地方公共団体の組合の任命権者により採用された職員にあっては前条第二項の規定）により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、附則第六条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日における旧地方公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　任命権者は、附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

4　附則第四条から前条までの規定が適用される場合における新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項において「令和二年地方公務員法改正法」という。）附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占めるものとした場合における令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（令和二年地方公務員法改正法の施行の日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢）をいう。）に達している職員及び令和二年地方公務員法改正法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。）に達している職員」とする。

5　任命権者は、基準日（附則第四条から前条までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日まで

の間、基準日における新地方公務員法定年（新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年（短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条第二項及び第三項の規定に基づく定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新地方公務員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の条例で定める職（以下この項において「新地方公務員法定年引上げ職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年に達している者（当該条例で定める職にあっては、条例で定める者）を、同項、附則第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新地方公務員法定年引上げ職に、附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している職員（当該条例で定める職にあっては、条例で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、第三項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定を適用する。

6　附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（附則第四条第二項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。次項において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「（第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。）が、条例年齢以上退職者」とあるのは「が、地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第　号。以下この項において「令和二年地方公務員法改正法」という。）附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者となった日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における条例年齢以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和二年地方公務員法改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

7　平成十一年十月一日前に新地方公務員法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

第九条　大学（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する公立学校であるものに限る。）の同条第二項に規定する教員への採用についての附則第四条から第七条までの規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」と、同条第三項（附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもって」と、附則第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までの規定中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」とする。

2　暫定再任用職員（附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。第七項において同じ。）に対する附則第十四条の規定による改正後のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「第二項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。

3　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に対する附則第四条及び第六条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項中「当該任命権者の属する地方公共団体」とあるのは「市町村」と、「採用しようとする」とあるのは「採用しようとする当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の」とする。

4　附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する附則第十五条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「養護助教諭」とあるのは「養護助教諭（地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者（以下この項において「暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、「講師（同法」とあるのは「講師（暫定再任用職員及び地方公務員法」とする。

5　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対する附則第二条から第四条まで及び第六条並びに前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二条第三項	に条例	に設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例
附則第二条第四項及び第三条第二項	当該条例	当該設立団体の条例
	条例	設立団体の条例

附則第三条第六項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
附則第三条第八項及び第九項	条例	設立団体の条例
附則第四条第一項	地方公共団体における	特定地方独立行政法人における
	条例	設立団体の条例
	人事委員会規則（地方公務員法第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会（以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。）	特定地方独立行政法人の規程
附則第四条第二項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
	条例	設立団体の条例
	人事委員会規則	特定地方独立行政法人の規程
附則第四条第三項	条例	設立団体の条例
附則第六条第一項及び第二項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
	条例	設立団体の条例
	人事委員会規則	特定地方独立行政法人の規程
附則第八条第三項から第五項まで	条例	設立団体の条例

6　設立団体が二以上である場合における前項の規定の適用については、前項の表附則第二条第三項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表附則第二条第四項及び第三条第二項の項、附則第三条第八項及び第九項の項、附則第四条第一項の項、附則第四条第二項の項、附則第四条第三項の項、附則第六条第一項及び第二項の項及び附則第八条第三項から第五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とする。

7　附則第四条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、条例で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、国家公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任等又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度についての検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方公務員に係るこれらの制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条第二項

二　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条

三　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第四項

四　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の二第三項

五　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第五条

六　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十条第二項及び第四十二条第二項

七　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第二条第二項

八　農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第二条

九　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十七条第一項

十　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二十三条第一項

十一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項

十二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第六項、第十一項、第十六項、第十九項及び第三十二項

（教育公務員特例法の一部改正）

第十三条　教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三」を「第二十八条の六第三項及び第二十八条の七」に改め、同条第三項を削る。

第十七条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十四条　へき地教育振興法の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項」を「第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十五条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第四十七条第一項の表第十六条第二号の項の次に次のように加える。

第二十二条の四第一項	当該任命権者の属する地方公共団体	市町村
	短時間勤務の職（	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（

第四十七条第一項の表第二十八条の四第一項の項及び第二十八条の五第一項の項を削る。

第四十七条の二第一項中「（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）」及び「再任用職員及び」を削る。

第四十七条の三第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第六十一条第一項中「附則第二十八条」を「附則第二十七条」に改める。

附則第二十五条を削り、附則第二十六条を附則第二十五条とし、附則第二十七条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十六条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、同条第六項中「第二十八条の五第三項」を「第二十二条の四第四項」に改める。

第十九条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正）

第十七条　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第九条中「第二十八条の五第三項」を「第二十二条の四第四項」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十八条　地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項の表第二十二条の項中「の規則」の下に「。第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ。」を加え、同表第二十二条の三第四項の項の次に次のように加える。

第二十二条の四第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
	条例で	設立団体の条例で
	人事委員会規則	特定地方独立行政法人の規程

第五十三条第三項の表第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項中「第二十六条の五第一項」を「第二十二条の四第二項、第二十六条の五第一項」に改め、同表第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

第二十八条の二第三項	他の地方公共団体	地方公共団体
第二十八条の二第四項	条例	設立団体の条例
第二十八条の五第一項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第一項第一号及び第二号	条例	特定地方独立行政法人の規程
第二十八条の五第二項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第三項	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程
	として条例	として特定地方独立行政法人の規程
	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第四項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項	条例	設立団体の条例

第五十三条第三項の表第二十八条の二第三項の項中「第二十八条の二第三項」を「第二十八条の六第三項」に改め、同表第二十八条の三第一項の項中「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十八条の七第一項第一号及び第二号	条例	特定地方独立行政法人の規程

第五十三条第三項の表第二十八条の三第二項の項中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の七第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十八条の七第三項	条例	設立団体の条例

第五十三条第三項の表第二十八条の四第一項の項から第二十八条の五第一項の項までを削り、同表に次のように加える。

附則第二十一項	条例	設立団体の条例
附則第二十二項	地方公共団体における条例	特定地方独立行政法人における特定地方独立行政法人の規程
	他の地方公共団体の条例	地方公共団体の条例
附則第二十三項から第二十五項まで	条例	設立団体の条例

第百二十三条第五項中「同表第十六条各号列記以外の部分の項」の下に「、第二十二条の四第一項の項、第二十二条の四第二項」を加え、「第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項」を「第二十八条の二第四項の項、第二十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項の項、第二十八条の七第三項の項、第二十九条第一項第一号の項」に、「及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」を「、第六十条第七号の項、附則第二十一項の項及び附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第五項中「係る」の下に「地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）による改正前の」を、「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下この項において「旧地方公務員法」という。」を加え、「、地方公務員法」を「、旧地方公務員法」に、「（地方公務員法」に、「及び地方公務員法」を「及び旧地方公務員法」に改める。

審査報告書

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月三日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し及び保健事業における健康診断等の情報の活用促進、後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し、未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置の導入等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行により、令和三年度一般会計予算における全国健康保険協会が行う傷病手当金の支給に要する費用に対する国庫補助の額は、約一億六千八百万円増加することが見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しについて、二割負担の対象となる後期高齢者において、必要な受診が抑制されることにより疾病の早期発見が妨げられ、重症化につながることがないよう、健康診査の強化など必要な取組を進めること。また、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握するとともに、いわゆる長瀬式について、現代の受療行動等に対応した信頼性の高い推計が可能となるよう研究を進めること。

二、二割負担の対象となる後期高齢者に対して設けられる配慮措置については、高額療養費制度による対応となることから、申請漏れ等が生じることのないよう、後期高齢者医療広域連合や医療機関等に対し、ポスターやパンフレットの提供など必要な支援を行い、その周知・広報を徹底すること。また、事前に高額療養費の振込先口座の登録を行えるようにするなど申請漏れが生じないような取組をプッシュ型で進めることについて、関係機関と協議を進めること。さらに、配慮措置の導入により、高額療養費制度の対象となる被保険者の急増が見込まれることから、事務負担の増加が見込まれる後期高齢者医療広域連合等に対する支援を的確に実施すること。

三、後期高齢者医療制度の創設以降、高齢者世代と現役世代の人口バランスが大きく変化し、制度の支え手である現役世代に対する負担が加速度的に増していることや、現役並み所得の後期高齢者に係る医療給付費について公費負担が行われておらず現役世代に対する過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。

四、後期高齢者支援金の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた保険料収入の急減により、健康保険組合の財政運営が極めて困難な状況にあること等を踏まえ、特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する財政支援や保険者機能強化支援事業等の推進を図ること。

五、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化に当たっては、制度の一層の活用が図られるよう、事業主及び労働者に対し、改正内容のほか制度自体の趣旨・申請手続等に関して丁

寧な周知を行うこと。また、事業主から申請手続に係る協力が得られないなど、不適切と見受けられるケースが発生した場合には、保険者と連携しつつ、当該事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、育児・介護休業法の改正により、育児休業を最大四回に分割して取得することが可能となることを踏まえ、単に社会保険料免除だけを目的とした恣意的な育児休業の取得が行われることのないよう、各事業主に対して制度の適切な活用を促すこと。また、育児休業取得による社会保険料免除の適用状況を把握し、適切な運用が行われているか不断の検証を行うこと。

七、国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険料・税の減額措置について、市町村や都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討すること。また、国民健康保険については、被用者保険と異なり、出産手当金制度等の所得保障を目的とする現金給付が任意による実施とされ、産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

八、機微性が高く、第三者には知られたくない情報が含まれ得る健診情報等が、各保険者により多く集約されるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対処を行うこと。

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

十、近年増加の一途にある高額な医薬品・医療機器について、将来の医療保険財政に与える影響を早期に検証し、その適切な評価の在り方に関する検討を進めるとともに、特に各製薬企業等による医薬品等の情報開示状況の評価について、開発過程における特許料等の取扱い等も含め、十分な検討を行うこと。また、極めて高額となり得る遺伝子治療について、その在り方を速やかに検討し、その結果を踏まえた適切な評価の在り方も含め、今後の方向性を示すこと。

十一、窓口負担割合の見直しなど患者の受診行動に影響を与え得る制度変更を検討する場合は、医療費への効果額の詳細な内訳などを関係審議会等に明示した上で議論を進めること。

十二、二〇二二年以降後期高齢者が急増する中、現役世代の負担上昇を抑えながら、国民皆保険制度の維持に向けた持続可能な全世代型の医療保険制度を構築するため、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方、保険給付の在り方、医療費財源における保険料、公費、自己負担の適切なバランスの在り方等について、税制も含めた総合的な議論に着手し、必要な法整備等を講ずること。

右決議する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一号を加える。

七　任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

第四十七条に次の一項を加える。

2　保険者が健康保険組合である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、同項第一号に掲げる額（当該健康保険組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）をその者の標準報酬月額とすることができる。

第五十五条第一項中「含む」の下に「。次項及び第百二十八条第二項において同じ」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

第九十九条第四項中「起算して一年六月を超えないもの」を「通算して一年六月間」に改める。

第百二十八条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　協会は、日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

第百五十条第一項中「による特定健康診査」の下に「（次項において単に「特定健康診査」という。）」を加え、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険

者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第百五十九条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に関する保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）は、」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第百五十九条に次の一項を加える。

2　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百八十八条中「その事業」と」の下に「、第百五十条第二項中「前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業」とあるのは「前項の事業」と、「被保険者等を」とあるのは「健康保険組合又は被保険者等を」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それぞれ当該健康保険組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及び第四項において同じ。）又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた健康保険組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「健康保険組合から提供を受けた」と」を加える。

第二百四条第一項第十二号中「第百五十九条及び」を「第百五十九条第一項及び」に改める。

第二百五条の四第二項中「規定する保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第二百五条の五中「いう。）」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

附則第三条第六項中「特定健康保険組合」と」の下に「、同条第七号中「保険者に」とあるのは「附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合に」と」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

七　疾病任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、協会に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

第三十三条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第二項中「第六項」を「次項及び第七項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　協会は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

第六十九条第五項中「起算して三年を超えないもの」を「通算して三年間」に改める。

第百十条中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第百十一条第一項中「による特定健康診査」の下に「（次項において単に「特定健康診査」という。）」を加え、同条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　協会は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第百十八条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に関する保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）は、」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月

とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第百十八条に次の一項を加える。

2　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百五十三条第一項第七号中「第百十八条及び」を「第百十八条第一項及び」に改める。

第百五十三条の十第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第百五十三条の十一中「いう。」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の二第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、「当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第八十一条の二第二項中「除く」を「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第八十四条の二中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第百条の十第一項第二十九号中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第八十五条」を「並びに第八十五条」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十九条第七項から第九項まで	第百三十九条第七項から第九項まで
第百三十九条第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	同条第七項各号に定める月、同条第八項に規定する月又は同条第九項
同条第七項又は第八項	同条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員であってその育児休業等（加入員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）は、その全部を一の育児休業等とみなす。以下同じ。）の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る部分に限る。）
係るもの	係るもの（同条第七項又は第八項に規定する月又は同条第九項

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項

第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	第九項の規定の適用を受けている次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月
その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	
を免除する。	（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る免除保険料額に限る。次項及び次条第八項において同じ。）を免除する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項

第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	第九項の規定の適用を受けている次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月
その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	
を免除する。	（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る免除保険料額に限る。次項及び次条第八項において同じ。）を免除する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の二第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、「当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第八十一条の二第二項中「除く」を「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第八十四条の二中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第百条の十第一項第二十九号中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第八十五条」を「並びに第八十五条」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十九条第七項から第九項まで	第百三十九条第七項から第九項まで
第百三十九条第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	同条第七項各号に定める月、同条第八項に規定する月又は同条第九項
同条第七項又は第八項	係るもの（同条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員であってその育児休業等（加入員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）は、その全部を一の育児休業等とみなす。以下同じ。）の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る部分に限る。）
係るもの	

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項

第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	第九項の規定の適用を受けている次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月
その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	
を免除する。	（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る免除保険料額に限る。次項及び次条第八項において同じ。）を免除する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項

第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	第九項の規定の適用を受けている次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月
その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	
を免除する。	（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る免除保険料額に限る。次項及び次条第八項において同じ。）を免除する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の二第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、「当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第八十一条の二第二項中「除く」を「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第八十四条の二中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第百条の十第一項第二十九号中「第八十一条の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第八十五条」を「並びに第八十五条」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

		一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月 二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月
改正前厚生年金保険法第百三十九条第八項	次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている	次項の規定の適用を受けている
	その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月
改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項	加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	産前産後休業をしている加入員を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、次の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。 一　加入員（第百二十九条第二項に規定する加入員を除く。）　免除保険料額

		二　第百二十九条第二項に規定する加入員　免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額
改正前厚生年金保険法第百四十条第八項	その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	同条第八項に規定する月
改正前厚生年金保険法第百四十条第十項	前条第九項において準用する同条第八項	前条第九項
	同条第八項の	同条第八項の
	「前条第八項の」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項の」と	「同条第八項に規定する月」とあるのは「同条第九項に規定する期間」と、「同条第八項の」とあるのは「同条第九項の」と

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法附則第三十二条第二項第三号	第百三十九条第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）
	第百三十九条第七項から第九項まで

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第五条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第四号中「第十六条まで」の下に「及び第二十七条」を加える。

第十九条第一項中「この節」の下に「並びに第百二十五条の三第一項及び第四項」を加える。

第二十二条中「第二十七条第三項の規定により特定健康診査」を「第二十七条第四項の規定により特定健康診査、第百二十五条第一項に規定する健康診査」に改める。

第二十五条中「第二十七条第三項の規定により特定保健指導」を「第二十七条第四項の規定により特定保健指導若しくは第百二十五条第一項に規定する保健指導」に改める。

第二十七条第一項中「保険者は」の下に「、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため」を、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は健康診断」を「、第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断」に改め、「保険者」の下に「、後期高齢者医療広域連合」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「保険者は」の下に「、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため」を、「使用している事業者等」の下に「（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を、「写し」の下に「その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有していたことがあるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対し、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る第百二十五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

第三十一条中「第二十七条第二項及び第三項」を「第二十七条第三項及び第四項」に改める。

第六十七条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「額が」の下に「前号の政令で定める額を超える」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の二十

第九十三条第一項中「第六十七条第一項第二号」を「第六十七条第一項第三号」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第百二十五条第三項中「第八十二条第三項」を「第八十二条第五項」に改め、同条第八項中「第八十二条第九項」を「第八十二条第十一項」に改める。

第百二十五条の三第四項中「情報又は記録の写し」を「記録の写し又は情報」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「情報又は記録の写し」を「記録の写し又は情報」に改め、「求められた」の下に「保険者並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

後期高齢者医療広域連合及び前条第一項前段の規定により当該後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を取得した者（保険者に加入していたことがある者に限る。）があるときは、当該被保険者が加入していた保険者に対し、当該保険者が保存している当該被保険者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

第百二十五条の四第一項及び第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第百六十五条の二第二項中「保険者」の下に「並びに法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第百六十五条の三中「及びこの法律」を「、この法律その他医療に関する給付を定める法令」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第六条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第九項第二号」を「第十項第二号」に改める。

第七十二条の三第一項中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の三の二　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2　国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3　都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の四第一項中「市町村は、」の下に「第七十二条の三第一項及び」を加える。

第七十二条の五第一項中「による特定健康診査」の下に「（第八十二条第二項において単に「特定健康診査」という。）」を加える。

第七十四条中「第七十条、第七十二条」の下に「、第七十二条の二、第七十二条の三」を加える。

第七十五条中「第七十二条の三第二項」の下に「、第七十二条の二第三項」を加える。

第八十一条の二第九項第四号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

第八十二条中第十二項を第十四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　市町村及び組合は、前項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、被保険者を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を

実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第八十二条の二第二項第二号中「算定方法」の下に「及びその水準の平準化」を加え、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

第八十六条中「同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項」を「同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項」に改め、「の議員」と」の下に「、同条第二項中「被保険者を」とあるのは「都道府県若しくは市町村若しくは組合又は被保険者を」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それぞれ当該都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及び第四項において同じ。）又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた都道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」と」を加える。

第百四条中「第七項」を「第九項」に改める。

第百十三条の三第二項中「規定する保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第百十三条の四中「いう。」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

附則第九条第一項中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

附則第二十二条中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。

附則第二十五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第三項第一号ニ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号ニ、同条第十二項第二号ロ及び第二十項第二号ロ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第七百三条の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

第七百三条の五の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同項」を「第七百三条の四第六項」に、「、同条」を「、前条第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「同条中」を「同条第一項中」に改める。

附則第三十五条の六中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に改める。

附則第三十五条の七中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に、「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に、「この条」を「この項」に改める。

附則第三十六条中「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に改める。

附則第三十七条から第三十七条の三までの規定中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に、「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に、「この条」を「この項」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第八条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十一条―第八十六条」を「第八十条の二―第八十七条」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「医療機関」の下に「（以下「指定医療機関」という。）」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

6　前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいう。

第三十四条の二第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第七項及び第八項」に改める。

第三十五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第三十四条第五項及び第六項」を「第三十四条第七項及び第八項」に改める。

第三十七条の二中「第三十四条第六項」を「第三十四条第八項」に改める。

第四十四条第一項中「第五十一条第二項第五

号及び第五十四条第一項において」を「以下」に改める。

第五十条第一項中「第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）」を「指定医療機関」に改める。

第五十四条の二第五項中「第五十条及び」を「第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。以下この章において「指定介護機関」という。）と、同条第二項及び」に改め、同条第六項中「第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」を「第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。以下この章において「指定介護機関」という。）」に改める。

第五十五条第二項中「医療機関（以下「指定医療機関」を「指定医療機関」に、「助産師又は」を「第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又は」に、「それぞれ」を「この章においてそれぞれ」に改め、「「指定施術機関」の下に」という。）」を加える。

第五十五条の八中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。

第七十八条第二項中「指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関が」を「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）が」に、「その指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関」を「その指定医療機関等」に改める。

第十三章中第八十一条の前に次の四条を加える。

（受給者番号等の利用制限等）

第八十条の二　厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務（以下この項及び次項において「保護の決定・実施に関する事務等」という。）の遂行のため受給者番号等（公費負担者番号（厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等において保護の実施機関を識別するための番号として、保護の実施機関ごとに定めるものをいう。）及び受給者番号（保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号として、被保護者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

2　厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

3　何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

4　何人も、次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5　厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6　厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第八十条の三　厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十八条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

第八十条の四　保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

2　保護の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社

会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

（関係者の連携及び協力）

第八十条の五　国、都道府県及び市町村並びに指定医療機関その他の関係者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第八十五条の二中「第五十五条の八第二項」を「第五十五条の八第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十五条の三　第八十条の二第六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十六条第一項中「第四十四条第一項、」を「正当な理由がなくて第四十四条第一項、」に、「この項」を「この条」に、「若しくは第七十四条第二項第一号」を「、第七十四条第二項第一号若しくは第八十条の三第一項」に改め、「報告をし、」の下に「正当な理由がなくて」を加え、「若しくは同項」を「同項若しくは第八十条の三第一項」に改め、「対して、」及び「又は」の下に「正当な理由がなくて」を加え、「若しくは第五十四条第一項」を「、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第二項を削る。

本則に次の一条を加える。

第八十七条　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第一の三の項第三号中「（平成十四年法律第百三号）」を削り、同表の十の項中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第九条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を次のように改める。

2　基金は、前項に定める業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べること。

二　生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。

三　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの規定に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

五　生活保護法第八十条の四第一項の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。

第十六条第一項中「第二項」を「第二項第三号及び第四号」に改め、「第三項の審査」の下に「並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務」を加え、「の審査を除く」を「に係るものを除く。次条及び第十八条第一項において「審査等」という」に改める。

第十七条中「審査に」を「審査等に」に、「審査

の」を「審査等の」に改める。

第十八条第一項中「の審査」を「に係る審査等」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第二項及び」を「第二項第一号、第三号及び第四号並びに」に改める。

第二十一条第一項中「第二項」を「第二項第三号及び第四号」に改め、「の審査」の下に「並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務」を加える。

第二十六条中「第十五条第二項」を「第十五条第二項第一号から第四号まで」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号から第四号まで」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第十条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律」を「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の二第一項に規定する受給者番号等をいう。次項」に改め、同条第二項中「又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第一項又は生活保護法第八十条の四第一項」に、「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項」を「、高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項又は生活保護法第三十四条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定　公布の日

二　第六条の規定（前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第百四条の改正規定を除く。）及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　令和四年四月一日

三　第一条中健康保険法第百五十九条及び第二百四条第一項第十二号の改正規定、第二条中船員保険法第百十八条及び第百五十三条第一項第七号の改正規定並びに第三条及び第四条の規定並びに附則第三条第三項、第四条第二項、第五条及び第六条の規定、附則第十一条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同条の表第七十五条の三第一項の項中「第百条の二の規定」を「第百条の二第一項の規定」に、「第二十八条第四項及び第五項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二条第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）及び同法第二十八条の改正規定、附則第十二条の規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条の三第一項第五号、第百条の二及び第百二条第一項の改正規定、附則第十四条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第七十九条第一項第五号、第百十四条の二、第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定並びに附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

四　第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項及び第九十三条の改正規定並びに附則第七条の規定　令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間において政令で定める日

五　第六条中国民健康保険法第八十二条の二の改正規定　令和六年四月一日

六　第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項及び第百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項及び第百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第百十三条の三第二項及び第百十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百十四条の二第二項及び第百十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の健康保険法第四十七条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に健康保険法第三十六条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、施行日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第四項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して一年六月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法第九十九条第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の健康保険法第百五十九条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に開始する健康保険法第四十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の船員保険法第六十九条第五項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の船員保険法第六十九条第五項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の船員保険法第百十八条の規定は、第三号施行日以後に開始する船員保険法第十九条第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第二項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三、第百三十九条及び第百四十条の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この条において「新高確法」という。）第六十七条第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る新高確法の規定による後期高齢者医療給付についてそれぞれ適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項において「旧高確法」という。）の規定による後期高齢者医療給付については、それぞれなお従前の例による。

2　新高確法第九十三条の規定は、第四号施行日以後に行われる新高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用について適用し、第四号施行日前に行われた旧高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用については、なお従前の例による。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　都道府県は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までに、第六条の規定による改正後の国民健康保険法第八十二条の二（第九項を除く。）の規定の例により、国民健康保険法第八十二条の二第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第七条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四から第七百三条の五の二まで及び附則第三十五条の五から第三十七条の三までの規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十一条　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十六条第十四項の項中「相当する補償」の下に「（次項において「休業補償等」という。）」を、「支給」の下に「（次項において「休業給付等」という。）」を加え、同項の次に次のように加える。

第六十六条第十五項	休業補償等	休業給付等

第二十五条の表第七十五条の三第一項の項中「第百条の二の規定」を「第百条の二第一項の規定」に、「第二十八条第四項及び第五項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改め、同表附則第十二条第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十六条第一項第一号中「による特定健康診査」の下に「（第三項において単に「特定健康診査」という。）」を加え、「この号及び第四項」を「この条」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　事業団は、第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、加入者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他文部科学省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、文部科学省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして文部科学省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している加入者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、文部科学省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第二十八条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、「除く」の下に「。第四項において同じ」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月

からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金等」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第二十八条第三項中「次項」を「第五項」に、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分」を「前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に、「同項」を「第一項」に改め、「もの」の下に「（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　加入者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として文部科学省令で定める場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第四十七条の三第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの」を加える。

第四十七条の四中「高齢者の医療の確保に関する法律をいう。」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条の規定は、第三号施行日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十三条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十六条第十四項中「相当する補償」の下に「（次項において「休業補償等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

15　組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、休業補償等の支給状況につき、休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第七十五条の三第一項第五号中「第百条の二」を「第百条の二第一項」に改める。

第九十八条第一項第一号中「この号及び第三項」を「この条」に改め、同項第一号の二中「による特定健康診査」の下に「（次項において単に「特定健康診査」という。）」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　組合は、前項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、組合員等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他財務省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、財務省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、財務省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第百条の二中「除く」の下に「。次項において同じ。」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として財務省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第百条の二に次の一項を加える。

2　組合員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として財務省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百二条第一項中「、第百条の二」を「、第百条の二第一項」に改める。

第百十四条の二第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて財務省令で定めるもの」を加える。

第百十四条の三中「いう。）」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する国家公務員共済組合法第四十条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十八条第十一項中「相当する補償」の下に

「次項において「休業補償等」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

12　組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、休業補償等の支給状況につき、休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第七十九条第一項第五号中「第百十四条の二」を「第百十四条の二第一項」に改める。

第百十二条第一項第一号中「この号及び第四項」を「この条」に改め、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　組合は、第一項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、組合員等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査をいう。次条第一項において同じ。）に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他主務省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、主務省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4　前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、主務省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第百十二条の二第一項中「高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による」を削り、「同法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第五項の規定は、前項の規定により組合が特定健康診査等を行う場合について準用する。

第百十四条の二中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合　その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二　その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合　当該月

第百十四条の二に次の一項を加える。

2　組合員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として主務省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項中「、第百十四条の二」を「、第百十四条の二第一項」に改める。

第百四十四条の三十三第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて主務省令で定めるもの」を加える。

第百四十四条の三十四中「いう。）」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

第百四十六条中「第百四十四条の三十三」を「第百四十四条の三十四」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する地方公務員等共済組合法第四十三条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第十七条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「について行う」を「又は六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について行う」に改める。

（船員職業安定法等の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十三条第一項

二　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十五条第一項

三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第六十一条

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十九条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第五項」に改め、同表の八の項の第三欄の第二号中「第七項」を「第九項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「第百十二条の二」を「第百十二条の二第一項」に改め、同表の七十二の二の項及び七十三の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四中「支給」の下に「、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

第二十二条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中七十一の七の項を七十一の八の項とし、七十一の四の項から七十一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、七十一の三の項の次に次のように加える。

七十一の四　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による同法第八十条の四第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の十一の項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の三第一項中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に、「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改め、同条第二項中「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第二十四条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「第五十条第一項」を「第三十四条第二項」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二十五条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の四十五第六項中「第八十二条第三項」を「第八十二条第五項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第二十六条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第二十七条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第二十八条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三項」を「第五項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条

二　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第二十四条第四項及び第二十五条第四項

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第三十条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項中「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月四日

議院運営委員長　水落　敏栄

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十年を超える国会職員に係る退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年六月一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

（国会職員法の一部改正）

第一条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条件附」を「国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付」に、「その国会職員が六月を下らない期間」を「国会職員が、その職において六月の期間（六月の期間とすることが適当でないと認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）」に改め、同条第二項中「条件附採用に」を「前項に定めるもののほか、条件付採用に」に、「又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本属長がこれを」を「は、両議院の議長が協議して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二　各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会職員が占める職として両議院の議長が協議して定める職（第四項及び第四章において「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された国会職員（以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第九条第二項中「国会職員は、」の下に「この法律で定める事由又は」を加え、同条第三項中「ときは、」の下に「第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他」を加える。

第十五条の六中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給（他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ」に改め、同条を第十五条の八とする。

第十五条の四及び第十五条の五を削る。

第十五条の三第一項中「その国会職員の職務の特殊性又はその国会職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その国会職員に」を「当該国会職員に」に、「その国会職員を当該」を「当該国会職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した国会職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一　前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二　前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の退職により、当該国会職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

第十五条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由があるときは、」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する国会職員にあつては、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三を第十五条の七とする。

第十五条の二第一項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

第十五条の二第三項中「については、」を「及び非常勤の職員には」に改め、同条を第十五条の六とする。

第十五条の次に次の四条を加える。

第十五条の二　各本属長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会職員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を占める国会職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している国会職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下こ

の項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該国会職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一　各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職　年齢六十二年

二　前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職　六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三　各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四　前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しない。

第十五条の五　各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある国会職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二　当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十六条中「本章」を「この章」に、「法制局長、」を「法制局長並びに」に、「並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員については、これを」を「には」に改め、同条に次の三項を加える。

この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限には適用しない。

第九条、第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必

要な事項を定めることができる。

第二十八条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、「国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者」に、「含む。）のうち前項」を「含む。）のうち同項」に、「第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項」を「第四条の二第一項」に、「国会職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

附則第一項に項番号を付し、附則第二項及び第三項を次のように改める。

2　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

3　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の第十五条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

4　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

5　令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「、年齢六十五年」とあるのは「、六十年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

6　令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「、年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年四月一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7　各本属長は、当分の間、国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員並びに令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五

条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8　令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九条第二項及び第三項並びに第十五条の八の規定の適用については、第九条第二項中「又は」とあるのは「、第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置（第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は」を削る。

第三条第二項中「国会職員法」の下に「（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

附則第十二項第一号イ中「ハに」を「ニに」に改め、同号ハ中「次号ロ及び附則第十四項第八号」を「次号ハ及び附則第十四項第九号」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第十五項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国会職員法（次号ロ及び附則第十四項第七号において「令和五年旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員

附則第十二項第二号中ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ　令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第七号を次のように改める。

七　令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

附則第十五項中「規定」の下に「、令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」を加える。

附則第十六項中「該当する職員」の下に「、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）

第二条　第一条の規定による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

2　各本属長は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る第一条の規定による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である国会職員に限る。）に対し、新国会職員法附則第七項の規定の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（経過措置）

第三条　新国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者（次項において「年齢六十年以上退職者」という。）について適用する。

2　各本属長は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同

じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年相当年齢（新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職であって同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の職」という。）を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新国会職員法定年相当年齢を超える定年相当年齢が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職（以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあっては、両議院の議長が協議して定める者）を、新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあっては、両議院の議長が協議して定める者）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3　平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

4　暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された国会職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5　施行日前に旧国会職員法第十五条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国会職員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する国会職員（次項において「旧国会職員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国会職員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国会職員法第十五条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7　新国会職員法第十五条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している国会職員には適用しない。

8　各本属長は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年）を超える職（基準日における新国会職員法定年が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める者）に、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9　第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条　各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。）に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一　施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者

二　旧国会職員法第十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

2　令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法定年に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

一　施行日以後に新国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した者

二　施行日以後に新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三　施行日以後に新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四　施行日以後に新国会職員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

3　前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条　各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める年齢）をいう。）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（新国会職員法第四条の二第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

4　各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達した国会職員以外の国会職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年に達した国会職員以外の国会職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5　前二条の規定が適用される場合における新国会職員法第四条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項に規定する定年（令和三年国会職員法等改正法の施行の日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）をいう。）に達している国会職員及び令和三年国会職員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職

員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している国会職員」とする。

6　各本属長は、基準日（前二条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職（以下この項において「新国会職員法定年引上げ職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している者（当該両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該国会職員は当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国会職員法第四条の二第三項の規定を適用する。

7　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国会職員法第二十八条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「同項」とあるのは「前項」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間、令和三年国会職員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8　平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

第七条　暫定再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

2　短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九条の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第二十条第一項の規定を適用する。

3　前三条及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（その他の経過措置の両院議長協議決定への委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第九条　国会職員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十五条の五第三項」を「第四条の二第三項」に改める。

第二十条第一項中「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表国家公務員退職手当法の項中「該当する職員」の下に、「、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項及び第十二条第六項中「又は自衛隊法」とあるのは「、自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項」とあるのは、」に改める。

調査報告書

国際経済・外交に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

令和三年六月二日

国際経済・外交に関する調査会長　鶴保　庸介

参議院議長　山東　昭子殿

官　報（号　外）

国際経済・外交に関する調査報告

（中間報告）

令和３年６月

参議院国際経済・外交に関する調査会

目　　次

はじめに…… 1
一　調査の経過…… 2
二　調査の概要…… 4
１　海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方…… 4
（１）極域をめぐる諸課題への取組…… 4
ア　参考人の意見陳述概要…… 5
イ　主要論議…… 10
（２）海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組…… 18
ア　参考人の意見陳述概要…… 19
イ　主要論議…… 24
２．海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割…… 32
洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題…… 32
ア　参考人の意見陳述概要…… 33
イ　主要論議…… 38
３．海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方…… 48
海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応…… 48
ア　参考人の意見陳述概要…… 49
イ　主要論議…… 54
４．我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割…… 61
（１）海洋の安全確保等に向けた課題と取組…… 61
ア　参考人の意見陳述概要…… 62
イ　主要論議…… 66

（２）海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題…… 76
ア　参考人の意見陳述概要…… 77
イ　主要論議…… 80
５　海を通じて世界とともに生きる日本（委員間の意見交換）…… 90
おわりに…… 97

参考　主な活動経過…… 98

略語表記

本報告書において使用されている略語は、以下のとおりである。（アルファベット順）

【A】

ＡＩ　Artificial Intelligence　人工知能

【C】

CO_2　Carbon Dioxide　二酸化炭素

【E】

ＥＥＺ　Exclusive Economic Zone　排他的経済水域

ＥＰＣ　Engineering, Procurement and Construction　設計・調達・建設

ＥＳＧ　Environment Social Governance　環境・社会・ガバナンス

ＥＵ　European Union　欧州連合

ＥＶ　Electric Vehicle　電気自動車

【F】

ＦＩＴ　Feed-in Tariff　固定価格買取制度

【G】

ＧＨＧ　Greenhouse Gas

ＧＯＯＳ　Global Ocean Observing System　全球海洋観測システム

【I】

ＩＣＴ　Information and Communication Technology　情報通信技術

ＩＥＡ　International Energy Agency　国際エネルギー機関

ＩＭＯ　International Maritime Organization　国際海事機関

ＩＰＣＣ　Intergovernmental Panel on Climate Change　気候変動に関する政府間パネル

ＩＴ　Information Technology　情報技術

ＩＵＣＮ　International Union for Conservation of Nature　国際自然保護連合

ＩＵＵ　Illegal, Unreported and Unregulated　違法・無報告・無規制

IWC　International Whaling Commission　国際捕鯨委員会

【J】

J－ARC Net　Japan Arctic Research Network Center　極域研究共同推進拠点

JICA　Japan International Cooperation Agency　独立行政法人国際協力機構

【L】

LNG　Liquefied Natural Gas　液化天然ガス

【M】

MARPOL条約　Protocol of 1978 Relating to the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973　1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書

【N】

NATO　North Atlantic Treaty Organization　北大西洋条約機構

NGO　Non-governmental Organization　非政府組織

NPO　Non-Profit Organization　非営利組織

【O】

ODA　Official Development Assistance　政府開発援助

【S】

SDGs　Sustainable Development Goals　持続可能な開発目標

【T】

TICAD　Tokyo International Conference on African Development　アフリカ開発会議

はじめに

今日、国際社会は、海をめぐり、環境、経済、安全保障など、様々な側面において、広範多岐にわたる複雑な課題に直面している。本調査会は、人類はもとより、地球上の様々な生命を育み、その生存と繁栄に欠かすことのできないものである海を対立の場とすることなく、適切に利活用し、持続可能な形で後世に引き継いでいくために、我が国は海洋国家として、どういった貢献をなし得るのかとの問題認識の下、３年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と定め、調査を進めている。

２年目においては、１年目の中間報告で示された方向性も踏まえ、海をめぐる様々な課題間の相互関連性にも留意しつつ、引き続き新たな課題を取り上げ、調査を進めたほか、１年目に取り上げた幾つかの課題について調査の深掘りも行ってきた。

具体的な論点としては、極域、生物多様性の保全、脱炭素社会の実現、海洋の安全保障、海洋環境、海洋教育・人材育成が取り上げられ、参考人から示唆に富んだ提言を含む意見が述べられるとともに、委員との間では多角的な議論が行われている。

本中間報告は、このような２年目の調査について、その概要を取りまとめたものである。

一　調査の経過

参議院の調査会は、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査を行うために設けられる機関である。2019（令和元）年10月４日の第200回国会（臨時会）において、「国際経済・外交に関する調査会」は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として、設置された。

本調査会は、同年12月９日の理事会において、今期３年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」とすることに決定した。また、具体的な調査項目として、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」の三つを取り上げ、調査を進めることとした。

１年目は、最初に海洋に関する我が国の取組や国際海洋法の基本枠組みを俯瞰的かつ概括的に把握するための調査として、「我が国の海洋政策」について政府参考人からの説明聴取及び質疑、参考人からの意見聴取及び質疑を行った後、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、参考人からの意見聴取、質疑を通じて調査を進めるとともに、委員間の意見交換を行った上で、2020（令和２）年６月10日、調査報告書（中間報告）を決定し、議長に提出している。

本報告書が扱う２年目の調査では、調査項目間の相互関連性に留意しつつ、第204回国会（常会）においては、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」を取り上げ、「極域をめぐる諸課題への取組」及び「海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組」について、各回３名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った（2021（令和３）年２月10日、17日）。続いて、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」を取り上げ、「洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題」について、３名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った（同年２月24日）。また、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」を取り上げ、「海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応」について、３名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った（同年４月21日）。さらに、「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」を取り上げ、「海洋の安全確保等に向けた課題と取組」については３名の参考人、「海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題」については２名の参考人から、意見を聴取し、質疑を行った（同年４月14日、５月12日）。最後に、今期３年間の調査テーマである「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った（同年５月19日）。

二　調査の概要

1　海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方

（1）極域をめぐる諸課題への取組（2021（令和３）年２月10日）

極域は南極と北極から構成されている。このうち南極については、1959（昭和34）年12月、領土権主張の凍結を基本原則に掲げる南極条約が採択され、同条約を中心として、共通の関心事項についての国際協力を推進するといった枠組みができており、我が国は、当初より同条約に参加している。

一方、北極については、国連海洋法条約の下にあるものの、南極条約のような包括的な枠組みは存在せず、北極に係る国際協力の調整やそのためのルール形成については、1996（平成８）年に設立された北極評議会において議論が進められている。我が国は、2013（平成25）年５月から、北極評議会にオブザーバーとして参加し、北極圏における国際的枠組みづくりへ関与することにより関係国との国際協力を進めるとともに、北極域研究推進プロジェクトを通じて、諸外国の研究・観測拠点で研究や人材育成のための国際連携を推進している。

我が国は、アジア地域ではロシアを除き最も北極の近くに位置し、北極における様々な変化の影響を受けやすい。また、1980年代以降の北極海海氷の減少傾向等に象徴される急速な環境変化は、北極海航路や資源開発の可能性をもたらす一方で、地球規模の環境問題や安全保障環境の変化などのグローバルな課題を生じさせ、国際社会の関心を集めている。

こうした中で、政府は、2015（平成27）年10月、総合海洋政策本部において、「我が国の北極政策」を決定し、さらに、2018（平成30）年５月に策定した第３期海洋基本計画では、北極政策を初めて主要施策として位置付けた。北極の持続可能な利用に向け、国際的な意思決定やルール策定、観測など科学的知見の更なる蓄積などが求められる中で、我が国の取組が問われている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、極域をめぐる国際的秩序の現状と課題、科学から見た北極への関わり、北極海航路の今後の展望について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、北極における国際的秩序の現状と今後の展望、北極評議会における我が国の活動の在り方、北極に関する学術分野での取組の現状と今後の課題、北極海航路の展望とその開発に向けた国の支援の在り方、極域における環境問題等に関する現状と課題、北極圏における先住民族をめぐる諸課題等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

池島大策参考人（早稲田大学国際教養学部学部長・教授）

同じ極域と言っても、北極が氷に覆われた海であるのに対し、一方の南極は氷に覆われた陸であり、この大きな地理的特性の違いによって、国際的な秩序の在り方が変わってくる。

南極については、戦前から各国による領土獲得の動きや対立が生じたことを踏まえ、1959（昭和34）年に各国が互いに立場を認める形で南極条約が作られ、同条約を中心とした秩序体制が存在している。平和的利用、科学活動の自由と国際協力、領土請求権の凍結などの基本原則を確保するため、査察制度により、互いの履行確保が図られているほか、2001（平成13）年には事務局が設置されるなど、南極条約体制と呼ばれるような形で組織化が進むとともに、その課題も、当初の生物資源の保護から今日では環境保護が中心になっている。日本は、原署名国として南極条約体制に参加し、科学的な調査活動を行うとともに、環境保護についても、国内法を担保するなど、非常に組織立った南極政策を進めてきた。

北極については、公海の部分は非常に限られ、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国の五つの沿岸国及びフィンランド、アイスランド、スウェーデンの三つの非沿岸国が利害関係国として、活発な活動を行ってきた。また、北極は、

南極条約のように地域を一元的に管理・運営する条約はなく、主な法的枠組みとして、国連海洋法条約や慣習法のほか、外国船舶の航行に影響を及ぼす環境保護や航路に関する規制などの各沿岸国の国内法令も含まれると考えられている。そして、何らかの規律に関する合意については、1996（平成８）年に設立された北極評議会が主導的役割を果たしている。同評議会には、加盟国である八つの利害関係国以外に、六つの先住民族構成団体が常時参加者として認められているほか、北極海航路や資源開発等を考慮して、日本やその他の国々がオブザーバーの地位を得て参加している。同評議会での話合いは、持続可能な開発や環境保護に絞り、軍事や安全保障は除くとの了解がなされている。

日本は、これまで観測事業等の科学的な活動を行うとともに、北極評議会におけるオブザーバーの地位を得るための外交努力を重ねてきた。また、2015（平成27）年に持続的利用、研究開発、国際協力の三つを柱とする北極政策を公表し、海洋基本計画又は総合海洋政策本部の意見書等により数年おきに練り直すなど、北極についての政策を本格的に遂行するようになっているが、南極と比べると、まだこれからという感がある。

今後、国際的な側面では、南極大陸を平和裏で自由な科学調査、国際協力が進められる場として維持できるのかが課題であり、日本には、観測事業を持続的に行い、科学調査、調査活動における国際協力を通じ国際的な学術的貢献を強めていくことが期待されている。また、北極評議会については、組織化が進むのか否かが大きな論点となり、ステークホルダーが多様化する中、米中ロのパワーバランスが北極に及ぼす影響も注目されている。

国内的な側面では、北極評議会における日本の存在感を高める上で、国民的な理解、後押しを得て、北極政策を遂行していけるかが大きな課題となっている。北極における観測事業の組織化を進めていく意義も問われる中、民間人の大使起用など民間も関わる形での外交活動により、民間が主体となって北極の航路の開発・利用に関わっていけるようにし、国民と北極との距離を縮めていくことが必要である。

榎本浩之参考人（国立極地研究所副所長）

ＩＰＣＣが出した2019（令和元）年の特別報告書では、海水の熱膨張のほか、グリーンランドや南極の氷床が溶けたことにより海水位が上昇し、その影響は、中緯度あるいは島嶼国、ひいては次世代へと、空間や時間を超えて広がると警鐘が鳴らされている。地球全体と北極との相互作用で、気温上昇が進んでいくことが危惧されるとともに、こうした変化は北半球の偏西風の流れを変化させ、寒気の吹き出しにも影響することが分かってきており、2018（平成30）年冬の低温や大雪など、その影響は中緯度にある日本列島にも及んでいる。

他方、北極における氷の減少は、気候変動としてはリスクであるものの、海上輸送に係る日数や運航コストの大幅削減につながり得るという点で、経済活動としてはチャンスであると注目されている。そこで、科学者は、安全航行のための航行支援システムの基礎となる気象データ、海の情報、海氷予測といった予報情報の整理を行っている。

北極全体の様子としては、北緯60度と70度の間には陸地があり、環境変化の中で、先住民族の社会が存在し、資源開発が行われている。また、北緯70度と80度の間では、海氷の急速な減少を踏まえ、海の利用と保護の在り方に関する国際的なルールづくりが急がれている。また、北緯80度以北は公海となっているが、漁業利用の凍結等が議論されるなど、同様に新しいルールづくりが急がれている。

日本は、北極評議会において、意思決定を行うための基礎資料やエビデンスを提供できる国として招待を受け、そうしたものの作成を担う分野別作業部会には日本の科学者も専門家として入り、活発に働いている。北極はデータが少ないため、作業部会への調査依頼が多く、日本の活動は北極評議会システムの中の大切な情報を扱っていると言える。また、北極海での科学的な活動が可能になった冷戦終結後、1990（平成２）年に設立された国際的な科学者の組織として国際北極科学委員会があり、北極評議会に科学的な情報を提供している。同委員会では、北極圏国か否かを問わず北極の科学に関わる全ての国が並んで体制を作っており、日本も議長や副議長を務めている。また、2021（令和３）年５月に日本で開催される第３回北極科学大臣会合には28か国が関わっているが、そこには持続可能な

北極のためには北極圏国のみではないグローバルな協力体制が必要であるとの認識がある。

北極における日本の科学者の取組としては、2011（平成23）年以降、三つのプロジェクトが順次実施される中で、気候変動を中心とした研究から、北極気候システムが人間社会に及ぼす影響についての研究、さらには法政策や社会実装など社会サービスに関する研究も取り込む形で守備範囲を広げ、参加者を増やしながら新しい課題に挑戦している。また、北極周辺諸国からの協力を得て基地を作り観測を進めているほか、国の政策とは別に、2011年に日本の研究者約500人が集まって設立された北極域環境研究コンソーシアムでは、多様な分野の研究者が関わりながら、将来の北極の科学へのアプローチを生み出すためのベースとなる情報共有の場所を作った。空白域である北極海のデータ取得が望まれており、最近では、日本の研究力強化のため、国際協力体制のプラットフォームとしての北極域研究船の建造に関する要望書等を取りまとめている。

濱崎和也参考人（株式会社商船三井ＬＮＧ船部長）

北極海にはロシア側とカナダ側の二つの航路があり、前者が一般的に北極海航路と呼ばれ先行して利用が進んでいるのに対し、後者は氷海が厳しく航路も入り組んでいるため商業利用が進んでいない。

北極海航路の運航条件として、船舶のハード面の要件や特別な乗務員の訓練履歴等を規定した極海コードをＩＭＯが定めているほか、北極海のように氷に覆われた水域については、国連海洋法条約により、沿岸国がＥＥＺ等において海洋汚染防止に関する管轄権を行使することが認められている。このため、ロシア当局に極海コード遵守の証明書を提出することで運航が可能となっており、ロシア当局からはこれまでスムーズかつ協力的な許可を得ている。なお、北極海航路では、パナマ運河やスエズ運河のような通航料は取られないが、氷がある場合には、原則、ロシアの原子力砕氷船のエスコートが必要となり、エスコート料が別途徴収される。

北極海航路は、北極海に存在する豊富な天然資源へのアクセスを可能とし、中東で地政学リスクが起きた場合の代替手段にもなり得るなど、エネルギー安全保障の観点から重要である。また、欧州と東アジアをつなぐ航路として、スエズ運河経由と比べて距離が約３割短く、輸送コストの観点で経済的で、かつ燃料消費の抑制でCO_2削減にもつながる。

具体的な取組として、世界初の砕氷ＬＮＧ船を使ったヤマルＬＮＧプロジェクトでは、弊社はＬＮＧ船３隻に参画しており、ヤマル半島で生産されたＬＮＧを、夏は東回りでベーリング海峡を経由して直接アジアへ運び、北極海航路の東側の氷が厚くなる冬は西に向けて運航し、輸送効率を上げるため、ノルウェーで在来型ＬＮＧ船に積み替えている。

また、第二のプロジェクトとして、2023（令和５）年からスタートするギダン半島で建設中のアークティックＬＮＧ２プロジェクトでは、生産するＬＮＧの８割をアジア向けに輸出することが検討されており、弊社は砕氷船３隻の参画を決定している。また、同プロジェクトでは、原子力砕氷船のエスコートによる通年に近い東回りの運航を予定しており、カムチャツカ、ムルマンスクに設置される浮体式ＬＮＧ積替基地のプロジェクトにも参画すべく、現在、ロシア側と話をしている。

なお、砕氷ＬＮＧ船の運航には特別な訓練が必要であり、弊社の乗組員は、ロシアの協力を得て、サンクトペテルブルグにあるシミュレーターで訓練をした上で、原子力砕氷船に乗って訓練し、運航に備えた経緯があるが、現在は、弊社の船で訓練が可能となっている。

ロシアは、アジアへの天然資源の輸出を強化するべく北極海航路の開発を進めており、今後、北極海の氷が減少し、ロシアの原子力砕氷船が整備されれば、北極海航路の輸送が通年か、通年に近い形で可能になると見込まれている。そうした中、北極海航路の更なる発展のためには、北極海航路を航行できるアイスクラス（耐氷・砕氷）の商船船隊の整備、同航路の玄関口である日本における船舶燃料補給拠点の整備や航路上における海難救難拠点の拡充といったインフラ整備、海氷の厚さの予測や航海に必要な技術等の更なる研究が必要である。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（北極における国際的秩序の現状と今後の展望）

○今後、北極における国際的秩序が危機的な状況に陥る可能性があるとすれば、どのような要因が考えられるかについて伺いたい。

●クリミア危機の際、欧米諸国はロシアに制裁を行ったが、ヤマルＬＮＧプロジェクト等には大きな影響を与えていないなど、北極以外の紛争や対立が北極に及ばないよう、北極評議会の枠組みを使って関係諸国で連携している節もあり、危機的状況について予測は難しいが、国際政治全体の観点から極地を見ていく必要がある。ＮＡＴＯの小国に対するロシアによる安全保障上の脅威が指摘されているが、北極評議会では話すことができず、新しい枠組みの必要性も含め、今後の議論の動向を注視する必要がある。

○北極というグローバルコモンズにおける中国の覇権主義の影響について、どのように分析しているか伺いたい。

●北極における中国の活動や影響力の高まりは、欧州等の国々の猜疑心を大きくしている。一部には中国からの投資を歓迎する向きもあるが、そうした国では中国の影響力に左右され過ぎずにいかに生活を維持していくかが課題となっている。危険な覇権主義と見るべきか否かは研究者や専門家でも議論が分かれており、今後、北極シルクロードや一帯一路といった中国の動向を注視していく必要がある。

○北極における海洋法による秩序についての将来的な見通しを伺いたい。

●氷結区域については、国際海洋法レベルのものや北極評議会等のガイドラインがあるにせよ、国連海洋法条約第234条の規定によって、沿岸国が環境保護や汚染責任について国内法令を策定できるなど、特に大きな影響力を持ち得る状況

となっている。ＥＥＺ、大陸棚など不安定な議論が続いている部分もある中で、安定した航路運営には、北極海全体でバランスがとれた形での国際法秩序の整備が課題となっている。

○日本が北極で何らかの成果を得ていくには、関係国との間で良好な関係や枠組みの構築などが必要と思われるが、国の支援の在り方について伺いたい。

●少子化によって研究者の減少が進む中で、ポストの問題等もあり、特に人文社会科学では専門家が極めて少なく、専属的な育成も進んでいない。北極政策を浸透させる上でも、資金的な援助等も含む手厚い研究支援など、そうした分野も含めた研究者の育成策を検討してもらいたい。

●日本は2011（平成23）年以降、分野や領域を広く結び付ける形での北極研究プロジェクトを進め、各国からも理解されている。また、国際交流については、関係各省の連携強化も進んできたが、依然として大量の氷が残る北極海中央部に入りデータを取るための国際的なプラットフォームとして、かつ、次世代の日本人研究者の育成という観点からも、砕氷能力のある研究船の活用に期待している。

●北極海航路の事業を展開していく上では、航路自体のほとんどが入るロシア側の協力が不可欠であり、ビジネス環境の整備という点からも、船員の訓練といった技術面の協力関係など、ロシアとの良好な関係の構築に努めているが、企業努力では限界もあり、国の支援をお願いしたい。

（北極評議会における我が国の活動の在り方）

○北極評議会の組織化に関する見通し、また、それがオブザーバーである日本にとって望ましいことなのか、さらに、日本がもっと活動を行えるような別の在り方はあるのか、日本のプレゼンスとの関係について、今後の展望を伺いたい。

●北極評議会の組織化の可能性が生じた背景には、国際社会の関心の高まりがあるため、突出しようとすれば、元々のメンバーや同じオブザーバーのアジア諸国による牽制など、非常に複雑な関係が生じる。そうした中でも、日本に資金

力、技術力又は学術的な能力があれば、良い関係を築き、貢献できる。それは、国民的な支持に支えられ、北極にコミットする意思と能力を持っているか否かに懸かっている。

○北極評議会において、これまで日本はオブザーバーとしてどのように活動してきたのか、北極評議会に入れない国々の意見を取り入れる取組をしてきたのか、それをどのようにルールづくりに反映してきたのか伺いたい。

●北極圏の国々の関係者や先住民族には、北極評議会に国際社会の影響が入ってくることに慎重な側面もあることを踏まえながら、環境保護や経済開発の問題に取り組んでいく必要がある。その中で、日本は、北極評議会に入れない国々の意見をくみ取り、公共益という形で落とし込んでいくことが大事である。ただし、オブザーバーという立場をわきまえる必要があることを踏まえると、日本のそうした活動は、おのずと環境や科学の分野に限らざるを得ない。

○南極に比べ、北極についてのイメージが希薄な中で、北極評議会での存在感を向上させる上で必要となる国民的理解を高めていくための具体的な方策について伺いたい。

●北極への関わりが自分たちにも利益になるという深い理解がなければ、納税者としての国民の本当のサポートは得られない。南極については、観測事業を通じて親しみを感じられているように、今後、北極についても科学事業の本格化を図り、南極の事業に比する形にまで持っていけるかが重要である。そして、特に日ロ関係の在り方について、国民と認識を共有していく必要がある。

○日本にとって北極にコミットする価値は何か、また、現在の取組で十分なのかについて伺いたい。

●北極評議会に入っている他の国々と比べて、特に人文、社会科学系の北極の専門家が圧倒的に少ないという現状は、日本が北極に十分な価値を見出していないことを示している。理系の分野では、研究者や論文もかなり出ているように、

人文、社会科学の専門家がその研究等を一般の人々に広く還元し、北極に身近なものを感じられるようにしていくことで見えてくる価値もあるかもしれない。

（北極に関する学術分野での取組の現状と今後の課題）

○北極の研究において、日本が更にプレゼンスを発揮できる場や分野があるのか伺いたい。

●日本は、観測衛星「しずく」や研究船「みらい」、様々な計測設備等により地道にデータを収集し公開、提供して信頼を得ている。北極の当事国ではなく、中立性や科学的精度の高い日本には、第三者として北極に入り、大切なアセスメントを出すということが期待されている。また、人文社会、人類学等の分野でも先住民族の現地社会に溶け込み、信頼を得て、かなりの蓄積がある。

○気候変動や海洋観測の分野における日本の研究環境の現状について伺いたい。

●最近の北極プロジェクトでは、世界の主要な会合で、自然科学だけでなく社会科学も含め、リーダーシップをとれるまでになることを期待し、若手を海外に派遣するプログラムを入れている。大きな課題は、そうした人材に大学院に来てもらうことであり、小中高のどの段階で誰からそうした示唆を受けるかの重要性を踏まえ、教員が南極から子供たちに授業を行う取組などに学びつつ、教育プログラムの作成にも取り組んでいる。

○極地研究に関して、大学等における教育の具体的な取組について伺いたい。

●勤務する大学では、自分のゼミ以外で極地の国際政治に特化した講座はなく、大学院に研究を行っている留学生がいる程度で、関心のある者は多くはない。そうした中、北極海航路に携わる会社を目指しているゼミの学生には、卒論執筆に当たって、就職活動も兼ねて同社の関係者にインタビューするよう指導しており、そうしたことを含め、極地に関心を持つ者が増えていくことを期待している。

○北極教育における、自然科学と人文社会科学の融合を進めていくような取組の必要性について伺いたい。

●北極の美しい環境を守っていきたいという気持ちが、自分も含め関係者の原動力になっている。北海道大学が中心となり、北極の全てのステークホルダーや自然現象、課題を見せ、北極の多様性を知り、進路選択の参考にしてもらうＪ－ＡＲＣ Ｎｅｔという大学生や大学院生向けの人材育成講座を始めたところ、省庁職員も含め社会人にも積極的な参加の需要があり、今後、子供も含め幅広い世代に情報を伝えていきたい。

（北極海航路の展望とその開発に向けた国の支援の在り方）

○北極海航路の更なる発展のために必要な国の支援について伺いたい。

●北極海航路には未知の部分も多いことから、氷の張り方の予測等、安全運航に役立つ技術の開発は、今後の船の運航に非常に役立つ。また、事業展開にはロシア側の協力が不可欠であるため、科学技術の分野でロシア側に日本の力を示していくことも大切である。

○北極海航路輸送を強化していくに当たり、ロシアからのＬＮＧ輸入の今後の見通しや地政学的リスクに関する評価を伺いたい。

●ロシアは北極圏にガス埋蔵量が多く、ヤマルＬＮＧとアークティックＬＮＧ２を合わせて約3,700万トン、今後予定されているプロジェクトも含めると、約8,000万トンの産出が見込まれる。調達先を多様化することは日本の国益に非常にかなっており、地政学リスクはあるものの、その軽減を図りつつ、オーストラリアや米国、中東のみならず、ロシアのＬＮＧも押さえ、事業を展開していきたい。

○ＬＮＧについてのゆとりを確保する意味で、北極海航路の開発は重要であり、注目される一方、投資に見合い、商業ベースに乗っていくのかどうかについて、見通しを伺いたい。

●ヤマルＬＮＧプロジェクトについては、世界初の砕氷ＬＮＧ船という点で未知のリスクがあったが、それをカバーする投資収益を見込んでいる。通常のＬＮＧ船の契約期間が10年程度に短縮化する中で、特殊な船である砕氷ＬＮＧ船は、20年程度の長期契約が望める事業でもあり、海運業の新しいオプションの一つとして取り組んでいきたい。

○極地観測のトップランナーである日本として、世界のために、北極海航路における安全な航行の確保に資する気象情報を提供し、的確に共有していくことが、北極評議会の今後に向けて果たせる役割であると考えるが、その展望について伺いたい。

●北極圏は気象観測所が少ないため、例えば、日本がロシアに観測機器を提供し、国際機関を通じてそのデータを共有してもらうとともに、観測衛星「しずく」等の画像も使って正確な海氷分布の状況把握と予測を行い、それと気象データとを組み合わせて情報づくりを行っている。そして、その情報を北極に向かう研究船「みらい」に送り、現地情報との比較を通じて精度を高めている。まだ研究ベースのシステムではあるが、他国からの関心も高く、いずれは、北極を通る船舶にも情報提供できるようになると期待している。

（極域における環境問題等に関する現状と課題）

○気候変動について、対策を促す意味からも、懸念される国家水没や難民発生などのコストと経済開発などのメリット等を比較できるようなデータベースが必要ではないかと思うが、見解を伺いたい。

●海面上昇や気候変動は、先住民族にとって非常に大きい現実的問題となっており、そうしたデータベースは必要であると考える。他方、それと同時に、先住民族の生活への市場経済の浸透、過疎化や都市化といった別の形の問題も進行しており、その影響を踏まえた違った形での生活体系の維持の問題は北極評議会を始めとする関係者で長く議論されており、こうしたデータベース化も進める必要がある。

●気候変動については、ＩＰＣＣのレポートが、北極圏の人々に生活や文化の喪失への危機感を与えているローカルな影響のほか、そこから遠く離れた島嶼国や発展途上国における逃げ場のない人々への被害、インフラが海岸線に集中する先進国における百年に一度の洪水等の頻発など、グローバルな影響を予測している。世界の全海岸線でこうした極端な現象が現れるのを遅らせるための対応が急がれており、データベースはその大事な出発点となる。

○北極における環境問題の重大さ、特に海氷や凍土の融解等によって生じる重大な問題点について伺いたい。

●永久凍土の融解によって、温室効果の高いメタンガスが放出され温暖化が進み、更に永久凍土の融解が生じるという負の連鎖が指摘されており、現在、研究者はその実態把握に努めている。永久凍土圏における建物、道路の基準づくりの対策が急がれており、また、トナカイの死骸からの炭疽菌の発生も報告されるなど、見えない危険が潜んでいることも踏まえ、研究者はメタンガスなどに関する情報を集め、早く警鐘を鳴らそうとしている。

○極域と地球の環境保全への対応において、日本は国際的にどのような役割を果たしていくことができるのか、課題も含め伺いたい。

●日本が共同研究等の場で貢献してきたことは知られているが、今後求められるのは、大きな法的枠組みや様々な指針、ガイドラインの策定において起案し、交渉し、まとめていく外交力である。そのためにはイニシアチブをとれる人材の育成が必要であり、まず方向性を見通せる人を育てた上で、策定プロセスにおける役割のそれぞれに適材適所で割り振っていくことが重要である。

●永久凍土の融解に伴って危惧される汚染物質の流出問題についても、日本は、北極評議会における意思決定の源流となる分野別作業部会に精度の高い情報を提供し、貢献している。ただ、そうした場では、科学の分かる行政官又は自然科学の博士号を持って行政で働くような両面の議論に参加できる人材が多く、日本も今後そうした人材の養成が必要になる。

（北極圏における先住民族をめぐる諸課題）

○北極評議会への先住民族のコミットは重要であると思う。今後、北極海において氷が薄くなり利用が広がることが、環境保護、特に持続可能な開発に及ぼす影響について伺いたい。

●北極評議会に先住民族の意見を反映させるため、その団体に一定の地位、能力を認めているが、国際法には、先住民族のコミュニティーを維持することが持続可能な開発であるとの考え方があり、そのために経済開発とのバランスをどのように取っていくか、どの国も考えている。会議に出席した団体の方から、アイヌの人々の課題についても同様に認識する必要性に気付かされた。

●先住民族は北極における重要なプレーヤーかつステークホルダーであり、北極科学大臣会合でも、先住民族といかに共働していくかが議論されており、彼らの経験、知識に加え、自然全体を見る考え方は、日本とも協調性が高く、大変重視されている。環境の変化による影響は、一番弱い人たちに集中することが指摘されている。北極をそうした人々を取り残さない持続可能な開発のモデル地域として、科学や行政が成功事例を作っていくべきである。

官　報（号外）

（２）海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組（2021（令和３）年２月17日）

人類は現在も海洋の多様な生物や生態系から、様々な「海の恵み」を得て生きている。将来にわたってこのような海の恵みを得ながら、人類が生存していくためには、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進が必要不可欠である。

2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議（ＣＯＰ10）で、2020（令和２）年までの世界目標として「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択された。同戦略計画では、2050（令和32）年までの長期目標（Vision）としての「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標（Mission）としての「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことが掲げられ、さらに、短期目標を達成するための五つの戦略目標と、その下に位置付けられる2015（平成27）年又は2020年までに達成すべき20の個別目標（愛知目標）が定められている。

2020年９月、国連生物多様性条約事務局による地球規模生物多様性概況第５版において、愛知目標の達成状況について、20の個別目標で完全に達成できたものはなく、部分的に達成したのは６目標、未達成の目標は14目標という評価が公表された。こうした厳しい結果も踏まえ、2050年での「自然との共生の実現」に向け、今後、より効果的な生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進等の取組が求められている。

こうした中、適切な水産資源の管理は、海洋における生物多様性を保全していく上でも、重要な課題である。最近の我が国における水産物生産量は400万トン台と、1980年代ピーク時の30％台にとどまっており、減少要因としては、過剰漁獲、数十年間隔で起こる海洋生態系の転換、沿岸生態系の環境悪化、魚離れによる消費の減少、水産従事者の減少と高齢化、海外漁場からの撤退などが挙げられている。海洋生態系の保全等のために一定の水域の保護を図る海洋保護区の設定の更なる推進の重要性が指摘される中、我が国として、科学知見に基づく適切な管理により、海洋生態系及び生物多様性の保全と漁業の持続的発展の両立を図り、さらに関係する国・地域とも緊密に連携していくことが求められている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、海洋における生物多様性の保全に関する現状と課題及び愛知目標の重要性、海洋における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的動向と日本の役割、海洋生物資源の持続可能な利用についての課題と今後の方向性について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、生物多様性分野等における我が国の国際貢献の在り方、生物多様性に関連する政策の評価及び課題、生物多様性等に関する国民の理解促進に向けた取組、持続可能な海洋をめぐる取組と課題、ワンヘルス・アプローチ推進に向けた取組と課題、食料の持続可能な生産・分配・消費に関する取組、我が国のプラスチックリサイクルの実情と国際協定の在り方、捕鯨に関する取組の現状と課題、極域における海洋生物資源の持続可能な利用等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

道家哲平参考人（公益財団法人日本自然保護協会広報会員連携部長）

人間活動の自然界に及ぼす影響は多岐にわたって広がり、800万種の生物のうち、100万種に絶滅のおそれがある世界に突入しつつある。生物多様性条約は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とするもので、1993（平成５）年に発効した。現在195か国が加盟する同条約は、2010（平成22）年に日本で開催されたＣＯＰ10における愛知目標や国際的資金メカニズムの活用方法の決定など、国際ルールや世界目標の設定において役割を果たしている。

愛知目標は、なかなか捉え切れない生物多様性に課題を設定した偉大な目標であるが、地球規模生物多様性概況第５版では、その20の個別目標のうち、全ての要素を満たしたものは一つもない旨報告されている。海に関する目標を見てみる

と、漁業補助金の適正化、ＩＵＵ漁業、プラスチックの課題の指摘のほか、海洋保護区の設定状況等が取り上げられている中で、絶滅危惧種が増大する状況について、生態系に何らかの異常が起きているのではないかといったネガティブな報告内容になっている。ポイントは、保全の取組の成果は出ているものの、それ以上に負のインパクトが大きいということだと考えている。

海に関する生物多様性の問題は、単に守ることではなく、経済、安全保障、気候変動など、多様なテーマに関連する課題として盛んに議論されている。ポスト2020枠組みの交渉では、ＣＯＰ10で共有された2050（令和32）年までに「自然との共生」を実現する目標に向けた、より具体化した2050ゴール、2030マイルストーン、20の行動目標が議論され、海関連では、海域重要地域の30％保護やプラスチックごみの削減目標なども議論されているが、危機的状況の下で、今、自然を元に戻していく、生態系復元に力を入れた総合的な対策が求められている。

持続可能な海洋経済が模索される中で、再生可能エネルギーを始め、様々なビジネスが生まれ、15.5兆ドルの投資リターンがあるとも言われているほか、生物多様性の保全が気候変動やコロナなどの感染症の抑制につながるとして、欧州で見られる金融も含めたグリーンリカバリーの動きにも乗り、リーダーシップをとることが日本の課題となる。

我が国の海洋保護区については、海底掘削に関する規制が中心で、海洋や海洋資源の利用も含めた全体の多様性保全という観点では十分でなく、そうした戦略を立案するための基礎が陸の場合と比べて不足している。調査研究、モニタリング、分析、政策の検討・実施、普及啓発、民間との共同など行政の総合力を強化するため、追加の人員や予算などを戦略的に配置していくことが重要である。

海洋に関する政策については、陸と海を分離せず、両者の連続性に加え、自然、文化、社会、経済といった連環の中で課題を捉え、総合的に進めることが大切であり、ＩＵＣＮでは、自然に根差した解決策を意味するネーチャーベースドソリューションの模索、強化を目指している。我が国でも、海洋政策本部が立ち上げられているものの、例えば、海を守るにも陸を守るにも重要な砂浜の保全に関してガバナンスがすっぽり抜けている。行政機構の中での適切な役割分担の実現に向けて調整力を強化し、ポスト2020枠組みを見据えた次期生物多様性国家戦略における海洋の施策や国際的に進むルールメークにどう対応するかが、我が国の今後の課題である。

東梅貞義参考人（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン事務局長）

現在、世界の生物多様性は1970（昭和45）年比でマイナス68％と、危機と言える状況となっている。海に限れば同年比マイナス36％となるが、減少の主な原因は、乱獲、生存場所の消失等が挙げられ、獲る漁業の拡大は難しくなり、養殖が水産資源を支えている。

また、世界の海にはプラスチックごみが１億5,000万トン存在し、さらに、現在1,000万トンの年間流入量は2040（令和22）年には2,900万トンになり、総量は４億5,000万トンまで増えるとされる。廃プラスチック発生量世界３位である日本におけるプラスチックごみの国内リサイクル率は16％に過ぎず、諸外国と比べても決して高いとは言えない。多くは熱回収という名の下で焼却されているが、2050（令和32）年の脱炭素社会の実現を目指す上では、発生量そのものの削減に向けた変革が必要である。

ＳＤＧｓの17のアイコンに生物多様性とは書かれていないが、ＳＤＧｓに関連する44のターゲットのうち80％は、現在のように生物多様性の減少傾向が継続する状態が続けば達成は困難になるとされ、生物多様性はＳＤＧｓの達成に不可欠なものと言える。そうした中、研究によれば、現在の取組を続けても生物多様性は減少し続けること、また、海洋保護区をしっかり設定するなど、環境政策の取組だけを2100年まで継続したとしても2010年の水準は回復できず、持続可能な生産・消費に関する取組と合わせて行うことで初めて、生物多様性が今よりも豊かで、ＳＤＧｓ達成が可能な未来を描けることが分かってきた。生物多様性条約におけるポスト愛知目標を決定する2021（令和３）年は、生物多様性の保全を環境政策ではなく持続可能な世界を達成するために必要な政策と捉えた上で、国際交渉における策定に向けて動く重要な年である。

2020（令和２）年９月、国連生物多様性サミットに先立つイベントで84か国の

首脳が「指導者による自然回復の誓約」を宣言するなど、世界のリーダーによる生物多様性の保全へのコミットが始まっているが、2021年２月現在、日本はいまだ参加していない。また、世界の生物多様性の保全に向けて30％の保護区設定を目標とする「自然と人々のための高い野心連合」には、世界52か国が大統領、首相レベルでコミットしており、フランスのマクロン大統領は気候変動関連の海外援助額の30％を投資することを表明したほか、イギリスのジョンソン首相も4,400億円の支援を表明し、30％の保護区実現によるＳＤＧｓ達成にコミットしている。日本も小泉環境大臣が参加を表明してはいるが、他国と比べてコミットのレベルやプレゼンスが低い現状を打開するためには、菅内閣総理大臣が参加を表明し、どのくらいの規模でどのような貢献をするか議論し、提示していくことが重要である。

海洋プラスチック問題については、目標を定める国連条約がまだ存在しない中で、既に世界70か国がそのような条約を早期に発足させ、条約へのコミットを基に解決を図るべきであると表明している。こうした枠組みにいち早く参加を表明し、ルールメーキングに最初から関わることができれば、日本が海洋の問題でリーダーシップを発揮する最大のチャンスとなる。

森下丈二参考人（東京海洋大学海洋政策文化学部門教授）

海洋における生物多様性の問題と生物資源の持続可能な利用の問題は対立的に捉えられることが多いが、両者の関係は必ずしもそうしたものではない。

現在、世界では、2030（令和12）年までに世界の海洋の30％を海洋保護区とする目標に向けた動きが活発化する中で、国家管轄権の外側にある公海における生物多様性の保全と海底遺伝資源の利用について国連でも議論が行われるなど、公海を保護する動きが強くなっている。しかし、陸からの栄養塩など、生物の生存に必要な要素に恵まれ、生物多様性がはるかに高い200海里内に比べ生物の密度が低い公海にどのような脅威があるのか分かりにくい。漁獲量を見ても、95％は200海里内であり、公海は５％に過ぎず、有効性のある生物多様性の保全を実施するためには、生物多様性の高い場所において、直面している脅威を把握し、その原因をしっかり見極めて措置をとる必要がある。スタートに過ぎない海洋保護区の設定に関する数値目標が一人歩きしているが、大切なのはそこで何をするかであり、設定後、様々な指標を分析し、状況に合わせて環境政策を変更していく必要がある。特に、乱獲については、生物多様性を守る上で撲滅していく必要があるが、しっかり管理を行っている漁業者には正当な利益をもたらす形にし、漁業者一般に対する圧力になってはいけない。

世界と日本を対比すると、世界では漁業は成長産業であり、就業者数や魚価、水産物の消費なども増加しているのに対し、日本では、周辺水域が世界有数の漁場であるにもかかわらず、就業者数や一人当たりの水産物の消費量が減り、漁業生産量も、ピークである1980年代に比べると大幅に減る中で、今後は海洋環境により魚の優占種が入れ替わっていくレジームシフトという現象にいかに柔軟に、持続可能な形で対応していけるかが大事な状況である。

また、世界で食料危機も指摘される中で、各国が1961（昭和36）年時点との比較で食料自給率を大きく改善しているのに対し、日本の自給率は78％であったものが半減し、37％と世界の主要国の中でも低くなっている。食料の輸送距離をＧＨＧの排出量に換算したフードマイレージという指標や、輸入食料の生産に使用される水の量を示すバーチャルウォーターという指標で見ると、日本が食料を自給できないことは世界の環境に大きな負荷を掛けていることが分かる。グローバル化した世界の中の食料危機は、日本にも即座に関わってくるのであり、食料輸出国における水不足や日本が他国に買い負けることも生じている。

こうした状況を踏まえ、日本としては、漁業法改正に伴う改革を着実に進めていくほか、水産物に関し、現在主流となっている少品種大量流通から生物学的な限界の中での多品種少量流通へと転換させることが必要である。これは一つのパラダイムシフトだが、ＩＣＴを活用すれば可能と思われる。海洋保護区も含め、様々なツールがある中で、政治的意思も大事であるほか、国民の食料危機への意識を高めることが、生物多様性と持続的な利用をつなぐ一つの橋ではないか。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（生物多様性分野等における我が国の国際貢献の在り方）

○世界的にＳＤＧｓなどが課題となる中で、海洋国家である我が国がＯＤＡで取り組むべき支援策について伺いたい。

●生物多様性分野については支援案件が少ないと聞いており、技術の体系を広げていくため、まずは専門家の拡充といった取組が必要である。また日本に限らないが、例えば、漁業であれば獲るための技術支援だけではなく、地域の様々なコミュニティーが参加した上で資源の持続可能な利用のための仕組みを構築する支援など、ソフト面での取組に力を入れていくべきである。

●所得や生産高の増大のみを追求する支援では、先進国の過ちを繰り返すおそれがある。生物多様性を取り戻すことと持続可能な利用が一体であることを踏まえ、生物保護区の設定及び管理、資源の持続可能な利用に向けた支援を組み合わせて実施すべきである。ＳＤＧｓの達成に必要な支援を組み合せて行っていくというように、我が国のＯＤＡの目的自体を見直す必要がある。

○持続可能な開発のための国連海洋科学の10年については、重点的に取り組むとされている項目があるが、我が国としては、特に、二国間の技術協力を中心にどのような貢献が可能なのか伺いたい。

●多国間援助ではあるが、生物多様性条約における日本基金については各国から高く評価されている。しかし、ポスト愛知目標に向けて再拠出の議論がなく、リーダーシップの発揮を期待したい。また、海洋科学等については、海洋保護区における海洋資源の生産性拡大などを実証し、各国に提示していくことや、海洋プラスチック問題に対応するため、日本の技術力によって陸地におけるプラスチックの適切な管理を実現していくといった貢献が考えられる。

○モーリシャスでの油流出事故を踏まえ、再発の防止、事故後の環境回復や生物多様性の保護に向けた国際協力を進める上での関係主体間の協力の必要性など今後の課題について伺いたい。

●世界自然保護基金が現地の環境ＮＧＯ、用船者である企業やＪＩＣＡ等から収集した情報によれば、サンゴ礁やマングローブは、今回の汚染もさることながら、それ以前から農地開発等で深刻な影響を受けていることが分かった。油汚染に限定しないＳＤＧｓ達成に向けた支援を実施するため調査を行い、結果を関係機関と共有していきたい。

（生物多様性に関連する政策の評価及び課題）

○災害復興などのため、我が国では生物多様性は優先順位が高くなかったと考えられるが、ポスト愛知目標に向けて、我が国のこれまでの政策の評価、生物多様性の視点を取り入れた政策の実現に必要なことについて伺いたい。

●官民の間で自然や生物多様性を重視する考え方や取組が広まってきてはいるが、まだ本来的業務の中心を変えていくような動きにはなっていない。環境省のリーダーシップにより、環境を主流化する視点を強化し、ネーチャーベースドソリューションが広がっていくことが期待される。

○国際的枠組み、政治や外交の役割が重要な中で、サステナビリティーへの取組が遅れているとされる日本は、海洋の生物多様性の保全にどのように関わっていくべきか伺いたい。

●政治のトップリーダーが目標を示すことにより、国としての優先順位を高め、産業界が目標達成に向けた取組をどう競争力強化につなげていくかを考えることができるようにすること、また、生物多様性や持続可能な利用に関する妥当な国際目標を設定する上で裏付けとなる更なる研究の必要性を踏まえ、科学立国である日本が、こうした面で貢献していくことが重要な役割になる。

○東日本大震災からの復興事業で巨大な防潮堤が建設されたことで、漁業者から

も海岸海域の環境に変化がある旨聞いている。国民の命と財産を守るインフラ整備と海洋の生物多様性とのバランスについて伺いたい。

●被災地で10年の変化について聞くと、復興を急ぐ動きの中で、完成後の姿もよく分からないまま様々な施設ができてしまったとの声があった。今後は、それぞれの地域で、生物多様性に関する地域戦略の設定等を通じて、災害が起きる前から人と自然との関わりについてよく考え、将来に禍根を残さないような協議・意思決定ができるようにしておくことが重要なのではないか。

●防潮堤の建設には命を守る大切な役割があるが、それによって失われるコミュニティーや自然とのつながりのようなものも存在する。トレードオフの程度を可視化しつつ選択肢が示され、地域住民が十分に認識した上で選択できるようになることが望ましい。

○ＩＵＣＮから生物多様性の宝庫としてホープスポットに認定されている沖縄県の辺野古・大浦湾では軍事基地建設が進められているが、国際的には、生物多様性保全にとって基地が障害になるといった議論が行われているのか伺いたい。

●生物多様性条約では、軍事基地に特化した議論はされていないが、あらゆる開発事業において、生物多様性と事業の公益のバランスが重要であるということは議論の基本にあり、軍事基地であっても施設・土地内の生物多様性に良い管理を進めていくことが世界の趨勢である。難しいテーマだが、ホープスポットは、そこで良いメッセージが出せれば、日本はリーダーシップを発揮できると世界が認めた場所とも言える。

○生物多様性の保全の重要性を踏まえた中で、我が国の環境に関する法制度や環境省の権限強化などの必要性について伺いたい。

●生物多様性の2030年目標に向けて、本当に守るべき場所を決めていく必要がある一方、日本が掲げる2050（令和32）年までに脱炭素社会を実現する国際公約に向けて、再生可能エネルギーの生産のための土地も必要である。二つの目標を別々に考えるのではなく、目指すべき生物多様性と再生可能エネルギーの在

り方を重ね合わせたような長期的なビジョンの提示、十分な研究及び行政との連携が必要である。

（生物多様性等に関する国民の理解促進に向けた取組）

○中長期的な課題に取り組む上での次世代に対する教育の重要性を踏まえ、生物多様性や持続可能な食料確保等に関する若者の理解促進に向けた具体的方策について伺いたい。

●我が国の小学校教育ではそうした点について十分に取り入れられておらず、また、日常生活と関連付けて教わる機会が少ないのが課題である。様々な施策を組織的に実施し、若い年齢から関心や意識を高めることが重要である。

○生物多様性の保全については、限られた政策資源を投入するために不可欠な国民の理解が現状では十分とは思えないので、改めてその意義について伺いたい。

●様々な切り口があるが、今一番実感できる説明は、保護区の設定など生物多様性の保全につながる政策は、ウイルスを自然に閉じ込め、人と自然との距離を保ち、人間が危険なウイルスに感染する危険性が高まるのを防ぐ上でも有効であるということではないか。

●生物多様性を保全することは、魚から餌となるプランクトンまでの様々なつながりによって人間の食卓が守られていること、農業も昆虫など様々な生物によって支えられ、多額の経済的コストも軽減されていること、さらに、今後発生し得る野生動物由来の感染症を防いでいくことにもつながると考える。

（持続可能な海洋をめぐる取組と課題）

○海洋環境の変化に伴う魚種交替が起きれば、漁業者がこれに適応して事業を継続していけるのか伺いたい。

●我が国では漁業者も多く、軋轢が生じないよう、漁業権制度や許可により魚種等まで細かく調整が行われてきたため、魚種交替への対応が比較的難しい。漁業法改正による船の改造に関する規制緩和、知事許可船によるサンマの試験的

な公海操業なども行われているが、今後気候変動により魚種交替が加速することを踏まえ、漁業に関する制度や規制の柔軟化を進めていくことが重要である。

○魚の少品種大量流通から多品種少量流通への転換は重要な提言と考えるが、市場経由が減り、産地直送による相対取引が主流になっている現状に対する評価と、今後に向け必要な方策について伺いたい。

●スーパーやコンビニのシステムの下で、少品種大量流通を目指してしまう背景には消費者側の心理がある。一方、多品種少量流通も全国規模で行うのは非効率であり、地域の特色あるものはその地域を訪れて食べるというようにしていくべきである。消費者の意識が最も重要であり、情報提供や教育が必要になってくる。

○世界に持続可能な養殖業を広げていく上で、歴史的に積み重ねた知見や技術の輸出の可能性も含め、我が国に期待される役割について伺いたい。

●養殖であっても、ウナギの蓄養のようにやり過ぎると持続可能でなくなるものもあるので、しっかり分けて議論していく必要がある。世界では養殖についても持続可能な生産に関する認証の仕組みが整えられており、我が国でもＮＧＯや地域の漁業者の視点も取り入れながら、それを導入し、持続可能性を追求していくことが大事である。

●国内外で持続可能な水産物を求める動きが広がる中、事業者が国際的な認証を得る上での国際基準と国内法との違いなどの課題も踏まえ、政府が支援を拡大していくべきである。そうすることにより、日本のこれまでの知見を基に、より高いレベルで環境負荷を下げつつ、地域に大きく貢献できる持続可能な養殖業が増えると考える。

●我が国の養殖業には、諸外国と比較して、畜養での天然資源への依存、餌代、小規模・小資本経営、病気、エネルギー効率等の不利な面が多く、これらに対処できない限り発展は容易でない。粗放的な手法の中国やインドネシアの養殖業は日本とは違う種類の産業と言え、日本は技術があっても太刀打ちできない。

（ワンヘルス・アプローチ推進に向けた取組と課題）

○健全な環境、人間の健康、動物の健康を一つの健康として考えるワンヘルス・アプローチは、今後の日本の社会経済活動の在り方として重要な視点であり、我が国が具体化し実行すべき政策、国際的な指導力発揮の必要性について伺いたい。

●まずは、早期発見、早期対応のため、ウイルスに関する情報や対策の共有が大切であり、鳥インフルエンザ対策などで進んだ行政機関内の連携を更に広範な対象に広げる必要がある。また、日本はペットとしての野生動物の輸入が多く、そうした利用の在り方が適正なのかも含め責任を果たすべきであり、リスクの管理や共有など多くの課題がある。

●ワンヘルスの中で、環境から動物や人間への感染経路、環境が持つ感染リスクに対する調査・情報共有・防止体制に関する知見が今も不足し、所管省庁も不明確であり、議論を進めていく上では、こうした体制を確立することが必要である。また、日本は様々な輸入を通じて東南アジアの環境に影響を与え、感染症の拡大に関与している可能性に留意するほか、野生生物の違法輸入問題を重視すべきである。

（食料の持続可能な生産・分配・消費に関する取組）

○各国・地域間で食料調達のしやすさが異なる現実がある中で、人類全体としての適正な食料の調達及び分配を可能にしていく方策について伺いたい。

●食料増産ばかりでなく、食品ロスを減らしたり、肉の消費量を減らす食生活に変えていくことも有効である。例えば、日本の食品ロスを分配できるとすれば２億人もの飢餓が救える。

○生物多様性の保全等に向けて、現在の生産や消費における市場性と嗜好の問題を高い価値観によりブロックしていく方策について伺いたい。

●まだ国際的な合意には至っていないが、農業適地をしっかり守り効率を上げること、捨てている食料を半分にすること、大量の食肉消費を見直すことなどの

組合せでＳＤＧｓを下支えできるという研究結果が出ている。こうした研究が更に進めば、具体的にどの産業とどう折り合いを付けるべきか見えてくるので、政治決断をしていくためにこうした研究に投資する必要がある。

●食料面で持続可能な世界を実現するためには、どのようなものをどれくらい食べていいかのモデルを作り、一般の人にしっかり情報提供し、理解を得て、行動を変えていくことが大切である。

（我が国のプラスチックリサイクルの実情と国際協定の在り方）

○我が国の熱回収による処理はCO_2を排出し温暖化対策に逆行すると考えるが、リサイクルの実情と国際協定等のプラスチック政策をめぐる世界の状況について伺いたい。

●60％を占める熱回収を国はサーマルリサイクルと呼んでいるが、環境団体から見ると国際的にも望ましい形ではない。実効性のある国際協定にするには、最初に国際目標を国際交渉の中で定めること、そしてそれとセットで、科学に基づき、国際合意により多国間で解決するルールづくりを行って、フェアな競争環境を作ることが望ましい。

（捕鯨に関する取組の現状と課題）

○持続可能な捕鯨政策の遂行に向けた国際的な課題に対して、我が国はどのように取り組むべきなのか伺いたい。

●我が国は、科学的知見のほか、地域の要望も踏まえ、ＩＷＣを脱退することで、捕鯨を再開することについては一つ答えを出した。今後は同委員会のオブザーバーとして、科学委員会にもデータを提供しながら、鯨など海洋生物資源の持続的利用を支持する国々と協力し、科学的知見にかかわらず、捕鯨は悪とするＩＷＣを支配する価値観とどう折り合いを付けるかが課題である。

○国際的な反捕鯨キャンペーンに対して、民間では反捕鯨に反論する映画を作成する取組などもなされているが、官民がこうした面でどのような役割が果たせるか伺いたい。

●政府の情報発信には、責任の重さや事実関係の正確性の観点から、柔軟にできない部分があり、強い思いを発信する役割は民間が担うというように、それぞれの立場や能力に応じて取り組む必要がある。海外において捕鯨問題を中心とした意識形成にソーシャルメディアが大きな役割を果たしている中で、日本にはこれが欠けており、特に日本側の考えを英語で発信していく必要がある。

○捕鯨問題について、国際的な問題として啓発活動を行っていく上で、参考になるような諸外国における教育など具体的な取組について伺いたい。

●教育の中で取り上げることはやはり重要である。反捕鯨国の米国などでは、自由研究などにおける先生の裁量が日本よりも大きく、ＮＧＯ等が提供した教育教材が使用されることが続く中で、捕鯨は悪というイメージが先生・生徒の両方に定着してしまっている。難しいのは確かだが、日本も若い世代への教育を継続していくべきである。

（極域における海洋生物資源の持続可能な利用）

○気候変動による海水温の上昇は水産資源に大きく影響を及ぼすが、極域における海洋生物資源の持続可能な利用について、我が国の取組の在り方や課題を伺いたい。

●近い将来、北極海で漁業が経済的に成立する見通しはないが、我が国の国益、貢献可能性の観点から、科学的な調査研究における国際協力には参画し、リーダーシップをとることが重要である。しかし教育の現場を見ると、理系の博士課程に進む日本人学生の絶対数が足りていない。北極や海洋研究に関心を持つ若者を増やせれば、科学の現場への波及も期待できる。

２　海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（2021（令和３）年２月24日）

洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題

近年、気候変動対策としてのＧＨＧ削減に向けて、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入、低炭素社会の実現が、国際社会における大きな課題となっている。

こうした中、2020（令和２）年10月には、菅内閣総理大臣が、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げてグリーン社会実現に最大限注力するとして、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、それに向けた具体的な道筋を示していくことが求められている。海洋再生可能エネルギーの利用促進は、広大な管轄海域を有する我が国にとって、環境対策のみならず海洋政策上も重要な課題の一つとされ、中でも、大量導入が可能であり、またコスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きい洋上風力発電は、特に期待される電源と言える。2020年12月には、「洋上風力産業ビジョン（第１次）」が取りまとめられ、2040（令和22）年までに最大45ギガワット（ＧＷ）の導入を目指すこと、産業競争力の強化に向けて官民一体の取組を推進することや今後の課題として、電力系統や港湾等のインフラ整備の推進、事業環境の障害となる多重規制の緩和、強靱なサプライチェーンの構築、国内調達力の強化等が掲げられている。

また、国際海運は、全世界のＧＨＧ排出の約２％を占めており、2018（平成30）年４月には、ＩＭＯにおいて、2050（令和32）年までにＧＨＧ半減、今世紀中にゼロ排出とする「ＧＨＧ削減戦略」が採択されている。これを踏まえ、世界有数の海運国である我が国は、2018年８月に産学官公の連携で「国際海運・ＧＨＧゼロエミッションプロジェクト」を設立し、2020年３月、同プロジェクトは、2028（令和10）年までにＧＨＧを排出しない究極のエコシップ「ゼロエミッション船」の商業運航を目指すことなどを盛り込んだ「国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ」を策定した。今後、我が国の造船業が、現在優位性がある環境性能技術をゼロエミッション船の開発にもいかし、中国や韓国との激しい国際競争に打ち勝っていくためには、政府による実効性のある後押しが求められている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、洋上風力発電における現状と課題、ゼロエミッション船の研究・開発等の今後の展開について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、我が国の洋上風力発電の普及及び産業育成・強化に向けた取組と課題、再生可能エネルギー及び洋上風力発電事業の採算性とコスト、再生可能エネルギープロジェクトにおける省庁間での違い、グリーン成長戦略に対する民間企業の観点からの評価、地域振興策及び地方創生としての洋上風力発電事業、今後の洋上風力発電の発展に向けた福島の実証研究事業から得られた教訓、洋上風力発電の環境及び漁業への影響並びに漁業との共存のため企業が果たすべき役割、洋上風力発電事業実施における住民参画及び住民合意の必要性、風力発電産業における技術のオープンシステム化の重要性、我が国の造船業についての今後の戦略、ゼロエミッション船の開発における電化船及び自律型海上輸送システムとの関係性、ゼロエミッション船実現に向けた基盤づくり等を進める上での省庁間の連携の在り方等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

佐藤郁参考人（戸田建設株式会社戦略事業推進室浮体式洋上風力発電事業部長）

我が国においては、浮体式洋上風力発電について様々な誤解がある。日本では１年間フル発電した場合と比較した実際の発電量の割合（設備利用率）が上がらないとの指摘があるが、それは技術の問題であり、日本の立地の問題ではない。福島でも２メガワット（ＭＷ）の風車についてはおおむね商用水準にあると評価されている。欧州では既に8.4MWを超えるものが実用化されており、大型化ができないということもない。また、日本の浮体技術が全て一様に遅れているという

ことでもなく、国が商用化を認めた唯一の技術であるスパー方式では現在世界のトップスリーに入っている。我が国の風力発電産業が全て撤退したのは、台風、地震、系統制約など、多重規制が原因となり大量生産による産業化に至らなかったためである。2019（令和元）年の世界の風力発電導入量の45％に当たる28,000MWは欧米三社が占めているのに対し、我が国は１％未満の270MWでしかなく、市場がない状況での産業化はやはり不可能である。

次に、我が国で再生可能エネルギーの導入が進まないのは、既存の発電所だけで電力需要を満たせているからである。そうした状況では、風力発電等の再生可能エネルギーが増えれば火力発電所の稼働率が下がり、その分の維持管理等のコストは価格への転嫁が容易でないため、利益が減ると考える電力会社の経営者が再生可能エネルギーにネガティブな姿勢となり、設備投資を先送りする。その結果、再生可能エネルギーは市場形成が遅れ、産業化ができず、コストも高止まりしてしまうことになる。

そうした展開になる背景には、①需要に応じ発電を減らせる速度（調整力）が低い、②電気代が高くなり産業競争力が落ちる、③大量の蓄電池が必要になる、といった再生可能エネルギーに対する思い込みがある。これらは、それぞれ、①欧州での実例から見ても調整は難しくないこと、②電気代の割合は全産業でわずか1.7％でしかないこと、③蓄電池を整備するより発電機を止める方が圧倒的に安いことから、いずれも間違いであり、むしろ再生可能エネルギーは電気代を安定させ、洋上風力発電は電気代を下げる方向に働く。

また、日本の洋上風力は、浮体式であれば、まだ世界と十分戦える状況である。ＩＥＡによる離岸距離60キロメートル未満における洋上風力の動向に関する報告では、日本の浮体式の市場は約2,000となっているが、これは欧州の着床式の規模に匹敵し、風力が普及している欧州並みの産業化が可能であることを示している。

最後に、今後、事業化を進めていく上での課題を二つ挙げる。

一つ目として、三つの要素（耐台風、低風速、量産化）で日本の強みをいかすことである。日本は既に10年の実証を経て耐台風の技術を実用化しており、台風に見舞われない風力発電の先進国に対し一日の長がある。また、低・中緯度の低風速でも発電効率を上げるにはブレード（羽根）を長くすればよいが、台風で折れやすくなるので、そこは日本の技術の見せどころである。さらに、自動車産業で培ったノウハウとサプライチェーン、航空機産業の技術などを十分に活用し量産化を進める必要がある。

二つ目として、国内市場先行で世界の脱炭素化に貢献することである。ＥＥＺを活用し、2025（令和７）年といった早期に１ＧＷの系統と海域を用意した上で、世界最大の浮体式の風力発電所を造り、その技術を世界に販売していくべきである。日本の優れた海洋環境をいかして世界に打って出れば十分な競争力があると言える。

真鍋寿史参考人（丸紅洋上風力開発株式会社代表取締役社長）

まず、洋上風力発電事業において、当社が注意している点を四つ挙げたい。

一点目は、建設工事に係るＥＰＣに関することである。非常に難しい洋上工事において事故を起こさないためには、安全管理及び工程管理の徹底が非常に重要である。しかし、国内には洋上工事を一括で全て実施できる企業が少なく、事業者側がその部分のリスクをある程度取らなければならないのが実態であり、当社では国内外において事業に携わった経験や知見を有する者をプロジェクトに投入してマネジメントを行っている。

二点目は、施工管理、運営など、建設後のオペレーションに関することである。福島沖での洋上風力発電設備のメンテナンス作業等を通じて発見した、オペレーションの観点から設備設計に反映させるべき点を今後の取組にいかしていきたい。

三点目は、ファイナンスに関することである。大規模なコストが掛かるプロジェクトの全てを事業者側の自己資金で行うことは非常に困難であり、金融機関等の支援を得てプロジェクトファイナンスを組むのが一般的な方法である。秋田能代のプロジェクトでの経験をいかし、しっかりしたプロジェクトを作り、より良い条件での資金調達をしていきたい。

四点目は、漁業との協調に関することである。洋上風力では地元、中でも漁業者の理解が必要である。国内３か所のプロジェクトに関する漁業者との調整でも、

先方の目線及び立場に立ち、メリット、地元への還元等について丁寧に説明し、同意を得ることが大事であった。

次に、洋上風力の目標、課題について挙げておきたい。

一点目は、洋上風力産業ビジョンの策定に関してである。国内の風車メーカーが撤退し、そうした産業がない状況となっているが、同ビジョンが2020（令和２）年12月に策定され、政府が世界的に見ても野心的な数値目標を掲げたことに対応し、民間も国内調達比率やコストについて数値目標を掲げ取組を始めた中で、新たな動きが見込まれている。当社としても、政府の方針を踏まえ積極的に取り組んでいきたい。

二点目は、入札制度の合理化である。一般海域の入札制度に関しては様々な課題があり、民間側からも意見を出し、経済産業省、国土交通省とともに、より良い制度としていきたい。

三点目の規制緩和についても、入札制度の合理化と同じような議論がある。

四点目として、電力系統への接続における課題を踏まえ、直流送電も含め洋上風力を始めとする再生可能エネルギーの導入と一緒に電力系統の増強計画について議論されるべきである。

五点目として、洋上風力のための基地港湾は現在４か所あるが、今後洋上風力を進めていくには、巨大鉄鋼構造物を支えられるだけの地耐力を有する港湾インフラの強化が必要であり、更に整備を進めてほしい。

六点目として、洋上風力産業を日本国内だけでなく、輸出産業にまでしていくことも見据え、洋上風力に係る基準の国際標準化、アジアに対する政策も視野に入れた金融、産業面での多角的な支援の展開を図ることが必要であり、官民の足並みをそろえながら、事業に取り組んでいきたい。

田中誠一参考人（一般財団法人日本船舶技術研究協会会長）

ＩＥＡによると、2018（平成30）年において、国際海運が世界全体のCO_2排出量に占める割合は2.1％であるが、海上荷動き量は今後も増大が見込まれ、何も対策をとらない場合、2050（令和32）年には７％程度まで上昇すると予測されている。国際海運は様々な国々が関与しており国別規制になじまないことから、気候変動に関する国際連合枠組条約は、国連の専門機関であるＩＭＯに委託した形で全体のCO_2排出量をコントロールしようとしている。そうした中、日本は、世界第２位の海運国、同３位の造船国として、ＩＭＯでは理事国を務め多大な貢献を行っているほか、2018年からＩＭＯの海洋環境保護委員会に委員長を送り出すなど、ＧＨＧ削減問題でもリーダーシップをとっている。

国際海運のＧＨＧ削減については、日本の主導により、新造船の燃費性能に関するエネルギー効率設計指標規制といった船舶のハードウェアや技術面に加え、船舶エネルギー効率管理計画、燃料消費実績報告の義務化などオペレーションに関しても規制の枠組みがほぼ整った。今後は、幾つかの船舶関連団体から提唱された経済的アプローチの観点による消費燃料に基づく国際海事研究開発基金の創設、さらには燃料油課金などの制度につなげて脱炭素化を加速する戦略を考えている。ＧＨＧ削減のためには、規制と技術開発を両輪として対応することが非常に重要であり、政府によるＩＭＯへの提案と並行した技術開発への資金支援によって、日本建造船の省エネ性能はいち早く向上し、世界における我が国の造船シェアの回復にもつながった。

また、2018年、ＩＭＯは、国際海運について、2008（平成20）年比で2030（令和12）年までに平均燃費の40％削減、2050年までに総排出量の50％削減、今世紀中のできるだけ早期の排出ゼロ、というＧＨＧ削減目標を承認した。それを受け、日本も国内の海事関係団体・機関等をメンバーとする国際海運ゼロエミッションプロジェクトを立ち上げ、高性能船舶への代替促進、新燃料への代替、船上炭素回収技術等の技術イノベーションの促進を盛り込んだ海運ＧＨＧゼロエミッションロードマップを策定している。同ロードマップでは、船舶の燃料に関し、2030年まではＬＮＧが拡大し、さらにその後についてはリサイクルメタン、あるいは水素やアンモニアへと移っていくという大きく二つのシナリオがあり、調達、技術、安全等の様々な課題を克服し、2028（令和10）年から2030年の間にゼロエミッション船を実船投入することを計画している。

日本の造船業は、リーマンショック直前の船腹の大量発注による大幅な設備過

剰、船腹過剰に加え、直近の新型コロナウイルス感染症の影響による新造船需要の激減により、通常２年必要な手持ち工事量が１年を切るという危機的な水準にある。中国、韓国の造船業も事情は同じであるが、両国は政府主導で救済合併や統合が行われており、日本の造船業は相対的に一層厳しい状況である。

一方、省エネ性能等の技術力についてはまだ日本に優位性があり、今後は省エネ船に加え、ゼロエミッション船の開発が日本の造船業を再生、維持していく鍵となる。現在、ゼロエミッション船の開発については、各国横一線の状況である。

水や波の強い抵抗のため大きな動力を要する船の場合は、自動車のような燃料電池ではなく内燃機関が必要であり、開発には海事クラスター全体による対応が求められる。経済安全保障上、強力な海事クラスター維持の必要性を踏まえ、ゼロエミッション船を、海事クラスター全体をつなぐプラットフォームとして世界に先駆けて開発することにより、産業競争力も強化されると考えている。政府には、莫大なコストが掛かるゼロエミッションの開発において、リスクを取る民間企業への支援をお願いしたい。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（我が国の洋上風力発電の普及及び産業育成・強化に向けた取組と課題）

○環境対策に取り組むことで、雇用や地域経済にマイナスになることがあってはならない。洋上風力発電の拡充を、部品調達などによる我が国経済へのプラス効果につなげていくためには、どのような戦略的な取組が必要か伺いたい。

●風力発電では部品の信頼性が重要であり、日本の自動車、航空機産業の技術をいかし得るが、部品は認証が必要であるため、既存風車への部品の供給は不可能に近い。これを踏まえ、日本では、自動車産業等が、まだ国内に残る風力発電のエンジニアの技術や知見も活用しつつ、風力発電を十分に理解し、今後開発される大型風車等に積極的に提案、参加していけるような環境の構築が必要

である。

○洋上風力発電事業の普及に向けて課題となっている規制の中で、最も大きなものは何か伺いたい。

●事業の段階が進むにつれて、次々と適用法令が増える多重規制の課題があったが、手続きの一括化が図られ円滑になりつつある。今後、ＥＥＺにおいて事業を実施する上で、外務省など関係省庁が増えることが事業の加速化にブレーキとならないよう配慮いただきたい。

○洋上風力発電産業を育成していく上で、政府が2050年カーボンニュートラルを宣言したことは大きな一歩になったと思うが、洋上風力の数値目標の設定よりも更に効果的に我が国の市場の潜在力を広く認識してもらえるような方策は何か伺いたい。

●世界的なカーボンニュートラルの流れの中で、再エネへの投資は自然な判断であり、民間でも疑念はない。しかし、目標に向けて民間が投資したくても、様々なインフラ面での制約で難しい状況があり、政府には、基地港湾や電力系統の増強といった様々なインフラ整備や接続の優先権の見直し等の制度整備を進めることで支援していただきたい。

○再生可能エネルギー導入、特に洋上風力の促進のためには、系統の問題が重要であるが、系統マスタープランの策定についての所見を伺いたい。

●日本の電力系統は、歴史的に火力、原子力中心で増強されてきたため、ここ数年、風力を大容量で導入しようとすると系統の枠不足に直面している。これに対し、国では、経済産業省を中心に、行政改革の重点分野として、比較的脆弱である北海道、東北、九州の系統の増強に取り組んでおり、その流れを一層加速していただきたい。

○世界においてトップクラスの技術を有する我が国の洋上風力産業が巻き返して

いくために一番大事なこと、また、政治に望むことは何か伺いたい。

●現在、浮体式では陸上用風車が転用され、それを洋上でいかに安定化させるかに注意が払われているが、我が国が浮体式用の風車を造ることができれば、世界を席巻できる可能性がある。自分も技術者として、適応策とは別の形で自然災害から国民の生命と財産を守るための緩和策に取り組んでいる。政治においても、緩和策の重要性を直視し、将来世代が笑顔で暮らせる社会の実現に尽力していただきたい。

（再生可能エネルギー及び洋上風力発電事業の採算性とコスト）

○規模の小さい我が国市場において洋上風力発電事業を展開する上においては、どのような点にポイントを置いて採算性を考えているのか。また、採算性を確保するに当たって乗り越えるべき障壁はどのようなものがあるのか伺いたい。

●我が国の洋上風力市場は、規模は小さいが、ＦＩＴによって守られている部分がある。高価格のＦＩＴとの組合せにより再生可能エネルギー導入が急拡大する中で国民負担が多大となり、買取価格を下げる方向に進んでいるのは当然あるべき姿だが、一方、市場黎明期にある洋上風力産業の育成に不可欠な安全対策のコストや人員が十分確保できる適正な料金設定を検討していただきたい。

○海外企業が既に先行している現状や海底地形や風力などの制約を踏まえた場合、我が国の洋上風力発電には、諸外国や他の発電方法に対し、コスト面における競争力があるのか伺いたい。

●洋上風力の場合、燃料費は掛からないが、風速が２倍なら収入は８倍となるので、良い風を捉える必要があり、日本の周辺では、沖合に行くしかない。また、量産化もコストを下げるポイントであり、信頼性やサプライチェーンの向上にもつながる。まずは、日本の市場で需要を満たしつつコストダウンを進めれば、欧州にも負けないものを提供できる可能性がある。送る際のロスや蓄電などから見れば、「質が悪い」電気と言える洋上風力発電が使われるためには、一番安いコストを狙っていくしかない。

○我が国における様々な再生可能エネルギー発電事業のうち、現時点で、採算性、将来性、量産化において最も可能性が高いと考えられるものは何か伺いたい。

●弊社としては、採算性、バリューチェーン、燃料の調達力、過去の歴史的経緯など自社の競争力ということも合わせて考えた上で、洋上風力、バイオマス、中小水力を注力ポイントとしている。例えば、水力は火力に比べてコスト面では厳しいが、我々が採用している発電方法は、ほとんどが発電後に水を川に戻す「流れ込み式」という、非常に環境面を意識したものであり、今後そういったものを伸ばしていきたい。

○沖縄における洋上風力発電事業の可能性について伺いたい。

●沖縄はCO_2の排出量が多い一方、太陽光パネルの設置は地形的に難しいので、浮体式の可能性を認識している。電気の需要量が少なく大規模な展開は難しいが、高いコストで発電されている離島では、小規模でも事業が成り立つと思われる。100％のCO_2排出削減宣言やＳＤＧｓの観点から、離島の脱炭素化も不可欠だが、沖縄に再生可能エネルギーを普及するには、離島の電気代の補助が燃料代を補助する仕組みであることが課題である。

○銚子や五島のほかに、日本周辺で洋上風力発電がビジネスとして成功する見込みがあるのはどの海域か伺いたい。

●一般論で言えば、東北地方の太平洋側及び日本海側、北海道のポテンシャルが大きいほか、中国地方の日本海側や九州にも良い海域が広がっている。ほとんどはＥＥＺであり、浮体式である。一部の海域を除きほとんどが適地であり、様々な条件に合った風車を開発できれば、世界展開に向けた実証にもなる。

（再生可能エネルギープロジェクトにおける省庁間での違い）

○再生可能エネルギープロジェクトについて、経済産業省の事業ではなく環境省の事業を選択するまでに、どのような比較考量をしたのか伺いたい。

●当時は経済産業省が着床式のプロジェクトを実施し、環境省が浮体式を担当す

ることになっていたと聞いており、我々は10年以上前から浮体式に特化して開発を進めていたため、環境省のプロジェクトに応募した。

（グリーン成長戦略に対する民間企業の観点からの評価）

○グリーン成長戦略に類するものは既に10年ほど前から提唱され、十分なレビューもされないままになってきたところだが、現在の戦略では何が変わったのか。民間側はどう評価し、実際の投資行動や株主の説得につなげているのか伺いたい。

●特に脱炭素という観点から見れば、世界は10年前とは大きく変化しており、グリーン成長の市場が倍増する中、日本は蚊帳の外に近い状態に追いやられている。そうした状況を踏まえ、従来なかった官民協議会が設置され、政策の中身も変わり、環境ビジネスを行っている企業への株主等の評価も高まっている。今般、国の方針が明確化されたことは、非常に大きな動きであった。

（地域振興策及び地方創生としての洋上風力発電事業）

○地域振興、地方創生という観点からの洋上風力発電事業の重要性について、どのように受け止めているのか、また、五島市における五島市民電力株式会社のような地域を挙げた活動をどのように促していくのか伺いたい。

●一つの事業が呼び水となり、地域の人々の意識に変化が起きるということもあるが、それ以上に、固定資産税、事業に関わる地元企業や漁業者への支払いなど相当な収入が地域に発生することで、そうした資金をどう地域振興に活用していくのか考えるきっかけにもなる。事業者としては、電気を作らせてもらっている地元・地域に資金がしっかり還流するようにしていきたい。

●五島市における浮体式洋上風力発電による電気は、現在、全て五島市民電力が買い上げ、市民のために使われている。今後、市内での消費を上回る電気を作り、それを外に売る「地産外消」にまでしていくことが地域振興における風力発電の役割であると考えている。

○洋上風力発電設備についても、車のマイナーチェンジのように、どんどん部品を買い換えるようにしていけば、メンテナンスでビジネスが回るようになり、産業育成にもつながると考えるが、見解を伺いたい。

●現在、小型風車の場合３年で新しいものが出てくる状況だが、一番優秀なのは運転開始以降一度もメンテナンスをせずに発電し続ける風車である。歩留まりもあり故障の発生は避けられないので、地域のメンテナンスがやはり重要になる。今後、メンテナンスの効率化に資するＡＩによる故障検知や予知も含めた風車のデザインがコアの技術となるので、日本はそこを握ることが重要である。

（今後の洋上風力発電の発展に向けた福島の実証研究事業から得られた教訓）

○今後の洋上風力発電の発展に向け、福島での実証研究事業の経験から共有すべきことは何か伺いたい。

●福島では、商用機の風車であった２MW機は比較的順調に動いたのに対し、５MW、７MW機については実証機のため、技術的な面で大きなハードルがあった。今般の実証研究事業での教訓をどういかすべきかは、第三者委員会でも議論されており、一部は公開で報告されると思われるが、商用でない風車を海に設置したことが大きなポイントであったと思われる。

（洋上風力発電の環境及び漁業への影響並びに漁業との共存のため企業が果たすべき役割）

○設備の最終的な処分の在り方も含め、着床式洋上風力発電設備が環境に与える影響について、認識を伺いたい。

●環境への影響については、まずは環境影響評価法に基づく環境アセスメントの取組をしっかりと行っていく。また、最終の処分方法については、今後の技術革新もあり、現時点で明確に固まっているわけではないが、欧州の事例を踏まえると、くいについては、掘り起こすのが技術的に難しく、基本的に海底面で切断をし、海底面下の根入れの部分を残置することを想定している。

○浮体式に比べて、着床式は漁業との共存という点で見劣りするところがあるのか伺いたい。

●着床式は沿岸の近くに設置され、漁場や航路に迷惑が掛かる。しかし、浮体式もチェーンアンカーで固定しており、網を使った漁業者が設置地域に入れない、チェーンで網が破れるといった問題があり、邪魔になるのはどちらも同じである。基礎の形状に関係なく、共存に向け十分な理解を得ることが必要かつ重要である。

○洋上風力発電計画と漁業との関係において、企業が果たすべき社会的責任や取組をどのように考え、実践しているのか伺いたい。

●時間も掛かり、ビジネスだけでは成り立たないこともあるが、お互いに共存できる仕組みを膝詰めで考えていくことが重要である。洋上風力を受け入れることにより、現在の課題や将来の不安を払拭できることがあるのかといった観点で、漁業者にメリットを感じてもらえるものを提案し、実行に移すことが、事業者としての果たすべき責務であると考える。

（洋上風力発電事業実施における住民参画及び住民合意の必要性）

○洋上風力発電事業実施の際に設置される協議会には、地元の首長や利害関係者だけでなく住民も参画して、住民の意思が反映される仕組みにすべきではないか。また、住民参加、住民意思の反映という点での取組や検討していることがあれば伺いたい。

●基本的には、協議会に地域の代表が出る段階で住民の意見が反映されていると理解している。事業の実施に関する事項については、工事着手段階で、漁業者やその組合も含めた地元住民に説明し、十分に話合いをしながら進めることになる。地元住民の方々に良くないと思われていることがあれば、選定された事業者が、しっかりと話合いをして取り組むべきである。また、我々も若手社員が地元の祭りに参加する取組なども行っている。

○洋上風力事業のアジア展開を見据えていくに当たって、そうした国々における地元との合意形成についてはどのように考えているのか伺いたい。

●洋上風力に限らず、発電所を造ることは地元に非常に大きなインパクトがあるので、地元対応は十分に行う必要がある。取り分け、海で行う洋上風力では、環境、地元への影響が大きいことを踏まえて、アジアでの展開の際にも国内と同様の取組が必要であると考えている。

（風力発電産業における技術のオープンシステム化の重要性）

○耐台風性などで優れた日本の技術については、アジアにおける活用の可能性を踏まえ、開発の時間と費用を削減する観点から、特許だけでなく、オープンシステム化していくことも重要であると考えるが、見解を伺いたい。

●コンピューターの例が示すように、標準化、オープンシステム化の力は非常に大きい。洋上風力発電については、現在、三社に技術や標準規格が牛耳られ、新規参入が難しい状況であるが、2050（令和32）年に世界を脱炭素化する上でも、風力発電の拡大は欠かせない。日本には、洋上風力発電の優秀なエンジニアがまだ残っており、失敗によって得られた知見を今こそいかし、優れた技術を積極的にオープンシステム化することで世界に貢献することが求められる。

（我が国の造船業についての今後の戦略）

○現在、我が国の造船業は、船のライフサイクルよりも速く進むＩＭＯの環境規制の強化や政府主導による中国及び韓国とのコスト競争で苦しい状況だが、ＩＭＯで主導的な立場にある我が国として、どのように規制強化と造船業における雇用や技術を守ることの両立を図っていくのか、今後の海事産業における戦略を伺いたい。

●環境技術を高く評価し我が国の低燃費船を選ぶ外国船主も多いが、問題は10から20％の価格差が生じていることである。燃料の転換や環境規制については、古い船の退出を促進し、規制等に対応した新しい船を造ることで我が国の造船業を救っていくことにつながる。巨大で新しい設備を持つ中国及び韓国に対す

る競争力を高めるべく、我が国の造船業は、現在企業再編の途上であり、政府がこうした取組を支援していくことが自然な形と思われる。

（ゼロエミッション船の開発における電化船及び自律型海上輸送システムとの関係性）

○電化の流れの中で、ＩＭＯ及び日本においては、ゼロエミッション船の開発に向けて、モーター駆動の電化船に関しどのような議論がなされているのか伺いたい。

●電化についても議論はされており、小船が中心である内航船での導入を念頭に検討されている。現状では、波の抵抗力に抗した航行が大変困難であること、また、内航船は中小企業が多く、いかにコストダウンしていくかが非常に大きな課題である。

○沖縄では燃料代を含めた運搬コストが高いので、ゼロエミッション船は非常に可能性が高いと思われるが、自律型海上輸送システム船とゼロエミッション船との関係について伺いたい。

●自律型は、自動運航ということで、基本的には、衝突や事故を起こさない、かつ船員も減らせるという、安全の観点での話であるのに対し、ゼロエミッションは、燃料あるいはCO_2の観点からの話であるので、直接は関係がない。しかしながら、例えば離島への運送に電動船や自動化船を使うことによって全体のコストを下げるということは十分に考えられる。

（ゼロエミッション船実現に向けた基盤づくり等を進める上での省庁間の連携の在り方）

○省庁間における縦割りの弊害もあるようだが、ゼロエミッション船の実現に向けて取り組んでいくためには、どのような体制、基盤づくりが必要か伺いたい。

●我が国では、基本的に縦割りが強いものの、CO_2削減、環境問題に関しては、省庁間の連携が非常に良くなってきている。基盤とは枠を作ることではなく、

関係者の意識の問題であり、そこはかなり変わってきている。今の形で問題を共有し、必要なところに資金を出していけば、土台は十分できつつある。

官報（号外）

３．海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（2021（令和３）年４月21日）

海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応

世界経済フォーラム（ダボス会議）の「海洋ごみに関する報告書（2016年１月）」によると、世界全体では、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しており、このままでは2050（令和32）年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの試算が示されている。海洋プラスチックごみについては、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など様々な問題が指摘されており、我が国は、廃棄物の適正処理に関する知見・経験・技術等もいかしつつ、海洋プラスチックごみの効果的な流出防止策や実態把握、環境負荷の少ない素材開発や転換などで貢献していくことが求められている。

また、船舶による海洋環境の汚染問題には、油流出や大気汚染のほかにも、バラスト水や船体付着による生物の越境移動が生態系の破壊や産業・漁業等へ被害を与える問題などが指摘され、このような船舶に関連する課題を解決するため、ＩＭＯではＭＡＲＰＯＬ条約や船舶バラスト水規制管理条約等、統一的な国際ルールが策定されている。海運大国である我が国には、こうした取組において、国際社会を主導していくことが求められている。

また、海洋は地球の表面の多くの部分を覆い、膨大な量の熱とCO_2を吸収するなど、地球の気候システムにおいて重要な役割を果たしている。気候変動問題に取り組む上では、こういった海洋や地球温暖化の影響に非常に敏感な雪氷圏との関係性も考慮した地球全体規模の持続的な海洋観測が必要不可欠であり、我が国も戦略的・積極的に国内外での連携・協力体制を構築し強化していくことが重要となっている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、海洋プラスチックごみの問題についての課題と展望、船舶に起因する海洋汚染問題に関する現状と課題、気候変動が海洋気象へ及ぼす影響とその問題への取組について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、海洋プラスチックごみ問題をめぐる取組と課題、ＧＨＧ削減に関する取組と課題、船舶汚染損害に対する賠償に関する取組と課題、海洋気象観測システムに関する取組と課題、前例のない社会システムへの移行に向けて必要な取組、科学技術外交の推進に向けた方策、北極海航路の利活用に向けた課題等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

角南篤参考人（公益財団法人笹川平和財団理事長）

世界のプラスチック消費量が増大し、コロナ禍で回収も難しくなるなど、プラスチックごみについての問題が山積しており、その発生源が集中する東南アジアを中心とした地域における取組が期待される中で、我が国の取組も世界から注目されている。

海洋プラスチックごみの問題については、マイクロプラスチックの人体への影響などはまだ分からないが、誤食や投棄された漁具による海洋生物への被害などが明らかになっており、国際会議等では既に10年近く、最近はＳＤＧｓの目標14.１や生物多様性条約などとの関連で議論されている。

日本は、Ｇ20大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにより、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロに削減することを打ち出している。ただ、海洋問題に発言力のある人々による「海洋行動の友」は2025（令和７）年までにプラスチックの海洋流入を阻止する目標を掲げており、同ビジョンについては、現実的だがもう少し踏み込んでほしいというのが世界の現状になっている。

政府は、持続可能な海洋経済ハイレベルパネル、国連海洋会議などに参加するとともに、2021（令和３）年から2030（令和12）年までを国連海洋科学の10年として、全世界で海洋科学を推進し、世界の海を健全な形にしていくという国連の

取組をサポートするため、先日、国内委員会を他国に先駆け立ち上げた。海洋科学により地球規模の課題にしっかり応えていくことは、科学技術外交の観点からも非常に期待できる。

一方、ＮＧＯなど民間主体による海洋プラスチックごみを含む海洋問題の国際会議として、世界のＮＧＯによる「オーシャン・アクション・デー」、経済界の「世界経済フォーラム」、ジョン・ケリー元米国国務長官のイシニアチブによる「アワ・オーシャン」、産業界を中心とした「ワールド・オーシャン・サミット」などがある。このうち、「オーシャン・アクション・デー」については当財団が主体で開催するようになってきている。また、「アワ・オーシャン」は非常に重要な会議であり、次回はパラオと当財団との共催という形になることが予定されている。そのほか、二国間での取組である環境省と中国による日中環境ハイレベル円卓対話にも当財団が場所を提供した。中国は発生源として非常に重要となってきている。

我が国の今後の取組に向けた課題として四つ挙げる。

一点目は、国際社会でより野心的な目標が打ち出されていることを踏まえ、我が国として、プラスチックごみの海洋流出ゼロをどう実現していくのか具体的に議論していくことである。

二点目は、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け途上国を支援していくことである。インドネシアやパラオといったアジア太平洋地域の国々への支援は、自由で開かれたインド太平洋と合致し、地政学的な観点からも重要である。アフリカにおいても、ＴＩＣＡＤを通じイニシアチブをとることが期待される。

三点目は、日本の科学技術イノベーションをもっと世界に発信し、途上国でも容易にモニタリングができるような技術の開発や標準化、プラスチックごみの排出削減などにしっかり取り組むことである。

四点目は、国際的な情報発信である。まずは、大阪万博で多くの成功事例を発信できるようにしていくことが重要である。また、国際社会では、民間、ＮＧＯがアジェンダ設定に大きな影響力を持つ中で、それを主導する欧米では議員の指導力が目立つので、議員間のネットワークを活用した外交が最も効果があると考える。議員外交によって世界のアジェンダを動かしていければ、日本でも環境ＮＧＯや企業など民間団体の動きが活発化する流れが生まれるだろう。

富岡仁参考人（名古屋経済大学副学長・同大学大学院法学研究科特別教授）

船舶は、世界経済の発展に寄与する極めて重要な海上輸送手段であるが、一方で、海洋環境を毀損する要因でもある。船舶による海洋汚染問題をめぐる動きについて、四つのことが指摘できる。

一点目は、規制対象が極めて多様化してきていることである。最初、規制対象は、船舶から排出される油、汚水、廃棄物、大気汚染物質等であったが、生物多様性・生態系毀損物質へと拡大した。その中で日本にとって責任が重いものが、船舶の安定性を確保するため船内のタンクに貯留される海水、すなわちバラスト水に含まれる海洋生物が移動先で排出され、生態系だけでなく、経済活動、人の健康等にも悪影響を与える問題である。その後さらに、地球温暖化を新たな海洋汚染問題と捉え、船舶から排出されるＧＨＧも規制対象とすることが提起された。ＩＭＯではその削減に向け、船舶の省エネを義務付け、燃料効率の悪い船舶はできるだけ航行させないようにする技術的措置、そして、減速航行や荒天を回避するなど効率的に燃料を消費し航行する省エネ運航の導入を義務付ける操作的措置の二つの対策が既にとられている。なお、これらに加え、船舶所有者や運航者などに一定の経済的インセンティブあるいはディスインセンティブを与えることにより、排出削減を図る市場的措置の導入も考えられているが、海運業界に対する経済的影響が大きく合意に至っていない。

二点目は、環境保護的観点からの規制が総合的・多面的となってきていることである。これまでと異なり、海難の防止や船員の労働条件の向上などを目的とする条約にも環境保護が明記され、環境対応が義務付けられるようになり、これは環境保護が船舶運航者のみならず海事産業全体の大きな課題であることを意味している。

三点目は、執行方式の多元化である。従来、公海上における条約の執行や違反の取締りは船舶の登録国である旗国を通じて行われてきたが、実効性の観点から、

国連海洋法条約では、これに加え、ＥＥＺについては沿岸国に、公海については寄港国に管轄権を与えるような形で規定が作成されている。

四点目は、船舶汚染損害に対する賠償、補償に関する問題である。船舶からの海洋汚染の防止のためには、抑止・防止・取締りといった公法的な規制だけでなく、被害者救済や環境侵害の回復措置など、船舶管理者、運航者に対する抑止となる民事責任体制の確立が必要である。油タンカーについては、民事責任条約により船舶所有者に厳格な結果責任を課し、船舶責任制限条約の上限額までの保険加入を義務付けるとともに、民事責任の損害賠償額を超える部分についても、利益享受者である石油・電力業界が基金を作り、補償する形で対応している。一方、油タンカー以外の船舶については、バンカー条約が汚染損害に対する責任を定めているが、船舶所有者の範囲を拡大し、管理人や運航者、用船者も民事責任を問う対象としているのが特徴であり、2020（令和２）年に発生したモーリシャスの座礁事故にはこの条約が適用される。

最後に、船舶による海洋環境保全問題への対処に必要なことを四つ挙げる。

一点目は、我が国海事クラスターの発展である。外航海運は厳しい競争環境に置かれており、運航者や船主など海運関係だけでは海洋環境の保全に十分に対応することが難しいことを踏まえ、海事クラスターの基盤を強化し、発展させ、全体で対応していくことが必要である。

二点目は、途上国への技術的・財政的援助である。特に、バラスト水規制条約については、様々な設備の設置、人員の配置が義務付けられるため、技術的・財政的に厳しい途上国の多くが加入しておらず、先進国全体で援助する法体制の構築が必要である。

三点目は、日本船籍船の増加及び便宜置籍船の排除である。これは、船舶による汚染規制を実効的にする上で法的な基礎的条件であり、安全保障上の問題でもある。

四点目は、寄港国管轄権制度の実質化である。広範な公海で発生する海洋汚染について、寄港国が規制の手続きをとり、証拠を保全し、締約国がそれに協力することが地球環境保護のために極めて重大である。そうしたことは、国連海洋法

条約では可能とされているが、実際には、ほとんどとられていないため、日本が国内法で手続きを制度化するなど、国際社会でリーダーシップを発揮してほしい。

須賀利雄参考人（東北大学大学院理学研究科教授）

気候システムは、太陽放射と地球放射のバランスにより安定した気候が維持されるが、人間の活動から排出されたＧＨＧによって均衡が崩れ、熱がたまりつつあるのが、地球温暖化の問題である。ＩＰＣＣの第５次評価報告書では、1971（昭和46）年以降、こうした熱エネルギーの90％以上は海にたまっているとされる。海水温の変化は、緯度・経度、深度で傾向が異なり、気候変動や地球温暖化の実態を正しく理解するためには、世界全体の海を満遍なく観測する必要がある。日本周辺の海面水温は100年で1.3度程度上昇しており、その速さは世界平均の２倍以上となっている。日本付近でも勢力が衰えない台風や豪雨、サンマの不漁などにもこのことが関係していると考えられている。

海水温は、何もしなければ今世紀末までに４度程度、パリ協定に沿った緩和策をとっても１度程度上昇するとされ、今後、海洋熱波や海面上昇などによる極端な気候現象や生態系、人間社会への影響について深く理解し、対応していくための持続的な海洋観測システムの構築が必要とされる。そうした認識の下、ユネスコ政府間海洋学委員会の主導により、現場観測ネットワーク、衛星システム、各国政府、国連機関、個々の科学者等が参加するＧＯＯＳというプログラムが1991（平成３）年から実施されている。ただし、これは、システムのビジョン等を策定して国際協働の枠組みを整備するもので、観測システムを実際に運用するのは各国という形となっている。そして、2019（令和元）年に発表されたＧＯＯＳ2030戦略では、様々な分野・手法が統合された全球海洋観測システムを作り、持続可能な開発、安全、福祉、繁栄に必要な情報の提供を実現することを目指し、各国に対し、これに対応するナショナルＧＯＯＳの立上げが推奨されている。例えばＧＯＯＳを構成する一つである国際アルゴ計画では、4,000台の自動観測ロボットが海洋内部の水温・塩分を観測し、データを送ってきているが、それらは20か国以上の自主的な協力によって展開され、日本は５％程度を担っている。

優れた取組としては、例えば、オーストラリアは、2006（平成18）年から自国の統合海洋観測システムを開始し、沿岸から外洋までの全ての観測データを幅広いコミュニティーで使えるようにし、国際アルゴ計画にも貢献している。欧州は、観測が断片的で短期的といった課題を捉えているが、自らが必要とするデータや便益が得られるような全球的なインフラが設計されるよう、非営利団体を通じて早くから国際プログラムへの貢献と監視に取り組み、ユーロＧＯＯＳでは大幅な改善に成功している。米国では、ＧＯＯＳの開始当初から自国ＧＯＯＳのコンセプトを検討した上で、2002（平成14）年から自国の統合海洋観測システムを開始し、国際的な海洋観測の半分ほどを担いつつ、国内のニーズにもしっかり応える仕組みを作っている。

国連海洋科学の10年は、海洋科学を革新的に進歩させることでＳＤＧｓの諸課題を解決するものであり、そこで重要性がうたわれている持続的な海洋観測の確立はＧＯＯＳ2030戦略とも調和する。日本は、気候と海の関係に世界がまだ注目していない1960年代から定線観測を実施するなど、持続的な海洋観測の先進国であり、また、これまでの国際連携や海洋観測の実績も大きく、現在構築を目指しているシステムに関しても世界から期待されている。しかし、日本には、産学官の枠を超えた分野横断的な統合的海洋観測システムに関する国家的ビジョン、戦略的な実施計画を策定し、実施するための体制がない。この１から２年のうちにナショナルＧＯＯＳを作り戦略的に取り組まなければ、ＧＯＯＳ2030戦略や国連海洋科学の10年への貢献が難しくなり、国際的な地位が低下するなど手遅れになることを危惧している。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（海洋プラスチックごみ問題をめぐる取組と課題）

○環境保護と持続可能な経済の実現に向けた日本のリーダーシップの発揮が求められていることを踏まえ、生分解性プラスチックなど新技術の開発への取組及び課題について伺いたい。

●日本には、例えばプラスチックを分解して付加価値の高いものを作るなどの素晴らしい技術があるが、国際スタンダードでなければ、ＥＳＧ投資などの金融メカニズムも絡み、どれだけ優れた技術でも世界では使われない。新技術をめぐる国際競争が激しくなる中、欧州のように政府が戦略を立て、企業と連携してそれをすべきである。

○マイクロプラスチックの人体への影響に関する研究の現状と今後の展望について伺いたい。

●人体への影響については様々な意見が出ているが、決定的なエビデンスはまだない。しっかりとした評価が行われるよう、十分なデータの収集など今後の研究が期待される。

○中国やインドネシアなど海洋プラスチック排出量が非常に多い国々は排出削減に意欲的なのか。また、そうした国々に対し着実な排出削減を促していくためには、どのような国際的枠組みが重要であり、我が国はどう役割を果たすべきか伺いたい。

●大きな排出源であり、その処理も影響力のある中国のほか、インドやインドネシアなどの国々も、取り組む意欲はあるものの、様々な事情で効果的な対策が打ち出せていないと考える。国際的な枠組みの構築も重要であるが、それが、実際の動きにつながるのかということもあり、むしろ二国間での対話・交渉を通じ、それらの国々が現実的と思える解決策について議論し、日本の技術を提供しつつ協力していく地道な取組が重要である。

○2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにするという国際目標実現に向けた具体的な解決策について伺いたい。

●プラスチックが役立つ製品もあるので、その使用を直ちにやめることは現実的

ではないため、発生源を特定し海に流出させず、100％に近いリサイクル率を実現しながら、同時にプラスチック代替製品の開発を進めるなどの取組と並行して進める必要がある。

○プラスチックを一掃するには、安くて便利な代替品が必要だが、環境に優しい素材に関する研究開発の進捗状況について伺いたい。

●代替素材の研究開発は進んでおり、そう遠くない将来には出てくると思われる。最初はどうしてもコスト面で課題があり、政策的な支援が必要となるが、技術が積み重なることによりコストもダウンしていくので、長期戦略で臨む必要がある。

○世界的にもプラスチック製品への対策は削減が最優先であり、大量製造・大量消費社会の在り方を見直すため、プラスチック製品を生産・使用する企業の責任を明確化していくことが重要であると考えるが、見解を伺いたい。

●プラスチックの削減に取り組むことが世界の大きな流れであり、我が国も企業とともにどこまで踏み込めるのかが課題となっている。現在、笹川平和財団でも、国際的な議論の必要性を踏まえ、企業や自治体など様々な関係者が議論していくプラットフォームづくりなどに取り組んでいる。

○海洋汚染やプラスチックの問題に関する若い世代への啓発について見解を伺いたい。

●大学生にはサイエンスがＳＤＧｓを下支えしていることを伝えるようにしているほか、小学生への出前授業も行っているが、特に小学生の柔軟で本質を理解する力は驚くほどである。授業に海洋教育を取り入れることなどで、早い段階から海と共生しているという意識を持ち、それが当たり前になることが重要である。

○瀬戸内４県の包括的海洋ごみ対策プロジェクトには大変期待しているが、県や

市町村を越えて移動する海洋ごみ等の回収における役割分担の曖昧さといった課題への解決策について伺いたい。

●同プロジェクトでは、漂着ごみの回収責任やコスト負担等について、４県の知事が集まり全体で解決策を考えていく仕組みとしており、行政の枠を超えた新しい形態づくりの試みである。

（ＧＨＧ削減に関する取組と課題）

○ＩＭＯによるＧＨＧ削減の取組については、どの程度実効性が見込まれるのか、また、我が国が主導権を握るための方策について伺いたい。

●ＩＭＯによる2018（平成30）年のＧＨＧ削減戦略は、具体的な政策を立てた上で目標を立てる画期的なものであり、これには日本の協力が大きかったと聞いているほか、日本は環境保護でも従来からリーダーシップを発揮している。しかし、ＩＭＯとの人的交流をもっと活発化すれば、更なるリーダーシップの発揮につながる。船舶に最も責任を負う国として、船舶関係の規則の定立に大きく貢献すべきである。

○ＧＨＧ削減に関する技術力がある欧州が、ＩＭＯでの取組でも主体的にコミットすると思われ、我が国が余り踏み込むと特許料などを取られ続けることになるのではないかとも懸念するが、ＩＭＯに関与する上での注意点について伺いたい。

●特許の状況は正確に承知していないが、我が国はコスト面での課題はあるものの、優れた技術を持っており、欧州勢と十分競争が可能ではないかと考える。

（船舶汚染損害に対する賠償に関する取組と課題）

○船舶起因の汚染損害に対する被害者救済制度の下で、被害を受けた現地の人々にきちんと補償がなされるのには困難な課題があるのではないかと思うが、国際比較の観点から日本近海とガバナンスの低い途上国近海で発生した場合の違いについて伺いたい。

●貨物船による油流出事故についてはバンカー条約の対象となるが、日本は改正後の条約に入っているので、日本近海の場合、補償上限額は約80億円となる。一方、モーリシャス沖で発生した事故の場合、モーリシャスは旧条約しか入っていないので補償の上限額は約19億円で、十分な補償を受けられない可能性がある。また、貨物船による事故については、油タンカーによる事故を対象とする基金条約のようなものがないので、十分な補償を可能とする体制整備が必要である。

○船主と船籍との国の違いなど複雑な状況の中、企業は、海難事故が起きた場合の賠償責任について十分な意識を持って教育等に取り組んでいるのか伺いたい。

●海難事故の性格上、船主に制限的な責任を負わせることとしている条約の下では、船舶の用船者や運航者の企業に法的な責任がない場合もあるが、そうした企業に一切責任がないという考え方は間違いである。道義的責任などということではそれを果たさない企業もあるので、法的な責任として、何らかの形で国際条約に具体的に定めておくべきである。

（海洋気象観測システムに関する取組と課題）

○捨てるものを選択し、残りのものに資源を集中させることが戦略の定義だと認識しているが、海洋観測システムの構築において我が国が取るべき戦略について伺いたい。

●日本では、統一的なビジョンがないまま、海洋観測の様々な取組がなされ、国際的枠組みや国際目標を意識した言葉で発信されないため、様々なグッドプラクティスがあっても、それが国際社会に共有されていない。今のシステムを最大限いかしながらそうした状況を改めるため、国としての統一的な戦略を打ち出す必要がある。

○気候変動と経済的損失の相関関係の重要性を踏まえ、我が国の海洋観測システム戦略を考えていく場合の課題について伺いたい。

●ＧＯＯＳ2030戦略や国連海洋科学の10年では、これまで上手くリンクしていなかった海洋観測・研究に基づく気候変動の予測とそれが経済に与える影響をつなげることが、まさに課題となっている。日本も国際的な枠組みを念頭に体制整備を進め、国際社会に発信していかなければ、主導的な役割が果たせない。

○日本近海で世界平均の２倍以上の急激な海面水温の上昇が生じている原因及びこうしたことはこの海域だけで起こっていることなのか伺いたい。

●日本近海では、低緯度から中緯度に熱を輸送している海流である黒潮の作用が強まっていると考えられる。海面の温度は、循環と混合のバランスで保たれているので、あるいは、温暖化で冷やす機能が弱まっているのかもしれない。全体の仕組みが分からないので、今後更なる観測・研究が必要である。

○オーストラリア政府が総合海洋観測システムに係る取組に非常に前向きである理由について伺いたい。

●海に囲まれるオーストラリアでは、重要な産業である農業が海の変化に大きく影響を受けるため、盛んに研究を進めるとともに、国際的な海洋観測網にも貢献している。また、限られたリソースを使って国のプレゼンスを高めるということも背景にはあるのかもしれない。一方、日本もそうしたことができるポテンシャルはあるが、取組が細分化され国際的にアピールできていない。

○国際アルゴ計画における中国の貢献度に関する現状と今後の見通しについて伺いたい。

●日本は自動観測ロボットを219台運用しており、国際アルゴ計画における貢献度は５％程度である。一方、中国が現在運用しているのは89台だが、既に300から400台の運用に向けて動き始めている。

（前例のない社会システムへの移行に向けて必要な取組）

○ＩＰＣＣは、地球温暖化や海面上昇と気候変動との関連性を明確に位置付け、

社会のあらゆる側面における急速かつ広範な前例のない社会システムの移行が必要であるとしているが、産業構造の在り方の見直しなど必要な取組について伺いたい。

●環境に負荷の掛からない製品や代替エネルギーなどについては、技術は進むので、コストが掛かるように見えても思い切って変えていくということ、そして、教育を通じて、一人一人が、人間の活動が地球環境にどう結び付いているのか自覚して生活できるようになることが、システムの大きな変革に必要な側面である。

（科学技術外交の推進に向けた方策）

○科学技術外交を推進する上で、最前線で働く外交官などが求められる知見を高めていくことが大事であると考えるが、見解を伺いたい。

●科学技術外交については、国際的なルール形成や国際世論への影響という観点で非常に重要な外交ツールであるとの認識がかなり浸透し、例えば外務省では科学技術顧問を設置し、勉強会を開催するなどの取組が始まっている。専門的知見を持った外交官や外交が分かる科学者の養成などが今後の一番大きな課題である。

（北極海航路の利活用に向けた課題）

○最近スエズ運河で座礁事故が発生したところだが、北極海航路の活用について見解を伺いたい。

●北極海航路が現実的になる中で、持続可能な形の利用が世界の課題となっている。北極は分からないことが多く、日本も建造を進めることとなった砕氷船も活用し、データを収集し、まずは北極海の状況を把握することから始めるべきである。

４．我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割

（１）海洋の安全確保等に向けた課題と取組（2021（令和３）年４月14日）

1984（昭和59）年に採択された国連海洋法条約は、既存のいわゆるジュネーブ海洋法四条約や海に関する国際慣習法等を踏まえつつ、ＥＥＺ等、新たな海洋に関する制度を盛り込んだ、海洋に関する諸問題を包括的に規律する重要な国際法であり、「海の憲法」とも呼ばれる。

しかしながら、近年、東アジア、特に東シナ海や南シナ海において、中国は、尖閣諸島周辺海域における公船の常態的な我が国領海への侵入や2021（令和３）年２月の海警法の施行、南シナ海における新たな行政区の設置や軍事力強化の動きなど、国連海洋法条約等に基づく海洋法秩序に対する挑戦とも受け取れる活動を活発化させている。

東アジア、ひいては世界における海上輸送の要路に位置し、地政学的にも重要な海域における、国連海洋法条約に基づく法の支配、海洋の安全の確保は、我が国のみならず、国際社会全体の共通した利益であり関心事となっている中で、我が国が国際社会と連携しつつ、どのように取り組んでいくべきかが改めて問われている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、海洋安全保障と法の支配、中国海警法をめぐる諸問題と我が国の対応策、我が国周辺海域における秩序維持及び安全確保に向けた取組について、それぞれ意見を聴取した。

質疑においては、国連海洋法条約に基づく海洋法秩序をめぐる現状と中国への対応策、中国海警法をめぐる問題や尖閣諸島と台湾の周辺海域を含む東シナ海及び南シナ海をめぐる問題の現状と対応策、海洋人材の確保と活用に向けた方策、国境離島の活用の在り方、海上保安庁の船艇整備の見通し、中国による人権侵害への対応及び同国の法の支配をめぐる認識等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

坂元茂樹参考人（神戸大学名誉教授）

国連海洋法条約は、海洋区分に基づき、国の権利義務を定める普遍的な条約であり、同条約の体系と両立しない主張が認められる余地はない。中国の主張する南シナ海における九段線が同条約に違反するとした、2016（平成28）年７月の南シナ海仲裁裁判判決はこれを明確に示すものであるが、中国は同判決を違法かつ無効とし、履行を拒んでいる。国際社会には、こうした中国の姿勢を容認せず、南シナ海を同条約が適用される平和の海にする努力が求められる。

国連海洋法条約は、各国が海洋の利用について権限を行使する際に協調して処理をするための客観的な枠組みを設けるもので、各国がその規定を国内法に取り込むことで初めて意義を持つ。しかし、中国は締約国であるにもかかわらず、外国軍艦の領海内での通航に係る事前許可や接続水域における安全に対する管轄権を規定した領海及び接続水域法など、従来から同条約に合致しない国内法を制定している。2021（令和３）年２月から施行された海警法にも懸念される点がある。すなわち、同法第３条では、海警が管轄権を行使する海域が、中国の管轄水域という定義のない曖昧な表現になっており、恣意的な運用がなされる可能性があるほか、上空での海上権益擁護の法執行業務を展開できるとしていることから、ＥＥＺ上空で管轄権が行使されれば国際法に違反する。その他、一般に外国軍艦等には執行管轄権からの免除が認められているにもかかわらず、同法第22条で外国軍艦等に対する強制措置を規定している。さらに、武器の使用については、同条でその対象範囲を外国組織にまで広げるとともに、同法第46条及び第49条で原則化しており、国際法が求める必要性や均衡性といった要件への配慮も見られず、尖閣諸島周辺海域において日本漁船を追尾する中国公船が、当該漁船を保護する海上保安庁の巡視船に対し、武器を使用する可能性が排除されない条文構成となっている。また、同法により法執行機能に加え、防衛任務も付与された海警が武器を使用した場合、法執行活動と軍事活動の境界が曖昧になる問題もある。海警法の施行は、世界最大の海上法執行機関の力を背景に、中国による国際法違反の局面が立法から執行に移ることを意味し、これを許せば、南シナ海や東シナ海における海洋秩序を法の支配から力の支配に委ねることになる。

日本がとるべき今後の対応は、米国との間で日米安保条約第５条が尖閣諸島に適用されることを首脳間で再確認すること、欧州に日米豪印による戦略的な枠組みへの更なる関与を求め、法の支配等の共通の価値観の共有を広めていくこと、中国との間で不測の事態が生じないよう、海空連絡メカニズムの対象に日中両国の海上警察機関の船舶や航空機を加えるよう交渉することである。また、尖閣諸島については、中国が日米安保条約の発動要件を回避すべく、いわゆるグレーゾーン事態での行動を模索すると考えられることから、海上保安庁と自衛隊の緊密な連携の構築が必要である。選択肢としては、①海上保安庁を準軍事組織化し、権限と装備を強化する、②巡視警戒を自衛隊の任務に加え、防衛出動手続を迅速化する、③海上保安庁から自衛隊への移行をスムーズにできるよう合同訓練などで連携を強化する、という三つが考えられるが、③が良いのではないか。そして、日本が先に武力行使したと主張し得る状況を中国に作らせないため、海上保安庁の機能を法執行活動に限定する海上保安庁法第25条の存在や自衛隊による海上警備行動が法執行活動であることを国際的に周知させていく必要がある。法執行活動に基づく実力行使であっても、反撃によって武力紛争が発生する可能性もあり、あらゆる場合に対外的な説明責任を果たせるような対処方針の策定が必要である。

小谷哲男参考人（明海大学外国語学部教授・公益財団法人日本国際問題研究所主任研究員）

中国海警局は、海洋強国を目指し、日本の海上保安庁をモデルに2013（平成25）年に四つの海洋部局を統合して創設されたものであるが、組織上は国家海洋局の下にありながらも、武器を使用するため、運用に関しては公安部の指揮を受ける中途半端な存在として、四つの部局の縦割り状態のまま根拠法もなく存続してきた。2018（平成30）年に中央軍事委員会の一元的な指導・指揮を受ける武警の下に移管され、根拠法を作りやすくなったことが、今回の海警法制定の一番大きな

きっかけである。海警法は、これまでの海警の行動を後から裏付けるものであり、長期的には海警の役割が拡大する可能性はあるにせよ、短期的には海警の行動を急激に変えるものではないと思われる。

しかし、海警法を見ると、国際法の観点から逸脱している部分があるほか、国家主権の防護を役割に含むなど、海警は軍隊の一部としての性格を更に強めている。武器については、必要最小限で合理的な水準で使用するとし、国際的な基準を大きく逸脱はしていないが、領海、ＥＥＺ、大陸棚だけでなく、九段線の中の水域及び台湾海峡、台湾の東側海域、更には沖縄トラフを含む東シナ海にまで同法が適用されるとすれば、海洋法秩序を大きく揺るがしかねない事態を引き起こす可能性がある。さらに、同法第25条で管轄水域の中に設けることができるとしている海上臨時警戒区については、領海よりも広い海域で設定し、外国船舶の侵入を禁止できるように考えていると思われる。また、同法第21条に定める外国軍艦等に対する強制措置については、主権免除の原則を大きく逸脱しかねず、場合によっては武力の行使に当たり、日本の自衛権発動につながるような事態を引き起こす可能性もある。

そこで、日本としては、まず何よりも冷静かつ国際法に基づく対応を考えていくべきである。海警法を過剰に評価して過剰に反応することは日本の国益にはならない。海上保安庁による危害射撃に関する議論が国会等でなされ、外国メディア等にも報道されているが、米国や東南アジアの専門家からは日本が過剰に反応しているとの指摘もある上、中国自身がそうした世論工作を始めていることに留意すべきである。また、国会という公の場でのそうした議論は、手の内を見せることにもなり、抑止の観点からも適切かどうか考える必要がある。また、既にぎりぎりの状況で頑張っている海上保安庁の現場の負担を軽減する必要があり、政治の責任において東シナ海あるいは海洋法秩序の問題に取り組むべきである。例えば、軍の一部とも言える海警局が尖閣諸島に上陸した場合には、組織的かつ計画的な武力侵攻とみなすことも十分可能と思われ、現場に判断を委ねるのではなく、政治がその責任において武力攻撃事態の認定を行い、きちんと対処するといった議論をしていくべきである。さらに、同様の懸念を強めている周辺諸国との国

際的な連携を深め、中国が海洋法の精神に逆らうような形で海警法を運用しないよう圧力を掛けていくことが必要である。同法草案の修正経緯から見ても、周辺諸国一丸となった懸念の表明には中国を動かす一定の効果が期待できる。

向田昌幸参考人（元海上保安庁警備救難監）

国連海洋法条約によって沿岸国の管轄権が拡大し、海洋の価値は飛躍的に高まり、各国が自国の海洋権益の確保・保全や安全保障の観点から海洋進出を目指すようになった。我が国周辺海域においても、近隣諸国等の国力向上に伴い、国家間の海洋をめぐる軋轢が先鋭化してきた。

我が国が主張・設定する管轄海域は国土面積の12倍分に及ぶが、その内の約２倍分は、海上法執行活動等がままならない海域である。すなわち、北方領土周辺のロシアに実効支配されている海域では、法執行活動が事実上不可能となっているほか、日韓漁業協定に基づく日韓漁業暫定水域、日中漁業協定に基づく日中漁業暫定水域及びその北側の中間水域、並びに日台漁業取決めに基づく日台漁業暫定水域では、いずれも旗国主義に基づき、相手方漁船に対する取締りが行えない。また、東シナ海の北緯27度以南の水域については、日中漁業協定に附属する外務大臣書簡により、中国国民を日本漁業関係法令の適用除外としているため、この海域の日本側ＥＥＺ内で中国漁船の取締りは行われていないが、中国公船による自国漁船に対する訪船指導等と目される動きが散見され、その都度、我が国ＥＥＺ内での中国の法執行活動は認められないと通告し、中止させるようにしている。また、中国と韓国が単なる岩であるとクレームを付けている沖ノ鳥島の海域では、特に中国が海上保安庁の中止要求を無視して軍事目的と見られる海洋調査活動を活発化させている。東シナ海の大陸棚の境界画定をめぐる日本と、中国、韓国との争いは先鋭化していないが、今後予断を許さないと思われる。

海上保安体制の在り方については、2016（平成28）年12月21日に決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制強化が継続されてはいるものの、その主要部分を尖閣問題への対応に充当せざるを得ないため、海上保安庁の全国的な業務執行体制は人員、装備いずれもまだ不十分であり、特に現場部隊における

訓練体制の確保と教育訓練施設等の拡充が喫緊の課題となっている。海上保安庁の業務が複数の省庁にまたがる中で、必要な予算、定員を所管省庁である国土交通省だけで賄うのは負担が大きく、関係省庁が一丸となって支援してもらいたい。

そもそも、海上保安体制を全て海上保安庁が一手に引き受けるのは困難であり、官公民の一致協力の下、国を挙げた海上保安体制を目指すことが重要である。その一環として、民間の退職海上保安官、民間ボランティア救助員、ライフセーバーなどについて、地先沿岸域の捜索救助や一般市民対象の海上安全指導といった現職海上保安官の活動を補完する勢力として積極的に活用するとともに、公的な支援をお願いしたい。海洋監視体制を充実させるために漁船等及び漁業無線局との連携も図るべきである。また、平素から同庁と防衛省・自衛隊との有機的な連携協力体制を確保するため、自衛隊が平時においても国防という本来任務を日常的に遂行できるような国内環境を整備すべきである。

海上保安庁の執行権限の在り方として、外国漁船団による不法行為については、再発、再犯防止を徹底するため、確実に制圧、拿捕、検挙、担保金の確実な徴収等、厳正な法執行をすべきであり、尖閣諸島周辺における中国人や台湾人による事案についても、他の国内海域と同様、厳正かつ公正公平な法執行に努めるべきである。また、外国船に対する武器の使用について、私船に対しては1999（平成11）年の能登半島沖不審船事件で行った初の威嚇射撃以外に海上保安庁が先に発砲した事例はなく、公船に対しては、一般論として、状況に応じて関係法令の範囲内で適切に対処すべきであるものの、不測の事態への発展を回避するためには、武器使用を含む実力行使はできるだけ避けることが望ましい。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（国連海洋法条約に基づく海洋法秩序をめぐる現状と中国への対応策）

○核不拡散条約では、条約の遵守状況を確認するため、５年ごとに締約国会議を

行う仕組みがあるが、国連海洋法条約でも、条約のメカニズムとして十分な遵守確保の仕組みを備えているのか伺いたい。

●国連海洋法条約における締約国会議は、環境条約や軍縮条約のような条約遵守のメカニズムではなく、特定の国の条約違反の問題は扱わない。そのため、南シナ海仲裁裁判の判決後に開催されたＧ20サミットにおいて、中国に同判決の遵守を求めたのが米国と日本のみであったり、また、中国はロシアとの国際法の促進に関する共同宣言で、一方的な提訴は平和的解決に含まれないとして、自身の正当化を行ったりする状況である。

○領土紛争については、国際法にのっとり外交的、平和的解決に力を尽くすことが何より重要であるが、国際社会と連携し国連憲章や国連海洋法条約等の国際法の遵守を迫っていくことでの中国に与える影響について、見解を伺いたい。

●中国は、中国共産党を国際法よりも上の存在と認識しているので、国際法に基づいた対応を求めてもなかなか効果が表れない。しかし、南シナ海仲裁裁判判決の後に九段線という言葉を公の場で使わなくなったことや、日本側が懸念を伝えたところ、海警法の草案が変わったことなど、全く効果がないわけでもない。国際的な評判を気にしているのは間違いないので、中国のメンツを上手く活用する形で行動を変えさせる努力を続けていくしかない。

○アジアに成長の芽が移る中で、海の恒久平和を共通の国際益として中国に認識させ、台湾有事のような19世紀的な対立に陥る選択肢を決してとらせないようにする外交は可能か、見解を伺いたい。

●米国では、問題の根源は中国の共産党体制にあるというのがトランプ前政権の認識であったが、最近では習近平主席自身であるとの議論もある。しかし、中国の隣国で経済的関係も深い日本としては、共存していく方策を考えることが必要である。その際、バイデン政権が行おうとしているように、協力するところと対抗するところを切り分ける原則を持って中国と向き合っていくことが一番大事である。

官　報　（号　外）

○イギリス、フランス、ドイツなどがインド洋を含む中国による覇権主義的な動きに関与する姿勢を示しているが、対中国を考える上でＥＵ諸国との関係をどう見ていくのかについて伺いたい。

●そうした国々の動きについては、国際法秩序への重大な挑戦である中国の覇権主義的な行動に反対し、抑止するための対応と理解している。主権の問題を第三者に委ねないという立場をとる中国との間では、国際司法裁判所による尖閣問題の解決も望めず、最後は外交努力が求められることになる。法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保等、共通の価値を持つ米国やＥＵ諸国とともに外交的なプレッシャーを掛けていく以外に方法はない。

（中国海警法をめぐる問題や尖閣諸島と台湾の周辺海域を含む東シナ海及び南シナ海をめぐる問題の現状と対応策）

○海警法を受けて、日本が海上保安庁を準軍事組織化するという選択肢については、中国の逸脱した国際法解釈に触発されて、日本も同じ方向に向かってしまう危険性もあるので、それとは異なる方法をとる必要がある。

○海警法施行による尖閣諸島周辺海域の状況への影響が懸念されるが、侮らせない日本となるために、海上保安庁と自衛隊との連携も含め海上保安体制の強化はどうあるべきか伺いたい。

●日中が世界で１位、２位を争う最大規模の海上警察機関を有している中で、中国は日本を上回る形で巡視船の大型化を進めているので、武器の使用よりも前に中国が行いそうな体当たり戦術への対策が重要となる。また、海上保安庁の人員も急に増やすことはできないが、尖閣諸島の厳しい状況を踏まえ、同庁の装備や人員を引き続き強化していく必要がある。

○中国が、尖閣諸島に対するよりも前に直接的な行動に出ることが懸念されるのは、太平島であり、同島への侵攻を契機とした台湾有事の可能性について、認識を伺いたい。

●台湾の武力統一に踏み切るのは、今後の政治日程等を考えれば、2027（令和９）年でも中国にとってコストが高過ぎる。しかし、台湾が実効支配し、民間人も軍も存在せず米軍の介入リスクが低い東沙諸島への侵攻については、台湾統一の決意表明にもなるので、数年以内にあってもおかしくなく、その際に国際社会や米国がどう対抗するのか、想定をしておく必要がある。また、尖閣諸島については、中国にとって、その周辺で海警が管轄権を行使しているよう内外に見せている現状で当面は十分であり、上陸の可能性は低い。しかし、中国は同諸島を台湾の一部としているので、台湾有事の際には攻めてくることが十分考えられる。

○日中間の危険な状態をいかに早く脱するとともに、武力紛争等を起こさせないよう全力を尽くす必要があると考えるが、そうした視点から、海空連絡メカニズムが運用されるようにするために必要な方策を伺いたい。

●日中両国間では同メカニズムの重要性について共有されてはいる。ホットラインの開設が重要であるにもかかわらず進捗していないので、まずはそれを行うべきである。また、中国の海警と日本の巡視船の間についても、不測の事態が生じないよう、同メカニズムの対象に加えるよう交渉すべきと考える。

●中国との間では、危機管理に対する考え方の違いがあり、危機が起きた際にメカニズムが上手く機能しない課題がある。危機管理のメカニズムは、本来、危機を回避するために当局同士で運用するものだが、そこに政治的な判断が絡んでくるのが中国の特徴であり、当局同士で運用できるよう、政治の相当上のレベルで常に議論をしていく必要がある。

○尖閣諸島でのグレーゾーン事態における軍事的エスカレーションのリスク解消のためにどのような具体的取組が求められるか、見解を伺いたい。

●海上保安庁と自衛隊の連携等、日本としては、すべきことをしてきたが、中国の専門家などは海上自衛隊が出てきた時点でブラックだとし、グレーゾーンの存在を認めていないほか、米国でも同じような反応が出る。日本独自の海上警

備行動について、様々なチャンネルを通じ、まずは中国側に説明するとともに、米国を含めた周辺諸国にも事前に理解してもらうことが大事である。

○尖閣諸島の実効支配を強化していくべきと考えるが、その際、様々な横やりが入ることも想定される中で、どういった方策が考えられるのか伺いたい。

●実効支配の強化として、ここ数年来議論されている同諸島での施設建設や公務員の常駐については、国際社会から日本が一方的に行ったと見られた場合にマイナスになるほか、海警が阻止行動に出てくる事態も招きかねないので、中国が何らかの強硬な姿勢を取った後に、対抗措置として行うことが望ましいと考える。

○台湾について、中国は統一の意図を明確にし、尖閣諸島もその一部として、布石も打ってきている中で、台湾を防衛する姿勢を示している米国から、首脳会談で何らかのコミットメントを求められた場合、日本は応えられるのか、また、できない場合には、どうすれば日米間の信頼関係を維持していけるのか、代替策も含め、見解を伺いたい。

●台湾問題について、日本がこれまで以上に積極的なコミットメントを日米首脳会談で行うことは、日中関係を考えた場合、より慎重であるべきであり、今は明確なメッセージを出す時期ではない。2027（令和９）年の人民解放軍創立100周年の奮闘目標を、台湾問題と尖閣問題の連携の可能性を踏まえ注視する必要がある。

●かつて日米首脳が共同声明において台湾の安全の重要性に言及した1969（昭和44）年当時と異なり、今日は緊張の度合が非常に高く、平和安全法制の下で、在沖米軍基地が攻撃されれば武力攻撃事態として対処するほか、台湾の離島への攻撃であっても重要影響事態として認定し、米軍とともに対処計画を立て、準備を進めることが求められる。さらに、台湾とも連携した対処が必要になるので、台湾の軍との関係構築も課題である。

○日本政府は、海警法について、深刻な懸念と国際法に違反する形で運用されることがあってはならないとの表明にとどめているが、同法自体が国際法違反であると批判し撤回を求めるべきであり、また、尖閣諸島が歴史的にも国際法的にも日本の領土であることを、中国や国際社会にしっかり主張することが重要と考えるが、見解を伺いたい。

●海警法について、日本政府がその運用に関する懸念の表明にとどめているのは、国際法の世界では通常、自国民の利益を害されない他国が、国際法違反の国内立法を行った国の国家責任を追及できないためであると理解している。しかし、海警法の曖昧な規定による拿捕の危険性によって漁船が従来の海域への出漁を見合わせざるを得なくなることで損害が発生しているとして、中国の責任を追及できる可能性もないわけではなく、具体的損害の発生を強調し過ぎるのは疑問が残る。なお、中国憲法には国際法との関係を規定した条文はなく、中国は国際法にケース・バイ・ケースで対応している。

●日本政府は、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないとホームページ等で発信しているものの、国際社会には十分浸透していない。米国も、ニクソン政権以来、領有権問題に中立不関与の政策をとり、裏を返せば、尖閣諸島は日本の固有の領土ではないと暗に言っているような状況であるので、中国の主張は根も葉もないものであることを国内外により分かる形で発信していくことが大事である。

○尖閣諸島の領有を目指す中国の戦略的意図について伺いたい。

●尖閣諸島については、中国は1970年代には全く関心がなかったが、自らの一部とする台湾が周辺海域での石油埋蔵を念頭に領有権主張を始めたため、同様の主張をしたものの、ソ連の脅威への対策として日米との関係改善を最優先とし、棚上げの立場をとった。その後、漁業の能力向上やＥＥＺの誕生により無視できない存在となり、1992（平成４）年の領海法で領土と位置付けたのだが、根本には一つの中国の原則があり、台湾問題と尖閣問題は切り離せない。

○中国海警法の施行を踏まえたアジア諸国との連携の在り方について伺いたい。

●漁船の大量集結や違法構造物の構築など、南シナ海における実効支配の拡大に向け、中国が世界最大の海上警察機関である海警を前面に出してくると、東南アジア諸国が対峙するのは困難となるので、日本は、これに対抗していくために必要な海上警察機関の能力構築に向けて、こうした国々に対し船舶の供与や乗員の教育訓練を積極的に行うなどの貢献をしている。

●東南アジア諸国における海上保安機関の設立、能力強化への協力は、南シナ海問題への対応というより、需要が高まる海上法執行を余りノウハウのない軍隊に任せている現状を改善しようとするものである。日本の敗戦に伴い帰属が不明確となり、早い者勝ち、強い者勝ちの状況となっている南シナ海に対し、サンフランシスコ平和条約や沖縄返還協定において日本固有の領土であることが明確に裏付けられている尖閣諸島の周辺海域を含む東シナ海は分けて考えるべきである。中国もその違いを理解しているので、南シナ海のような横暴な対応はしてこないと思われる。

○アジア諸国との連携において重要になる国と期待する役割について伺いたい。

●中国と直接係争を抱えているベトナム、マレーシア、フィリピン等が重要であり、既に連携している。しかし、台湾との連携なしに東シナ海及び南シナ海の安定は望めない。海警法ができた後、米台間では、コーストガード同士の連携を深める覚書が交わされており、日本としてもそうした連携協力をいかにして深めていくのか考える必要がある。

○中国に対する上では、台湾のほか、韓国とも協力関係を作っていくことが大変重要であると考えるが、そのための方策について伺いたい。

●竹島問題があるため、日韓のコーストガード同士の協力は難しいが、北太平洋における違法漁業監視のための多国間枠組みなどを土台に、両国間のコーストガードの連携を深めるとともに、その枠組みで中国とも様々な話合いを行い、信頼関係の構築や危機管理についての意識の共有を図ることは可能である。こ

うした取組は国家間の関係が難しいときでも継続していくべきである。

○海上法執行能力強化に向けた協力を通じてアジア諸国との連携を中長期的に構築していくことの意義について伺いたい。

●東南アジア諸国には、ＯＤＡ等により新旧巡視船を供与するとともに、海上保安官がＪＩＣＡ等を通じて船の運航やメンテナンスを含め様々な指導を行っているが、コロナ禍で人を派遣して指導するのも難しくなる中、各国における船の修繕能力の違いなどを総合的に勘案しながら国際協力を行っていく必要がある。

（海洋人材の確保と活用に向けた方策）

○ライフセーバーの活動などを見ていると、まさに海洋国家日本の次世代を担う人材と思われる。海上保安庁の人材確保に限らず、こうした民間の経済活動を含めた海洋人材の活用を拡大するための方策について伺いたい。

●地先沿岸の水難救助等については、本来、地方自治体や警察、消防が担ってよいものの、救難勢力確保には相当な負担が生じることから、十分関与できていない。海浜事故において、船や飛行機ではなく自ら体を張って救助を行っているのはライフセーバーのみであるが、現在、国や地方自治体にライフセーバーを活用するといった専門的なポストは存在していない。安全指導など、彼らを公的に活用する方策はあると思われる。

○知見だけでなく、ある意味でのセキュリティクリアランスを持つＯＢの活用は大事であり、例えば、基地での様々な後方支援や教育現場での活用などが考えられるが、海上保安庁ＯＢの活用の可能性について伺いたい。

●海上保安庁では、急激な増員に伴い現場におけるノウハウの伝承や必要な資格を持つ者の確保がままならなくなっている状況を踏まえ、65歳までの再任用を継続しているが、一方で若い世代の昇進や士気への影響といった内部の問題も生じている。また、尖閣対応以外の各部署も非常に劣悪な人的体制となってお

り、全国的に海上保安体制をより充実させる上で、地方における海上保安官ＯＢの活用が重要である。

（国境離島の活用の在り方）

○国境離島の重要性に関する認識が国民の間でも深まってきたと思うが、漁業資源や希少資源を保全していくとの観点から、沖ノ鳥島と南鳥島の最善の活用方法について、見解を伺いたい。

●南鳥島は、海上自衛隊の分遣隊と気象庁の観測職員が常駐し、離島等の施設整備に関する法律に基づいて施設整備も進んでおり、また沖ノ鳥島も、巡視船と航空機によるパトロールに加え、海上保安庁が灯台を、国土交通省河川局が監視カメラを設置し、常時、監視体制を確保しているので、いずれも今のところ大きな不安はないと考える。むしろ、特定離島に指定されておらず、整備に手が付けられない尖閣諸島の方が不安である。

（海上保安庁の船艇整備の見通し）

○海上で中国とせめぎ合う状況の中で、老朽化した巡視船が故障することも懸念されるが、海上保安庁の中長期的な船艇整備に関する見通しについて伺いたい。

●船艇は20年程度で陳腐化した状態になり、予期しないトラブルも起きてくるが、建造には数年掛かり、一時期に集中して整備すれば同時期に古くなってしまうというジレンマがあることを踏まえながら、海上保安庁が計画的に船艇の増強、更新を行っている。

（中国による人権侵害への対応及び同国の法の支配をめぐる認識）

○ウイグル、香港等における中国の深刻な人権侵害に対し、超党派議連ではマグニツキー法の制定等、制裁ができる環境整備について検討しているが、日本はどういった態度、対応を行っていくべきか見解を伺いたい。

●統治される人の権利や自由を保障することを目的とする法の支配ではなく、国家統治のために法律で国民を縛ることを目指す法治主義を採用している中国に対し、歴史問題にすり替えさせることなく、香港やウイグルでの深刻な人権問題を取り上げ、今、人権の危機に直面する人々にどのように発信していくかが重要である。人権問題に関する法整備については、日本外交のフリーハンドを失わせないこと、日本が法の支配、民主主義、基本的人権を最も大事にする国の一つであるという観点から議論してほしい。

○海洋法を含め国際法が変化してきた中で、法治主義を採用する中国で、法の支配についてどのように認識されているのか伺いたい。

●最高裁に位置付けられる人民大法院が政府の下に置かれ、罪刑法定主義の考え方も貫徹できていない中国では、法の支配についても観念するものが我々とかなり異なっていると思われる。しかし、そうした状況であっても、法治という形で法を尊重すると言う以上、その姿勢を国内法のみならず国際法においても示してほしいということで、対話は続けるべきである。

（２）海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題（2021（令和３）年５月12日）

海洋立国として海洋政策を強力に推進していくためには、海の重要性に対する国民の理解が不可欠であり、また、我が国の海事産業の発展のためにも、専門的な知識・技術を有する次世代の人材を安定的に確保する必要があり、初等中等教育段階から海洋教育を推進し、子供たちの海に対する理解を深め、興味・関心を持ってもらうことが重要である。さらに、海洋教育を通じて得た自然科学や社会科学の枠を超えた公共財としての海についての理解を深めることは、今後、持続可能な社会の主役となる子供たちの人間形成にも資するものと期待される。

そうした中、2017（平成29）年３月に改訂された小中学校の社会科の学習指導要領において、海洋・海事に関する事項が、学校教育の内容として明確に位置付けられ、2020（令和２）年から全国の小学校で、2021（令和３）年からは全国の中学校で授業が行われている。今後は、これらの実施状況を踏まえ、どのような課題があるのかを見極め、必要な改善を行うことで、海洋教育の更なる充実を図っていくことが求められている。

一方、四面を海に囲まれた我が国において、外航海運は輸出入貨物のほぼ全て、内航海運は国内貨物の約４割の輸送を担うなど、海運業は我が国の経済、国民生活にとって大きな役割を果たしており、その担い手である船員の確保は経済安全保障の観点からも極めて重要である。現在、内航日本人船員数は、ほぼ横ばいであり、近年は若年層が徐々に増加しているものの、50歳以上が約半数を占めている。外航日本人船員数は、2019（令和元）年には2,174人となっており、長期減少傾向から近年はほぼ横ばいとなっている。操船技術等の海技の安定的伝承等の観点からも、日本人船員の確保・育成は、我が国における安定的な海上輸送の確保を図る上での重要な課題である。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、我が国及び世界における海洋教育の現状と課題、外航海運の船員の現状及び船員に相応しい人材像と船員養成機関に求められる取組について、それぞれ意見を聴取した。

質疑においては、日本人船員減少の原因及び育成・確保に向けた取組とその意義、女性船員養成に向けた取組及び課題、船員養成機関の増設や国による支援の必要性及び民間船員養成機関の意義、船舶の自動運航に向けた現状と見通し、外航船員としての経験、帆船教育再開の意義、日本で海洋教育が進まず若い世代での海離れが生じている理由、海洋教育へのＩＣＴや副読本の活用、海洋教育を通じた地域振興、環境教育と分けて海洋教育を行う意義、学習指導要領等における海洋教育の充実に向けた取組及び受け手の反応、海洋教育の実践における学校教育等との連携及びチームづくり、海洋教育における平和教育との関連性及び台湾や韓国との交流等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

茅根創参考人（東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター副センター長・同理学系研究科教授）

東京大学大学院教育学研究科附属海洋センターは、特に初等中等教育における海洋教育の普及促進、具体的には、海洋教育に関わる教員、実践者、研究者、子供・生徒が参加する全国海洋教育サミットの開催、海洋教育促進拠点等における学校や教育委員会と共同による海洋教育の実践やカリキュラムの開発、教員への研修プログラムの提供、笹川平和財団による海洋教育の助成事業への支援などの活動を行っている。

我が国では、2007（平成19）年に海洋基本法が制定され、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進がうたわれたものの、その直後に出された学習指導要領にはあまり反映されなかった。その後、2016（平成28）年には、内閣総理大臣から2025（令和７）年までに全市町村で海洋教育を実践するメッセージが発せられたことを踏まえ、我々も、尖閣諸島の位置やエルニーニョ、サケの回遊などが分かる小中学生は３割にとどまるなど、海洋リテラシーが低い状況であることを訴えた。そして、翌年に改訂された学習指導要領やその解説では、改訂前と比較し、海の記述が1.5倍増えたものの、増加分の大半は、社会科の領土、領

海に関する記述が占め、理科ではほとんど変わっておらず、指導要領本体に限ると1968（昭和43）年以降ほぼゼロの状態が続いている。こうした事柄をより広い視野から捉えていくことが課題として残っている。

一方、世界の海洋教育を調べてみると、環境教育、科学教育の一環としての取組は盛んに行われているものの、国の計画、教育の方針として海洋教育を明確に位置付けている国は多くないことが分かった。そうした中で、国として海洋教育センターを作るなど、国家プロジェクトとして海洋教育を取り入れているのは台湾と韓国で、両者には産業としての海洋教育という側面が伺える。中国や米国には国レベルの計画のようなものはなく、沿海部の省や州の取組が中心となっている。また、インドネシア、フィンランド、スウェーデン等では科学教育、環境教育の一環として行われており、フランスやドイツは地理の中で扱っている。特に、ドイツについては、人間と自然の相互性をベースにシステムとして両者の関係を扱う同国の地理学の伝統の中に海洋を位置付けて取り組んでいる州もあり、また、調査時点で唯一、海洋教育の中に温暖化問題を取り入れていた。

以上を踏まえ、我が国が目指すべき海洋教育には、産業や領土、領海も大切だが、さらに、海は、全ての生命の起源であり、多様な生物を育み、また、水産、海運、資源・エネルギー、環境浄化など生活・生存（ハビタビリティー）の基盤であるという視点が必要である。温暖化問題が危急の課題である現在、海洋と人間との関係について、これまでのような海洋は人間が利用・管理するという西洋的な人間中心の考え方に基づいた関係から、人間に贈られ、預かる公共財であるという、日本古来の里山・里海の考え方にも示された共生的な関係に再構築した上で、それをベースに海洋教育を行っていくべきと考えている。そして、サケの遡上の問題、海ごみの問題、森・川・海のつながり、海のない県や地域での海洋教育、サンゴ礁、特別支援教育に関連してこうした教育を実践してきている。

最後に、政府には、国の機関としての海洋教育センターの設立を強くお願いしたい。常勤の海洋教育を専門とする研究者により、カリキュラム開発や実践、評価が確立されることが望まれる。また、間もなく行われる次期学習指導要領の改訂では、領土・領海にとどまらない、より本質的な海洋教育の充実に向けた教科

横断的な取組が求められていることを踏まえるとともに、ローカルからグローバルな課題に進むような海洋教育を取り入れてほしい。

逸見真参考人（東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門教授）

海運に従事する商船の船員は、海技士の国家資格を持ち、船舶の運航に責任を有する職員と、海技士資格を持たず職員の指揮監督下で船の運航を支える部員の二つの職域に分かれる。我が国の内航商船は乗務員全員が日本人だが、輸出入を担う日本商船隊はほとんどが外国人船員により運航されており、日本人船員が配乗される船舶でも、日本人は職員のみ、あるいは船長・機関長のみである。日本人外航船員の数は、社会環境の中でのリストラもあるが、主に部員が外国人に置換えられることで長期的に減少してきた。現在の採用状況から試算すると、2018（平成30）年からの10年間で日本人外航船員を1.5倍の3,472名にするという国土交通省の目標は達成が可能と思われるが、その数で頭打ちになることも考えられる。

日本人の外航船員の勤務は、海上よりも陸上の方が長いのが一般的で、陸上では、運航という技術的職域を超え、海運業全般にわたる様々な職務に従事し、多角的に活用されている。陸上業務で得られた知識やスキルは海上職に復帰した際の対応力の向上に寄与しており、こうした日本人船員に求められる職域の多様性は、もっぱら海上で船舶の運航に従事する期間雇用の外国人船員との大きな相違である。

こうした中、海運会社では、恒常的な船員不足の状況の中で、従来は、早期退職が一般的であった外航船員を60歳定年まで雇用する方向に変わってきている。そして、こうした変化に伴い、船員の再雇用によって維持されてきた水先人制度の維持が困難となり、2007（平成19）年には水先人を三つの等級に分ける新たな水先制度を導入し、三級であれば商船系教育機関の新卒でも水先人となれるようにしたほか、三級海技士（航海）の海技資格があれば全ての等級に就業できることとした。また、船舶管理の中核をなし、新たな技術開発を主導する枢要な存在でありながら、養成課程の定員が少なく、他業種との競合や航海士に劣るイメー

ジもある機関士の採用難が大きな課題である。

船員になる課程については、商船系の国立、私立大学、高等専門学校、海上技術学校等に加え、最近、企業に採用後に乗船履歴を付け、海技大学校での座学を経て三級海技士の資格が取れるコースが設けられたこともあり、大手海運会社では一般の大学卒、大学院卒も海上職員として採用されている。一方、女性船員の養成も行われているが、現場ではまだ数えるほどに過ぎない。結婚や出産等、人生の転機を契機とした退職への危惧や、海賊等の出没海域へ向かう船舶への配乗を制限せざるを得ないといった事情から、海運会社はいまだに女性船員の雇用に積極的とは言えない。そうした中でも、海運会社は実質的な男女平等の実現に向けた積極的な取組の必要性を意識しており、結婚や出産時に陸上勤務へ配置換えする等、女性船員の労働環境は大きく改善されつつあるが、男性優位の現実に直面する失望感などから、女性船員の離職率は男性船員よりも高いのが実情である。

船員の採用を増やすには、一般大学卒業者を対象とした養成課程のように間口を広げるのも方策の一つではあるが、船員養成機関には、意欲と伸びしろのある学生を多く受け入れることと、学生が抱く船員への志を高める努力が求められる。東京海洋大学海洋工学部海事システム工学科の例では、定員の７割程度が船員になるというモチベーションを保ち挑戦するが、船員となるのは良くて約半数である。また、海運企業の採用にかなう人材を送り出せていないという意味で大学側にも問題がある。最近の若い船員に多い問題として、企業側からは、スマホやゲームへの依存、対人コミュニケーション能力不足による団体生活への不適応、打たれ弱さなどが指摘されていることから、学生には様々な経験を通じて自らを鍛えるとともに、企業側の懸念を率直に伝え、不安があれば船員になるべきでないと諭している。試行錯誤の中、船員にふさわしい人材の育成に向けて、船員は辛いこともあるが、総じてやりがいのある、一生を託すにふさわしい、誇りをもてる職業であると伝えている。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（日本人船員減少の原因及び育成・確保に向けた取組とその意義）

○我が国の総貿易量の99 6%が船舶によるものであり、安全保障の観点からも、国が日本人船員の確保を支援する必要がある場合もあり得ると考えるが、日本人船員減少の主原因と解決策について伺いたい。

●高齢船員の多くが既に退職してしまったので、今後、数が減ることはないと思われる。海運企業や政府が確保策を考える場合、日本人は成熟社会に生きており、船員という仕事を通じた人生の充実に重きを置いていることを前提とする必要がある。また、外航船員には離家庭性についての自覚を促すことも求められる。有事があっても海上輸送を途絶させないための船員の確保策の検討も課題である。なお、日本の海運企業は、現在、外国人船員の国籍を多様化することでリスクヘッジをしている。

○船員教育の裾野を広げるためには、地元企業との連携、水産高校などの技術高校の設置、練習船の老朽化、就職など、様々な問題があり、本調査会において更に高専や海技大学校の関係者等からのヒアリングを行ってほしい。

○海運業界も厳しい就労環境を変えていかなければ人員確保がままならない状況と聞く。最初から船員として自律できるような学生ばかりではない現実も踏まえ、就職後に少しずつ鍛えていけるような職場づくりに向け、必要となる働き方改革について伺いたい。

●厳しい採用環境の背景には、少子化や成熟社会などがあると言えるが、船員のような仕事の場合、元来、大学等の養成機関で完璧にして送り出すことが現実的に難しく、現場で身に付けてもらうしかない。時間を掛けてでも、休暇の問題や増員、荷役の自動化による効率化など、働き方改革が実現できる環境に直していくことが求められており、内航、外航、漁船といった枠を超え、船員全体で考える必要がある。

○船員が不足していることは認識しているが、我が国が独自に船員を育成していくことの意義について伺いたい。

●船の運航という観点だけであれば、船員全員が外国人であっても問題はなく、日本人である強い意義はない。しかし、日本の船会社には海上経験を基礎として船員が陸上で働くことに主眼を置く考え方があり、日本の会社である以上、日本人船員が必要という意識もある。また、有事の際に外国人が乗ってくれるのかという議論もあるほか、日本の海事産業が海事クラスターとして世界と戦っていく上で、船員の技術や知識が重要になってくることもある。

○小樽海上技術学校の短期大学校化のような国の政策は船員を増やす取組として重要ではないかと思うが、見解を伺いたい。

●ソースが一つステップアップするものであり、海運業界のニーズを受けて海上技術学校を短大化するものと理解しており、歓迎したい。

（女性船員養成に向けた取組及び課題）

○日本における女性船員の割合が2.6％と少ない中で、海洋大学のような教育機関に入学してくる女子学生の夢や悩みなど、実情について伺いたい。

●毎年、入学者に占める女子学生の比率は２割程度であり、男子同様、入学時はほぼ全員が船員志望であるが、在学中、先輩の実績やシビアな現実の話に直面して気持ちが萎えてしまうことも多い。女子学生の意欲や能力は男子に引けを取らず、企業にも採用を働き掛けているが、今のような現実がある。大手海運企業では女性の船長の事例も出てきており、道は開けているので、２名でも、３名でも、とにかく数を重ねていくしかない。

○東京海洋大学の船員養成の学科では女子学生の数は増えてきているのか伺いたい。

●女性の入学が始まった当初は３人ほどであったが、徐々に増えて、今はコンスタントに定員の２割ほどの10人前後が入学している。

○女性の場合、ロールモデルが少ないこと、また、労働市場で、女性に対し法律により必要な保護がなされていることで、企業から割高な人材と見られるという問題が大きいと思うが、女子学生の就職をサポートしている中で、感じるところなどがあれば伺いたい。

●女性船員は数が少ないが、船会社も採用したからには育てたいという意識を強く持って子育て支援などしっかりケアを始めている。しかし、ソースが縮んでいることもあり、採用を増やすとなると難しくなる。女性が男性に比べて割高なのはある意味仕方がないもので、そこでの差別化は絶対できないことと男子学生の意識に浸透させるとともに、女子学生が負けないで頑張っていけるようにケアしていくのが大学も含めた教育者の役目と思っている。

○船員を増やしていくことが大変重要である中で、海外における女性船員の割合について伺いたい。

●具体的な数字は持ち合わせていないが、共産圏の男女平等の観点から、旧ソ連では女性船員が多かったと聞いている。船員が男性社会であることは世界共通であるものの、外国船舶では、女性船員が珍しいとは言えない程度にはなっている。私が船員であった当時、日本ではほぼ女性船員がいなかったが、外国船側の無線での交信相手が女性船員であるということもしばしばあった。

（船員養成機関の増設や国による支援の必要性及び民間船員養成機関の意義）

○船員養成について、養成機関の努力に限界があることは理解するが、そもそも、数が十分であるのか、また、船などの設備のほか維持運営費等を含め相当な費用も掛かる中で、財政支援など、国に対する要望があれば伺いたい。

●少子化や成熟社会などで日本人船員のソースが不足しているので、定員増や新しい養成機関等を設けることを前向きに考えてもよいが、就活で全員が採用される状況ではないことや、教員の確保も課題となる。特に、海技教育機構の学校の教員については、一定の実務経験者が望ましい。国の交付金削減によって設備は厳しい状況にある中、練習船の多くはかなりの船齢であるため、リプレー

スが必要である。海技人材の養成には、こうしたツールは絶対に必要であり、予算確保のため政治が声を上げてほしい。

○内航船員全体の新規採用のうち、民間の船員養成機関出身者の割合が増え、全体の約１割を占めるようになっているなど、商船系大学等を出なくても船員になれるという方向性について見解を伺いたい。

●民間機関出身者は内航が主と思われるが、六級海技士を取れば部員でも当直が可能にするなど、働き方改革の流れを踏まえ、その養成は重要になっており、幅広いソースから人材を獲得しようという動きは海運全体に影響しつつある。一方、商船教育機関は、三級海技士等の海技免状を取るまでは全部学校で面倒を見るため、企業にとってコストや時間の面ではメリットがある。ソースが増えることは良いことであり、教育課程の中で良い人材を育てる、競争することは長い目で見ると海運界と日本全体にとって良いことではないか。

（船舶の自動運航に向けた現状と見通し）

○ＩＴ化の流れの中で、今後、船舶の自動運航の実現が見込まれるが、現状及び今後の見通しについて伺いたい。

●実際に陸から沖の船を遠隔操縦する実験も進んでおり、いずれは省力化、人員削減、一定区間の無人運航が実現する時代が来ると思われる。ただし、外航については、危険地域を無人で走らせるリスク、サイバー攻撃への対応、メンテナンスの必要性や海運慣行の存在など、解決すべき課題が多く、実現は相当先になると思われる。日本近海で、かつ主に日本関係者で完結する内航の方が導入しやすい可能性がある。

（外航船員としての経験）

○外航で船長をされていた当時に出会った困難な経験や、その経験と現在行っている教育との関係について伺いたい。

●実際に大きな事故や大きな嵐に遭遇した経験はないが、三等航海士時代、乗っていた30万トンの巨大原油タンカーが、マラッカ海峡でコンテナ船と衝突しそうになったことがある。自分がレーダーで他船がいないことを確認し、その上で船長が舵を切ったのだが、煙突の陰にいたコンテナ船がレーダーに映っていなかった。同海峡を油まみれにし、一生日本に帰れないと思ったが、コンテナ船は船足が速く、逃げてくれた。

（帆船教育再開の意義）

○帆船技術を学ぶことは意義があるとして、日本の船員教育では歴史的に帆船教育が行われてきたが、この再開について見解を伺いたい。

●効果を具体的に挙げることは難しいが、自身の経験としては、荒天のような自然環境の中で船を動かし、危険な作業をしなければならないことで、一枚、二枚、皮がむけたと考えている。そうした教育を通して、成熟した社会で育った打たれ弱い人間が大人になってほしいと思っているので、再開は歓迎したい。

（日本で海洋教育が進まず若い世代での海離れが生じている理由）

○海洋とは切っても切れない日本において、海洋教育が進んでこなかった理由について伺いたい。

●学校の先生は学習指導要領に従って教えるため、そこに載っていなければ教えない。領土や領海が載ったので教えるようになり、知識も増えたが、海に親しむような教育は全国で十分に行われていないので指導要領にきちんと載せていくことが必要である。

○海に触れる機会が重要であると思っているが、小学校６年間で、10人に１人は一度も海に行ったことがないという調査結果に見られるように、なぜ若い世代に海離れが起こっているのか伺いたい。

●海の危険を通じて生き抜く力を学ぶような機会もあるのだが、今は安全を重視して子供を海に連れて行かなくなってしまった。海に行くアクセスも減っているので、適当な施設等を使って、教育の中で海を体験できる場を作っていく必

要がある。

（海洋教育へのＩＣＴや副読本の活用）

○日本の学校でも今後タブレットを配り、子供たちがオンライン上の資源を活用する機会も増えてくると思われる中で、こうした機器を利用した海洋教育の可能性について伺いたい。

●コロナ禍で体験学習が難しくなったことから、ＶＲ（バーチャル・リアリティー）や映像を利用したオンライン学習で海洋を教える取組も行っている。また、ＧＩＧＡスクール構想で予算が付いたため、今後、ＩＣＴを活用する可能性は高まっていくと考えられるが、個人の意見としては、海洋教育の原点は、やはり実際に行って足をぬらして海を体験することであると思っている。

○子供たちの海洋リテラシーの低さを改善するため、教室に副読本を配置することも考えられるが、認識を伺いたい。

●副読本は非常に重要であり、我々も竹富町、与論町、只見町などで実際に作成しているものの、指導要領の中に入っていないと先生が教えられないという問題がある。

（海洋教育を通じた地域振興）

○広島県の大島、上島では、島留学のような海の環境が教育交流に役立っていると聞いており、こうした海を介した体験学習のような教育交流が、地域の活性化や子供の海への関心を高めている具体的な例があれば伺いたい。

●沖縄では、本島と離島の子供が事前に相互学習した上で、離島において交流を行っているが、これにより本島の子供は考え方を大きく変え、離島の子供も自らの文化や自然を紹介することで自信を得ており、本土と沖縄の間でも同様の取組を行いたい。修学旅行では離島への民泊などが行われていても表面的なものにとどまっているようなので、海洋教育の中でより本質的な離島体験ができるようにしていきたい。

（環境教育と分けて海洋教育を行う意義）

○海洋教育は、大きくは環境教育の中の一つとして考えることもできるが、あえて海洋教育というくくりで行うことのメリット、違いについて伺いたい。

●環境は海洋教育の非常に重要な柱の一つであるが、そのほかに、海洋教育には水産、文化といった生命の問題や、シーレーンや防災・減災といった安全の問題の柱もあり、これらは環境と関わっている部分があったとしても、環境教育に含めることはできないと考えている。

（学習指導要領等における海洋教育の充実に向けた取組及び受け手の反応）

○2025（令和７）年までに全ての市町村で海洋教育を実践するとされているが、どのような仕組みで取り組んでいくのか伺いたい。

●省庁を横断したようなプラットフォームを作る必要があるが、まだ具体的な施策としての構築に至っておらず、５年後に出来上がるのか危惧している。我々も努力はしているものの、我々にできることは非常に限られている。

○学習指導要領等の記述について、文部科学省の関係者などと協議してきたと思うが、その対応などからどのような感想を持ったか伺いたい。

●英語、ＩＴを始め、求められている教育が多数ある中で、現状では一般の人々の認識は海洋教育が大事であるというところまでは至っていない。中教審や文部科学省、一般の人々に加え、政治家がそうした認識を持ち、同省を後押ししてくれることが重要である。

○現在の学校教育での社会見学的な何らかのプログラムに、命のマトリックスや生活、生存の基盤としての海という海洋教育の視点が含まれているのか、含まれていないなら、どのように取り入れるべきか伺いたい。

●理科の学習指導要領に海洋生物というものが一言も入っていないため、命のマトリックスや海の生命について教えるカリキュラムを作っても、全国で教えられる状況にはなっていない。地区ごとに副読本を作っていきたいとは思ってい

官　報（号外）

るが、やはり学習指導要領に入れてもらうことが重要である。

○現在、学習指導要領の中での海洋教育関係の記述が、領土、領海などの社会科に属するものに偏っているのは、理科の分野からのアピールが少ないということなのか、見解を伺いたい。

●海洋生物の関係者も一生懸命訴えているが、領土や領海が先に突出してしまったように思う。社会と理科の分断としては、例えば、黒潮がどのようにできるかを理科で学べないまま社会の地理で学ぶことで、暗記物になってしまうことが特に問題だと思っている。社会、理科、総合、美術等を有機的、総合的に、学年も縦断するような方向でカリキュラムを作る必要がある。

○海に関わる教育は、文化や宗教、地理など、文系や理系を問わず、多分野にまたがる形で行われているとのことだが、受け手の側の反応について伺いたい。

●海の伝統文化は海洋教育の重要な柱である。沖縄県竹富町の教育推進の基本方針や副読本でも一つの大きな柱となっており、浜下りやハーリー、ニライカナイといったものを全て取り入れた海洋教育が行われている中で、子供たちが自分たちの伝統文化に誇りを持ち、海洋サミットでも三線の演奏を披露して、ほかの子供たちを羨ましがらせていた。

（海洋教育の実践における学校教育等との連携及びチームづくり）

○小中学校教員への支援や時間外の長時間労働を改善していく取組の必要性を踏まえ、海洋教育の実践と学校教育との連携への期待も小さくないと思うが、所見を伺いたい。

●現場を見て、先生が非常に忙しく、新たなことをお願いするのが難しい状況であることを理解した。教員の研修も行っているが、それ以上に先生に全てを押し付けるのではなく、海のプロの人たちに安全について学んだり、水族館など社会教育施設と連携したりすることが必要であると考えている。

○偏らない総合的な海洋教育を行っていくためのチームづくりにおいて、コーディネートはどこが担うのか伺いたい。

●現在、東大海洋教育センターがハブとして活動している。各地域でそれぞれ特色ある教育が行われているが、お互いが情報交換をする場がないため、そうした場を作り、ベストプラクティスを学び合い、一般化できるものを拾い上げてカリキュラムを作る取組を進めている。

（海洋教育における平和教育との関連性及び台湾や韓国との交流）

○海洋教育に関連する多くの分野は平和に関係するものと思われるが、平和教育は海洋教育の中に入るものなのか伺いたい。

●尖閣諸島をしっかり教えるように訴えた結果、そこは俺のものだというような教育になってしまったことを後悔している。海は公共財であるという視点を入れていくことが必要であり、それが平和や安全につながっていくと考えている。

○北東アジア経済共同体を提唱する兪炳匡教授は、文化や価値観を共有できる国として台湾及び韓国との交流の重要性を指摘している。対立ばかりではなく、海を共有財産、公共財産とする価値観を育んでいくことが大切であると考えるが、海洋教育における両国との交流はこれまで行われてきたのか伺いたい。

●世界における海洋教育の現状を調査した中で、台湾と韓国が国を挙げて海洋教育に取り組んでいることが分かったところであり、今後、コミュニケーションを深め、共同で進めていきたい。

５．海を通じて世界とともに生きる日本（委員間の意見交換）（2021（令和３）年５月19日）

委員間の意見交換において、表明された主な意見は、以下のとおりである。

（調査の基本的考え方）

○新型コロナウイルス感染症対策の観点から、国を挙げてテレワークを推奨する中で、本調査会においても、オンラインで参考人等の意見聴取を行えるような環境整備を早急に行うべきである。また、同感染症収束後には、座学のみならず、委員派遣等の現地調査を行い、幅広い意見を聴取できるような運営の工夫が必要である。

○第３期海洋基本計画が現在折り返しを迎える中、政府に対し、海を通じて世界とともに生きる海洋国家日本として、我が国の国益を断固として守っていくことを前提にしつつ、国連海洋科学の10年やＳＤＧｓにも貢献できるよう、本調査会が次期計画の策定に向けた建設的な提言等を行っていくべきである。

○本調査会におけるこれまでの調査を通じ、重層的に積み重なった様々な海に関するテーマの中には共通するものもあるのではないかと感じたことから、３年目の調査に当たっては、海を中心に据えた上で、それ以外の部分も含めた、より大きな次元でテーマを設定し、話し合うべきである。長期的な課題としては環境問題があるが、喫緊の課題としては海洋安全保障の問題が重要であり、かなり緊張が高まる中で日本が海洋国家としてどういった立場で世界と接していくのか、そのための外交の在り方を調査研究していくことは意義がある。

○10年前に漁船に乗って尖閣諸島を見に訪れた際、同諸島周辺で漁業を営む方々が極めて厳しい環境にあることが理解できた経験も踏まえ、本調査会においても、尖閣諸島や国境離島での視察の機会を設けてほしい。

○参考人の人選に当たっては、ＮＰＯやＮＧＯ等で、海にまつわる様々な運動や活動に現場で携わっている方々を招き、活動を行っていく上での困難も含めた様々な考え方を聞くべきである。

○気候変動など様々な問題があるのは事実だが、長期的な視点で冷静に対処していく必要がある。例えば、45年前には、ローマ・クラブの「成長の限界」を踏まえ、我が国では人口爆発への懸念から出産を抑制すべきといった議論がなされていたものの、その15年後には一転して少子化対策としてエンゼルプランが策定された。また、欧米のメーカーが推進するＥＶ車についても、日本として安易にＥＶ車に移行するのではなく、誇るべき自動車産業を潰さずに移行する方法なども考える必要がある。さらに、レジ袋の問題も、マイバッグ製造過程で発生するCO_2の量も考慮すると、疑問も生じる。合成の誤謬のようなことが起こらないよう、今後も物事を冷静に見ていかなくてはならない。

○オンラインを活用した調査が行えるのであれば、海に関する活動の現場から意見を聴取することが重要である。

○今後、様々な養殖業の形態があり得る中で、本調査会においても、２年目ではあまり扱わなかった漁業についても調査を進めていく必要がある。

○２年目の調査を通じて、日本が、海洋資源、自然エネルギー、安全保障、物流など様々な分野で高いポテンシャルを持つ海洋国家であることを再確認できた。また、将来の課題解決に向けた議論では、洋上風力発電について、日本の風車メーカーは撤退したものの、ノウハウがある今のうちに技術をオープン化すべきといった提言があったほか、気候変動への対処については、海水面上昇や食料危機に対する強い危機意識を持ってオーストラリアや欧州諸国が地球規模の監視体制の構築等に多額の投資を行っている状況を踏まえつつ、日本もそうした取組を拡充していく必要があると認識したところであり、こうした点も本調

官　報　（号　外）

査会としての提言につなげていくべきである。

（海洋安全保障・法の支配と外交）

○海警法制定など、中国の力による現状変更を目指す動きに対して、我が国は、国際法を遵守しながら多国間での連携をいかに深め、領域を守る安全保障体制をどのように構築していくかという極めて重要な課題を抱えている。これを踏まえ、海上保安庁の人的・物的資源の確保に努めるとともに、海上保安庁と自衛隊の連携強化など、グレーゾーンに対処する取組や環境整備を迅速に進めていくべきである。また、我が国の存亡に関わると言っても過言ではないそうした課題について、本調査会としても、内外に広く周知し、共有する役割を担っていくべきである。

○中国の覇権主義的な行動に対処するためには、法の支配を基本的なルールとした国際秩序を確保し、共通の価値観を持つ米国やＥＵ諸国と連携して外交的なプレッシャーを掛けていく一方で、協調関係を強化していくことで平和を構築していく姿勢も重要であり、特に隣国の韓国や、台湾との協力関係は最も重要である。

○日本が超高齢化社会になり、人口も減少し、市場としての魅力が薄れつつある中で、経済的に一国の力のみでは立ち行かなくなっているという現実を踏まえれば、東南アジア諸国との協力関係も欠かせない。基本的な姿勢として、海を隔てて対立するのではなく、海を共有財産と考えて、諸外国との交流を進めていくことが重要である。

○海洋の活用について、日本は国際社会に対して国連海洋法条約に基づく正当な主張と確実な運用を訴え続ける必要がある。その上で、日本周辺の海洋安全保障環境が厳しさを増す中、常に冷静かつ国際法に基づく対応を行っていくべきであり、中国海警法に対する過剰な反応よりも、国際的な連携を深める中で、

海洋法に合致しない形での同法の運用をさせないよう圧力を掛けていくことが必要である。

○海上保安体制強化に関する方針に基づく体制整備のみならず、海上保安庁における業務執行体制のアンバランスの解消や教育訓練体制の確保を進めるとともに、同庁ＯＢの活用も強力に推進すべきである。

○日中間において、海空連絡メカニズムを運用するための交渉を進めるとともに、軍事的エスカレーションのリスク解消に向けて、外交当局は、粘り強く、かつ言うべきことはしっかり言いつつ、冷静かつ国際法にのっとって交渉を行い、実を結ぶためのあらゆる努力を重ねるべきである。

○尖閣諸島は歴史的にも国際的にも日本固有の領土であり、領有権の問題が存在しないとする日本の主張は、必ずしも国際社会に浸透していないため、更に主張していく必要があるとの指摘はうなずけるものであった。尖閣諸島をめぐる中国の力による現状変更、覇権主義的な行動は決して許されるものではない。領土に関する紛争問題については、道理を尽くして主張を続け、国際法にのっとり、外交的、平和的に解決することが重要である。

○尖閣諸島をめぐる問題では、関係者がお互いにどこから情報が入り、現場がどうなっているかといったこともしっかり示しながら意見を交わしていくことが重要である。また、沖縄本島や石垣島より台湾に近い場所に位置する与那国では、内航・外航といったくくりとは異なる海との関係が存在してきたこと、琉球の大交易の時代には尖閣諸島が琉球と中国との交易のための島として存在してきたことを理解した上で、安全保障の観点とは別の、海の外交を展開し、海の平和の実現に取り組む必要がある。

（海洋環境保全）

○生物多様性の保全は、ＳＤＧｓの達成に不可欠であるとともに、気候変動や安全保障、経済と密接に結び付いていることから、陸と海の連続性を踏まえつつ、海洋保護区の管理・保全やＯＤＡを通じた日本モデルの普及、国際的なルールの策定を主導していくことが必要である。

○特にアジアでの取組が問われている海洋プラスチックごみや気候変動への対処を進めるため、我が国として、途上国への技術移転とともに、分野横断的な海洋観測システムに係る体制整備を早急に行うべきである。

○北極及び地球全体の環境保護や持続可能な開発において、先住民族と協働し、政策決定プロセスにその知見をいかしていくことが重要である。日本においても、周辺の海洋を含む環境保護にアイヌの人々とともに取り組むことや、政策決定プロセスにアイヌの人々や海と共存してきた沖縄、奄美大島など離島の人々の知恵と経験をいかしていくことが大事である。

○海洋プラスチックごみ問題については、国際的なルールが存在していないことが喫緊の課題であり、条約の早期発足に向けた枠組みに早期に参加し、ルールメーキングに最初から関わり、リーダーシップを発揮していくべきである。また、諸外国に比べ、廃プラスチックの発生量が多く、国内リサイクル率も低い我が国の責任は重大であり、海洋生物保護及び脱炭素社会実現を目指す観点からも、その発生量を抑制する取組が不可欠である。

○地球温暖化により永久凍土が融解し、炭疽菌等の見えない危険が生じる可能性や、森林破壊により人と自然との距離が近づき、人間が未知のウイルスに感染する危険性が高まっているとの指摘を踏まえた上で、健全な環境、人間の健康、動物の健康を一つの健康と捉えるワンヘルス・アプローチの視点から、今後の社会経済活動の在り方や海洋環境問題を議論することが重要である。

○プラスチックごみ問題への対処について、熱回収に依存した方策では、焼却処理に伴うCO_2排出によって気候変動や海洋気象に影響を及ぼす。また、リサイクルだけでは必ず海に出ていくものが生じることから、プラスチックそのものの量を減らしていく必要があるとの指摘は重要である。プラスチック製造企業の責任も含めて、プラスチック削減に向けた調査をしていくことが必要である。

（海洋再生可能エネルギー）

○浮体式洋上風力発電やゼロエミッション船の開発に当たっては、国が、開発リスクの軽減などのバックアップを行うとともに、自動車や航空産業等の幅広い分野における人材・技術力を活用し、脱炭素社会の実現を通じて我が国産業の活性化に寄与することを主眼に置いて取り組むべきである。

○日本は、風力発電機の生産から撤退してしまったものの、なお優秀なエンジニアが残っている上、広い範囲にわたる洋上風力発電の好適地もあり、地元の意見も聞きながら、メンテナンスの技術を含め地域の条件に合った風車の開発ができれば、新たな産業としての育成にもつながる大きな可能性があるのではないか。また、そうした風力発電技術で世界に貢献していくことも見据え、技術のオープンソース化による開発期間短縮やコスト削減等を図っていくべきである。

（海洋人材の育成・確保）

○国際貿易のほぼ全てを海上輸送に頼っている現状や、過酷な勤務環境や有事には生命の危険もある船員の業務内容を踏まえ、その処遇や福利厚生を充実させることが重要である。さらに、安全保障の観点から、日本人船員と外国人船員の数を将来にわたり適正な水準で安定的に確保する等の方策を講じるべきである。

○理科教育に海洋教育を積極的に取り入れていくことで、次世代の人たちにより海への関心を持ってもらうことが大事である。また、外航船の運航を永続的に維持していくためにも、将来、船員を希望する人たちを増やしていくことが望ましい。海に関わる仕事を男性だけでなく女性にも魅力的なものとするためにも、日本の里山同様、里海も皆で守っていこうという機運を盛り上げていくことが必要である。

（北極海）

○安全保障及び経済上の国際的な重要性が高まっている北極における我が国のプレゼンスを今後どう高めていくかという論点について、科学技術や社会科学分野も含めた活動の後押しや関係人材の育成が重要であることから、大きなビジョンを策定した上で、産官学の連携の下、極地政策を進めていくべきである。

○北極海の活用における発展性や環境を共有し、その責任を負う日本は、長年培ってきた海洋気象観測能力と情報提供体制等の優位性を発揮しつつ、国際的なルールの策定に貢献できる。そのため、海洋観測に必要な船舶の確保、救難体制の整備等の環境整備の必要性を踏まえ、政府は、北極海についての今後の展望を明確にして、協力体制や世界との連携を強化すべきであり、予算措置を含め、開発と運用への大きな舵取りを行ってほしい。

○北極についての国民的理解の醸成が不可欠であるという観点から、日本にとっての北極の有用性や魅力を引き出す取組が必要である。

おわりに

本調査会の２年目の調査は、１年目に引き続き、新型コロナウイルス感染症の広がりに伴う制約の中で行うことを余儀なくされた。そうした厳しい状況の中、御出席いただき、貴重な御意見を賜った参考人の方々に感謝申し上げたい。一方、こうした厳しい経験を踏まえ、今後のオンラインによる調査の可能性について、本院における検討の進展に期待したい。

２年目の調査では、１年目の中間報告の「おわりに」の中で示された積み残した課題、また、議論を深めるべき課題のほとんどを取り上げることができた。これまでの調査を通じ、広範多岐にわたる海の諸課題が持つ相互関連性やマトリックス的な構造の一端も明らかになってきている。

国際社会の大きな課題であるＳＤＧｓの達成に向けて、海の問題への取組は大きな役割を果たすものであり、海洋立国である我が国には、そうした関連性を十分に理解しつつ、それらのシナジー効果を引き出しながら解決に取り組み、我が国のみならず世界の未来に貢献することが望まれる。

また近年、東シナ海などで緊張が高まる中、平和の実現に向け、我が国の立場を国際法に基づきしっかりと主張しつつ、冷静かつ協調的な外交努力や安全確保体制整備を進めると同時に、海は公共財であるとの認識の下、ＳＤＧｓに共に取り組む中で解決を図っていくことも重要な視点と言えよう。

我が国の取組を考える上でのキーワードの一つとして科学が挙げられよう。我が国が有する高度な科学的知見や技術力、信頼感、効果的に活用していくための戦略や体制に関する課題、人材育成の必要性などについて繰り返し言及があり、現場の声に耳を傾けた更なる調査を行うことも重要であろう。

最終年となる３年目においては、こうした点を踏まえつつ、最終報告において建設的な提言を行うべく、更なる調査が進められることが期待される。

参考　主な活動経過

国会回次及び年月日	調査会の主な活動等
第202回国会（臨）	
令和２年９月18日	・理事の選任
第203回国会（臨）	
令和２年12月４日	・理事の辞任及び補欠選任
第204回国会（常）	
令和３年２月10日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（極域をめぐる諸課題への取組）） （参考人） 早稲田大学国際教養学部学部長・教授 池　島　大　策　君 国立極地研究所副所長 榎　本　浩　之　君 株式会社商船三井ＬＮＧ船部長 濱　崎　和　也　君
２月17日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組）） （参考人）

	公益財団法人日本自然保護協会広報会員連携部長 道　家　哲　平　君 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン事務局長 東　梅　貞　義　君 東京海洋大学海洋政策文化学部門教授 森　下　丈　二　君
２月24日	・理事の補欠選任 ・参考人からの意見聴取及び質疑（「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題）） （参考人） 戸田建設株式会社戦略事業推進室浮体式洋上風力発電事業部長 佐　藤　　郁　君 丸紅洋上風力開発株式会社代表取締役社長 真　鍋　寿　史　君 一般財団法人日本船舶技術研究協会会長 田　中　誠　一　君
４月14日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海洋の安全確保等に向けた課題と取組）） （参考人） 神戸大学名誉教授

	坂元茂樹君 明海大学外国語学部教授・公益財団法人日本国際問題研究所主任研究員 小谷哲男君 元海上保安庁警備救難監 向田昌幸君
4月21日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応）） （参考人） 公益財団法人笹川平和財団理事長 角南篤君 名古屋経済大学副学長・同大学大学院法学研究科特別教授 富岡仁君 東北大学大学院理学研究科教授 須賀利雄君
5月12日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題）） （参考人） 東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター副センター長・同理学系研究科教授 茅根創君

	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門教授 逸見真君
5月19日	・委員間の意見交換（「海を通じて世界とともに生きる日本」）
6月2日	・調査報告書の決定及び議長への提出 ・本会議において報告を申し出ることの決定

調査報告書

国民生活・経済に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

令和三年六月二日

国民生活・経済に関する調査会長　芝　博一

参議院議長　山東　昭子殿

令和３年６月

国民生活・経済に関する調査報告

（中間報告）

参議院国民生活・経済に関する調査会

官　報（号外）

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 1

Ⅱ　調査の概要 …… 2
1　参考人からの意見聴取及び質疑 …… 2
（1）子どもをめぐる課題（令和３年２月10日）…… 2
（2）外国人をめぐる課題（令和３年２月17日）…… 20
（3）新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響
（令和３年２月24日）…… 38
（4）社会的孤立をめぐる課題（令和３年４月14日）…… 57
（5）生活基盤の安定に向けた課題（令和３年４月21日）…… 76
2　委員間の意見交換（令和３年５月12日）…… 93

Ⅲ　主要論点の整理 …… 103

Ⅰ　調査の経過

参議院国民生活・経済に関する調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会（令和元年10月４日）に設置された。

本調査会は、３年間を通じた調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」とし、１年目は「困難を抱える人々の現状」について調査を行った。

２年目は「困難を抱える人々への対応」について調査を行うこととし、第204回国会においては、「子どもをめぐる課題」、「外国人をめぐる課題」、「新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響」、「社会的孤立をめぐる課題」及び「生活基盤の安定に向けた課題」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、２年目の中間報告を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った。

Ⅱ　調査の概要

1　参考人からの意見聴取及び質疑

（1）子どもをめぐる課題（令和３年２月10日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

東京都調布市立飛田給小学校校長　山中　ともえ　参考人

○　日本の教育制度では、障害の程度に応じ、小中学校における通常の学級での対応から、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、自宅や病院における訪問学級まで多様な学びの場を用意している。障害が重い子どもでも全員が就学できる仕組みとなっており、これは他国と比べて優れている点であると考えている。

○　インクルーシブ教育の観点では、障害のある者と障害のない者が学びの場を別にしている特別支援学校などが課題となるが、これは差別ではなく、その子どもが最も伸びる状況を勘案して用意された多様な学びの場である。

○　障害のある子どもに対する教育制度は、明治時代に設置された京都盲唖院における指導に始まり、養護学校への全員就学を経て、現在進められているインクルーシブ教育システムの構築に至っている。

○　障害者権利条約や障害者差別解消法が求めている合理的配慮の提供は、学校現場においても進んでいるが、周知や取組の方向性に課題が残されている。

○　日本全体で子どもの数が減少する中で特別支援教育を受けている子どもは増加しており、平成21年度と令和元年度を比べると、特別支援学級と通級による指導を受けている子どもの増加幅が特に大きい。通級による指導は、通常の学級にいて、一部特別な指導を受けられることから、保護者に選択されているのではないか。

○　学びの場を共にするインクルーシブ教育の観点では、特別支援学校と小中学校の交流や共同学習の取組が以前から進められているが、確保できる時間は例えば学期に１回程度であり、周囲の理解、付添いの確保といった課題がある。なお、同じ小中学校の中にある特別支援学級の場合は、給食や行事で交流しやすい。

○　インクルーシブ教育をめぐる取組は、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を示したことで、大きく変わっていく状況となった。多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとされ、就学先については、教育委員会等が一方的に決定するのではなく早期から就学相談を行い、保護者との十分な合意形成を経て学校を選択する仕組みとなっている。また、就学後についても、子どもの状態を勘案しながら柔軟に転学できることが示された。ところが、保護者や本人との合意形成がうまくいかない事例が散見されるほか、転学の動きも多くない。保護者の意向に沿って柔軟に就学できるよう、就学相談の場にスキルを兼ね備えた人材を配置する必要がある。

○　特別支援学校に就学する障害の程度を定める学校教育法施行令第22条の３の規定に該当する障害を持ちながら、看護師の配置や施設のバリアフリー化等を行うことによって小中学校の通常の学級に通う取組が進んでいる。しかし、このようなケアを行うための予算措置が課題である。

○　文部科学省の調査によると、通常の学級には発達障害の可能性のある子どもが6.5％程度いると推定されている。学校においては、ユニバーサルデザインの視点で全ての子どもに配慮した授業を行うとともに、支援員を付けるなど様々な対応を行っている。また、特別支援教育コーディネーターが介在してレベルに応じた個別の指導計画を作成しているが、キーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターは、教員が学級担任をしながら任命されており、イギリスのような専任ではないという課題がある。

○　ユニバーサルデザインの視点に基づいた取組は学校の自助努力に頼っている状況であり、アメリカのように法的な制度があるのではなく、また、各学校の取組に対して予算措置がなされるというものでもない。現状でできる合理的配

官　報　（号　外）

慮はノートにルビを振るなどといったことであるが、その程度でも対応できていない学校がある。そして、保護者が配慮を求めた際に学校との調整に入る機関も明確ではない。

○　校内の体制としては、支援員やスクールカウンセラー等を制度化できていない学校があるほか、個別指導や補習の体制が整備されていない学校もある。また、障害のある子どもへの対応は、学校だけでなく地域の関係機関と連携し連絡を取ることが必要であるが、対応できていない学校もある。

○　インクルーシブ教育を進めていくに当たっては、当事者への対応だけでなく、周りの子どもの理解を進め、多様性を尊重する子どもを育成することが必要であるが、障害者理解、障害理解の教育が系統的に進められているとは言えない状況である。

○　コロナ禍における課題としては、特別支援学級や通級による指導を受けている子どもの状態が落ち着かない、あるいは、学習意欲への影響があるとの報告がなされている。なお、通級による指導を受けている子どもより、特別支援学級の子どもの方が良い状態であるとの印象が伝えられており、特別支援学級は多様な学びの場として対応できているのではないかと考える。通級による指導を受けている子どもは通常の学級にいるため、学級担任が全てをサポートすることの難しさがあると思われる。

○　ＧＩＧＡスクール構想では、児童生徒に１人１台の学習用端末が配付されることから、これをどのように活用していくかは大きな課題である。

特定非営利活動法人ピルコン理事長　染矢　明日香　参考人

○　多くの先進国では性交同意年齢を16歳から18歳に規定している一方、日本では刑法上13歳となっており、制定された明治時代から変わっていない。

○　性行為に同意するか否かという性的同意は、対等な関係性の中で言葉等によって明確に確認されるべきものであるが、大人を含めてこれを学ぶ機会がない。同意のない性行為は性暴力に該当するが、13歳の子どもが性行為において暴行、脅迫や抵抗できる状態でなかったことを証明できなければ性行為に同意したとみなされ、犯罪とは認められないという課題がある。

○　内閣府の調査によると、約20人に１人が無理やり性交等をされた被害経験を持っており、その時期は20代以下の若年層が多い。また、性被害に遭った際、警察、医療機関、支援機関に相談した人の割合は僅かであり、周囲の無理解な言動で二次被害に苦しむ人もいる。

○　ＳＮＳを通した子どもの性被害は年々増加しているが、その背景に目を向ける必要がある。性と生殖に関わる様々な社会的リスクは連鎖し得るものである。子どもの生きづらさの背景には家庭の不和や虐待があり、その背景にはＤＶや思い掛けない妊娠があるかもしれない。性被害から妊娠に至った被害者には大きな負担が掛かる。中絶の罪悪感で苦しむ人も多く、また、生後間もない乳児を遺棄する事件も後を絶たない。このような負の連鎖を断ち切り、必要なケアや支援につなげていくことが必要である。

○　性被害の予防策としては、まず一次予防として、性的同意に関する知識の普及が必要であり、これは子どもを加害者にしないことにもつながる。次に、性被害の発生後、早期にそれを発見して対応するための二次予防として、支援先や避妊についての知識の普及、緊急避妊薬へのアクセス改善、性感染症の検査や治療が挙げられる。また、性被害による長期的影響を最小限に抑えるための三次予防として、妊娠やトラウマへの適切な治療やサポート、二次被害を生まないための社会への啓発も重要である。

○　新型コロナウイルス対策として2020年３月から実施された休校措置以降、ピルコンが行う性の健康に関する月当たりの相談件数は、10代がこれまでの約２倍に増加し、10代の妊娠、避妊に関する相談に限ると約４倍となった。ＬＩＮＥの自動応答による相談サービスでは、相談メッセージ数が月当たり１万件を超えることもあった。コロナ禍で相談が相次ぐ背景としては、性に関する知識の不足、不安の増加、休校による性交渉機会の増加などが推察される。また、外出の自粛が求められるものの、家庭が安全な居場所とは限らない事例、経済的困窮により妊娠検査薬等が買えない事例もあった。

○　2018年から、緊急避妊薬のアクセス改善を求めるプロジェクトに取り組み、

要望書と署名を厚生労働大臣や男女共同参画担当大臣に提出した。そして、令和２年末に策定された第５次男女共同参画基本計画には、緊急避妊薬を処方箋なしに薬剤師を介して薬局で入手できるように検討するとの方針が盛り込まれた。

○　日本では、緊急避妊薬へのアクセスに医師の診療と処方箋が必要であり、自由診療のため価格も高い。他方、世界の約90か国では薬局で安く販売され、若者に対しては無料の国もある。

○　緊急避妊薬に関する厚生労働省の検討会では、若い女性は知識がない、適切な使用ができないという発言があったが、ＷＨＯは、全ての女性及び少女には緊急避妊にアクセスする権利があるとし、アクセス改善によって性的リスク行動は増加しないと結論付けている。安全性が担保できない海外の緊急避妊薬がＳＮＳ等を通じて売買され、譲渡を条件にした児童買春事件も発生しており、安全に入手できる正規ルートを増やすとともに、性教育や適切な情報の啓発により正しい認知を広めることが必要である。

○　日本の性教育は、戦後、純潔教育として始まった。1980年代にエイズ患者が確認されたこともあり、90年代に性教育の関心が高まった。しかし、2000年代に入ると、有名な一例として東京都立七生養護学校での性教育が都議会議員に批判され、メディアでも性教育バッシングが巻き起こった。2018年には再び都議会で公立中学校での性教育が問題視されたが、時代も変化し、性情報の氾濫を背景に性教育が必要であるとの声が多く上がり、翌年に東京都教育委員会が改訂した「性教育の手引」において、保護者の理解等の要件の下、学習指導要領を超えた内容の指導も容認するとの記述が加えられた。

○　学習指導要領には、いわゆる歯止め規定と言われる記載があり、例えば中学校の保健体育では性交を教えないと解釈され、現場の教員から戸惑いの声も上がっている。また、高等学校の教科書には、人工妊娠中絶をしないためにも確実な避妊が必要との記載がありながら、避妊具の入手方法や適切な使用に当たっての具体的な解説は十分でなく、高校生に対するアンケート調査からも性や妊娠に関する知識が十分に定着していないという現状が見て取れる。

○　日本の性教育は、国際スタンダードと比較しても、質、量共に不十分である。ユネスコらが国際機関と連携してまとめた国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、ジェンダー平等を基盤に性に関する幅広い内容を体系的に学ぶ点、科学的に正確な情報や多様な考え方に触れながら主体的、対話的に学ぶ点が重視されている。これは、他者を尊重しながら性的自己決定力を育み、健康な選択のためのライフスキルを獲得し、健康と幸せの実現につなげていくことが目標として位置付けられているからである。日本の学習指導要領はこのガイダンスに基づく内容となっておらず、家庭での性教育も十分に行われていない。ガイダンスでは、全ての子どもに性の学習機会を保障するためには学校の役割が極めて重要であるとされており、家庭、地域とも連携し、学校を中心とする性教育の基盤づくりが求められる。

○　科学と人権に基づく包括的性教育は、性的なリスクを減らし、自己肯定感を高めるとされている。秋田県では、医師会と教育委員会が連携して中高生向けに性教育講座の事業を実施し、10代の中絶率を約３分の１に低下させたという事例がある。

○　政府は、令和２年度からの３年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としている。性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、教育と啓発を行っていくことが必要であるとして、学校等での取組を進める方針を示している。他方、指導する教員に十分な研修機会を確保することが課題であり、実績のある民間団体と連携するなど、学習効果を高めるための施策が必要である。

○　今後求められる取組としては、まず、包括的性教育を実現するための学習指導要領の見直し、教員の研修機会の充実、地域におけるＰＴＡや多職種連携の強化が挙げられる。また、緊急避妊薬を薬局で販売するなどの入手方法の更なる改善、避妊に関する周知の強化が求められる。最後に、性に関するトラブルを抱える子どもへの支援として、若者に寄り添う相談機関・支援の充実とその周知が必要である。子どもは性について無知のままでよい、あるいは、性被害や妊娠を自己責任とする社会の風潮を変えていくことが大人の責務である。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　障害のある子どもの就学相談に必要な高いスキルを持つ人材が増えない要因は何か。

答　相談に当たる者には、障害についての専門性、教育機関や支援機関についての知識に加え、保護者の心理をよく酌み取って話を聞くスキルが必要であるが、都市部でなければこれらを兼ね備えた人材の確保は難しい。退職した教員の活用はなされているが、仕組みづくりに課題がある。また、障害の診断や相談で医師に関わってもらう場合には予算面が課題となる。

問　インクルーシブ教育において、障害のない子どもが障害のある子どもに接することにより、障害のない子どもの心の形成や障害者への理解にどのような影響が出るのか。

答　障害の重い子どもは学ぶ場を別にしていることから、特別支援学校と交流し、実際に接する機会を設けて系統的に理解を進めていくことが大切であるが、多くの教科を学習する中では難しく、文部科学省が公表している「交流及び共同学習ガイド」においても体系的に取り組む視点が不足している。また、障害者のみを理解するのではなく、高齢者や外国人など多様な個人の尊重につなげるための学習を全学年で行っていくことで、子どもの意識は確実に変わっていくものである。

問　ＳＮＳに起因する性被害を防止するためには、学校現場での教育や社会での啓発をどのように行うべきか。

答　ＳＮＳによる性被害は深刻である。被害を防止するためには、具体的な事例を踏まえて考えたり、相手の心情を考えて自分の気持ちと向き合ったり、あるいは、相手を傷つけない方法でのコミュニケーションを考えたりする必要がある。学校から依頼を受けて教育する際、このような視点でプログラムを作成し、効果を感じているが、学校の予算が限られていることから、こうした教育を行うための予算措置を講ずることが有効である。また、既存の相談窓口を周知することも必要であると考えている。

問　低用量ピルは、月経痛や月経不順の改善にも効果があるが、使用について否定的な意見もある。低用量ピルについての啓発をどのように行うべきか。

答　低用量ピルは、依然として避妊薬のイメージが強く、保護者の誤った認識によってアクセスが阻まれているという現状がある。まずは、月経痛や月経不順の改善のために病院へ相談に行こうというキャンペーンが効果的ではないか。

問　性教育が学校任せになっているのではないか。家庭での性教育を進めるためには何が必要か。

答　性教育について、学校の裁量に任せられている範囲が大きいとの実感はあるが、学校で十分な性教育を行ってほしいとの保護者の要望も多い。家庭と学校が連携しながら学習機会をつくっていくことが重要であり、保護者に性教育の目的、内容をしっかりと理解してもらい、家庭でできるフォローなどの手法を伝えていくことにより、性教育の効果が高まるのではないか。

問　インクルーシブ教育を推進していく上で、教員の研修機会はどの程度確保されているのか。

答　通常の学級の教員に対しては、各学校で指導法などについて研修の機会を設けているが、それで全てを解決できるものではない。教員の負担を考慮すると、特別支援教育に携わるスタッフの強化が必要である。そのスタッフとしては、特別支援学級や通級による指導の教員が含まれるものの、専門性を上げるための目標が不明確であり、また、学校内で少数派となってしまうことから研修の機会を十分に確保できず、モチベーションが上がらないということにつながっている。

問　インクルーシブ教育には、支援員、介助員、通級による指導の担当教員、巡回相談員、スクールカウンセラー、ボランティア、地域の人など多くの関係者が携わっている。このため、関係者間の調整や先を見通して物事を進めていくことが重要であると考えるが、現状はどうなっているのか。

答　各学校で特別支援教育コーディネーターが任命されているが、専任ではなく、時間軽減も行われていない。少人数教育が進められている中での増員は難しい

状況にあるが、イギリスなどでは管理職に近い立場で専任のコーディネーターが配置されており、日本でもこうした人員の配置を行い、関係機関との連携などを図っていく必要がある。

問　日本で国際水準の性教育が進まない要因は何か。

答　日本の学校における指導では、発達段階を踏まえることや学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることが非常に重視されている。性的な発達は個人差が大きいため、集団教育と個別教育に分けて実施されている。また、国際セクシュアリティ教育ガイダンスが取り入れられていない理由としては、日本独特の文化があるからという話を聞いたことがある。他方、情報化社会の中で、子どもは性的な発達にかかわらず多くの性情報にさらされており、何が危険で何が安全かということをカリキュラムに基づいて幼い年齢から伝えていくことが急務であると感じている。

問　性に関する正しい知識を学んだ子どもはどのような反応をするのか。

答　講演の反応としては、科学に基づく正しい情報を知ることができてよかった、安心したという声、あるいは、将来必要になる知識をあらかじめ聞くことができてよかったという声が寄せられている。自らの経験に照らしても、性的なリスクに直面する前に情報を得ておくことが重要である。

問　インクルーシブ教育を進めていく上での性教育と障害を持つ子どもへの多様な性教育をどのように考えるか。

答　障害のある子どもは、学校で一律に教えると理解できない場合があるのではないか。このため、それぞれの発達段階に応じて配慮しながら性教育を進めていくことが重要である。

答　障害のある子どもは、被害者にも加害者にもなりやすい傾向があると言われている。性教育を受ける権利を全ての人に保障していくことが重要であり、効果的な手法の調査や研究を進める必要がある。

問　特別支援学校は教員の専門性が高く、障害に応じた教育を安心して受けられる一方、児童生徒数が増えて教室が不足し、過密化しているという課題が出ている。この点も含め、インクルーシブ教育を推進する際の課題を端的に示すとすればどのようなことを挙げることができるか。

答　特別支援学校の施設整備だけではなく、多様な選択ができるよう、学びの場をそれぞれ充実させた上で就学相談の体制を整備し、状態の変化に応じて転学できるようにするほか、学校や地域で共に学ぶ場を増やすことが重要である。

問　特別支援学級で指導を行う教員については、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないとする規定はない。他方、高い専門性が求められることから、このような免許状を有することが望ましいとされているが、その必要性についてどのように考えるか。

答　特別支援学級や通級による指導の教員が小中学校教諭免許状に加えて取得する場合、特別支援学校教諭免許状となるが、特別支援学級の教員の保有率は30％程度にとどまっている。保有率を上げたいが、取得するための時間を確保することが難しく、また、取得することへのモチベーションが上がらないという課題がある。保護者の期待も考えれば、特別支援学級や通級による指導の教員が専門性を上げるために取得を目指す免許や資格が必要であると考える。

問　インターネット世代である現代の若者が正しい性の情報にたどり着くために最も重要なことは何か。

答　子どもが活用しているＳＮＳを通じて情報を発信することが重要である。厚生労働省が女性を主な対象にした性の健康に関するウエブサイトを作っているが、あらゆる人に向けて情報を発信するほか、若者が共有したいと感じられるコンテンツを提供する必要がある。また、それらの情報に自らはアクセスしない人への権利保障という観点では、学校での学習機会を確保することが重要であり、インターネットの情報サイトと連動した情報提供も考えられる。

問　高校生が中学校の保健体育の教科書に掲載されているような基本的知識さえ身に付けていないことの要因をどのように考えるか。教科書の内容や性教育の授業の在り方、あるいは、教員の教え方によるものなのか。

答　複数の要因が考えられるが、性に関する指導において、性行為は子どもにとって不適切な存在として取り扱われていることが大きな要因ではないか。将来的には性行動をしていく存在とみなして、その際の意思決定の在り方や選択肢を

学ぶ観点からカリキュラムを作ることが重要である。また、一方的な知識の伝授だけではなく、アクティブラーニングを取り入れた学習方法が望ましい。

問　ＧＩＧＡスクール構想がインクルーシブ教育にもたらす可能性とリスクについてどのように考えるか。

答　タブレットは個別最適の使い方ができることから、ＩＣＴは障害のある子どもにとって大きな可能性があり、特別支援学校などでは既に活用されている。通常の学級で障害のある子どものみがタブレットを持つことに抵抗感があったが、全ての子どもに配付されることにより、個人の特性に合わせて使うことができる。他方、全員での使い方とは別に、個別での使い方の指導方法やアプリの活用を研究していくことが重要である。また、リスクについては、情報リテラシーの問題、長時間使用した場合の健康への影響などに対し、喫緊の課題として取り組む必要がある。

問　オンラインによる就学相談の実例はあるのか。

答　実際に会うことが難しいためにアプリを使って相談する取組は既に始まっているのではないか。タブレットの配付によって学校教育は大きく変わっていくと考えるが、例えば、家庭との連絡でも、画面上でのやり取りでは思うようにコミュニケーションが取れず、信頼関係の構築などの点で課題が出てきている。

問　障害を持つ子どもに対して、個別の発達段階に合わせた性教育を行うことは大切であるが、多忙な教員が実際に対応できるのか。

答　教育課程外ではなく、教科書の中で位置付けられるのであれば対応できるのではないか。併せて、障害のある子どもに対しては個別の指導計画を作成していることから、障害の状態に合った説明を行うことができると考えられる。

問　様々な地方自治体が、子どもに必要な知識を授けるために、バッシングを恐れつつ試行錯誤して性教育を行っている。助産師による出前授業など様々な取組が行われているが、学校で性教育を行う場合、誰が適任であると考えるか。

答　地域の助産師や医師などが多職種で連携して、それぞれの立場から伝えていくことが良いのではないか。誰が責任を負うかというものではなく、それぞれが役割を認識しながら子どもを見守っていけるような地域社会づくりが求められる。

問　家庭内に性虐待や性暴力のリスクが存在する場合、家庭での性教育は難しいのではないか。

答　家庭での性教育も重要ではあるが、子どもをケアできる余裕がない家庭も多く存在することから、子育て支援の中で保護者向けのサポートを行うことが必要である。ドイツなどでは、家庭での性教育の手引が保護者向けに送られている。

問　性犯罪のターゲットが低年齢化している中、小学生に対する性教育の必要性についてどのように考えているか。

答　小学生は、思春期の体の変化への対応や身体接触における同意の確認方法を身に付けるための重要な時期であることから、性教育が必要であると考える。医師などの専門家と連携しながら、国際スタンダードや海外の先進事例に基づいて、科学的な根拠に依拠したカリキュラムを作っていくことが有効ではないか。

問　コロナ禍においてオンライン授業が一気に導入される状況の中で、インクルーシブ教育推進のてことしてオンライン授業を活用するためには何が必要か。

答　地域にある学びの場の間で連携が取れていなければ、オンライン授業を活用した取組には発展していかない。特別支援学校はセンター的機能を担っていることから、地域の小中学校を支援する仕組みを活用し、特別支援学校から発信して地域の中でネットワークを構築することが、オンラインの活用にも結び付くのではないか。

問　テクノロジーの発展に伴い、虹彩認証や顔認証といった技術が向上している。このような技術を活用すれば、不登校の子どもがオンラインで授業を聞き、実際に登校しなくても出席したと認めることができるのではないか。

答　不登校の子どもに対してタブレットを使う試みは始まっている。タブレットを通じて受けた授業を出席日数として認めるかという点については教育委員会でも議論しており、前向きに進んでいくのではないか。ただし、そのような授

業で習ったことが本人に定着しているのかを確認する必要がある。

問　コロナ禍の中で子どもは様々な悩みを抱えており、特に小中高生の女子の自殺が増加している。学校で配られたタブレットを使い、生きる方向に引っ張っていくことはできないか。

答　タブレットは多様な使い方が可能であるが、学校現場で使い方が熟知されるには至っていない。教員が余裕を持ってアイデアを出せるようにするためには、働き方改革で時間を確保することが必要である。

問　文部科学省は、コロナ禍で休業している人に学校現場で働いてもらうために「学校雇用シェアリンク」を開設している。このような人材をセクシュアルコンセントなどの伝え手として活用することはできるのか。また、そのような人材となるためには時間が掛かるものなのか。

答　専門知識のない人材を担い手として活用するためには労力が掛かるため、専門性のある人材が教育現場で貢献できるような仕組みづくりが重要である。医療従事者のほか、マイノリティーによる話も性の多様性等の理解を深める上では有用ではないか。また、ピルコンでは、若い人に研修を受けてもらった上で、啓発の対象に近い立場の目線で伝える性教育という手法を用いて、共に学びながら活動していくといった取組を実施している。

問　参考人が悩みごとの相談に取り組む中で、相談者が思い悩み、思い詰める時間帯である夜中や明け方での対応はどのようにしているのか。

答　ピルコンはメールとＬＩＮＥで相談を受け付けているが、ＬＩＮＥ相談は自動応答のチャットボットであり専門の相談員は付いていない。自分のケースについて個別に対応してほしいというニーズもあると考えているが、相談者への課金は難しく、予算の確保が必要である。表面化していない性の悩みが数多く存在しており、その相談に乗ることで早期発見と対応につなげ、ひいては二次予防、三次予防につながるのではないか。

問　通級による指導の教室を希望しても入ることができないとの話を聞いている。通級による指導の潜在的ニーズを含めた実態を明らかにし、それに基づいて教室や教員を増やすなどの改善策が必要ではないか。

答　発達障害が周知され、通級による指導を受けることがプラスになると考える人がかなり増えている。東京都では、巡回指導教員が各校を回っており、自分の学校で通級による指導を受けることができるため、希望者が急激に増えている。通級の担当教員が基礎定数化され、順次増員していくこととされており、通級による指導は今後更に増えていくのではないか。

問　特別支援学校が不足している背景として、設置基準のないことが問題提起されている。設置基準の策定に向けた動きが始まっているところであるが、策定に当たって何が必要と考えるか。

答　施設、設備の面で、障害のある子どもが十分に活動できることが必要である。また、障害の状態を改善していく自立活動は特別支援学校の核心的な指導領域であり、そのための環境整備を求めたい。

問　コロナ禍で性暴力の被害が増え、ワンストップ支援センターへの相談も増加している。家に居づらくなった未成年者がＳＮＳを介して性被害に遭うケースもある。コロナ禍において、子どもの不安や相談に対応するためには何が必要か。

答　現在、ピルコンでは、被害発生時に付添いの対応まではできない状況であり、既存の社会資源や相談機関につなぐこととなるため、各機関との信頼関係を築いていくことが必要と考える。また、家庭が安心、安全な居場所ではない子どもに対しては、感染対策に配慮した居場所や一時的に避難できるような場所の拡充が必要である。

問　国際セクシュアリティ教育ガイダンスの重要な点を更に挙げるとすれば、どのようなことが指摘できるか。

答　このガイダンスは、性に関する課題について、幅広く、年齢層に応じた学習目標を設定しているという特徴がある。これと比較すると、日本の学習指導要領は、例えば、ジェンダー平等、性の多様性、メディアリテラシー、性暴力の観点が不足している。ただし、性暴力対策の強化の動きは進んできており、こうした流れの中で更に効果を高めるため、教育時間や教員の研修機会の確保、民間団体との連携、オンラインの活用が求められる。

問　日本のジェンダーギャップ指数は世界で121位と圧倒的に遅れている。ジェンダー平等を実現することの重要性についてどう考えるか。

答　政治や重要な意思決定に関わるところで男性の意見が主要なものとなり、社会の中で女性の声を反映しづらいことが、性と生殖に関する健康と権利の遅れにつながっている。性に関する問題は、虐待、ＤＶ、性暴力など多くの問題とリンクしており、ジェンダー平等の実現は付随する社会問題の解決にもつながっていく。様々な性別の在り方がある中で、男らしさ、女らしさの思い込みに自覚的であることが必要であり、また、差別や不当な扱いに対してノーと言える社会づくりが重要である。

問　同意のない性行為を違法とすることや性交同意年齢を引き上げることの必要性についてどのように考えるか。

答　性交同意年齢が13歳であることと、性や生殖について教えられる内容が限られていることは矛盾しており、結果として、若い世代、特に女子にしわ寄せが行っている。妊娠の切実な相談メールを受けているが、当事者だけの問題ではなく、自分の身を守る方法や不当な扱いであるということを知らせてこなかった社会の責任は重い。全ての人が生きやすい社会にしていくため、子どもや若者の声に耳を傾けることが重要である。

問　民間の児童自立支援施設で性被害が発生している可能性があるが、相談を受けたことはあるか。

答　施設における被害と分かるような相談は承知していないが、施設に入ることとなった背景としては、その子が置かれている社会的な状況や支援の少なさといった要因を挙げることができる。非行に対して罰を与えるのではなく、望ましい行動を教える機会を充実させることが必要である。この点においても包括的性教育の視点が不足している。

問　医療的ケアが必要な小学生が地域の小学校への就学を希望し、両親が付き添うとしていたにもかかわらず、特別支援学校へ就学すべきものとされ、訴訟となった事例がある。このような措置は障害者権利条約の理念に反するのではないか。

答　特別支援学校や特別支援学級は、多様な学びの場としてそれぞれ機能しており、より専門性が高い学びの場として充実していく必要がある。ただし、就学に当たっての相談が不十分で、合意形成ができていないにもかかわらず就学させることは問題である。医療的ケアが必要な子どもの約１割は地域の小中学校に入学しており、看護師の配置やマニュアルの作成といった体制整備が進みつつあることから、適切に予算化して対応できるようにしなければならない。

問　特別支援学校を卒業した子どもがすぐに就職しても数年で退職してしまい、戻るところもないとの指摘がなされている。就職する前に高等教育の機会を設ける必要があるのではないか。また、国公立大学にはインクルーシブ教育の場を設けるべきではないか。

答　特別支援学校の高等部は、就労についての移行支援計画等の中で地域の関係機関との連携を進めており、ジョブコーチによる支援制度もあるが、選択肢の広がりがあることは望ましい。大学については、入試などでの対応を始め、支援が進みつつあるが、多様な選択肢の一つとして、国公立大学での取組が更に促進されることを期待する。

問　小学校の35人学級が始まるところであるが、障害児に係る学校や学級の定員についてどう考えるか。また、35人学級に向けた教員を確保するために加配定数を削減するとの話もあるが、専門的な人員の配置が求められる中で、これに対する懸念はあるか。

答　特別支援学級の定員は１学級当たり８名であるが、学年が混在し、かつ、障害の程度も多様な学級を一人の教員で対応することは困難である。特別支援学校の定員は１学級当たり６名であることを踏まえ、特別支援学級の定員を見直すことについて校長会から要望が出されている。

問　学校現場で実施した性教育に対する子どもの反応についてどのように感じているか。また、教員に向けた対応は行っているのか。

答　生徒の反応は様々であるが、こちらが気付かされるような良い意見が多く出される。教育する側と学ぶ側が相互に学び合えるプログラムは対話的な学びを広げるものである。教員向けの教材も提供しているが、相談等に適切に対応す

る自信のない教員へのフォローアップも重要である。

問　外部の人材が学校で性教育を行う際には、学年や学校単位ではなく、学級程度の人数を対象とし、説明の後に質問などの対話を行うことが効果的ではないか。

答　大人数の集団教育で知識の提供を中心とするより主体的に考えてもらう方がより効果的であり、国際セクシュアリティ教育ガイダンスにおいてもそのような記載がなされている。他方、クラス単位での実施は講師への負担が大きくなるため、対応できる人材の育成や教員と連携した授業づくりが求められる。

問　小学１年生の教室の隣に障害者の作業所を開設し、小学生と障害者が交流している事例があり、グッドデザイン賞などを受賞している。このように地域社会に開かれたインクルーシブ教育を推進していく必要があるのではないか。

答　インクルーシブ教育では、勉強だけでなく、同じ場にいることが重要である。現在、地域と一体となって学校づくりを進めていく方向にあり、障害者や障害者施設を含めたコミュニティ・スクールになっていくことも一案ではないか。

問　発達障害については、平成17年に発達障害者支援法が施行され、法的な支援の位置付けがなされた。他方、特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の５領域しかなく、発達障害は含まれていない。発達障害に関する免許を創設すべきではないか。

答　中教審でも取り上げられたが、新規の免許を創設した場合、都市部では教員を確保できても、地方では人材の配置が難しいのではないかとの意見がある。特別支援学級や通級による指導の希望者が増加している現状を踏まえると、特別支援学校とは別に、発達障害を含めた免許が必要ではないか。また、臨床発達心理士や特別支援教育士といった民間資格の活用も今後検討していくべきではないか。

問　安全性が担保できない外国製の緊急避妊薬は市中でどの程度流通しているのか。また、危険性の啓発はなされているのか。

答　正確な数字は把握していないが、アフターピルで検索すると多くのサイトが出てくる状況であり入手の抜け道となっている。他方、本物の薬であるとの認

証や医療従事者のアフターフォローがなく、副作用の救済対象にもならない。現状では、このようなリスクが啓発されないまま使われている。

問　視覚障害児が親の強い要望もあって通常の学級に通ったものの、仲間ができず１年程度で盲学校に転校したところ、クラスの中心となって明るく元気になったという事例があった。インクルーシブ教育は重要であるが、個々の子どもの状況を第一に考える必要があるのではないか。

答　現状でのインクルーシブ教育システムは、全ての子どもが同じ場所で学ぶことを求めるものではない。障害の程度や種別は様々であり、特別支援学校や特別支援学級といった多様な学びの場を主体的に選択できることが必要である。併せて、通常の学級でいじめを受けることがないよう、社会的障壁を取り除き、子どもの多様性を尊重することにも取り組む必要がある。

問　日本の性教育が発展しない要因として、ＰＴＡの影響が大きいと考える。まずはＰＴＡに対する性教育が必要なのではないか。

答　ＰＴＡからの講演依頼や問合せも多く、最近は、コロナ禍の中でオンラインの講座なども行っている。ＰＴＡ活動に参加しづらい父親も週末を利用して閲覧できたとの話を聞いており、オンラインによる講演や情報の普及啓発に可能性を感じている。

（２）外国人をめぐる課題（令和３年２月17日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事
鳥井　一平　参考人

○　移住者と連帯する全国ネットワークは1997年に結成され、現在、105の団体及び500名を超える個人の会員により組織されている。日本に暮らす外国人（移民・難民、外国にルーツを持つ人々）に関する社会保障や女性の問題など、様々な分野についてサブネットワークを設け、連携しながら活動している。具体的には、市民社会への発信、国会への働きかけ、国連を中心とした国際社会へのロビー活動のほか、地域における取組も行っている。

○　2020年には、新型コロナ「移民・難民緊急支援基金」を立ち上げ、一般市民からの寄附を含めた約5,000万円のほぼ全額を使い、特別定額給付金の支給対象外とされ、又は生活に困窮している移民・難民等1,645人に対し、１人３万円の現金給付を行った。

○　日本における外国人は、旧植民地出身者とその子孫であるオールドカマーと、1980年代以降に日本のバブル経済を背景として移住してきたニューカマーに分けられる。在留外国人数の推移を見ると、1980年代後半からニューカマーの増加に伴い急増し、2019年12月に293万人を超えたが、コロナ禍の影響により、2020年６月時点では約288万人となっている。国籍別では、中国、韓国に次ぎ、近年、ベトナムが増えている。

○　日本では、いわゆる就労ビザは存在せず、就労できる職種ごとに在留資格が設けられている。外国人労働者には、就労に制限のない身分に基づく在留資格（日系人を始めとする定住者、配偶者、永住者）を持つ人と、就労できる在留資格を持つ人が存在する。また、技能実習生、非正規滞在者のほか、難民や難民申請中で特定活動の在留資格が認められた人、興行の在留資格により歓楽街で働かされる人や家事労働者といった労働法が適用されない労働者、留学生、特定技能の在留資格を持つ人なども日本で働いている。

○　バブル経済の時期における人手不足への対応として、非正規滞在の人に働いてもらうオーバーステイ容認政策が取られ、1989年には日系人に労働者として帰ってきてもらうためのビザが導入された。2010年には外国人技能実習制度の拡大に舵を切り、この制度で対応できないところを難民申請者の特定活動、留学、家族滞在の在留資格を持つ人で補完してきた。このうち、技能実習制度については、国際社会から不正行為や人権侵害が指摘され、厳しい批判を受けている。

○　2019年10月に厚生労働省が取りまとめた外国人労働者の雇用状況を在留資格別に見ると、専門的・技術的分野の人の割合が全体の20％にとどまる一方、技能実習と留学の割合が合わせて43％を超えている。また、留学生は、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業で働く割合が高くなっており、技能実習が認められていない職種の労働力を留学生が補完する形となっている。

○　また、外国人労働者に占める技能実習生の割合は、全国では23％であるが、都道府県ごとに見ると、宮崎県では70％を超えており、このほか10県で50％超となっている。産業別に見ると、農業では外国人労働者の約８割、建設業では約７割を技能実習生が占めており、外国人労働者と言えば技能実習生という状況にある。

○　外国人登録法が廃止された2012年と2019年12月を比較すると、在留外国人は約90万人増加している。その大半は技術・人文知識・国際業務、技能実習及び留学の在留資格であり、これはすなわち外国人労働者の増加を表している。

○　日本は、外国人に人間としてではなく労働力として来てもらうという、フィクションによる移民政策を取り、本来切り離せない、受入れと共生、職場と地域、労働と生活を切り離してきた。このような労働力と人間の分離が、社会にゆがみと人権侵害をもたらしている。

○　労働力と人間の分離を表す事例として、2019年の特定技能制度の導入直後に、東京電力が出入国在留管理庁に問い合わせた上で、原子力発電所の廃炉作業に特定技能の在留資格の外国人を受け入れる方向性を示したことが挙げられる。

しかし、厚生労働省は、過去30年近くにわたる支援団体との議論の積み重ねがあり、被曝線量のフォローアップや健康管理の面で懸念があるとして慎重な検討を求めた。

○　外国人労働者は、共生の観点でも様々な課題に直面している。例えば、両親が非正規滞在であるゆえに、日本で生まれ育った子どもにも在留資格が付与されないという問題が発生している。また、言葉の問題が非常に大きい。給付金等の案内文書が日本語のみで書かれているため、内容を理解できない場合がある。日本語を聞いて理解できるが、文書の読み書きは困難である人も多い。

○　移民に対するデマやフェイクが非常に多く、ファクトチェックが必要である。典型的な例は健康保険問題であり、ただ乗りなど不正があるのではないかとの報道等を受けて厚生労働省が調査した結果、不正はゼロであったが、その報告は十分伝わっていない。また、犯罪の温床との指摘があるが、来日外国人による犯罪発生率は低く、単一民族国家論や、外国人が職を奪うとの雇用競合論も事実ではないことが明らかである。

○　外国人を人間としてではなく、その労働力のみを求めるゆがんだ移民政策が、ヘイトスピーチを生み出している。川崎市は刑事罰を設けた差別のない人権尊重のまちづくり条例を制定したが、本来は国で対応すべき課題ではないか。

○　既に多民族・多文化共生社会が到来しており、移民の存在なくしてこの社会が成り立たないという事実を直視する力を持たなければならない。

○　この社会は人が移動することによってつくられてきた。2019年時点での海外在留邦人数は約140万人に上る。日本人を含めた多くの人が、在留国において労働基準と人権を守られながら生活したいと考えることは当然ではないか。労働者を社会の担い手として受け入れる真っ当な移民政策が求められている。

○　新型コロナウイルスの感染拡大は、外国人労働者や移民の存在感をあらわにした。仮放免者や非正規滞在者を含め、外国人を働く仲間、地域の隣人として誰一人取り残さない、使い捨てにしないということを改めて考える必要がある。外国人労働者の救済のみならず、労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会の実現が求められている。

特定非営利活動法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者

田中　宝紀　参考人

○　青少年自立援助センターは、若年無業者の自立・就労支援を中心に活動してきたが、拠点である東京都福生市の周辺に外国人住民が多数暮らしており、特に外国人の子どもが支援のないまま放置されている状況に対応するため、2010年度に定住外国人支援事業部を創設した。両親又はその一方が外国出身者である海外にルーツを持つ子ども（以下「海外にルーツを持つ子ども」という。）を対象として、専門家による教育支援事業（ＹＳＣグローバル・スクール）及び若者の自立・就労支援事業を行っており、６歳以上の子どもと若者を年間120名以上受け入れている。

○　これまで支援してきた家庭の約97％は、出身国への帰国や他国への移住を考えておらず、子どもはいずれ日本社会に定着していく可能性が高い。ところが、多くの子どもは教育機会へのアクセスが十分ではなく、およそ30年間この状況はほとんど変わっていない。子どもの教育をめぐる諸課題を解決し、学ぶ権利を真に保障していくためには、国籍を問わず義務教育の対象とすることが最も有効であるとの声が支援者から多数寄せられている。

○　海外にルーツを持つ子どもへの取組については、官民を問わず、外国人の集住地域と散在地域との間に様々な格差が存在している。近年は、予算や人材等を一層充実させる先進的な地域と課題認知にこれから着手しようとする地域との格差がより顕著となる傾向が見られ、暮らしている地域によって受けられる支援等に大きな違いが生じている。施策や取組を検討する際には、このような地域間格差をいかに是正していくかという視点や配慮が欠かせない。

○　令和２年に公表された文部科学省の調査により、義務教育年齢相当の外国籍の子どもの約２万人に不就学又はその可能性があることが明らかとなった。なお、この調査では、地方自治体が把握していない短期滞在や非正規滞在の家庭の子どもは対象に含まれていない点に注意が必要である。

○　海外にルーツを持つ子どもの不就学の要因を五つに整理すると、第一に、入学、転入時の手続に起因するものが挙げられる。就学案内が多言語化されてお

らず、説明も不十分であることなどのほか、例えば、保育園等に通っていない家庭や、外国人コミュニティからも孤立している家庭の場合、情報不足や誤解から就学手続に至らないケースもある。そのため、このような家庭に対しては、妊娠、出産時や予防接種のタイミングなど子育て上のタイムラインに沿って、保健、医療、福祉の連携の下、社会的接点を逃さずに情報提供を行う必要がある。

○　第二は、就学のタイミングに起因するものである。特に、年度終了間際や学校行事の準備中の場合、学校側の都合で就学待機を余儀なくされることがある。就学を希望している場合は必ず学籍を作り責任の所在を明確にするとともに、学校ごとに対応の差異が生じないよう、必要な体制や規定の整備が求められる。

○　第三は、受入体制の不足や欠如に起因するものである。学校側に支援体制がないため、ある程度の日本語を習得するまで就学手続をしてもらえないケースがあり、学校内での日本語教育など受入体制の整備を促進することが重要である。他方、そのための人材や予算を確保できる地方自治体は限られていることから、広域圏によるＩＣＴを活用した遠隔教育や通訳制度の導入、教員に対する相談支援体制の構築が必要である。また、海外にルーツを持つ子どもの多くが学校でいじめを経験しており、その情報が外国人コミュニティに広まって就学を見合わせるケースもある。これは、本人の努力のみでは解決できない問題であり、多数派である日本人の子どもが共生社会の一員として必要な力を育むための取組を学校教育の中で進める必要がある。

○　第四は、移動やトラブルに起因するものである。外国と日本を行き来する外国籍の子どもが就学や転入のタイミングを逃してしまうケースがあることから、大使館を含めた横断的な連携により、出入国や転出入の際に就学に向けた情報提供を徹底することが考えられる。また、学校側とトラブルとなり除籍されたケースがあるほか、中学３年の学齢の場合に、来日時期や出席状況によっては、学校長の判断で転入が認められなかったり卒業証書が授与されなかったりするケースもある。このような属人的な判断による対応は是正すべきであり、行政において原則的な対応基準を定めるとともに、研修による啓発や意識改革

の取組を推進する必要がある。

○　第五は、複合的な困難に起因するものである。保護者の病気、貧困やネグレクト、女子に教育は必要ないと考えるケースなど様々な問題が挙げられるが、家庭自体が複数の課題を同時に抱えている場合も少なくない。複合的な困難を抱える不就学の子どもは、支援団体であってもなかなか発見できず、支援につなぐことができない。地方自治体による家庭訪問に加え、地域住民からの情報を受ける窓口の設置、啓発キャンペーンの展開などの取組が重要である。さらに、教育と福祉の接合が不可欠である。困難を抱える家庭や子どもに寄り添い、専門性を持つ関係機関との連携を推進できる多文化ソーシャルワーカーを導入し、積極的に育成するため、必要な施策と予算措置を求めたい。

○　ライフステージごとのリスクについて見てみると、海外にルーツを持つ子どもについては、乳幼児の未就園率が日本人家庭の1.6倍に上るとの研究がある。また、不就学の可能性がある子どもが多いほか、不登校となる子どもの割合の高さも指摘されている。高校進学率も６割強にとどまるとの推計があるが、高校に進学しなかった子ども、あるいは、高校中退や進路が決まらないまま高校を卒業した子どもについては、その後の実態が全く把握できていない。

○　海外にルーツを持つ子どもの不就学に対しては、義務教育年齢の場合、ボランティアやＮＰＯによる支援が行われているが、質、量共に地域間格差がある。また、15歳以上の若者については、地域若者サポートステーション等による自立・就労支援や学び直し、居場所支援が行われているが、主に日本人を対象としているため、日本語力が十分でない若者のセーフティネットとしては機能していない。

○　海外にルーツを持つ子どもの教育をめぐる諸課題を解決するため、社会資源の多文化対応の推進を提案したい。福祉、教育等の行政サービスにとどまらず、子ども食堂や無料の学習支援などの公益的な活動に対し、海外にルーツを持つ子どもがアクセスできるようにすることが必要と考える。具体的には、保育士など子どもと家庭に関わる資格を持つ人や実務者を対象とした多文化対応スキルの研修等に対する予算措置を通じて、受益者の多様性への配慮を進めること

ができると考えられる。

○　コロナ禍により保護者の経済状況が悪化している。特に、進学時期を控え、入学資金を準備できない状況が見られることから、緊急の支援が必要である。

○　認可外の外国人学校や、ＮＰＯが運営するフリースクール等で学ぶ不就学の子どもは学校保健の対象外であり、感染予防策や健康管理は運営者に一任されている。一定の要件の下で学校保健安全法を適用するなど、日本で学ぶ全ての子どもの健康と安全を確保するための体制整備を検討してほしい。

○　2018年の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」決定を境に、海外にルーツを持つ子どもや外国人住民の存在の可視化が進み、就学、教育の問題に理解を示す人も増えている。この変化の流れを逃さず、誰一人取り残されない環境を実現するために社会全体で取り組む必要がある。

弁護士　指宿　昭一　参考人

○　外国人労働者は様々な窮状に直面している。技能実習生の妊娠、出産をめぐり、職場からの逃亡、出産した子どもの遺棄事件などのトラブルが相次いでいるが、妊娠や出産によってトラブルとなること自体が大きな問題である。報道によると、妊娠したら強制的に帰国させられるという「間違った認識」が広がっているとの厚生労働省の見解が示されているが、技能実習生が誤解をしているのではなく、実際には、多くの技能実習生が出身国の送出機関であるブローカーから、妊娠したら強制的に帰国となることを同意させられている。また、妊娠を理由として帰国させられたケースについては調査すら行われていない。

○　報道では、受入企業の実情により産前産後休暇の取得が難しい可能性があることや、技能実習期間中の妊娠、出産は想定していないことが法務省のコメントとして紹介されているが、技能実習生も人間である。人間に労働以外のことを認めないという非人道的な対応が現実に行われている。

○　技能実習生が双子の乳児の死体を遺棄した事件や出産した子どもを置き去りにした事件なども報道されている。このような事件が数多く発生しており、一部の技能実習生の思い違いにより起こっているのではないという現実を直視する必要がある。

○　新型コロナウイルスの感染拡大によって仕事を失った技能実習生をめぐる問題も多く発生している。解雇されるケースのほか、解雇に至らないが仕事がなくなり給料が支払われず、休業手当も受け取れない場合がある。そのため、働く場所を求めて「失踪」し、中には働きたくもない性風俗店で働かざるを得ない状況に追い詰められている技能実習生もいる。

○　ベトナムからの技能実習生に関する報道では、借金をした上で送出機関に約100万円を支払って来日したとされている。報道された事例は、突然帰国を告げられたが、ベトナムの４年分の年収に当たる金額の借金を返済できないまま帰国するわけにはいかず、やむを得ず「失踪」に至ったものであり、コロナ禍でこのようなケースが増加している。

○　技能実習生に対する労働基準法令違反も多い。厚生労働省の発表によると、技能実習生が在籍している事業場への監督指導は、平成31年・令和元年で9,455件あった。このうち、71.9％に当たる6,796件で労働基準関係法令違反が見付かっており、その数は毎年増加している。技能実習生が約40万人来日していることを考えると、実際の違反件数は更に多いと思われる。一方で、技能実習生からの労働基準関係法令違反の申告数は、平成31年・令和元年で107件にとどまる。これは、言葉の問題だけではなく、送出機関が定めたルールにより、労働基準監督署への申告、弁護士への相談、労働組合への加入などが禁止されているためである。このように物を言えない技能実習生は、労働者ではなく奴隷に近い地位に置かれているのではないか。

○　政府は、いわゆる「単純労働者」を受け入れない方針を掲げてきたが、実情に合わなくなったため、様々なルートを設けて「単純労働者」である非熟練労働者を確保してきた。1990年代以降、技能実習生、留学生、日系人２世、３世のほか、非正規滞在の人が日本で働いており、現在も技能実習生と留学生が外国人労働者の中でも大きな比率を占めている。また、2019年に創設された特定技能の在留資格による受入制度は、非熟練労働者の受入れに道を開いたものと言える。

○　技能実習制度には様々な問題点があるが、送出機関であるブローカーが中間搾取をしていることと、妊娠、出産をしてはならないといった人権侵害のルールを押し付けていることが特に重大な問題である。日本国内では違法であることが、送出国ではできてしまう。技能実習制度は国際的にも国内の有識者からも批判が強く、廃止すべきである。

○　技能実習制度を廃止した場合の労働力の確保について懸念する声があるが、新たに創設した特定技能制度を適正化して活用すればよい。特定技能制度には様々な課題があり、理想的な形ではないが、改革は可能である。特に、悪質なブローカーの排除が求められる。特定技能制度については送出機関の介在は必要ではないが、ベトナムとカンボジアが送出機関の利用を義務化しており、今後の運用が懸念される。

○　技能実習制度を廃止して特定技能制度を適正化する過程で、未熟練分野に限らず外国人労働者の人権や権利が守られる制度を構築すべきである。例えば、外国人労働者雇用基本法を制定して、雇用主によるパスポートの取上げを禁止するほか、ブローカーによる中間搾取を排除する必要がある。

○　既に多くの外国人が日本で働いており、これから日本で働く外国人も増加すると思われる。日本がどのような外国人労働者の受入制度をつくっていくのか、また、外国人労働者や外国人住民とどのような関係を結び、外国人の人権を守り、共に日本社会を構成していく仲間として受け入れていくのかが問われている。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　技能実習制度について、廃止も含めた再検討が必要と考えるか。

答　技能実習制度は廃止すべきである。留学や技能実習の形で労働者を受け入れることは社会にゆがみをもたらす。日本社会が必要としている労働者は労働者として受け入れるべきであり、技能実習制度での受入れは誤った手法であると考える。

問　特定技能の在留資格の外国人について、政府は５年間で合計34万人の受入れを見込んでいるが、2020年12月末現在での受入人数は約１万5,000人にとどまっている。特定技能制度をより良く機能させるために、どのような改善が求められるか。

答　特定技能外国人のほとんどが技能実習から移行しており、新規入国者が少ない。リクルートの方法を見直し、技能実習が特定技能の試用期間とならないようにすべきである。日本のハローワークを活用し、国同士でマッチングを行う仕組みを考えるべきではないか。

答　特定技能外国人の受入数が予想以上に伸びていない。一方で、技能実習生の受入れが多いのは、送出機関が中間搾取によってもうかるからである。特定技能制度においては、それと同様の仕組みは採用すべきではない。韓国の雇用許可制で採用しているマッチングを参考として、日本と送出国の二国間協定に基づくハローワークのシステムを構築するとともに、特定技能２号へ移行できる職種を増やし、日本でスキルアップしながら長く働ける制度とすべきである。

問　児童養護施設にいる外国人の子どもに対する自立支援はどのように行われているか。

答　児童養護施設で保護した外国人の子どもへの日本語学習などを要請された事例は幾つかあるものの、自立支援に向けた具体的な取組や研究については承知していない。近年、児童養護施設や少年院などにいる海外にルーツを持つ子どもや若者に対する支援の必要性が指摘されており、関係団体等と連携を進め、支援や仕組みの在り方を検討し始める段階にある。

問　技能実習生の妊娠、出産について、国や受入企業はどのような認識を持ち、想定をしていたのか。また、報道等で問題が明らかになる以前から同様の実態があったのではないか。

答　国の本音は、技能実習生は３年間日本で学ぶために来ているのだから妊娠、出産はあり得ないということではないか。送出機関や受入企業の本音は、国以上のものであり、妊娠したら帰ってもらうしかないとの考え方につながっている。なお、平成23年に中国人の技能実習生が妊娠して強制帰国させられそうに

なった事件が発生しており、それ以前からも同様の問題が起こっていたと認識している。

答　技能実習生の妊娠、出産をめぐるトラブルは近年顕在化したものである。日本社会において、妊娠、出産が働く女性の権利であることが労働現場で十分担保されていない中で、特に技能実習生についてはその権利が侵害されている。送出機関との契約書には、慢性病、エイズ、妊娠の場合は強制送還と明記されたものもある。このような甚だしい人権侵害が行われている技能実習制度は廃止すべきである。

問　政府は、いわゆる単純労働者を受け入れないとの方針を示す一方、不足する労働者を技能実習生等で賄っている。外国人が日本で生活する際に直面する様々な困難は、このような建前と現実の乖離から生じているのではないか。

答　受入企業や農家は技能実習生ではなく労働者を求めているが、建前と現実が乖離している中では技能実習生を受け入れるしかない。技能実習生は多額の借金を背負わされて何も言えない状況に追い込まれており、それが様々な問題や事件につながっている。建前と現実の乖離が人権侵害をもたらしており、技能実習制度は廃止しなければならない。

答　外国人労働者も日本社会で生活しており、また、日系人や日本人の配偶者を始めとした長期滞在の在留資格を持つ人もいる。それにもかかわらず、外国人は日本社会の一員ではないとの前提で様々な施策が講じられていることにより、日本で生まれ育つ子どもにアイデンティティの喪失という負の影響が表れている。外国人はいずれ帰国するという前提での制度設計は限界に来ていると思われる。

答　政府が積極的な受入れを表明している専門的・技術的分野の労働者は、現実には大学又は専門学校の卒業者を指している。それ以外の労働者がいわゆる単純労働者とされており、学歴で区別しているに過ぎない。合理性のない区分にこだわらず、現実に労働者が不足している様々な分野で外国人を受け入れることができる仕組みを導入すればよい。

問　技能実習制度における悪質なブローカーによる中間搾取の問題をいち早く改善するためには、どのような手法が考えられるか。

答　現に発生している問題への対処としては、窮状に陥っている技能実習生を救済することに加え、前借金を背負わせないようにすることが必要である。技能実習生からの保証金の徴収は禁止されたが、様々な名目で送出機関に金銭を預けることが求められ、そのために借金をせざるを得ない実態がある。技能実習生が前借金を背負っていないかをチェックする仕組みが必要である。

答　技能実習制度に限らず、ブローカーを徹底的に規制すべきであり、その方法は二つある。韓国の雇用許可制では、ブローカーを禁止し、二国間で創設したハローワークを活用している。また、台湾のように、ブローカーの存在を認めつつ、費用徴収の限度額等について厳しく規制する方法もある。日本においても、ブローカーは禁止すべきであるが、現行制度を前提とするのであれば、まずは徹底的に規制すべきである。ベトナム政府はブローカーによる金銭徴収の上限額を定めているが、ほとんど守られていない。二国間協定を締結し、例えば、上限を守らない送出機関からは技能実習生を受け入れないと日本政府が強い態度で臨めば、ある程度のブローカー規制は可能と考える。

問　学校現場では教員の過重労働や人材不足が起こっている。その中で外国人の子どもの受入れを進めるためには、専門的な知見を持ち、家庭内にも立ち入って対処できるスクールソーシャルワーカーに研修を受けてもらい、活用することが有効ではないか。

答　スクールソーシャルワーカーとしても、海外にルーツを持つ子どもへの対応を進めるため、必要なノウハウを知りたいとの意向がある。また、教員がこれ以上対応できない状況であることは現場で実感している。ＹＳＣグローバル・スクールでは、日本語が全くできない子どもに対し、約2.5か月間、スクールのみに通って日本語の基礎を身に付けてもらい、学校は出席扱いとした上で、その間に学籍のある学校に受入体制を整備してもらう取組をしている。このような学校と支援者のコーディネートをスクールソーシャルワーカーに担ってもらうことは有効と考える。

問　日本語の理解が十分でない外国人に行政の支援が届いていない現状をどのよ

うに改善すべきか。

答　地方自治体の窓口で支援のために奮闘している職員もいるが、個人としての努力にとどまっているのが現状である。例えば、住民サービスの多言語化を進める際にも、住民の反発などがあり、地方自治体単位では予算化を判断することが難しい場合があるため、国において政策の方針を示すことが必要と考える。

問　地方自治体による支援等を含めた留学生や技能実習生の受入れに関する成功事例として、どのようなものが挙げられるか。

答　北海道には技能実習生を適正に受け入れている農場があるが、特定技能の在留資格への移行を進めていると聞いている。留学生については、地方自治体と学校が協力して、受け入れた留学生がアルバイトをせずに勉強できるよう補助金を準備し、将来地域の担い手となってもらう取組があると報道で承知している。地域社会とのつながりがあれば、問題が生じても助けを求めることができ、情報が伝われば労働基準監督署も動くことができる。問題事例を明るみに出すためにも、地域社会の役割は大きいと認識している。

答　2019年のデータで試算したところ、日本に在留する留学生の88％が働いているとの結果が得られたが、これほど割合の高い国はほかになく、働くために留学生や技能実習生として来日している状況となっている。留学によって学んだことを日本の企業でいかす人もいるが、日本に定着せず、国際社会で活躍する場合もあり得る。また、技能実習や留学を終えて喜んで帰国した人は少なくないが、それはいわゆる出稼ぎの成功事例であり、開発途上国への技術移転としての成功事例とは言い難い。

答　東海地方の地方自治体において、技能実習生一人に一家庭をバディとしてマッチングし、一対一の関係で日本の文化を伝えたり地域とのつながりを育んだりする取組が行われていると報道で承知している。バディ制度は、欧米における移民の社会統合プログラムの一つとして有効に機能している。

問　幼児教育・保育や学童保育の場ではどのように日本語教育が行われているか。

答　幼児に対する日本語教育については、愛知県等の外国人集住地域においてプレスクールと呼ばれる施策が実施されている。保育園等を回り、週に数時間日本語を学ぶ機会を設けている形のほか、就学前ガイダンスとして学校生活に必要な手続等を支援する形でも行われており、各地で取組が広がっている。学童期については、地域のボランティアやＮＰＯによる放課後の学習支援が大半を占めており、学童保育の現場で日本語教育が行われているとの事例は承知していない。

問　学校での子どもへの日本語指導を日本語教師の資格保有者に担ってもらうことについて、どのように考えるか。

答　子どもは言語発達の重要な時期にあることから、本来であれば専門性を有する人材が日本語教育を担うべきであるが、現状では、大人への日本語教育も含めてほぼボランティアが対応している。他方、日本語教育推進法の制定により、日本語教育の機会を適切な形で提供すべきとの考え方が広がっており、ＩＣＴを活用した遠隔教育によって日本語教師の指導を受ける取組や、外国人集住地域では来日直後に日本語の集中指導に取り組むところもある。ごく短期間であっても専門家による体系的な支援の機会を提供することが先々を見据えても有効であると現場では実感している。文部科学省の有識者会議でも、日本語教育の専門知識を持つ人にどのような形で学校に関わってもらうことができるのかを議論したが、取組への地域間格差があるため、支援の実現には相当な検討が必要である。

問　昨今、アジアにおいて深刻な人権侵害が発生しており、加害者に対して資産凍結等の制裁措置を発動する国がある一方、日本政府はこのような措置を講じていない。また、国内では難民認定や入管収容をめぐる問題が発生している。国内外の人権問題に対して行動を起こさない日本政府の一連の対応について、どのような認識を持っているか。

答　国際社会において、日本が先進国の立場で果たすべき役割は、民主主義、人権を重んじることであり、その姿勢を示すべきである。人身売買の被害者認定を行っていない先進国は日本のみであり、入管施設における処遇を始め、日本政府は人権についての国際的な基準に沿った対応を実行すべきである。

問　児童養護施設で暮らす外国籍の子どもの支援については、諸外国で行われて

官　報（号外）

いるように、児童相談所、ＮＰＯ、学校など多機関の連携が必要と考える。支援の現場では、関係機関とどのように連携を図っているか。

答　就労支援、高校生の支援、女子の支援など様々な分野で公益活動を行う団体と意識的に連携する事業を実施しているところである。ＯＪＴ形式で多文化対応を身に付ける研修は、コロナ禍で子どもと実際に触れ合うことが難しい状況であるため、オンラインにより行っている。海外にルーツを持つ子どもや保護者と円滑にコミュニケーションを取るためには、言語や宗教などの特別な配慮が必要であるが、それ以外の部分についてはアクセス確保への合理的配慮で対応可能なところも多い。自ら取り組む事業の中でどこまで合理的配慮を行うか、特別な支援を組み合わせるかを見出していくことが分野横断的な連携の第一歩となる。

問　政府は、移民政策は取らないとしながら、現実には在留外国人や外国人労働者を多数受け入れている。今後、外国人の高齢化が想定される中で、医療、年金等の社会保障の課題をどのように乗り越えていくべきか。

答　現在の日本の政策は、言わば外国人労働者使い捨て政策である。単に労働力を受け入れるのではなく、人権や権利を尊重し、職場や地域の仲間として日本人と共に社会や地域を支える存在として外国人を受け入れなければならない。移民政策には、在留管理政策と、統合政策又は多文化共生政策の二つの側面があるが、日本の政策は前者に偏っている。非正規滞在の人や難民申請者を含めた、人権と人道にかなう移民政策が必要である。

問　コロナ禍に伴い、技能実習生が解雇や賃金の未払など困難な状況に置かれていると推察する。技能実習生から具体的にどのような相談が寄せられているか。また、技能実習生をめぐる問題の解決に当たり障壁となっている課題は何か。

答　新型コロナウイルス感染症の影響で帰国できなくなった技能実習生等に対し、政府は、就労が可能な特定活動の在留資格の付与や転職の許可などの救済策を講じている。しかし、その手続が監理団体に任されているため、対応してもらえずに行き場を失った技能実習生が、寺や教会、市民団体のシェルターに保護される例が相次いでいる。また、生計維持が困難な場合は資格外活動許可

による週28時間以内の就労が可能とされたが、この条件で働ける場所がどれだけあるのか。現場の実態を踏まえた合理的な救済策となっていない。技能実習生自身が労働者として権利を主張し、又は手続をすることができる制度となっていないため、コロナ禍でも問題が生じている。他方、受入企業等も、実習生が来日できないことで仕事が回らないという矛盾にさいなまれている。

答　技能実習生等から毎日のようにコロナ関係の相談を受けており、解雇や、仕事がなく休業手当も支払われないことにより困窮しているとの内容が多い。制度上、監理団体が支援すべきであるが、それが行われていない。また、出入国在留管理庁は、解雇された技能実習生に対して、特定活動の在留資格で１年間準備をした上で特定技能１号に移行できる制度を設けたが、十分な周知がなされていない。この制度は救済策として悪くはないが、技能実習制度の目的が国際貢献ではなく日本の労働力確保のためであるということを事実上認めてしまっており、具体的な対応も労働力のマッチングにとどまっている。そのマッチングも適切に行われておらず、農家や介護施設では受入れ予定の技能実習生が来日できず人手不足で困っている一方、国内には働きたい技能実習生が多くいる。コロナ禍に限らず、技能実習生を支援する上での障壁は、送出機関の存在であり、日本の法律が及ばないため、救済が非常に困難となっている。

問　外国人の子どもの就学問題が発生する要因の一つとして挙げられた複合的困難を抱える家庭において、保護者自身はどのような困難に直面しているのか。

答　複合的困難を抱える家庭の保護者は、ひとり親であったり不安定な立場で就労していたりする場合が比較的多い。宗教関係や同郷出身者とのつながりで支援を得られることもあるが、これらのコミュニティから孤立している家庭も少なくない。このような家庭をいかに発見していくかが大きな課題である。

問　国外退去処分となった外国人の入管施設における長期収容問題を解決するための出入国管理法の改正案について、どのように考えるか。

答　入管施設での長期収容や施設内での人権侵害事案の発生は、在留特別許可や仮放免を適正に運用することで解消できる。入管当局自らが基準を厳しく設定したことで収容の長期化を招いたにもかかわらず、刑事罰をもって解決しよう

とすることは誤っている。また、現行の難民認定制度の問題点を解決しないまま、難民申請の回数を制限することは、難民条約等に反するものである。したがって、今般の改正案には反対であり、外国人の人権を守るための改正に取り組むべきである。

問　「やさしい日本語」による情報提供など、外国人のための日本語政策について、どのように評価しているか。

答　「やさしい日本語」は、仕事を行い、また、災害時の情報提供を行う上で非常に重要である。多言語化も重要であるが、日本で長く生活している外国人の中には、読み書きはできないが聞いたり話したりすることはできる人も多いことから、「やさしい日本語」やローマ字表記の推進が有効と考える。また、日本語は仕事をする上で必要なスキルと捉えるべきであり、職業訓練のコースに組み込むことを提案している。

問　日本は国籍取得について血統主義を採用しているため、両親が外国人の場合、子どもは日本で生まれたとしても日本国籍を取得できないが、本人が希望すれば日本国籍を取得できるようにすべきとの意見もある。日本で生まれた子どもの国籍取得についての見解を伺いたい。

答　個人的見解としては、グローバルスタンダードを考えると、二重国籍を認めるべきと考える。両親がそれぞれ日本以外の異なる国の出身で、日本語を家庭内言語として子どもを育てている家庭もあり、このような複数のルーツや文化を持つ子どもが自分らしく生きていけるようにするためには、国籍を選択する余地があってもよいと考える。日本で長く生活するのであれば日本国籍を取得すべきとの発想ではなく、個人の選択の範囲を広げ、いかなる選択をしようともその権利が保障される状態をつくることが望ましい。

問　外国人参政権の付与についてどのように考えるか。

答　外国人住民が地方自治体の意思決定やリーダーの選出に関与するための地方参政権を有することは、法制上十分に考え得るものであり、望ましいことではないかと考える。

問　外国人をめぐる課題の根底には、日本における人権意識の低さが存在している。先進国を名乗りながら世界水準の人権意識を持ち得ていない日本が、今後人権意識を向上させていくために重要なことは何か。

答　外国人と日本人という二分化の発想が誤っている。社会を構成している一人一人を尊重し、国籍にかかわらず人間として生きているという考え方に立脚して、お互いに尊重し合うことが大切である。

答　３世代後には真の共生社会が実現されるよう、今の子どもに幼い頃から共生社会の一員としての意識を持ってもらうことが重要で、そのための取組や発信を行っている。

答　現実に人権が侵害されている人がいるという実態を知り、これを何とかしなければならないと考えることが人権意識の向上の原点になる。技能実習生等への人権侵害の実態を多くの人に知ってもらい、日本の市民社会が改革に向けて取り組んでいくことが重要である。

（３）新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響（令和３年２月24日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

全国商店街振興組合連合会副理事長　山田　昇　参考人

○　地域の商店街と中小小売商業者は、地域住民の日々の生活を支えるだけでなく地域社会に深く関わり、雇用機会の提供、地域文化の伝承、防犯など安全・安心の確保、災害時の復旧支援、高齢者の見守り、子育て支援、まちの美化など多種多様な形で地域社会や雇用を支えてきた。しかし、令和元年10月実施の消費税率引上げ、相次ぐ台風等の自然災害の発生に加え、令和２年からは新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンド需要の消失と国内の自粛ムードの継続により、国内消費の落ち込みに直面している。

○　新型コロナウイルス感染症の流行による影響については、令和２年10月に実施した大阪府の商店街へのアンケートによると、７、８割の商店街でイベントの中止、来街者及び売上げの減少、店舗休業や閉店といった状況が続いている。売上げは前年の３割から５割程度の減少とする事業者が多く、特に飲食と衣料品販売が厳しい状況である。

○　商店街においては、感染防止対策ガイドラインを作成、周知するとともに各店舗の事業継続支援に関する情報を逐次提供するなど、感染拡大防止と事業経営の両立に向けた取組の支援を行ってきた。例えば、大阪府では、当初から迅速かつ効果的に取り組んだ商店街が55%、店舗ベースでは61%であった。その後も国、地方自治体の指導に従うとともに、各種支援を受けつつ、消毒液の設置を含む安全対策、来街者の啓発活動、キャッシュレス化を含むデジタル化などの推進による事業経営の両立支援を進めている。その結果、９割近い商店街で来街者への周知が高まり、安心感が増したとされている。

○　大阪府では、約９割の商店街が身近な商店街の良さを知ってもらい、積極的に利用する消費者を更に増やしたいと考えており、新しい生活様式を踏まえた

取組を推進することが重要である。また、約９割の商店街が令和３年度におけるイベント等の需要喚起事業を希望する一方、約８割の商店街は感染症対策が課題であるとしている。現状では、緊急事態宣言が令和３年１月に再発令され、将来への漠然とした不安を抱えている。

○　小売業の状況を見ると、日本銀行の業況判断ＤＩは令和２年６月から大きく落ち込んだが、各種支援の効果もあり12月は持ち直しの動きが見られる。

○　総務省の家計調査によると、初回の緊急事態宣言が発令された令和２年４月の消費支出は前年同月比で11%減少した。費目別の減少幅を見ると、食料は比較的小さい一方、外食、娯楽サービス、衣服等は大きかった。その後、徐々に減少幅は小さくなり10月頃には持ち直しの兆しが見られたものの、11月頃からの感染拡大に伴い再び減少傾向が強まるなど今後の動向が不安視されている。

○　小売業の資金繰りについて、中小企業基盤整備機構の中小企業景況調査を見ると、令和２年４～６月期を底にして10～12月期には持ち直しの傾向にあるが、小売業は悪い傾向にあることから、令和３年１月の緊急事態宣言再発令を踏まえ金融支援も迅速に実施してほしい。

○　民間調査機関の調査結果では、コロナ禍の収束が長引いた場合に廃業を検討する可能性があると回答した中小企業の割合は約８%であり、業種別に見ると飲食業が約４割、生活関連サービス業が約３割と、営業時間の短縮、外出自粛等の影響を強く受けている。他方、厚生労働省の調査結果によると、雇用調整の可能性がある事業者数は、政府の支援効果もあり、飲食業と小売業では５月から７月をピークに徐々に減少傾向を示している。

○　小売業の全体も業種別も同様に令和２年４月の緊急事態宣言の発令直後は業績が落ち込んだものの、持続化給付金、家賃支給給付金、民間企業における特別融資、雇用調整助成金、納税猶予、地方自治体を通じた各種支援策などのほか、Ｇｏ Ｔｏ 商店街事業等の個人消費喚起策が功を奏し、全体として持ち直しに向けた動きに現実味が出てきている。

○　民間調査機関の調査では、回答した中小企業のうち、約６割が新型コロナウイルスに関する国や地方自治体、金融機関の各種支援を利用している。業種別

では、飲食店の約95％、衣料等小売業の約87％が高い比率となっている。また、支援策のうち民間金融機関の実質無利子無担保融資、雇用調整助成金及び持続化給付金等を利用した企業が半数近くに上っている。こうした支援がコロナ禍での事業継続を可能にしている。

○　令和３年１月の緊急事態宣言の再発令により、改めて先行きへの不安が生じている。飲食店等に対する営業時間の短縮、外出や移動の自粛要請により影響を受けている中小零細事業者に対し、資金繰り支援を中心とした支援策に万全を期してほしい。併せて、令和２年度第三次補正予算の迅速な執行と令和３年度予算の早期成立により各種支援策を確実に実施してほしい。

○　地域社会に深く関わり、地域社会が抱える多くの課題の解消に向けた商店街の活動を促進させるためにも、地元の店舗や商店街が持続的に発展することが重要である。需要喚起事業への要望は強く、緊急事態宣言の解除等を見据えた集客を伴うイベント等の再開や第三次補正予算によるＧｏ　Ｔｏ　商店街事業の実施に大いに期待をしている。

○　感染拡大防止と事業経営の両立に向けた取組を進めるに当たり、国は感染症の早期収束に向けて引き続き尽力するとともに、影響の長期化を視野に入れた各種支援の充実、特に、官民金融機関による特別融資の継続、返済期限の延長等、地域の中小・小規模事業者への支援を継続、強化してほしい。また、感染症収束時には、地域経済活性化に向けた商店街への来街効果を高める支援としてＧｏ　Ｔｏ　商店街事業、プレミアム商品券事業等の需要喚起策を実施願いたい。

○　地域の商店街が感染症防止対策と両立させる形で地域社会の課題解決に向けた各種活動を単独で進めることは困難となっており、地域の実情を踏まえた支援が必要である。商店街、中小小売商業者が現在の厳しい状況から早期に脱却し持続的に発展することが、地域の繁栄と地域住民のより良い暮らしにつながる。

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事　平田　麻莉　参考人

○　プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会は、フォロワー数４万5,000人を超える国内最大規模のフリーランスネットワークであると自負しており、ビジネス系フリーランスやアーティストなどが中心となっている。

○　フリーランスの定義は諸説あるが、協会では、特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人と定義し、雇用ではなく業務委託又は自営で働く人としている。大きく分けて、独立系と、会社員が業務時間以外で仕事をする副業系のフリーランスがある。内閣官房の調査によると、広義のフリーランスは462万人と試算され、ギグエコノミーの発達などによって年々増えている。フリーランスは事業者であり、基本的には事業リスクを負う責任と覚悟を持った自律的な働き方と考えている。

○　2017年の協会設立以降、実態調査や提言を行っており、関係省庁における数々のフリーランスの関連政策につながっている。例えば、契約トラブルの実態に関する問題提起に対して、令和２年12月に「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（案）」が公表された。また、同年６月に施行されたハラスメント防止措置の対象にフリーランスも明記された。このほか、様々な困りごとに対する公的相談窓口が開設され、労災保険の特別加入制度の対象職種を拡大する方向での検討が行われている。新型コロナウイルス感染症対策としても2020年に協会から政府に緊急要請を行い、フリーランス向けの支援策が打ち出された。

○　フリーランスに関する課題として、平成30年に厚生労働省の検討会で挙げられた事項のうち、業務トラブルについては比較的対策が進んでいる。一方、ライフリスクや事業リスクのうち、失業に対するセーフティネットについては今後の検討が必要である。特にライフリスク対策については、多くのフリーランスが労災保険に加入しておらず、新型コロナウイルス感染症拡大の中で傷病手当金も休業補償もなく、非常に不安を感じている。

○　コロナ禍でのテレワークの普及、副業希望者の増加、70歳までの就労機会確

保の努力義務化などにより、会社員とフリーランスの境界はますます曖昧になっていく。そのため、全ての働く人に中立なセーフティネットがより一層求められる。

○　毎年行っている実態調査の結果を「フリーランス白書」にまとめており、最新の調査は、2020年末から2021年初めにインターネットを通じて715人の回答を得た。なお、協会のフォロワーに対する調査であり、母集団がエンジニアやデザイナーといったオンラインでも仕事ができるフリーランスに寄っている点に留意が必要である。就業形態は約75%が個人事業主となっている。

○　フリーランスの働き方を始めた理由については、自分の裁量で仕事をするため、働く場所、時間を自由にするためなど、家庭の事情や自身の体調に合わせて働き続けるためという回答が非常に多い。一方、失業者やいわゆる企業勤めが難しい人の受皿になっていることも見て取れる。

○　今後フリーランスで働き続ける上での課題については、コロナ禍の影響もあってか、収入が安定しないという回答が64.2%と最も多く、前年の55.1%から増加している。

○　感染症が業務に与えた影響については、取引先の業務自粛による取引停止、客数の減少、自身の業務自粛が上位３位を占めている。

○　2020年度事業収益の着地見込みを前年度と比較した増減割合については、減ったとする回答が55.0%であり、このうち、４割以上の減少が32.7%となっている。緊急事態宣言下の2020年５月の調査結果と比較すると、持続化給付金や自らの創意工夫で改善していると推察できるが、依然として回答者の半数以上の収益が減少している。

○　また、事業収益への影響は、オンライン化の可否に左右されている。オンライン化が難しい小売、通訳翻訳、営業、アーティストなどでは約７割が収益が減ったと回答している。加えて、オンライン化により、例えば、近所の飲食店から有名店のデリバリーへ、近所での習い事から別の地方の人気講師のオンライン講座へといわゆる商圏の消滅が起こっており、ウイナー・テークス・オールの理論で格差が拡大している。

○　事業収益に与える影響は職種を問わず様々である。例えば、メディア系ではフリーランス全員が契約停止となったり、技術開発系では持ち出しで準備してきたものがオリンピック延期の影響で赤字となったり、あるいは、アーティストのライブ中止、習い事の生徒減少、催事販売の売上減少、海外渡航停止に伴うものなど様々な影響が出ている。持続化給付金を合計した収入は例年と変わらなかった場合も先行きには不安を抱えている。

○　コロナ禍により、セーフティネットへの関心も高まっており、働き方の違いにかかわらず社会保障が提供される必要性を感じているという回答は95.7%である。一方、雇用保険の保険料をシミュレーションし、その保険料を負担した上で加入の意向がある人は68.1%にとどまる。加入を希望する人の多くは、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金や、コロナ禍のような不測の事態における失業保険に代わるものを求めている。他方、加入に消極的な人の回答の中には、フリーランスの失業の定義が難しく、働き方に合わないとの理由が挙げられていた。

○　健康保険と年金については、法人成りすることで協会けんぽと厚生年金に加入できることから、保険料のシミュレーションを示して加入の意向を尋ねたが希望者は半数以下にとどまった。95.7%が加入の必要性を感じているものの、保険料の支払が困難であるとの理由で加入の意向が示されていない。なお、加入したい理由としては、国民健康保険料が高額過ぎることや、会社員との比較で、死亡給付、扶養制度、遺族年金、障害年金等がないことの不公平性があり、加入したくない理由としては、労使折半がないために保険料の支払が困難であることが大半を占めた。

○　何歳まで働きたいか、何歳まで働く自信があるかという質問に対し、生涯現役で働きたいという回答が約30%あるものの、その自信があるという回答は11%にとどまる。希望年齢まで働く場合に感じる不安としては、健康、体力、スキルの陳腐化などの回答が上位を占めた。フリーランスだからといって自助で全て成り立つものではなく、こういった不安と闘いながら年を取っていくという現実がある。

○　フリーランスで働く環境整備は着実に進んでいるが、ライフリスクに関するセーフティネットは依然として会社員と大きな格差がある。フリーランスであれば自助で生涯現役というのは飽くまで幻想である。新型コロナウイルス感染症対策としての短期的な支援に加えて、長期的な視点で全ての働く人が安心できるセーフティネットの整備が急務である。

駒澤大学経済学部准教授　井上　智洋　参考人

○　ベーシックインカムとは、収入の水準にかかわらず、全ての人に無条件で最低限の生活費を一律に給付する制度である。世帯ではなく個人単位で国から全国民に給付される。何の条件も付けずに全ての人々が救済されることから、普遍主義的な社会保障制度と言われている。

○　既存の社会保障制度は、まず企業等で働くという自助があり、働けなくなった場合に失業保険や年金保険という共助があり、共助でも救済できない場合には公的扶助という公助があるという仕組みである。しかし、公助の中心である生活保護の捕捉率は２割にとどまる。また、フリーランスで働く人の増加や、ＡＩやロボット導入による雇用の不安定化が予想されており、既存の社会保障制度はもはや時代に適合していないのではないか。そこで、ベーシックインカムが注目を集めている。

○　現行の生活保護は、働いて収入を得るとその分の給付が減額されてしまう仕組みであり、生活保護の受給から脱却できない「貧困のわな」に陥る状況が生じている。また、基準額以下の所得の人のみに対して一律の額を給付して必ず貧困から脱却できるようにするという制度設計も考えられるが、その基準額を僅かでも超えると給付が受けられないため、再分配後の所得が基準額を境に大きく異なってしまう。このような制度の問題点である労働のインセンティブが働かないことと、選別による不公平が生じることとを克服できるものはベーシックインカムということになる。

○　租税と社会保障の制度を組み合わせることにより、ベーシックインカムは自在に制度設計できるので、ベーシックインカム自体の賛否ではなく、制度設計の在り方を検討することが重要である。例えば、全国民に対して一律の給付を導入するとともに所得税を一律に増税した場合、公平な再分配が可能となる。なお、給付額と徴税額の差額を計算して実際の給付額を算出する考え方が負の所得税であり、ベーシックインカムは同様の効果を持つように制度設計することができる。

○　ベーシックインカムの分類については、全ての人を対象としたユニバーサルベーシックインカム、一部の人しか対象としない限定ベーシックインカムがある。また、全員に給付はしているが最低限の生活費には届いていない場合の部分ベーシックインカム、最低限の生活保障をしている場合の完全ベーシックインカムがある。なお、完全ベーシックインカムには全員に給付している場合を含むこともある。

○　ベーシックインカムは社会保障制度との関係で、代替型、追加型、中間型に分類することができると考えており、それぞれ既存の社会保障制度を全て廃止、全て存続、残す制度を選択するものに対応する。社会保障制度の改革は容易ではないので、まずは既存の社会保障制度を全て残した上でベーシックインカムを導入し、徐々に取捨選択を行い、中間型に移行するのが理想である。全て廃止することを検討した場合でも、結果として健康保険や障害年金などの制度は継続させた方が良いと考えられるのではないか。

○　ベーシックインカムを財源で分類すると、税が財源である租税ベーシックインカム、国債が財源である国債ベーシックインカム、貨幣発行益が財源の貨幣発行ベーシックインカムに分けられる。当初は国債を発行するほかないと考えており、政府の債務が増加しても基本的に問題はない。令和２年の特別定額給付金を見ても国債を財源とした給付が行われているところである。

○　ベーシックインカムの導入に伴う副作用としては、労働意欲の低下、過剰消費、インフレーションを挙げることができるが、前二者もインフレを引き起こす要因となることから、ベーシックインカムの給付水準はインフレを起こさない程度であれば構わないとも言える。

○　ベーシックインカムを本格的に導入した国はなく、フィンランドが実験を終

了、スイスは2016年に国民投票で否決、イタリアとスペインは所得制限があるベーシックインカム類似の制度を導入している。フィンランドの実験は、失業者2,000人を対象としてベーシックインカムの給付を行い、失業手当の受給者と比較したものである。その結果、ベーシックインカムの受給者の方が、生活満足度が高く、ストレスが低かった。他方、労働意欲が失業手当の受給者と余り変わらなかったことから、その後フィンランドではベーシックインカム導入への積極性が見られなくなっている。

○　コロナ危機下においてベーシックインカムが注目されており、各国では、一時的なベーシックインカムとも言える政策を実施している。日本で行われた一律10万円の特別定額給付金の給付は、コロナ危機下では望ましい政策である。困窮者に限定して国が支援することは難しく、給付対象から外れてしまう者や制度の対象でありながら申請に至れない者が生じてしまう。国にはあらゆる困窮者を救済する責務があり、困窮の理由を問わず広く給付し、富裕層に対しては別途税を徴収して対応することで漏れなく救済することが重要である。

○　特別定額給付金については、毎月10万円程度の給付が理想であるが、せめて追加の給付を実施することが望ましい。コロナ禍に伴う自粛要請などにより消費が減少し、一次的不況が起きている。これが企業の減収、更に失業の増加や給料の減少が家計の減収をもたらし、消費が抑制されて二次的不況に陥る。この循環がつくられてしまうと、日本は長期デフレ不況へと突入してしまう。一次的不況は感染症対策の観点から防止できないが、二次的不況は企業や家計に対する給付等によって対応可能である。日本は、失われた30年がこの先40年、50年と続く瀬戸際に立たされている。過剰とも言える程度の積極的な財政政策を行わなければ、この危機を回避することはできないと考える。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　特別定額給付金の10万円は貯蓄に回ったのではないかという指摘もあるが、商店街としてはどのように評価をしているのか。また、新型コロナウイルスワクチンの接種にはどのような期待を持っているか。

答　特別定額給付金は、かなり消費に回ったという感覚を持っている。ワクチン接種によりある程度の効果が現れ、人々が気兼ねなく街で消費してくれることを期待している。

問　商店街として、政府に特に要望することは何か。

答　極力正確なデータに基づいた現況を公表し、感染を防止しつつ、人々が街に出られるような施策を講じてほしい。

問　日本の将来にとって、フリーランスで働く人の増加の是非をどう考えるか。

答　皆がフリーランスで働くべき、あるいは、フリーランスで働く人を増やしたいとは考えていない。現行の社会保障制度の下では、雇用システムの中で守られて働く方が安全であるが、保育、介護、健康など様々な理由でそれが難しく、多様な働き方を求めている人が存在する。従来であれば失業者となっていたところであるが、雇用とは異なる形で収入を得られることから、多様な働き方が推進されること自体は良いことである。

問　多様な働き方を選好する人々が、自分の望む環境で自分らしく生きるため必要とされる中立的なセーフティネットの観点で、ベーシックインカムについてどう考えるか。

答　増税とセットであればベーシックインカムは一つの有効な社会保障政策になるのではないか。真の生活困窮者にこそ政府の支援が届いていないとの実感がある。所得把握が十分に行われ、税捕捉ができるようになれば適切な再分配もできるようになると考える。

問　ベーシックインカムの制度設計に当たり、給付水準をどう決めるかが論点である。インフレを招かない程度の給付では憲法が保障する最低限度の生活水準を確保できない可能性があるが、給付水準をどのように設定すべきか。

答　給付額は経済成長に合わせて増額していくことができ、その過程で最低限度の生活の保障ができる額を達成できると考える。

問　給付付き税額控除ではなくベーシックインカムを推進する理由は何か。

答　増税と給付を差引きしたものが負の所得税であり、給付付き税額控除はその

一種である。ベーシックインカムとの間に大きな違いはないが、全く働いていない人を対象とするか否かが問題である。働いていない人こそ救済の対象とすべきであり、また、働けない人と働いていない人の区別は付けられないと考える。その観点で給付付き税額控除を修正すると、ベーシックインカム又は負の所得税と同様の制度になると考える。

問　シャッター街化してきている商店街の状況は、コロナ禍収束後、以前よりも厳しさが増すのではないか。商店街が疲弊してきた要因と改善策は何か。

答　商店街は地域のあらゆることに関わり、パトロールや消防等の活動に寄与してきた。しかし、コンビニ、スーパーの増加や、大型店の出店を規制していた大店法の廃止により、商店街は大きな試練を課されている。商店街は地域に深く根差しており、売上げ等がなくなったとしても動くことができない。逆に、根差しているからこそ地域を良くしようという気持ちが強い。商店街が果たしている役割を評価し、支援してほしい。

問　新型コロナウイルス感染症対策で、例えば、テレワークの普及などにより地域に人が回帰することは、地域活性化につながるのではないか。また、人が密に接することを避けていることにより、コミュニケーションが取りづらくなっているが、逆に、地域の商店街の役割が大きくなっていくのではないか。この機会を商店街の活性化につなげるための方策は何か。

答　今後、商店街は衰退していくものとして予算や施策が手薄となっていく傾向を感じる。商店街は地域の客と直接に関わり、様々な情報を把握できる立場にあることを評価し、地域で需要を満たすよう後押しをしてもらいたい。

問　働き方の多様化に合わせ、国は労働法制や社会保障を整備しなければならない。フリーランスで働く人を守るためにどのようなことが必要か。

答　事業リスク対策のうち、会社員の失業保険に相当するものが自営業者にどこまで必要か当事者間でも意見が分かれており、基本的に自己責任と考える人も多い。他方、ライフリスク対策に関しては、出産、育児、介護のほか、健康、長生きといった誰もが抱え得るリスクに対するセーフティネットが不十分である。会社員には手厚く整備されている一方、フリーランスにはないか手薄な状態になっている。多様な働き方を推進していく上で、就労者皆保険のような形も含めた検討を求めたい。

問　広義の普遍主義的社会保障には、最低保障年金制度や給食の無償化も含まれるのか。また、日本でベーシックインカムを推進するに当たっての障壁は何か。

答　現金の給付ではなく、給食の無償化や住居の提供などはベーシックサービスと呼ばれている。ベーシックインカムを基礎とし、必要な部分でベーシックサービスを展開していくことが望ましい。ベーシックインカムを日本で導入するに当たっては、財政赤字の問題が大きな壁となっている。財政赤字は、自国通貨を持つ国に限れば大きな問題ではない。この考え方は、MMT（現代貨幣理論）として知られているが、主流派の経済学者からもインフレにならない限りは問題ないとの見解が示されてきている。財政赤字を許容しなければ、ベーシックインカムは導入できない。なお、国債が発行されることで通貨が供給されるという側面があるため、政府債務を全て返済すると未曽有のデフレ大不況が起こると考える。

問　コロナ禍で、持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金など様々な支援が講じられたが、事業規模や業態を踏まえた公平性の観点で意見もあった。公平な支援の在り方やニーズへの対応状況についてどのように考えるか。

答　家族経営の店から従業員を数人雇用しているところまであり、それらを一律に支援した点に問題はあったが有り難く利用した。中でも、無利子無担保の資金貸付けは最も心強い支援であった。

問　給与所得者とフリーランスとの間での公平中立な税制を目指し、所得税の給与所得控除を縮小し、基礎控除を拡大する税制改正を行っているが、所得税に関しフリーランスで働く立場からどのような見解を持っているか。

答　個人事業主の所得が捕捉し切れていないことに対して問題意識を持たれていると感じる。会社員からの、個人事業主は税金を払っていないのではないかとの偏見がフリーランス向けのセーフティネットを構築する上での世論の反対にもつながることから所得を適切に捕捉し、肯定的な世論の形成に資する仕組みを整備してほしい。

問　ベーシックインカムの財源を税で賄う場合、直接税と間接税のどちらが適しているのか。

答　導入当初の財源は国債が良いと考える。しかし、インフレを抑えるためにはいずれ増税が必要となり、その場合、当面は所得税の増税を念頭に置いている。ただし、所得税は経費の処理の仕方で支払を逃れることが可能であるため、いずれは資産税を導入することが最善と考える。

問　インフレのコントロールは可能なのか。

答　想定するベーシックインカムは、税を財源とする固定ベーシックインカムと、中央銀行が金額をコントロールする変動ベーシックインカムとを組み合わせた制度である。後者は、景気循環に合わせて給付額を増減させるもので、日銀が現在実施しているＥＴＦを買い入れるイメージで国民に給付するものである。しかし、現行制度上、日銀が直接国民に給付することはできないため、日銀が国債を引き受け、国が国民に給付する仕組みを想定している。日銀による国債の直接引受はインフレの懸念から禁じ手と言われているが、インフレ率の目標を導入し、日銀が買入れ額をコントロールすることで機能すると考える。このような仕組みのベーシックインカムを導入するまでは、当面、国債で財源を賄い、インフレが高まってきたら財源を税金に切り替えていくが、状況に応じて日銀は利上げを行い、金融の引締めという本来の責務を果たすことでインフレを抑えることができる。

問　ベーシックインカムと比較してベーシックサービスをどのように評価するか。

答　ベーシックサービスも導入すべきであるが、ニーズに合わないことがあるのではないか。何が必要であるかは当事者が最もよく分かっていることから、ベーシックインカムで現金を給付すればよい。現金給付した場合の使途について懸念されることがあるが、海外での実証研究によると、配られた現金は意外にも堅実な使い方がされている。これらを考えるとベーシックインカムには優位性がある。サービスに関しては、政府が直接に提供あるいは無料にした方が良いものを補足的に検討することが望ましい。

問　商店街の中でも支援や補償をめぐり不公平感や分断が生まれていると聞いているが、現状はどうであるか。

答　地元の東京ではそのようなことはなく、むしろお互いに助け合う機会が増え、結束が生まれている。

問　コロナ禍への対応として、商店街でオンラインを利活用している好事例はあるか。

答　地元商店と区が連携して電子決済利用でのポイント還元を行ったところ、消費が大きく増え、高い売上げを出すことができた。専用端末を設置しないこと、決済の利便性、迅速な入金の条件に注意を払って取り組んだところ、電子決済を導入していなかった店も進んで導入するようになった。コロナ禍によってデジタル化が進んだ印象を持っている。

問　コロナ禍により自殺者が増加している。フリーランスで働く人で自ら命を絶つケースはどのくらいあったか。

答　データは把握していないが、フリーランスだからと窮地に陥って自殺に至るという印象はない。そうしたときにこそ自己投資を行うなど、むしろ前向きにとらえる人が多いのではないか。ただし、フリーランスは会社員と比較してコミュニケーションが少なくなる傾向はあり、メンタルヘルスについては問題視されている。孤独を防ぐために交流の場を設けるなど、コミュニケーションを分断させない取組が必要と考える。

問　富裕層の資産や企業の内部留保などへの課税により財源を確保する租税ベーシックインカムの導入を検討している。このように、財源をストック課税に求めることについてどう考えるか。

答　所得税よりも資産税が望ましいと考えており、資産税を更に包括するストック課税の方向性には賛成である。

問　ドイツで行われたベーシックインカムの社会実験はどのような状況にあるか。また、日本で社会実験を行うことは可能か。

答　ドイツについては、2020年にコロナ危機下において実験が始まったところであり、結果等はまだ把握できていない。日本では、国や地方自治体による実験

はほとんど行われていないが民間では100万円を1,000人に配るプロジェクトを行っており、現在データを分析しているところである。

問　国の主導で社会実験を行う場合、どのような規模と内容で行うべきか。

答　フィンランドの事例が参考になる。ただし、対象者を失業者に限定せず、様々な職種、業種、就業者を含めて給付し、働き方や消費行動の変化を見ることが必要である。１万人規模での実施が理想であるが、せめてフィンランドと同様の2,000人規模でできると良いのではないか。

問　低年金、無年金の問題もあるため、年金制度に代替する社会保障としてのベーシックインカムも検討している。年金とベーシックインカムとの関係についてどう考えるか。

答　年金制度も含めて現行の社会保障制度を維持した上で、追加型のベーシックインカムを導入し、徐々に改革していくしかない。現行の年金制度は働き方によって区別され、制度自体も複雑であることから、簡素化することが重要である。また、高齢者は稼得能力等にハンディキャップを抱えていることから、ベーシックインカムに年金分を追加した給付が必要ではないか。

問　コロナ禍の収束後、経済や社会が完全に復元されることは難しいと思われる。その場合に商店街として国に求めたい施策は何か。

答　商店街は地域社会と深く結び付いて住民の役に立ってきたが、その社会的な位置付けが低くなってしまっている。商店街に対する予算額を見ると、国の計上額が東京都の額を下回っている状況である。全国規模で予算面の支援等をもう少し手厚くするよう見直してほしい。

問　働き方にかかわらず適用される就労者皆労働保険を実現するため、労災保険についてはどのような見直しが必要と考えるか。

答　労災保険は、一部の職種について特別加入の拡大が進められているが、それでは十分とは言えない。労災保険は就労に起因する病気やけがに対応する仕組みとなっているが、フリーランスの働き方では就労中のものだと認定される可能性が非常に低い職種がある。また、特別加入制度は自己負担である保険料の負担感が大きく、加入のメリットがない。企業と個人の関係では業務委託での

人材活用が増えており、必ずしも一対一の関係ではなくなっていることを踏まえ、雇用か業務委託かを問わず企業が保険料を負担するよう制度の根本から検討していくことが必要である。

問　安倍前総理大臣の８年間にわたる経済政策は、いわゆるリフレ派の考え方に基づきインフレを目指してきたが、近年はMMTやベーシックインカムが注目されて論争は混乱している。このような中でベーシックインカムを実施した場合にインフレは進むのか。

答　リフレ派の主流は期待に働きかけることに重点を置くが、直接現金を給付するヘリコプターマネーを主張している人もいる。日銀がインフレ率２％の目標を達成できない理由は、日銀が直接現金を給付する手段を持ち合わせていないことにある。様々な主張があるが、日本経済にとって妥当な政策は何なのかを考えていけばよいのではないか。

問　現在、２回目の緊急事態宣言が発令されているが、対象地域外においても影響が出ているのではないか。その実態と必要な支援策についてどう考えるか。

答　対象地域外でも厳しい状況にあるとの声も聞く。それぞれの地域においては独自の方法でコロナ禍を乗り切ろうとしているところも多く、お互いに情報交換し協力していくしかない。個店としての努力は限られることから、各都道府県の援助を強化する必要がある。

問　商店街の持続的発展が困難な状況が続いている。地域に根差した商店街の役割はどのようなところに見いだせるか。

答　最も重要な役割は災害時の対応ではないか。例えば、震災時に炊き出しや衣料品の提供を行ったり、地域の人の安否に目を配ったりしてきた。コンビニやスーパーは利便性は高いが地域の把握はさほどできていない。商店街の価値がなかなか一般に伝わらないことに歯がゆさを感じている。

問　フリーランスで働く人は、国民健康保険に関して最も改善を求めている。恒久的な制度の必要性についてどのように考えるか。

答　国民健康保険ではなく、健康保険組合に入れるようにしてほしいという声が最も多い。その背景として、傷病手当金の問題が非常に大きく、フリーランス

の場合は会社員と異なり、けがや病気で働けなくなると同時に収入がなくなるというリスクの高さがある。また、国民健康保険の保険料負担が重い。国民健康保険の加入者の多くは個人事業主であるが、無職者や前期高齢者などの保険料も負担している構造になっており、公平性の観点から、会社員も同じ仕組みの中で負担する必要があるとの意見もある。企業と個人が一対一でつながっている前提で税や保険料を徴収するシステムは、時代に合わなくなってきている。会社に属しているか否かにかかわらず、全ての働く人が同じように負担することが望ましいのではないか。

問　コロナ禍の下で格差が拡大している実態があるが、格差の拡大についてどのように考えているか。

答　日本の格差拡大の要因は、コロナ禍以外に二つあると考える。一つは、長らく続いていたデフレ不況であり、不本意ながらフリーターになることのほか失業や給料が増えないことなどにより格差が広がっている。もう一つは、ＡＩを含むＩＴの影響であり、中間所得層の事務労働の仕事が減少している状況がある。中間所得層の減少と、低所得層と高所得層の増加があり、このうち高所得層よりも低所得層の増え方が大きいのが現状である。アメリカで顕著であった低所得層と高所得層の両極分化と中間所得層の落ち込みが日本でも見られる。これらにコロナ禍を加えた三つの要因が複合して格差拡大が起こっていると分析している。

問　商店街は以前から厳しい状況にあるが、コロナ禍は大きな変革を起こすチャンスでもある。商店街の将来像をどのように描いているか。

答　厳しい状況の中で生き残るために努力をしていく必要がある。例えば、コロナ禍に後押しされて、これまで進まなかったキャッシュレス決済に踏み出す動きが出てきている。また、宅配やテークアウトなども、生き残るためにやる気のある人には大きな動きとなっている。そして、コロナ禍で大きな移動が制限され、地域で調達することが多くなっていることも追い風である。皆で相談しつつ、知恵を出し合って地域の商店街を継続させようという流れが出てきている。

問　生活保護というセーフティネットがあるからこそ、リスクが高い行動を起こすことができる場合もある。フリーランスとして自律して働く人にとっての日本の制度や環境はどう評価できるか。

答　フリーランスで働く人の多くは、自律的にキャリアを築くこと、自分の専門性や経験を世の中に提供することに価値を置いている。コロナ禍の影響を受けた人でも、給付金によって働かずに済むよりも働きたいという思いが強いと聞いている。したがって、生活保護やベーシックインカムといった最低限の生活保障も重要ではあるが、誰もが背負い得る、病気、出産、介護などのライフリスクによって、働きたいという挑戦を妨げられないようにするためのセーフティネットが必要である。

問　通貨発行益を財源とした変動ベーシックインカムの実現可能性をどう考えるか。

答　日銀が２％のインフレ率目標を実現できない理由は、変動ベーシックインカムのような有効な手段を持っていないからである。変動ベーシックインカムの導入も視野に入れてほしい。

問　Ｇｏ Ｔｏ 商店街事業の効果を今後につなげていくためにどのような施策が必要か。

答　より一層地域と結び付きながら、事業を展開できる素地をつくっていかなければならない。具体的には、イベントやＥＣサイトを活用して地元の観光資源や産品、店の良さを宣伝し、購買、利用につなげ、消費者との強いきずなの回復による顧客の常連化を目指すとともに、消費者ニーズを踏まえたＥコマース等による購買の平準化と、地元生産者と消費者とを直接つなぐハブづくりを考えている。

問　フリーランスという働き方の選択は自己責任との社会の認識を感じることはあるか。

答　人生100年時代、一億総活躍社会と言われ、育児中や高齢であっても働くことが社会的に要請されている中で、会社員という選択肢だけでは働き続けられない人もいる。令和３年４月施行の改正高年齢者雇用安定法により、65歳以降は

雇用延長でなく業務委託も可能とされるため、今後、65歳以上の元会社員のフリーランスが続出すると考えられる。少しでも働き続けるという挑戦を後押しする制度は必要であり、自己責任という考え方では一億総活躍社会は実現できないのではないか。

（４）社会的孤立をめぐる課題（令和３年４月14日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究部長
藤原　佳典　参考人

○　高齢者の地域包括ケアが全国で進められているが、その大きな柱が認知症対策とフレイル対策である。これらの対策の基本となるのが社会参加であるが、高齢者だけでなく全ての世代にとって「三方良し」となる社会参加の場をつくることが持続可能な地域づくりにつながるという仮説を基に研究を進めている。

○　フレイルとは体力など心身の機能が加齢とともに少しずつ衰えている状態で、要支援と健常の中間の段階をいう。全国調査によると65歳以上の約10％が該当している。また、フレイルの人をおおよそ５年間観察したところ約50％は要介護状態まで進んでしまったが、約15％は健常に回復している。フレイルは一方的に老化に進むだけでなく改善に向かうこともあるという大きな特徴がある。

○　フレイルは身体機能の低下だけでなく、多くの場合認知機能の低下を併発しているため、その対策には栄養、運動、社会参加の総合的なアプローチが重要になる。

○　老年学のモデルでは、人間の能力は七つのステージから成り、最も基本的な「生命維持」の段階から「社会的役割」を果たす段階までステージを上がっていくことが成長で、下りていくことが老化とされている。それまで果たしていた社会的役割がなくなると機敏に行動する必要がなくなり、次に身の回りのことを行うことが少しずつ不自由になり、フレイル、要支援、要介護という状態に進んでいく。そのため、社会的役割をできるだけ維持する必要性が研究等からも明らかにされている。

○　高齢者の社会参加活動のステージは重層的であり、高度なものから平易なも

のへと徐々にスライドしていく。最も元気で活発な人は就労し有償の仕事をしているが、それが難しくなるとボランティアや地域活動など無償の社会貢献に、次に他者への貢献に負担を感じるようになると自己完結的な趣味等の活動に移行する。そして、このステージまでの活動のような団体や組織での活動が難しくなると、友人や親戚など制約のない私的な交流へと移行していく。フレイルは、団体での活動は厳しいが近所付き合いなどは継続できる段階にある。

○　フレイル対策には、既にフレイルに陥っている人に対する重症化の予防と、フレイルに陥らないための予防がある。早期からの予防としては、できるだけ社会参加活動を維持し、それが困難になってきたときには個人的な社会交流を維持することが重要である。そして、社会参加活動の最上位のステージにある就労では働き方と働く目的が重要である。

○　東京都内で調査した結果、就労している高齢者であっても生きがいを持たずに金銭だけを目的として働いている場合は、心身の健康を維持する効果がないことが明らかとなっている。高齢者が働くことで直接感謝され、雇用主や現役世代の同僚に利点があり、地域社会にも貢献するという「三方良し」が実現できることが重要である。具体的には、地域の福祉領域における家事や介護の助手としての就労が考えられる。また、福祉領域で働くことは将来の自分を見据えたり、福祉への理解を深めたりすることで、予防を入口とした共生につながる。なお、最近ではデイサービスの利用者に有償で作業をしてもらうことで生活機能を維持し、認知症対策にも役立てるなど共生を入口とした予防の取組も行われている。

○　就労に次ぐ社会参加活動の場には、自主活動、自主団体活動があり、これも全世代で「三方良し」となる。地域包括ケアシステムを維持するためには、最後のとりでである医療・介護連携だけではなく、外堀となる介護予防や生活支援を重視する必要がある。この外堀を掘り直す一つの拠点となるのが地域でのつながりをつくれる場であることから、高齢者のニーズに応える多種多様な通いの場を積極的につくっていくことが必要となる。

○　その一例として、認知症とフレイル予防のための絵本の読み聞かせの事業がある。これは、高齢者に読み聞かせの手法を習得してもらい、地域の子どもや福祉施設を対象に読み聞かせのボランティアを行ってもらうものであり、一般介護予防事業としても普及している。高齢者にとっては、読み聞かせの練習、準備と実践を繰り返すことが心身のトレーニングになっており、６年間この活動を継続した人を調査したところ、脳の萎縮がほとんど見られないという効果が現れている。そして、受け手である子ども、保護者、教職員への効果も高く評価されており、WHOで好事例として紹介されたほか、各方面でも表彰されている。

○　このような多世代交流は一般の住民にも利益がある。首都圏の住民を対象とした調査によると、高年齢層のみならず20～40代の現役世代においても、同世代に加え異世代とも交流をしている人の精神的な健康度が最も高くなっている。

○　地域施策全体として多世代型のアプローチをすることが重要である。多世代型交流の場ができれば地域づくりの活動に拍車が掛かることがこれまでの経験からも明らかとなっている。若い世代が活動に加わっていれば、コロナ禍であってもいち早くオンラインを導入できたり、活動をＳＮＳで発信できたりする利点があるほか、メンバーの世代交代も円滑にできる。

○　認知症対策、フレイル対策は、日常生活をいかに維持していくかという取組であるが、鍵となるのは社会参加ができる生活機能の維持、向上であり、そのための場が必要である。また、社会参加の場を盛り立てて、継続していくためには、多世代が共生し、誰にとっても利益のある「三方良し」の仕掛けづくりが重要である。一方で地域にこのような場は非常につくりにくい。空き家や空き店舗の活用などによりできるだけ常設に近い形で社会参加の場を多くつくっていくことが課題である。

ジャーナリスト

特定非営利活動法人ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会広報担当理事

池上　正樹　参考人

○　ひきこもりは家族以外の第三者との関係性が途絶している状態であり、社会的孤立の状態である。ＫＨＪ家族会の実態調査によると、家の中では自由に過ごせ、外に出ることはできても、対人交流はできないという人が約６割を占めている。また、最近は高齢化が顕著となっており、約３分の１が40代以上であり、地方自治体の調査では５～６割を占めるとの結果も出ている。

○　ひきこもりの背景には、人に対する不安や恐怖、ＰＴＳＤ、集団生活へのトラウマがある。これまで傷つけられてきた社会から自分の命を守り、生き続けるための選択肢として、唯一安心できる居場所である家の中に退避した結果がひきこもりである。ひきこもっている本人は、家族や周囲に迷惑を掛けている、後ろめたい、申し訳ない、期待に応えられず情けないなどの心情を持ちながらも、不器用ゆえに言葉でその思いをうまく表現できない。

○　当事者によると、いじめや体罰、暴力などの学校時代の体験に起因する場合が非常に多く、大人になってからの職場での人間関係の中でフラッシュバックのようなことが起きていることも特徴として挙げられる。また、このような社会的ストレスだけではなく、元々持っていた見えない特性が理解されない中で、傷つけられていくこともある。

○　もう一つの特徴としては、ひきこもっている本人、親共に障害認定への抵抗感や医療不信を抱いていることがある。医療につながらないことで診断がされず、受診したとしても要因の多くが社会的ストレスのため診断名が付かないことから、ひきこもりは現行制度のはざまにこぼれ落ちている。平成22年に厚生労働省が取りまとめた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」も現状にそぐわなくなっている。

○　ひきこもりに対する偏見や誤解があるため、ひきこもりの子を持つ家庭は人目に触れないよう息を潜めて生活している。近年、そのような家庭の親子が共に高齢となり、いわゆる8050問題が全国各地で顕在化している。家庭の問題を知られたくないために相談することができず、社会とつながれない状況が長期化し、家族全体が地域の中で孤立してしまっている。

○　孤立により情報が得られず適切な判断ができにくくなるほか、ひきこもっている本人は周囲に責められているのではないかというプレッシャーに追い詰められて自分を客観視できにくくなっている。また、ひきこもっている人は非常に真面目で優しく、勘がよいので、生活や将来への不安があっても周囲に助けを求められずに生きることを諦めてしまう状況が発生している。これが親亡き後の問題として、様々な形で死につながってしまうこともある。このようにひきこもらざるを得なくなっている社会をどうすべきか考えていく必要がある。

○　ひきこもり支援の法的根拠は生活困窮者自立支援法である。厚生労働省の通知により、都道府県、政令指定都市等のひきこもり地域支援センターと福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関において適切に対応することとされている。ところが、ひきこもりの概念や当事者の心情などが十分に理解されていないため支援のミスマッチが起きている。また、当事者からすると、自分が支援の対象なのかも明確でなく相談につながりにくい。

○　ひきこもり自体が新しい概念であり、現場での支援が個人の力量に委ねられている。本人の不安や望み、特に悲嘆に対し、丁寧に関係をつくって寄り添う力が必要であるが、対応できる地方自治体や支援者は非常に限られている。就労や自立といった結論を押し付けるような支援ではうまくいかない。鍵となるのは、本人や家族の話に耳を傾けて受け止め、本人が不安を払拭し自分の気持ちを客観視して受け入れるまでの膨大な作業と時間に寄り添う第三者の存在である。地方自治体の意識には温度差があり、職員の異動や不十分な引継ぎにより命が失われていくこともある。生活困窮に対する支援という視点では、年金生活者や持ち家に住むひきこもりの人や家族が対象外とみなされがちであるので、孤立あるいはつながりの困窮に対する支援として捉えていくことが重要である。

○　現在、自立支援をうたう引き出しビジネス業者が問題となっており、命が失われる事態も発生している。業者は疲弊した家族の心情に付け込んで契約を迫

り、本人の意思を無視して連れ出すが、支援プログラムがなかったり、働かせ続けたりするなどし、ＰＴＳＤや家族崩壊などの弊害が発生している。この問題に関しては、消費者契約法上の問題、本人の同意が見過ごされている点などを解決していく必要がある。

○　ひきこもりの支援に求められるのは、本人と家族に寄り添うこと、疲弊した親の悩みを聴き、本人と唯一接触できる家族に対して、本人との接し方を具体的に助言できる人材や学習の場を確保することである。本人にとっては自宅の中という生存領域を大切にすることが重要であり、そのことについて家族や周囲に受け止める姿勢があると、本人の感情が動き出し生きる希望や意欲につながっていく。本人と向き合うのではなく、同じ方向を向く寄り添い力が求められる。

○　従来の支援は就労や自立という実績がノルマとなっていたゆえにパターン化しており、本人の望むものとならず様々なトラブルの原因ともなった。本来は一人一人が幸せになることを評価の基軸とすべきであり、ひきこもり支援についての新たな認証評価が必要である。

○　新型コロナウイルスの感染が拡大し、体調悪化、家族間でのストレスの高まり、逃げ場のなさ、先行き不安や解雇・雇止めなどによる新たなひきこもり層の出現が予想される。他方、オンラインを活用して社会とつながる機会が増え、家の中に居ながら仕事に関わる仕組みが整いつつあることから、ひきこもっている人それぞれが持つ内面の良さを生かせる社会になってきている。その環境を活用してつながり続けることへの支援が重要である。ＫＨＪ家族会では当事者の気持ちを理解してもらうための雑誌を作っており、その編集等にはオンラインで全国から当事者が参加し、報酬が支払われ、仕事の場にもなっている。こうした機会をつくっていくことも重要である。

○　ＫＨＪ家族会では、ひきこもりという文言を入れた基本法の制定を要望している。その中にはひきこもり支援について多様な個々人の幸せに寄り添っているかという観点で認証・評価する仕組みと組織の創設が必要である。また、厚生労働省のガイドラインも改訂してほしい。その他、医師の診断や障害認定がなくても利用できる制度の創設、本人や家族を支援する人材の育成や研修、引き出しビジネス業者の実態把握と消費者契約法上の対応、内科医、精神科医、歯科医などによる訪問診療の充実についても検討してほしい。

○　ひきこもり支援では、本人との唯一の接点である家族を支えることが重要であり、地域で家族会の果たす役割は大きい。しかし、家族は隠したい気持ちがあるため、まずは行政が主体となってシンポジウムのような家族の集まりの場を設け、家族会の立ち上げにつなげていくことが求められる。

成蹊大学文学部教授　澁谷　智子　参考人

○　ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障害、精神的な問題や依存症などを抱える家族の世話をしている18歳未満の子どもや若者のことを指す。多くは小学生、中学生、高校生などの学齢期の子どもである。

○　日本社会において子どもが家族のケアをすることは、家族の助け合いやお手伝いとして肯定的に捉えられ、その実態や背景をより踏み込んで把握することはこれまで行われてこなかった。お手伝いは、家庭で求められる役割を子どもの年齢や成長度合いに応じて生活ができる範囲において果たすことである。一方で、ヤングケアラーは年齢や成長度合いに比べて重過ぎる責任や作業を継続的に担わされ、その年齢相応の生活ができず、心身の健康、安全、教育に影響が出てしまう状況に置かれている。

○　近年ヤングケアラーが注目されるようになった背景として、日本の家族の領域が大きく変化したことが挙げられる。１世帯当たりの人数は1950年代前半に比べて半減し、共働き世帯はこの40年間で２倍、母子世帯は25年間で1.5倍、父子世帯は1.3倍に増加した。つまり、家族の人手や家庭に掛けられる時間は大きく減少している。一方、日本人の平均余命は世界トップレベルまで延びたが健康寿命はそれより約10年短く、精神疾患を持つ人も増加するなど、ケアを必要とする人が増加する中で、そのケアを家族がすることが期待されている。

○　日本は1990年代前半から総人口に占める生産年齢人口の割合が少ない時代に入った。その中で、経済の領域では労働力の確保のため、女性や高齢者が労働

市場で働くことが推奨され、環境整備も進んでいる。しかし、家庭の領域についてはケアを必要とする人が増え、在宅福祉が推進されているにもかかわらず、大人は労働市場に駆り出され、家庭に掛けられる時間やエネルギーは減っている。平成28年の総務省の調査は、共働き世帯と子育て期のひとり親世帯の家事関連時間は非常に限られていることを示している。

○　経済的な事情から大人は働かざるを得ず、労働で疲弊した大人が家庭のケアを十分できなくなったり病気や障害を抱えたりする中で、大人のようには稼げない子どもが家族を支えようとケアを担っている。今の社会がケアを度外視した働き方を進めてきたことが、結果として子どもや若者から時間やエネルギーを奪ってしまっているのではないか。

○　ヤングケアラー支援が世界で最も進んでいるイギリスでは、1995年に行われた調査において、今後子どもがケアを引き受けることへの需要は増えていく可能性が高く、ヨーロッパの全ての国々で、高齢者の増加、世帯人数の減少、家族というユニットの不安定化などの状況が見られると指摘されている。日本では、同じ現象に加えて、長時間労働や非正規雇用者の経済的不安定さも顕著になっている。日本社会では家庭のことが仕事よりも後回しにされる傾向にあり、その空白を子どもが埋めざるを得ない状況にある。家庭では子どもをケアに向かわせる力が大きく働くが、それを止める力は働きにくい。子どもが自分のことができなくなるまでケアを引き受け過ぎることのないよう、家族以外の人が子どもの負担を軽減する方法を真剣に考えていく必要がある。

○　ヤングケアラーが成長過程にある子どもとして不適切なレベルのケアを担って、自身の安全、教育、成長を脅かされる事態は避けなければならない。国営で実施されているイギリスの国民保健サービスのホームページには、自身がヤングケアラーであるかを判断するための情報、ケアに関する選択肢のほか、障害がある大人は行政から支援を受けられることなどの説明がある。このような情報を子どもに分かるような方法で伝えていくことが必要である。

○　令和２年に、埼玉県内全ての高校２年生を対象とした実態調査を行った結果、約25人に１人に当たる1,969人がヤングケアラーとされた。ケアの対象は母親と

祖母が多く、日本社会でケアの担い手と想定されてきた人がケアを必要とする場合に、子どもがケアをする状況が起きやすいことがうかがえる。学校がある平日にケアに掛ける時間は、１時間未満が４割、１時間以上２時間未満が３割弱であり、４時間以上との回答が172人いた。これほどケアに時間を費やすことが高校生にとってどのような意味を持つのか考える必要がある。

○　平日に２時間以上ケアを行っている場合の内容は、家計支援、医療的ケア、金銭管理、通院介助、兄弟のケアが多い。このような種類のケアをしている高校生はかなり重い責任を負い、長い時間を費やしていることが見て取れる。また、ヤングケアラーが行っているケアは、一般的に、食事の用意や後片付け、洗濯、掃除などの家事のほか、その人のそばにいる、見守る、元気付けるなど感情面のケアがある。イギリスの調査でも感情面のケアは子どもが幼い場合でも担っている割合が高いとされるが、子どもにとってはかなり忍耐が要るものである。

○　平日の１日当たりのケア時間と学校生活への影響を分析すると、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じているという項目がケア時間の長短にかかわらず割合が高くなっている。ケア時間が長くなるにつれ、自分の時間が取れないなどの項目が増え、特に４時間以上６時間未満の場合に最も多くの項目で割合が顕著に高まっている。この層は学校生活との両立や同年代の子どもと同じような生活をしようとしてもがいている。ところが、ケアが６時間以上となると、様々な意味で諦めてしまうようであり、８時間以上になると、ストレスを感じているとする割合は低下するが、周囲の人と会話や話題が合わない、学校を休みがちなどの項目の割合が高まっている。

○　以上の影響を整理すると、ヤングケアラーの高校生はまず自分の精神面と個人で使う時間に影響を受ける。次に、友人との関係、体調、学校生活の体裁を保つことに影響を受け、最終的に学校を休みがちになり、進路について考える余裕がないという将来のことにまで影響が及んでいく。学校に通えていれば問題ないとみなされがちであるため、学校に通えなくなるという最終的な局面になってようやく支援につながることができるかどうかという状況である。ここ

に至るまで支援を受けられないのであれば、ヤングケアラーが苦しさや孤立感、大人に助けを求めても仕方がないという感覚を持つのは当然ではないか。

○　子どもがケアを担う状態は、家族の病気や障害からだけでは発生しない。イギリスでは、ヤングケアリングは病気や障害のある大人への支援が十分でない場合に起こるとされる。実際に、現状の医療や福祉のサービスは、ケアを必要とする人がケアをする側でもあることに十分な考慮をしていない。病気や障害のある親は、親の役割を果たしていないと思われることを恐れて支援を求められず、結果として子どもがケアを担うことになる。

○　家族の力が以前より弱体化していることを考慮しないまま、家族の助け合いを前提とする社会の圧力が強く働いており、そのしわ寄せが弱い立場にある子どもや若者に行ってしまっている。家族には余裕がなく、学校は家庭の状況までは分からない。ヤングケアラーは制度のはざまで誰にも支援されず、また、その立場に立って相談に乗る専門職もいない現状である。

○　家族を重荷やリスクと感じるに至った子どもは、将来家族を持とうという気持ちになれるのか。ヤングケアラー国際会議が掲げるように、本人が自分の力を完全に発揮できるようにヤングケアラーを見付けてサポートし、その話に耳を傾ける必要がある。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　コロナ禍に伴う外出自粛は高齢者の孤立に拍車を掛け、認知症発症者の増加などの影響があったのではないか。一方、リモートのコミュニケーションが急激に普及している。オンラインでの交流は、高齢者の孤立予防や認知症の予防にどの程度の効果が見込めるのか。

答　コロナ禍に陥ってまだ１年の段階であり、認知症への影響を示すデータは出ていない。認知症の進行度合いは元々健常だった人と既に発症していた人とでは明らかに異なるので、元々の健康度に応じて対応を練っていくことが重要である。また、オンラインでの交流については、以前、対面の交流を行っている

場合とメールや電話による非対面の交流を行っている場合を２～３年間追跡し、精神的な健康度の相違を調べたことがある。その結果、対面、非対面の交流を共に行っている人が最も生活の質を維持できており、次に非対面の交流のみを行う人に効果が現れていた。当時はオンラインで相手の顔が見える交流まで調査するには至っていなかったが、仮にそれを加えると上から２番目程度の効果となるのではないか。いずれにしても、非対面の交流のみに頼ることには限界があるので、対面の交流とオンラインでの交流の組合せ、あるいは対面の交流が復活するまでの次善の策としてオンラインでの交流を積極的に進めていくことが現実的と考える。

問　ウエルビーイングとは、幸福感に加え、身体的、精神的、社会的に良好な状態を指すものであり、先進諸国の中にはその向上を目標として施策を進めているところもある。日本においてもウエルビーイングの向上を国の目標とし、孤立を始めとする社会の課題を解決して幸福度の高い社会を実現すべきと考える。社会全体としてウエルビーイングの指標を設定する際、特に高齢者に関する指標としてはどのようなものが考えられるか。

答　ＯＥＣＤではウエルビーイングの指標を、住環境、経済状況、雇用状況などの物質的な側面と、社会参加の度合い、健康度などの生活の質の側面に大きく分けた上で、更にその指標を細分化して評価している。研究や地域間の比較、分析の際にはそのような指標の細分化が求められるが、特に地方自治体の施策を評価する場合には、生活満足度や幸福感を住民に端的に尋ねることが現実的と考える。

問　デジタル技術を活用してひきこもりの人の社会参加の後押しをするため、国や地方自治体はどのような施策を講じればよいか。

答　ひきこもりの人には人に対する恐怖や不安があるので、外に出ず、人と直接会わずに社会とつながることのできるオンラインを活用した取組があるとよい。特に、在宅ワークのメニューの充実、生活できる程度への報酬の引上げ、パソコン等の環境整備を支援する取組が望まれる。

問　ヤングケアラーの存在に最も早く気付くことができるのは学校関係者ではな

いか。学校がプラットフォームとなって支援につなぐことについてどのような課題があるか。また、スクールソーシャルワーカーにはどのような役割が期待されるか。

答　子どもが話をできる雰囲気と先生の余裕が学校にないことが課題である。人員不足のほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも学校に常駐しているわけではない。学校は子どもにとって大事な場であることから、専門職がそこに出向いて子どもの話を聞き、学校を経由して支援につないでいくことが大切ではないか。また、学校は支援をつなげる先に悩んでいる。児童相談所も虐待等の様々な事案への対応に手一杯となっており、スクールソーシャルワーカーなどが中心となり新たにつなげる先をつくっていく必要がある。

問　ヤングケアラーの問題は家庭の中に潜在して見えにくい。その存在をいかに発見するかが最初の課題である。子ども自身にヤングケアラーの概念や、保護や支援を求めることができることを併せて周知し、認識してもらうためにはどのような方策が必要か。

答　多くのヤングケアラーは家事やケアをせざるを得ない状況に置かれている。周囲の子どもとは異なる負荷が自分に掛かっている状況を理解するツールとしてヤングケアラーという言葉を活用し、認識させることは重要であり、そのためにヤングケアラーや子どもの権利という概念を子どもに教えていくことも必要である。

問　現在、ヤングケアラーについては厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室が対応している。虐待とヤングケアラーは重なる部分もあるが、それぞれが独自の性質を持った別の課題であることから、ヤングケアラーに関する認識を広めて対策を強化するためにも独立の部局を設置すべきではないか。

答　ヤングケアラーに特化した担当部局が必要である。ヤングケアラーと虐待を所管する部局が同一であると、命に別状がなく、学校に通えることで虐待ほど深刻ではないと扱われてしまう。本人が学校に行けなくなる状況に陥ってようやく支援につなぐ、あるいは、虐待事例の場合のみ対応するようでは親への負担も大きく、子どもも支援を受けにくい。

問　厚生労働省は市町村等に対して、ヤングケアラーの概念や実態について周知するとともに、要保護児童対策地域協議会と高齢者福祉、障害者福祉部局等の関係部署が連携を図りながら適切に対応するよう求めているが、実際にその方針どおりに取り組まれているのか。

答　令和２年度に行われた国の実態調査では要保護児童対策地域協議会への質問があり、その回答を見ると具体的に子どもの状況を理解して対応している。例えば、関係機関との連携については、保育園で中高生が送迎してきた場合や、ケアマネージャーが家庭訪問時に気付いたことがある場合に要対協に情報提供をしてもらうといった回答があった。

問　社会につなげるという観点から、高齢者、ひきこもり、ヤングケアラーの問題に共通する課題と各分野で独自の課題としてそれぞれどのようなことが挙げられるか。

答　各分野に共通して重要となるのは、いかに連携をしていくかである。厚生労働省が地域共生社会に向け重層的支援体制整備事業を開始し、高齢者、子ども、生活困窮、障害者など属性を問わずあらゆる問題にワンストップで対応する仕組みづくりをモデル的に進めているが、地方自治体が従来の縦割りの発想から脱却できないのか、重要な役割を果たすコーディネーター同士がうまく連携できていないことが課題である。また、地方自治体は専門職主導での相談体制の強化に力点を置く傾向にあるが、問題を軽度な段階で解決できるよう、地域の住民や様々な社会資源を使ったネットワークを活用し、共生型の通いの場など地域の拠点となる居場所をつくっていくべきである。

答　連携が大きな課題と考えている。ひきこもりの相談をしても適切な対応や支援が受けられず、諦めて孤立へとつながってしまうことや、地域包括支援センターは親の介護には関与するが同居するひきこもりの子に対しては支援することができないなど、縦割りの弊害で支援につながらないケースがある。適切に連携していくことで、親子共に支援し、不安の払拭、悲嘆のケアができるよう

にすべきである。連携においてはコーディネーターの存在が重要であり、特に公的支援について当事者それぞれの背景や抱えている複合的な課題に対応できる人材が必要である。また、地域に家族会ができれば、居場所にもなり、困りごとや潜在的なニーズを共有することが可能となる。さらに、ひきこもりの人の心情や特性を理解できる人材や本人との唯一の接点である家族をサポートする人材の育成、研修のほか、家族の学習の場も求めたい。

答　問題解決を前面に出して対応を進めようとすると、子ども、ひきこもりの人、高齢者いずれであっても当事者は自分に問題があるのかという感覚を抱いてしまう。そうではなく、行くことが楽しいと思える居場所を設け、何かあればそこにコーディネーターがいるという環境を整備することが重要である。

問　ひきこもり支援に当たっては、目標は本人と家族が決めるという前提を十分考慮した上で寄り添っていくべきで、外に出ることを強要してはならない。一方で、家庭以外にも、例えば美術館や博物館など居場所となるところがあることを伝え、居場所となり得る環境の整備を社会全体で行っていくべきではないか。

答　ひきこもりの人はそれぞれ置かれている状況も背景も異なるが、自宅以外に安心できる場所がない点では共通している。自宅以外に行ける場所も人それぞれであるが、否定されない、責められない、癒やされると感じるような空間や時間を確保することが必要である。また、信頼でき、自分のことを受け止め、気持ちを理解してくれる人の存在も重要であり、そのような人に会える居場所を多くつくっていくことが求められる。

問　ひきこもりに対してアウトリーチで支援する場合、問題解決を急ぐのではなく、徐々に訪問の回数を重ねながら当事者の心情に寄り添っていくべきではないか。

答　訪問の目的や目標が本人に見透かされる方法では支援はうまくいかない。まずは名前を覚えてもらう程度にとどめて短時間で去るなど、何かを強要することはないと認識してもらい、丁寧に対応していくことが望ましい。

問　認知症やフレイル、ひきこもり、ヤングケアラーをめぐる問題に共通する課題は何か。

答　自分と異なる世代や属性の人とつながるための場と仕掛けをいかにつくるかが重要と考える。現代ではどの世代であっても濃密な関係をつくることは難しいので、緩い関係、斜めの関係をどれだけ多くつくっていけるかが重要ではないか。例えば、高齢者が学校でボランティアをすることは、子どもや教員など日頃余り接しない人との関わりから、自らの役割や立ち位置を感じることが社会参加のきっかけとなり、社会の多様性を再認識することもできる。異世代とのつながりづくりで重要なのは、互いにメリットがあることをアピールすることであり、それが地域全体での「三方良し」に寄与する。

答　それぞれの困りごとや複合的な課題が縦割りの弊害によって取りこぼされてしまい、当事者がそれを抱え込んで孤立していってしまうことを懸念している。そうした中で、就労だけではなく多様な生き方の選択肢があるという希望のメッセージを伝えることが必要となる。そして、自分が役に立てると実感できるような選択肢をつくり出し、マッチングできるような仕組みを地域の中でつくることが重要になる。また、学校においては、不登校やいじめなどの様々な問題がある中で、スクールソーシャルワーカーのような寄り添える人の存在が不可欠である。

答　老年学のモデルでいう人間の能力のうち、最高のステージである「社会的役割」を果たすことを標準として社会がつくられているために困難が生じてしまっている。人は生きている間に能力の各ステージを行き来するものである。「社会的役割」は就労だけでなく様々な社会参加活動によって果たすことができる。例えば家族のサポートを役割として評価する仕組みや、ケアを受けながらでも人の役に立てるような社会をつくっていくことが重要ではないか。

問　悩みを抱えた子どもがサイバー空間で自分と近い立場の人とつながり、悩みを共有し、共感を得るというピアサポートは有効ではないか。このようなデジタルの活用にどのような可能性があると考えるか。

答　ひきこもりの人を責めることなく愚痴を聞いてくれるＡＩロボットが有効ではないか。

答　デジタルの可能性は無限である。デジタルになじんだ世代はサイバー空間に親近感があり、すぐそばにケアを必要とする人がいても、声に出さずに自分の気持ちを吐き出せる点でも効果は大きいのではないか。

問　ヤングケアラーの持つ家族観はどのようなものであり、日本の未来にどのような影響を及ぼすのか。

答　ケアを通して家族のきずなを感じるプラスの面も確かにある。ただし、ヤングケアラーは同世代と比較して、自分のために使える時間やエネルギーを家族のためにかなり使っているという認識があり、家族を重荷と感じる場面もあると思われる。世の中の在り方がケアを前提としていないこともあり、ケアから解放されたときに一人でいることを気楽に感じることも多々あると聞く。そのような感覚を持っていると家族を持つことをためらう気持ちになることは否めない。若者が家族を持つことが楽しいと思える経験ができるよう社会が一層の配慮をしていかなければならない。

問　イギリスで行われているような第三者のアセスメントによって、ヤングケアラーによるケアを制限したり、支援に委ねるよう促したりすることが必要ではないか。日本で導入する場合、アセスメントを行う人材としては、スクールソーシャルワーカーなどの既存の専門家の業務を拡大して対応すべきか、あるいは新たな資格を創設して対応すべきか。

答　アセスメントを行う人材は、ケアの知識だけでなく子どものことを理解している必要があり、ヤングケアラーの話を丁寧に聞くことができる立場の人が良い。例えば、ユースサポート、学童保育、子ども食堂、学習支援などに携わる民間の人材の力を活用することが考えられる。

問　イギリスにおけるヤングケアラー支援の仕組みであるヤングケアラー・プロジェクトは、日本の子ども食堂と成り立ち等が似ている。子ども食堂の場合は、貧困というスティグマをおそれて行くことをためらう実情もあると聞くが、イギリスにおいてはこのような課題をどのように乗り越えたのか。

答　イギリスで訪れた支援現場では、スティグマの懸念がある印象は受けなかった。キャンプに行くなど、いわゆるユースサポートに近いものであった。イギリスでは、自分のケアの体験をオープンに話せる環境が整っている。日本では一気に取組を進めるのではなく、まずは丁寧に話を聞いて受け止めてもらえる体験を子どもに積み重ねてもらい、安心感を得た子どもがその経験をほかの子どものために生かせるような仕組みをつくっていくことが望ましい。

問　介護保険など既存の制度の中にヤングケアラーの存在が想定されていないため、利用要件等見直すべき点が多い。ヤングケアラーを社会でどのように守っていくべきか。

答　ヤングケアラーに対する支援の必要性を意識してもらうことが必要である。一方で、支援を受けるだけでは肩身が狭いと感じてしまうため、ヤングケアラーであることを通して何らかの楽しさを感じる機会などをつくっていくことが重要ではないか。

問　災害公営住宅は高齢者の入居者が多く孤独死も発生しており、コミュニティの確立と見守りの強化が重要な課題である。毎年のように大規模な災害が起きる中で、災害後の孤立を防ぐためには何が必要か。

答　災害後のコミュニティ再生は、同じ生活圏域内で元から協調性が高かった地域の場合は早いが、遠方へ移転せざるを得ない場合においては新たな形成が必要となり時間が掛かる。新たなコミュニティをつくるための協議会には、地域の持続可能性や発展性の観点からできるだけ多様な世代の人が加わることが重要となる。例えば、現役世代にはスキルをいかして休日に負担の掛からない形から関与を始めてもらうなど、若い世代を取り込むアイデアは多々あると思う。

問　ひきこもりの支援に成果を求めることはなじまない。ひきこもりは経済的損失でも生産性の問題でもないことを踏まえ、どのように支援をしていくことが必要か。また、ただ生きていてほしいという考え方が当然のこととなる社会を実現するために必要なことは何か。

答　寄り添う支援が必要である。責められ、否定され続けて追い詰められ、諦めてしまっているひきこもりの人にとって、自分も何かの役に立てる、生きる価値があると思える環境づくりや接し方が求められる。本人との唯一の接点は家族であるので、まずは家族に寄り添って相談に乗り、家族から本人に対して生

きる意欲を持てるようメッセージを発し、サポートしてもらうことが重要である。

問　介護の人材不足によりサービスを受けることができない実態が家族の負担を増やし、子どもが介護を担うことにつながっているのではないか。介護の制度そのものの充実が必要なのではないか。

答　家族の中に健康な人がいてその人がケアできるというイメージが根強い。しかし、大人は働き、子どもの世話もし、自らも通院しながらケアをすることがむしろ標準的であるとすれば、共倒れとならないようケアする人にも資する介護体制の充実が求められる。

問　今後、日本の健康寿命はどの程度延びると考えるか。

答　最近の疫学研究では、過去10年間、高齢者の心身機能が更に10歳若返っているというデータも出ており、今の高齢者世代の健康寿命はもう少し延びる可能性がある。他方、栄養学の専門家からは、今の若い世代のたんぱく質摂取が低く、今の高齢者ほどに健康寿命が延びるか分からないと指摘されている。このため、現役世代については生活習慣病対策をしながら栄養と運動に留意し、65歳からは認知症、介護、フレイル予防に転換していく必要がある。

問　ひきこもり状態へのなりやすさ、ひきこもりとなった人々の特徴などは地域によって異なるのか。

答　基本的に地域差はなく、全国どこでもひきこもりの当事者がいる。その上で、都会であればコンビニに行ったり出歩いたりしても人目に付かずに済むが、過疎地や離島などの場合は外に出ただけで周囲から責めるような目で見られ、行くところがない。特に離島では居場所も支援の場もなく、家から一歩も出られないような状態に追い詰められており、受けられる支援には地域差がある。

問　ヤングケアラーという言葉では、その重大性が伝わりにくい感じがある。この言葉はどのような経緯で日本に定着したのか。また、この言葉の是非についてどう考えるか。

答　2000年代に「在宅介護を担う児童」という言葉で紹介されていたが注目されなかった。2010年代になり「ヤングケアラー」と呼ばれるようになってからメディアが取り上げて広まったのではないか。また、当事者が自分を表す言葉としてちゅうちょするような言葉を使うべきではなく、当事者にとって使いやすいもの、あるいは使うか使わないかを選択できる用語であることが大事であると考える。

（５）生活基盤の安定に向けた課題（令和３年４月21日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

早稲田大学法学学術院教授　棚村　政行　参考人

○　厚生労働省の平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果を見ると、母子世帯のうち養育費の取決めをしているのは42.9％、養育費を受け取っているのは24.3％であり、５年前の前回調査より改善しているものの厳しい水準になっている。ひとり親を支援する民間団体の調査によると、コロナ禍の下で収入が減少しているほか、ひとり親世帯に支給された臨時特別給付金も電気、ガス代など生活費の支払で使い切ってしまったなどの声が寄せられており、更に厳しい状況に置かれている。

○　現行民法では未成熟の子に対する親の扶養義務に係る法的根拠が明確にされていない。子どもには親の経済的支援が必要であり、別居や離婚をした後であっても親には金銭面を含め未成熟の子を扶養する責任があることを明確に定める必要がある。

○　また、養育費の請求権についても、民法に定める離婚前の婚姻費用分担請求、離婚後の子の監護費用分担、親族の扶養義務などが法的根拠として挙げられるが、統一的なルールが定められているわけではない。子どもの生きる権利、健やかに成長し発達する権利、教育を受ける権利を保障するための規定を民法上整備することが求められる。

○　養育費をめぐる紛争が多いことを踏まえ、平成15年に裁判所関係者の研究会が養育費の簡易算定表を策定し、金額の妥当性についての実務上の目安として活用してきた。令和元年には、生活実態や物価等の経済状況を反映すべく、最高裁が養育費の標準算定表の見直しを行ったところである。欧米の先進諸国の中には最低限の養育費の額を定めている国もある。日本においても、裁判所が紛争解決のために示す基準としてではなく、内閣府を始めとした関係機関が養育費についてのガイドラインを定めることや、少なくとも文化的な最低限度の生活ができる養育費の目安を自動的に算定するツールを国が提供することを検討すべきである。

○　養育費の算定については、リストラによる収入減、再婚や養子縁組などの事情変更への対応も問題となっている。養育費の決定や金額変更に当たり、どのような事情を考慮するのかを明確に定めることも必要である。

○　離婚によるひとり親世帯では、母子世帯の約６割、父子世帯は８割近くが養育費の取決めを行っていない。離婚全体の９割弱を占める協議離婚の際に子の監護に関する事項を取り決めるよう促す必要がある。例えば、身近な地方自治体において、離婚届の配付、受付の段階で相談支援や情報提供を行い、養育費についての合意形成を促すことが考えられる。離婚前後の親を対象としたガイダンスの実施も必要である。

○　協議離婚制度を見直し、面会交流や養育費などについての取決めを義務化することも検討すべきである。ただし、ＤＶやストーカー等の切迫した状況に置かれている場合には、例外的に取決めがされなくても離婚できるようにするなど配慮が必要となる。

○　養育費を実効的に確保するためには、家庭裁判所での調停・審判や公正証書の作成により取決めを債務名義化することが求められるが、裁判所や弁護士、公証人の関与が必要となることについて当事者は気後れしてしまう。むしろ、身近な行政機関に養育費の取決めや支払履行に携わる専門部署を設置してはどうか。

○　養育費相談支援センターに寄せられた相談や家庭裁判所における養育費の調停・審判事件を見ると、離婚後よりも離婚前で別居中の紛争が約７割を占め、かつ解決が困難となる傾向がある。そのため、別居している夫婦間の権利義務関係を明確化する制度の創設を検討してはどうか。その際、養育費などの私的債権と児童扶養手当や生活保護などの公的給付との関係を整理する必要がある。

○　養育費の問題の解決を求める際には、相手の住所や必要な書類等が分からないことなど手続面でのハードルもあるため、制度上の工夫が求められる。また、

調停・審判で定められた養育費に不払があった場合の家庭裁判所による履行勧告、履行命令制度は、財産への強制執行ができないため、その実効性を高めることも必要である。

○　養育費の不払に対する諸外国の取組を見ると、主に北欧諸国では公的立替払制度を採用している。他方、英米法系の諸国では公的徴収制度を採用しており、国に養育費の専門部署を設置し、支払義務者の居所、資力等の情報収集、養育費の合意形成、給与からの天引き、差押え、不履行の場合の収監に至るまで徹底した徴収を行っている。

○　韓国は2015年に養育費履行管理院を創設し、英米型の公的徴収制度と同時に、支払履行までのつなぎとして月額２万円程度の一時的な養育費緊急支援のサービスを導入している。この制度の運用により韓国の養育費の受給率は2015年の17％から約35％まで上昇している。日本においても、緊急支援としての国からの給付と事後の強制徴収を組み合わせた制度を検討し、子どもに養育費が届くシステムを構築すべきである。

○　子どもをめぐる問題の解決は最優先課題であることから、養育費の合意形成と履行確保のための立法を提案したい。私案では、子どもの養育費について国、地方公共団体や父母等のみならず国民も責務を負うことを明らかにし、養育費の合意形成と履行確保を支援するための組織である養育費相談支援機構を独立行政法人として設置することを考えている。また、現在「こども庁」の創設に向けた議論が進められているが、養育費にとどまらず、面会交流、虐待、いじめなどの問題に幅広く対応し、子どもを総合的に支援する体制が整備されることを期待する。

日本女子大学現代女性キャリア研究所特任研究員　大沢　真知子　参考人

○　日本は社会人になってから学び直した人の割合がＯＥＣＤ諸国の中で最低の水準にとどまっている。少子高齢化が進行し、「人生100年時代」構想が提唱される中、学び直しを行いながら自らのキャリアを形成していく時代が到来し、リカレント教育の果たす役割とリカレント教育課程の普及が重要となってきている。このうち、女性のリカレント教育を通じた就労支援について現状と課題を指摘したい。

○　日本女子大学現代女性キャリア研究所の調査で、高学歴の女性のキャリアパターンが多様化していることが明らかとなった。従来、女性は大学卒業後まず正社員として働き、結婚により離職し、その後パートで戻るという働き方をするとの想定で政策や就労支援が講じられてきた。しかし、特に就職氷河期以降の世代については、早期に正社員を辞め１年未満の離職期間の後に再就職する割合が高まっている。女性の就労支援に当たっては、このように転職をしながらキャリアを形成している女性が増えていることなど、多様なキャリアパターンがあることを踏まえる必要がある。

○　1990年代前半までに大学を卒業した女性は正社員として働く割合が高かったが、就職氷河期以降の世代は初職が非正規雇用の人が増えてきている。また、バブル経済崩壊以前の世代では結婚・出産を理由に離職する女性が多かったが、就職氷河期以降の世代は仕事に希望が持てない、あるいは自分の望む仕事ができないなど仕事関連の理由により離職する傾向が見られる。離職の要因が仕事にある女性はキャリア志向が強いことが分かっており、リカレント教育課程は、このような女性のスキル形成や非正規雇用の女性の新たなキャリア形成など多様なニーズに応えようとしている。

○　高学歴の女性の離職理由を日米で比較すると、仕事への不満や行き詰まり感を理由とした人の割合は日本の方が高く、育児を理由とする割合はアメリカの方が圧倒的に高い。このような実態を踏まえると、女性の就業継続やスキル形成を支援していくためには、女性にもっと期待し、挑戦的でキャリアを継続できるような仕事を与えることが重要となる。

○　日本女子大学では、2007年に「リカレント教育・再就職斡旋システム」が文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定された。その後、学校教育法改正によって社会人など学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを提供する課程を大学に設置することが可能となり、2008年にこのシステムを前身とする日本で初めてのリカレント教育課程が誕生した。2015

年には厚生労働省の「専門実践教育訓練講座」に指定されたことにより受講生が増加傾向となった。また、2019年に女性のリカレント教育課程を運営する大学が参加する「女性のためのリカレント教育推進協議会」が設立された。

○　リカレント教育課程の導入当初は、一旦離職した女性の再就職は難しく、採用する企業も少ないのではないかとの声もあったが、修了生に期待する企業も増え、予想以上に就職につながっている。

○　しかし、リカレント教育課程についての認知度はいまだに低い。また、出産退職した女性に対し、再就職しても仕事より子育てを優先するのではないかという企業の偏見も強い。女性は育児と仕事の両方を充実させたいと考えており、必ずしもいずれかを選択しているわけではない。社会全体でこのような偏見をなくすための取組を進めてほしい。

○　リカレント教育課程については、受講料の負担の大きさも課題である。ドイツでは大学生が授業を受けながら有償のインターンシップを行うプログラムが導入されており、アメリカでもこのようなプログラムの拡大が進んでいる。日本においても福岡女子大学のリカレント教育課程で実践されていると聞く。このような履修費用の負担軽減の取組も重要となる。また、現在働いている女性のキャリアアップを支援するため、日本女子大学では2021年６月から夜間の講座を開設する予定である。働きながら学ぶ時間を確保するためには、長時間労働の解消やオンライン授業の導入・拡大も必要である。

○　新型コロナウイルスの感染拡大は、女性の非正規労働者に深刻な影響をもたらしている。また、テレワークが女性にとって仕事と家庭の両立をしやすい働き方として期待されたものの、実際には女性のテレワーク実施率は男性より低くなっている。

○　企業規模別のテレワーク実施率を見ると、大手企業ほどテレワークが推進されているが、実施率の男女差も大手企業ほど大きいことが明らかとなっている。この男女差が生じている主な要因としては、正規、非正規という雇用形態の違い、女性が多く働いている業種か否か、及び従業員規模が強く関連している。

○　労働市場について、職を通したキャリアの進展性があり人的資本投資に対する賃金への見返り度の高い「核」と、キャリアの進展性がなく賃金への見返り度の低い「縁辺」から成るとする二重構造論があるが、日本では、男性が多い「核」の労働市場にはテレワークが導入され、「縁辺」の労働市場に多くいる女性が貧困の問題に直面しやすくなっている。今般のコロナ禍は、日本の正規、非正規労働者の間にある労働市場の二重構造を明らかにした。このような労働市場に置かれている女性の問題をどのように解決すべきかが重要である。

○　国の職業訓練制度は、雇用保険制度の基礎講座等に加え、雇用保険を受給できない求職者向けの訓練制度を整備するなど、近年かなり充実してきている。しかし、女性が子どもを持った後、職業訓練を受けて再び働こうと考えたときに、多様な働き方ができる環境が整備されているとは言い難い。また、そもそも職業訓練制度の存在を知らない女性が多い。

○　職業訓練制度の創設や充実とともに、必要な人に制度を周知し、社会全体で支援していくことが重要であるが、日本ではいまだにそのような仕組みが機能していない。職業訓練を必要とする時にそれにアクセスして自立した生活ができるようにするため、ＮＰＯを含めた社会全体で連携して貧困や失業の問題を解決していく必要がある。

○　多様な働き方を実現するためには、長時間労働の是正など正社員の働き方を見直すとともに、社会保障制度の見直しとセーフティネットの拡充が不可欠となる。

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表

清水　康之　参考人

○　令和２年は11年ぶりに全国の自殺者数が増加に転じた。このうち、高校生以下の児童生徒の自殺者数は過去最多の499人に上っており、コロナ禍において深刻化していることが見て取れる。どのような状況で子どもが死を選んだのか実態は分かっていないが、ライフリンクが実施しているＳＮＳの相談窓口には、日々中学生、高校生、時には小学生からコロナ禍に伴う休校等に関連した相談が寄せられている。

○　もっとも、コロナ禍以前から子どもや若者の自殺は深刻な状況にある。厚生労働省の統計によると、平成30年における日本の15～19歳、20代及び30代の死因の第１位が自殺となっている。特に、20代の死因の約半数を自殺が占めている。

○　主要先進７か国における15～34歳の死因を比較すると、日本は自殺が第１位となっている唯一の国である。人口10万人当たりの自殺者数を見ても、日本はドイツやフランスの約２倍、イタリアの約４倍である。なお、自殺が深刻な問題となっている韓国も、同年代の自殺による死亡率は日本と同じ高さである。

○　自殺のリスクが高まるのは、生きることの阻害要因が生きることの促進要因よりも相対的に上回ったときである。生きることの促進要因としては、将来の夢、信頼できる人間関係、やりがいのある仕事や趣味、困難に直面したときの対処能力、信仰、社会や地域に対する信頼感や楽しかった過去の思い出などがあり、阻害要因としては、将来への不安や絶望、失業や不安定な雇用、過労、借金や貧困、虐待やいじめ、病気や介護疲れ、社会や地域に対する不信感や孤独などが挙げられる。

○　自殺対策とは、生きることの促進要因を増やし、阻害要因を取り除くことである。日本における自殺の特徴の一つとして、中高年男性の自殺が多いことが挙げられるが、中高年男性の抱える悩みは生活苦、借金、仕事の問題など比較的明確であるため、このような阻害要因を取り除く取組によって自殺リスクを低下させることができる。他方、子どもや若者の場合は、幾ら阻害要因を取り除いたとしても、促進要因が欠けているため、なかなか自殺リスクを低下させることができない。子どもや若者は生きることが前提でなくなっていると言えるほど現状は深刻であり、日本社会の未来が脅かされていると捉えなければならない。

○　子どもや若者の自殺対策として必要なことの一点目は、実態の分析である。児童生徒が自殺で亡くなった場合、学校において背景調査が行われるが、それらの情報を文部科学省が把握できていない。児童生徒の自殺の実態を徹底的に解明して対策を講ずることが必要である。

○　二点目は、ＳＯＳの出し方に関する教育の徹底である。助けを求めてはならない、人に頼ることは悪いことだという感覚を持つ子どもが少なくないように思われる。そのため、いざというときには助けを求めてよいということを、また、助けを求めたいときには例えば地域の保健師など誰に相談すればよいかということを全ての学校で具体的に教える必要がある。

○　三点目は、自殺リスクを察知するツールの導入である。ＳＯＳの出し方を教わったとしても助けを求められない場合もあると考えられる。そのため、ＩＴを活用し、子どもがタブレットを使って自分の気持ちを選択していくことにより、学校側が子どもの自殺リスクを早期に把握し、支援につなげることができるツールを導入すべきである。新潟県では既に展開されているところであるが、全国的にこの取組を進める必要がある。

○　四点目は、子どもの自殺危機対応チームの全国設置である。長野県では、自殺リスクを抱えた児童生徒の存在を学校が把握した際、子どもへの接し方や支援の方針等を学校側に助言する専門家のチームを設置している。チームには、精神科医、弁護士、インターネットの専門家、精神保健福祉士などのほか、自殺対策に取り組むＮＰＯが加わり、自殺リスクを抱えた子どもの周囲にいる大人から寄せられた情報を基に支援の方法を協議し、学校に伝えている。このような対応チームの設置を全国的に進めていくべきである。

○　以上の四点は現行の枠組みで対応できるが、制度改正が必要な問題として情報共有をめぐる課題を指摘したい。自殺対策に取り組む現場では関係者間の情報共有が重要となるが、個人情報保護法により本人の了解を得ることが求められる。そのため、支援が明らかに必要な人であっても、本人が支援を拒否する場合や、自殺未遂により搬送され意識レベルが低下している場合には、本人の了解を得られず、関係者が情報を共有できないまま支援が手遅れになる事態が発生している。

○　また、長野県の自殺危機対応チームの取組においても課題が明らかになっている。県立高校が把握した生徒の情報については、県の個人情報保護運営審議会の手続を経ることで高校から情報提供をしてもらえるが、小中学校の児童生

徒の情報は、市町村での手続がなければ県に情報が共有されない。このため、県に設置されているチームのバックアップをいかすことができていない状況にある。

○　要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援制度における支援会議等については、法律に基づき設置され、例外的に本人の同意がない場合も関係者が情報共有できる制度となっている。これに倣い、自殺念慮者や自殺未遂者、特に自殺リスクを抱えた未成年者の情報を関係者が速やかに共有し、適切な支援を行えるようにするための法的枠組みを早急に検討してほしい。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　離婚の際に子どもの養育費に関する取決めを行うよう促すために、親へのガイダンスが提案されたが、日本社会において家族や近隣とのつながりが弱まっているとの指摘がなされる中では、それにとどまらず、初等教育の段階で社会を構成する一員として果たすべき責任や権利について学ぶことが必要となっているのではないか。

答　協議離婚の際に十分な話合いができていない背景として、このような事態に至った際にどうすればよいかをあらかじめ学ぶ機会が設けられていないことがあると思われる。家族の問題を自分たちで解決することが難しくなっている中では、親の意識改革や情報提供、教育、啓発などを行うほか、それらでは対処できない場合には裁判所を始め専門家が関与して解決していくことが求められる。親だけでなく子どもに対しても、法教育等のカリキュラムに日常生活や家族の問題を取り上げることにより、予防的に問題への対処能力を付けることが必要である。

問　婚外子の養育費の確保についてどのような支援が必要となるか。

答　未婚で子育てをしているひとり親の割合は低いものの、支援の必要性は変わらない。婚外子の養育費や面会交流等についても法制審議会で検討される予定である。

問　子どもを産み育てやすい社会づくりと社会における女性の活躍は、いずれも共通の環境整備によって実現できるのではないか。

答　少子高齢化と人口減少が進む日本社会では、性別や国籍などを問わず、多様な人が皆で力を合わせて様々な課題を乗り越えていかなければならない。一人一人がより良く生きていける社会の実現は、養育費、女性のキャリア形成、自殺など全ての問題の解決につながると思われる。家族をめぐっては、きずなの大切さの一方で家族間の暴力の問題もある。家族のまとまりを維持しつつ、一人一人が輝けるよう、バランスの取れた政策を進める必要がある。

問　リカレント教育課程の履修証明は、企業側においてどのような意義をもって受け止められているのか。

答　日本の労働市場がジョブ型になっていないため、専門性を重視したい受講生と、自分たちの会社に合った仕事をしてほしい企業との間にミスマッチがある。日本女子大学のリカレント教育課程では、専門性だけでなく労働市場になじんでいくために求められる柔軟性やスキルを身に付けることを重視しており、ミスマッチは働きながら少しずつ解消されていく。また、働く上での基礎であり重要なスキルであるＩＴと英語のカリキュラムを提供していることも就職率の高さにつながっていると考えられる。リカレント教育課程については大学ごとにそれぞれ特徴があるが、最近ではオンラインでの連携により他の大学の講義を受けられるなど発展性が出てきている。

問　ＳＮＳを通じて寄せられる自殺に関する相談をどのような体制で受け付けているのか。また、相談体制の整備について課題はあるか。

答　ライフリンクでは、子どもや若者に気軽に相談してもらえるようＳＮＳ相談を行っている。約20名の相談員が土曜日を除く毎日、原則として自殺リスクが高まる夕方から夜の時間帯に合わせて相談を受けている。現在リモートワークを進めており、相談員は自宅において他の相談員全員とネットワークでつながった状況で相談対応を行っている。受け付けた相談には、相談員のほか、自殺リスクの見極めや支援方針の決定をするスーパーバイザー、危機介入が必要な場合に児童相談所など具体的な社会資源につなぐ役割を担うコーディネー

ターがチームを組んで対応している。ＳＮＳ相談は、得られる情報が文字のみというデメリットがある。対人支援において重要となる相談者の表情や声のトーンなどの非言語情報がない中で、いつ途切れるか分からない不安を抱えながら繊細な対応をしなければならない。一方でメリットもあり、相談員側の声が伝わらないため、相談員同士が互いに協議しながら相談対応できることのほか、児童虐待、若者支援など関係分野の専門家とオンラインでつながり、あらゆる知恵を結集した最善の支援を提供することができる。このようなメリットを最大限いかして相談支援を行っていく必要がある。ＳＮＳ相談への対応にはこれまでにないスキルが求められるため、相談員の人材育成と育成のためのプログラム開発を同時に進めているのが現状である。今後ＳＮＳ相談が社会に根付くよう着実に体制整備を進める必要がある。

問　参考人が提案する養育費の合意形成と履行確保のための立法私案は、諸外国の制度のうち韓国が採用しているモデルを踏まえて検討したものか。

答　韓国のモデルも参考にしながら起案したものである。

問　日本でもリカレント教育や学び直しの取組が進められているにもかかわらず、大学に入学する25歳以上の人の割合は2.4％と著しく低い。一方でＯＥＣＤ諸国の平均では16.6％を占めている。なぜこのような違いが現れるのか。

答　ヨーロッパは専門性が中心の労働市場であり、いつでも学び直しを行って資格を取得し、再び労働市場に戻ることができる。日本の場合は「就社」してから会社の中で特有のスキルを身に付けていく傾向があるため、中途採用者に対する評価が難しいのではないかと思われる。実際には、もっと挑戦したいと考えて離職し学び直した優秀な人が多く、企業との間でミスマッチが起こっている。企業は自社で人材を最初から育成したい気持ちが強いのかもしれないが、新しい時代に適応するためには学び直しによってスキルアップした人に対する偏見をなくさなければならない。また、多くの企業は子育てをしている女性は十分働けないと考えているようだが、実際には効率的に仕事をする力を持っている。リカレント教育によりスキルを身に付けた意欲のある人材を積極的に採用していくことが、企業の業績向上にとどまらず日本全体の生産性向上や多様

性を高めることにつながる。

問　自殺予防のための相談体制が圧倒的に不足している。相談体制の一層の拡大のためにどのような取組が求められるか。

答　ＳＮＳ相談の対応率は約２割にとどまっている。自殺に関する相談は、対応を誤ると相談者が死を選んでしまうおそれがあるため、繊細な対応ができる人材を確保、育成しなければならない。相談員の育成には時間が掛かるが、体制を拡大して相談への対応率を上げるために欠かせない。相談体制の拡大を進めるために、相談支援活動に対する厚生労働省からの補助を複数年度で認めてほしい。同じ活動を続けているのに毎年度申請手続を要し、かつ決定が新年度の開始直前となるため、活動期間に空白が生じないよう見切り発車で新年度の体制を組まざるを得ない。また、ＳＮＳ相談に対応する相談員の認定制度を創設することも検討してほしい。ＳＮＳ相談は取組が広がり始めたところであり、相談員のスキルアップや仕事へのステータスにつなげていけるよう、制度の実現に向け関係団体と動き出しているところである。

問　芸能人や著名人の自殺に影響を受けた自殺を防止するための対策についてどのように考えるか。報道の在り方についても見解を伺いたい。

答　令和２年に自殺者数が11年ぶりに増加した要因の一つが芸能人の自殺及びその自殺報道であったと分析している。世界的にもウェルテル効果として知られているが、自殺報道の翌日から自殺者数の増加が顕著に現れた。対策としてＷＨＯが自殺報道のガイドラインを定めている。このガイドラインは、自殺の手段を報じない、あるいは自殺報道の際には相談窓口の情報を必ず伝えるなどのすべきこととしてはならないことを明確に定めており、多くの大手マスコミはこれに沿った報道を行うようになっている。しかし、現在は情報源を大手マスコミが独占している時代ではない。仮にマスコミの１社がガイドラインに反した記事を出すとそれがＳＮＳで拡散され、まとめサイトで関連の記事が合わせて表示され、結果として多くの人がＳＮＳを通じてセンセーショナルな情報に触れてしまう。そのため、マスコミに対する働きかけと併せて、ＳＮＳやインターネット関係の事業者を巻き込んだ自殺報道対策を進める必要がある。

問　リカレント教育を受けた女性にはどのような変化がもたらされ、就労に結び付いているのか。

答　リカレント教育課程を通じて、働くことに対する覚悟と自信を身に付けることができる。長期間離職していると、自分が働くことへのイメージがしづらくなるが、改めて自分自身を見詰め直し、学び直しながら自分が社会で活躍できる姿を描いていくことがリカレント教育の重要な目的の一つである。

問　日本では転職も活発に行われておらず、多様な働き方ができる環境が整備されていない。これが女性の再就職を難しくしているのではないか。女性の再就職を進めるためにどのような取組が必要と考えるか。

答　女性活躍推進法が制定されたが、実際に増えたのは女性の非正規労働者であった。非正規労働問題の解決が日本にとって最も重要な課題である。欧米におけるパートタイムの働き方は基本的に正社員であり、日本のように賃金も上がらずキャリアも形成できず、コロナ禍で真っ先に仕事を失うような働き方を生み出さないよう、社会保障制度や労働市場の中で工夫がされている。日本では、正社員の長時間労働が当然視されていることに加え、正社員は世帯主、非正規労働者は子育てなどケアをしている女性という考え方が根底にあると思われるが、家族が多様化している中ではもはや時代遅れの発想と言わざるを得ない。正社員の短時間勤務の仕組みを根付かせることを始め、働き方の選択肢を増やすことが、ひとり親の貧困問題の解決にもつながり、今後の日本経済の発展や女性活躍の要にもなっていくのではないか。

問　女性に対するリカレント教育や就労支援が十分周知されているとは言えない。大学においてリカレント教育課程が提供されている意義をどう考えるか。また、リカレント教育にアクセスする意義をいかに周知していくべきか。

答　人材を求める企業側が、学び直しを行った人材の優秀さと学び直しの重要性に気付き、変わっていく必要がある。

問　子どもが自殺に至る根本的な要素として喪失感と先行きに対する不安感があると聞く。他国に比べて日本の子どもはなぜ喪失感や不安感を抱く確率が高いのか。

答　日本の子どもが生きることの促進要因を失ってしまっている背景として、昨日よりも今日、今日よりも明日の方が社会や世界が良くなっていくという感覚を持ちづらい状況に置かれていることが挙げられる。生まれたときから日本経済は右肩下がりであることに加え、様々な社会的な課題に関する情報に触れる機会がＳＮＳ等により増していることで一層不安にさらされている。また、日本の宗教的バックグラウンドの影響も考えられ、神から守られているという一神教的な信仰を持つ人が少なく、自分の信念を貫くというより周囲の顔色をうかがいながら行動する傾向が強いことも、子どもが追いやられる要因となっている。促進要因が失われる一方で、コロナ禍により虐待やいじめなど生きることの阻害要因が増加しており、子どもの自殺リスクの高まりを懸念している。

問　宗教的バックグラウンドに関連して、日本社会は仏教、神道のほか儒教の影響を受けていると指摘される。儒教的な考え方の一つの側面が子どもの生きづらさにも影響しているのではないか。

答　学校のクラスのような集団の中でストレス度が高まると、そのはけ口を集団の中で見付けようとするため、いじめにつながってしまう。残念ながら、日本社会において子どものストレスがかなり高まっており、その中で周囲の顔色をうかがわざるを得ないことが負の影響をもたらしていることは否めない。

問　現在30～40歳の世代を日米で比較すると、親の世代の影響や就職氷河期の経験など共通点が多いにもかかわらず、アメリカの女性の方が生き生きと活躍しているように思われる。日本の女性の労働環境が厳しい理由として、雇用形態や職種などの構造問題のほかにどのような要因があるか。

答　セカンドチャンスを実現できるようにしていることがアメリカ社会の大きな特徴であり、子育てを経て仕事に戻るときだけでなく、学び直しをしたいと思ったときにコミュニティカレッジに通えば、ほぼ授業料なしで専門的なスキルを身に付けることができる。日本においても、非正規雇用から正規雇用へ、貧困から就労へと進むことができる仕組みをつくることで社会の活力が生まれると思われる。

問　日本における養育費の問題を解決するために、養育義務のある親からの徴収

を確実に行う取組と、子どもに対して相応の給付を行う取組のどちらに重点を置くべきか。

答　養育費の不払に対して制裁を科すだけではかえって支払ってもらえなくなるおそれがあるため、インセンティブを付与することが必要と考える。また、日本では子どものための給付や手当を子ども本人ではなく親に支給するため、時には子どものために使われない事態が発生してしまう。子どもの利益を守る中立的な第三者として、欧米では弁護士やソーシャルワーカーなどの専門家を活用しているが、日本の場合は祖父母にその役割を担ってもらうことが望ましい。

問　スウェーデンやフランスでは国による養育費の立替払制度が設けられている。このように、養育費の確保を公的な問題と位置付けることは、子どもにとってどのような意義があるのか。

答　家族の問題について公的な介入をすべきでないという考え方がいまだに強いが、ＤＶなど命にかかわる深刻な問題に直面しているときや家族では解決できない問題には国や社会が関与すべきという意識が徐々に広まってきている。家族が子どもを守ることができない場合の公的介入は国際的な流れとも整合するものであり、先に示した養育費に関する立法提案も同様の考え方で検討したものである。子どもは未来を担う重要な宝であり、その宝を社会全体で支援する方向でコンセンサスを得て、法的にもそのように位置付けることを期待したい。

問　選択的夫婦別姓を実現する必要性についてどのように考えるか。

答　選択的夫婦別姓についての賛否には地域差があるが、賛成する人が多い地域は女性議員や女性社長の割合が高く、仕事と子育ての両立支援も進んでいる。選択的夫婦別姓が認められないため、事実婚を選び、あるいは結婚を諦めた人は女性だけでなく男性にも多い。男性中心の社会は男性も無理をし過ぎてしまい、自殺など様々な問題をもたらしている。女性が活躍できる多様性のある社会の実現は、男性の生きやすさにもつながるのではないか。

問　参考人は、日本で女性の活躍が進まない理由として、初期のキャリア形成の段階で女性に対する差別的な慣行が維持されてきたことを指摘している。先般、医科大学の入試で女性受験生に対する差別的な取扱いが行われ、そのために医

師国家試験の合格者に占める女性の比率が低水準で推移してきたことが明らかとなったが、働く前の段階からこのような差別的な対応が行われている実態をどのように見ているか。また、その背景にどのような問題があると考えるか。

答　入試における女性への差別的な取扱いの背景として、女性が出産後仕事を継続することは難しいというロジックが使われた。誰もが仕事と子育てを両立できる仕組みを整え、誰もが活躍できるようにすることが国や社会の責任であり、それこそが少子化対策であるはずが、日本では子どもを育てることがペナルティーとなっている。女性の活躍を阻む背景にある入試差別のような間接的差別を一層厳しく取り締まるため、雇用機会均等法を強化する必要がある。

問　若い世代の自殺が増加して深刻な状況となっている。学校において一人一人の子どもに向き合うことができるよう、養護教諭の複数配置など教員を増やすことが必要ではないか。

答　養護教諭を含めた教員の増員によって、教員が子どもとしっかり向き合える環境をつくることは極めて重要である。加えて、自殺リスクを抱えた子どもへの対応について学校がいつでも助言を求めることができる専門家のチームを各都道府県に設置し、現場の教員とチームが連携して子どもを支えていく体制を整備することが必要である。

問　男女の働く機会の不平等を解消し、柔軟な働き方ができる社会を実現することが少子化対策につながるとする根拠は何か。また、少子化対策以外の波及効果としてどのようなことが考えられるか。

答　経済発展と出生率の回復を実現している諸外国の事例を見ると、所定内労働時間の短さ、正社員のパートタイム労働、管理職の短時間勤務などが鍵となっている。日本でも、何のために働くのかを問い直し、それぞれの人が幸せに生きるため、労働時間の短縮を含めた働き方の改革が必要ではないか。その波及効果としては、より良い雇用の創出や生産性の向上、イノベーションなどが挙げられる。

問　日本の自殺者数のうち、男性は女性の２倍に上っているが、ＳＮＳ相談の対応実績を見ると男性からの相談件数は女性に比べて少ない。なぜ男性からの相

談が少ないのか。また、男性を相談につなげるための方策としてどのようなことが考えられるか。

答　コロナ禍において女性の自殺が増加しているが、依然として男性の自殺者数が女性の２倍を超えている。男性からの相談が少ないのは、男は弱音を吐いてはならない、相談するのは弱い人間、弱い人間は駄目な人間であるとの価値観が影響しており、特に自殺者が最も多い属性でもある中高年男性が相談しづらい状況に陥っている。短期的な対応としては、男性向けの相談窓口を設けて相談への心理的なハードルを下げることが考えられる。長期的な取組としては、命や暮らしの危機に直面したときに相談してよいということを具体的な窓口を示して子どもの頃から教えていくことが必要である。

問　養育費の確保の取組として、離婚届の書式を変更し、子どもの養育費に関する取決めの内容について公正証書を作成しているかを尋ねるチェック欄を設ける方針が示されたが、この対応をどう評価するか。また、次に取り組むべき対策としてどのようなことが考えられるか。

答　公正証書の作成を促すことで不払の際の強制執行につなげることを意図したものと考えられる。今懸念されている問題は、払いたくても払えない場合にどのような基準、方法で子どもにお金を届けるのか、また、ＤＶやストーカー等の問題で取決めのための話合いが難しい場合にどう対応するかであり、養育費についての話合いや取決めの促進、確実な回収とともに、安全かつ簡易に養育費を確保できる制度を設けることによって総合的に支援をしていくことが求められる。

２　委員間の意見交換（令和３年５月12日）

意見交換の概要は、次のとおりである（発言順）。

山田　太郎　君（自民）

２年目の調査は子どもをめぐる問題を多く取り上げた点に大きな特徴があり、貧困にとどまらず政治の支援が行き届かなかった様々な困難に焦点を当てて議論を行った。これらに共通の課題は相談体制の整備であり、実態を把握して政策につなげるためにも最優先で取り組むべきである。

次に、いわゆる行政の縦割りに伴う弊害やそれへの対応についても全体を通じて議論がなされた。子どもの自殺については、市区町村で把握した情報が都道府県、文部科学省へと伝わらず、現場任せで対応している点について指摘があった。そして、自殺した場所によっても担当する府省庁が異なっている。そのため、諸外国で導入されているチャイルド・デス・レビューのような仕組みを日本においても早急に立ち上げる必要がある。

また、ヤングケアラーについて一元的に対応する部局の必要性が指摘されたほか、外国人の子どもについても制度によって担当する省が異なり、特別支援学校の子どもに対する虐待も発生した場所によって所管が異なるという課題が存在する。

このように、制度のはざまに落ちてしまった子どもをどのように救っていくのか今後の調査会で議論したいと考えている。

石垣　のりこ　君（立憲）

コロナ禍において対処すべき喫緊の課題は困難を抱える人々への経済支援である。これまで、特別定額給付金、持続化給付金、雇用調整助成金、ひとり親世帯への給付等が行われてきたが、感染を収束させることができず、経済活動の停滞は続いている。そのしわ寄せは社会の弱い部分に向かい、困難を抱える人々には支援が行き届いていない。憲法で保障された最低限度の生活すらままならない人

が多く、早急に命を守るための現金を給付すべきである。また、命を支える給付金の一部が消費税として回収されないよう消費税を凍結することも有効である。

本調査会で取り上げた諸課題は、人を大切にしない、お金を掛けない、自己責任に偏重した政策の弊害であり、政治の責任として取り組む必要がある。

義務教育段階での特別支援教育が行き届かない現状、子どもの性暴力被害や国際水準から取り残された性教育などの課題は、教育現場における余裕のなさに起因すると考える。2020年に発表されたＯＥＣＤの調査によると、教育に対する日本の公的支出の規模は対ＧＤＰ比で2.9％であり、比較可能な38か国中37位と惨たんたる結果である。また、小中学校における１クラス当たりの児童生徒数はＯＥＣＤ諸国の中で最も多く、民主党政権下で導入を目指した小学校の35人学級は今国会においてようやく実現するに至ったが、教育の質の更なる向上のためには小学校にとどまらない改革が求められている。

外国人をめぐる課題では、人をないがしろにする人権への認識が技能実習生や子どもの不就学などの問題の根底にあり、外国人であるとの理由で不当な労働条件を強いられていることの責任は政治にある。

基本的人権は人類普遍の原理であり、全ての人に適用されるべきものである。外国人を含む誰もが安心できる社会の実現のためには、このような世界水準の人権意識を持つことが重要である。しかし、日本では思いやりや道徳の一種と勘違いされているのではないか。

社会問題を道徳的な心の持ちようで解決しようとするアプローチは自己救済を強調し、国家等の公的機関が講ずべき諸施策を免責する危険性をはらんでいるとの指摘がある。この指摘はコロナ禍における国家の危機に対して自粛という自己救済を強調し、政府が取り組むべき施策を行わない無責任さを容認してしまう危険性と重なるものである。

杉　久武　君（公明）

困難を抱える多くの人々がコロナ禍の厳しい状況下で必死に暮らしており、このような人々に対し支援の手を差し伸べ、寄り添いながら活力ある未来を実現していくことが求められている。

子どもをめぐる課題のうち、特別支援教育については、障害のある子どもが個性や能力を更に伸ばしていく観点から、これに携わるスタッフや施設の充実、就学相談に必要なスキルを備えた人材の確保、教育の専門性を向上させるための取組を早急に進めることが必要である。

外国人をめぐる課題については、人権に関わる問題提起がなされ、外国人労働者に係る切迫した状況が伝えられた。また、日本での生活に際し言葉の壁が様々な困難を引き起こしており、日本語の学習機会を充実させるなど多文化共生社会の実現に向けた対応が求められる。

これまで様々な形で地域社会に貢献してきた商店街は、コロナ禍により一層厳しい状況に追い込まれている。政府は持続化給付金や雇用調整助成金等の様々な支援策を講じてきたが、影響の長期化も視野に入れてきめ細やかな支援策を実行することが必要である。

社会的孤立をめぐる課題のうち、ひきこもりについては、自死ではなく生き続けるために選択した結果であり、また、8050問題も深刻さを増している。その対応に当たっては、地方自治体やＮＰＯ、福祉関係者などの幅広い機関が連携し、誰にも相談できずに孤立する本人や家族を発見して寄り添う体制を整備することが重要であり、安心して過ごすことができる居場所の確保が求められる。

また、コロナ禍で特に子どもの自殺が極めて深刻となっており、要因の迅速な分析や最新の動向を踏まえた相談支援体制の強化が急務である。

困難を抱える人々の状況がコロナ禍により一層深刻化している。政治には適切な支援策を講じていく責務が課せられており、課題解決に向けた歩みを着実に進めていきたい。

高木　かおり　君（維新）

コロナ禍で生活が一変する中で経済的に困窮する世帯が増え、特に非正規雇用の女性の厳しい状況が浮き彫りとなった。深刻な影響を受けている職種から転職しようとしても、日本では多様な働き方が実現していない。

女性が妊娠、出産、育児等で職を離れると、社会復帰には大きな覚悟が必要となる。自らのキャリアプランを考え、学び直しながら働く環境を整えていくことが重要であり、女性のリカレント教育を推進したい。

コロナ禍により非正規の労働者が真っ先に雇い止めとなった。また、育児中の女性は時間の都合上パートで働き続ける場合が多いが、賃金は上がらず、男女の賃金格差を招いている。正社員には残業があり長時間労働が前提となっているが、正社員の短時間勤務を取り入れるべきである。これにより、多様化する家族の形に合った働き方が広がっていくのではないか。

リカレント教育の推進は、再チャレンジできる社会と人々の生きる希望につながっていく。再チャレンジしようという気持ちになるためには支えてくれる相談者が必要であり、相談体制の充実は最優先の課題である。そのためには現場の実態調査が重要であり、併せて、ＳＮＳ等を活用したオンラインでの相談体制の整備も必要である。

今後の調査会においても子どもや弱い立場の女性、ひきこもりや自殺念慮者への支援を取り上げるべきである。

伊藤　孝恵　君（民主）

18世紀スコットランドの哲学者トマス・リードの言葉に、鎖の強度は一番もろい箇所の強度に等しいというものがある。日本社会の最ももろい部分をコロナ禍があぶり出した。

外出自粛による「ステイホーム」が家庭の中の問題を顕在化させた。家計の悪化は生きる気力や尊厳を奪い、子どもや家族に手を上げる大人を増加させ、ＤＶの相談件数は過去最多となった。育児、家事、介護に伴う女性の負担、非正規雇用者の失業や母子世帯の貧困には公助による対応が必要である。男性の自殺者が減少する一方、女性の自殺率が15 4％も増加している。児童虐待件数や小中高生の自殺も過去最多となり、産後うつによる自死は２倍となっている。その他、外国人労働者、児童生徒、独居の高齢者、ヤングケアラー、不登校、ひきこもりのような社会の最ももろい部分に駆け寄り、手当することが求められている。

当調査会はいかなる意思を持って活動していくべきか。養育費の確保はひとり親家庭で育つ子どもの学びや育ちなど将来に直結する。児童手当及び児童扶養手当の大幅拡大により社会で子どもを養育すべきと考えるが、それが難しい現状においては養育費を確保するための方策が必要である。

法制的なアプローチで考えれば、強制執行受諾文言付公正証書等が離婚以前に作成されるよう、情報提供や相談体制の整備、費用負担の援助を行い、ＤＶの被害者等に配慮した上で養育費の取決めを義務化することが全ての入口となる。次いで、強制執行の支援や行政等による徴収支援等が考えられ、更なる段階として行政による養育費の立替払と徴収が挙げられる。

そもそも養育費が子どもの育成に必要不可欠であるという総則、目的や基本理念、国や地方公共団体の責務等について法律で定めて立法府の意思を示すべきである。高齢社会対策基本法など良識の府である参議院の調査会による立法が現下の課題を解決する政策推進のよりどころとなっており、調査会での議論を踏まえた立法についても検討をお願いしたい。

岩渕　友　君（共産）

コロナ禍では誰もが困難を抱える可能性があり、女性や子どもの自殺が増加するなど、既に困難を抱えている人々に社会の矛盾が集中している。国民の命と暮らし、雇用となりわいを守るためには憲法第25条等の理念を生かすとともに、公助が重要となる。

女性の困難と負担増は深刻である。非正規労働者の多くが女性であり、雇用の調整弁としての解雇が増えている。妊娠、出産、育児を理由に仕事を辞めた女性は非正規労働者が圧倒的に多い。日本では子どもを育てることがペナルティーとなっており、雇用機会均等法の強化が必要との提案のほか、介護サービスを受けることができない状況が介護離職やヤングケアラー問題につながるため、介護体制の充実も求められた。

コロナ禍において家庭での性暴力被害が増えており、家庭が安心、安全な居場所ではない子どももいる中で一時的に避難できる場所の拡充が必要との意見が

あった。また、女性の働き方の改善、コロナ対策や構造的な問題の解決のためにもジェンダー平等の実現が必要である。

小学校における35人学級が実現するに至ったが、一人一人の子どもに向き合うためには、更なる少人数化や教員の増員が必要である。特別支援学校については在籍する子どもが増加していることを踏まえ、子どもが十分に活動できる基準の策定を求める意見があった。

コロナ禍はフリーランスや中小事業者にも大きな打撃を与えており、フリーランスに対する傷病手当金の支給や中小事業者の事業を継続するための支援を求める意見があった。また、技能実習生を始めとする外国人労働者も解雇や休業手当の未払などで困窮しており、技能実習生が労働者としての権利を主張できないことがコロナ禍での問題につながっているとの指摘があった。

コロナ禍で明らかとなった社会の弱い部分を大本から変え、誰もが安心できる社会の実現に向けて政治が役割を果たすことが求められている。

浜田　聡　君（みん）

国会議員となってからこれまでの間、ＮＨＫが引き起こす最大の問題である委託業者による営業訪問員に関するトラブルを取り上げてきた。１年目の調査においても社会的弱者がＮＨＫ訪問員から受ける被害等について意見を表明したが、２年目の調査で取り上げた子どもや外国人、社会的に孤立した状況に置かれている人々はＮＨＫ訪問員の被害に遭いやすい。

国会の内外でこの問題が周知されたことにより、令和２年末にはＮＨＫが訪問員による戸別訪問を抜本的に見直すとしてこの問題が大きく動いた。今後、ＮＨＫ訪問員によるトラブルがなくなるか注視していく必要がある。

また、ＮＨＫだけではなく、同じく巨大メディアである新聞の販売においても営業訪問員の強引な営業によって社会的弱者が被害を受ける可能性がある。今後もこれらメディアに係る営業訪問員による人的被害の問題を取り上げることで、誰もが安心できる社会を実現したいと考えている。

牧山　ひろえ　君（立憲）

２年目の調査では、子どもや外国人のように対象に着目した小テーマと社会的孤立や生活基盤の不安定さなど状況に着目した小テーマを設定するとともに、猛威を振るい続けるコロナ禍が社会の弱い部分を直撃し問題を顕在化させた点にも着目した。広範多岐にわたる調査を行ったことにより、様々な角度から安心の阻害事由となる日本社会の問題点を探求できたと評価している。

ここで重要なのは今回を含めた調査結果をいかに有効活用していくかという点である。社会の弱い部分の問題を多角的に取り上げる貴重な調査を一過性の取組で終わらせないことが重要であり、参議院として国民のために有効活用していくべきと考える。

社会で困難を抱えているということは、正面から捉えられずに後回しにされているということであり、行政が優先的に取り扱わない社会の諸課題について、行政監視を重視する参議院として定点観測と取組の推奨を行う仕組みを設ける必要がある。具体的には、国連が定めるＳＤＧｓに倣い、日本社会の問題点を明確に項目立てし、現状を把握して改善の指標を策定することで、年限を区切った取組を促す仕組みを参議院主導で整備し、実施することを一案として提案したい。

また、３年目には、活力ある未来の実現についての調査が想定されており、この提案も含め持続的な改善に向けた仕組みづくりという視点を取り入れたい。

内容面に目を向けると、２年目の調査で取り上げた課題のうち、技能実習制度について来日時の契約に人権侵害の要素を埋め込む悪質ブローカーの実態把握や規制が重要であること、ヤングケアラー自身にその概念や支援策を認識してもらう必要性、ヤングケアラー問題を担当する独立した部局を設置する必要性については、中間報告に反映させたい。

梅村　みずほ　君（維新）

困難を抱える人々の諸課題に向き合う中でキーワードとなるのは、金銭的な解決策の必要性、ＳＯＳの出し方、家庭の三点である。政治は家庭の問題に介入すべきではないとも言われてきたが、子どもをめぐる厳しい状況に鑑みれば、政治

が家庭に目を向けていくべき時期に来ているのではないか。

「こども庁」の創設が検討されていると聞くが、自民党内で検討が始まった当初に使われていた「子ども家庭庁」の名称が望ましい。子どもを種に例えれば家庭は土であり、土に養分がなければ素晴らしい種であっても育たない。ひとり親家庭、ステップファミリー、里親家庭など家庭の在り方が多様化しており、困難を抱える家庭へのサポートも政治の課題になりつつある。虐待や自殺など、子どもが苦しむ様々な課題を家庭が抱えており、「こども庁」が創設された際には、家庭に関する課題も積極的に取り上げて解決策を提案していきたい。

子どもの幸せな未来を考えたとき、子どもの権利条約について、子ども自身に加えて親や教師にも知っておいてもらう必要がある。当事者でありながら、自らの権利が保障されていることを知る子どもが少ないことから、学校や家庭で子どもの権利条約について教える機会を設けるべきである。

大阪のある小学校では「生きる教育」によって校内の状況が大きく改善した。注目を浴びるこの教育では、まず国語教育に焦点を当て言葉で丁寧に気持ちを伝えることを６年間で集中的に教えるとともに、プライベートゾーンや子どもの権利条約についても教えている。また、乳児とのふれあいを通じて多くの人によって子どもが支えられていることを伝えていくほか、自分で対処できない悩みについてＳＯＳを出す必要性についても教えている。

子どもの幸せのために家庭にフォーカスしたいと考えている。

伊藤　孝恵　君（民主）

子どもの心を育むことができず、安心、安全な環境で育つことができない国に連なる未来はない。自殺、不登校、ひきこもり、特別支援教育、ヤングケアラー、性暴力、外国人など、子どもをめぐる全ての問題に対して最優先で取り組むべきである。

特に、外国をルーツとする子どもの育ちや学びの問題は既に臨界点を超えており、地方自治体任せの国の姿勢が地域間の対応格差を生んでいる。日本語力が不十分なために会話や授業に支障が生じている外国籍の小中学生は2018年度で約３

万6,000人おり、10年間で約３割増えた。文部科学省は教員の追加配置を決めているが、教員の確保自体が難しい状況下で日本語指導の担い手が見付かるか疑問である。

2020年度に行われた新聞社の調査によると、外国人集住地域８県25市町では外国籍の小中学生の特別支援学級在籍率が6.5％であり、当該市町における全小中学生の在籍率の２倍に上る。この背景には、日本語指導が必要な外国籍の小中学生を通常の学級で受け入れて手厚くサポートすることが難しいという体制の不備がある。障害の診断なしに特別支援学級に在籍させるケースもあり、障害のある子どもへの指導が手薄になることが懸念される。

また、教育委員会の分掌規程の92.3％には外国人の子どもの教育に関する記載がなく、地方自治体の96.3％は就学案内や就学手続等の規定がない。他方、外国人教育に携わる業務を職務と明確に位置付けて取り組んでいる岐阜県可児市では、不就学児童生徒がゼロとなった。愛知県豊橋市では、入学直後の学習を支援する通訳を確保し、障害の有無も母語で検査しており、外国籍の児童生徒の特別支援学級在籍率が全児童生徒の割合を下回っている。子ども一人一人に適した教育環境を整えることで外国籍の子どもが地域の生活者となり、多文化共生に関する市民の意識も向上していく。また、海外では、社会の分断を防ぐ見地から公用語を母語としない子どもの語学力向上に積極的に取り組んでいる。

言葉の力はこの国で生きていく力そのものであり、学ぶ場所の環境整備は政治に課された使命なのではないか。

塩田　博昭　君（公明）

本調査会の参考人質疑では、困難を抱える人々を支援するための制度や体制が不十分であるとする多くの意見が出された。例えば、自殺防止の相談に取り組む団体では相談スタッフが絶対的に不足しており、また、リカレント教育を進めるためのオンライン教育の充実においても多くの課題があることが分かった。このような重要課題に対して立法府は更に努力し、一人一人が支え合う新しい福祉や共生社会づくりを進めることが必要と考える。

コロナ禍の影響で生活に困窮するひとり親世帯等に対して国からの給付が行われてきたところであるが、ＤＶ被害等の理由で避難しているような家庭への支援は難しい。離婚できないことでひとり親と認められない家庭は制度のはざまで支援を受けられずに苦しんでいる現実があり、特例として支援ができる制度を検討する必要がある。

本調査会での参考人質疑を踏まえ、福祉面での更なる充実に向けて取り組んでいきたい。

Ⅲ　主要論点の整理

２年目の「困難を抱える人々への対応」についての調査を踏まえ、本調査会における主要論点について、参考人の意見を基に以下のとおり整理する。

【子どもをめぐる課題】

（特別支援教育の体制整備）

◇　特別支援教育における合理的配慮の提供は学校現場においても進んでいるが、課題も残されている。体制整備については、特別支援教育コーディネーターを、学級担任との兼任ではなく専任で配置するほか、特別支援教育に携わるスタッフの充実を図るべきである。また、特別支援学校の施設や設備の充実、特別支援学級の編成の見直し、地域の関係機関との連携強化が必要である。

（就学相談の充実）

◇　多様な学びの場の中から、就学先を主体的に選択できることが重要である。そのため、早期からの就学相談と十分な合意形成を経て就学先を決定する必要があり、就学後においても、子どもの状態を勘案して柔軟に転学できるようにすべきである。また、就学相談においては、障害についての専門性、教育機関や支援機関についての知識に加え、保護者の心理を酌み取るスキルを備えた適切な人材を確保する仕組みが必要である。

（特別支援教育に携わる教員の専門性向上）

◇　教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状を取得しやすい環境整備を行うとともに、発達障害に関する教育の領域を含めた新たな免許状を創設すべきである。さらに、臨床発達心理士等の民間資格の活用も検討する必要がある。また、学習用端末（タブレット）を有効に活用するため、指導方法等の研究を進めるべきである。

（障害者理解教育等の推進）

◇　インクルーシブ教育では、同じ場で共に学ぶことが重要であるが、特別支援学校等との交流や共同学習の時間が十分に確保できていない。障害者について理解を進める学習とともに、高齢者や外国人など、多様な個人を尊重するための学習を全学年で系統的に行うことが不可欠である。

（性被害を防ぐための取組）

◇　性被害の予防策としては、性的同意に関する知識の普及（一次予防）、支援先や避妊についての知識の普及、緊急避妊薬の入手方法の改善、性感染症の検査や治療（二次予防）、妊娠やトラウマへの適切な治療やサポート、二次被害を生まないための社会への啓発（三次予防）が重要である。

（性被害を受けた子ども等への支援）

◇　性被害の経験は若年層に多く、若者に寄り添う相談機関や支援の充実とその周知が必要である。また、家庭が安心、安全な居場所ではない場合に一時的に避難できる場の拡充が求められる。

（性教育の充実）

◇　性教育に関する日本の学習指導要領は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスと比較して、ジェンダー平等、性の多様性等の観点が不足しており、科学と人権に基づく包括的性教育を実現するための見直しが必要である。また、全ての子どもに性の学習機会を保障するため、家庭と連携しながら、学校を中心とする性教育の基盤づくりを進めるとともに、正しい性情報をＳＮＳ等によって発信することが求められる。

【外国人をめぐる課題】

（多文化共生社会の実現）

◇　これまで政府は、外国人を人間としての存在から切り離した労働力として受け入れ、いずれ帰国する前提で施策を講じてきた。既に多くの外国人が日本で長期間生活している中で、外国人に対する人権侵害、誤った認識の広がりやヘイトスピーチが起こっている。日本社会を今後も成り立たせるためには、外国人を社会の担い手として受け入れることが不可欠であり、多民族・多文化共生社会を実現するための政策が求められている。

（日本語教育の充実）

◇　日本で生活する外国人の中には、日本語を聞いて理解できるが、読み書きは困難である人も多く存在する。日本語の習得機会を充実させるとともに、「やさしい日本語」やローマ字表記を活用した情報提供を進める必要がある。

◇　日本語の習得は、就学や就労を始め、日本で外国人が生活する上で重要であるにもかかわらず、現状ではボランティアによる支援に依存している。特に、外国人の子どもの円滑な就学が課題であることから、学校において、専門家による日本語教育の機会を提供する体制整備を、ＩＣＴの活用を含めて進める必要がある。また、就労に関しては、職業訓練のコースに日本語の習得を組み込むことが考えられる。

（子どもの教育機会の保障）

◇　日本で育つ外国人の子どもは、いずれ日本社会に定着していく可能性が高いにもかかわらず、不就学である場合が多いなど教育機会が十分確保されていないことから、国籍を問わず子どもの就学を義務化すべきである。また、確実な就学のため、教育と医療・福祉分野が連携し、あらゆる機会を捉えて必要な情報提供を行うとともに、多文化ソーシャルワーカーの育成、活用を進める必要

がある。

（既存の社会資源の多文化対応）

◇　外国人の子どもの就学や教育に関する支援については、居住地や学校によって取組に格差が生じることのないようにする必要がある。教育や福祉等の行政サービスのみならず、子ども食堂、無料の学習支援、地域若者サポートステーション等による自立・就労支援などの取組を外国人の子どものセーフティネットとしても活用できるようにするため、実務者への多文化対応の研修等を進めるべきである。

（外国人労働者の受入制度の見直し）

◇　政府は非熟練の外国人労働者は受け入れない方針を掲げているが、事実上、多くの技能実習生や留学生が労働に従事している。外国人労働者の人権や権利を保障する制度を構築した上で、労働者が不足している様々な分野において非熟練の外国人労働者の受入れについて議論できるようにすべきである。

◇　技能実習制度については、送出機関であるブローカーの中間搾取や技能実習生への人権侵害を始め指摘されている多くの問題を早急に解決する必要がある。また、特定技能制度を一層適正化するため、日本と送出国の二国間協定に基づくハローワークを創設して悪質なブローカーを排除するとともに、特定技能２号へ移行できる職種を増やすことが求められる。

【新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響】

（商店街活性化のための支援）

◇　地域の商店街と中小小売商業者は、地域住民の日々の生活を支えるだけではなく、災害時の支援、雇用機会の提供、地域文化の伝承など地域社会が抱える様々な課題に取り組んできたが、予算や施策等が手薄になっていく傾向がある。

商店街が果たしている役割の再評価とともに、商店街の利用につなげるための支援策を講ずる必要がある。

（新型コロナウイルス感染症への対策）

◇　コロナ禍における消費の落ち込みによって商店街は厳しい状況にあり、感染症の拡大防止と事業経営の安定化の両立が必要である。特に、影響の長期化を視野に入れ、官民金融機関による特別融資等の支援の継続、強化が必要である。また、感染収束時には、Ｇｏ　Ｔｏ 商店街事業、プレミアム商品券事業等の需要喚起策のほか、集客を伴うイベント等への支援が求められる。各商店街や個店の努力には限界があり地域の実情を踏まえた施策を講ずる必要がある。

（フリーランスのライフリスクへの対策）

◇　フリーランスの社会保障については、出産、育児、介護のほか、健康、長生きなど誰もが抱え得るライフリスクに対するセーフティネットが、会社員と比較して非常に手薄であることが最も重要な課題である。フリーランスが加入する国民健康保険には傷病手当金の制度がないことから、法人化を行わなくても健康保険組合に加入できることとするほか、労災保険への加入、失業保険に相当する給付などについての検討が必要である。

（働き方の多様化に即した社会保障の在り方）

◇　自律して働きたい人や企業に属した形では働き続けられない人のほか、高年齢者雇用安定法の改正により業務委託された元会社員の高齢者が、フリーランスとして働くことも増えると予想される。また、コロナ禍でのテレワークの普及や副業希望者の増加により、会社員とフリーランスの境界も曖昧になっていく。このように働き方が多様化する中で、全ての働く人が同等に負担し、利益を享受するセーフティネットの構築が必要である。

（普遍主義的な社会保障制度）

◇　企業等に属しない働き方の増加や、ＡＩ等の導入による雇用の不安定化が予想され、既存の社会保障制度が時代に適合できなくなってきている。そこで、普遍主義的な社会保障制度の検討が必要であり、国から最低限の生活費を無条件で全国民に一律に給付するベーシックインカムが一案として考えられる。なお、ベーシックインカムを導入する場合には、既存の社会保障制度を全て残した上で徐々に制度の取捨選択を行っていくという選択肢もある。

◇　普遍主義的な社会保障制度として、教育、医療、介護や住居などの生活上必要なサービスを低廉又は無償で提供するベーシックサービスも考えられる。しかし、困窮者のニーズは当事者が最も分かっていることから、まず現金の給付を基礎とした上で、政府が直接提供した方が望ましいサービスについて補足的に検討していくことが考えられる。現金給付は、その使途について懸念があるが、海外での実証研究によれば堅実な使い方がなされている。

（コロナ禍における給付金）

◇　令和２年の特別定額給付金の給付は、コロナ禍において困窮者を漏れなく救済しようとする政策で、少なくとも追加の実施が望ましい。自粛要請等による消費の減少で一次的不況が発生し、これが企業の減収、給料の減少による家計の減収や失業につながり、消費が抑制されて二次的不況に陥るという循環がつくられると長期デフレ不況へ突入してしまう。二次的不況は企業や家計への給付等で対応ができることから、積極的な財政政策がこの危機の回避につながる。

【社会的孤立をめぐる課題】

（フレイル・認知症対策のための社会参加）

◇　フレイル・認知症対策としては、栄養、運動、社会参加の総合的な対応が求められるが、鍵となるのは社会参加である。その段階は重層的であり、社会的

役割を果たせる上位層の活動への参加が望ましい。最上位の活動である就労については、高齢者が報酬のみを目的とせず、感謝され、生きがいを持つことに加え、雇用主や現役世代の同僚、地域社会にとっても有益であることが重要であり、例えば地域での福祉領域で働くことが推奨される。

（多世代交流ができる社会参加の場の整備）

◇　就労以外のボランティア活動等への参加もフレイル・認知症対策として重要な意義を有することから、地域でつながりを持てる多種多様な通いの場をできるだけ常設で数多くつくっていくことが課題である。また、そのような社会参加の場を盛り立てて継続していくためには、多世代が共生できる仕掛けが必要となり、それが持続可能な地域づくりにつながる。

（ひきこもり支援の在り方）

◇　ひきこもりの人は現行の支援制度のはざまに落ちてしまっていることから、生活の困窮ではなくつながりの困窮への支援として捉え、当事者の心情に丁寧に寄り添い、就労や自立ありきではない多様な選択肢を示す必要がある。また、ひきこもり支援を多様な個々人の幸せに寄り添っているかという観点で認証・評価する仕組みと担当組織の創設が求められる。

（ひきこもりの人の家族への支援）

◇　本人との唯一の接点である家族への支援が重要であり、本人との接し方を助言できる人材の確保のほか、家族会の立ち上げに結び付く場を行政が主体となって設けることが望まれる。

（ひきこもりの人の居場所の整備）

◇　ひきこもりの人が自宅以外で安心できる居場所の整備が求められる。また、コロナ禍によりオンラインで自宅に居ながら社会とつながる機会が増えていることをいかし、社会とつながり続けることを支援していくことが重要であり、

オンラインでの仕事の充実、生活できる程度への報酬の引上げ、パソコン等の環境整備への取組が望まれる。

（ヤングケアラー支援の在り方）

◇　家族のケアは家族で行うとする社会の圧力が強い一方、大人はケアを度外視して働かざるを得ず、その結果、子どもが成長過程で不適切な水準のケアを担い自らの健康、教育、成長が脅かされている。制度のはざまにあって支援につながっていないため、学校はヤングケアラーを見付け、専門職が出向いて話を聞き、学校が支援先につなげていく必要がある。また、ヤングケアラーの問題に一元的に対応する独立した部局の設置が求められる。

（ヤングケアラーへの情報提供と負担軽減）

◇　ヤングケアラーの概念や子どもの権利について子ども自身に分かりやすい方法で周知することが重要である。また、家庭では子どもがケアに向かうことを止める力は働きにくいことから、子どもやケアについて理解している第三者のアセスメントによりケアを制限し、他の支援に委ねることを促す仕組みも必要である。子どもがケアを担う状態は家族の病気や障害に対する支援が十分でない場合に発生することから、介護体制の充実も求められる。

【生活基盤の安定に向けた課題】

（養育費の確保に関する法制の整備）

◇　養育費の確保は子どもが健やかに成長し発達する権利の保障に不可欠であり、未成熟の子に対する扶養義務や養育費に関する法的根拠を民法上明確に規定すべきである。また、養育費について、協議離婚に際しての合意形成、確実な支払及び安全かつ簡易な手続による確保ができるよう立法措置を含めた取組を進める必要がある。

◇　養育費についての合意形成を促すためには、離婚届を受理する窓口となる地方自治体において相談支援や情報提供を行うことが求められる。また、協議離婚制度を見直し、ＤＶやストーカー等の切迫した状況に置かれている場合を除き、養育費についての取決めを義務化することも考えられる。

（養育費の確保に向けた国の関与）

◇　養育費の算定について国が基準を定める必要がある。養育費の決定や変更に当たり考慮すべき事項を明確に定めるとともに、標準的な養育費の目安を自動的に算定するツールを整備すべきである。また、国に養育費の履行確保を支援する専門部署を設置し、養育費が未払の場合、緊急支援として国から給付を行うとともに支払義務者への強制徴収を行う制度を検討すべきである。

（女性の就労支援の在り方）

◇　女性の就労支援に当たっては、結婚や出産による離職を経た再就職だけでなく、キャリア形成のための転職など多様なキャリアパターンがあることを踏まえる必要があり、職業訓練制度やリカレント教育課程を始めとする支援制度の周知、充実、費用負担の軽減が求められる。

◇　リカレント教育課程は、女性のスキルアップや非正規雇用の女性の新たなキャリア形成など多様なニーズに応えるものであり、専門性を身に付けた人材を積極的に活用していくことは日本全体の生産性向上や多様性を高めることにつながる。

（多様な働き方ができる環境の整備）

◇　新型コロナウイルスの感染拡大は女性の非正規労働者に深刻な影響をもたらしており、推進されているテレワークも女性の方が実施率は低くなっている。その背景として、日本の労働市場に多様な働き方ができる環境が整備されていないことがあり、女性の再就職やキャリア形成の障壁ともなっている。多様な

官　報　（号　外）

働き方を実現するためには、短時間勤務の導入など正社員の働き方の見直しが不可欠であり、社会保障制度の見直しやセーフティネットの拡充も必要となる。

（子どもの自殺対策）

◇　コロナ禍において子どもの自殺が増加し一層深刻化している。子どもの自殺対策として、実態の徹底的な解明、助けを求める方法の学校での教育、ＩＴを活用した自殺リスクを早期に察知するツールの導入、自殺リスクを抱えた子どもを把握した学校に対し助言を行う専門家チームの設置が必要であり、全国的に取組を進めることが求められる。

◇　自殺リスクを抱えた未成年者の情報を、例外的に本人の同意がない場合でも関係者が速やかに共有し、自殺防止に向けた適切な支援を行えるようにするための法的枠組みを早急に整備する必要がある。

（自殺に関する相談体制の充実）

◇　自殺に関する相談には繊細な対応が求められることから、高いスキルを持つ人材を確保しなければならず、相談への対応率を高めるためにも、人材の育成が不可欠である。自殺相談の体制を充実するため、民間団体の相談支援活動に対する厚生労働省の補助の在り方やＳＮＳ相談に対応する相談員の認定制度の創設などを含めた検討が求められる。

調査報告書

原子力等エネルギー・資源に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

令和三年六月二日

資源エネルギーに関する調査会長　宮沢　洋一

参議院議長　山東　昭子殿

令和３年６月

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告
（中間報告）

参議院資源エネルギーに関する調査会

官　報（号外）

目　次

第１　調査の経過 …… 1

第２　調査の概要 …… 3

１　参考人からの意見聴取及び主な議論 …… 3

（１）地域偏在など資源を巡る国際動向（令和３年２月10日）

意見の概要

東京大学大学院工学系研究科教授　縄田　和満　参考人 …… 3

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社
持続可能社会部長・上席主任研究員　清水孝太郎　参考人 …… 6

三菱商事株式会社常務執行役員天然ガスグループＣＥＯ
西澤　淳　参考人 …… 10

主な議論 …… 16

（２）資源開発の新たな可能性（令和３年２月24日）

意見の概要

東京大学名誉教授　山冨　二郎　参考人 …… 36

早稲田大学理工学術院教授　所　千晴　参考人 …… 41

東京大学副学長・生産技術研究所教授　岡部　徹　参考人 …… 46

主な議論 …… 51

官　報（号外）

（３）コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策
（令和３年４月21日）
意見の概要
京都大学名誉教授
公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー
松下　和夫　参考人 …… 68
東京大学公共政策大学院特任教授　有馬　純　参考人 …… 73
東北大学東北アジア研究センター・同大学院環境科学研究科教授
明日香壽川　参考人 …… 79
主な議論 …… 85

２　政府に対する質疑 …… 107

３　委員間の意見交換 …… 124

第３　主要論点別の整理 …… 134

鉱物資源の安定供給等 …… 134
気候変動とカーボンニュートラル …… 140

第１　調査の経過

参議院資源エネルギーに関する調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会（臨時会）の令和元年10月４日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事懇談会等における協議を経て、「資源エネルギーの安定供給」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の１年目においては「エネルギーの安定供給」を調査項目として取り上げて調査を行い、令和２年６月10日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の２年目においては「資源の安定供給等」を調査項目として取り上げて調査を行うこととした。

第204回国会（常会）においては、令和３年２月10日、地域偏在など資源を巡る国際動向について、参考人東京大学大学院工学系研究科教授縄田和満君、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社持続可能社会部長・上席主任研究員清水孝太郎君及び三菱商事株式会社常務執行役員天然ガスグループＣＥＯ西澤淳君から、２月24日、資源開発の新たな可能性について、参考人東京大学名誉教授山冨二郎君、早稲田大学理工学術院教授所千晴君及び東京大学副学長・生産技術研究所教授岡部徹君から、４月21日、コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策について、参考人京都大学名誉教授・公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー松下和夫君、東京大学公共政策大学院特任教授有馬純君及び東北大学東北アジア研究センター・同大学院環境科学研究科教授明日香壽川君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

次いで令和３年５月12日、これまでの参考人からの意見聴取等を踏まえ、レアメタルを始めとする鉱物資源をめぐる国際情勢、鉱物資源に関する日本の安全保障、新型感染症の感染拡大を起因とするエネルギー情勢の変化、カーボンニュートラル実現に向けた施策等について、江島経済産業副大臣及び笹川環境副大臣から説明を聴いた後、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、同日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、国際動向を踏まえた資源の安定供給確保は上流から下流まで抜かりのない政策手段を組み合わせた戦略的取組による必要性、日本の国力維持・向上及びカーボンニュートラル実現のため原子力の最大限の活用に方針転換する必要性、鉱物資源の適切かつ安定的な調達のため資源調達先の多角化と資源自給率の向上に直結する資源リサイクルの必要性、商業ベースに乗るような資源回収・リサイクルシステムの早期確立の必要性、カーボンニュートラルに向けた電源構成において再エネ割合増加に伴う電気料金の負担増に係る国民参加の対話型議論の必要性、資源産出国の環境や人権への配慮のための国際ルール策定に日本が主導的役割を果たす必要性、カーボンニュートラルは原発ゼロと省エネ推進及び再エネの飛躍的普及で実現する必要性等について意見が述べられ、これらを受けて主要論点別の整理を行った。

第２　調査の概要

１　参考人からの意見聴取及び主な議論

（１）地域偏在など資源を巡る国際動向（令和３年２月10日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

東京大学大学院工学系研究科教授　　縄田　和満　参考人

本日は、私が30年ほど取り組んでいる、レアメタルを中心とする鉱物資源の安定供給に関して意見を述べる。

まず現状について簡単に報告すると、資源・エネルギーに関する政策として「新国際資源戦略」が新たに策定され、実行主体である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）に係る法改正が行われている。レアメタルに関しては、更なる需要拡大が予想される。また、中国による寡占が進んでおり、輸出禁止という事件が実際に起きている。

レアメタルには特に地域偏在性が強いものが存在する。二次電池等で非常に重要なコバルトは、全世界で十数万tしか使われていないが、その半数は、政情が不安定で、人権問題等で騒がれているコンゴ民主共和国に依存している現状がある。また、レアアースの製錬等では圧倒的に中国の割合が大きい。レアアースを含むレアメタルは数十種類あり、全世界における使用量は、多いもので二百数十万t、少ないもので数十tであるが、正に産業のビタミンとなっており、これらがないと多種多様な製品が作れない。

鉱物資源は価格変動が非常に激しい。最近、コロナ危機で大きく落ち込んだが、特に中国の需要復活に伴って上昇している。事情次第で価格が２倍、３倍、物によっては10倍になることもある。加えて、ロンドン金属取引所（ＬＭＥ）等のきちんとした市場が存在するベースメタルとは異なり、レアメタルの価格は、メタルブリテン社やメタルズウイーク社等からの聞き取りによって決まるような

実態がある。つまり、市場がまだないかあるいは未成熟という事情があるため、価格も非常に上下することになる。金属鉱物資源に関する新型コロナウイルス感染拡大のこれまでの影響は、ベースメタルについては大きな障害が予想されており、レアメタルについては現状では比較的需要が緩んでいるが、何が起こるか分からない。リチウム、ニッケル、コバルト等については、先述のように、資源国の偏りだけでなく、製錬も中国に偏っているという現状がある。一国の政策、さらには資源国等で内乱等が発生した場合、世界中の供給に大きな影響が出ることになる。

また、現在、米国と中国の関係が問題になっているが、将来、それがかなり影響していく可能性があることを指摘しておく。中国では、一斉に規制を緩めたことで生産過剰になっており、再び国家管理に戻そうとしている。

さらに、今後はレアメタルのリサイクルの取組も必要である。ただし、技術的には鉱石を取り出すのと同じであるため、製錬所がないと日本でリサイクルができないこととなるが、レアメタルを含む製品を他国で製錬するのでは、安全保障・安定供給の上で、ほとんど役に立たない。

次に、国際エネルギー機関（ＩＥＡ）の報告書「Global EV Outlook 2018」では、今後レアメタルの需要が大きく伸びると予想されている。同報告書によると、2017年には100万台以上の電気自動車（ＥＶ）の新車が発売され、その半分以上は中国におけるものであったが、路上で使用されているＥＶは300万台を超えて、2016年より50％増加したとのことである。電池の価格は低下傾向にある。また同報告書では2017年当時におけるＥＶ等の増加予測を行っているが、その後のカーボンフリーやカーボンニュートラルに向けた動向や、日本を含む世界各国がＥＶやプラグインハイブリッドカー（ＰＨＶ）への転換を始めたことにより、恐らくＥＶ等の増加はこの予測よりもずっと多いと予想される。つまり、レアメタルや必要な金属類を確保できず、カーボンニュートラルの実現のためのＥＶをそもそも造ることができなくなるという問題が世界中で起こることが予想される。

では、具体的にどの程度必要かに関して、代表的なベースメタルである銅の需要について予測した研究を用いて説明したい。

内燃機関を用いる普通の自動車における銅の平均的な使用量は23kg、ハイブリッドカー（ＨＶ）で40kg、ＰＨＶで60kg、ＥＶで83kgである。現在主に販売されている普通のガソリン自動車がＥＶ等に換わると、銅の使用量は４倍になる。また、銅のようなベースメタルで比較的自由に取引されているものでも、世界全体の使用量は2008年の1,811万tから2017年の2,346万tに増加した。

そして、ここからは私の予想だが、これまでどおり自動車等についての構造変化がないと仮定したとしても、各国の経済成長により、2030年の銅需要は10％ほど増加する。問題は、ＥＶ等の導入でどれほど増えるかである。この研究は2019年４月に実施したものなので、現在の想定より一桁少ない予想となっているが、それによって銅のようなものでも５％程度増加すると考えられる。更に言えば、コバルトのような世界で十数万tしかないものが、ＥＶのために世界中で使われるようになると、よほどの新技術が出てこない限り、桁が違うぐらい足りなくなることになる。

また私は2008年の秋頃に執筆した論文において、中国がレアメタルの供給を政治のカードとして切ってくることを論理的に説明し、その経済的影響を調べた。当時、日本のレアアースの中国依存度は既に100％近くになっていた。レアアースは金属的にはそれほどレアではないが、中国の廉売によって他国の鉱山が潰れたために中国が独占するに至ったという歴史がある。今後再び中国以外で探鉱を始めても同じようなことが起きる可能性がある。また、中国以外での探鉱も必要だが、製錬技術を中国が押さえている限り状況は変わらず、そこがネックになってしまうことがある。これに関連して、世界貿易機関（ＷＴＯ）の紛争解決制度は、これまで輸入規制を主に扱ってきたが、中国の輸出規制に関して世界各国からＷＴＯ協定違反ではないかとの議論があり、2009年に訴訟になって上級委員会で審理され、最終的に訴えた側が勝訴した。さらに、レアアースに関する輸出規制に関し日本が2012年に初めてＷＴＯで中国を訴えた訴訟があるが、こちらも中国の規制がＷＴＯ協定違反と判断された。

レアメタル等を中心とした資源の安定確保に関する指針としては、まず上流権

益の確保がある。当然それとペアになるのが資源国との友好関係・互恵関係である。また、資源輸出に関するＷＴＯ等による国際的な枠組みの導入や技術開発が必要になる。レアメタルは副産物として回収されることが多く、その経済的な回収のための技術を確立していかなければいけない。これは、裏を返せばリサイクルということになる。さらに、価格決定メカニズムを含めた市場環境の整備、最後に備蓄ということになる。

国際的な枠組みについて簡単に説明すると、今までは関税及び貿易に関する一般協定（ＧＡＴＴ）第20条g号の天然資源に関する保存が問題となっていたが、昨今の状況からすると、資源国が、軍備に使われる可能性があるとして、同第21条の安全保障例外を持ち出してくるおそれがある。現在、民生品と軍事品の境がほとんどなくなっているので、この安全保障例外を持ち出された場合にどうするかについて、日本がそれなりに国際的発言力を持つため、事前に対策を取っておくべきである。

これに関連して、当然ながら、日本の唯一かつ最大の資源である人材の育成が必要になり、特に私のような大学人にとっては重要になる。今までは人材というとどうしても技術部門が多かったが、国際交渉での枠組みづくり等に積極的に参加できる人材が必要である。

最後に、レアメタルの備蓄に関しては、私も委員を務める総合資源エネルギー調査会の資源・燃料分科会で見直しを行っている。

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
持続可能社会部長・上席主任研究員　　清水　孝太郎　参考人

国際希土類工業協会のメンバーであり、国際標準化機構（ＩＳＯ）の循環型経済とレアアースの二つの専門委員会委員を務めている経験を踏まえ、レアメタルを事例にして説明する。

レアメタルは少量ながらも様々な用途に使われており、それがなければ製品として完成しないというものであり、産業のビタミンとも呼ばれている。レアメタルは和製英語だが、次第に外国でも使われるようになってきている。レアという

言葉の意味どおり、地球上の存在比で見るといずれも極めて少量しかない。

ただ、レアアースは科学的にはそこまでレアではない。その元素の存在比を見ると、亜鉛やコバルト等と希少性はそれほど変わらず、レアアースより希少性が高い元素は多くある。レアアースは、その名が与える印象とは異なり、実は地球上に大量に存在する。レアアースの供給量が限られている理由は、副産物として排出されるトリウム等の放射性物質の処理が大変なため、採掘が難しいことにある。

日本は資源の大半を海外からの輸入に依存しており、資源の重要度を評価するクリティカリティ評価を行っている。同様の評価は欧米でも行われている。グラフの縦軸に供給リスク、横軸に産業上の重要度、つまり供給が途絶えた場合の日本経済に与えるダメージ（脆弱性）を取り、グラフの右上にあるものがより重要度が高く日本経済にとってインパクトが大きく大事なものであることを示している。より実態に即した新評価方式での結果を見ると、自動車産業の切削加工に不可欠なタングステン、光ファイバーや半導体に不可欠なゲルマニウム、そして自動車の排ガス触媒に用いられる白金が右上に並ぶ。

このグラフの原点からの距離をクリティカリティ強度として順番に並べると、一見カントリーリスクが余りない印象のアルミニウムは、自動車や様々な日用品に使用されており、重要度は大変高い。そのほか、白金、飛行機の材料等に使われるチタンといったクリティカリティ強度が高いものが見えてくるが、従来のクリティカリティ強度の観点には入っていないもので、最近盛んに言われているものに、安全保障がある。

特に米国地質調査所（ＵＳＧＳ）では、中国やロシア等を意識した非連携国に依存する資源の割合を25％まで下げるという具体的な目標を掲げている。また日本でも、防衛白書において、中国、ロシア、北朝鮮、イランを脅威であるとする表記もある。脅威国であるこの４か国からの調達が25％以上を占めるものを見ると、アルミニウムはロシア等からの輸入が多く、マグネシウム、タングステンは中国に依存、またリチウムイオン二次電池の一部の材料やフライパンのテフロン加工の材料に使われるフッ素も中国依存である。さらに、触媒となるバナジウ

官　報（号　外）

ム、自動車の排ガス浄化触媒となるパラジウムがあり、これらは環境規制を満たすために不可欠で、少量ながらも重要性が高い資源である。これを安全保障の観点から分類したものを見ると、脅威国からの輸入割合が多くて安全国からの輸入が少ない、つまり脅威国以外に頼る先がない資源に注意する必要があることが分かるが、いずれも中国に依存していることが特徴的である。代表的なものが、レアアース、タングステン、フッ素、難燃補助剤としても使われるアンチモンである。またロシア依存が高いものにパラジウムがある。以上のものが非常に重要度が高い資源である。反対に、関係国と連携しながら今後も安定的に供給確保できると見られる資源もあり、銅等のベースメタルに比較的多い。

日本の鉱物資源の輸入シェアを見ると、多くの資源、特にレアメタルについて、脅威国とされる中国に依存していることが分かる。逆に安全国からの輸入は特定の資源に限られている。

輸入依存度が高いならば、違う国に振り替えればよいという考えもあろうが、日本にとって新しい購買先になり得る国を含めて考えても、やはり中国に依存している元素が依然として多く、特にレアメタルでは多いことが分かる。そうであるならば、新しい鉱床を開発すればよいのではないかという考えで、まさにＪＯＧＭＥＣや資源エネルギー庁が海外での権益獲得のために取り組んでいる。埋蔵量の分布を見ると、安全国でも脅威国でもない国が少し増えてはいるものの、幾つかの元素は依然として脅威国に集中している。このため、抜本的な対策を取らない限り、常に安全保障上のリスクを抱え続けることになる。

このようにいずれの元素も中国との関係が大変深いが、特にレアアースについては、中国は鄧小平の頃から「中東に石油あり、中国にレアアースあり」として寡占・独占を進め、中国の強みを出す産業構造に変えていく政策を長年行ってきた。尖閣諸島中国漁船衝突事件の後に中国政府が実施したレアアースの輸出規制も、中国の一連の戦略、政策方針の延長線上にあった。

レアアースに係る自由貿易をゆがめるような中国の行いに関しては、ＷＴＯにおける訴訟を経て改善された。しかしその裁定が出た頃に、中国からＩＳＯの中でレアアースに関する国際ルールを作っていこうという提案が出された。このように、中国は市場ルールの中で影響力を高めようとしていると思われる戦略を新たに打ち出してきている。この国際標準化を含め、鉱物資源を取り巻く各国の動向を見ても、資源、循環経済、環境規制の話等様々なものが交ざり、正体が分からないところがある。私の経験からは、輸出管理の強化、サプライチェーン再構築、国際標準化の三つの観点が、大事なポイントになると思われる。このサプライチェーン再構築とは、自分の経済圏内で雇用を増やす、技術力を高めて競争力を高めるなどをいい、輸出管理強化とは異なる意味合いである。

鉱物資源分野で大きな鍵となるのは、中国、日本、欧州、米国、豪州、カナダの６か国である。まだ中国が経済的に発展しておらず日本への輸出を重視していた頃は日中レアアース交流会議があったが、それも途絶え、今は日米欧三極クリティカルマテリアル会合という政府間の議論の場がある。

ここからは視点を変えて、資源の安定供給（利用）に向けてという観点を紹介する。今回のコロナ禍による影響、また、より少ない資源で豊かな生活を送ろうとする循環経済という考え方が出てきているが、これまでとは必要となる資源の種類・量が変わってくる。今後生まれてくるこれまでとは異なる傾向の資源需要に注目しなければならないという意味で、循環経済の動きを紹介したい。

我々人類は今まで、資源を大量消費することで利益を生み出し、国全体では国内総生産（ＧＤＰ）の拡大に結び付けてきた。しかし、そのままでは次々と資源を消費し続けなければＧＤＰが上がらない、豊かにならないということになる。そこで国連環境計画（ＵＮＥＰ）は、経済発展と資源消費を切り離すデカップリングによって循環経済社会に変えようと取り組んでいる。ＩＳＯでも循環経済の国際ルールが議論されており、資源の消費量や採掘量を減らしながら、企業の利益、国のＧＤＰを上げていこうという取組が重視されている。

従来のビジネスと循環経済型ビジネスの相違は、前者は一株式会社の中で利益をいかに最大化するかという観点に立つもので、後者は、サプライチェーン横断的に、資本横断的に物をうまく回しながら、すなわち、物が工場から出荷された後も効率よく使われるような仕組みを作りながら、かつユーザーの満足度が高くなるなど付加価値の拡大を促すものと言われている。

特にアフターコロナは循環経済型ビジネスの契機となる。社会では確実に消費が分散化し、集まっての消費活動から、自宅や、都会以外での消費が増えてくると思われる。製造業においても、限界はあっても分散化は進んでいく。その結果、必要とされる資源の量・種類が従来どおりではなくなってくる可能性がある。この変化に対応するのが循環経済型ビジネスであると考える。

このように、生産、消費の分散化が進む社会にも対応できるビジネス形態に変化する必要があり、それに伴い必要となる資源も変わるものと予想される。これらの変化に対して鍵となるのは、物理的に離れているような人々、会社をつなぐＩｏＴと考える。

資源のない日本にとって、資源の安定供給は大変重要な課題であるが、それだけを追いかけていたのでは、製造業等は産業の変化に対応できない。コロナ禍を一つのきっかけとした産業の変化に応じて、資源の調達というものを改めて考え直す必要がある。

三菱商事株式会社常務執行役員天然ガスグループＣＥＯ　　西澤　淳　参考人

総合商社における天然ガス、液化天然ガス（ＬＮＧ）事業の責任者という立場から、カーボンニュートラルの実現に向けた天然ガスの役割について述べる。

前半はグローバルなエネルギー消費の概観を整理し、後半は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の17の目標のうち、エネルギーと特に関係が深い貧困、健康、環境という三つのテーマの解決に向けて天然ガスが果たすべき役割や政策支援について述べる。なお、天然ガスも化石燃料であるにもかかわらず、その利用を継続させて利益を得ようとしているのではないかとの批判が一般の方から出されることが最も困ることである。我々としては、エネルギー消費の現実やテクノロジーの進化のスピード等を見極めながら、できる限り迅速にカーボンニュートラルを実現することが重要と考える。同時に、いかにコストを現実的に下げながら目標達成を着実に進めるか、地に足が着いた議論が必要と考える。

世界の一次エネルギーの供給量は、原油換算で日量３億バレルである。バレルという単位は約159ℓのたるを指す。これは昔、たるで原油を運んでいたことに由

来する。すなわち世界では毎日３億個の原油のたるに相当する一次エネルギーを消費していることになる。その内訳は、石油が全体の３分の１の１億バレル、石炭が４分の１の7,000万バレル、天然ガスが５分の１の6,000万バレルであり、以上の化石燃料が現在も８割を占めている。

バイオマスは８％であるが、この中には薪や牛糞等の原始的な燃料が含まれる。途上国ではいまだにこうした燃料が生活の中で利用されており、深刻な健康被害を引き起こしている。これを入れれば、世界の一次エネルギー消費量の９割近くが、燃やすとCO_2が排出される燃料によるものである。

再エネは過去20年間で約４兆ドルの投資が行われたが、いまだに一次エネルギー供給量の３％に過ぎない。コスト削減が日進月歩で進んでおり、今後大きな伸びが期待されるが、それには莫大な投資が必要となる。また再エネが伸びるほど自然頼みであるがゆえの間欠性という弱点が露呈し、これを補うための蓄電池の技術開発に莫大な投資が必要となる。

世界第５位のエネルギー消費国である日本の消費は日量約800万バレル、世界の３％弱である。再エネが大分増えてきたとはいえ、化石燃料の割合は84％と、世界と同等かそれ以上である。人類は一日に３億個のたる分のエネルギーを消費しており、その約９割が化石燃料等のCO_2を排出するエネルギー源である。カーボンニュートラルの実現は、人類がいまだに挑戦したことのない壮大なプロジェクトであり、そうであるからこそ、この達成に向けてしっかりとした道筋を持たなければいけないと考える。

今後の一次エネルギー需要はアジアで大きく伸びる見通しである。アジアの経済成長なくして日本も世界も成長はないと言っても過言ではない。アジアの経済成長を支えるエネルギーをいかに確保し、同時にカーボンニュートラルに向けた歩みを着実に促すことができるかが問題だと考える。

ＩＥＡによる、今後10年間の一次エネルギー需要増減見通しに関する資料を見ると、日本と欧州は省エネの効果もあり、エネルギー消費自体の減少が見て取れる。また化石燃料消費も石炭を中心に減少する。

一方、中国、インド、その他アジア諸国については、石油と石炭は中国で横ば

いか微減だが、インドやその他アジア諸国では大きく伸びると予想される。再エネ等も拡大するが、経済性、技術、インフラ等の点で克服すべき課題は多く、今後も石炭、石油、天然ガスに依拠せざるを得ない実情が見て取れる。

世界の一次エネルギー供給の５分の１を占める天然ガスについて、より詳しく述べる。気体である天然ガスをマイナス162℃にすると、液体であるＬＮＧになり、体積が600分の１になる。これを特殊な設備の船で輸送し、再度気化して導管で流して使っているのが日本の天然ガスである。世界の天然ガス需要は29億tで、そのうちＬＮＧは12％の3.6億tに過ぎない。大分成長してきたが、市場としてはまだ小さい。日本は公害対策を主な背景として1969年にアラスカから輸入して以来50年以上がたち、現在は世界最大の輸入大国である。ただし中国やインド等のアジア諸国が今後大きく輸入を拡大していくため、恐らく１、２年以内に中国の輸入量が日本を抜くと思われる。

世界のＬＮＧ市場は、今後10年で現在の約3 6億tから約5 5億tへ、２億t成長すると想定されている。その７割を中国、インド、パキスタン、バングラデシュあるいは東南アジア等、特に中国とインドが牽引する。新型コロナウイルス感染拡大の状況下でもこの両国のＬＮＧ需要が大幅に伸びた結果、2020年の世界のＬＮＧ需要はプラス成長を維持した。

以上が、世界の一次エネルギーの概観と天然ガス、ＬＮＧの見通しである。

本日私が述べたいことは、世界のエネルギー需要が大きく伸び、化石燃料も伸び、特にアジアでは石油や石炭の需要も相変わらず伸びることが想定される中で、持続的な経済成長を支えるエネルギーであるＬＮＧの先進国である日本が、今後いかなる役割を果たし得るかということである。

天然ガスの供給促進は、ＳＤＧｓの17の目標のうち、貧困、健康、環境という三つのテーマと深く関わりがあると考える。

まず貧困問題は、ＳＤＧｓの冒頭に掲げられたテーマである。貧困撲滅のための解は経済成長であり、それを支えるためにはエネルギーが必要である。そしてそのエネルギーは合理的な価格であることかつ信頼できることが重要である。この二つの要件を満たすエネルギーは何か。安価で豊富に存在するとされる石炭や

石油との競合が重要であり、発電においても、自動車の燃料、家庭や工場の熱需要を満たす意味でも、天然ガスが最も有効な代替エネルギーだと考える。天然ガスの輸入インフラが不足するアジア諸国では石炭に優位性があるように考えられているが、天然ガスは石炭に十分競合し得る発電燃料である。また、アジアでガソリンやディーゼルの需要が今後大きく伸びていくが、これに代わるクリーンで安価な自動車用燃料としても、天然ガスが急成長している。さらに供給の信頼性を示す資料によると、日本が輸入するＬＮＧの供給国は石油に比べて地域性に富み、また天然ガスは世界中に広く大量に分布している。

二つ目の健康というテーマについては、途上国では硫黄酸化物（ＳＯｘ）や窒素酸化物（ＮＯｘ）の排出が多い。石炭や石油に加え、牛糞や薪等の原始的な燃料がいまだに大量に使われており、呼吸器系の疾患による犠牲者が毎年500万～600万人とも言われている。大気汚染のランキング上位は全てアジアの都市である。これらの都市や国々に、日本が1960年代以降に導入したＬＮＧを導入していくことが最も有効な解決手段であり、喫緊の課題であると考えている。一足飛びに再エネを導入するという考え方もあるが、大規模で安定的な電力供給システムがなければ経済発展や安定した生活への道のりは険しいと言わざるを得ない。

最後に環境問題、カーボンニュートラルの話である。CO_2排出量を比較すると、天然ガスが、ＳＯｘ、ＮＯｘのみならずCO_2排出の面でも石炭や石油に比べて非常に有効であることが一目瞭然である。最新鋭の天然ガス火力発電は最新鋭の石炭火力発電と比べても大幅にCO_2排出量が減少し、半分以下とも言える。

また重要な点として、再エネには間欠性の問題があり、太陽光発電や風力発電等の再エネの利用促進と天然ガス火力発電は不可分である。コストの問題を度外視したとしても、自然を相手にする太陽光発電や風力発電を電力供給の主軸に据えることはできない。蓄電池での補完が理想だが、蓄電池の技術は発展途上であり、コストも含めて、未知のものに依拠するだけではエネルギーの安定供給、再エネの普及はままならない。したがって、現実には緊急時の調整電源としての即応性も含め、天然ガス火力発電を主軸の一角として堅持あるいは拡大することが

必要不可欠である。

再エネと蓄電池だけで、あるいは巷で言われている再エネ電源を利用したグリーン水素だけで、カーボンニュートラル等のＳＤＧｓを達成することは極めて難しく、橋渡し役として現実的かつ最適な解を模索することが必要になる。2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、再エネ拡大に努力を傾注する一方で、天然ガスを活用した現実的な手法を進めるべきと考える。

一つ目は、石炭や石油の消費をできるだけ天然ガスに置き換えていく努力をすることである。

二つ目は、天然ガスやＬＮＧのカーボンニュートラル化を図ることである。天然ガスやＬＮＧの生産と消費の過程で生じるCO_2を地下貯留するＣＣＳ、森林再生等で吸収する植生手法、カーボンリサイクリングで得られるクレジットと相殺し、ＬＮＧ、天然ガスのカーボンニュートラル化を進めるということである。

三つ目は、火力発電のゼロエミッション化である。旧型の石炭火力発電を廃止する方向は当然として、その上で、今後操業を継続する高効率の石炭火力発電に天然ガスから生産されるブルーアンモニアを、あるいは天然ガス火力発電に天然ガスから生産されるブルー水素を、それぞれ混焼して、火力発電のカーボンニュートラル化、ゼロエミ化を図っていくということである。化石燃料のカーボンニュートラル化で重要となるのは、二酸化炭素回収・利用（ＣＣＵ）と二国間クレジット制度（ＪＣＭ）である。海外の天然ガス生産地でＬＮＧやブルー水素、ブルーアンモニアを製造する過程で生じるCO_2を、ＣＣＳにて永久的に地下貯留する。このＣＣＳに関し、様々な実証実験が行われているが、その適地は日本には極めて乏しい一方、海外には多く存在する。したがって、日本としてＣＣＳ適地を海外に確保することが、新たな資源戦略として必要になってくる。具体的な適地は、地層的・政治的な安定性を考慮すると、豪州、米国、カナダ、中東といった地域が考えられる。

加えて、日本の火力発電所から排出されるCO_2を相殺することが必要となる。例えば、森林再生等でCO_2を吸収する植生ＣＣＳ分のクレジットがある。また当社でも投資を行っている、コンクリートにCO_2を封じ込める技術によるクレジットもある。こうしたクレジットと日本で排出されるCO_2を相殺する手法が大事になり、その際必要なのが、ＪＣＭである。これはパリ協定の中で既に強く認識されており、次回の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（ＣＯＰ26）でより具体的な話が行われると理解している。ＪＣＭメカニズムを日本として十分確保していくことが現実的な手法として求められる。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大や油ガス価格下落の影響もあるが、カーボンニュートラルに向けて化石燃料への風当たりが強まってきている中で、2020年に国際石油資本等が軒並み石油やガス開発への投資を大幅に削減し、場合によっては削減を継続するということが起きている。探鉱活動は前年比33％、資源発見量は93％、ＬＮＧプロジェクトの投資決定は94％、それぞれ減少している。こうした状況が続くと、石油同様、特に天然ガス、ＬＮＧの生産が将来的に危ぶまれる。需給がかなり逼迫して価格の大幅上昇というリスクを招きかねない。その意味でも、政策的により強く資源開発を推進していくことが求められている。

以上をまとめると、2050年までのカーボンニュートラル達成は、人類共通の重要な政策目標であり、必達である。一方、３億バレル近い一次エネルギー需要の全てを再エネと蓄電池、あるいは再エネ由来のグリーン水素等で賄うのは非現実的である。技術は開発途上であり、コストが莫大なものになることに加え、それだけに頼ろうとすると時間が足りないことは自明である。目標達成のための現実的な方法とプロセスについて議論、検証し、理解を広めることが、今行うべき重要なことである。そこでの天然ガスの役割は極めて大きい。まずは特にアジアの経済発展を担う途上国で石炭や石油の消費を減らし、ＳＯｘ、ＮＯｘ、CO_2の排出がはるかに少ない天然ガス、ＬＮＧへの転換を進めるとともに、既存の石炭や天然ガス火力発電施設の低炭素化、脱炭素化を進めて最大限有効活用することで、無駄な投資を減らし、目標達成を早め、コストを削減することが可能になる。

こうした構想を支える天然ガス開発のために、ＬＮＧの投資決定を増やしていかなければならない。急速に需給が逆転した場合、石油やガスの価格高騰を招き、これに伴い更に石炭に傾斜する国が現れてくる。そうならないように、総合

官　報（号　外）

的に資源開発の政策的な支援を行う必要がある。

最後に、日本を含めたアジアの事情は、欧州等とは異なる。諸条件に恵まれた欧州とは異なるアジアの現実を踏まえて対応していかなければならない。アジア諸国が一つとなって国際社会に訴求していくことが極めて重要と考える。

（主な議論）

【資源安全保障】

問　日本は金属鉱物の産出がゼロに近く、輸入に頼らざるを得ない。特に、主な産出国で輸入元である中国が、国として資源の管理や備蓄を行う中で、日本の安定的な資源調達の方途が課題となっている。

政府は鉱物資源の供給源の多角化、中国以外からの資源調達も考えていると報じられているが、安定調達のためにどのような取組をすべきか伺う。

答　中国との取引は政策的、政治的な影響を受けるので、その他の国で権益を得るのが一番安定する。それには上流部門への参入が必要となるため、国やＪＯＧＭＥＣ等による直接的な関与も考えられるが、情報開示が取り分け重要となる。

鉱物の世界は山師の世界と言われ、大企業でもだまされた例が多数ある。そこで、民間企業では困難な当該地域における資源開発の可能性に関する情報開示を国やＪＯＧＭＥＣがしっかりと行う必要がある。これがきちんと行われていれば、投資しようというファンドや企業等が現れると思われるため、国が最も力を入れるべき部分と考える。

答　鉱物資源の供給源に関して中国以外での多角化を進める場合の課題として、中国依存が大きいレアアースを例にすれば、コストの問題がある。

価格競争力を是正するとの観点からは、中国が、本来負担すべき放射性物質の処理コストを含む環境保全コストを負担するようにしていく、又は可視化するようにしていくことが大事になる。

また、レアメタルの採算性を上げるには、採掘に伴う副産物全部を売却してコストになる部分を減らす必要があるため、副産物全般にわたる需要を確保する新たな市場を作ることも大事な要素である。

ＨＶ等には、レアアース17元素のうち磁石の原料となるネオジムや耐熱性を高めるためのジスプロシウムが使われるが、鉱山開発のコストを賄うにはこれら以外のレアアースも売り切る必要があるため、需要の確保が大事である。

問　鉱物資源の上流権益の確保について、ベースメタルは投資して回収するというビジネスモデルがある程度確立されていると思うが、レアアース等レアメタルはどういう商流になっているのか。また、権益確保のために国としてどういうサポートができるのか伺う。

答　レアメタルの多く、物によってはそのほとんどが副産物として産出されることが非常に困った点である。そうすると、その副産物が資源として回収されるのか、それとも石にすぎないとして回収されないかは経済性で決まることになる。そのため、副産物に着目した投資や技術開発が必要になるが、余り注目されてこなかった。現在は副産物として採算に合わなくても、投資なり技術開発なりをしておいて、必要が生じた場合に新規参入できる体制を整えることがレアメタル等の上流権益の確保では重要である。

問　レアメタルのクリティカリティ評価は、多種多様なレアメタルについて、各々の重要性を考慮して戦略的に取り組まなければならないとのことだが、最近の状況変化も踏まえて、特に重点的に取り組むべきもの及びその内容を伺う。

答　レアメタルには数多くの種類があり、その確保の方法には上流権益確保、国際協調、技術開発等があるが、最も簡便な方法は備蓄である。30年ほど備蓄制度に携わってきた立場から見ると、備蓄の現状と望ましい姿とでは相当ずれが生じているため、臨機応変に変えていく必要がある。従来はＪＯＧＭＥＣを中心に進めてきたが、今後は国が中心となり積極的に関与していくことになる。

鉱種に着目すると、ジスプロシウムを中心とする重希土類は中国以外の生産地が余りない。ベトナム等でも調査を行っているが、放射性物質の問題があって開発が進んでいないのが現状である。

また、航空機や合金の需要が減少しているため余り問題視されていないが、

二次電池に使用されるコバルトも、画期的な技術革新が生じてそれが不要となるようなことが起きない限り、重点的な対応が必要である。資源の安定供給の観点からは、日本の産業が現在の技術で成り立つようにするには、重希土類及びコバルトが重要と考える。

問　レアアースについて、資源そのものの枯渇、あるいはコストとの関係からの枯渇を現時点で想定する必要性について伺う。

答　レアアースは地質学的には豊富に存在するが、政治的な問題や規制の問題、鉄道や道路がないために生じるコストや投資回収の観点から、現実的な鉱山は少ない。また、技術的に開発可能なレアアース鉱山は実は多くあるが、世界のレアアース需要がパナマックスタンカー（パナマ運河を航行できる最大のタンカー）２隻程度しかないため、収益を回収できる市場がなかなかない。二つも三つも鉱山を開発することは、現実的には経済的に困難と認識している。

問　レアアース開発の限界は鉱床以外の要因によるとのことであれば、世界のレアアース供給の９割を占める中国の優位性は、具体的にどこにあるのか伺う。

答　レアアースは17元素の総称であり、業界では牛の一頭買いに例えることも多い。例えば牛を一頭買ってサーロインの部分だけ欲しいとなると、残りは無駄なコストになるため、満遍なく17元素を使い切る必要がある。その需要を確立し、投資に見合う収益を上げることが、中国以外では難しいのが現状である。中国は、世界の工場のような形で少ない需要も確保できることに加え、政府が国家備蓄の名目で余剰分を買い上げるなど、一般の市場経済国とは少し状況が違うと認識している。

問　参考人は資料において「多少経済性が劣るとしても、中国以外の鉱山を買い支えていく必要がある」と記述している。レアアースに関し、中国が様々な意味で、寡占できる経済的あるいは市場としての特性を持つ中で、中国以外の鉱山を支えていくためには、具体的には何が課題となるか伺う。

答　昔は世界中にレアアース鉱山があったが、価格競争で中国に負けて閉山していった。その理由として、中国は、国家の介入に加えて環境面でのコストを払っていなかったことが大きい。少なくとも10年前は、他国では到底許されないようなひどい状況で操業し、正当な環境コスト を含まない安い価格で世界市場を独占した。中国自身もそれを認識していると思われるので、環境対策を適切に講じていない鉱山からは買わないという国際的な枠組みができれば、必然的に他国の鉱山でも採算が取れるようになってくる。ただし、現状では新規開発の鉱山と既存の鉱山とでは初期投資が異なるので、新規開発で利益を出すのは難しいのが実情である。

問　レアアース等レアメタルの国際競争の激化や中国依存の過多が長らく指摘されているが、国際的な枠組みの構築はなかなか進まない。こうした中、どのような場で、またどのような国際的ルールを作っていくべきか伺う。

答　恐らく現状では日本が中国に何を言っても余り影響がないだろうが、国際的な枠組みの中で禁止事項を決めれば、かなりの足かせになる。新しい枠組みを作るのは時間も労力も掛かるので、ＷＴＯを始めとする既存の枠組みの中で、ルールを明確化する外交的努力が必要になる。さすがに国際的な枠組みが決まれば、これを破るのは国際的な非難もあるので難しいだろう。

関連して昨今の動きとして気に掛かるのが、米国等による安全保障を理由とする制限が行われる可能性である。実際、ＧＡＴＴ第21条にはそれに類する規定がある。安全保障を理由に輸出が禁止された場合、日本の産業は困ることになるので、そうしたことを行わない、行うと損になるという認識を国際的に確立しておく必要がある。

問　中国によるレアメタルの寡占が進んでいること、価格交渉や国際的な合意形成が行われる会議の議長国に中国がなっていることは、この10年、15年の大きな変化であると考える。

一方、米国にバイデン政権が誕生したことで、米中の関係にも変化が起こることが予想されるが、参考人から話を伺ってエネルギー政策は外交そのものだと感じた。

今後、中長期的な戦略を描いて全政府を挙げて取り組んでくる中国との関係において、単に中国を牽制するのではなく、かつての日中レアアース交流会議のように、共同や協力といった体制を作るという方向性を見出すことは必要な

官　報（号　外）

のか、現実的な面も含めどう考えたらよいか伺う。

答　中国との関係で特に問題になるのは、中国が資源国であるだけでなく、製錬等の技術も含めて圧倒的な存在感があるということである。

2010年の尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件を発端として、中国は日本に対して事実上、レアアースの禁輸措置を行ったが、当時と今とでは状況がかなり変化している。以前は同水準であったＧＤＰは、今では中国が日本の倍以上となっている。また、日本では製錬等がほとんど行われていないため、経験が重要な製錬等の技術水準も中国の方が高くなっている。加えて、既にＥＶの新車販売では中国が世界の過半数を占めている。すなわち中国は、自らレアメタルを使用する市場も有している。

このように資源の安全保障関係の問題はより重要性を増している。

答　中国によるレアメタルの独占を、欧州、米国、豪州の人たちはアンヘルシー（不健全）であるという言い方をしており、大変同感である。国際会議等の場では、日本だけではなく、米国、豪州、カナダといった資源国と協力して供給源の多様化を進めるべきではないかという話をしている。

一方、中国が品質、価格の点で最良のレアメタルを供給している事実に変わりはなく、その調達をゼロにする、中国との関係を全て切るというのは非現実的である。例えば、ＵＳＧＳが目標に掲げているように、中国からの調達を25％未満にするなど、過度に頼ることなく、中国以外の国も選択肢として持つような付き合い方があり得るのではないかと考える。

問　日本は、レアアース等を始めとする資源の多くを中国からの輸入で賄ってきたため、中国のみに依存しないよう供給源の多角化を図るという話になっている。しかしながら、仮に新たな資源国が見付かって輸入先を変更したとしても、その国が中国のように経済発展もして権利も主張する、強調するということになれば、同じ事態を招くこともあり得る。

資源が少ない先進国が、資源を求めて原産国で乱開発を行い、場合によって住民を立ち退かせ、劣悪な労働環境で酷使し、環境を汚染するなどは過去繰り返されてきた。それが先進国による途上国への開発援助の実態となってきた面が否定できない。このような歴史を繰り返さないためには何が必要か伺う。

答　先進国は、開発や投資を行うに際して、環境保全や搾取が生じないこと等まで考える必要があるということである。

また、資源国による資源管理の強化は、中国に限らず、最近ではインドネシアのニッケル鉱石輸出禁止の例があり、将来的にもこうした動きは強まる。資源国も付加価値が高いものを売りたいため、高付加価値化の技術に関する支援ができない国には資源を売らないということになることから、その意味での国際協調、技術開発が重要と考える。

答　指摘の点は資源開発の分野では大変悩ましく思われている点である。責任ある調達についてＪＯＧＭＥＣや資源国の方と議論する機会がある。そこで言われるのは、資源国からすれば環境保全も大事ではあるが、それは自国の資源を先進国に持っていかれるだけで自国民には何もメリットがない、すなわち、産業も発展しない、人材・教育も全然高度化しないといったことが一番足下の問題として存在するとのことである。その点、日本は、資源を買うだけ買ってお金さえ払えばいいというのではなく、外務省や国際協力機構（ＪＩＣＡ）が現地国のキャパシティ・ビルディング（能力向上）等で貢献しており、資源国から大変高い評価が得られている。現地の環境保全はもちろんのこと、その資源開発によって現地の人々がどのように豊かになれるのかというプランを現地と一緒になって作っていくようなことが大事である。

問　レアメタルの代替材料の開発には、元素だけではなく、製造過程における技術革新等による使用量の抑制も含むという理解でよいか伺う。

答　代替材料技術開発は、研究としては大変重要である。ただ、従来バランスを保っていた資源需要の形が崩れて採算性が取れない鉱山が増えたり、中国の独占の追い風となってしまうこともあった。代替材料技術開発は、市場の構造とのバランスを勘案しながら進めることが大事である。

【資源リサイクル】

問　日本に天然の鉱物資源はないが、都市鉱山という言葉もあるように、携帯電

話を含む多様な製品が大量に存在する。しかし、そこに含まれる資源がきちんと分離、再利用されていないという課題があるため、製錬所をしっかり造ってリサイクルを行うことが必要である。その際には、技術や人材の問題があるとも考える。そこで、製品の中で眠っている大量の資源を分解して十分に再利用しているのか現状を伺うとともに、不十分だとすれば、今後無駄なく再利用していくための、企業の努力や国の役割等に関する課題を伺う。

答　まずリサイクルの流通システムを確立することが重要と考える。リサイクルの代表である紙のように、回収する流通網を今後確立していくこと、例えば、携帯電話を買い換えた際はリサイクルに回るようなシステムが重要である。また、メーカーは部品として他社から購入することから、そこに使われている資源の種類や含有量が不明な製品がかなりある。このため、製品のマテリアルフローを確立すると、部品に何が使われているかが分かるようになり、適切なシステムが見えてくる。現状は、製品として輸出するが、実際には外国でリサイクルを行っていることがある。そのため、当該製品のどこにどのような種類や量の資源があるのかを調べ、日本国内におけるマテリアルフローを確立することが第一歩である。

問　リサイクルの課題解決には、企業が連携して更に取り組むべきなのか、あるいは国がその仕組みづくりに乗り出すべきなのか。国と企業の役割分担に関する見解を伺う。

答　当然、最終的には企業が責任を持つようにしないと産業として成り立たないが、何もない最初の段階でマテリアルフローを作成することは個々の企業にはできない。したがって、その部分に関しては国が資金面で補助することに加え、特にマテリアルフローに係る情報開示に関しては国の役割が非常に大きいと考える。

問　リサイクルは、そもそも製錬所がなければできないという話があった。中国からの調達を一定程度に抑えた場合、他国の協力か自国でのリサイクルに頼ることになるだろうが、日本では、製錬所に対する設備投資や政府の支援が十分なのかどうかについて認識を伺う。

答　日本のリサイクルは十分ではないと言わざるを得ない。例えば、日本では、廃材を外国に輸出して部品を回収してもらっている。現在はそれほどではないが、中国は以前、山の上から硫酸を流し、それを下で受け止め、有用金属だけ取って流すというような環境に有害なことを行っていた時期があり、コスト的に太刀打ちできなかった。

現在我々がレアメタルの最大の恩恵を受けているのは携帯電話であるが、ＥＶはそれが１tになったものと考えればよく、そのための大量のレアメタルを、リサイクルも含めてどのように調達するかが課題である。ただリサイクルが成り立つためには少なくとも10年、15年程度の期間が必要であり、それまでは新規の資源に頼らざるを得ない。中国との関係は非常に難しくなるが、だからこそ相互理解が必要と考えている。

答　リサイクルは循環経済、環境の観点からだけでなく、安全保障上も大変有効な施策であると考えている。欧州では、「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」を公表している。一見これは環境のためのもののようだが、安全保障の観点も含むものとして取り組まれている。

何でも無尽蔵にリサイクルができるわけではない。都市鉱山を念頭に置いた場合、都市鉱山の探査、開発を天然鉱山と同じように行っているかというと、実はほとんど行っていないのが現状である。天然鉱山と同様に都市鉱山の探査、開発を行っていかなければ、リサイクル産業の発達の観点からも障害となる。また、研究開発も自然と衰退し、良い就職先がないので、誰も研究開発を行わなくなる。

リサイクル産業の多くは製錬産業であるが、それが衰退することで、結果的に技術者が中国にしかいないような状況になってしまい、日本で何か新しい材料開発、リサイクルを行おうとしても、技術者がいないという大きな問題が生じる。産業の発展、維持拡大がまずは重要で、その次には人材の育成・確保が大事な点である。

問　循環型社会や新型コロナウイルス感染拡大の影響で早まっていると思われる分散化の流れが、レアアースを含む資源及びエネルギーの使用量、需要量に与

える影響について見通しを伺う。

また、ＩＴの進展やＡＩの導入が資源の使用量・需要量に与える変化もあると考えるが、その観点から見た今後の見通しについて伺う。

答　循環経済の目標自体が資源消費量の減少であるため、循環経済が進展すれば恐らく資源需要は減少するものと考える。例外はあろうが、カーシェアリングのように、従来10台程度必要だったものが、稼働率向上によって５台で済むというものもある。シェアリングは循環経済型ビジネスの一形態だと理解しているが、その進展に伴って資源需要の量も減少していくと考える。

循環経済型ビジネスの進展で重要な要素は、稼働率の可視化である。マテリアルフローの考えと近いが、出荷された製品の所在や使用状況等がどの程度可視化されるかが重要なポイントになる。ＩｏＴが一定程度進めば、循環経済型ビジネスも進展し、天然の鉱山資源に毎回一から依存しなくても済む可能性はある。

答　分散型エネルギーは非常に有効な手段と考える。基本的には再エネが中心になると思われ、その推進は極めて重要と考える。

ただ需要そのものは、今後５Ｇの利用が拡大し、クラウドの需要等が急激に伸びていく。このため、今度取りまとめられる第６次エネルギー基本計画の前提となる電力需要についても、2050年には現在の120～130％程度になる見込みとも聞いており、これをどう捉えるかが問題である。当然、電化の促進は避け難いとも考えられるため、節電を十分に浸透させていく必要がある。

問　循環型社会やシェアリングにおける稼働率向上は、資源の有効活用になると考える。また、分散化に大変期待しているが、これは資源利用の面でもいわゆる省資源化に働くと考えてよいか、見解を伺う。

答　循環経済型ビジネスの考え方における分散化とは、物理的な分散というよりは、一定程度の利用者の分散を意味している。その意味では、稼働率が上がり、共有が進むが、そこでの資源はゼロにはできないことから、資源の重要性は変わらないと考える。

問　アフターコロナは循環経済型ビジネスへの転換を進めていく必要があるが、

資源分野にどの程度の期間で影響が出てくるのか伺う。

答　アフターコロナの資源循環型ビジネスへの転換は、時間軸もさることながら、恐らく企業間の合意形成が最大の課題になると考える。もし資本の力で合意形成を図るのであれば、プラットフォーマーと称される形態も循環経済型ビジネスとして成立する可能性が十分にあり、そのスピード感次第と考えている。

ただ、国際基準標準化の観点では、資本力を背景に強引にサプライヤーを従わせようとすることは公平でなく、各々の意見や立場等を踏まえながら進めていこうとしているため、１～２年では済まないと考える。

問　アフターコロナの循環経済型ビジネスへの転換が、資源分野にどの程度影響を与えるかについて伺う。

答　製品の稼働率が上がれば、当然新規の生産は減少すると見込まれる。ただ今後の資源管理は、鉱石や金属だけを対象と考えるのではなく、場合によっては、多少直せば使える部品等も新たな形の資源、すなわち都市鉱山よりも少し広い概念として見ていかなければならない。

問　経済産業省が2019年12月に行った、ＥＳＧ投資（環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資）に関する調査では、機関投資家の約２割が、投資判断において廃棄物・資源循環を中長期で考慮すべきだと答えていた。今後は、リサイクルやリユース等、廃棄、循環までを見越した開発が一層、国際的な投資の判断要素となっていくと思われるが、その際の政治上の課題について伺う。

答　ＩＳＯでは、現在、何が投資の対象になり得るかについての分類を国際標準で作っていくための議論がなされている。そこでは気候変動に対応しているかどうかが一番の優先議題となっていると聞いている。しかしながら、それだけでは偏りがあるため、循環経済にものっとったビジネスモデルを持続可能な投資の対象として、機関投資家等に促していこうとしている。そのため、そのようなビジネスを展開しなければ、国際資本調達等の面で課題が出てくると考える。

問　参考人の「国内の製造業が取り組むべき変化」という資料に、「資本主義の

限界」との記載があるが、その意図するところを伺う。

答　循環経済型ビジネスと従来型ビジネスの一番の違いは、資本単独で利益を最大化しようとするかどうかという点にあると考える。

現在の資本主義は、無限の資源を利用できることを前提に発達してきたが、ここに至って資源には制約があることから、従来型の資本主義には限界があるという趣旨である。

さらに、循環経済型ビジネスでいうと、従来の連結決算の範囲外の資本横断的な事業者も含め、サプライチェーンや物の設計を見直さなければならず、そうなると現在の株式会社理論の枠外も含めてこうした取組を進めていかなければいけないという意味で、資本主義の限界と記した。

【エネルギー資源】

問　総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会が2020年２月に取りまとめた提言を受けて、同年３月に経済産業省が「新国際資源戦略」を策定した後、大分状況が変化してきた。具体的には新型コロナウイルス感染拡大の問題とこれに伴う需給やサプライチェーンの問題、また日本では菅義偉内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル実現の宣言、米国ではバイデン政権誕生後すぐのパリ協定復帰に関する大統領令への署名、中国では2020年12月の輸出管理法の施行等である。

同戦略には、ＬＮＧについて調達先の多角化によるセキュリティー強化やアジアの需要の取り込み等の今後の方策が示され、それに基づいて政府は取組を進めている。

参考人からは、ＣＣＳ等による天然ガスのカーボンニュートラル化やＪＣＭ等について言及があった。分科会委員として同提言の取りまとめに関与した立場から、同戦略策定後の状況変化も踏まえ、政府として特に取り組むべき施策について伺う。

答　「新国際資源戦略」の内容に沿った形でお答えすると、一つはＬＮＧ調達先の多角化である。

安全保障の観点からも多角化は望ましいが、今後ＬＮＧの需要が急速に伸びていく中で、カタール、豪州、米国、ロシア等、年間生産量１億tを目指すような国としっかりとした関係を結んでいくことが極めて重要である。

当社は従来から東南アジアでＬＮＧプロジェクトを進めているが、資源が徐々に枯渇する傾向にある。こうした日本近隣の重要な資源地を大事にしつつ、大規模なサプライヤーやホスト国と強固な外交・経済関係を結び、ＬＮＧ調達の大きな動脈を築いていくことが重要と考える。

需要の拡大については、石炭をガスで代替していくことが重要である。特に東南アジアや南アジアの途上国における天然ガス火力発電への支援が充実されれば、ＬＮＧ市場の拡大に寄与し、ＬＮＧの安全保障に寄与していくと考える。

問　ＬＮＧ開発投資のサポートは本当に重要と考える。ＬＮＧの上流開発について、日本は金融面において他国に若干先んじて様々なサポートを受けることができると思われる。また株式会社日本貿易保険（ＮＥＸＩ）やＪＯＧＭＥＣも投資ができるようになったので、開発投資の支援ツールは多くあると思うが、国として更にどのような取組をすべきか伺う。

答　上流開発という面では、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の改正等もあり、政策的な支援体制はかなり充実してきている。ただ様々な制約のある民間企業の出資については、支援体制をもう少し拡充してもよい。

また、天然ガスは、化石燃料であるという宿命から拡大に限界が生じる可能性がある。ＬＮＧ自体のカーボンニュートラル化、ブルーアンモニア、ブルー水素等を考えた場合、CO_2を地下に貯留するＣＣＳが極めて重要になってくる。日本にはなかなかＣＣＳ適地がないことから、海外で実施するための適地をしっかりと確保し、そこにＪＯＧＭＥＣの政策的な支援を得ていくことが、新しい日本の資源戦略として大事になってくる。

さらに、ＪＣＭも非常に重要である。日本政府は現在十数か国と締結しているが、その大半が途上国であり、より大きな仕組みを構築していくことが重要である。

官　報（号外）

問　今後再エネが大幅に増えていったと仮定すると、その電力供給量の変動幅も大きくなるため、ＬＮＧ調達は長期契約、スポットのどちらをとっても日本特有の構造的な難しさがあると思われるが、見解を伺う。

答　天然ガスの供給構造は日本も韓国もＬＮＧ依存だが、日本特有と言っても差し支えない。太陽光発電や風力発電が増えた場合、気象条件の悪化に対して蓄電池を用いても電力供給量が不足することが想定され、調整電源として火力発電が必要になるが、その中では天然ガス火力発電が一番クリーンである。

ＬＮＧの安定調達には長期契約が必要であるが、それだけだとテイク・オア・ペイ条項による引取りが基本であり、引き取らない場合でも支払義務があるため、こうした長期契約自体を変えない限り縛られてしまう。とはいえ、こちらが必要とするときだけ引き取るという契約はできないため、長期契約とスポットのバランスを取ることになる。そうなると、備えのために締結した多くの長期契約によって生じる余剰分を市場に売却する必要が生じるため、マーケティングの実力を付けることが非常に重要である。そこで、商社を通さずに日本のユーザー自らが、ＬＮＧ市場の主なハブであるシンガポール等に人を派遣して、ＬＮＧをさばく動きも強化されている。

なかなか難しい課題だが、確かに構造的な問題はあると考える。

問　天然ガスについて経済産業省はＬＮＧばかり念頭に置いているが、一つの大きなツールとしてのガスパイプラインの可能性について見解を伺う。

答　ガスパイプラインの可能性は数年ごとに議論されるが、現実的には非常に難しい。ロシアからあるいは朝鮮半島経由で輸送する以外の選択肢はほとんどないが、政治的な問題や漁業補償の問題やコストの問題もある。

ＬＮＧはある意味パイプラインと同じであり、どこにでも輸送できる。また、ガスパイプラインの契約を結んだ相手国で政治的な問題が起こったときに輸送が停止してしまうリスクを負うくらいならば、やはりＬＮＧの利用が常道と考える。

問　日本国内のガスパイプラインが相当整備されていると思うが、この拡充の必要性や民間投資の難しさに関する議論を踏まえ、国内のガスパイプラインについて見解を伺う。

答　国内のガスパイプラインについては、各エリア同士を結ぶ大きな導管（トランクライン）を造る構想もなくはないが、投資とリターンが見合わないと思われる。なぜなら、ＬＮＧは基本的にどこにでも輸送できるからである。例えば関東圏で不足した場合、関西圏向けのＬＮＧを関東圏で荷揚げすることもできるという意味で、フレキシブルに曲げられるパイプラインとも言えるＬＮＧを強化する方が理にかなっている。

問　2021年１月、新電力の電気料金が急騰したことにより、日本中がある種パニックになった。卸電力市場でkWh当たり10円弱だった価格が250円を超えたという話も聞いており、電気料金が５倍、10倍になるということが現実的に起ころうとしていた。ただ、国から直接の節電の呼びかけはなかったので、国民の多くはそこまで逼迫しているとは思っていなかったのではないか。一方、電力供給はぎりぎりの状態で、その要因の一つが天然ガスの不足にあったと聞いている。そこで天然ガスの輸入の状況が厳しくなった理由を伺う。

答　2020年12月末から2021年１月中旬にかけて、卸電力市場価格が高騰した。その背景の一つにＬＮＧ不足によって十分に天然ガス火力発電所の操業を上げられなかったことがある。もちろん電力需要の急激な上昇等、ＬＮＧ以外の要因もあり、いろいろな条件が重なり未曾有の嵐が起こる、いわゆるパーフェクトストームに近い状況だったと考える。

まず需要面への影響としては、日本だけでなく、中国、韓国も厳しい寒波に襲われた。こうした事情により、突然電気の需要が急増した。当然、暖房用となるＬＮＧの需要も急増し、スポット市場での調達が難しくなった。

そして供給面では、複数のＬＮＧ液化プラントの同時不調により生産量が減少した。これには、新型コロナウイルス感染拡大等の間接的な影響もある。また、米国からＬＮＧを輸入する際に船舶が通過するパナマ運河が規制され、通航に支障が生じた。さらに、スポット調達分を運ぶ船舶の不足等、様々な状況が重なっている。

そこで同様の事態に備え、ＬＮＧを備蓄してはどうかという意見もあるが、

ＬＮＧは性質上気化するため、備蓄に適した製品ではない。ＬＮＧは、安定供給を受ける長期契約を締結していれば問題ないが、この数年、できるだけスポット調達を増やして供給の柔軟性を確保しようというのが電力会社及び政府の方針であった。今回の件は、ＬＮＧの安定供給の確保に向けた、長期契約とスポットとの調達比率の在り方についての教訓であったと考える。

問　世界各国でのＬＮＧ液化プラントの不調、中国や韓国を中心に襲った寒波、パナマ運河での渋滞という中で、総合商社として取った対応について伺う。

答　スポット市場でＬＮＧを調達できないかという問合せは来るが、日本の商社のほとんどが、スポット市場に出てくるＬＮＧをあまり持ち合わせていない。また、大手のサプライヤーも即時の需要に対応することは難しい。当社もおよそ２か月前にスポットカーゴを販売しており、ほとんどのサプライヤーには急な需要に対応できる余力が残されていないのが実情である。

しかしながら、当社は石油火力発電所を動かすための石油基地を国内に有しており、これをフル稼働させた。瞬間的には、国内に供給された発電用の石油のうち、当社が半分以上を賄ったという意味では、貢献できたと考える。

問　ＬＮＧ不足は免れたが、電気料金が相当上昇したという問題は残っている。国民への電力の安定供給という視点が重要だと考えており、報道によれば、日本の電気料金の上昇は海外の市場から驚きをもって見られたとのことである。海外ではＬＮＧの在庫状況は公開が当たり前であり、それを基に調整や予想が可能であるが、日本ではそのようになっていないとのことである。そこで日本の電力市場の情報公開の状況について伺う。

答　電力会社やガス会社がどの程度の在庫を持っているかという情報は、一般的には公開されていないというのが実情である。これは私企業の情報であるため、公開するか否かは別の議論であるが、仮に公開されていたとしても、問題の本質的な解決には至らないと考える。

問　電力の安定供給は非常に重要であり、今回のように電力供給が逼迫する状況になったときに、電気料金の急騰を防ぐために、どのような仕組みを整えていけばいいのか伺う。

答　非常に難しい問題であるが、安定供給を重視するのであれば、ＬＮＧスポット市場での調達比率を高め過ぎることはリスクがあると考える。元々日本のＬＮＧ調達は全て長期契約であったが、市場が大きくなり、長期契約として固定化されると天然ガス火力発電の運用の柔軟性が失われるとの観点から、日本の電力会社、ガス会社及び政府は、徐々にスポット調達を増やす方針を取ってきた。このこと自体は間違ってはいないが、スポット調達を増やし過ぎると安定供給を損なうリスクがあるため、サプライヤーと長期契約を結ぶことが重要である。ただ、ＬＮＧの長期契約価格は、通常、原油価格に連動して上下するので、原油価格の変動リスクをなるべく抑えることを契約に盛り込むことが重要である。

また、長期契約がなければ、ＬＮＧの投資決定は進みづらい。大量の資金や資本を必要とするため、ファイナンスを組まなければならず、そのためにはキャッシュフローの裏付けが必要である。小さなスポット市場に依拠しているとキャッシュフローがマイナスになるリスクがあるため、銀行はなかなか資金を貸してくれない。ただ、固定価格のようなメカニズムを入れ込むことで、ファイナンス面での問題も解決できるため、そういった長期契約の締結に力を注いでいく必要がある。

問　日本にも横浜港を中心に、袖ケ浦や富津といったところにＬＮＧのバンカリング基地が存在しており、バンカリング拠点のハブであるシンガポールと地理的に役割を分担し、日本も同じ役割を担っていこうという流れがあったと思うが、その現状と将来展望について伺う。

答　ＬＮＧバンカリングの現状と将来展望については、ここ数年、船舶で燃料として使用する重油やマリンディーゼルをＬＮＧに替えようとする動きが出てきている。当社も数年前に欧州で事業を始めたが、原油価格が下がると天然ガスへの切替えはなかなか進まない。

また、国際海事機関（ＩＭＯ）が定めている船舶の排出ガス規制には罰則規定がないこと等から、これまでＬＮＧバンカリングの利用は進んでいないが、今後、規制が強化され、罰則規定または社会的ペナルティが課せられるという

官　報（号外）

ことになれば、より浸透していくと考える。

【気候変動とエネルギー】

問　日本の天然ガス火力発電の発電効率は必ずしも良いとは言えず、旧型では40％程度との指摘もある。廃熱の二次利用等を含めた効率向上により燃料消費を減らし、CO_2排出削減にもつなげることが非常に重要であると思うが、現在の課題や改善すべき点について伺う。

答　旧型の天然ガス火力発電所もまだ稼働しており、発電効率が40％程度のものも残っているかもしれない。他方、発電効率55％程度、場合によっては60％近くなるような新しい技術を使用した新型の発電所に、次々と切替えが進んでいると認識しているが、更なる切替えを促進するための政策誘導が必要であろうと考える。

問　ＣＣＳは日本の土地には適さないとのことだが、具体的にはどういう土地が適し、どの国のどういう土地を想定しているのか、さらに、その環境影響評価をどう行おうとしているか伺う。

答　ＣＣＳは、二つに大別される。一つは海上や陸上の地下約1,000～3,000mの石油やガスを掘り尽くした油ガス田の構造部分にCO_2を圧入するというものであり、これが一般的な形のＣＣＳである。もう一つは、完全に遮蔽され水が溜まっている帯水層でＣＣＳを行うものであるが、これまでほとんど行われていない。帯水層は比較的様々な場所にあるが、実際にＣＣＳに適した帯水層をこれから開発していく必要がある。

ＣＣＳに適した土地は、やはり石油や天然ガスを大量に生産している国、例えば米国、カナダ、豪州にある。豪州には、年間2,000万tのCO_2を長期間貯留できる規模のものがあり、当社は最近、覚書を締結したところである。こうしたところへの資本投入は民間が行わなければならないが、国の支援があれば非常に大きな投資となると考える。ただ、ＣＣＳについては、かなり長期にわたってモニタリングをしていかなければならない。コストは掛かるが、モニタリングをきちんと行うことが前提になる。

問　カーボンニュートラルを目指す上でCO_2削減は大事であるが、日本が排出したCO_2を海外に輸送してＣＣＳを行う際、受入国との間に互恵関係は存在するものなのか伺う。

答　互恵関係は存在し得ると考える。日本で排出したCO_2を物理的に輸送するのではなく、そのCO_2を海外であらかじめオフセットしておくというイメージである。日本で排出したCO_2自体を回収し、液化して輸送し、現地で再度気化させて地中に貯留するという方法もあり、研究をしている。難易度はかなり高いが、全く不可能だとは思わない。

互恵関係とは、あくまでも当該二国間における関係の結び方によるため、例えば、ＬＮＧの輸出国やアンモニアの製造・輸出国が、輸出を伸ばすために製造時に排出されるCO_2をあらかじめその国の地中に貯留することは、互恵関係を構築するのに十分な理由になる。

【資源エネルギー分野における人材育成】

問　研究開発人材に関する意見のほかに、政治・経済、国際関係等に通じた、交渉が可能な人材の育成が急務であるとの指摘があったが、具体的にどう取り組めばいいのか。政府、アカデミア、民間がそれぞれ抱える課題と対処方法を伺うとともに、また海外ではどのように人材の厚みを増しているのか、その具体的な取組について伺う。

答　資源関係の技術面における人材育成は、日本には現場がなくてできないため困難は伴うが、米国やカナダ、豪州等の大学と共同で技術面に取り組むことになるだろう。

また、余り主張されていないが、ＷＴＯ等の主要ポストを取りに行くことが重要である。そのためには語学だけではなく、国際法等の専門知識にも通じた、その任に堪え得る人材を育成していかなければならない。

さらに、大学の立場から考えると、日本の人材は資質に比して国際機関における重要なポストに占める割合が非常に低いが、その一つの理由として博士号を持っていないという問題がある。国際機関で活躍するには博士号がないとな

かなか難しいのが現状であるので、積極的に取得するような支援システムがあれば日本の発言力も増すものと思われる。

資源分野で言うと、日本は結構期待されている。国際機関の様々なポストのうち、必ず一つは東アジアに割り当てられるが、特定の国だけに偏るのは良くないという流れもあるので、それを考慮に入れた人材育成が必要である。

問　仕事がある中国に人材が集中しているとのことであったが、技術人材を日本国内で育成するにはどうすればよいのか。例えば、ＥＶ等の心臓部に関しても特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）のように、国内に流通の仕組みを作り、人材が活躍できる場を設けること等があると考えるが、どのように取り組めばよいのか伺う。

答　技術人材をどう育成していけばよいかという点については、日本国内には今では釧路炭鉱や海底炭鉱等一部しか残っていないが、たとえ規模は小さくとも目に見える形で産業が残っていれば技術が伝承される。あるいはそうした産業を、最低限の需要や採算性を確保できるようにしてきちんと残していくことが、技術人材の育成では大事である。

また、製造や掘削に関する技術者の重要性は言うまでもないが、循環経済の分野等では、技術も理解しつつ語学が堪能で、英語で日本の立場を主張したり反論したりという民間外交のようなことができる人材が、市場ルールの形成という点では重要である。

問　外国と比較すると、日本のＪＯＧＭＥＣや経済産業省等には、十分に専門性がある人材がいないという課題もあるかもしれない。そうした政府やアカデミア等の各分野における課題に対してどのように対処すべきか伺う。

答　当社の天然ガスグループは、グローバルなエネルギー市場で戦える人材の育成を一つのスローガンにしている。具体的には、英語は当然であり、広い経験も重要だが、とにかく現場に出ることが必要である。ただ、現場が不足しているとそれができない。例えばＬＮＧの大きなプロジェクトでオペレーターを担えば、現場に多数の人を出すことができる。そして実際に全ての意思決定を仕切るなど、非常に多様な経験を積むことができる。当社は日本で初めてＬＮＧ

のオペレーターとなった。インドネシアの比較的小さなプロジェクトだが、そこを経験した若者は大きく成長して帰ってくる。したがって、現場を持つことが非常に重要になっている。

また、何といっても挑戦する意欲が重要である。日本人の国民性もあって、どの企業や社会にもある減点主義文化を、できるだけ変えていく必要がある。

最後は、自分で考える能力をどう養うかである。メディアの情報を深く考えずに受け入れたり、エネルギーの分析をさせれば、政府がこう言っているという話をするなど、自分の頭では何も考えていなかったりする。

こうした点を変えていくためには、若い世代に対して、日本では根本的に足りていない哲学や文学等のリベラルアーツを勉強させることが重要と考えており、当社の研修ではこれを積極的に取り入れ始めている。

問　参考人は、中国のレアアース輸出抑制策への対策の一つとして、代替材料開発、使用量低減技術開発を通じて、レアアースの需要自体の伸びを抑制していくことを挙げていた。新たな埋蔵資源の発掘だけではなく、代替材料開発を視野に入れることが重要であるが、そのためには広く基礎研究を行う必要がある。そこで選択と集中と称して事業や収益に直結する研究開発に予算を特化するのではなく、大学、民間を問わず、基礎研究の支援を強化していくことが求められると考えるが見解を伺う。

答　まさにそのとおりである。日本の唯一かつ最大の資源は人材であるため、代替材料開発に対応できるレベルの人材を民間や大学で育てていくことが非常に重要である。

（２）資源開発の新たな可能性（令和３年２月24日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

東京大学名誉教授　　山冨　二郎　参考人

本日は鉱物資源開発というテーマで意見を述べる。

最初に、国内外の四つの鉱山を紹介する。

一つ目の埼玉県秩父の武甲山では、大正時代から石灰石の採掘が始まり、現在三つの鉱山会社が年間約600万tの石灰石を採掘している。私はその一つで技術顧問を務めている。日本の石灰石は非常に良質であるほか、唯一自給可能な資源として100年分以上の量があると言われてきたが、最近は50年分を切っている。石灰石の半分はセメントの原料として使用される。セメントは、国内で年間約6,000万tが生産されているが、セメント工場は１tのセメント当たり約470kgの廃棄物を原料や燃料として受け入れている。

二つ目の岐阜県神岡鉱山には、スーパーカミオカンデというニュートリノの観測施設が設置されている。これは、同鉱山の坑内に東京大学宇宙線研究所が５万tの水をためるタンクを造り、ニュートリノを捉えるセンサーを設置したものである。現在、同研究所は、このスーパーカミオカンデの５倍の規模のハイパーカミオカンデの建設に取り掛かっており、2021年度に掘削工事の開始、2027年度に観測が予定されている。私もこれに携わっているが、総額650億円の予算のうち、147億円が海外からの貢献分となっている。

三つ目に、南アフリカ共和国にはウエスタンディープという世界で最も深い金鉱山の一つがあり、ここに潜ると空気の重さを感じる。

四つ目のチリのカセロネスという露天掘の銅鉱山は、アルゼンチンとの国境に近い標高約4,000mの高地にある。ここはウエスタンディープとは対照的に、気圧が平地の60％しかない。2013年に操業を開始し、100％日本の資本で賄われ、総額42億ドルが投資されている。

次に、資源開発のプロセスについて説明する。資源開発は、鉱床の探査・探鉱、プロジェクト評価、鉱山に必要なインフラを建設する開発工事、そして生産の段階に至る。生産とは、鉱床から鉱石を採掘する採鉱、鉱石の中から有用な鉱物を分離する選鉱、そしてその有用鉱物を製錬所に送り金属を抽出する製錬というプロセスをいう。

鉱物・エネルギー資源は非常に多様である。本日はそのうちの金属鉱物資源について述べる。金属鉱物資源といっても、元素周期表に多くの金属元素があるように、鉄からレアアースまで多種多様に存在する。

ＵＳＧＳのデータと英国のB･P社のデータを用いて、資源価格と資源生産量との関係を見ると、貴金属類を除き、生産量が増えるほど資源価格が下がる傾向にある。また生産額が多い順に並べると、原油、石炭、天然ガス、鉄鉱石と続く。さらに可採年数は、ＵＳＧＳのデータによるとレアアースとバナジウムが他の資源と比較して桁違いに長く、また100年以上のものには石炭、アルミ、白金族があるが、我々になじみが深い銅、金、鉛、亜鉛等は、原油や天然ガスよりも短い。

露天掘と坑内掘という二つの採鉱方法について説明する。地表に近い鉱床は、地表から採掘を進めていくので露天掘と呼ばれ、地下深くか大きな山の中に鉱床がある場合は、坑内掘と呼ばれている。2010年時点の石炭、銅鉱石、鉄鉱石、金鉱石等の採鉱方法は、年間生産量300万t以上の大規模な鉱山では露天掘、それ未満の中小規模の鉱山では坑内掘が多い傾向にある。

露天掘と坑内掘の優位性を比較すると、露天掘には空間の制約がないため、大型機械による大規模な操業に適している。したがって、生産性や効率性が高く、コストも安い。さらに、エネルギー消費も少なく、保安成績も良い。唯一の制約は、景観や騒音、粉じん等の環境問題である。しかし、露天掘も深くなると、採掘場（ピット）の安定保持のために、周辺のズリと呼ばれる岩石も採掘しなければならなくなり、深くなるほどその負担が増えて優位性が失われる。現在、世界的に大規模なインドネシアのグラスベルグ鉱山やチリのチュキカマタ鉱山が坑内掘への移行を準備している。

鉱石と鉱物を区別するカットオフ品位について説明する。2010年時点で操業し

ている世界の銅鉱山の品位の分布を露天掘と坑内掘に分けると、露天掘の鉱石は低い品位でも採掘できることが分かる。また、産出物の品位が銅品位の世界平均0.72％を上回ったとしても、銅を抽出して銅地金を造るコストが高い場合には採算が取れないので、銅鉱石ではなく銅鉱物とみなされる。このように、カットオフ品位に影響を及ぼす要素としてはまずコストが挙げられる。コストが安ければカットオフ品位が低くなる。次に建値であり、金や銀等の貴金属類はロンドン金市場で、銅、鉛、亜鉛等の金属はＬＭＥでの取引価格が世界標準となり、建値が上がればカットオフ品位が下がる。さらに副産物や、ヒ素、水銀等の有害元素の有無も関係する。こうした経済的要因以外にも、技術的要因、環境的要因、法制度等の条件を満たして初めて資源の採掘が可能となり、埋蔵量と呼ばれるようになる。

豪州において290件の探鉱プログラムの事例を調査した結果について述べる。探鉱から開発までを、鉱区の取得、概査、ボーリング調査、鉱量計算、プロジェクト評価、開発と六つのステージに分け、さらに、各ステージのコストも調査した。後のステージに行くほど経費が増えるが、開発にはそれまでと桁違いの経費が掛かるため、有望でないものはなるべく早い段階で落とし、最終的に開発に至ったのは12件であった。

カーボンニュートラルな社会の実現に不可欠となるバッテリーの原料として注目されるニッケル、コバルト、リチウムの現状を説明する。まず、ニッケル鉱石には硫化鉱と酸化鉱があり、硫化鉱は品位が高く坑内掘であるのに対し、酸化鉱は品位が低く露天掘である。ニッケル価格は2007年のピークの後、低迷が続いているため、坑内掘で硫化鉱を掘るカナダやロシアの鉱山からの産出量が伸び悩んでいる。一方で、インドネシア、フィリピン、ニューカレドニアでは、品位が低い酸化鉱からニッケルを掘り出しており、着実に生産量が増えている。特にフィリピンとインドネシアでその傾向が顕著である。

また、コバルトは、銅鉱石あるいはニッケル酸化鉱の副産物として採取される。コンゴ民主共和国の銅鉱石はコバルトに富んでおり、2000年頃から銅鉱山の生産量が増加し、現在は世界第４位となっている。これと歩調を合わせるように、2000年頃に20％程度だったコバルトの占有率は、現在は60％を超えている。同国は、政情不安に加えて紛争鉱物の問題について国際社会から指摘を受けており、供給元としてのリスクを抱えている。一方、ニッケルの酸化鉱については、住友金属鉱山株式会社は、低品位の酸化鉱からニッケルを採取する際に、高温高圧下で硫酸を掛けてニッケルを抽出するＨＰＡＬと呼ばれる手法を世界に先駆けて商業化することに成功した。現在同社では、ニッケルに付随するその約10分の１の量のコバルトをＨＰＡＬによって回収している。今後、ＨＰＡＬの研究開発の動向でコバルトの市況も変わってくると思われる。

最後に、リチウムは、鉱石起源の露天掘によるものと、ミネラルに富んだ塩水の湖から天日乾燥によって濃縮するものがある。後者はエネルギーが不要のため低コストだが、乾燥や濃縮に１年以上掛かるので生産拡大が難しい。リチウム価格の高騰に伴い、露天掘の鉱山が多く操業されるようになり、豪州が生産では首位となっている。

海洋鉱物資源、主に海底熱水鉱床について述べる。国とＪＯＧＭＥＣは、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥の四つを海洋鉱物資源と考えている。コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊は、コバルト及びニッケルの資源として今後大いに期待されており、またレアアース泥は、重希土類を含んだレアアース資源として重要である。しかし、マンガン団塊とレアアース泥が賦存する水深4,000m以下から海上まで引き揚げる揚鉱技術の開発にはまだハードルがある。

2009年度補正予算で新調査船「白嶺」の建造が認められ、また、2010年度予算で同調査船に搭載する採掘要素技術試験機等の調達が措置された。そして2012年夏に、沖縄近海の海底熱水鉱床であるHakurei サイトで世界初の掘削試験を行ったが、同サイト以外にも幾つか有望な海底熱水鉱床が見付かっている。これらは非常に品位が高いが、これはＲＯＶ（遠隔操作無人潜水機）が回収したサンプルの品位分析の結果であり、高いところを選んだ可能性がある。このため、今後ボーリング調査等によって資源量を確定していく必要がある。

2017年度にＪＯＧＭＥＣが実施した海底熱水鉱床のパイロット試験では、白嶺

から下ろした集鉱機で集めた鉱石を、別の作業船から下ろした水中ポンプで水深1,600mから持ち上げ、16.4tの鉱石と模擬鉱石の回収に成功した。この試験結果を用いながら、2018年度には経済性評価も考慮する総合評価を行い、その後も引き続き商業化実現に向けた調査研究や技術開発を実施している。

また、ＪＯＧＭＥＣは2019年度から南鳥島沖の排他的経済水域（ＥＥＺ）に賦存するコバルトリッチクラストの調査を始めた。この北西太平洋の海山には平均でコバルトが0.64％、ニッケルが0.54％含まれるほか、若干の白金が確認され、将来のバッテリー原料として無視できない。さらに2020年７月には、水深約930mの拓洋第５海山で採掘試験を行い、649kgのコバルトリッチクラストを掘削した。

次に、海洋鉱物資源開発の商業化への課題について説明する。これには技術的な課題と非技術的な課題があり、まず、技術的課題について述べる。

コバルトリッチクラストの商業化規模としては、一日当たり、海から引き揚げたぬれたままの鉱石5,000tが必要と想定されていた。この想定に対し、2017年度のパイロット試験では、使用した試験機の重量は実用機の約10分の１で、揚鉱に使用したパイプの直径も半分だったため、商業化規模へと拡大したときに適用できるか、あるいは長時間の稼働性、耐久性という試験で測れなかったものをどうするかという課題が残っている。

また、揚鉱の際、水中ポンプの中で閉塞が起こる可能性があるので、海底で鉱石を破砕する必要性、さらに、非常に重要なスラリー（海水の中に鉱石の破片が混じった状態のもの）濃度の安定のための濃度調整用のタンクの必要性に関して検討を続けている。

最も大きな技術的課題は揚鉱水の問題である。鉱石の数倍の重さの海水をくみ上げる必要があるが、この揚鉱水を船上で処理できるのか。海外のベンチャー企業は、これを海底に排出するということで計画を立てていたが、その是非の検討も必要になる。

非技術的課題としては、未整備な国内外法制度、社会的受容性、海域を利用する他産業との共生等がある。さらに、商業化には、豊富な資源量を有する鉱床が何よりも必要であり、今後も精力的な資源調査が求められる。

最後に、資源・素材分野の人材育成について述べる。私は、約半世紀前に鉱山開発論という講義を受けた際、１に鉱床、２に建値、３、４がなくて５に技術と教わった。それほど鉱山ビジネスには鉱床と建値が重要であると言いたかったのだと思うが、今は人材も必要である。

本日の３名の参考人全員が所属する資源・素材学会は、学生を対象とした資源・素材塾を開いている。これは2008年に、経済産業省と文部科学省の補助金によってスタートしたが、2012年度からは自前の資金で自立化に成功している。2019年度までに480名余りが修了し、うち220名は海外研修を体験している。

また、一般財団法人国際資源開発研修センター（ＪＭＥＣ）が、入社数年の日本人の社会人を対象とした資源開発研修や、製錬・リサイクル研修を実施している。こちらも2008年にスタートし、2020年までに333名が資源開発研修を、401名が製錬・リサイクル研修を修了している。ＪＭＥＣは、これまで28年間にわたり、開発途上にある非鉄金属資源生産国から政府関係者を研修生として招き、秋田県小坂町に在るＪＭＥＣ国際資源大学校において３週間から３か月の研修を実施しており、延べ947名が修了している。2018年度に一度中断したが、2020年度はリモートで研修を再開している。さらに、東京で2014年度から１週間の海底鉱物資源開発基礎講座を開催し、５年間で52名が参加している。

このように、研修生が順調に育っており、卒業後もネットワークを作っている。特に日本人の研修生は、多くが海外の現場に赴任し、また資源・素材塾やＪＭＥＣの講習の講師も務めている。

早稲田大学理工学術院教授　　所　千晴　参考人

鉱石の選鉱や使用済み製品から固体資源を分離・濃縮する技術の研究開発を行っている立場から意見を述べる。

様々な研究者が各種シナリオに基づいて、銅、亜鉛等のベースメタルやニッケル等の金属の消費の伸びを推算している。それらのシナリオには、世界中が先進国のような成長を望むもの、協調しながら資源をやりくりしていくもの、自国の

セキュリティを重視し協調せずに資源を使用するもの等様々あるが、どのシナリオでも、今後金属の消費が大幅に伸びていくことが予想されている。2010年を基準とすると、カーボンニュートラルの目標となっている2050年には、最大で3.8倍まで金属の消費が伸びると試算されている。

電気があるところには銅が必要になるという意味で、我々はよく「銅は文化なり」と言っており、文化の質の向上に銅は非常に重要な金属である。銅の将来の需給バランスの試算を見ると、供給量は、鉱石から供給される第一次供給（天然資源）と使用済みのものをリサイクルして供給される第二次供給（人工資源）の二つから構成される。金属消費の伸びを推算したいずれのシナリオでも、ある程度の供給があるだろうと考えられているものの、この供給に対して需要の方が多いと予測されることから、研究者の間では供給不足が危惧されている。

また、昨今のカーボンニュートラルに向けた流れの中で、今後再エネや蓄エネ等の導入が拡大すると、現在の需給バランスとは異なり、特定の金属の需要が増えていく可能性が既に指摘されている。代表例を挙げると、ＥＶの生産に伴いリチウムイオン電池が必要になると、コバルト、ニッケル、リチウム等の需要が急増する。また、磁石が必要になると、ネオジム、ジスプロシウム等のレアアースの需要が増える。このため、今の需給とは異なるところで、特定の金属の急激な需要増加により、結果として需給バランスが崩れることを、多くの人が懸念している。

資源には、天然資源、使用済みのものをリサイクルする人工資源、日本近海にある海洋資源があり、私はこの順番で重要と考える。

常に天然資源と人工資源のベストミックスが必要である。現在は天然資源の割合が多く、そこに人工資源を再使用している。今後、世の中において、環境負荷低減への要請が強まったり持続可能な開発に対する考え方が大きく変化したりすると、人工資源への要請が増えて徐々に天然資源と逆転する可能性もある。

また海洋資源は、一般的な天然資源と比べ、難処理性があるとともに一定程度の環境負荷の懸念もあるが、資源セキュリティ、技術の高度化、人材育成の観点から、今から継続的な技術開発を行っておくべきである。

国内の金属鉱山はほとんど休廃止鉱山になっているが、開発できる鉱山があるということは、人材育成、技術の継続の点で非常に重要である。

天然鉱物資源も、難処理化が進んでいる。銅鉱石の品位は、以前は１％を超えていたが、どんどん低下している。当研究室で銅鉱石を分析したところ、大部分が資源にならない脈石であり、その中に銅鉱物がぽつぽつと混じっている。その割合も大きさも縮小してきており、物理的な分離が難しいために費用が掛かるというように、難処理化が進んでいる。また、ヒ素含有銅鉱物が赤く点々と混じっており、銅鉱物よりも大きさは大きくなっている。毒性が高いヒ素は適切な処理が必要であり、濃度が高くなってきていることから難処理化が進んでいる。このため、環境負荷が低い分離技術の開発も必要になる。さらに、銅は採鉱の段階では１％未満であるため、選鉱の段階で分離・濃縮を行い、できるだけエネルギーを掛けずに20～30％程度にする。そこから熱や薬剤を使用して純度を上げ、最後は99 999％というような高純度の銅とする。日本の素材産業はすばらしく、こうした高純度の素材が多種多様な高機能製品作りに役立っている。それをしっかりと確保しながらも、鉱石自体が相当難処理化しているため、後で負荷を掛けないように前処理した上で分離・濃縮することが求められている。

環境に対する考え方も今後徐々に変わっていくものと考える。ＳＤＧｓの考え方の基になったプラネタリー・バウンダリー（人類が生存できる限界）では、環境負荷を数種類の項目に分類・評価して懸念を示している。項目の一つである気候変動は現在、カーボンニュートラルに関する様々な考え方に基づいて議論されているが、環境問題は気候変動だけではなく、例えば土地利用の変化や生態系の破壊等も含まれる。

対象を得るためにどれぐらいの物質が関与したかで環境負荷を評価する関与物質総量（ＴＭＲ）の考え方からは、例えば、ある金属を取り出す際、鉱石から取り出すよりも、パソコンをリサイクルすることで取り出す方がＴＭＲは下がるという試算もある。金属や製品ごとに事情が異なるため一概には言えないが、環境に対するこうした考え方が広まってくると、天然資源よりも人工資源の利活用を図る方向になっていくと考える。

、環境問題は非常に多種多様であり、カーボンニュートラルとＴＭＲのような概念とが常に両立するとは限らない。このため、今後は、カーボンニュートラルと資源循環を同時に実現するに当たり、相反する可能性があるこの二つの概念の間のどこに力点を置くのが人類にとって最善かを考えていかなければならない時代になるだろう。

人工資源を利用していくには、様々な課題がある。天然資源の開発フローと人工資源の利活用のフローを比較すると、後半の製錬及び精製は同様のプロセスであるのに対し、前半の上流部分が大きく異なることが分かる。

人工資源のプロセスで、天然資源の調査、探鉱に相当するのが、どこにどんな製品があり、どんな素材がどう分布しているかを調査するマテリアルフローアナリシス（ＭＦＡ）の解析データである。また、こうしたプロセスによりどれだけ環境負荷の量を縮減できるかを試算するライフサイクル評価（ＬＣＡ）がある。このような、人工物として存在する資源の種類と所在に関するデータを上手に集め、戦略的に活用していくことが、課題としてまずあると考える。

次に、天然資源の採鉱は、長い歳月にわたる太陽の恵みによって大規模に濃縮された鉱山を見付けて開発することになる。他方、人工資源は、高濃度ではあるが消費者の手元に分散しており、集めるのにエネルギーを要するため、効率良い方法を真剣に検討する必要がある。

天然鉱物資源の選鉱では、次の段階である製錬における負荷を抑制するための、分離・濃縮に関する技術開発が鍵となる。製錬と精製は、処理対象次第でバランスが変わるため、エネルギーを掛けずに新規の処理対象を分離・濃縮するための技術開発が必要となる。また、分離後に必ず排出される副産物の利活用やバランス良い使用の方法の検討も必要になる。

人工資源利活用が天然資源開発と大きく違う点は、使用済み製品には、使用に至るまでのデータが必ずどこかに存在しているはずというところであり、このデータを使用済みのところに正確に情報伝達することで、その後の処理フローが高効率化する可能性がある。この点については、個々の製品の情報セキュリティや競争等、様々な問題はあるが、可能な限り技術的あるいはシステム的に解決することにより、後の処理部分にその情報が伝達されるようにすることが、使用済み製品に係る資源データの情報伝達という概念と相互補完的と考えており、こうした新しい仕組みづくりが望まれている。

より詳しく説明すると、まず、ＭＦＡやＬＣＡの活用や効率的な回収の必要性を示す一例として、日欧米における廃棄物処理業の会社規模を見ると、米国、フランス、ドイツに比べ、日本の企業の規模がまだ小さいことが分かる。ＭＦＡやＬＣＡの利活用には、企業の規模が大きな経済的要素になるため、効率的な大規模化及びデータ収集をどのように実現するかが大事である。この点について、データを集約し戦略的に使っていくこと、すなわち製品の使用前の材料データと使用後にどのくらい機能が残っているかというデータを連携させて利活用する動静脈連携が、大規模化や高効率化につながるものと考える。

また、物理的な分離・濃縮の段階でも、まだまだ技術的向上の余地がある。現状の解体技術としては、破砕・粉砕又は手解体しか実用化されていないため、この二つの技術の間を埋めていくような、高効率で大規模でありながら精度も高い分離・濃縮技術の開発、また技術の全体的な引上げが必要になる。そのためには、得たい機能を可能な限り残しながら分離することが重要で、製品から原子、分子までのどのレベルでも分離が可能な技術開発が求められていく。そのような技術開発のためには、今後は製造段階から分離しやすい設計にするのも一つの選択肢であり、また、それがものづくりの一つの強みになるような価値観になっていけば、人工資源の利活用の世界も徐々に変わっていくものと考える。

製錬の課題は、不純物をどう制御しながら分離し、副産物全部を利活用していくかに尽きる。現在でも、銅と亜鉛と鉛については製錬ネットワークを構築し、連携しながら20種類以上の金属を回収しているが、入口部分の鉱物や人工資源の変更に伴うバランスの変化への対応が課題である。特に、鉱石には含まれない樹脂やハロゲン等の元素が入ることで、新たな分離コンセプトに関する技術開発が求められる。

人工資源の利活用に対する世の中の要請が高まっており、素材側も責任ある素材生産を考え始めている。一例としてはカッパーマークがあり、国際銅協会にお

いて、コミュニティー、労働環境、ガバナンス、環境、人権を評価し認証を与えるものである。この制度は欧州で始まったものであるが、日本でもこれに則した製品を生産し、あるいは使用すべきであるとの世論が強まっていく動きがある。

また製品側でも、自社製品を100％リサイクル素材で作る、あるいは100％再エネで製造すると宣言し、毎年レポートを出し始めた外資メーカーがある。かなり影響力があるメーカーがこういうことを始めているため、今後更にリサイクル率が高い素材の使用が求められていく可能性が高い。

さらに、リチウムイオン電池に関しても、ＥＵではニッケル、コバルト、銅のリサイクル率を義務化する法案が提出されている。これは製品側にも、リサイクル率が高いものの使用や、製品の製造過程全体で排出したCO_2の量、すなわちカーボンフットプリントの報告等を義務化するものである。このような動きを見ると、素材側、製品側の両方で、少しずつ人工資源の利活用への要請は高まっていると考える。

最後に、連携と人材育成の重要性を述べる。既に国内でも学会等を通じ、または各大学や協会が、様々な考えの下に人材をつないでいこうとする試みを行っている。また、例えば欧州には欧州イノベーション・技術機構（ＥＩＴ）ローマテリアルズという組織があり、これは資源から材料までの分野を全て統括して、人材育成、教育、研究、あるいは企業との連携まで全てを行う機関である。こうした、物事を一気通貫で見られる機関があるというのは大きなことで、非常に大きな存在であると考える。日本においても、鉱石だけではなく製品をも対象にして資源戦略を練っていくという意味において、各分野の連携と人材育成はますます重要になっている。

東京大学副学長・生産技術研究所教授　　岡部　徹　参考人

金属鉱物の製錬には、鉱石からメタルを造るという従来型の冶金に加え、最近重要となってきているスクラップからの有用なメタルの取り出し（リサイクル）があり、それに関する環境問題やリサイクルの重要性、特に、本日はレアメタルを中心に意見を述べる。

レアメタルには様々な種類があるが、上位３か国だけでほとんど供給されているとよく報じられることから、特定の国にしか存在しないとの誤解が生じている。実はレアメタルは需要に対して大量に存在し、僅か３か国の供給だけで世界の需要が賄えてしまう。ただし例外的に白金だけは、現時点で南アフリカとロシアくらいにしか優良な鉱山が見付かっていない。レアアースは、中国以外にも鉱山や鉱床が数多く存在するものの、中国の供給だけで世界の需要が賄えてしまう。今後、安定供給が懸念されるレアメタルを挙げると、白金やタングステン等は供給障害が起こり得る。レアアースについては、2010年に中国の輸出規制が話題になった。いずれにしても、こうしたレアメタルはいずれも供給障害の危機がある。

レアアースの国別生産量の変化を見ると、以前はレアアースの大半が米国の鉱山で産出されていたが、2003年頃から米国からの供給がなくなっている。これは鉱山が枯渇したのではなく、中国による安価な供給に対しコスト競争力を失って閉山しただけのことである。現在、中国は確かにレアアースに関して世界で支配的地位にあるが、中国にしか存在しないわけではない。

その意味では、レアアースは枯渇することはなく、むしろ銅、亜鉛、鉛等のベースメタルの枯渇又は鉱石品位の低下、供給障害の方が懸念される。レアアースの生産量は11万tであり、そのほぼ90％を中国が占める一方、資源量は、陸上だけでも１億3,000万tが存在し、生産量の約1,000倍である。海洋には陸上の何百倍もの資源が存在するとの報道もあり、これも含めれば更に多いと思われる。このようにレアアースに関しては枯渇等のおそれは全くなく、資源量シェアが小さい豪州やインド等だけでも世界の需要を賄うことが可能である。それにもかかわらず、レアメタルの枯渇や資源供給制約ばかりがよく報じられるのは、技術制約や環境制約について報道されて利害関係者から強く指摘されると、一部の企業にとって不都合だからである。資源供給制約があるのは、主に南アフリカやロシアしか供給できない白金くらいであり、例えば、レアアースの一種であるネオジムは豊富に存在する。なおチタンのように、資源量は豊富でも技術制約があってメタルにするのが困難なものもある。

レアメタルという言葉が一般的になったのは、恐らく2006年頃に日本経済新聞の一面に掲載されてからである。それまでは鉱山事故、詐欺、環境破壊関連等、社会面でしか取り上げられてこなかった。2010年頃になると、政治の問題でレアアースの供給障害が起こった。尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件をきっかけとして外交問題、政治問題が表面化し、中国が突如、世界シェアの大半を占めるレアアースの供給を停止することを表明した。最も恩恵を受けていたのは、高性能なモーターの製造・販売を行う日本の産業界であったため、経済問題になった。

一般的にはレアアースの問題は上記の流れで見るが、専門家の視点では、単に、レアメタルを環境破壊しながら安く生産する中国の環境問題と、日本が技術を押さえている特許問題とのギャップによって生じただけの話である。こうした問題は、レアアース以外のレアメタルでも多く生じる。なぜなら、今後、航空機産業、自動車産業、原子力等のエネルギー産業が伸びると、飛躍的にレアメタルの需要が増すからである。さらに、例えばスマートフォンには、産業のビタミンと言われるレアメタルが、ごく少量ではあるが多種類使用されているように、我々の身の回りでもレアメタルが使われている。

先進国の人々はレアメタルを海外から輸入し、高性能なハイテク製品を作ることで環境に貢献していると信じている。ただ、そのような物を製造する過程で多量の廃棄物が発生していることを理解することが最も重要である。

レアメタルを造るには鉱山、鉱石、製錬所が必要である。日本は、廃棄物が全て除去された地金を購入してハイテク製品を作っている。更に問題なのは、レアアース等の鉱石は放射性物質を含んでいることがあり、銅についても鉱石によってはヒ素、カドミウム、水銀等を含んでいることである。もちろん大抵の鉱山では、鉱石や廃棄物は適正に処理されているが、こうした有害物を含む廃棄物の処理がどこかで行われている。例えば、最近自動車の電動化が進み、電線に用いる銅の消費が増えている。１台の車で50kg程度使うようになってきた。銅を１kg造るには鉱石からだけでもその200倍の廃棄物が出て、その中にはヒ素、カドミウム、水銀等が含まれていることもある。50kgの銅を使うＥＶを製造する場合は、10tの廃棄物（鉱石）が出る。また排ガスを浄化する触媒には白金を数g使用するが、それを造るには、その100万倍、数tの廃棄物が出る。それゆえ、環境に貢献していると思われているＥＶの背後には、膨大な量の廃棄物が生じることを理解いただきたい。工場のごみゼロ化もよいが、大本を考えたら環境に大きな負荷が掛かっていることも理解する必要がある。

日本において現在最も重要なことは、技術制約や環境制約を突破していくことである。幸い日本は、レアメタルの生産技術やそれに関わる環境技術が世界最高水準であり、非常に良い状況にあるため、今後は資源供給だけでなく、技術や環境に力を入れていくべきだと考える。

特に環境制約については、例えばレアアース、環境破壊等のキーワードでインターネット検索を行うと衝撃的な画像がいろいろと出てくる。私自身、様々な鉱山に足を運び、例えばレアアースの最大規模の露天掘り鉱山では、廃棄物を捨てたボタ山が本物の山のようになっているのを見た。その鉱山はかなり高品位の恵まれた鉱山だが、多くの場合、ウランやトリウム等の放射性物質が混在しているため、そこで採れたレアアース鉱石を日本に輸入することができない。磁石のためにレアアースは欲しいが、レアアースを生産する場合、有害物を含む廃棄物も付随しており、それをどこかで廃棄しなくてはならない。

一般に鉱石の採掘と金属の製錬は行う場所が異なる。金属の製錬は相応のインフラを要するため都市部で行われるが、濃縮された鉱石から金属を取り出す選鉱の後に残る、濃縮された多量の有害物を廃棄しなければならない。日本でそれを行うには膨大なコストと手間が掛かるが、中国では、ほぼゼロコストで巨大な湖に鉱石由来の廃棄物をそのまま捨てることができる。ゼロコストで廃棄物処理ができる国とは勝負にならない。そのため、米国の鉱山はコスト競争力を失って閉山せざるを得なかった。しかし日本は中国に頼り続けるわけにもいかない。ただ、そのために、例えば豪州で鉱山を開発して日本にレアアースを供給するとなると、やはり金属を取り出す際に鉱石由来の有害物が発生するため、途中、例えばマレーシアで処理するというようなことになる。こうした問題をしっかり見据えつつ、レアメタルの資源戦略に取り組む必要がある。

もう一つ問題なのは、日本には技術があってもコスト競争力の問題で続々と製

錬プラントが海外に移転していることである。中国は、例えばレアアースであれば、資源もそれを製錬するプラントも全て押さえている。したがって日本も今後、様々な処理が可能な製錬プラントを温存する施策が極めて重要になる。その理由は、高性能な飛行機や自動車、ロボットはいずれ必ず廃棄されるが、そこにはレアメタルが大量に使われており、それをリサイクルする必要があるためである。海外に委託するという発想もあるかもしれないが、幸い日本には優れた技術力が残っているため、それを懸命に維持して人材育成を進めていくべきである。車１台製造するには様々な金属が必要である。50kgの銅を取り出すのに10t以上の鉱石が使われており、白金も同様である。高性能モーターでも、レアアースやリチウムが何tも使われる。今後はこうした状況を見据えつつ施策を打ち出していくことが必要である。

レアメタルのリサイクル、すなわち廃棄物から分離した有価物であるレアメタルを、より純度が高く、高付加価値なものとすべき理由は、もったいないからである。「もったいない」という考えは世界には通用しないが、日本が誇るべき上位概念である。あともう一つ、環境の破壊を防ぐためにもリサイクルの推進は重要である。残念ながら現在の技術力では、貴金属以外のレアメタルは、リサイクルすればするほどトータルのコストが掛かる。そこでレアメタルのリサイクルへのモチベーションとしては次のようなことがある。すなわち、レアメタルは、地球が生んだ奇跡の物質を地表近くから取り出したものだが、採掘の際に環境を破壊し、製錬で莫大なエネルギーを使っている。さらに日本は他国と異なり、廃棄物の処分場にも限りがある。その意味では、レアメタルのみならず、リサイクルが重要となる。

まとめとしては、人々が使う高性能電子機器には多量のレアメタルが使われており、そのリサイクルは我々の使命である。ただ残念ながら鉱物資源は、余りにも価値が低く評価され、ただ同然で採掘され、現状ではほぼゼロコストでごみが廃棄されている。

ではどうすればいいかと言うと、バリュー・オブ・ネーチャー（鉱物（天然資源）が有する本質的価値）という考えを持っていただきたい。金属の生産には、

採掘、製錬、加工等のコストが掛かる。リサイクルの場合、まず回収コストが日本では非常に高額となる。回収して分離しても、金属として取り出す際に出る廃棄物の処理コストも日本では極めて高額となる。銅、鉛、亜鉛、鉄鋼といった大量に集まる金属や、貴金属のように単価が非常に高い金属は、リサイクルすれば利益が出る。一方で、リチウム、タンタルやレアアースは、リサイクルすればするほどコスト的には損失となるが、だからといって廃棄してはいけない。我々が知らないところで、鉱石から金属を取り出す際に環境が大きく破壊されている。つまり、バリュー・オブ・ネーチャーを大きく破壊しているのである。

鉱石自体がバリュー・オブ・ネーチャーが高く、しかも廃棄物処理には実は相当高いコストが掛かっている。現状では、ほとんどのレアメタルについて、リサイクルすればするほど、経済的な利得はなくビジネスとしては成り立たない場合が多い。しかし、レアメタルをリサイクルすることによって、バリュー・オブ・ネーチャーを保全し、人類は価値を生んでいるということを理解していただきたい。

日本の多くの研究者は素材からハイテク製品を作ることには一生懸命で、日本はこの分野でトップランナーである。今後は、廃棄された製品を資源として有効利用し、それを環境調和型の技術でしっかり利活用していくことが重要になる。

（主な議論）

【鉱物資源の安定供給】

問　今後様々な分野でレアメタルの需要が増加していく中で、日本に賦存する鉱物資源の現状を伺う。海洋鉱物資源も調査しているが、まだ課題が多く難しいという話であった。そこで、調査段階にある日本の陸地の鉱物資源に関し、採掘に至る可能性の有無について、参考人の立場や経験を踏まえての見解を伺う。

答　日本の鉱物資源の現状であるが、金属資源の大きなところとしては鹿児島県の菱刈に金鉱山がある。日本の金属鉱山は、1990年代半ばに、菱刈鉱山を除いてほとんど全滅状態になった。その理由は、当時、対米ドルの為替レートが

100円を切るまでの円高となったため、輸入鉱石が非常に安価になったのに対し、国内鉱山は、労賃や環境コストが高かったことから、立ち行かなくなってしまったためである。

今後は、金に関しては可能性があるかもしれないが、国内で鉱山を営むにはそれだけの環境コストが掛かるため、難しいのが現状である。複数の海外企業が菱刈鉱山の金鉱床の調査等を行い、開発可能性を検討したが、結局物にはなっていない。石灰石だけは自給可能だが、埋蔵量は急速に目減りしている。経済産業省は、2009年を最後に国内資源の埋蔵量統計の作成を中止した。その理由は、鉱石は輸入が多いので、海外の埋蔵量を調査する意味はあるが、国内はもう関係ないということだが、石灰石は継続すべきだった。

そういう理由で、政府は国内の陸上資源の埋蔵量調査は行っていないが、海洋鉱物資源については、懸命に取り組んでいる。

問　鉱山の探査、開発そして生産には成否の確率の問題があり、何より期間も相当掛かる。また、鉱物の生産に際し、どの資源がどういう技術革新によってどのくらい需要が伸びるかを予測した上で、技術開発や資源開発の投資を行う必要があるが、この点に関する日本の総合的な戦略の現状について伺う。

答　どこの鉱山会社も長期的な戦略について検討しているが、20年、30年掛かっても鉱山の開発に至らなかった案件も多くある。今後はカーボンニュートラル等に関連する材料へのシフトもあるだろうし、また、銅は今後も非鉄金属の主力の地位を保ち続けると思われるため、これらに関しても長期的な戦略が必要である。なお、優良な銅鉱山は、現在は主に南米や環太平洋に位置しているが、開発が難しい案件が増えている。

問　レアアースの中国依存に関して、資源の採掘だけでなく、環境負荷や環境コストが問題となっているとの指摘があった。今後、中国の規制強化が進んだ場合に、日本が資源の安定供給を確保するため、現在の中国の規制と同程度で、取引相手の候補となり得る国・地域の有無、あるいはそうした戦略的な検討の状況について伺う。

答　中国では、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件を端緒とした日本に対する輸出

規制の後、レアアースの価格が高騰し、以前の価格には戻っていない。その結果として、かなり高コストでの生産が可能となったため、環境面での改善が相当進んでいる。ただ、日本と比べ、規制は厳しくなく、特に廃棄物処分の費用は桁違いに安い。このため、今後環境規制等が厳しくなると、結局は技術とコストの関係になるので、レアアースの価格が上がることになるのが重要なポイントである。

これに関連して、技術革新によって、これまで利用されていなかった資源が価値を生む可能性について述べる。例えば、120年前はアルミニウムもレアメタルであった。つまり、資源は豊富にあってもコモンメタルにすることができなかった。それが、技術革新によってレアメタルからコモンメタルになった。また、技術革新先導型の資源の有効活用の最近の例としては、シェールガスが挙げられる。昔は使い物にならない、コストが掛かる、技術もないと言われていたが、急にエネルギー資源に変わった。その意味では、チタンは幾らでもある資源だが、いまだ技術革新は起きず、レアメタルのままである。今後アルミニウムのような技術革新が起きれば一気にコモンメタルになる。

日本が今後取り組むべきことは、チタン、電池に使用されるニッケルやコバルト等の生産の技術革新、さらにリサイクルをこれからもリードし続ける国づくりである。

問　政府は第３次エネルギー基本計画で、鉱物資源の自給率について、2030年にベースメタルを80％以上、レアメタルを50％以上とするなどの目標を掲げていたが、これらに対する評価を伺う。

答　鉄鋼やベースメタルのように生産も需要も伸びない一定値のものは、施策や技術開発によってリサイクル率を高めることは可能である。ただ、レアメタルの場合は、スマートフォンの普及やＥＶ等の登場に伴い急速に需要が増えている。このため、過去の製品から全量抽出したとしても需要に全く追い付かない。

問　海底熱水鉱床よりも水深が更に深いマンガン団塊とレアアース泥については、揚鉱技術が未開発なため、まだ難しいとのことであった。相当深いところ

に存在するこれらの開発可能性について、海外等での実証実験の状況も含めて見解を伺う。

答　海外では水深数千mの油ガス田から原油や天然ガスを採取しているが、それは、原油等が地層の圧力で上がる自噴能力を持っていることも一因である。マンガン団塊やレアアースにはそのような動力源がないため、水深4,000～5,000mから人為的に揚げてこなければならない。

日本は既に1997年にマンガン団塊の集鉱試験を終えているが、その後マンガン団塊の揚鉱について経済的に見合う手法を発見できず、足踏み状態にある。一方、海外でもマンガン団塊の集鉱試験を行おうとしている。ただし、鉱石を集めるだけで、揚鉱の方法はその次に考えるという段階で、やはり水深数千mという壁が厚い。

問　海洋鉱物資源のうち海底熱水鉱床開発における非技術的な課題は、法制度や社会の受容性、他産業との共生といった極めて重要な課題が多いが、これを乗り越え先に進むために参考となるような海外の事例等があれば伺う。

答　ＪＯＧＭＥＣが注目しているのは、国際海底機構（ＩＳＡ）が公海における深海底の鉱物資源に関する開発規則（マイニングコード）を作成しようとしていることであり、日本のＥＥＺ内についてもそれを参考にして作ることになる。

また、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストの掘削試験等、日本が行っている活動から得られたデータを、ＩＳＡが行おうとしている法整備や環境整備に対して積極的に発信し活用していくべきであるとＪＯＧＭＥＣや政府は考えているようである。

【鉱物資源と環境】

問　環境問題をシビアに考える日本が、環境問題を全く考えずに資源開発を行っている中国に対し、資源は輸入しつつ、環境問題の改善を促すために、これからの外交交渉等において必要となるものは何か伺う。

答　過去の日本と同様、成長戦略を取る国は、国策として環境問題の優先順位が

少し低くなるが、これは仕方がない。現在の中国は環境コストが相当低いが、ある程度豊かになったり、様々な問題が顕在化してくると、日本もそうだったように、環境コストを上げてくるものと考える。ただ、そうなるとまた他に環境コストが低い国が出てくる。特に鉄鉱石等とは異なり、レアメタルは需要が少ないため、供給量が多い上位３か国だけで世界中に供給できてしまうことから、どうなっていくのかは分からない。

日本は実際には、貴金属を含むという条件付で、廃棄物を海外から相当輸入しており、世界中で取り合いをしている。例えば、自動車排ガス浄化触媒に使われる白金やロジウムを含む白金族を海外で懸命に集めて、日本に持ち帰り製錬している。また電子基板のスクラップでも、金の品位が高いものは輸入している。その理由は、日本が今はそういった特殊金属の製錬が得意だからである。このように、日本は環境を害さずに有用な金属を取り出す技術について今はトップランナーであるので、今後も戦略として強化していくべきである。他方、日本は安い物を処理するコストではどうしても勝てない。

問　日本は廃棄物からレアメタル等を取り出す技術が世界最高水準とのことだが、中国で天然鉱石からレアアース等を抽出する際に、日本の優れた技術を役立てて協力する余地はあるのか伺う。

答　かつて日本では、銅、鉛、亜鉛等の非鉄産業が一気に開花して日本の産業が加速度的に成長した。現在も１兆円規模の非鉄産業の企業が多数存在する。しかも、高い環境コストを払わなければならないのに、電子基板等のスクラップを輸入して環境に適合する形で富を生み続けている。日本の製錬技術はすばらしいが、最近は中国も技術力が大きく向上している。少し前までは中国の製錬会社は技術的に劣ると考えられてきたが、今は多くのものが中国に抜かれていると認識を改める必要がある。特にレアアースの生産に関しては、もはや中国の方がはるかに進んでいると考えた方がよい。ただし、例えば高性能の磁石等、最終製品の製造まで含めると、日本の方が進んでいる。かつては日本が中国に技術を指導する立場にあったが、残念ながら現在は、中国に赴いて様々なものを学ぶ立場へと変わりつつある。最終製品の製造についてはトップラン

ナーかもしれないが、製錬に関しては中国に抜かれつつあるのが現状である。

問　世界的に見れば、ＥＶ製造に不可欠な物質のうちレアメタルが枯渇する可能性はない一方で、レアアースは供給源が偏在し、製錬所も環境対策が不十分な国に偏っていると指摘されている。そこで、国内における製錬所の整備が必要と考えられるが、リサイクルを含め、環境コスト面での困難があれば、環境規制を緩めて環境コストを下げなければ行うことは難しいのか、国内のレアメタルの製錬環境の充実に向けた施策の在り方について見解を伺う。

答　日本は環境規制が非常に厳しいため、レアメタルの製錬ができず、有害物質の処理にコストがかなり掛かるのは事実である。そこで、環境規制が緩い特区のようなものを作るのも一案である。

一例を紹介すると、米国アリゾナ州のある鉱山では、山に硫酸を直接掛けて銅鉱石を溶かし、下方にできた硫酸銅の池から銅を取り出すということが行われている。これは極端な例ではあるが、米国等では、現在もそういう方法で多くの銅が生産されている。日本ではこうしたことはもちろん不可であるが、米国等と同様に、日本でも地域によって環境規制を緩めればよいと思う。

問　リチウムイオン電池に使用されるリチウムの代表的な産出国であるチリでは、リチウム鉱床があるアタカマ塩湖において、地下水のくみ上げ過ぎによる生態系や住民生活への影響が指摘されていると聞く。また、リチウムイオン電池に使われるコバルトの中心的産出国であるコンゴ民主共和国では、採掘自体が水質や農作物を汚染するほか、鉱山労働者が一日１ドル程度の劣悪な労働環境で働き、７歳の子供まで使われているなど、人権問題に関する批判もあると聞く。

ＥＶはクリーンであることを特長として掲げてリチウムイオン電池を搭載するが、そのために新たな環境汚染や搾取、あるいは人権問題の拡大をもたらしている。地球全体で見ると、自然環境や人間社会への負荷が拡大していることがうかがえる。こうした、川下のリサイクルだけでは対応できない問題について対応が必要と考えるが、どのような具体策が求められるのか、見解を伺う。

答　ＥＶは、使用時は非常にクリーンだが、製造段階における環境負荷を含むライフサイクル全体で評価しなければいけないという考え方も大分根付いてきているとは思う。

ＥＵの法案からは、製品側にもできるだけクリーンな材料を造ろうという努力が感じられる。より上流側のコバルトやリチウムの採掘についても、カッパーマークのような、人道的にも環境的にも安心で、安全に造られた素材であるという認証制度が広がる可能性があり、製造側の日本も、認証されたものをより多く使用することが求められていくものと考える。

また、リチウムもコバルトも資源として有していない日本にできることはリサイクルだと思うが、現状では経済的に成り立たない可能性が高い。そのため、リユース等の様々な方法による努力をしているが、リチウムイオン電池の資源循環について日本も直ちにきちんと考えるべき時期に来ている。

答　リチウムの採掘、特にチリのアタカマ湖での環境破壊について説明する。アタカマ砂漠は、湧き水はあるが、一年中雨が降らないような場所であり、地下にあるかん水と呼ばれる塩水のリチウム採掘現場は、周囲に人がいないため、どれだけ掘っても誰も困らない。ただし、ＥＶを１台造るには２ｔ以上のかん水を掘り出す必要があるが、現状では、ＥＶを造るためではなく、塩化カリウムを大量採掘する際の副産物としてリチウムを採取している。

問　環境への配慮や、持続可能な社会を作る観点から環境や人権の問題は重要だが、日本では経済が優先されて話し合われない。他方、欧米諸国は、環境問題や人権問題を、外交や経済を優位に動かすために使っている部分があると聞く。環境への配慮を証明するだけでなく、本当の意味で経済を成長させていく上で、どのような視点で国際認証の取得について考えていくべきか、関係産業以外においても考える必要があるのではないか。この視点から、人工資源の利活用に関する素材生産側の責任ある対応の一例としてカッパーマークという評価制度の紹介があったが、誰がその認証を得ているのか、また日本にどのように影響するかについて伺う。

答　カッパーマークは、銅の素材であるインゴット（製錬された金属の鋳塊）に対する認証制度であり、それを造る鉱山、製錬所、資源・素材企業が国際銅協

会から認証を取得する。日本の大手の銅製錬所や資源・素材企業もこの認証を取得している。これは日本ではなく外国の制度であり、諸外国、特に欧州はこうしたことを戦略的に進めてきている。

問　環境問題には、人権問題や労働問題の側面があり、これに対処する必要から、銅に関してはＥＵ主導により、カッパーマークという一定の国際的なガイドラインができているとのことである。他の素材についてもこうしたガイドライン的なものの策定が必要と考えるが、例えば日本がそれを主導できるのか、あるいは世界でそういった協議会を作るなどの動きがあるのか、現状を伺う。

答　銅は非鉄の中でも主軸の金属であるためこういった動きができてきているが、その他の金属については情報を持っていない。ただ、ＥＵを中心に、金属全体のトレーサビリティ確保に向けた動きがあり、世界的にその方向にあることは間違いない。それをＥＵが主導している理由は、ＥＵの産業を守り、ＥＵの価値観が世界に行き渡るようにという、ある意味での戦略からである。

そういう中で、日本が特定の金属に関する指標を策定することは考えづらいが、金属全体のトレーサビリティを高めるという部分におけるＥＵの先導的な動きに対して、日本もきちんと意見を言える立場にあることが非常に大事である。そういう意味では、日本はこういった部分を俯瞰的に見た上で、英語で、ＥＵの様々な動向に対峙できる、意見を言える人材が不足しているため、そのような人材を育成し、物を言える立場を確立しておくことが大事である。

問　バリュー・オブ・ネーチャーという考え方について、アカデミアや国際的なシンクタンクにおける議論の現況について伺う。また、このような考え方を制度に実装するにはどうすればよいか伺う。

答　この概念が普及すると産業界にとって困ることが多い。コストがひたすら掛かり、加えて環境破壊に対するペナルティがあるからであり、非常に難しい概念である。ただ、自然が持つ価値をあまりにも壊したり、爪痕を残したりしてはならないが、そうする以上は、徹底的にリサイクルを行うべきと考える。なぜならば、レアアースの採掘によって環境が破壊され、放射性物質等が排出されることもあるが、リサイクルであればコストも手間も掛かるが有害物質はもう排出されないというメリットがあるからである。ただ現在の経済は、コストを負担せずにいかに安く物を作るかというところで勝負しているので、コスト的には全く見合わないバリュー・オブ・ネーチャーという考えを導入することで困る人が多いのも確かである。

問　鉄道やバスは自家用乗用車と比べて単位輸送量当たりのCO_2排出量が少ないことから、環境負荷を減らすためには自家用乗用車から公共交通機関へのシフトを促す必要があると言われている。今後はＥＶが増加し主流になると考えられるが、そのような状況においても公共交通機関は環境負荷が少ないと言えるのか伺う。

答　電車を始めとする公共交通機関は、資源消費のみならず、エネルギーの観点からも大変エコである。他方、ＥＶ等は、高速道路で渋滞に巻き込まれることもあり、すこぶるエコではない。資源消費のみならず、エネルギーや社会性の観点からも、将来は公共交通機関へのシフトを重点的に進めるべきである。自家用の乗り物は、CO_2を出さないとしても、趣味の世界でよいのかもしれない。これには様々な意見があり、レアメタルを大量に使用しても自動運転の車を推進すべきという考えもあるかもしれないが、私はそうではないと考える。

問　現在、深刻な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、自動車の利用やマスクの廃棄物等が増加しており、環境負荷が増大していることから、新型コロナウイルス感染拡大と環境問題について、特に資源環境の観点からの課題を伺う。

答　新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動制限により、エネルギー面での環境負荷が少し下がったという報告もあるが、一部のプラスチックごみやマスクの廃棄物等は増加していると言われている。プラスチックごみやガラス等は、機能は相当高いが、金属と比べて元素としての経済価値はそれほど高くない。これらを我々がどのように資源としてうまく利活用していくかは大変大きな課題である。

プラスチックやガラス等は、その機能を余すところなく使い、ごみにしないという処理法が求められる。そのため、地産地消に近い、金属よりも更に小さな範囲内で上手に機能を使う仕組みづくりをしていかなければならず、そのた

めの分離や後処理技術の開発も必要である。

さらに金属の観点から言えば、現在、製錬所でもプリント基板等の一部の樹脂を受け入れているが、副産物に影響が出ることから極めて限られている。このため、樹脂のリサイクルについては、製錬所側も更にどういう寄与ができるかを検討する必要がある。

そのときに考えなければいけないのが副産物への影響であるが、副産物を上手にサプライチェーンに乗せる、つまりごみにせずに利活用することができれば、もう少し販路を広げることができると考える。特に、鉛やヒ素等の金属の有害物質は拡散していくものではないため、少し混じっていても上手にコントロールして利活用していくという考え方もあり、金属に限らず、入口から出口まで広く見ていくことが大事であると考える。

【資源リサイクル】

問　技術や資金ではなく、鉱床が持つ地質学的な自然条件によって採掘できる鉱量が決まるということでよいのか伺う。また自然破壊を進行させないためにも、コストが掛かっても都市鉱山の開発、金属リサイクルを推し進めていくことに賛同しているのか伺う。

答　自然条件によって鉱量が決まるか否かは難しいところであるが、深くて掘ることが難しいケースは現実に存在するし、掘ることができてもコストが掛かる。このため、制約を受けることはあり得る。私は鉱山が専門であるが、リサイクルによる金属の回収は必要だと思っており、今後も鉱種や金属種が広がっていくことを望んでいる。

問　国内での採鉱が難しいとなると、リサイクルということになる。日本は貴重な資源をリサイクルする技術は相当進んでいるが、それが経営として成り立つにはまだ非常に厳しいという意見もあった。リサイクルの技術開発は、対象によっても異なると思う。その選別も含め、製錬までの段階で非常に大きな技術開発が必要になると考えるが、見解を伺う。

答　鉱物の分離は、解体・分離、濃縮を行う部分と、それを更に純度を高精度に

上げる精錬部分の二つに大別される。日本は後者については非常に優れているが、前者はまだ発展途上と思われ、特にリサイクルにおいて、技術としてきちんと確立されていない部分がある。そのため、目まぐるしく変わる色々な製品に合わせて技術開発をしていく、規模も大きくしていく、企業も技術力を付けていくということが非常に大事である。

問　日本におけるレアメタルに関する厳しい環境制約は、今後、技術研究によって解決できるのか伺う。

答　廃液や有害物質を排出しないレアメタルリサイクル技術の開発は、技術的には実現可能でもコストが見合わないことが多い。一例を挙げると、自動車のモーターに使われていた高性能磁石の廃棄物からレアアースを回収しリサイクルする際、有害な廃液を一切出さない技術を企業と共同で開発した。このように、環境意識が高い企業は積極的に取り組むが、コストが見合わないことが多い。ただ、環境コストの負担が一般的になれば条件が変わるので、こうした試みを国として応援してもらいたい。

環境調和型の技術開発は、日本が非常に得意としている分野であるため、今後注力すべき重要分野である。ただ、それを担う人材育成が危機にひんしていることが最大の問題である。

問　人工資源利活用の課題として、解体・分離の高効率化が挙げられている。現在の解体技術には、自動車のシュレッダー処理等の破砕・粉砕と家電の人力解体があるが、この両者の間を埋める特殊機械やロボット等の様々な未確立の技術に関する現状と課題について伺う。

答　それぞれの企業において、解体を自動化すべきとの課題認識に則して取り組んでおり、自社製品の全てを解体できるロボットを作り、インターネット上でアピールしている企業もある。ただ、自社製品であれば全ての情報があるためそれが可能であるのに対し、大規模なリサイクルでは様々な製品を扱うことから、自動化はそう簡単なことではない。このため、この分野に日本が誇る画像認識等のＡＩ、ロボットといった自動化に関する技術が投入されていくことを期待している。将来的に破砕・粉砕に代わるものとして、使用済みの自動車が

何らかの外力を与えることで素材ごとに分解されるような分離技術ができれば、分解された素材はリサイクルできることから、世界は大きく変わると思われる。ただ、分離技術の開発だけでは難しいところもあるため、使用後に何らかの外力で分解されるような仕組みを製品側にも考えてもらいたい。仕組みと技術の両方で革新的に飛躍することを期待している。

問　金属のリサイクルについて、製品がリサイクルを経て再び製品となる過程が連携していないとの意見があった。同一企業内であればトレーサビリティに取り組むモチベーションはあるだろうが、実際には他社との関係やコストの問題等がある。そういう中で、政策的にトレーサビリティを進め、金属リサイクルを進めるモチベーションを高めていくための方策について伺う。

答　非常に重要な論点である。20年も前から易分解設計やインバース・マニュファクチャリングという製品のリサイクルを前提にしたものづくりの概念があったにもかかわらず、思うように進んでこなかったのは、正に製品側にモチベーションやインセンティブがなかったためである。それが現在、少しずつ世論や環境に対する意識の高まりで変化しているのではないかと期待している。

ＥＵでは、既に全てのリチウムイオン電池を対象とする種類別の回収率やリサイクル率の目標設定、カーボンフットプリントの申告の義務化等を内容とする法案が提出され、法律で認められたリチウムイオン電池しか取り扱わないことで製品の差別化を図ろうとしている。日本でも同様の動きが起これば、資源循環に向けて大きく一歩前進することになる。そうしたインセンティブが製品側に発生する社会を作っていかなければならない。

問　これまで日本は、資源循環よりも経済的合理性を優先してきたが、最近はビジネスと資源循環が結び付いてきたことに注目しており、ビジネスが、加速度的に資源循環を推進するキーワードになると考えている。今後、日本が都市鉱山の金属リサイクルと関連技術で世界と戦っていくために、何がビジネスを後押しし、また何が必要になるのか伺う。

答　資源循環はバランスが大事である。例えば、貴金属のリサイクルをする場合には、貴金属だけでなく、付随する樹脂やガラス等全てのものの再利用も考えなければならない。

もし政治や仕組みの面で支援が得られるのであれば、経済的に回収した後の残りの部分が、消費の段階でうまく利活用されるような仕組みづくりの後押しが考えられる。日本では鉛やヒ素等の有害物質が僅かでも含まれれば廃棄物として最終処分しなければならないが、全てを再利用するためには、有害物質が多少含まれていても管理できるものであれば極力活用するとの考え方にのっとり、樹脂やガラス等をサプライチェーンにうまく乗せていく仕組みづくりが非常に重要である。

この点の解決、すなわち再利用がうまくいけば、リサイクル資源も入ってくるようになるため、一部の経済的に価値がある金属だけでなく、あらゆるものが円滑に循環していく契機になると考える。

問　日本の廃棄物リサイクル産業は、欧米に比べて非常に規模が小さいとのことだが、その理由や経緯について更に詳しい説明を伺う。また規模が大きいと経済面で大きな利点があるとのことだが、国内外におけるその具体例について伺う。

答　日本のリサイクル業者が特定製品のスクラップや廃棄物処理業から生じたという経緯がある。この廃棄物処理には過去に様々な経緯があり、物を越境させることができない、広く集められない、ためられないなどの様々な規制の中で適切に処理されてきた。それは廃棄物処理としては非常に大事なことだが、一方、資源として利活用するビジネスとして考えた場合、広く集められない、ためられないということは足かせになっている場合もある。製品ごとに下請業者が処理してきた経緯から、現時点では多種多様な製品を広く集めて事業を拡大するまでに発展していないものと考える。

リサイクル産業の大規模化のメリットは、欧米企業が実証しているとおりである。広く集めることで安定した市場が生まれ、廃棄物が良質な資源としてきちんと取り扱われてそこに集められれば、自分たちが分離したいバランスに合ったものを広く集めてくることができるため、メリットは大きい。そのため、一定の規模を確保することは、リサイクルにおいて非常に重要と考える。

問　都市鉱山等のリサイクルの必要性について消費者が認識したきっかけは、小型家電や携帯電話等を回収して集めた金属で2020年東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作ろうという運動であった。国民や行政が、都市鉱山等への関心を持ち続け、さらにはレアメタルをどのようにして国内できちんとリサイクルしていくかという観点からの、国民や行政に向けたメッセージを伺う。

答　オリンピック等のメダルの件は、人工資源のリサイクルへの理解を広げる非常に貴重な機会であった。さらに最近は、日本の重要な価値観である、もったいない精神に基づいて様々なものの有効活用を図る取組がなされるようになった。元来、日本国民にこうした意識があるため、リサイクルやリユースは比較的根付きやすいと考える。廃棄物は混ぜればごみだが、分ければ資源であるということを言い続けている。消費者が廃棄する際にある程度分けるようにし、それを大規模に集めてリサイクルする仕組みづくりが非常に重要である。その際に何を分ければよいかは、真剣に考えなければならない。

答　一般社会へのアピールは非常に重要である。レアメタルのリサイクルが今後重要性を増すことは確実であり、オリンピック等のメダルを全てリサイクルした材料で作るなどの取組は非常に重要である。経済的には見合わないが、持ち物は全てリサイクルしたもので作るべきであるなど、国会議員にはそうしたことを広くアピールしていただきたい。

問　秋田県小坂町を出発点とするＤＯＷＡホールディングス株式会社は、日本は資源小国だが実は資源がたくさんあるとして、都市鉱山の開発に相当早い段階から取り組んできた。その後の都市鉱山の開発や分離の取組状況や、これが先進事例として今後も広がっていく可能性を秘めているのかどうかについて現状を伺う。

答　ＤＯＷＡホールディングス株式会社は、明治期の前身企業以来、秋田県小坂町に鉱山と銅の製錬所を有しており、非常に特殊な鉱石の処理能力を持っていた。そこで、グループ会社のＤＯＷＡメタルマイン株式会社において、製錬所をリサイクル専用の炉に造り替えた。最初は効率が悪かったりしたため、試行錯誤を続けていたようだが、既に解決したものと思う。

答　都市鉱山の概念は、東北大学の南條道夫教授が古くから提唱している。鉱石から金属を造るものであった時代にあっては、スクラップから金属を取り出すという概念は、残念ながら評価されなかったが、最近は大量の貴金属やレアメタルを電子機器に使うようになり、そのリサイクル価値が上がり注目されるようになったという経緯がある。

日本の非鉄会社はスクラップから有価物を取り出す技術も大変優れているので、都市鉱山からのレアメタルのリサイクルに関して、日本の企業は、正に世界のトップランナーである。

【資源分野における人材育成】

問　参考人が日本学術会議の特任連携会員として参加した総合工学委員会の持続可能なグローバル資源利活用に係る検討分科会が2008年に行った提言である「鉱物資源の安定確保に関する課題とわが国が取り組むべき総合的対策」を拝見した。当時も、レアアース等レアメタルに関する中国の需要急増を背景とした需要の逼迫、価格の高騰、安定供給への懸念等が指摘されており、その中でも人材育成の必要性が語られていた。それから10年が経過しても現場の人材不足が続いているということであれば、受け止めた政治の側の責任もあるのではないかと考える。将来どの段階でどういう経過で花開くか分からない分野はたくさんあるため、現在花形であるか否かにかかわらず、その基礎研究、特に大学での研究分野に対する支援を充実させることが必要と考えるが、見解を伺う。

答　大学の基礎分野での研究は非常に重要である。我々は、はやり廃りにかかわらず、百年の計をもって、資源及び関連分野の研究の柱を守りながら前に進んでいく必要がある。ただ、その具体的な進め方には難しいところがあり、研究資金等が近い将来花開くと思われる分野に配分されているのも事実である。資源分野においては、支援が乏しい状況は変わらない。今後の研究者や学生のためにも基礎分野への研究資金の配分は守られるべきだと考える。

問　人材育成については、複数の企業や研究所が、連携して様々な研修や教育を

行っている事例の紹介があった。知識を伝えるのであればこうしたネットワークの取組が優れていると思うが、他方、日本の研究体制を考えると、大学等において、資源開発や製錬、リサイクル等について一気通貫で体制を作っていくことが重要と考えるが、大学の現状を伺う。

答　若手研究者を育てることは将来につながるので非常に重要である。ただ現状では、採鉱の分野は、人材不足に苦しんでいる。他方、選鉱や製錬の分野には学生の注目も集まっているので、うまく人材育成が行われていると思われる。

鉱山での採鉱は、研究の対象というよりも、技術者の育成に主な役割があったため、大学で採鉱を研究するには、大規模なものが必要になるなど、研究を継続的に行うのは非常に難しい。そして何より国内で鉱山が少なくなっているので、実際の現場にある問題を取り上げて解決手段の研究を行う機会が減っており、なかなか難しく悩ましい。

問　人材育成の重要性の観点から、ＥＩＴについて伺いたい。素材等の研究職は、最終製品が見えている分野とは異なり、子供の頃からの経験に基づいて思い描く就職先には至りにくい分野だと思われる。そういう中で、ＥＩＴは最終製品にも着目しているということであるので、この点に関する詳細な説明と、日本がこの取組を導入する際の政策的な課題について伺う。

答　消費に近い分野や花形の分野、分かりやすい分野には、良い人材が集まりやすいが、素材産業はその縁の下の力持ち的なところがあり目立たない。このため、我々も懸命にアピールはしている。

日本では、資源、素材、材料、製品と全て分野が分かれているほか、大学の分野、省庁、そして研究所も分かれているので、相互の連携が取りづらい。その一方で、ＥＩＴローマテリアルズでは、資源の探鉱から採鉱、選鉱、製錬、材料にするところまでが一気通貫になっているため、資源の制約やレアメタル使用における望ましいバランス等の情報が、材料側まで行き渡りやすい。日本はどちらかと言えば製品優位で、製品に必要なレアメタルを探すという構図になっており、双方向になっていない。

少なくとも、資源側から製品側に対し、使ってほしいレアメタルのバランス

等の情報を伝達できるようにならなければ、この分野の発信力はないと考える。このため、現在の仕組みを急に変えることは難しいが、大学だけでなく、省庁や研究所も含めて、互いにプロジェクトや連携を強化していくところから始める必要がある。

問　採掘の分野は見えづらく、職業や研究に人材が集まりにくいことに加え、採掘現場自体も日本にはないということでは、人材が来ても技術を磨くことも難しいのではないかと考えるが、今後どのようにして採掘分野の人材育成を行うのか伺う。

答　私の学生時代は、日本の石油会社がアラビアで石油の権益を獲得したり、秋田県の黒鉱鉱床という金属鉱床が新たに発見されたりという資源ブームの時代であったため、興味を持ってこの道に入った。

日本は、安く資源を輸入し製品にすることを基本としていた。しかし、2004年以降、中国の影響も強くなったと思うが、世界的な需要の高まりの中で代金を出すだけでは資源獲得が困難となり、リスクを取りながら資源を調達するという方向に転換せざるを得なかった。そこで、資源分野における人材育成が必要との認識に基づき、補助金を得て人材育成を開始した。現在も状況は基本的に変わっておらず、今後も資源価格や資源調達に関して、隣国等と競争しながら資源の採掘を行うことになる。そのために海外の鉱山の権益を獲得し、それに見合った人材を送ることが必要になることから、メインのオペレーターにはなれなくても、一人で海外の鉱山技術者と張り合えるようなタフな技術者の養成が必要だと考える。

答　30年前は、非鉄冶金、特殊金属製錬は人気がなかったが、今では未来材料であるチタン、レアメタルという非常に重要な分野になりつつある。このことは教育において大事なことである。

非鉄材料に様々な人材を誘導すべく、その重要性、将来性を懸命にアピールしてきたが、全然インパクトがない。そこで、材料のプロセス分野に興味を示す人がいたら、将来性があり、国として大事であるとして、背中を押していただきたい。

（３）コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策

（令和３年４月21日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

京都大学名誉教授

公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー　　松下　和夫　参考人

2050年温室効果ガスネットゼロの課題は何かというテーマについて述べる。

最初に、気候変動と新型コロナウイルス感染拡大について考える。いずれも人類の生存に関わる、国際社会が協調して取り組むべき重要問題であり、その背景には経済のグローバリゼーションと都市集中がある。21世紀に入り、この20年間で重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）に続いて３度目となるパンデミックの発生は、気候変動や無秩序な開発による生態系の変化等が要因と指摘される。また、社会の格差の拡大により、貧困層や弱者への影響が大きくなっている。したがって、高い危機意識と実効性のある対策が必要である。気候変動と新型コロナウイルス感染拡大に関する対策の共通点は、信頼できる科学的知見、生活や経済の在り方自体を大きく変えること、国際社会による協調的対策、大規模な財政出動の必要性である。相違点は、気候変動対策ではより質の高い暮らし、人々の幸福に貢献する経済システムへの移行がやり方によっては可能であるのに対し、新型コロナウイルス感染拡大対策では場合によっては質の高い暮らしを犠牲にすることも必要となる。

こうした観点から、現在「より良い回復」すなわち「グリーン・リカバリー（緑の復興策）」が国際的に提唱されている。国連は、新型コロナウイルス感染拡大の教訓を学び、より良い社会の構築、すなわちより平等かつ包摂的で、グリーン、強靱な社会・経済への移行を提唱している。より良い社会の構築には、気候危機の回避が不可欠である。「グリーン・リカバリー（ＧＲ）」とは、新型コロナウイルス感染拡大により被害を受けた経済と社会を、環境に配慮した低炭素で災害に強いレジリエントな社会・経済に移行することと言われている。

現在、新たな国家発展戦略としてゼロエミッションが取り上げられる潮流が生まれている。言わば経済的にも脱温暖化を達成しないと生き残れない脱炭素大競争時代が始まっている。

その先鞭を着けているＥＵは、温室効果ガス等の排出を減らしながら雇用を創出し、持続可能な社会へ変革する新しい成長戦略である「欧州グリーンディール」を2019年12月に発表し、欧州を世界初のカーボンニュートラルの大陸にすることを標榜している。その財政的裏付けとなるのが計1.8兆ユーロ（約230兆円）に上る次世代ＥＵ復興基金であり、その30％が気候変動に当てられる。また、欧州気候法案、炭素国境調整措置等について検討を行っている。「欧州グリーンディール」は2050年までに排出量ネットゼロを、加えて2030年目標（40％）の55％削減への引上げを目指している。また2020年６月に、投資案件が環境面から見て持続可能であることを明確化する規則「グリーン・タクソノミー」が成立している。欧州の復興計画を支える次世代ＥＵ復興基金は、通常予算とは別に、ＥＵ委員会が債券を発行して金融市場から7,500億ユーロを調達するものである。債券の償還財源として、使い捨てプラスチック賦課金、炭素国境調整措置、ＥＵ排出量取引制度の対象部門拡大、デジタル課税等が検討されている。

ＥＵの議論の注目点は、第一に、成長戦略として脱炭素化が必要との認識がある。第二に、脱炭素化時代の産業の姿を具体的に描き、そこに至る道筋と政策手段を議論している。第三に、グリーンディールを進めることでＥＵの基準やルールを国際化している。例えば、投資の持続性に係る基準は、ＥＳＧ投資の世界共通の基準になることが想定される。炭素国境調整措置は、温暖化対策が取られていない製品に関税を課すことを通じて、ＥＵ域外の国に対して環境対策を迫るアプローチである。また、力を入れている水素戦略では、水素の定義や基準について主導権を握ろうとしている傾向が見られる。

次に米国は、バイデン大統領が就任直後にパリ協定復帰を指示し、野心的な選挙公約の実現に取り組んでいる。選挙公約では、2050年までに経済全体で温室効果ガス排出ネットゼロ、2035年までに電力部門からのCO_2排出ゼロを掲げる。また、持続可能なインフラとクリーンエネルギーに対する８年間で2.3兆ドルの

投資等を発表している。さらに、温室効果ガスの排出規制とインセンティブの再強化、環境正義の実現を目指している。

同大統領の基本的なコンセプトは、気候政策を通じたクリーンな雇用の創出であり、2021年３月に発表された法案の名称も「アメリカン・ジョブズ・プラン」となっている。８年間で2.3兆ドルというと、毎年ＧＤＰの１％に相当し、その25～50％が気候変動関連と言われている。同大統領の気候変動政策に対する評価は、全体として過去のどの大統領と比べても野心的な内容であり実質的な「グリーン・ニューディール」（ＧＮＤ）と言えよう。また、ジョン・ケリー元国務長官を気候変動問題担当の大統領特使に、ジーナ・マッカーシー元環境保護庁長官を気候変動問題に係る国内政策調整担当の大統領補佐官に任命するなど、ホワイトハウスと全省庁を挙げた強力な布陣となっている。政治的な実現性や戦略性を持っていることが特徴的で、共和党と民主党の議席が拮抗している上院の共和党の支持を必要としないという形で行政命令等を通じて政策を進めているほか、雇用や生活改善に焦点を当てることで国民の支持を得ようとしている。

次に中国は、習近平国家主席が2020年９月の国連総会で、CO_2排出量を2030年までに減少させ、2060年までにネットゼロにすることを表明した。世界最大排出国によるこの方向転換は大きな意味がある。その後、2020年12月には、ＧＤＰ当たりのCO_2排出量、一次エネルギー消費量に占める再エネ等の非化石エネルギーの割合や風力発電と太陽光発電の設備容量の目標を引き上げた。2021年６月には、炭素排出権取引制度を本格的に稼働する予定である。さらに、ＥＶ等の新エネルギー車（ＮＥＶ）に係る「ＮＥＶ産業発展計画」を発表し、新車販売に占める割合を2025年までに20％、2035年までに50％以上にし、ガソリン車の販売は禁止するとの方向性も出している。中国のＮＥＶ生産・販売は世界最大であり、上位20社のうち７社が、上位10社のうち３社が中国メーカーである。日本は14位に日産が、17位にトヨタが入っている。自動車の電化、ＮＥＶ化によってCO_2削減とエネルギー安全保障に寄与する。そして電源を再エネにし、自動車の電化等と再エネによる電源をインターネットで融合して促進すること等を通じて大気汚染対策、地球温暖化対策、エネルギー安全保障を同時に達成し、地域経

済も振興する。それにより脱炭素社会と持続可能な発展を実現するというシナリオを描いている。なお、2020年８月までのＧ20各国によるグリーンな投資を見ると、いわゆる緑の復興支出は比較的少ない状況にとどまっている。

日本は、菅総理大臣が2020年10月の所信表明演説で、2050年までの温室効果ガス排出ネットゼロを宣言した。これはパリ協定実現に必要な目標であり、画期的であるが、実現は容易ではない。日本の1990年以降の温室効果ガス排出量の実績、2030年目標、2050年ネットゼロ目標を描いたグラフを見ると、最近の減少傾向を加速させ、2030年目標をより上積みし、2050年目標を達成するのは非常に困難だが挑戦しなければならない課題となっている。一方英国は、温室効果ガス排出量を1990年以降着実に減らし、2030年目標も57％削減から68％削減に引き上げた。報道では2035年の目標を78％削減とするなど、ＣＯＰ26議長国として頑張っていることがうかがえる。

21世紀経済は、言わば脱炭素市場獲得をめぐる脱炭素大競争時代であり、それに向けて経済社会変革の道筋や政策手段、財源を検討し、脱炭素社会ビジョンと緑の産業政策を構想する必要がある。経済産業省は2020年12月に「グリーン成長戦略」を発表し、主要14産業部門別に野心的な目標と成長戦略を定めた。野心的な目標設定自体は評価されるべきだが、実現はこれからに懸かっており、幾つか課題もある。例えば、2030年の削減目標や再エネ目標の強化の方向性は示されていない。また2050年のエネルギーミックスには石炭火力発電に関する言及がない、CO_2排出量が多い鉄鋼等の素材産業については取り上げていない、といった問題がある。電力部門の脱炭素化、再エネの大量導入、石炭火力発電の廃止は不可避である。戦略ではその実現手段やスケジュールを検討する必要がある。

日本版の緑の復興と脱炭素社会移行を考える際には四つの前提がある。第一に、2030年までの温室効果ガス削減目標の強化である。気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）等では2030年までに1990年比で少なくとも45％削減とされ、2013年比でいうと50％以上削減になる。第二に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画の改定において再エネを増やして石炭火力発電と原子力発電を減らすことに加え、エネルギー消費量自体も減らす必要がある。第三に、石炭火力発

電からの撤退である。国内では段階的に廃止し、海外への石炭火力発電所建設への支援を停止する。第四に、環境政策や経済成長政策として、本格的炭素税の速やかな導入等のカーボンプライシングが必要である。1990年代以降、諸外国ではCO_2排出量削減とＧＤＰ成長を両立させるデカップリングが進んでおり、それが炭素税の導入により加速している。他方、日本ではCO_2排出量が増加する一方、ＧＤＰは横ばいにとどまっている。名目ＧＤＰ１万ドル当たりのCO_2排出量の推移を見ると、1990年代には日本はスイスに次いで少なかったが、その後、欧州各国に追い越され、米国にも追い付かれつつある。また、現状１kWh当たりのCO_2排出量は、主要国の中で日本が一番多い。日本における再エネ拡大の障害の一つが送電線網にあると言われている。地球環境戦略研究機関の研究によると、欧米諸国で運用されている市場誘導型の送電線運用を行えば、空き容量なしとされている北海道内の既存の基幹送電線が有効に活用され、再エネ導入量を大幅に増やせる可能性があることが示されている。

緑の復興から排出量ネットゼロへの移行の課題は七つある。第一は、脱炭素社会ビジョンの明確化である。国民に我慢を強いるだけではなく、より豊かで夢のある生活、日本の将来像、新しい経済と生活の姿を明確化する必要がある。第二は、日本版の緑の復興策である。技術、社会システム、ライフスタイル等、社会のあらゆる分野で政策を導入し、ゼロカーボンで持続可能な経済への移行が必要である。第三は、自立・分散型の地域社会、すなわち地域循環共生圏を作ることである。地域資源を活用し、より多くの雇用を地域で創出する必要がある。第四は、計画と規制によるガバナンスとして、炭素予算の導入や再エネの大幅拡大、脱化石燃料の加速等の必要性である。第五は、参加型・熟議型プロセスである。これまで日本のエネルギー環境政策等では、行政側と一部の産業界や専門家だけで議論されてきたため、国民の参加等、民主的プロセスを経て戦略を形成し、実施することが必要である。第六は、脱炭素化への移行には当然産業構造の転換が必要となるため、言わばエネルギー多消費型産業からクリーンな産業への労働者の移行への支援、すなわち「公正な移行」の必要性である。最後に第七として、独立した科学的助言に係るシステムの必要性である。

日本は、個々の脱炭素技術においては最近まで世界的にも優位な地位を占めてきたが、政府の脱炭素の野心的目標設定の立ち遅れ、カーボンプライシング等の経済的刺激策の導入不足、石炭火力発電等への過度な依存等から、現状では脱炭素市場獲得をめぐる国際競争に遅れをとっている。個々の産業技術の強みを生かしながら、デジタル化への対応も含め、日本全体としての脱炭素に向けた経済社会変革が必要である。

東京大学公共政策大学院特任教授　　有馬　純　参考人

カーボンニュートラルに向けた課題について意見を述べる。

カーボンニュートラルが進むべき方向であることは間違いないが、コストが掛かることを常に認識しなければならない。

菅総理大臣が2050年ネットゼロエミッションを表明する前に、2050年温室効果ガス80％削減、2030年26％削減という従前の目標を前提にモデル計算を行った。すると2030年に向けて限界削減費用がだんだんに上がっていき、2030年以降は急速に上がり、2050年には６万円/tCO_2になるという試算結果になった。この試算を更に上積みした分析も行ってみたところ、モデルとして成り立つ最大の削減幅95.3％で見ると、限界削減費用は2050年時点で60万円/tCO_2になった。これは、2050年の目標を80％削減から100％削減にした場合、そのコストが2030年から非線形的に上がると考えた方がよいということである。

また、2021年４月22日からの米国主催気候サミットを前に、菅総理大臣がＮＤＣ、すなわち日本の2030年の温室効果ガスの削減目標の引上げを表明するという話も聞いている。2030年目標の大幅引上げということになれば、当然2030年時点の限界削減費用も大きく上がり、恐らく目標引上げの大部分が再エネ目標を積み上げるという形になるだろうと考える。

導入までのリードタイムが短いのは太陽光発電ということになるが、日本では既に相当導入されている。絶対量では世界第３位であるが、日本は平地面積が非常に限られており、国土面積当たり、平地面積当たりの導入量は世界一となっている。今後、更に拡大しようとすれば、日照条件が悪いところに設置することに

なり、コスト増の要因になってくる。また、太陽光パネルの価格は最近大きく下がってきているが、直近では工事費が下げ止まっており、土地造成費や接続費は、太陽光発電のシェア拡大に伴ってむしろ上昇傾向にあるとの数字もある。さらに、自然環境保全を目的として、太陽光発電施設の設置を抑制する条例を制定する地方公共団体が最近非常に増えてきており、直近５年間で５倍超に増加している。したがって、太陽光発電を際限なく増やすわけにはいかないと考える。

洋上風力発電については、経済産業省が2020年12月に発表した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の中で特筆されており、今後の役割が期待されているということであろうが、その有望地域とされている能代や津軽等の風況と欧州の北海地域の風況とを年間を通じて比較すると、日本では冬は欧州並みに風が吹くものの、夏は吹かない。このため、年間の設備利用率は欧州よりも20％程度低く、この状況で欧州並みの発電コストを実現するのは極めて難しい。換言すれば、相当高い買取りコストを設定しないと採算が合わない。したがって、2050年に向けて爆発的なイノベーションが起きない限り、洋上風力発電に依存した温室効果ガスの削減策は、電気料金の上乗せ要因になる可能性が非常に高い。

先程来、私がコストを強調しているのは、日本の産業用電気料金が高いからである。

世界的に見ると太陽光パネルの価格が大きく下がっており、風力発電のコストも下がっているのは事実である。しかし、忘れてはならないのは、変動性再エネの割合が増大すれば、それを電力システムに吸収するための接続コストや送配電網コスト等の様々なシステムコストが増加するということである。総発電量に占める割合が10％から30％になったときに、各電源のシステムコストがどの程度拡大するかを示した経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）のグラフによれば、天然ガス火力発電、石炭火力発電、原子力発電は、システムコストがほとんど生じないが、変動性再エネについては生じる。しかも、割合が拡大するとその金額も上がってくる。単体の再エネの発電コストだけでなく、こうした部分も併せて考えていかなければ、将来を見誤ると考える。

日本の産業用電気料金は非常に高いと述べたが、国際比較を見ると、日本は米国のほぼ２倍、中国、韓国のほぼ1.5倍という水準になっており、日本の製造業の産業競争力を大きくむしばむ要因の一つになっている。しかも、日本と比較的近い水準にあるとされるドイツの実態をよく見ると、電力多消費産業の電気料金において、電気税、再エネ賦課金、洋上風力に伴う送電網の賦課金、託送料金等が大幅に減免されている。したがって、ドイツの電力多消費産業が実際に負担している電気料金は、日本の約2.5分の１から３分の１であり、表向きの産業用電気料金よりも、実際は非常に安い料金が適用されているということである。ドイツはその分、家庭用電気料金が非常に高くなっており、国にとって重要な産業を保護するという意図がある。日本の既に非常に高い産業用電気料金が更に上がり続けると、製造業の国際競争力、さらには雇用に悪影響が出る可能性が高い。この点はよく認識しておかなければいけない。

再エネの拡大について、国民の支持は非常に高いと思われる。ただ、インターネットの意識調査等によれば、再エネの普及に８割以上が賛成であるものの、その半分は電気料金に再エネ賦課金が計上されている事実を知らず、36％は計上を知っているが金額は知らない。計上と金額の両方を知っている人の約７割は、今の賦課金金額が高過ぎるという見方をしている。また、再エネ普及のための費用負担を受け入れる人は全体の66％であるが、電気料金に占める賦課金の許容可能な割合を尋ねると、１％未満、５％との回答が合わせて約７割を占めている。

家庭用電気料金に占める再エネ賦課金の割合は、既に11％に達しているが、再エネに依存した形で温室効果ガス削減目標を上積みすれば、再エネ賦課金の割合が更に上がることになり、国民の負担感が増してくることも忘れてはならない。こうしたことを考えると、脱炭素化に向けた選択肢はできるだけ多く持っておいた方がよい。

ＩＥＡによれば、原発の運転期間延長は、あらゆる選択肢の中で最も費用対効果が高いとのことである。

日本には、運転期間の上限は40年、延長は20年を上限に一回限りという規制があるが、こうした規制を設けているのは日本だけである。また日本では、原発の

安全性に係る適合性審査が非常に遅れているが、その間は原発が稼動していないにもかかわらず、上限40年という運転期間の時計が回り続けている。原発の耐久年数はどれだけ放射線にさらされるかで考えるべきであり、その物理的な年数で測るべきではないということを考えると、これは合理的ではない。また現状の運転期間制度では、安全性のための投資回収の見通しが立たず、廃炉判断をする事例も出つつある。

欧米を見ると、再エネも拡大し、原子力発電も使っていくというのが主流である。米国バイデン政権は、再エネも原子力発電もＣＣＳも、使える選択肢は全部使ってカーボンニュートラルを目指すとのことである。日本では、ドイツのように脱原発をしている国の事例が声高らかに紹介されるが、ＥＵ全体では原子力発電は引き続き活用する方針である。

１年を通して一日単位でkWh当たりのCO_2排出量を表す欧州電力マップでは、一年中ほぼCO_2排出量が少ない状態が継続しているのは、安定的な非化石電源である原子力発電、大規模水力発電を有するフランス、ノルウェー、スウェーデンである。ドイツは、排出量が増減するところがあるが、これは、当然風が吹く日と吹かない日があることによる。

また、ＩＥＡの「World Energy Outlook 2020」で公表されているパリ協定と整合的な2040年のシナリオによれば、日本は再エネの拡大に加えて、原子力発電の割合も現在より更に拡大することが想定されており、両者合わせて８割を非化石電源にするという方向性が示されている。

カーボンニュートラルを目指す国の極めて多くが将来にわたって原発を活用していこうとしており、脱原発が国際的な潮流であるということではない。

特に、日本が国産技術として営々と培ってきた原子力技術を使わずに脱炭素化を目指すことは、合理的ではない。さらに、エネルギー安全保障の観点から技術の国産度も重視されてきていることを考えれば、なおさら、なぜ国産技術である原子力発電を活用しないのかという思いがある。

各電源のコスト競争力も国によって異なる。

米国、特にテキサス州等では、非常に風況が良好で、風力発電の導入量が極めて多く、実際コストも安い。また、メガソーラーも、米国のように土地が非常に広いところでは、大量に設置できてコストが安くなるが、日本は土地が狭隘で海が深いなどの事情もあり、同様に再エネ資源を持っているとはいえ、その賦存量は国によって違いがあるということは厳然たる事実である。

日本の原子力発電は、他国と異なり、まだ相対的にコスト競争力が高い。もちろん、これからメガソーラーや風力発電といった再エネのコストは下がるだろうが、変動性再エネの増加に伴うシステムコストの上積みを考えると、コストは減額方向だけではない。原子力発電についても、安全コストの上積みによりコストは上がると思うが、原発による発電量は膨大であるため、kWh当たりのコスト増はそれほど大きなものではない。少なくとも、選択肢として原子力発電を排除するのは合理的ではない。

日本の温室効果ガスの排出量は世界全体の３～４％であり、むしろ日本が考えなければならないのは、将来において世界の温室効果ガスの帰趨を握るアジア地域の低炭素化、脱炭素化にどれだけ貢献できるかである。中国は2030年でCO_2排出量がピークアウトすると言っているが、インド、ＡＳＥＡＮはこのままでは引き続き2030年、40年、50年にかけてCO_2が増え続けることになる。そのため、こうした国々が受け入れやすい形での現実的な低炭素化、脱炭素化の選択肢をどのように日本が提供できるかが非常に大事になってくる。その際に忘れてはならないのは、我々にとって非常に関心が高い温暖化問題は、全ての国における最優先事項ではないということである。

国連のアンケート調査によれば、スウェーデン等では気候行動が最優先事項であるが、中国、インドネシアでの優先順位は、それぞれ15位、９位である。国の経済発展段階の違いや貧困層の規模によって、その国の、ＳＤＧｓの17目標における優先順位が違ってくることは当然である。そういう中で低炭素化、脱炭素化を進めるには、そうした国々が受け入れやすい安価な技術であることが絶対的に必要である。コストが増加してまでも脱炭素化を進めるというのは、受け入れられない可能性が高い。

また、忘れてはならないのは、中国はこの状況を極めてしたたかに活用してい

るということである。

中国は、先進国における温暖化対策、端的に言えばドイツの固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）等を利用して自国のパネル産業を大きく成長させた。また、2060年のカーボンニュートラル実現を表明することで脱炭素化の潮流を作り、中国製のパネル、蓄電池、風車、ＥＶへの需要拡大を期待しているところがある。また、中国発のネットワークのようなものも提唱しているが、これは世界での中国の影響力を増すことにつながる。

当面中国は、化石燃料に依存して経済成長するため、先進国の脱炭素化により化石燃料の需要が下がれば、中国の調達コストは下がる。実際、中国は、足下の新型コロナウイルス感染拡大からの回復策において大量の石炭火力発電所の設置計画を出している。また、先進国が化石燃料技術から撤退し、輸出をやめた場合の穴を埋めるのは、中国の石炭火力発電技術になる。日本の原子力発電技術が衰退すれば、世界の原子力発電市場において中国、ロシアの商機が拡大することになる。

このように、今の脱炭素化をめぐる国際的な情勢は、どちらの場合でも中国にとって非常に有利な状況にあることを、地政学的な観点から認識をしておいた方がよい。今、米国ケリー特使が中国の目標引上げあるいは前倒しを懸命に働き掛けているが、中国はこれを様々な交渉材料として使おうと考え、2021年３月の全国人民代表大会では目標の前倒しのようなことは一切発表されていない。非常にしたたかである。

脱炭素化は進めるべき方向であるが、コストを伴うことは忘れてはならない。環境保全と経済成長は常に両立するものではなく、方法を考えなければいけない。再エネ資源は国によってばらつきがあり、日本のように国土が狭く、海も深いところでは、欧米や中東に比べて再エネ資源にどうしても恵まれていない側面がある。再エネだけに依存した形で2030年目標を引き上げたり、2050年の脱炭素化を追求したりすると、間違いなく高コスト化を招く。既に日本の産業界は世界で最も高いコストに直面している。それが更にコスト増に直面することになれば、産業競争力、雇用、さらには脱炭素化に向けた技術開発の体力を奪うことになる。

翻って欧州を見ると、ドイツの事例にあるように、崇高な理想を掲げつつ、足下では産業を極めてしたたかに保護している面がある。日本も今後はそうしたことを考えなければいけない。

したがって、既に非常に高いコストを負担している日本の状況を考えると、カーボンニュートラルを目指すにあたっては、エネルギーコストあるいは温暖化対策コストについて定期的に国際比較をしてレビューを行い、日本経済が不均衡に高いコスト負担をしていないかをチェックするメカニズムが必要である。

また、日本の温暖化対策コストをできるだけ抑えるとの観点からは、使える選択肢は全部使うべきである。その観点で、国産技術である原子力発電を長く使っていくことは、エネルギー安全保障、温暖化防止、経済効率という面で合理的である。

原発の運転期間上限40年、延長上限20年一回限りといった制約も見直すべきである。また、第４次エネルギー基本計画以来、踏襲されている原発依存度を可能な限り低減するという枠は取り払った方がよい。その結果、原子力発電が再エネよりも高コストであれば使わなければよいのであって、少なくとも自らの手足を縛る必要はない。

東電福島第一原発事故以降、日本では、エネルギーに関して、原発か再エネかという二者択一的な非常に不毛な議論が支配的であったが、これからカーボンニュートラルというまさに未曽有の野心的な目標に立ち向かわなければならないのであり、使える手段は全部使えるようにしておくということが合理的である。

東北大学東北アジア研究センター・同大学院環境科学研究科教授

明日香　壽川　参考人

これまでの約20年間、日本の温暖化対策やエネルギー対策、特に2030年、2050年におけるエネルギーミックスについて、どのようなものが理想的か、その経済効果や悪影響等にどのようなものがあるかについて、細かく定量的な計算や議論を行ってきた。その研究結果を、2021年２月に「レポート2030」と題する冊

子にまとめて公表した。本日はこの中身である日本版ＧＲ戦略を紹介しながら、日本の今後の在るべき姿、具体的には好ましいエネルギーミックス、その際に実現可能なCO_2排出削減量、その実現に当たってのメリットとデメリットについて述べる。

ＧＲとＧＮＤは、基本的に中身は同じである。前者は、新型コロナウイルス感染拡大からのリカバリーという趣旨で、特にＥＵで使われている。一方米国では後者の方が圧倒的に多く使われている。その背景には、フランクリン・ルーズベルト元大統領がニューディール政策を始めたことに加え、新型コロナウイルス感染拡大前から、同国の若者の間でＧＮＤをエネルギー政策として推進すべきとする動きがあった。ある意味では若者の支持がバイデン政権誕生につながったこともあり、バイデン大統領もＧＮＤを自らの温暖化対策、エネルギー政策として打ち出している形になる。

国際再生可能エネルギー機関（ＩＲＥＮＡ）は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く抑えるシナリオで、実際に様々な対策を講じた場合の、雇用の増減に係る推計を公表している。送電網、省エネ、再エネ関係については雇用が増える一方で、温暖化対策であるため化石燃料関係の雇用は減少し、原子力関係も次第に減っていくと見込まれている。世界全体で見ると、圧倒的に再エネ、省エネ、送電網関係の雇用の増加分の方が大きいとされる。

今後議論になるだろうが、バイデン大統領が温暖化問題の打合せや記者会見等で、温暖化という言葉よりもジョブという言葉を４～５倍多く使っているほど、雇用が世界で最も重要視されており、雇用を増やすためには再エネや省エネの推進が非常に効果的だとされる。それがＧＮＤ、ＧＲの最大のポイントと言っても過言ではない。

ＩＥＡが公表した、エネルギー別の雇用創出数や温室効果ガス排出削減コストに関する資料を見ると、例えば、メガソーラーは多くの雇用を生み、温室効果ガス排出削減コストも低いため望ましいとされる。一方、水力発電所や原発の新設はそれほどの雇用創出はなく、温室効果ガス排出削減コストが高いことに加えて時間も掛かるとされている。そのため、迅速に雇用を生み、かつ温室効果ガス排出削減プロジェクトとして効果があるものは、太陽光発電等の再エネや省エネであることは明らかである。また火力発電は、雇用を余り生まない上に温暖化対策には全くならないとされている。すなわちＩＥＡが、少なくとも原発等の新設は温暖化対策としては余り望ましくないということをデータで示している状況である。ただし、これは米国のデータであり、国によってコストは変わるため、各国の事情をある程度は考える必要はある。

米国のエネルギー関連投資会社であるラザード社は、毎年、各発電エネルギー技術のコスト比較を行っている。2010年以降のデータを見ると、原子力発電が圧倒的に高く、石炭火力発電も高いのに対し、天然ガス火力発電、太陽光発電、風力発電は極めて安くなっている。風力発電は2011年頃には既に石炭火力発電や原子力発電よりも安くなっているのが米国の状況である。

米国エネルギー省情報局（ＥＩＡ）も毎年同様の調査結果を公表している。この中で補助金なしの発電コストを見ると、原子力発電は圧倒的に高く、石炭火力発電も高いのに対し、太陽光発電、風力発電はその半分から３分の１程度になっている。ＥＵや中国も、加盟国や地域による違いはあるものの、同様の傾向にある。

全体的な傾向として、再エネは導入が進めば進むほど、価格が下がってコモディティ化するため、太陽光パネルもパソコンと同様に、急速に価格低下、サイズの縮小化や軽量化が進んでいる。それが太陽光発電でも風力発電でも起きている。システムについても、ＡＩを一層積極的に活用してより競争が激しくなることで、より高度なものをより安価に実現できるようになることを目指している。

ＧＮＤ、ＧＲについては、現在様々な国の政府や研究機関が提案を行っている。そこで共通しているものとして、産業、業務、家庭、運輸の各分野における細かい計算に基づく実際の投資額、経済効果及び雇用創出数、そしてCO_2排出削減効果等が挙げられる。また大気汚染も非常に大きな問題であり、各国のＧＲ等では大気汚染対策としてＰＭ2.5の排出削減効果等も検討されている。さらに電力価格の見込みや、どの地域でどの時間帯に電力不足になる可能性があるかという電力需給バランス、そして非常に重要な、どの産業にどのように転換してい

くかという雇用転換対策も共通の要素として挙げられる。さらに、財源の問題も同じく重要である。国債か、民間資金か、国債であれば財源や償還期間等の償還システムについて細かく計算して検討を進めた結果を、各国が報告書や提案の形で公表している。米国や韓国は政府が出しており、ＥＵも公表している。

米国のバイデン大統領は政権誕生前から2035年の電力部門のCO_2排出ゼロを公約としていたため、そのブレーンになっているカリフォルニア大学の研究者たちが、各分野の経済効果、雇用創出、電力価格、政策等に関し、非常に詳細な報告書を出している。「2035ザ・レポート」と名付けられた同報告書は研究者の間では必見とされるようなものであり、その影響を受けて我々も「レポート2030」を公表した。これは、米国だけでなくＥＵや韓国の報告書等も参考にしている。また若者にも興味を持ってもらうための工夫も凝らしている。

温室効果ガス排出量の削減目標について、日本政府がどういう数値を示すのか、またそれ自体の公表の有無もわからないが、具体的な数字が現在議論されている。CO_2排出量は基本的にはエネルギーの使い方次第であるため、再エネや省エネの割合によって決まる。そのため、「レポート2030」では2030年には再エネの割合を44％等とした上で、CO_2排出量は1990年比55％削減としている。なお、CO_2の削減目標を見る際に、日本は2013年を基準としているのに対し、例えばＥＵは1990年、ＩＥＡ等は大体2010年、米国は2005年基準とするなど、相当複雑な状態になっている点に注意が必要である。2013年比というのは、見かけ上日本にとって有利な数字であり、1990年比の場合と比べて８～９％程度水増ししている状況であることを考慮しなければならない。上記の試算を2013年を基準にすると、61％削減となる。

この試算の削減目標の数値や影響について考える際に、全体での投資額、エネルギー支出削減額、雇用創出等を見てみると、まず投資額は今後10年間の累積で約200兆円なので、毎年20兆円のうち約５兆円を公的資金、約15兆円を民間資金と考えている。再エネや省エネ関係の多くのビジネスは利益が出るものとなっているため、基本的には民間資金で賄うとの考え方に基づいている。

次にエネルギー支出削減額は、今後10年間の累積で約358兆円を見込んでいる。これは、これまで海外に払っていた毎年約17兆円の化石燃料費が国内で回ることによる。コストを考える際に、それが投資か否かという点に加え、そのお金が海外に流出するのかそれとも国内で回るのかということも考える必要がある。さらに投資が生まれれば基本的にＧＤＰの付加価値が増えるため、今後10年間で現在のＧＤＰの予想額より205兆円分増えると計算している。

さらに、今後10年間で大気汚染による2,920人の死亡を回避すると見込んでいる。実は日本では石炭火力発電の影響で、100万人当たり9.74人が、がん、脳梗塞、心筋梗塞により早期死亡している。大気汚染による死亡者数は、日本でも世界全体でも非常に多い。

「レポート2030」のＧＲ戦略では、例えば再エネやＥＶ、業務部門、ビルの改修等に必要な投資額を具体的に試算している。

ＧＲ戦略によるCO_2排出削減の内訳について、そのポイントは、既存の技術のみで2050年にCO_2を93％削減でき、残りの７％はコストが大きくなる可能性があるが、現在実用化されていない革新的な技術が必要ということである。ただし93％は現在の技術で実現可能という点が非常に重要である。

ＧＲ戦略の経済合理性として、いわゆる対策設備投資額とエネルギー支出削減額を比較した。エネルギー支出削減額は、基本的に光熱費とガソリン代等が下がるという数字である。その原資は、海外に流れていた毎年17兆円が国内に回ることであり、エネルギー支出削減額に対して投資額は小さい。これはＧＲ等の報告書では定番の計算であり、ＧＲ戦略を進めた方が大きな経済合理性を持つことを示している。さらに2030年までのＧＤＰを見ると、化石燃料の売上げは減少するが、その分各家庭の所得が増えて投資が生まれることで、ＧＤＰが増加すると計算している。

「レポート2030」において、最も重要で真剣に考えなくてはならないのは、雇用転換についてである。エネルギー転換やカーボンニュートラルには、メリットだけでなくデメリットもある。そのデメリットとは、確実に失業者が出ることである。冒頭で紹介したＩＥＡやＩＲＥＮＡのデータでは、全体では雇用は増えるが、中には失う雇用もあるとされており、それは化石燃料関連や鉄鋼産業等を指

すと考える。我々は日本においてエネルギー転換で影響を受ける人々の数や、各産業が現在の日本経済で担っている役割について、かなり詳細に議論している。これまでは、労働組合も含めて余り雇用転換の議論が行われてこなかったが、もはや真剣に議論せざるを得ない状況になっている。そうしなければ逆にカーボンニュートラルへのソフトランディングはできず、各国では既に、こうした条件闘争の状況に入っていると言っても過言ではない。日本の場合、いわゆるCO_2を大量に排出するエネルギー多消費産業は主に六つあり、それらにおける雇用者数は15万人程度と考えられる。原子力発電産業の雇用者数は５万人と言われており、計20万人の雇用について考えなければならないという問題がある。

一方、日本でエネルギー転換によって生じる新たな雇用者数を計算したところ、年間で254万人である。これは産業連関表に基づいて推計したものであり、現状とは異なる点もあるだろうが、大まかなエネルギー転換のイメージはこれでつかめると考える。米国でも、政府が毎年、各産業で必要となる雇用者数に関するデータを公表している。トランプ政権下でこうしたデータは握り潰されたが、そのデータ作成の関係者が自らの資金やクラウドファンディングを活用して同様のレポートを毎年出している。そのレポートによると、いわゆるクリーン産業における2019年時点の雇用者数は計335万人であり、化石燃料、原子力発電分野の雇用者数はそれぞれ119万人、７万人である。米国では既に、エネルギー転換により雇用が増える分野での雇用者数がそれ以外の分野の数倍になっており、欧州や中国も同様の傾向にあると思われる。中国は、数百万人の石炭関連労働者のリストラを真剣に考えなくてはならない状況である。まさにエネルギー転換を行うことで国全体の雇用創出を増やそうとしており、一方で雇用されない人々については、失業手当や教育等、様々な対応を実施することを国が決めている。日本がこうした議論をいつ開始するかは分からないが、早く始めれば始めるほどソフトランディングできるということはあるかと考える。

電力価格については、原発は安くなることはないと思われるが、再エネは10年後には安くなり、賦課金もほぼなくなると思われるため、計算すると、発電コスト、総額そして単価のいずれの点でも、我々のＧＲ戦略を取った方が安くなると考える。米国のシンクタンクによる、ＧＮＤに関する報告書の多くは似たような数字を出している。

さらに日本の場合に重要なのは、電力需給の安定性である。カーボンニュートラルの実現に向けた議論の中で、電気料金の高騰や電力不足、停電を懸念する声は多い。そのため日本の各電力管区で、例えば再エネや省エネを推進するとともに、石炭火力発電を停止して原発も稼働させないというシミュレーションを行った場合に電力不足は起こるか否か、起こるとしたらその具体的な地域や時間帯、季節に関する分析を詳細に行った。過去３年間の各電力管区のデータを用いて、再エネ発電量が最も少なかった日や、電力需要が非常に大きくて再エネ発電量が少なかった日を選び、その日に石炭火力発電も原子力発電も稼働しないという仮定に基づくシミュレーションを行った。結論としては、北陸電力及び四国電力管区で電力不足が生じる可能性が高く、省エネを余り行わないと北海道電力管区も厳しくなるというものであったが、それは現在、原発や石炭火力発電に依存しているからである。だが、電力不足の可能性が特に高まるのは夏の夕方だけであり、その際には、他の電力管区からの融通や需要側の調整も可能であり、蓄電池の導入も急速に進んでいるため、対応策はある。

原発がないと日本全体で電力不足が生じるというイメージを持つ人が大多数である。もっと詳細かつ具体的に時期や時間帯についての議論を行うべきであるが、残念ながらそこまでには至っていない。「レポート2030」には、北陸電力及び四国電力管区でどの時間帯にどの程度電力不足が生じる可能性があり、その場合に関西電力からどれだけ融通すればよいということも詳細に記載されているため、読んでいただきたい。

（主な議論）

【カーボンニュートラルとエネルギー】

問　参考人の資料には、脱炭素社会移行への四つの前提として、2030年までの温室効果ガス排出削減目標を更に深掘りしていくこと、石炭火力発電と原子力発電を減らして再エネを増やしていくこと等が挙げられている。これらの前提を

当てはめると、2030年の具体的な電源構成はどうなると想定するか伺う。

答　2030年の排出削減目標は、間もなく行われる米国主催の気候サミットを一つのメルクマールとして決まってくる。一つの基準として、ＩＰＣＣの報告書によると、気温上昇を１５℃に抑えるというパリ協定の目標を達成するためには、2030年までに、先進国も途上国も含め世界全体で45％削減が必要とされる。これまでの議論において、先進国の方が責任が大きく能力も高いことから、少なくとも50％、60％、70％等、更に高いレベルを目指すべきであるとされており、現実に、英国、ＥＵ等はそのレベルを表明している。「少なくとも45％」とはそういう意味である。基準年に関しては、2013年を基準とすると50％以上となる。

現状の電源構成において、石炭等の化石燃料の割合は非常に高い。原子力発電は、原発の再稼働が現実的に難しい状況にあり、大きく増やすことはできない。そのため、再エネの目標を更に高く、少なくとも40％以上にする必要がある。

問　欧米のＧＲ、ＧＮＤは雇用を増やすためのものであるという話を伺い、現在の日本のカーボンニュートラル政策とは異なる位置付けであると改めて感じた。新型コロナウイルス感染が拡大する中で、非正規労働者やフリーランス、特に女性や若者への影響は今も大きく、雇用の脆弱さが浮き彫りになった。ＧＲやＧＮＤとして掲げる以上、暮らしと雇用の安定に結び付く政策であることが大事である。この点に関連して、再エネの特徴は、個々の発電量は小さくても、どの地域にもポテンシャルがあるということである。地域分散と地産地消でエネルギー開発を進めることが再エネ推進の鍵となり、ＧＲという位置付けの上でも大事だと考えるが、見解を伺う。

答　ＧＲでは、地域ごとの状況に応じ、地域の資源、人材、技術をいかして再エネ事業を興すことが重要である。一般的に、石炭火力発電や原子力発電といった大規模集中型電源と比べ、太陽光発電、風力発電等の小規模分散型電源の方が、雇用の創出力が強い。しかし、例えば都会の大資本によって、地域の人とは関わりなくメガソーラーや大規模風力発電施設ができると、地域の雇用や産

業振興につなげることは難しい。このため、地域循環共生圏と言われる地元の中小企業、金融機関、人材、技術を用いて、循環型の再エネ事業を興すことが大事である。

現在、幾つかの地域では、再エネ導入に当たり地元の住民等と若干のトラブルが生じている。デンマークやドイツでは元々地域主導型で、例えば農業組合や協同組合が出資して風力発電施設や太陽光発電施設を造る事例がある。そのような事例を参考にしながら、地域主導の再エネを広げて、地域の雇用を増やす方法が望ましいと考える。

答　政府のカーボンニュートラルの考え方も、ＧＮＤ、ＧＲも、雇用が大事という意味では同じである。前者はいわゆる古いエネルギーシステムに関わっていた人たちの雇用で、後者は新しいエネルギーシステムで生まれる雇用である。その国にとってどちらが大事でどうするかというのは政治の話であり、どの国でも綱引きが行われており、単純な話ではない。

日本は石炭や石油を産出していないにも関わらず、保守的な古いシステムにこだわる人が非常に多い。しかし、いわゆるエネルギー多消費産業のＧＤＰ及び雇用における貢献率は圧倒的に減少し、この10年でエネルギー転換が大きく進んでいる。このように時代は確実に変わっているので、それを政治家がどう見極めて判断するかであると考える。

問　ＦＩＴ制度や市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（ＦＩＰ制度）について費用を負担している側が余りよく理解していないと思われるが、それらの政策の方向性についての説明を伺う。

答　ＦＩＴ制度からＦＩＰ制度への移行によって、一部の再エネの購入価格に卸電力市場の市場メカニズムが働くという意味では前進だが、それでも補助であることには変わらない。特に、今後2030年の温室効果ガス排出削減目標を大幅に積み上げることになると、ＦＩＰ制度であっても補助コストは非常に膨らむことになる。また、洋上風力発電を2030年に1,000万kW導入するとの参考値があるが、洋上風力発電は買取価格が依然として相当高いので、賦課金の拡大分は非常に大きくなる。

よって、政府がなすべきことは、ＦＩＰ制度による産業部門や家庭部門への将来の負担見通しを常に透明性がある形で国民に示すことだと考える。ＦＩＰ制度による負担が知らない間に電気料金に入っているというのは、負担させる側には便利かもしれないが、こういう時代であるので、透明性がある形で負担する側に対してどういうコストを負担しているのか、それが政府の施策によってどの程度拡大していくのかを明らかにしなければならない。その結果、産業部門と家庭部門とを問わず、受け入れられればそれでよく、受け入れられなければ政治に判断の変更を迫っていく必要があると思う。

したがって、政府が再エネにとどまらず温暖化対策について将来の負担見通しをきちんと国民に示すことが、今後ますます大事になってくると考えている。

問　再エネは、特に脱炭素化に向けて最大限導入すべきとは思うが、既に相当量導入しており、限界が見えてきていると感じる。というのも、例えば、ＦＩＴ制度は既に消費税換算で毎年１％程度の負担が生じていて、今後更に増えていくとみられる。

また、再エネの初期投資をある意味ＦＩＴ制度という形で支援しているが、20年の買取期間終了後も事業が継続される保証はなく、太陽光パネルの廃棄等についても、ある程度対策はしているが、課題は残っている。

さらに、現在、各電源の発電コストの再検証を行っているが、調整力のコストという大きな問題がある。従来は火力発電が独立して存在していれば主たる調整力として計算に入れられたが、今後カーボンニュートラルということで無くなってしまうと、調整力の部分は蓄電池のコスト等を上乗せして計上せざるを得ないと考える。この調整力の扱いをどう考えればよいか伺う。

答　変動電源の扱い方は、日本だけではなく、どの国も頭を悩ませており、国ごとの条件に応じて試行錯誤がなされている。

「レポート2030」においても、調整電源が必要となる電力管区や時間帯、季節を明確にして、蓄電池や揚水発電、域外融通、需要側の調整といった様々な選択肢を検討している。このように、地域、時間帯、時期ごとに考える必要があるとしか答えられないが、要するに、日本における再エネの割合は他国と比較して少ない。ＩＥＡは電力の３～４割程度が変動電源になると調整力が非常に問題になるという報告書を公表している。しかし、それ以下であれば、各国は高額の費用を掛けて調整電源に係る対策を行うことはしておらず、きちんとした需要予測や揚水発電等の利用を可能にすることで対応している。

結局はビジネスとして成立するかどうかである。再エネのコストは圧倒的に低下しており、この10年で太陽光発電は10分の１、風力発電は３分の１になった。よって、調整力には追加的なコストが掛かっても、当然ビジネスとして成り立つので、コンサルタント業者等多様な業種が参入して、様々なアイデアが生まれ、様々な対策が安価な形で次々と導入されているということが現在起きている。

答　2015年の長期エネルギー需給見通し策定時に発電コスト検証ワーキンググループにおいて、電源ごとに想定したモデルプラントで発電コストを比較したが、その時点では太陽光発電にしても風力発電にしても調整力や統合コストは一切考慮されていなかった。しかし、今後、カーボンニュートラルに向けて2030年、2040年、2050年と必然的に変動再エネの割合を増やそうとする中で、こうした調整力や統合コストを度外視して、単体としての再エネのコストだけを比較しても、エネルギーシステム全体のコストの最適化を判断するには非常にミスリーディングとなる。

したがって、変動再エネであるがゆえに発生する固有のコストについては、それを上乗せした形でコストを比較しなければ、全体のコスト比較としては公平ではない。

答　調整力の問題については、基本的に四つの対策が考えられる。一つ目は従来の揚水発電や天然ガス火力発電等の利用、二つ目は既存の送電網の更なる強化による地域間の融通強化、三つ目は能力向上が著しい電力需要や天候の近未来予測、価格政策による需要側の調整、四つ目は蓄電池の開発、普及である。今後はこれらの能力向上を目指すべきである。

問　風力発電や太陽光発電については、導入が極めて限られていた当初は問題と

ならなかったが、地元では現在、山の上に風力発電施設を造る計画が持ち上がると、それが１万kWに満たないようなものであっても、景観、水脈や生態系への悪影響、低周波の問題等を理由に様々な反対が起きる。また、太陽光発電でも多くの農地が利用できなくなる、大雨時に河川の決壊につながったという議論があるなど、実は自然破壊につながっているのではないか。さらに、今後洋上風力発電を増やすと言うが、日本全体のエネルギーを賄うには日本海側のＥＥＺ全てを利用する必要があるとの試算があり、そうすると漁業は断念せざるを得なくなる。こうした再エネの立地制約について見解を伺う。

答　日本では、陸上風力発電や洋上風力発電の問題もあるが、メガソーラーの問題が大きい。「レポート2030」では、メガソーラーはこれ以上新設せず、代わりに2030年にソーラーシェアリングを農地の0.8%、ルーフトップ太陽光発電を10%設置することを想定している。それぞれの数値の評価については議論があるだろうが、ソーラーシェアリングについては農家にとっても利益が出るものであり、実際に農林水産省も注力している。ルーフトップ太陽光発電については、例えば米国カリフォルニア州等では全ての新築建造物に設置を義務付ける法律も制定されており、カーボンニュートラルをどこまで真剣に考えるかということだと思う。

メガソーラーの場合は、従来の大型プロジェクトでは環境アセスメントがそれほど厳格ではなかったという政策の失敗や、外資系企業など立地地域外の企業が多かったのも事実である。したがって、政策の失敗であるならばその部分を修正すればよいだけの問題である。

答　再エネの立地制約の問題は今後だんだんと深刻化してくると思われる。特にメガソーラーは、比較的容易に開発できる場所は既にある程度開発し尽しており、今後は土砂崩れの危険がある非常に脆弱な山の斜面等、条件が悪い場所や安全上問題がある場所に設置することになると思われる。よって、従来と同様の好条件の太陽光発電は困難になると考える。また、住宅のルーフトップ太陽光発電については、日本は個別の持ち家があまり大きくないこと、そもそも持ち家を持っていない人が多くいることも考える必要がある。

これらのことから、経済産業省は洋上風力発電に大きな期待を掛けているものと思われるが、漁業権に関して、漁業者の理解がどれだけ得られるか、補償金がどれだけ必要か、それが電気料金にどの程度上乗せされるかは不透明である。また、日本は洋上であっても夏は風が吹かないという大きな制約がある。

このため、2030年に1,000万kW、2040年までに3,000万～4,500万kWという参考値があるが、この数値がコスト度外視で独り歩きすることは危険だと考える。コストが８～９円/kWhまで下がること、国産比率が上がることとセットで考えずに、是が非でも導入量目標を達成するために多額の費用を掛けて無理やり建設すると、結局コストという形で最終消費者の負担となり、決して環境と経済の両立にはつながらない。

したがって、洋上風力発電は無限に整備できるのではなく、実際に開発してみると色々と厳しい立地制約が出てくると予想している。

答　まず、メガソーラー等による地域の自然環境の破壊や、地元住民との紛争の問題については、きちんとした土地利用計画をあらかじめ作成しておくことや、現行のアセスメント制度を適切に運用していくことが必要である。そして、地方公共団体によっては、地域再生や地域環境権、自然エネルギーに関する条例を定め、地域ごとに再エネを開発する際の地域との関与や調整について定めているところもあるので、そうした方法を検討することもできると思う。

また、洋上風力発電については、政府が非常に高い導入目標を示していること自体は海外からも含めて投資を呼び込む効果が大きいと思うが、様々な課題がある。このため、現在日本の風力発電メーカーはないものの、可能な限り日本の関連業界や地元企業がコンソーシアムを作り、海外の風力発電メーカーと組んで洋上風力発電を進めるといった工夫が必要である。一方で、漁業権等との調整、可能な限り利益が地元に還元する仕組みづくり、そして、発生する様々な問題を試行錯誤しながら解決していくといった取組が必要ではないかと考える。

問　国土の７割を森林が占める日本において、現在、間伐材が問題となっている。こうした中、東京都檜原村では、まきストーブを復活させて化石燃料から

の転換を図るカーボンネガティブに取り組んでいる。家の改築に100万～150万円程度の費用が掛かるが、間伐材を利用することで若者の雇用を創出したり空き家に入居してもらったりといった様々な効果がある。まきストーブ１台でＨＶ５台分のCO_2削減効果があるとの調査もあり、重要な取組と考えるが、こうした取組への評価と現状について伺う。

答　日本に豊富に存在する森林を活用して、カーボンネガティブにつなげていくことは大変大事な考え方だと思う。まきストーブの活用はCO_2削減につながると言えると思うが、問題はそうした取組を社会的なシステムとして十分に広げていくことができるかどうかである。いわゆるバイオマスエネルギーを使った発電や熱の利用は非常に望ましいが、そのためには、地域にもよるが、例えば間伐材の収集や運搬等のコストが非常に高いという現状があるようである。

したがって、CO_2排出削減だけを目標にすると非常に難しい。間伐材等の木質バイオマスの供給側の整備と、まきストーブは利用が増えて規格化すれば価格が下がると思われるが、利用側が間伐材等を利用できるシステムを作っていくことが大変重要と考える。これはまさに地域循環共生圏の考え方で、具体的な地域においてモデル事業をやっていくべきではないかと思う。

問　電気料金について、政府はグリーン成長戦略により上昇すると言っているが、参考人からは下げることができるといった話があった。電気料金においても、やはり省エネの工夫が更に必要ではないかと考えるが、見解を伺う。

答　電気料金が下がるかどうかは、省エネが進むかどうかにもよる。基本的に省エネと再エネの組合せであり、省エネが多ければ再エネはそれほど投入しなくてもよいし、再エネを投入すれば省エネはそれほど多くなくてもよい。したがって、省エネを進めることは、少なくとも日本には望ましい。

問　日本のエネルギーに関する新たな取組は、原発が足かせになってイノベーションを起こし切れていないのではないかと考えるが、日本がイノベーションを成し遂げるために何が必要か、見解を伺う。

答　日本は、かつて世界有数の太陽光パネルメーカーがあり、高い風力発電技術も有していた。また、ＨＶ等ではトップを走ってきた。しかし、残念ながらそ

うした様々な分野で世界のトップランナーと言えなくなってきているのが現状である。

欧州の動向等を見ていると、温暖化問題を現実的に考え、科学的に必要とされる１５℃という高い目標を、技術的な実現可能性が不明確であっても設定し、その達成に必要な技術開発や人材育成、研究開発等を進めている。そしてこれらを促進するために、ＦＩＴ制度や炭素税等の再エネを優先する制度を設けている。このように高い目標を設定して、その達成のためにインセンティブを付与すると、新たな投資が起こって社会全体のシステムが変化していくということだと思う。

日本も2020年10月に菅総理大臣が2050年カーボンニュートラルを宣言したことで雰囲気が随分変わり、日本の主要企業が2050年、2030年までの目標を立てるといった動きが出ており、政治のリーダーシップは非常に影響が強いと考える。高い目標を立てて、そこに向けて投資や人材育成、研究開発等への資金を用意することが重要と考える。

問　カーボンニュートラルは、原発に依存しなくても可能か伺う。

答　技術的には可能であるが、非常に高いコストが掛かって、日本経済にとっては自爆のシナリオであると思われる。日本が利用できる技術を特段排除せずに、使えるものは全て使うということならば、既存の原発をできるだけ長く稼働させることは、kWh当たりのCO_2コストで見ても温暖化対策として最も費用対効果が高いことは明らかである。米国では既存の原発の80年運転を認めつつある状況であり、日本もそうしたことも考えていくべきである。

したがって、諸外国と国際連系線を有しておらず、再エネ資源でも中東諸国や欧米と比べて様々なハンディを負っている部分がある日本が、カーボンニュートラルに向けて使える技術を使わないことは合理的ではないと考える。

【カーボンニュートラルと経済・社会】

問　ＥＵが国際的な仕組みづくりを行っているが、日本がこれに取り残された場合、先行者利益が得られなくなることを懸念している。日本はどのように議論

に参画すべきか伺う。

答　ＥＵは環境対策に熱心だと評価されている一方で、国際的な仕組みづくりを通じて、ＥＵが作ったルールや基準を世界標準化するという戦略が見える。最近の例としては、投資における環境配慮の度合い等を、ＥＵタクソノミーという形で議論しており、それが採択された場合、ＥＵにおいては日本企業もそれに沿った形で投資しなければならなくなり、そしてそれが世界標準になる可能性が高い。そのため、こうした国際的なルールづくりについて、日本も早い段階から関与していく必要がある。これには様々な方法があるだろうが、多国間協議で主導的役割を果たすことや二国間協議での協議等において、日本独自の方法を生み出す場合はできる限り賛同者を増やして世界標準化していくこと、あるいは最初の段階からＥＵや米国との議論に参加するなどの努力が必要と考える。

問　カーボンニュートラル実現において、イノベーションと雇用創出は重要な視点と考えるが、そのために政治はどのような役割を果たすべきなのか伺う。

答　イノベーションは非常に重要だが、これまで政府は掛け声だけで終わっていた。日本の場合、産業政策の中でも特に再エネ、省エネに関しては、サンシャイン計画やニューサンシャイン計画、ムーンライト計画等様々なものがあったが、現在まで投資を続けている企業はない。これらの計画に関しては幾つかの報告書が公表されているが、国が何年までに国内でどのくらいの割合にするかなどの明確な数値目標を示さなければ、企業は、政府が余り真面目に考えておらず、将来性がないと判断して投資をやめてしまうなどと分析されている。

どの国でも産業政策で国、そして産業を成長させるために、政府が莫大な投資をしており、インターネット産業や軍事産業等はその例である。日本でも同様に、再エネや省エネに関して政府がより大きな数値目標を示して具体的な政策を実施する必要がある。

「レポート2030」では、省エネは利益が見込まれることから、工場に偏差値60程度のエネルギー効率を要請し、達成できなければ名前を公表する制度の導入を提案している。もちろん名前の公表には抵抗するかもしれないが、偏差値

70ではなく60のレベルを要求している。また、省エネは５年から15年で必ず利益が出る。

このように、アメとムチの両方が必要ではあるものの、政府の多少の後押しがあれば様々なものが変わると思う。また、ＥＶの場合は、政府が掲げる数値次第ということもある。これはまさに他国でも行われていることであり、それぞれの企業の経営判断にもよるが、現在の日本企業は政府を見て経営判断してしまうことから、政策が非常に重要となってくるので、政治には頑張ってもらいたい。

問　電力多消費産業は極めて重要な分野だと思うが、こうした分野に日本はどう対応していけばよいか伺う。

答　電力多消費産業、そしてCO_2を多く排出する産業として典型的には、鉄鋼産業がある。鉄鋼産業は、基本的にはコークスの燃焼に伴いCO_2を排出するが、現在は、鉄鋼関係の企業も極力CO_2を減らすべく対策を検討している。一つは、電炉すなわちリサイクルした鉄鋼を原料として鉄鋼を造ることにより相当程度CO_2の排出が減らせる。もう一つは、究極的には水素を使った製鉄があるが、いずれもコスト増が課題である。例えばＥＵのように、CO_2を多く排出する産業に対策を求め、その結果必要となる追加的コストへの支援を行う方法がある。また、環境対策を取らない方法で造られた鉄鋼が域外から輸入された場合に関税を掛ける炭素国境調整措置が検討されている。鉄鋼は一定程度必要となるため、コストを掛けても生産し、一定の政策的な支援を行うことも検討する必要があると考える。ただ、世界全体で今後どの程度鉄鋼が必要か、それに代わるものはあるか、そしてどこで生産するかという点については、また別の議論があるだろう。

答　ドイツにとって鉄鋼産業は極めて重要な産業であるからこそ、産業用電気料金に様々な減免措置を講じている。ＥＵ全体で見ても、欧州排出量取引制度の中では、鉄鋼部門は、貿易の影響を受ける部門ということで、相当部分の無償配賦を受けている。これは実質上炭素税の減免と同様の措置である。

日本の鉄鋼産業が衰退してしまった場合、中国がその分のシェアを獲得する

だけの結果となってしまう。したがって、鉄鋼産業が脱炭素化や低炭素化を進めるための電炉化や水素還元製鉄等は、当然進めていくべきであるが、脱炭素化を進める際のコスト増に鉄鋼産業をそのまま直面させてしまうと恐らく衰退してしまうので、何らかのコスト増を防ぐ措置を講じなければならない。ドイツでは産業部門を高コストから守るために家庭部門がその分高いコストを負担している。これは政治的には極めて難しい話であり、日本で同じことを提案したら必ず反発を受けると思われる。カーボンニュートラルを進めるということは、日本の産業を守るために産業部門と家庭部門の負担の分担をどう考えるかという、これまで余り議論したくなかったことを議論しなければならないことだと考える。こうしたことも含めて国民理解を深めていかないと、カーボンニュートラルの実現は困難であるとともに、様々な技術の源泉になる大事な製造業基盤を日本に残すことができない。製造業が衰退してしまえば、技術革新の種もなくなってしまうことになる。その意味で、日本の鉄鋼産業は引き続き日本にとどまってもらいたいし、彼らが技術革新を行いやすい環境の整備が必要と考える。

問　農林水産省は、今般、「みどりの食料システム戦略」と題して、カーボンニュートラルに向けた取組、環境汚染の改善等に取り組む政策を示す。農業には農地と天候が不可欠な要素であるが、最近全国で頻発化、激甚化している自然災害に、地球温暖化が大きな影響を与えているのではないかと考えている。現在、熊本では８月の気温は37、38℃が常態化している。私が経営する牧場では、10年ほど前から急激に牛の熱射病が増えてきており、畜舎の遮熱対策等も懸命に行っている。温暖化の影響が農業現場を襲ってきていると感じる。持続可能な農業経営を続けていくことは、国民に対する安定した食料供給等の観点から不可欠であり、避けて通れない問題である。ただ、脱炭素社会に向けた取組に伴い、農家や生産現場に大きな負担が掛かることも想定される。農家に取組をお願いするには、温暖化をどう抑えていくかを明確に伝える必要がある。

そこで、農業における脱炭素化の取組により、温暖化を止めたり、一定程度は押し戻したりできるのか、見解を伺う。

答　日本でも、例えば農業現場で温暖化の影響が顕在化している。日本は先進国で、比較的対応が進んでいると考えられているが、国際的な評価では、温暖化の影響を最も受けている国の一つである。台風や洪水、熱中症といった問題も大きくなってきている。

温暖化対策では、原因となる温室効果ガスを減らす緩和策と地域ごとの影響に対する適応策が、車の両輪と言われている。農業では、地域ごとに、天候の変化に合わせて品種を変えたり、作付け時期を変えたりということも進められている。温暖化はできるだけ抑えても進行していくので、先を見通して、各地域での適応策を考えていく必要がある。また、都会ではヒートアイランドと温暖化の両方の対策をとり、都市が余り暑くならないようにする対策が重要である。したがって、緩和策と適応策の両方が重要である。

さらに付け加えると、例えば太陽光パネルの設置により地域の自然環境が破壊されたり、農業等とのトレードオフが生じたりすることがある。事前に土地利用を調整したり、地元で業者と相談して適切な対策をすること等により、例えばソーラーシェアリングのように太陽光パネルを農地の上に造ることで、農業生産を下げずに太陽光発電も行うといった、農業にとっても有益なシステムを検討していくべきと考える。

答　温暖化の議論では緩和策に議論が向きがちであり、各種リソースも振り向けられがちである。しかし適応策が非常に重要であり、温暖化の進行に伴う悪影響を考えると、適応策にも更にリソースを割かなければならない。加えて、それにより防げる被害については、緩和策に非常に多額な支出をするよりも、適応策にある程度の支出をする方が、全体としてのコストも下がると考える。農業もこの範疇に相当すると思われる。

ただ、温暖化の進行による農業被害への対策は、日本の貢献度としては微々たるものであり、今後の温暖化阻止には、インド、中国、ＡＳＥＡＮ諸国における温室効果ガスの増大を止めることが決定的に重要である。日本全体で仮に温室効果ガス排出をゼロにしても、温度上昇を0.001℃防げるかどうかという程度である。よって、そういう国々が受け入れやすいようにまずは低炭素化か

ら始め、エネルギー消費あるいはCO_2排出量の増大を抑えながら経済発展をしていくために、例えば省エネ技術といった日本の優れたノウハウや技術を移転していくことが重要である。

また、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（ＣＣＵＳ）や水素は、化石燃料に依存しているアジア諸国にとって不可欠の技術で、それを日本から可能な限り低コストで提供できるようにすべきであり、そのためのイノベーションが非常に重要である。

そうした取組がなければ、現在日本が経験している温暖化の影響を、日本だけの対応で止めることはできないのが事実である。グローバルな問題はグローバルに解決しなければならず、日本だけが我慢を重ねても解決できる問題ではないということについて農家の理解を得る必要がある。

答　たとえCO_2排出がゼロになっても、蓄積があるために温度は上昇する。１５℃目標や２℃目標を考えたとき、現在の温暖化対策を100倍程度行わなければ実現できないのが現状である。また、当然世界全体で対策しなければならないが、先進国の責任というものもあり、各国が自国より他国の責任と考えると、誰も対策しなくなる。

温暖化問題では公平性が一つのキーワードである。今後インフラを整備し生活水準を上げるためにエネルギーを使う必要がある途上国を考えたとき、世界全体で2030年に45％削減するという目標でも、公平性を考えると先進国は70～80％程度削減しなければならないという議論があり、途上国等もそう考えている。よって、公平性という点では日本や米国が議論している数字では全然足りない。

農業に関しては、「レポート2030」において、2030年に農地と耕作放棄地の0.8％で、2050年には６％でソーラーシェアリングが導入されるという想定を置いた。その分はメガソーラーは入らない。またルーフトップ太陽光発電が2030年に全住宅の10％に導入されるとしている。こうした数字が多いかどうかは感覚の問題になる。農家の方々がどういう収入不足に悩んでいて、ソーラーシェアリングにするとどれくらい収入が増えて、それが面積のどのくらいになるかということを議論していく必要があり、農業の未来はある意味では明るいとも言える。

問　限界削減費用が上がっていくことは避けられない。そこで、国民への賦課金を増額するには、例えば低所得層への配慮や国民への説明をどう行っていけばよいか伺う。

答　ドイツの例では、産業部門について様々な減免措置が講じられており、ＦＩＴ制度についても家庭部門が再エネ賦課金の相当部分を負担している。このように、電気料金の設計思想を変えることはあり得る。

ただ、家庭用の電気料金が上がると、逆進性があるため、特に貧困家庭にとっては非常に大きな負担になると考えられる。その場合、貧困家庭や低所得者層に対しては、エネルギー価格に介入する形ではなく、直接的な補助を行うことが経済的な効率性の観点からは望ましい。家庭の電気料金を上げる理由は、家庭は国際競争にさらされていないからである。これはある意味で劇薬のようなものであり、理解を得ることは非常に難しいと思われるが、現在のように家庭と産業の負担額に余り差を設けない形のままでカーボンニュートラルを推進することになると、国際競争にさらされた日本の産業は衰退する可能性が極めて高い。

問　ドイツでは、産業の保護すなわち競争力を守るために、産業用の電気料金をしっかりサポートし、それが結果的に家庭用の電気料金に跳ね返ってくるとのことであったが、どのようにしてこの問題を乗り越えたのか。政治が決定していく道筋に関し、知見を伺う。

答　ドイツでは、かつてシュレーダー政権で脱原発を決め、メルケル政権でそれを見直しつつあったが、東電福島第一原発事故を理由として脱原発に踏み切った。その際、国民の各層が参加する対話型の議論を相当長期間にわたり行った。したがって、ドイツの家庭部門は自らが負担する電気料金が欧州の中でも非常に高いことは十分分かっている。ただ、ドイツ経済はユーロにより相当下駄を履かされているところがあるため、それほど経済的な痛みを感じることなく高い負担を受け入れることができている。このため、原発を段階的に廃止し

て再エネを増やすコストを産業に代わって自らが負担するということに、ある程度の理解はあるものと思われる。ただし、それが今後ともずっと続くかは分からない。数年前のドイツの総選挙において、エネルギーコストの上昇に伴い、いわゆるエネルギー貧困問題が生じていることが注目されたこともあった。脱原発に加えて脱石炭火力発電も行うとなれば、電気料金は更に上がる方向に行くだろう。そのため、どこまで消費者がそれを受容できるかは、今後の動向を見る必要がある。

問　「レポート2030」では、エネルギー転換による脱炭素によって主な影響を受ける産業の雇用者数を約15万人とし、これに原子力発電産業の約５万人を加えると約20万人としている。この人数について、間接的に影響を受ける雇用者数としては少ないと感じるが、学問的な検討を行う上では比較的スタンダードな物の見方であるのか見解を伺う。

答　スタンダードと考える。影響という言葉の定義にもよるが、すぐに仕事を失うわけではなく、電力会社で原子力の研究に従事していた人の配置転換等も含めた数字である。よって、雇用が全く失われないということではなく、エネルギー転換に伴うプラスの部分とマイナスの部分を政治的にどう判断するかということである。新規雇用はある意味では計算された数字であるため、将来必ずそうなるとは言い切れない一方、現在の雇用者数として計上されている人々が全て仕事を失うわけではない。かつて日本の炭鉱で約20万人の人員整理が行われたと言われている。今回は20万人全てが仕事を失うわけではなく、配置転換等を含めると、かつての日本の炭鉱問題よりは小さいと言えなくもない。まさにそうした議論をするためのたたき台として、このような数字を出したという意味がある。

カーボンニュートラルの流れにおいて日本が不利か有利かに関しては、圧倒的に有利であると考える。それは化石燃料を産出・輸出していないためである。欧米には石炭関連の労働者が数万人、十万人単位、中国には百万人単位で存在する。国際競争力において雇用は重要であり、結局どこの国でも大事であるが、そうした観点から日本は圧倒的に有利だという議論があり、私も正しいと考える。

問　国連のＳＤＧｓの17目標について、その優先順位は国ごとに違うという話があった。確かに、ＳＤＧｓは地球の限界を超えないことと同時に、貧困や格差の解消をもう一つの柱に据えている。貧困や格差は、限られた資源が不公正、不均等あるいは非効率に分配されていることを示しており、その是正は持続可能性につながるとの位置付け自体は非常に大事である。

気候変動対策と貧困や格差の是正は、セットで進めるべき課題であり、本気で進めるには、社会の利益よりも企業の利潤追求を優先する在り方を変え、企業に社会的責任を果たさせる経済社会にすることが求められていると考えるが、見解を伺う。

答　日本企業全体が単なる経済的利益だけでなく、それぞれの方法でＳＤＧｓに貢献していくという機運が生まれてきている。ただ、企業がＳＤＧｓやＥＳＧ投資に注力しすぎて経営が傾くと、現実の経済原則として誰も投資しなくなる。よって、利潤を追求しながらでも、その企業の持つ優れた技術等を通じてどう社会貢献できるかを考えているだろうし、グローバルに考えれば、先進国から途上国に対してどれだけ経済支援できるかということにもつながっていく。

先進国も厳しい経済の現状において、途上国支援拡大への余力がどれほどあるかは難しい問題であり、理想と現実の違いがだんだん明らかになってくるだろう。ＣＯＰ26あるいはそれ以降において、途上国は先進国の支援目標を現在の1,000億ドルから引き上げるよう要求してくるだろうが、新型コロナウイルス感染拡大で傷ついた経済を抱える先進国のうちどのくらいが対応できるのか、非常に難しい課題であり、すぐに答えは出ないだろう。

答　ＳＤＧｓの17目標は、全体のパッケージとして進めていくべきと考える。誰も取り残さないということが全体のテーマであり、言わば基本的な人権の向上、人権の条件を確保しながら、プラネタリー・バウンダリーという地球の限界の中で経済活動を進めていくという発想である。例えば気候変動対策は、水問題、エネルギー問題、雇用問題等、全てと関わっており、推進する際は

CO_2の削減だけに焦点を合わせるのではなく、貧困や農業生産への影響を考慮した上で進めるべきである。すなわち、個別の政策や技術の導入だけでなく、全体としてシステムを変更するということが必要となる。

最近の動向として、ＩｏＴ、ＡＩ、ＩＣＴといった情報技術が盛んになっており、より少ないエネルギーや資源投入によって、より良いサービスが提供できるような動きがある。テレワークやインターネット会議等の適切な利用によって、より少ないエネルギー、資源を投入して、より良いサービスを生み出すという経済に転換していくことが一つの道であると考える。

答　米国の場合、バイデン政権の温暖化対策であるＧＮＤは、いわゆる新自由主義的な社会システムを変えようとしている。そのために、化石燃料産業への補助金を廃止して課税すること、温暖化対策に消極的だった大企業に対して課税や市場からの排除を行うことといった具体的な政策を導入している。新自由主義というシステムの変更が必要であるとするコンセンサスは米国政権の中にあると考える。

また、貧困と格差は非常に重要な問題である。温暖化問題に関し逆進性がある政策をとると貧困と格差が拡大してしまう。そこをどう上手に進めるかが重要で、ＧＮＤは、ガバニング・アジェンダ、指導的課題という形で、包括的に方向性を考える具体的な政策の考え方や仕組みであるとの言い方がされている。その中で、貧困、格差、ジェンダー、様々な差別も一緒に考えようというのが、米国でのＧＮＤの流れであり、日本でそういった流れをどううまく作ることができるかは、これから次第である。

問　ガーナのスラム街では、若者が日給500円程度の賃金で先進国の電子ごみを焼却して金属を取り出す仕事に従事している。環境にも健康にも当然悪影響があるが、そういう実態がある。

参考人は国連の調査を例に挙げて、再エネの拡大も地球温暖化防止も重要だが、貧困から目を背けず、両立させることが大事だと述べていた。そこで、日本でも格差が広がる中、これらの両立に向けた最善の考え方について伺う。

答　ＳＤＧｓの気候変動とそれ以外の対策のバランスをどのように取っていくかについては、日本と例えばインドネシアとでは、解が全く違ってくるし、インドともまた違うと考える。

ＣＯＰ25でグレタ・トゥンベリ氏が石炭火力発電の即時廃止を訴えていた頃、インド産業連盟のメンバーは、「同氏にはインドの、電気も水道も通っていない、絶対貧困線以下で生活する人たちの実態を是非見てもらいたい。インドにとっては、国内で利用できる石炭火力を、もちろんクリーンに使う必要はあるが、利用禁止にすることは解にならない」と話していた。

グレタ氏の住む、非常に豊かで、原子力と水力で電力の大半を賄っているスウェーデンのような国と、インドのように依然として非常に貧しい人がいて、国内に化石燃料資源がある国のＳＤＧｓの追求の仕方は、おのずとバランスの取り方も違ってくる。それゆえ、世界で統一的な解というのは存在せず、各国がそれぞれ判断していかなければならないということだと思う。

【カーボンニュートラルと環境】

問　参考人の著作には、生態系崩壊の危機が人間生存の危機にもつながっており、環境問題、新型コロナウイルス感染症等のパンデミックもそれに当たるという文脈での記述がある。また参考人は、自然資源の利用を持続可能な範囲にとどめるべきという主張もしており、同感である。今、我々が取り組むべき問題は、単にCO_2の排出削減、カーボンニュートラルだけではなく、全体としていかに環境負荷を下げていくのかということである。CO_2排出を削減するために他の部分に環境負荷が生じているとすれば、それは望ましくなく、そこも含めた取組が必要であるが、政府のカーボンニュートラル政策は、いくらかCO_2排出削減に偏り過ぎているという懸念を持っている。

本調査会において、資源開発の観点から意見を述べた参考人からも、レアアース等の資源を大量に使用して製品を作り、CO_2は削減されても、資源開発の面で環境破壊が行われるようなことがあってはならず、その点も勘案しなければいけないという話があった。その点も含め、今後の政策において考えなければいけないポイントを伺う。

答　温暖化対策でCO_2を削減することは大変重要であるが、それだけが目的ではなく、目的はやはり、人類の安全かつ安心で豊かな生活を将来にわたってどのように維持していくかということである。

そういった考え方は従来から提唱されており、国連でも持続可能な開発という考え方が採択されている。これには様々な解釈があるが、一つの定義としてよく引用されるものにハーマン・デイリー氏が提唱する三つの原則がある。これは、資源を水や森林等の再生可能なものと石炭や鉄鉱石等の再生可能でないものの二つに分け、前者は再生できる範囲内で使っていき、後者はできるだけ早くそれに代替できるものが開発されるペースの範囲内で使っていこうというものである。そのため、化石燃料を使用して発電している場合には、できるだけ早く再エネを使用するといった原則である。すぐに行うことはなかなか難しいが、そういった原則を念頭に置いてこれから環境政策全体あるいは資源政策全体を考えていくべきである。したがって、政府が提唱しているように、気候変動対策、リサイクル・リユースによる循環型経済、それから自然共生を三位一体として取り組んでいくべきであると考える。

また、個々の対策がどの程度CO_2削減効果があるか、例えばＥＶとＨＶのどちらがいいのかなどについては、ＬＣＡ、つまり製造から使用、廃棄までの全体を通してどれだけ環境に影響があるかをきちんとデータに基づいて客観的に評価していくことが必要と考える。

問　参考人の資料に、政府及びシンクタンクのＧＲ、ＧＮＤ提案の共通要素が幾つか書かれている。CO_2の排出削減、ＰＭ２５の排出削減、電力価格の引下げ、雇用確保といったこれらの要素を実現するに当たって、環境負荷の観点を入れていく必要があると考えるが、見解を伺う。

答　環境という言葉をどういう意味合いで使うかにもよる。もちろん、ある政策を実施すれば様々な影響がある。経済的影響、生態系に対する影響、雇用という問題もあり、日本だけではなく途上国の雇用問題、環境問題につながる可能性もある。

しかし、レアアースの問題に関して言えば、世界がデジタル社会に移行してしまっていることが最大の要因であると思う。カーボンニュートラルを目指してリチウムやコバルトを使用したＥＶを造るという話はあるが、それ以前に、デジタル社会をやめるのかという問題もある。まさに、いわゆる南北問題のように、南と北の関係をどうそれぞれが協力し合い、責任を持って変えていくかということだと考える。したがって、環境への影響を直接カーボンニュートラルの話と結び付けるのはどうかと思う。

ＬＣＡは非常に重要である。CO_2に関して言えば、よくＥＶとガソリン車とではそれほどCO_2排出量は変わらないのではないかという話があるが、ガソリン車は利用時のCO_2排出量が圧倒的に大きいため、ＥＶにすると、製造時を含めてもCO_2の排出量は大幅に削減される。また、誤解があるが、実は電気の使用量も削減される。したがって、いかにガソリン車の効率が悪いかということである。このように、それぞれ個別の問題はあるものの、当然、ＬＣＡの観点から議論している。

ＰＭ2.5はまさに環境影響の話であり、基本的には石炭を使えば大気に影響を与える。現在、世界全体で年間800万人が大気汚染で死亡しているという数字がある。そしてそれは過小評価ではないかという研究も数多く出ている。したがって、カーボンニュートラルを進めることは、総合的に人類にとってメリットは非常に大きいと考える。

問　2020年は、皮肉にも、新型コロナウイルス感染拡大で経済が低迷して環境が改善したと言われているが、一方で同年夏にはラニーニャ現象が発生し、その影響で米国では54℃、シベリアでは38℃、日本でも2021年３月の平均気温が100年ぶりとなる高温となった。経済の低迷による環境の改善と気温上昇が同時に発生することは矛盾しているようにも思われるが、この点について見解を伺う。

答　矛盾はしていない。化石燃料による発電が減ればCO_2排出が減るのは確かであり、実際に2020年のCO_2排出量は余り増えなかったと思う。しかし、ＩＥＡは2021年のCO_2排出量は逆に増加すると予測しており、それがまさしくブラウン・リカバリーである。そうならないように、再エネと省エネに投資す

ることで経済復興も雇用拡大もＣＯ２排出削減も実現するＧＲを目標としているが、理想と現実の問題はあるかと思う。

それでは、なぜ石炭火力発電に投資する国があるかというと、例えば中国の場合は、どうしても簡単に失業対策や雇用対策、雇用維持ができる石炭火力発電に頼るという問題がある。途上国と先進国との違いを考える必要があるが、少なくともグレタ氏は途上国に石炭火力の廃止は求めておらず、まず先進国が廃止すべきだと言っている。

また、エネルギーミックスを考える際には、様々なものに価格を付ける必要がある。ドイツは再エネ導入費用の負担者に対し、ＦＩＴ制度は最初は負担額が高くなるが、10～15年で終了するため最終的には安くなると説得した。ドイツでＦＩＴ制度が終了する時期は大体2025年頃であり、日本のＦＩＴ制度は2030年頃に終了して賦課金もなくなる。

よって、我々が５年後、10年後の世代を考えて今投資するかどうかということである。それもコストではなく投資なので、日本で再エネビジネスによって雇用が多く生まれることを考える必要がある。

さらに、価格という意味では、電気料金に占める原子力発電の価格も示されていない。その意味では、原子力発電も含めて、国民が電気料金として何にどれだけ払っているかという開示が十分にできていないことは問題なので、是非法律を改正してほしい。

問　セルロースナノファイバーの環境面からの評価及び現在の利用状況について伺う。

答　私が理解するところでは、従来の製品よりも軽量で強度の高いものとして利用できるのであれば、様々な製造業において使用されることでＣＯ２削減にも寄与するのではないかと考える。

２　政府に対する質疑

参考人からの意見聴取等を踏まえ、令和３年５月12日、政府より説明を聴取し、質疑を行った。質疑の概要は、次のとおりである。

（主な質疑）

【日本のエネルギー政策】

問　2021年４月22日、菅総理大臣が、2030年に向けた野心的な温室効果ガス排出削減目標として2013年度比46％削減を目指すことを表明し、米国主催の気候サミットにおいては、この日本の気候変動分野への積極的な取組がバイデン米国大統領等からも歓迎されたとのことである。こうした中、2020年10月から進められているエネルギー基本計画の見直しにおいても、現在取り組んでいる３Ｅ＋Ｓの同時実現を目指すことが重要だと考える。また、決して容易ではない2030年排出削減目標達成に向けて、省エネやエネルギー転換を含め、全ての分野・部門において取組を推進していく必要がある。

政府は、2020年末策定のグリーン成長戦略を柱としてカーボンニュートラルの取組を進めており、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）に２兆円のグリーンイノベーション基金を設け、目標達成への挑戦を約束した企業に対して、10年間、技術開発や実証から社会実装まで一気通貫で支援することとなった。新たな2030年排出削減目標が掲げられたことで、更なる支援策も必要と考える。そこで、エネルギー基本計画の見直しに向けた検討状況と目標実現に向けた支援策について伺う。

答　エネルギー基本計画の見直しに向けて、2020年10月からこれまで経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会を11回開催し、2050年カーボンニュートラルや2030年排出削減目標に向けた課題等について議論を深めている。これらの目標を目指す中でも、３Ｅ＋Ｓのバランスを取り続けることが重要であると考える。脱炭素化と安価なエネルギーの安定供給の両立に向け、エネルギー政策全体について集中的に議論を深めている最中である。2030年排出削減目標はこれまでの目標を７割以上引き上げるものであり、その達成は決し

て容易ではない。徹底した省エネ、再エネの最大限の導入、確立した脱炭素電源である原子力発電の活用、非効率石炭火力発電のフェードアウト等を着実に進める。２兆円のグリーンイノベーション基金は2050年カーボンニュートラル実現のために設けられたものである。新たな2030年排出削減目標の設定を踏まえ、技術、社会面での制約やコストにも配慮しつつ、産業の国際競争力の維持強化と両立できるよう、必要な投資を促す刺激策を含めて支援策の検討を加速していきたい。

問　現在のエネルギー基本計画で再エネの主力電源化を目指すとされ、政府の説明でも再エネの最大限の導入を図っていくとのことであった。こうした取組は当然必要と考えるが、推進する上では、系統整備を含めたコストや出力変動の問題といった様々な課題もある。例えば太陽光発電はどこの農山村にもあるが、以前は優良農地だったであろう場所や、山の斜面にもあるのを見ると、適地の確保や地元との調整が大切だと感じる。

再エネに関して、カーボンニュートラルは大事であるが、この一面だけで捉えるのではなく、様々な側面を見ながら総合的に進めていかなくてはならない。太陽光発電を拡大していく中で優良農地が失われるようであれば、食料安全保障の観点から当然大きな懸念がある。また、再エネや先端産業に欠かせないレアアース等のレアメタルは資源の偏在性が高い場所、地政学的リスクが高い場所に偏っているため、その安定供給は重要な課題であり、資源に乏しい日本にとって再エネの推進が新たなリスクの増大にならないよう留意することも視点の一つである。様々な課題がある中で、再エネの主力電源化に向けた取組の促進について伺う。

答　再エネは2050年カーボンニュートラル実現に向けた鍵であり、基本方針として最大限導入していく。一方、その課題として、再エネ賦課金による年間２兆円超の国民負担の抑制、再エネポテンシャルが大きい地域と大需要地を結ぶ送電線の整備、立地制約の中で地域と共生する形での適地確保等が指摘されている。これらの課題克服に向けてあらゆる施策を総動員することに加え、太陽光パネル等を輸入に依存している実態を踏まえ、今後の導入拡大政策を産業政策

と両立して進める必要があると考える。

洋上風力発電に関しては、2020年12月、2040年までに3,000万～4,500万kWの導入目標を盛り込んだ「洋上風力産業ビジョン」を策定した。これを呼び水としつつ、予算や税制による設備投資支援や国内調達、コスト低減目標の設定、国内企業のマッチング促進等を通じて、強靱な国内サプライチェーンを形成していきたい。

太陽光発電に関しては、日本が他国に先んじて開発してきたペロブスカイト等の次世代型太陽電池の実用化を加速し、新たな市場の開拓・獲得を目指している。グリーンイノベーション基金も活用し、製品化も見据えた企業の取組を支援していく。このような取組を通じ、新たな産業創出や競争力強化を進め、国内企業の力をいかした経済と環境の好循環を実現したい。

問　国連のグテレス事務総長は、日本等のＯＥＣＤ加盟国が2030年までに石炭火力発電を段階的に廃止する必要があると述べている。またＮＰＯ法人気候ネットワークは、2030年までの石炭火力発電フェーズアウト計画を発表し、効率の低い技術から順に、建設中も含めて179基全てを段階的に廃止すべきだとしている。しかし、政府は非効率な石炭火力発電については休廃止を進めるものの、新規の建設は引き続き温存しようとしている。温室効果ガス2030年46％削減という目標において、2030年時点の石炭火力発電の基数及び設備容量における割合について伺う。

答　現状、石炭火力発電を含む火力発電が電力の安定供給の中核をなしている。他方、カーボンニュートラルを目指す上では、安定供給を大前提にしつつ、その発電比率の引下げが基本になる。この状況の下で、まずは非効率石炭火力発電をフェードアウトさせる方針であり、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の規制強化により原則非効率石炭火力発電について休廃止を求める。一方、電力安定供給との両立のため、設備は維持しながら稼働率を下げていく措置、また非効率石炭火力発電にアンモニア混焼等を導入して発電効率自体を最新鋭の超々臨界圧（ＵＳＣ）火力発電の水準にしていく取組を認めるといった措置により、非効率石炭火力発電所のフェードアウトと効率的なも

のへの転換を着実に進めていく。現時点において、2030年での基数及び割合は算定していない。

問　カーボンニュートラルは原発ゼロで実現すべきであり、十分可能な目標である。参考人からは、ＩＥＡの資料として、各エネルギーの温室効果ガス排出削減コストや雇用創出数が示され、メガソーラーが雇用を生みコストも小さい一方、原発新設は高コストで雇用も生まず、少なくとも温暖化対策としては望ましくないということが数字に基づいて説明された。原発新設の場合、太陽光発電や洋上風力発電に比べてコスト面で劣ると国際的にも指摘されていることについて、政府として把握しているか伺う。

答　現在、専門家による発電コスト検証ワーキンググループにおいて電源別の発電コストの議論を進めている。特に原発の発電コストについては2015年のコスト検証の際に整理された考え方を踏襲しており、新規制基準への対応を踏まえた追加的安全対策費の増額、東電福島第一原発事故への対応費用の増額等について、直近の状況を適切に反映できるよう検討を進めている。原子力発電のコストも含め、エネルギー政策に関しては様々な分析や意見があることは承知している。

問　石炭火力発電を廃止し、原発ゼロを実現した場合にも、エネルギーの安定供給は可能である。参考人は、過去３年間の各電力管区のデータを用いて、石炭火力発電ゼロ、原子力発電ゼロとした場合のシミュレーションを行った。北陸電力管区と四国電力管区で特に夏の夜に不足するが、そこさえ対応できれば問題ないとのことであった。ほかの管区から融通したり、需要側で調整したり、蓄電池を利用するなど、対策も様々考えられるという意見であった。

政府としても、石炭火力発電ゼロ、原子力発電ゼロを前提とした場合に、いつどこで電力不足が生じ得るのか、具体的な検討を行ったことがあるかについて伺う。

答　原子力発電、石炭火力発電、石油火力発電がない中で、再エネの導入が非常に伸びた場合、どういう形で安定供給を実現するかは大きな課題である。夏の夜の需要への対応や、また昼であっても太陽光や風がない場合のバックアップ

をどうするかという調整力の問題、地域の中の偏在への対応といった課題を、現在は火力発電が解消している。これを蓄電池若しくは連系線の大幅な増強で対応することも一つの方法と思う。ただ、実際に安定供給を考えていく中では、大変難しい面も多くあると考える。

参考人の試算では、最終エネルギー消費が約３割減少、すなわち電力消費も約３割減少する前提で計算がされているが、本当にこのとおりになるかが問題である。また、ＬＮＧ火力発電をフル稼働させているが、夜間需要への対応としての蓄電池や非常に広いエリア相互における融通時の連系線容量がどの程度必要になるかといった問題も考える必要がある。さらに、電力の安定供給を考える際には、2021年１月に生じた需給ひっ迫や、2018年の北海道胆振東部地震、2019年の台風15号といった災害リスク対応を念頭に置いた上で、予備力も含めてシミュレーションする必要がある。例年、春と秋に、夏、冬に向けた需給ひっ迫に対する対応として電力需給検証を行っており、本日電力広域的運営推進機関で承認された「電力需給検証報告書」によると、2021年の夏は安定供給に最低限必要なぎりぎりのラインとなる予備率3 7～3.8％だった。さらに、2021年の冬は初めて0 2～0.3％安定供給ラインを割り込むという試算が出ている。供給力が厳しい状況にある中で、カーボンニュートラルは実現していかなければならない。様々な課題に対し根本的なところも含めて計算する必要があり、政府としても需給検証における検討とともに現実的な形での対応策をしっかり考えていきたい。

問　核のごみや最終処分の問題同様、再エネ、新エネについても最終処分までに掛かるコストにも真摯に目を向けなければならない。太陽光パネルについては、既に廃棄の問題が出てきているが、最終処分に至るまでに発生する再エネの環境負荷やコストをどう考えるか、政府の見解を伺う。

答　太陽光パネルも含め、再エネを拡大していくときには、やはりライフサイクル全体で環境負荷や社会コストをどう抑えていくかという視点が大事だと考えている。その上で、太陽光発電については、多様な事業者が多く参画し、事業主体が変更されやすいという特性があるため、将来、太陽光パネルの放置や不

法投棄といった懸念がある。また、種類によっては鉛やセレン等の有害物質が含まれることがあるため、こうした懸念にも対応していく必要がある。もちろんパネルの適正処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき事業者にその義務があるが、その際の費用をどのように確保するかが大事である。この点については、2020年６月に行われた、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の改正により、事業用の太陽光発電を対象に、源泉徴収的に調達期間終了前の10年間で外部積立てを行わせる仕組みを作ったところである。2022年７月から積立てを開始する予定であり、現在、それに向けた準備や周知を進めているところである。こうした取組を行いながら、ライフサイクル全体での環境負荷や社会コストに配慮しつつ再エネの拡大を進めていきたい。

問　2050年カーボンニュートラル実現に向け、2050年がどのような状況かは予想できないので、あらゆる技術に投資するという方向性は間違っていないと思うが、実行すれば必ず結果が出る技術に重点的に投資すべきであり、その観点からは大規模な浮体式洋上風力発電が適当と考える。長崎県五島市沖では海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）の第一号案件が進められており、現在、事業者選定の最終段階を迎えている。環境省、経済産業省及び国土交通省が支援してきたこの案件は、大規模な浮体式洋上風力発電所として世界初の商業運転になると見られていたが、諸般の事情でアジア初ということになると思う。

日本は着床式洋上風力発電の適地が限られており、また施設の建設に当たっては海外から輸入する方が安いと思えるほど国内のロジスティクスは多額の費用が掛かるので、海事産業との連携を非常に密にする必要もある。こうした中、今後は着床式洋上風力発電を着実に進めるとともに、浮体式洋上風力発電の実現に向けて民間、全省庁を挙げて応援すべきであるが、特に経済産業省が果たす役割は大きいと考えており、どのように取り組むのか伺う。

答　洋上風力発電は2050年カーボンニュートラル実現の切り札と考えている。2020年12月に官民で「洋上風力産業ビジョン」を策定し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万～4,500万kWの案件を形成するという導入目標を設定した。しかし、日本が欧州と異なって遠浅の海が非常に少ない中で、4,500万kWという高い目標を達成するためには、深い海域でも導入余地が大きい浮体式洋上風力発電のコストを早期に低減し、導入拡大を図る必要がある。例えば山口県では、浅瀬に施設を建設しようとしたが、地域住民の大反対に遭って頓挫したという事例もある。浮体式の施設であれば地域住民に迷惑を掛けずに建設が可能となるので、浮体式の実証、商用プラントの実現は本当に大事である。したがって、2021年４月に策定した浮体式洋上風力発電の低コスト化を含む「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」、2020年度第３次補正予算で措置された２兆円のグリーンイノベーション基金の活用を通じて、戦略的に技術開発や実証研究に取り組みたい。

問　2011年から福島復興のシンボルとして、当時世界初となる複数基３基の浮体式洋上風力発電の実証研究が行われてきたが、残念ながら2021年度中に実証を終えて設備を撤去する方針となった。620億円を投じたこの事業によって得られた成果をどう評価しているのか。また、その成果を大規模な浮体式洋上風力発電の事業開発にどのようにいかしていくのか伺う。

答　同事業は２MW、５MW、７MWの３基の浮体式洋上風力発電施設の安全性、信頼性及び経済性を明らかにする目的で、複数基として当時は世界初の本格的な実証研究を実施した。2020年度末までにデータを取得して、事業全体の評価は2021年度に行うことにしている。既に浮体式洋上風力発電特有の技術的課題については、多くの知見が得られている。具体的には３種類の浮体式の実証研究によって、特性、風車と組み合わせた場合の挙動や制御方法、施設の設置・運用に関するマニュアル等の蓄積であり、これらがノウハウとしてしっかり整備できていると考えている。今後、再エネ海域利用法を着実に執行するとともに、こうした事業全体の評価を事業者が活用できるようにすることで、浮体式を含めた洋上風力発電の導入拡大に取り組みたい。

問　現在、再エネ海域利用法における入札が長崎県、秋田県、千葉県で進められているが、十分な議論を経ないままに入札制度を導入したために、入札する各

事業者が、地元との合意形成、環境アセスメント、地質調査、系統接続、漁業者との調整を全て行わなければならない。そして、それにもかかわらず、価格で事業者を選定する制度となっている。導入したばかりの制度ということで仕方ないとは思うが、将来的には国が適地を示し、環境アセスメントも終わらせておくなど、環境を整えた上で入札を行うのが本来の姿であると思う。政府はその点を理解した上で、現在日本版セントラル方式の導入に向けて取り組んでいるが、同方式の実施内容及び今後のスケジュールについて伺う。

答　再エネ海域利用法に基づき、既にゾーニングによる長期の占用ルール、漁業関係者等地元との調整の仕組み等を用意したが、初期段階の基礎調査や系統確保等の取組を複数の事業者が重複して行っている点が非効率であるとの指摘を受けている。そこで、開発の初期段階から政府がしっかり関与して、より迅速かつ効率的に、風況や地質の調査、環境アセスメントの初期段階の調査、適時に系統確保等を行う、いわゆる日本版セントラル方式の確立に向けて、現在実証事業に着手している。具体的には、実証海域を選定する作業に入っており、都道府県及び事業者に対して2021年５月末を期限として情報提供を依頼している。また、必要な電力系統を国があらかじめ暫定的に確保するという仕組みについても整備を進めており、同年６月中に関係機関の規程等の改定を行う予定である。今後とも欧州各国の取組を参考にしながら、官民の適切な分担を含む仕組みの具体化に努めたい。

問　カーボンニュートラルの実現には更なる再エネ開発、水素利用、ＣＣＵＳ、蓄電池開発が不可欠だと考える。２兆円のグリーンイノベーション基金は諸外国に比べて乏しいと思われるが、地熱発電の研究開発の現状について伺う。

答　再エネは2050年のカーボンニュートラル実現に向けた鍵であり、最大限導入していくことが政府の基本方針である。そうした中で、地熱発電は、天候に左右されず、安定的に発電可能なベースロード電源として大変重要なものである。他方で、地熱発電は、目に見えない地下資源を利用するものであるため開発リスクが高く、掘削等の開発コストが高いこと、国内の地熱資源の８割が賦存する国立・国定公園関係法令の規制等があることという課題が存在している。こうした課題を解決するため、経済産業省は、地下構造を把握するための探査技術、掘削コスト低減に向けた高能率・長寿命なドリルの研究開発等を進めている。さらに2021年度からは、国立・国定公園の外からでも公園内の地下を開発し得る斜め掘りの技術の研究開発にも取り組んでいる。

答　日本は基本的には潜在的な地熱発電大国のはずであるが、残念ながらまだ様々な障壁がある。例えば同じ火山国であるアイスランドのように、発電量の約６割という非常に大きな割合を地熱発電で賄っているという国もある。日本もその可能性があるが、環境省の規制の存在が大きい。今後地熱発電の開発をどうするか、どうしたら進められるかということについて、環境省が守っている部分とうまく整合性が取れるようにしっかり取り組んでいきたい。斜め掘りというのは、言わば外から突っ込むような、若干こそくな手段とも思えるため、正々堂々と地熱発電を活用し、かつ環境省が守るべきところも守れるような、王道の取組を進めていきたいと考えている。

問　2020年に菅総理大臣が掲げた、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策に関し、ＣＣＳについて実用化が視野に入る状況になっていると聞くが、苫小牧以外に実証試験の候補地に手を挙げている地方公共団体がないと認識している。漁業関係者との調整という課題もあるのは承知しているが、まずＣＣＵＳについては、CO_2の大規模排出元であるコンビナート地区や火力発電所を中心に実装すればよいことは明らかである。また、仮にＣＣＳが火力発電所に実装されたとしても、その分のコストが電気料金に上乗せされるのであれば、結果的に再エネよりも高コストになるため、コストの低減化に向けて実証技術開発が必要であり、実証試験の場所が１か所では不十分である。

そこで、今後の実証試験の実施に向けて手を挙げている地方公共団体はあるのか、また将来行う可能性がありそうなところがあるか伺う。

答　確かにコストの低減やCO_2の輸送の問題、関連制度の整備、貯留地の適地の確保は課題としてある。まだ、詰めなければいけない論点が相当多いことから、現時点では、苫小牧での実証成果をいかしながら、まず、CO_2の分離回

官　報（号　外）

収技術の研究開発を通じた更なるコストの低減と世界に先駆けた液体のCO_2の船舶輸送の技術確立、これを目指すための実証試験、それからＣＣＳ事業に対する国内法制度等のビジネス環境の整備に関する検討、そして貯留適地の調査を行っていくということで、社会実装に向けて迅速に取り組んでいきたい。

また、今のところ実証試験を行う予定の地方公共団体はない。

【気候変動対策】

問　政府は、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46％削減とすると表明した。従来の26％削減よりは上積みされたが、気候危機打開に求められる水準からは大きく立ち遅れている。この目標と、ＩＰＣＣの「１５℃特別報告書」との関係を科学的に説明できるのか伺う。

答　ＩＰＣＣの「1.5℃特別報告書」においては、2050年前後に世界全体のCO_2排出量を正味ゼロ近辺とする必要があるとされており、2020年10月に菅総理大臣が表明した2050年カーボンニュートラルも、それを踏まえたものである。今回の2030年排出削減目標は、2050年カーボンニュートラルと整合的なものとして、次なる成長戦略にふさわしい野心的な目標であると考える。目標達成は容易ではないが、今後施策を具体化し、着実に実行していくことが重要である。環境省としても、経済産業省を始め関係省庁と連携し、今後10年間で地に足が付いた取組を進めるため、再エネの最大限の導入や地域の脱炭素化等、施策の具体化を加速していきたい。

問　菅総理大臣は、2020年10月の所信表明演説で2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言した。次いで2021年４月の気候サミットで、2013年度比で26％削減としていた温室効果ガス排出削減目標を46％削減に引き上げることを目指すとし、さらに、50％削減に向けて挑戦を続ける決意を表明した。

この積極的な政府の姿勢は評価するが、実現には様々な困難があるとの指摘がある。その要因として、参考人からはメガソーラーの太陽光パネルの大規模な設置場所が既にないこと、洋上風力発電においても安定的な風力が望めないこと等が指摘された。現在、日本の発電電力量の大半を火力発電が占めているが、だからといって原子力発電に依存するという方向に行くことは難しいだろう。目標は掲げたが、実現に向けた裏付けは乏しく不透明だと考える。CO_2実質ゼロの実現は、国民の理解がなくては到底なし得ない。

現在、384の地方公共団体が2050年までのCO_2排出実質ゼロを宣言している。住民の理解を得るために地方公共団体としても大変苦労しているが、国はこの現状をどのように捉え、進めていこうとしているか伺う。

答　現在各地方公共団体は、国の方向性を理解した上で2050年までのCO_2排出実質ゼロ宣言を行っており、人口規模で言うと１億1,000万人を超えている。更に理解が広がるように、政府としても取組に関する説明を丁寧に行っていかねばならないと考えている。

例えば再エネについて、それぞれの技術革新も進めていかなければならない。またもう一つ大事なことは、地域の合意形成の重要性であり、地域の合意なくして再エネを進めると、再エネに対する信頼を崩すことにもなる。技術革新も進んでおり、太陽光パネルについても、新たな技術を活用しながら、更に太陽光発電の可能性を広げていくことが重要と考えている。また、例えば地熱発電についても、開発のリスクをどう低減させていくか、ポテンシャルをどう活用していくかに関し、地域の理解がなければなかなか進まない。地方公共団体の理解と同時に地域住民が理解できるように、政府として人材育成も含めてきちんと丁寧な説明を行っていきたい。

問　カーボンニュートラルの実現に向けて、現在審議中の地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の改正案では、条文に国民を位置付けるなどしているが、政府は、国民の理解や協力をどのように得ようとしているか伺う。

答　カーボンニュートラルを実現するためには、個人の消費におけるCO_2の削減も重要な観点である。国民生活の中で、例えば住宅や自動車を含めた公共施設の在り方等について理解してもらうことが、個人生活の変革にもつながる。一番身近な例で言うと、レジ袋の有料化が挙げられる。導入時には、厳しい指

摘も含めて様々な指摘があったが、現在では約７割の削減に成功している。これは国民の理解が得られたためと考えており、国民の理解がいかに大事かということの実例と考えている。

問　ＣＯＰ26では、カーボンプライシングについて何らかの合意に至る可能性があると思うが、炭素国境調整措置について日本がどのような準備を進めているか伺う。また、同措置の仕組みとＷＴＯ協定等との整合性について、政府の見解を伺う。

答　炭素国境調整措置は、国内の気候変動対策を進めていく際に、他国の気候変動対策との強度の差異に起因する競争上の不公平を防止することにより、カーボンリーケージが生ずることを防ぐものである。現在、その基本的な考え方について、経済産業省に設置された、世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会で議論が行われている。その中で、炭素国境調整措置は、その導入自体が目的であるべきではないが、国内の成長に資するカーボンプライシングの検討と並行しながら、制度設計に必要となる製品の炭素排出量の評価手法等の国際的なルールの策定を日本が主導すべきだという考えが示されている。

ＷＴＯルールとの関係では、外国の産品に対して国内の同種の産品より不利ではない待遇を与えるという原則との関係が一つの論点となり得る。炭素国境調整措置がＷＴＯルールに整合的か否かに関する先例はないが、税額の計算方法等において輸入品に不利な扱いがなされていないかなどの制度設計次第と承知している。引き続き、公平な競争条件を確保し、カーボンリーケージを防止する観点から立場を同じくする国々とも連携しながら対応していきたい。

問　温室効果ガスの排出削減や脱炭素化の取組の促進を図るためには、現在の排出量を正確に算定することが当然重要となる。そして、地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して具体的な温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する実行計画を策定することとなっている。そのためには、まず、地方公共団体の区域内の温室効果ガスの排出量を調べる必要があり、区域内における電気やガスの消費量等のデータが重要である。このデータが地方公共団体実行計画を策定する基礎となり、国が温室効果ガス削減の政策を打ち出す基礎データにもなる。しかしながら、こうしたデータは、これまで、地方公共団体の依頼に基づいてエネルギー事業者が提供してきたが、電力・ガスの自由化後は提供されなくなり、地方公共団体が苦慮していると聞いている。

この点、環境省は実態を把握しているのか。また、電力自由化後に失われた情報が実際あるのか、現状の問題点について伺う。

答　地球温暖化対策の推進に当たっては、まず、現状のCO_2排出量等の把握が重要である。このため、区域内の排出量をより正確に把握したいと考える地方公共団体において、電力・ガス事業者から区域内のエネルギー消費量データの提供を受けるということが、地方公共団体が地球温暖化対策を推進する上で有効な方策の一つであると認識している。一方、地方公共団体において、従前、電力・ガス事業者から提供を受けていたこれらのデータについては、電力・ガス自由化以降提供を受けられなくなった事例が存在することは承知している。これまで、地方公共団体や全国知事会等の団体から本件に関する要望を受けるとともに、環境省としても、提供を受けられなくなった地方公共団体に関する調査を行っており、今後も状況把握に努めながら対応したい。

問　電力・ガスの自由化以降、地方公共団体がエネルギー事業者から区域内のエネルギー消費量のデータについて提供を受けられなくなった事案を環境省が把握しており、地方公共団体からも本件に関する要望があったのであれば、政府が温室効果ガス排出削減に係る大きな目標を掲げてもいるので、環境省は早急に改善の取組を打ち出すべきである。区域内の排出量の算定は、環境省の政策や環境省が所管する法律によって求められている。政策、制度が要求するこうした地方公共団体のエネルギー消費量等のデータは、事業者への依頼に基づくのではなくて制度的に確保されるべきであり、そうした方策を模索すべきと考えるが、今後の方針を伺う。

答　環境省が2020年度に開催した地球温暖化対策の推進に関する制度検討会の取りまとめの中で、「データ入手の効率性、市場競争への影響等に留意しつつ、

域内に供給された電力・ガスの使用量について地方公共団体が把握できるような具体的な方策を検討し、地方公共団体が域内の排出量をより精緻に推計できるようにすべきである」という提言を受けている。本提言を踏まえて、現在、具体的にどのような仕組みが考えられるかなどを資源エネルギー庁と検討を行っているが、地方公共団体の地球温暖化対策を一層推進するため、本件については引き続き議論を重ねていきたいと考えている。なお、結論を出す具体的な時期については、まだ決まっていない。

問　家庭部門のCO_2排出実態統計調査は、統計法に基づく政府の一般統計調査として実施されているもので、地方公共団体の依頼に基づき事業者が提供していたデータとともに、家庭部門のCO_2排出量を測定するものとして重要な統計の一つとなっている。そして、こうした統計の基となる調査票情報、すなわち個票データがCO_2排出量という目的変数に対する説明の要素になるものであって、家庭部門のCO_2排出削減や省エネを考える上で非常に重要なデータとなっている。

しかしながら、この個票データは、政策のほかには学術、教育目的のみでしか情報提供されないことになっていて、大変利用しにくく、手続の負担が大きいと聞く。菅政権は、デジタル庁の設立に動くなど、行政のデジタル化等に非常に前向きなので、国や行政が持っている公共に資するデータは積極的に公開するというオープンデータの推進も期待されている。こうしたオープンデータの観点や、国民、事業者の省エネ協力の観点から、匿名処理した個票データをエネルギー事業者等が広く活用できるようにすべきと考えるが、見解を伺う。

答　家庭部門のCO_2排出実態統計調査は、家庭のCO_2排出量やエネルギー消費量の実態を把握するために、統計法に基づく政府の一般統計調査として実施し、その結果を毎年度公表している。

統計法においては、調査票情報を匿名処理したデータについて、学術研究の発展に資すると認める場合、その他の一定程度の公益性が認められる統計の作成又は統計的研究を行う場合に一般からの求めに応じて提供することができるとされている。よって、統計法令上、統計の作成又は統計的研究を行わない場合、例えば誰でも自由にダウンロードできるようにするということは難しい。

ただ、この統計調査については、環境省で様々な分析を行っており、この分析結果を毎年公表するに当たっては、国民あるいは事業者に幅広く活用してもらえるように十分工夫したい。

問　CO_2を人為的に別の物質に変えるということは、化学産業が日頃製品を製造しているのと基本的に同様であり、電気を始め莫大なエネルギーを投入しなければならないという課題がある。しかし、CO_2を別の基幹物質に変える過程で、それ以上のCO_2を発生させてしまっては本末転倒になる。2050年までに真にエコロジーなカーボンリサイクルの革新的な技術の確立が必要と考えるが、見解を伺う。

答　カーボンリサイクルは、2050年のカーボンニュートラルという大きな目標に向けたキーテクノロジーとなる。加えて、これは日本に競争力がある技術でもある。したがって、国が支援することによってこの技術開発を促進することが大事であり、世界の先頭を行くことが可能と考える。

現在、政府の予算事業による支援の結果、既にCO_2を原料としたコンクリートは実用化されている。また、CO_2を吸収する藻によるバイオジェット燃料生産も実証が始まっている。さらに、水素と反応させてメタンを合成するメタネーション技術の研究が進んでいる。また政府による後押しを進めるため、2020年末にカーボンリサイクル実行計画を策定し、克服すべき技術面での課題、コスト、目標等について検討しているところである。

今後は、このような検討を土台に、グリーンイノベーション基金を活用しながら、コンクリート、燃料、化学品等の多様な分野において、日本が先頭に立てるようなカーボンリサイクル技術を確立し、更なるコスト低減や社会実装を世界に先駆けて進めていきたい。

【資源の安定供給等】

問　先般提出された総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会の報告書においては、銅を始めとするベースメタルについては、引き続き2030年までに自給率

80％との目標を掲げているが、かつて自給率目標を50％としていたレアメタルについては、今回は残念ながら鉱種ごとの安定供給確保に取り組むという記載にとどまっている。一方で、それには相当困難があるということは私も認識している。

確保競争の激化によってレアメタル市場で高騰が続く中で、特に上流権益確保にも財政上の制約があるのであれば、日本の限られたリソースの中でできることは、技術力をいかした代替素材の開発ではないかと考える。この代替素材、革新素材の開発にこそ国の予算を重点的に投入するべきと考えるが、予算の重点配分の考え方を含む強化策について伺う。

答　レアアースを含むレアメタルは、今後日本としても力を入れていかなければならないＥＶやＩｏＴ等の先端技術産業に不可欠なものであるが、地政学的なリスクが高い地域からの調達に依存しているのが現状である。レアメタルやレアアースに依存しない産業構造の構築が今後の日本の将来を決めると言っても過言ではない。

現在、経済産業省として予算措置を講じて幾つか技術開発に取り組んでおり、二つ例示する。まず、レアアースの使用量を減らした高性能磁石の開発を進めているところであり、耐熱性向上のために添加しているジスプロシウム等を使わずに従来と同等の性能を発揮できるモーターの実用化にめどが立ってきたところである。次に、コバルトあるいはリチウム等を使用しない亜鉛負極電池という非常に革新型の蓄電池の開発等も進めている。

経済産業省としては、日本の産業競争力を一層強化していくという観点から、引き続きレアメタルやレアアースを極力使わないモーターや蓄電池等の重要物資を国内で製造できる技術の開発にしっかり取り組んでいきたい。

問　石油の生産予測について、ＩＥＡが発行する「World Energy Outlook」から考察すると、将来は減産が進み、石油危機が起こると主張する者もいる。現状を考えると、あながち無視できない考えだと思われるが、世界全体の石油供給について、政府は今後危機が起こり得ると予測しているのか伺う。

答　ＩＥＡは、短期的には在庫水準が高く、市場には十分な供給がなされるものの、中長期的には継続的な上流投資が必要になるとの見通しであると承知している。足下では2020年前半の急激な油価下落による上流投資の減少や、昨今の中東地域における地政学リスクの高まりといった環境変化も起こっているので、石油のほぼ全量を輸入する日本にとって石油の安定供給確保の重要性は一層増しており、積極的な資源外交やリスクマネーの供給、供給源の多角化等を通じて石油の供給確保に万全を尽くしたいと考えている。

官　報（号　外）

3　委員間の意見交換

参考人からの意見聴取等を踏まえ、令和３年５月12日、資源の安定供給等について、中間報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。（発言順）

滝波　宏文　君（自由民主党・国民の声）

中間報告書の取りまとめに当たり、資源の安定供給確保に向けた対応及び2050年カーボンニュートラルに向けたエネルギー政策の方向性について述べる。

まず、国際動向を踏まえた資源の安定供給確保についてである。鉱物資源は、我が国が高い競争力を持つ製造業に不可欠であり、そのほぼ全量を海外に依存している。カーボンニュートラルへの移行の鍵となるバッテリー、半導体等の生産にはレアメタル等が欠かせないが、鉱種ごとの地域偏在性が高く、価格の変動幅が大きいなど、安定供給の課題が数多くある。一方、今後、国際的な獲得競争は更に熾烈を極めていくと予想される。例えば米国電気自動車メーカーのテスラ社は、バッテリーに必要なリチウム等について、米国内の鉱床の権益確保や資源メジャーとの調達交渉に乗り出している。世界最大手の中国バッテリーメーカーのＣＡＴＬ社は、カナダの資源会社に出資し、アルゼンチンのリチウム開発に乗り出したとの報道もある。また、その多くを中国に依存するレアアースについては、過去、輸出が止まるレアアースショックが発生するなど、常に供給途絶リスクをはらんでいる。

これに対し、鉱山権益の確保による供給源の多角化や製錬工程も含めたグローバル・サプライチェーンの強靱化、資源外交の向上、ＷＴＯなどでのルール作りへの関与、国家備蓄制度の充実など、上流から下流まで抜かりなく政策手段を組み合わせ、戦略的に取り組むべきである。あわせて、従来のサプライチェーンを超えた、資源開発の新たな可能性を追求する必要がある。新規鉱山開発のリスク・コストが上昇傾向の中、リサイクル資源の技術やレアアースフリーの磁石等、省資源・代替技術開発は大きな可能性を秘めている。持続可能な開発の観点からも、こうした取組を更に進めることが必要である。

もう一つの可能性が、国産の海洋鉱物資源である。我が国領海及び排他的経済水域は世界第六位の広さであり、南鳥島周辺などにはレアアースを含む鉱物資源のポテンシャルが存在する。これを利用可能とするためには、十分な資源量の把握や生産技術の開発、経済性の確保、環境影響の評価など、解決すべき課題が数多く存在している。しかし、海外の政策等に左右されないよう国家戦略として、商業化に向けた取組を計画的に進めていくことが重要である。

以上のように、資源の安定供給確保には多くの課題があるが、現実的で責任ある資源政策を進めていかなければならない。

次に、カーボンニュートラルに向けたエネルギー政策の方向性についてである。菅義偉総理は、2050年カーボンニュートラル宣言に続き、2021年４月の米国主催気候変動サミットにおいて、2030年度における我が国温室効果ガスの排出を2013年度比46％削減を目指し、更に50％の高みに向け挑戦を続けていくことを表明した。これまでの目標を７割以上引き上げるものであり、大変意欲的な目標である。一方で、その達成は決して容易ではない。資源が乏しく、周囲を海に囲まれた我が国では、エネルギー安全保障、経済性、環境適合、そして安全性の「３Ｅプラス Ｓ」を、全て単独で満たすエネルギー源は存在しない。

カーボンニュートラルを目指す上で、再エネは最大限活用すべきであるが、再エネの出力変動に対応した調整力の確保や、平地や遠浅の海が少ないなど我が国における立地制約、そしてＦＩＴ、固定価格買取制度で既に消費税１％分を超えている国民負担増大などの問題は避けられず、再エネ導入には限界もある。

我が国の国力維持・向上とカーボンニュートラルとを実現させるためには、最新炉リプレースの検討を含め、自由諸国最高級の国産技術であり、準国産エネルギーとして海外にも、そして天候にも左右されず、安定・安価・大容量の電気を供給できる原子力の最大限の活用に向け、しっかりとかじを切ることが不可欠である。そうしないと、人材も技術も、そして立地も維持できない。

以上のとおり、現実的かつ責任ある資源エネルギー政策を進めていきたいところ、よろしくお願いする。

塩村　あやか　君（立憲民主・社民）

本調査会２年目の調査の締めくくりに当たり意見を表明する。

初めに、資源の安定供給について、日本国内における鉱物生産はほぼゼロと、海外依存が顕著な実態にある。カーボンニュートラル実現のためには、レアアースやコバルトといったレアメタルが欠かせないが、レアメタルは、主に中国やアフリカで生産されており、こうした国では、環境配慮に欠けた生産や人権侵害の懸念される労働といった深刻な問題があると言われる。そこで、鉱物資源を適切な方法で安定的に調達をするためには、資源調達先の多角化の取組とともに、一日も早い海外依存からの脱却、すなわち、資源自給率の向上に直結する資源リサイクルの取組が欠かせない。

また、資源リサイクルは、鉄やアルミなどのベースメタルでは既に広く行われているが、レアメタルなど、製品にごく少量使われる貴重な資源はまだまだ十分ではない。そこで、製品のトレーサビリティー確立等によって、リサイクルをしやすい環境を整えるとともに、効率的かつ安定的な回収方法の実現に向けた研究開発により一層支援することが重要である。

さらに、鉄道やバスなどの公共交通機関の積極的な利用により、資源消費だけではなく環境負荷も大きく下げることが可能となり、社会性という意味でも、将来的にも重点的に進めるべきであるとの参考人の意見を忘れてはならない。また、再エネによるエネルギー供給の実現によって、エネルギーの自給自足を目指すことのメリットを強調しておきたい。燃料資源の海外依存を回避することで、年間17兆円から20兆円の海外への国富流出を止められるとともに、エネルギー安全保障を高めることが可能となる。

次に、地球規模の課題であるカーボンニュートラルについてである。令和２年10月、菅総理はカーボンニュートラルを宣言した。国際的にも経済規模が大きな日本がこうした宣言をしたことは、大変重要なことである。ただ、他の国の動きに比べるとやや遅きに失したとも思われるため、日本は総力を挙げてカーボンニュートラルに取り組む必要がある。

昨年の本調査会において、私は、エネルギー政策におけるパラダイムシフトを図る必要性について意見を表明した。しかし、再エネの主力電源化や石炭火力発電からの脱却は足踏み状態にある。日本における再エネの導入の状況について、ＦＩＴの設備導入量で見ると、2014年、2015年には1,000万kW近くであったが、その後、600万kW台にとどまり、その上、国内の石炭火力発電所の廃止はほとんど進んでいない。その一方で、政府の施策を見ると、水素やアンモニアの活用といった目新しい施策が並ぶが、これらはいまだ研究開発の段階にある。一日も早い再エネの主力電源化、カーボンニュートラル実現のためには、限られた国の予算を再エネやこうした分野に集中することで世界を牽引するべきであり、石炭火力や原子力に浪費し続け、気が付くと日本がこの点でも時代遅れとなってはならない。

最後に、原発についてである。原発をめぐっては、平成23年３月11日から10年たった現在も国民の不安が解消されないまま、ついに東電柏崎刈羽原子力発電所においてテロ対策の不備という国の安全保障上の問題が発生した。こうした大問題を引き起こした東電に原発を運用させてはならないことは言うまでもない。2050年カーボンニュートラルの実現のためには原発が必要であるとの声があることは承知している。しかし、原発事故は、一旦起きると取り返しがつかないことを誰もが知っている。その上、高い放射線を出し続ける使用済燃料の最終処分地さえ未決定のまま原発を利用して更に使用済燃料を増やすことは到底許されない。廃炉や核のごみの処分までを含めると、そのコストは他と比較できないほど莫大となる。エネルギー政策の在り方として、原発という負の財産は今すぐ断ち切らなければならない。そして、再エネという純国産エネルギーの最大限の活用に的を絞った施策を、堅実かつ着実に進めることこそが日本の進むべき道である。

コロナ感染症が現在も猛威を振るっている。その一日も早い収束を図りつつ、コロナ後、そして未来に向け、社会経済の礎である資源エネルギーについて、与野党の枠を超えた議論が期待される本調査会の更なる活性化のために尽力していきたい。

河野　義博　君（公明党）

資源鉱物をめぐる状況及びカーボンニュートラルについて述べる。

資源鉱物をめぐる状況については、本調査会の参考人との意見交換において、調達先の多様化の重要性、また、国内で一旦利用したものを回収しリサイクルすることの体制の確立の重要性、さらに代替材料に係る研究開発を進める重要性と、大きく三つの論点があった。いずれの論点も長い間指摘され続けて繰り返し議論されている。特に、資源回収・リサイクルは、都市鉱山が大事であると長い間言われてきた中で、いまだにビジネスモデルとして確立されていないことが非常に問題であるため、早急に商業ベースに乗るような資源回収・リサイクルシステムを確立する必要があり、その過程において立法府が果たすべき役割は大きいものと考えており、議員各位、また政府もしっかりと後押ししてこれを進めていく必要がある。

次に、カーボンニュートラルについても本調査会で知見を深め意見交換を続けてきた。菅政権が誕生し2050年カーボンニュートラルという大方針を打ち出した。このこと自体は非常に高く評価をされるべきである。同じ時期、バイデン政権が米国で誕生した。バイデン政権も2050年カーボンニュートラルを明確に打ち出し、パリ協定に復帰した。見逃してならないことは、米国、中国、インドといった排出大国とどのように協調して地球温暖化を食い止めるかである。中国も2060年カーボンニュートラルを宣言した。2018年ベースで見ると、世界の排出量の約３割が中国、15％が米国、インドが７％である。こうした排出大国といかに協調して減らしていくかが鍵であり、どんなに国内で叫び続けても、これは国際協調の中で地球温暖化を食い止めていくという観点が大事であるので、やはり中国、米国が大きくかじを切ったことは看過してはならず、協調して取り組んでいかなければならない。

この過程で、論点として三つあると考えている。まず、国内のカーボンニュートラルに向けた取組は、国の形を変える良いチャンスである。日本は長らく食料や資源を海外に依存してきた。そこで、カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素という大きなテーマとエネルギー自給率の向上とを同時に実現していく必要

がある。また、鉱物資源燃料の輸入を最小限にとどめておくことが非常に大事ではないかと考えており、現在、電力の再エネ化が議論の中心になっているが、電力だけではなく、そもそも一次エネルギー供給の再エネ主力エネルギー化に取り組む必要があると考えている。日本は、毎年、化石燃料の輸入に約20兆円を費やし、直近10年間では毎年約12兆円から28兆円の幅で輸入し続けている。日本のエネルギー自給率は僅か12％で、原発がフル稼働していた2010年でも２割程度しかなかった。カーボンニュートラルは、そういった国の形を変える良いチャンスであり、そうした観点で進めていかなければならない。加えて、徹底的な省エネを、様々なロス率を減らしていくといった観点から達成していくべきであろうと考えている。

梅村　聡　君（日本維新の会）

今国会の調査において、専門家や有識者の方々、そして本日の質疑を通じ、様々な知見が得られた。幾つかの重要なポイントを述べたい。

まず、レアアースに代表されるような、地域偏在し、かつ日本の産業の命運を左右する資源の確保についての課題である。中国は、人件費のみならず、環境コストを極限まで切り詰め、環境に甚大な影響を与えつつ、正当なコストが含まれていない低価格で、世界のレアアース市場を押さえることに成功したということが言えると思う。レアアースについて言うと、資源そのものは潤沢にあり、精製コストや投資回収の観点から資源産出地が中国に集中したということが言える。そして、日本としても、例えば環境対策を適切に講じていない鉱山からは資源を購入しないといったような行動を、国際的な枠組みで行っていくことが、結果として、中国一極集中を打開する切り札になるものと考えている。

また、日本、工業国としても、世界をリードすべき分野に資源リサイクルが挙げられる。リサイクルの技術革新そのもののみならず、ある製品のリサイクルのしやすさを高めることや、リサイクル率の目標設定、さらには製品の物質トレーサビリティー確保など、リサイクルを行うインセンティブが製品側に発生する仕組みづくりが重要で、そしてまた、そのような生産活動を行っている企業が適切

に評価される日本になることが重要であると改めて認識した。

脱炭素社会への移行、カーボンニュートラルの観点からは、2030年、2050年に向けての我が国の電源構成について、より現実的な路線を構築する必要がある。現状の電源構成と、そして石炭火力発電を漸減させていくということを考えると、やはり数字の上では再エネ割合が一定以上になっていくことが想定される。それを省エネと同時並行に進めたとしても、電力料金の負担増をどの程度許容することができるのか、これは多くの国民が参加する対話型の議論、そして熟議というものが必要になると考える。その議論が一定の幅の中に収束できるよう、政治側も行政側も適切にリードしていく必要がある、このことも指摘しておく。

最後に、これらの資源の安定確保に携わる人材育成を、国もしっかりサポートする必要性を指摘しておきたい。

資源の安定供給に関しては、国民の理解と納得を得られる現実的な、そして長期的視点に立った戦略的な取組に向けて、我々は引き続き真摯な議論を続けていかなければならない。

舟山　康江　君（国民民主党・新緑風会）

本調査会２年目のテーマである資源の安定供給等について、これまで３回にわたり参考人の方々から様々な意見を頂き、本当に有意義な議論だったと感じている。

現在、世界全体で取り組むべき大きな課題は、ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の実現であり、つまりは地球環境への負荷をできるだけ低減することである。CO_2削減は課題の一つであり、鉱物資源などの有限資源をいかに持続的に利用していくのか、生物多様性を失わせずに節度ある開発に取り組んでいくのか、カーボンニュートラルに取り組む際に、是非この観点を組み込まなければならないということを強く感じた。

まず一点目、鉱物資源に関しては、有限資源であり途上国に偏在しているといった特徴がある。我が国として、この鉱物資源の安定供給の確保に向けた取組をしっかりと行っていくことは当然であるが、それに当たっては、やはり資源国

の環境や人権にもしっかりと配慮すべきである。その際、二国間での取組はもちろんのこと、多国間での国際連携、国際ルール作りに向けても、我が国が主導的な役割をしっかりと果たしていただきたい。

あわせて資源リサイクルの取組も重要である。参考人から御意見があったとおり、やはり資源のない日本としては、都市鉱山という言葉もあるとおり、様々な製品に入っているレアアース、鉱物資源類を、いかにリサイクルするのかということも非常に大事であるが、日本はリサイクルに取り組む業者が少なく規模も小さいとの指摘があった。そこで、リサイクルのインセンティブをしっかりと付与し、そしてまた、リサイクルしやすい製品作りも更に進めていくべきであり、こうしたことを国が主導していただきたい。

加えて、鉱物資源に頼らない代替素材の開発もまだまだ遅れているので、しっかりとこうしたところにも取り組むべきである。

もう一点の、カーボンニュートラルに向けたエネルギー政策に関し、大きく三点指摘したい。一点目は、ライフサイクル全体、つまり製造から廃棄までトータルとしてCO_2を始め環境負荷をいかに減らしていくかということへの配慮の必要性である。二点目は、今後のエネルギーの在り方として、地方の雇用確保のためにも小規模分散型の取組が鍵になると考える。各地で様々な再エネ事業が進められているが、残念ながら、特にメガソーラー建設に代表されるように、地域での反対運動、地域でのあつれき等、様々なトラブルが起きていることも事実である。そうした中で、農山漁村再生可能エネルギー法で、事前に基本計画を策定し、地域住民、自治体、事業者が一緒になった協議会でしっかり議論して、合意ができたものからしっかり再エネ事業に取り組んでいくという仕組みを作っている。これは一見時間がかかるようだが、事前の調整が行われることによって、結果的にあつれきを生むことなく地域の方々と共存しながらの取組になっていくと思われる。全体として、今後、カーボンニュートラルを実現するためには、この再エネの加速化も必要であり、是非こうした仕組みも更に前進させる必要がある。三点目は、再エネに加えて、省エネの取組も非常に重要であるということ。住宅部門を始め、様々なところで省エネの取組も進められてはいるものの、依然

として遅れており、取組の加速化が必要である。

地球への負荷をできるだけ低減させ、持続可能な生活を実現するためにも、今後とも本調査会を中心として議論を重ねていきたい。

山添　拓　君（日本共産党）

本調査会２年目の調査テーマである「資源の安定供給等」について意見を述べる。

気候変動対策は、地球上における人類の生存が懸かった問題であり、資源エネルギー政策検討の前提というべきである。地球の平均気温が産業革命前と比べ1.2℃上昇し、集中豪雨や熱波、森林火災など、世界各地で既に目に見える深刻な事態が生じている。

ＩＰＣＣ、国連気候変動に関する政府間パネルが2018年に発表した特別報告書は、産業革命前に比べ２℃上昇した場合、洪水や永久凍土融解などのリスクが1.5℃上昇の場合よりはるかに高まると指摘し、早ければ2030年にも１5℃以上の上昇になると警告した。1.5℃の上昇は地球にとって臨界点であり、それを超えると温暖化を加速させる現象が連鎖し暴走を始める可能性も指摘される。2030年がその先の未来への分岐点と言っても過言ではない。

同報告書は、１5℃上昇を抑制するには、2030年までに世界全体での温室効果ガス排出量を2010年比で45％削減し、2050年までに実質ゼロにする必要があるとしている。今般、菅政権が掲げた2013年度比46％減は、2010年比換算では42％減であり整合しない。ＥＵや米国を始め先進国で50％以上の削減が当然のときに、世界第５位の排出国である日本が46％減では、世界の脱炭素のリーダーシップを取っていくとは言えない。

日本の温室効果ガス排出量の４割を電力部門が占め、排出量が最も多い石炭火力全廃が緊急の課題である。ところが、政府は、国内外で石炭火力発電を温存する政策を改めようとせず、新規の建設まで進めている。CO_2を出さないゼロエミッション火力をうたうが、実現の保証はない。2030年は目前である。石炭火力に固執することはやめ、直ちにフェーズアウト計画を策定し、海外の石炭火力発電への支援を停止すべきである。

同時に、脱炭素電源として原発依存を強めようとする動きも看過できない。東京電力柏崎刈羽原発において、ＩＤの不正利用に続き、テロ対策設備の機能喪失が発覚し、運転禁止命令の発出に至った。原発再稼働を進める他の電力会社においても、運転差止めや設置許可取消しを命ずる司法判断が相次ぎ、原発依存は前提を欠いている。東電福島第一原発事故から10年、安全神話の下で過酷事故を引き起こし、想定外であるとして責任を否定してきた政治の下で、新増設やリプレースはもちろん、老朽原発を延命してまで再稼働を強行することは断じて許されない。脱炭素は原発ゼロで十分に実現できる、再エネの抜本的な導入拡大が必要である。

本調査会では、カーボンニュートラルは進むべき方向だが、コストを意識することが必要であるとの意見も述べられた。しかし、明日香壽川参考人が指摘したように、世界の現状は、原発や石炭火力発電はコストが圧倒的に高く、太陽光発電や風力発電はその半分ないし三分の一となり、しかも低コスト化が加速する局面である。また、松下和夫参考人は、地域の資源、人材、技術を生かすことが重要と指摘した。石炭火力発電や原発といった大規模集中型電源と比べ、太陽光発電や風力発電といった小規模分散型電源は、雇用をつくる力も強く地域循環共生圏につながる。そのため、コロナ危機を経たグリーンリカバリーは、地域分散と地産地消のエネルギー開発で進めるべきである。

カーボンニュートラルは、原発ゼロと省エネ推進、再エネの飛躍的普及により実現すべきであって、それが政治の役割である。既に原発ゼロ基本法案とその実施法である再エネ推進法案が国会に提出されており、調査会委員の賛同を求める。

最後に、国連の持続可能な開発目標、ＳＤＧｓは、地球の限界を超えないということと同時に、貧困や格差の解消を柱としている。気候変動対策や鉱物資源開発と貧困や格差の是正をセットで進める。そのためには、社会の利益より企業のもうけ、利潤追求を優先する新自由主義的な在り方を変え、企業には社会的責任を果たさせることが不可欠であることを強調する。

第３　主要論点別の整理

本調査会は、今期のテーマを「資源エネルギーの安定供給」と定め調査に着手した。２年目となる本年は「資源の安定供給等」に関して「地域偏在など資源を巡る国際動向」、「資源開発の新たな可能性」及び「コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策」について、参考人からの意見聴取及びこれに対する質疑、政府からの説明聴取及びこれに対する質疑並びに委員間の意見交換を行った。

以下、本調査会における議論を主要論点別に整理した。

【鉱物資源の安定供給等】

（鉱物資源をめぐる国際動向）

・中国は市場ルールの中で影響力を高めようとしていると思われる戦略を新たに打ち出してきている。大事なポイントは、輸出管理の強化、サプライチェーン再構築、国際標準化の三つの観点になる。

・レアアースは、その多くを中国に依存し常に供給途絶リスクをはらんでいるため、鉱山権益の確保による供給源の多角化や製錬工程も含めたグローバル・サプライチェーンの強靱化、資源外交の向上、ＷＴＯ等でのルールづくりへの関与、国家備蓄制度の充実等、上流から下流まで抜かりなく政策手段を組み合わせ、戦略的に取り組むべきである。あわせて、従来のサプライチェーンを超えた、資源開発の新たな可能性を追求する必要がある。

・レアアースに代表されるような、地域偏在し、かつ日本の産業の命運を左右する資源の確保について、日本としても、例えば環境対策を適切に講じていない鉱山からは資源を購入しないといった行動を、国際的な枠組みで行っていくことが、結果として、中国一極集中を打開する切り札になる。

・今まではＧＡＴＴ第20条g号の天然資源に関する保存が問題となっていたが、昨今の状況からすると、資源国が、軍備に使われる可能性があるとして、ＧＡＴＴ第21条の安全保障例外を持ち出してくるおそれがある。その場合にどうするかについて、日本がそれなりに国際的発言力を持つため、事前に対策を取っておくべきである。

・中国は正当な環境コストを含まない安い価格で世界市場を独占した。環境対策をきちんと行っていない鉱山からは買わないという国際的な枠組みができれば、必然的に他国の鉱山でも採算が取れるようになってくる。

・民間企業では困難な地域における資源開発の可能性に関する情報開示が行われていれば、投資しようというファンドや企業等が現れると見られるため、国が最も力を入れるべきである。

（鉱物資源の安定供給確保）

・昨今のカーボンニュートラルに向けた流れの中で、今後再エネや蓄エネ等の導入が拡大すると、現在の需給バランスとは異なり、特定の金属の需要が増えていく可能性が既に指摘されており、代表例を挙げると、ＥＶの生産に伴いリチウムイオン電池が必要になるとコバルト、ニッケル、リチウム等の需要が急増し、磁石が必要になるとネオジムやジスプロシウム等のレアアースの需要が増える。このため、今の需給とは異なるところで、特定の金属の急激な需要増加により結果として需給バランスが崩れることを多くの人が懸念している。

・カーボンニュートラルへの移行の鍵となるバッテリー、半導体等の生産にはレアメタル等が欠かせないが、鉱種ごとの地域偏在性が高く、価格の変動幅が大きいなど、安定供給の課題が数多くあり、また今後、国際的な獲得競争は更に熾烈を極めていくと予想される。

・カーボンニュートラル実現のためには、海外依存が顕著なレアアースやレアメタルが欠かせないが、レアメタルは、主に中国やアフリカで生産されており、こうした国では、環境配慮に欠けた生産や人権侵害が懸念される労働といった深刻な問題があると言われる。鉱物資源を適切な方法で安定的に調達するには、資源調達先の多角化を図るとともに、資源自給率向上に直結する資源リサイクルへの取組が不可欠である。

官　報（号　外）

・価格競争力を適正なものにするとの観点からは、中国が、本来負担すべき放射性物質の処理コストを含む、環境保全コストを負担するようにしていく、又は可視化するようにしていくことが大事になる。また、レアメタルの採算性を上げるには、その採掘に伴う副産物全部を売却してコストになる部分を減らすことが必要であり、副産物全般にわたる需要を確保するマーケットを作ることも大事な要素である。

・日本は、鉱物資源の安定供給の確保に向けた取組に当たって、資源国の環境や人権にもしっかりと配慮すべきである。その際、二国間での取組はもちろんのこと、多国間での国際連携、国際ルールづくりに向けても、日本が主導的な役割をしっかりと果たすべきである。

（海洋鉱物資源）

・日本の領海及び排他的経済水域は世界第６位の広さであり、南鳥島周辺等にはレアアースを含む鉱物資源のポテンシャルが存在する。この国産の海洋鉱物資源を利用可能とするためには解決すべき課題が数多く存在するが、海外の政策等に左右されないよう、国家戦略として商業化に向けた取組を計画的に進めていくことが重要である。

・海洋資源は一般的な天然資源と比べて難処理性があるとともに一定程度の環境負荷の懸念もあるが、資源セキュリティ、技術の高度化、人材育成の観点から、今から継続的な技術開発を行っておくべきである。

（鉱物資源と環境）

・ＥＶではなく鉄道やバス等の公共交通機関を積極的に利用することにより、資源消費だけではなく環境負荷も大きく下げることが可能となるため、社会性という意味においても重点的に進めるべきである。

・鉱物資源等の有限資源をいかに持続的に利用していくのか、生物多様性を失わせずに節度ある開発に取り組んでいくのか、カーボンニュートラルに取り組む際に、是非この観点を組み込まなければならない。

・政府はカーボンニュートラルを打ち出したが、そこだけが突出することによって電力や資源の需要が高まり、ひいては途上国の環境へマイナスの影響がもたらされるなど、カーボンニュートラルという環境負荷低減のための動きが、逆に負荷を増大させることがあり得る。

・ＥＶはクリーンであることを特長に掲げてリチウムイオン電池を搭載するが、そのために新たな環境汚染や搾取、あるいは人権問題の拡大をもたらしており、地球全体で見ると、自然環境や人間社会への負荷が拡大していると見られる。

・日本は環境規制が非常に厳しいため、レアメタルの製錬ができず、有害物の処理にコストがかなり掛かることは事実である。

（鉱物資源リサイクル）

・新規鉱山開発のリスク・コストが上昇傾向にある中、リサイクル資源の技術やレアアースフリーの磁石等、省資源・代替技術開発は大きな可能性を秘めているため、持続可能な開発の観点からも、こうした取組を更に進めることが必要である。

・ベースメタルとは異なり、レアメタル等に関する資源リサイクルはまだまだ十分ではないため、製品のトレーサビリティの確立等によってリサイクルをしやすい環境を整えるとともに、効率的かつ安定的な回収方法の実現に向けた研究開発を行うことにより一層支援することが重要である。

・資源回収・リサイクルは、都市鉱山が大事であると長い間言われてきた中で、いまだにビジネスモデルとして確立されていないことが非常に問題であるため、早急に商業ベースに乗るような資源回収・リサイクルシステムを確立する必要があり、その過程において立法府が果たすべき役割は大きい。

・日本が世界をリードすべき分野に資源リサイクルが挙げられるが、リサイクルの技術革新そのもののみならず、ある製品のリサイクルのしやすさを高めることや、リサイクル率の目標設定、さらには製品の物質トレーサビリティ確保等、リサイクルを行うインセンティブが製品側に発生する仕組みづくり

が重要であり、また、そのような生産活動を行っている企業が適切に評価されることが重要である。

・都市鉱山という言葉もあるとおり、様々な製品に入っているレアアース、鉱物資源類を、いかにリサイクルするのかということも非常に大事であるが、日本はリサイクルに取り組む業者が少なく規模も小さいため、リサイクルのインセンティブをしっかりと付与し、そしてまた、リサイクルしやすい製品づくりも更に進めていくこと等を国が主導する必要がある。

・最終的には企業が責任を持つようにしないと産業として成り立たないが、最初の段階でマテリアルフローを作成することは個々の企業では不可能である。したがって、その部分に関しては国が資金面で補助することに加え、特にマテリアルフローに係る情報開示に関しては国の役割が非常に大きい。

・日本は素材からハイテク製品を作る分野でトップランナーであり、今後は、廃棄された製品を資源として有効利用し、それを環境調和型の技術でしっかり利活用していくことが重要になる。

（鉱物資源の技術開発）

・鉱物資源に頼らない代替素材の開発にも、しっかりと取り組むべきである。

・日本において現在最も重要なことは、技術制約や環境制約を突破していくことである。幸い日本は、レアメタルの生産技術やそれに関わる環境技術が世界最高水準であり、非常に良い状況にあるため、今後は資源供給だけでなく、技術や環境に力を入れていくべきである。

・確保競争の激化によってレアメタル市場で高騰が続く中で、特に上流権益確保にも財政上の制約があるのであれば、日本の限られたリソースの中でできることは、技術力をいかした代替素材の開発であり、ここに国の予算を重点的に投入すべきである。

・素材開発においては、やはりパイオニアがグローバル市場を席巻するという構造がこれまでも実証されている。一番初めに実用化できる素材を市場に供給することが日本の産業の維持拡大を支えると考える。

・天然鉱物資源の選鉱では、次の段階である製錬における負荷を抑制するための、分離・濃縮に関する技術開発が鍵となる。製錬と精製は、処理対象次第でバランスが変わるため、エネルギーを掛けずに新規の処理対象を分離・濃縮するための技術開発が必要となる。また、分離後に必ず排出される副産物の利活用やバランス良い使用の方法の検討も必要になる。

・物理的な分離・濃縮の段階でも、まだまだ技術的向上の余地がある。今後は、製造段階から分離しやすい設計にするのも一つの選択肢であり、また、それがものづくりの一つの強みになるような価値観になっていけば、人工資源の利活用の世界も徐々に変わっていくものと考える。

（資源の確保及び資源分野における人材育成）

・カーボンニュートラルに向けて化石燃料への風当たりが強まる中で、天然ガス、ＬＮＧの生産が将来的に危ぶまれており、需給がかなり逼迫して価格の大幅上昇というリスクを招きかねない。その意味でも、政策的により強くエネルギー資源開発を推進していくことが求められている。

・技術人材の育成については、たとえ規模は小さくとも目に見える形で産業が残っていれば技術が伝承される、あるいはそうした産業を最低限の需要や採算性を確保できるようにしてきちんと残していくことが、技術人材の育成では大事である。

・大学の基礎分野での研究は非常に重要であるため、はやり廃りにかかわらず、百年の計をもって、資源及び関連分野の研究の柱を守りながら前に進んでいく必要がある。

・資源リサイクルについては、少なくとも、資源側から製品側に対し、使ってほしいレアメタルのバランス等の情報を伝達できるようにならなければ、この分野の発信力はないため、大学だけでなく、省庁や研究所も含めて、互いにプロジェクトや連携を強化していくところから始める必要がある。

・日本がそれなりに国際的発言力を持つための事前対策として、今までは技術部門の人材育成が多かったが、国際交渉での枠組みづくりなどに積極的に参

加できる人材が必要である。

・ＷＴＯ等の主要ポストを取りに行くことが重要である。そのためには語学だけではなく、国際法等の専門知識にも通じた、その任に堪え得る人材を育成していかなければならない。さらに、大学の立場から考えると、日本の人材は資質に比して国際機関における重要なポストに占める割合が非常に低いが、その一つの理由として博士号を持っていないという問題がある。

【気候変動とカーボンニュートラル】

（カーボンニュートラルに向けた取組）

・気候変動対策は、人類の生存が懸かった問題であり、資源エネルギー政策検討の前提というべきである。

・日本は、カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素という大きなテーマとエネルギー自給率の向上とを同時に実現していく必要がある。カーボンニュートラルは、国の形を変える良いチャンスであり、そうした観点で進めていかなければならない。

・脱炭素社会への移行、カーボンニュートラルの観点からは、2030年、2050年に向けての日本の電源構成について、より現実的な路線を構築する必要がある。このため、再エネ割合の上昇が想定されることから、省エネと同時並行に進めたとしても発生する電気料金の負担増をどの程度許容できるかについて、多くの国民が参加する対話型の議論、熟議が必要になる。

・現下の問題は、CO_2の排出削減、カーボンニュートラルだけではなく、全体としていかに環境負荷を下げていくのかである。CO_2排出を削減するため他の部分に環境負荷が生じているとすれば、それは望ましくなく、そこも含めた取組が必要である。

・温暖化対策では、原因となる温室効果ガスを減らす緩和策と地域ごとの影響に対する適応策が車の両輪と言われている。温暖化はできるだけ抑えても進行していくので、各地域での適応策を先を見越して考えていく必要がある。

（原子力発電）

・日本の国力維持・向上とカーボンニュートラルとを実現させるためには、最新炉リプレースの検討を含め、自由諸国最高級の国産技術であり、準国産エネルギーとして海外にも、そして天候にも左右されず、安定・安価・大容量の電気を供給できる原子力の最大限の活用に向け、しっかりとかじを切ることが不可欠である。

・原発という負の財産は今すぐ断ち切らなければならない。そして、再エネという純国産エネルギーの最大限の活用に的を絞った施策を、堅実かつ着実に進めることこそが日本の進むべき道である。

・脱炭素電源として原発依存を強めようとする動きがあるが、脱炭素は原発ゼロで十分に実現でき、再エネの抜本的な導入拡大が必要である。

・日本の温暖化対策コストをできるだけ抑えるとの観点からは、使える選択肢は全部使うべきであり、国産技術である原子力発電を長く使っていくことは、エネルギー安全保障、温暖化防止、経済効率という面で合理的である。原発の運転期間上限40年、延長上限20年１回限りといった制約も見直すべきである。

・諸外国と国際連系線を有しておらず、再エネ資源でも中東諸国や欧米と比べて様々なハンディを負っている日本が、カーボンニュートラルに向けて使える技術を使わないことは合理的ではない。

（再エネ・省エネ）

・再エネは、特に脱炭素化に向けて最大限導入すべきであるが、既に相当量を導入しており限界が見えてきている。例えばＦＩＴ制度は既に消費税換算で毎年１％程度の負担が生じていて、今後更に増えていくとみられる。

・各電源の発電コストの再検証が行われているが、調整力のコストをどう扱うかという大きな問題がある。従来は火力発電が独立して存在していたため主たる調整力のコストとして計算できたが、今後カーボンニュートラルということで火力発電が無くなれば蓄電池のコスト等を調整力に上乗せして計上せ

ざるを得ない。

・2050年カーボンニュートラル実現に向け、2050年がどのような状況かは予想できないので、あらゆる技術に投資するという方向性は間違っていないが、実行すれば必ず結果が出る技術に重点的に投資すべきであり、その観点からは大規模な浮体式洋上風力発電が適当である。

・核のごみや最終処分の問題同様、再エネ、新エネについても最終処分までに掛かるコストにも真摯に目を向けなければならない。

・再エネの立地制約の問題は今後だんだんと深刻化し、特にメガソーラーは、比較的容易に開発できる場所は既にある程度開発し尽くしているため、今後は土砂崩れの危険がある非常に脆弱な山の斜面等、条件が悪い場所や安全上問題がある場所に設置することになると見られる。

・分散型エネルギーは非常に有効な手段であり、基本的には再エネが中心になるため、その推進は極めて重要だが、電力需要は2050年には現在の120～130％程度になると見込まれており、これをどう捉えるかが問題であり、当然、電化の促進は避け難く、節電を十分に浸透させていく必要がある。

・カーボンニュートラルの実現に向けた議論の中で、電気料金の高騰や電力不足、停電を懸念する声は多い。

・家庭用の電気料金が上がると、逆進性があることから、特に貧困家庭にとっては非常に大きな負担になるため、貧困家庭や低所得者層に対しては、エネルギー価格に介入する形ではなく、直接的な補助を行うことが経済的な効率性の観点からは望ましい。

（火力発電と技術開発）

・2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、再エネ拡大に努力を傾注する一方で、天然ガスを活用した現実的な手法を進めるべきである。

・ＬＮＧの安定供給を重視するのであれば、ＬＮＧスポット市場での調達比率を高めすぎることはリスクがあり、スポット調達を増やしすぎると安定供給を損なうリスクがある。

・日本における再エネの主力電源化や石炭火力発電からの脱却は足踏み状態にある。一日も早い再エネの主力電源化、カーボンニュートラル実現のためには、限られた国の予算を再エネやこうした分野に集中することで世界を牽引すべきである。

・日本の温室効果ガス排出量の４割を電力部門が占め、排出量が最も多い石炭火力発電全廃が緊急の課題である。

・再エネ電源を利用したグリーン水素だけで、カーボンニュートラル等のＳＤＧｓを達成することは極めて難しく、橋渡し役として現実的かつ最適な解を模索することが必要になる。そこで、旧型の石炭火力発電を廃止する方向は当然として、その上で、今後操業を継続する高効率の石炭火力発電に天然ガスから生産されるブルーアンモニアを混焼して、火力発電のカーボンニュートラル化、ゼロエミ化を図っていく必要がある。

・2050年までのカーボンニュートラル目標達成のための現実的な方法とプロセスについて議論、検証し、理解を広めることが、今行うべき重要なことである。まずは特にアジアの経済発展を担う途上国で石炭や石油の消費を減らし、天然ガス、ＬＮＧへの転換を進めるとともに、既存の石炭や天然ガス火力発電施設の低炭素化、脱炭素化を進めて最大限有効活用することで、無駄な投資を減らし、目標達成を早め、コストを削減することが可能になる。

・化石燃料のカーボンニュートラル化で重要となるのは、二酸化炭素回収・利用（ＣＣＵ）と二国間クレジット制度（ＪＣＭ）である。

・二酸化炭素回収・貯留（ＣＣＳ）が火力発電所に実装されたとしても、その分のコストが電気料金に上乗せされるのであれば、結果的に再エネよりも高コストになるため、ＣＣＳのコスト低減化に向けて実証技術開発が必要である。

・二酸化炭素回収・有効利用・貯留（ＣＣＵＳ）や水素は、化石燃料に依存しているアジア諸国にとって不可欠の技術で、それを日本から可能な限り低コストで提供できるようにすべきであり、そのためのイノベーションが非常に重要である。

・CO_2を人為的に別の物質に変えるということは、化学産業が日頃製品を製造しているのと基本的に同様であり、電気を始め莫大なエネルギーを投入しなければならないという課題がある。しかし、CO_2を別の基幹物質に変える過程で、それ以上のCO_2を発生させてしまっては本末転倒になる。そのため、2050年までに真にエコロジーなカーボンリサイクルの革新的な技術の確立が必要となる。

（カーボンニュートラルと経済・社会）

・世界で最も重要視されているのは雇用であり、雇用を増やすためには再エネや省エネの推進が非常に効果的だとされ、それがグリーン・ニューディール（ＧＮＤ）、グリーン・リカバリー（ＧＲ）の最大のポイントと言っても過言ではない。

・ＧＲでは、地域ごとの状況に応じ、地域の資源、人材、技術をいかして再エネ事業を興すことが重要であるが、例えば都会の大資本によって、地域の人とは関わりなくメガソーラーや大規模風力発電施設ができると、地域の雇用や産業振興につなげることは難しい。このため、地域循環共生圏と言われる地元の中小企業、金融機関、人材、技術を用いて、循環型の再エネ事業を興すことが大事である。

・ＳＤＧｓは、地球の限界を超えないことと同時に、貧困や格差の解消を柱としている。気候変動対策や鉱物資源開発と貧困や格差の是正をセットで進めるためには、社会の利益より企業のもうけ、利潤追求を優先する新自由主義的な在り方を変え、企業には社会的責任を果たさせることが不可欠である。

・各国政府及びシンクタンクのＧＲ、ＧＮＤ提案の共通要素であるCO_2の排出削減、ＰＭ2 5の排出削減、電気料金の引下げ、雇用確保等を実現するに当たって、環境負荷の観点を入れていく必要がある。

・個々の産業技術の強みを生かしながら、デジタル化への対応も含め、日本全体としての脱炭素に向けた経済社会変革が必要である。

（国際動向と国際協力）

・アジアの経済成長なくして日本も世界も成長はない。アジアの経済成長を支えるエネルギーをいかに確保し、同時にカーボンニュートラルに向けた歩みを着実に促すことができるかが問題である。

・先進国が化石燃料技術から撤退し、輸出をやめた場合の穴を埋めるのは、中国の石炭火力発電技術になり、日本の原子力発電技術が衰退すれば、世界の原子力発電市場において中国、ロシアの商機が拡大することになる。

・日本も、環境対策に関する国際的なルールづくりについて、早い段階から関与していく必要がある。

・温暖化問題では公平性が一つのキーワードである。今後インフラを整備し生活水準を上げるためにエネルギーを使う必要がある途上国を考えたとき、世界全体で2030年に温室効果ガス排出を45％削減するという目標も、公平性を考えると先進国は70～80％程度削減しなければならないという議論がある。

・スウェーデンのような、非常に豊かで原子力と水力で電力の大半を賄っている国と、インドのように依然として非常に貧しい人がいて国内に化石燃料資源がある国のＳＤＧｓの追求の仕方は、おのずとバランスの取り方も違ってくる。それゆえ、世界で統一的な解というのは存在せず、各国がそれぞれ判断していかなければならない。

・温室効果ガス排出量の削減は、米国、中国、インド等の排出大国といかに協調して減らしていくかが鍵であり、国際協調の中で地球温暖化を食い止めていくという観点が大事である。

・日本が考えなければならないことは、将来において世界の温室効果ガスの帰趨を握るアジア地域の低炭素化、脱炭素化にどれだけ貢献できるかである。

・エネルギー消費あるいはCO_2排出量の増大を抑えながら経済発展するためには、例えば省エネ技術といった、日本の優れたノウハウや技術を移転していくことが重要である。

官報（号外）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日
発行所　〒一〇〇五　東京都千代田区霞が関一ノ四ノ二　国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一一一〇円（本体一一〇〇円）